

別冊 2

# 法人類型別個別法人の概要

平成 30 年 3 月

一般財団法人 行政管理研究センター



## 目次

第1部 独立行政法人 .....	1
1. 独立行政法人国立公文書館 .....	1
2. 独立行政法人北方領土問題対策協会 .....	8
3. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 .....	15
4. 独立行政法人国民生活センター .....	19
5. 国立研究開発法人情報通信研究機構 .....	25
6. 独立行政法人統計センター .....	38
7. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構 .....	44
8. 独立行政法人国際協力機構 .....	53
9. 独立行政法人国際交流基金 .....	62
10. 独立行政法人酒類総合研究所 .....	68
11. 独立行政法人造幣局 .....	74
12. 独立行政法人国立印刷局 .....	80
13. 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 .....	86
13. 独立行政法人大学入試センター .....	92
15. 独立行政法人国立青少年教育振興機構 .....	98
16. 独立行政法人国立女性教育会館 .....	120
17. 独立行政法人国立科学博物館 .....	126
18. 国立研究開発法人物質・材料研究機構 .....	133
19. 国立研究開発法人防災科学技術研究所 .....	142
20. 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 .....	156
21. 独立行政法人国立美術館 .....	168
22. 独立行政法人国立文化財機構 .....	176
23. 独立行政法人教職員支援機構 .....	192
24. 国立研究開発法人科学技術振興機構 .....	199
25. 独立行政法人日本学術振興会 .....	222
26. 国立研究開発法人理化学研究所 .....	231
27. 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 .....	245
28. 独立行政法人日本スポーツ振興センター .....	264
29. 独立行政法人日本芸術文化振興会 .....	283
30. 独立行政法人日本学生支援機構 .....	297
31. 国立開発研究法人海洋研究開発機構 .....	311
32. 独立行政法人国立高等専門学校機構 .....	323
33. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 .....	330

34. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 .....	354
35. 独立行政法人 勤労者退職金共済機構 .....	382
36. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 .....	406
37. 独立行政法人福祉医療機構 .....	429
38. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 .....	448
39. 独立行政法人労働政策研究・研修機構 .....	461
40. 独立行政法人労働者健康安全機構 .....	476
41. 独立行政法人国立病院機構 .....	488
42. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 .....	501
43. 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 .....	525
44. 独立行政法人地域医療機能推進機構 .....	548
45. 年金積立金管理運用独立行政法人 .....	554
46. 国立研究開発法人国立がん研究センター .....	571
47. 国立研究開発法人国立循環器病研究センター .....	583
48. 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター .....	595
49. 国立研究開発法人国立国際医療研究センター .....	609
50. 国立研究開発法人国立成育医療研究センター .....	624
51. 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター .....	637
52. 独立行政法人農林水産消費安全技術センター .....	650
53. 独立行政法人家畜改良センター .....	668
54. 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 .....	680
55. 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター .....	729
56. 国立研究開発法人森林研究・整備機構 .....	741
57. 国立研究開発法人水産研究・教育機構 .....	750
58. 独立行政法人農畜産業振興機構 .....	759
59. 独立行政法人農業者年金基金 .....	767
60. 独立行政法人農林漁業信用基金 .....	771
61. 独立行政法人経済産業研究所 .....	778
62. 独立行政法人工業所有権情報・研修館 .....	781
63. 国立研究開発法人産業技術総合研究所 .....	786
64. 独立行政法人製品評価技術基盤機構 .....	789
65. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 .....	794
66. 独立行政法人日本貿易振興機構 .....	803
67. 独立行政法人情報処理推進機構 .....	807
68. 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 .....	812
69. 独立行政法人中小企業基盤整備機構 .....	817

70. 国立研究開発法人土木研究所 .....	825
71. 国立研究開発法人建築研究所 .....	834
72. 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 .....	838
73. 独立行政法人海技教育機構 .....	850
74. 独立行政法人航空大学校 .....	865
75. 独立行政法人自動車技術総合機構 .....	871
76. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 .....	882
77. 独立行政法人国際観光振興機構 .....	901
78. 独立行政法人水資源機構 .....	908
79. 独立行政法人自動車事故対策機構 .....	914
80. 独立行政法人空港周辺整備機構 .....	922
81. 独立行政法人都市再生機構 .....	932
82. 独立行政法人奄美群島振興開発基金 .....	954
83. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 .....	961
84. 独立行政法人住宅金融支援機構 .....	967
85. 国立研究開発法人国立環境研究所 .....	982
86. 独立行政法人環境再生保全機構 .....	994
87. 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 .....	1006
第2部 特殊法人 .....	1017
1. 沖縄振興開発金融公庫 .....	1017
2. 沖縄科学技術大学院大学学園 .....	1022
3. 日本電信電話株式会社 .....	1026
4. 東日本電信電話株式会社 .....	1030
5. 西日本電信電話株式会社 .....	1034
6. 日本放送協会 .....	1038
7. 日本郵政株式会社 .....	1045
8. 日本郵便株式会社 .....	1052
9. 日本たばこ産業株式会社 .....	1063
10. 株式会社日本政策金融公庫 .....	1071
11. 株式会社日本政策投資銀行 .....	1089
12. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 .....	1101
13. 株式会社国際協力銀行 .....	1110
14. 日本私立学校振興・共済事業団 .....	1129
15. 放送大学学園 .....	1148
16. 日本年金機構 .....	1159
17. 日本中央競馬会 .....	1169

18.	日本アルコール産業株式会社	1174
19.	株式会社商工組合中央金庫	1184
20.	株式会社日本貿易保険	1207
21.	新関西国際空港株式会社	1224
22.	北海道旅客鉄道株式会社	1230
23.	四国旅客鉄道株式会社	1233
24.	日本貨物鉄道株式会社	1236
25.	東京地下鉄株式会社	1239
26.	成田国際空港株式会社	1243
27.	東日本高速道路株式会社	1248
28.	中日本高速道路株式会社	1252
29.	西日本高速道路株式会社	1258
30.	首都高速道路株式会社	1264
31.	阪神高速道路株式会社	1270
32.	本州四国連絡高速道路株式会社	1277
33.	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	1285
第3部	特別民間法人	1292
1.	日本消防検定協会	1292
2.	消防団員等公務災害補償等共済基金	1297
3.	危険物保安技術協会	1301
4.	日本行政書士会連合会	1305
5.	自動車安全運転センター	1309
6.	日本公認会計士協会	1314
7.	日本司法書士会連合会	1320
8.	日本土地家屋調査士会連合会	1325
9.	日本税理士会連合会	1331
10.	社会保険診療報酬支払基金	1335
11.	建設業労働災害防止協会	1342
12.	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	1345
13.	林業・木材製造労働災害防止協会	1348
14.	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	1351
15.	中央職業能力開発協会	1354
16.	中央労働災害防止協会	1358
17.	企業年金連合会	1361
18.	石炭鉱業年金基金	1371
19.	全国社会保険労務士会連合会	1377

20. 農林中央金庫.....	1381
21. 全国漁業共済組合連合会.....	1390
22. 東京中小企業投資育成株式会社.....	1395
23. 名古屋中小企業投資育成株式会社.....	1400
24. 大阪中小企業投資育成株式会社.....	1405
25. 高圧ガス保安協会 .....	1410
26. 日本電気計器検定所.....	1415
27. 日本商工会議所 .....	1421
28. 全国商工会連合会 .....	1426
29. 日本弁理士会.....	1431
30. 全国中小企業団体中央会.....	1435
31. 日本勤労者住宅協会 .....	1439
32. 軽自動車検査協会 .....	1444
33. 日本小型船舶検査機構 .....	1449
34. 日本水先人会連合会 .....	1454
第4部 特別法人.....	1460
1. 生命保険契約者保護機構.....	1460
2. 日本証券業協会 .....	1464
3. 日本貸金業協会 .....	1470
4. 損害保険料率算出機構.....	1476
5. 健康保険組合連合会 .....	1482
6. 国民年金基金連合会 .....	1485
7. 船員災害防止協会.....	1489
8. 全国土地改良事業団体連合会.....	1493
9. 全国食肉業務用卸協同組合連合会 .....	1498
10. 日本商品先物取引協会 .....	1502
11. 全国石油商業組合連合会.....	1508
12. 原子力発電環境整備機構.....	1512
第5部 認可法人.....	1518
1. 株式会社地域経済活性化支援機構 .....	1518
2. 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 .....	1526
3. 株式会社民間資金等活用事業推進機構 .....	1531
4. 預金保険機構 .....	1535
5. 銀行等保有株式取得機構.....	1544
6. 日本銀行 .....	1550
7. 日本赤十字社.....	1556

8. 農水産業協同組合貯金保険機構.....	1560
9. 株式会社農林漁業成長産業化支援機構.....	1565
10. 株式会社産業革新機構.....	1569
11. 株式会社海外需要開拓支援機構.....	1574
12. 電力広域の運営推進機関.....	1578
13. 使用済燃料再処理機構.....	1582
14. 外国人技能実習機構.....	1586



## 第 1 部 独立行政法人

### 1. 独立行政法人国立公文書館

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人国立公文書館（行政執行法人）		
所在地	東京都千代田区北の丸公園 3 番 2 号		
設立根拠法	国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）		
所管府省	内閣府大臣官房公文書管理課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	①昭和 46 年 7 月 総理府国立公文書館 ②平成 13 年 1 月 内閣府国立公文書館 ③平成 13 年 4 月 独立行政法人国立公文書館設立 ④平成 27 年 4 月 行政執行法人（単年度管理型）に移行		
事業目的	特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。</li><li>2. 行政機関（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）からの委託を受けて、行政文書（同法第 5 条第 5 項の規定により移管の措置をとるべきことが定められているものに限る。）の保存を行うこと。</li><li>3. 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。</li><li>4. 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。</li><li>5. 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。</li><li>6. 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。</li><li>7. 1～6 の業務に附帯する業務を行うこと。</li><li>8. 内閣総理大臣が必要と認めた場合に、行政機関の行政文書の管理について、状況の報告、資料の徴収、実地調査を行うこと。</li></ol> <p>上記の業務のほか、1～8 の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）第 7 条に規定する技術上の指導又は助言を行うこと。行政機関からの委託を受けて、行政文書（公文書管理法第 5 条第 5 項の規定により移管又は廃棄の措置をとるべきことが定められているものを除く。）の保存を行うこと。</p>		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>7,180</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>2,045</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>2,040</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>4,361</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	7,180	収入	2,045	支出	2,040	正味財産	4,361
	区分	平成 28 年度									
	資本金	7,180									
	収入	2,045									
支出	2,040										
正味財産	4,361										
職員数:50 名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 条の 12 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 10 第 1 項 (事業計画) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :										
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項 別表第一 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条 1 項 別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表第二										
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人通則法第 51 条により公務員の身分を有する <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条										

【沿革① 昭和46年7月 総理府国立公文書館】

法人類型	総理府附属機関		
法人名	独立行政法人国立公文書館		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 総理府設置法の一部を改正する法律</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：S46年2月4日</li> <li>・ 法案成立年月日：S46年3月24日</li> <li>・ 法律公布年月日：S46年3月31日</li> <li>・ 法律施行年月日：S46年7月1日</li> </ul>	法改正のパターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 新規立法</li> <li>(✓) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（昭和46年2月16日・衆議院内閣委員会）</p> <p>ただいま議題となりました総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。改正点の第一は、総理府の附属機関として、国立公文書館を設置することです。申すまでもなく、公文書類は、国の政治、経済、社会、文化等各分野における歩みをあとづける貴重な資料であります。このため、諸外国では、公文書類の保存については、国立の公文書館を設けて集中的に保全、管理を行なうなど手厚い措置を講じているところであります。しかし、わが国には、現在、このような施設がなく、このことが公文書類の散逸、消滅の一因ともなっているとして、国立公文書館の設置については、かねてから、各方面より強く要請されておりました。政府としても、公文書類が持つ国家的、国民的資産としての価値の重要性にかんがみ、国立公文書館の設置について逐次準備を進めてまいりましたが、このたび、本年度中に北の丸公園内の建物もようやく完成する運びとなったものであります。本公文書館は、おもな業務として、各省庁から移管を受けた公文書類を整理し、保存するとともに、これらを閲覧に供するなどその幅広い活用をはかり、あわせて、これに関連する調査研究及び事業を行なうものであります。このような業務を行なうことにより、国立公文書館は、わが国の歴史を記録する貴重な公文書類を長く後世に伝えるとともに、過去の経験と教訓を現代に生かす重要な役割を果たすことを目的とするものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革③ 平成 13 年 4 月 独立行政法人国立公文書館設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立公文書館		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	(議員立法)		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H11 年 4 月 27 日</li> <li>・法案成立年月日：H11 年 6 月 15 日</li> <li>・法律公布年月日：H11 年 6 月 23 日</li> <li>・法律施行年月日：H12 年 10 月 1 日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 新規立法</li> <li>( <input checked="" type="checkbox"/> ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 4 月 27 日・参議院総務委員会）</p> <p>本年の六月一日で、参議院の議員立法として制定されました公文書館法が施行されて十一年となります。この間、公文書館・文書館の設立促進等の一定の成果が見られました。しかし、公文書館法は、基本法的あるいは精神規定的な色彩が濃く、公文書等の保存・利用に関し実際どのような措置をとるかは今後の課題とされていました。この点について、国におきましては国立公文書館が置かれているところではありますが、現在は行政に関する公文書等のみを保存する機関となっております。また、いわゆる行政情報公開法案におきましては行政文書の管理に関する規定が設けられております。この場合、各機関で保管期間が満了した公文書等をどのように保存するかという問題も考える必要が出てまいります。そこで、歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館等における適切な保存及び利用に資するための法律を制定しようと考えました。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第 2 条（職員の引継ぎ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公文書館の成立の際現に内閣府の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立公文書館の成立の日において、国立公文書館の相当の職員となるものとする。</li> </ul> <p>附則第 5 条（権利義務の承継等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公文書館の成立の際、この法律による改正後の国立公文書館法（以下「新法」という。）第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、国立公文書館の成立の時において国立公文書館が承継する。（以下、略）</li> </ul> <p>附則第 6 条（国有財産の無償使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、国立公文書館の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、国立公文書館の用に供するため、国立公文書館に無償で使用させることができる。</li> </ul>		

附則第7条（公文書等の承継）

- ・ 国立公文書館の成立の際、附則第二条に規定する政令で定める機関が現に保管する公文書等については、国立公文書館の成立の時に於いて新法第十五条第四項の規定による移管があったものとみなす。

【沿革④ 平成 27 年 4 月 行政執行法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立公文書館		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）  「各法人等について講ずべき措置」  <b>【国立公文書館】</b>  ○単年度管理型の法人とする。</p>		
関係法案等	<p>・ 関係法案名  独立行政法人通則法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・ 国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日  ・ 法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日  ・ 法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日  ・ 法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日</p>	<p>法改正のパ  ターン分類</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規立法  <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律  の一部改正  <input type="checkbox"/> その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会）  独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしておりま</p>		

す。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員 の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋

—

## 2. 独立行政法人北方領土問題対策協会

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会		
所在地	東京都台東区北上野 1 丁目 9 番 12 号		
設立根拠法	独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号）		
所管府省	内閣府北方対策本部、農林省水産庁漁政部水産経営課		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>①昭和 32 年 9 月 南方同胞援護会（北方部分）</p> <p>②昭和 36 年 12 月 北方協会</p> <p>③昭和 44 年 10 月 特殊法人北方問題対策協会設立</p> <p>④平成 15 年 10 月 独立行政法人北方問題対策協会設立</p> <p>⑤平成 27 年 4 月 中期目標管理法人に移行</p>		
事業目的	<p>北方領土問題その他北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。以下同じ。）に関する諸問題についての国民世論の啓発並びに調査及び研究（以下「調査研究」という。）を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること、及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。</li> <li>2. 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和 57 年法律第 85 号）第 2 条第 4 項に規定する交流等事業（同項第 1 号に掲げるものに限る。）を実施すること。</li> <li>3. 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。</li> <li>4. 昭和 20 年 8 月 15 日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したものに対し必要な援護を行うこと。</li> <li>5. 1～4 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</li> <li>6. 北方地域旧漁業権者等法第 4 条に規定する業務（以下「貸付業務」という。）を行うこと。</li> </ol>		



財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">256</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">1,343</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">1,175</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">2,153</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	256	収入	1,343	支出	1,175	正味財産	2,153
	区分	平成 28 年度									
	資本金	256									
	収入	1,343									
支出	1,175										
正味財産	2,153										
職員数：17名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条第 2 項 別表第一 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表第二										
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人北方領土問題対策協会法第 7 条 3 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条										

【沿革③ 昭和 44 年 10 月 特殊法人北方問題対策協会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	特殊法人北方問題対策協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 北方領土問題対策協会法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S 44 年 3 月 20 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S 44 年 5 月 16 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S 44 年 5 月 22 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S 44 年 10 月 1 日	<b>法改正のパ            ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 44 年 3 月 25 日・衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会）</p> <p>歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島など北方領土は、わが国固有の領土であるにもかかわらず、第二次大戦終結後ソビエト社会主義共和国連邦に占領されて以来今日まで二十有余年の間、同国の占領下にある、わが国が現実に施政権を行使し得ない状況にあります。このため、これらの地域の元居住者は、終戦に伴い全員引き揚げを余儀なくされ、墓参という限られた機会以外には、今日に至るまで帰島することはもちろんのこと、その周辺の漁場において漁業を営むことさえもできないという困難な状況に置かれているのであります。政府は、この北方領土の引き渡しをあらゆる機会にソ連政府に対して要求しておりますが、同政府は、日ソ間の領土問題は一連の国際協定によって解決済みであるとの態度に終始しており、この問題の解決には相当の困難が予想されます。他方、このような国家的懸案事項ともいふべき北方領土問題は、国民世論を背景にして初めてその解決が可能となるのであります。これについての国民世論は、遺憾ながらまだ低調であります。したがって、この問題の解決を促進するためには、今後全国的な規模において国民世論の喚起をはかることが必要であり、そのために北方領土問題の全国的な啓蒙宣伝を行なう機関を設置することが緊要であります。このような趣旨から、昭和三十六年に制定された北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律により設立され、北海道札幌市にその事務所を置いている北方協会を発展的に解消して、新たに、北方領土問題対策協会を設立し、この団体を通じて全国的規模において、北方領土問題についての世論の高揚をはかり、あわせてこれら地域の旧漁業権者等に対する貸し付け等の援護を行ない、もって、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するため、この法律案を提案した次第であります。</p>		
業務、財 産、職員身	附則第 5 条（北方協会の解散等） ・北方協会は、協会の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、		

<b>分等の継承 規定抜粋</b>	<p>その時において協会が承継する。</p> <p>附則第 6 条（南方同胞援護会からの権利及び義務の承継等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・協会の成立の際現に南方同胞援護会に属する権利及び義務のうち、附則第十条の規定による改正前の南方同胞援護会法（昭和三十二年法律第百六十号）附則第十二項第一号に掲げる業務に係るものは、協会の成立の時において協会が承継するものとし、その範囲は、総理府令で定める。</li></ul>
-----------------------	---

【沿革④ 平成 15 年 10 月 独立行政法人北方問題対策協会設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人北方領土問題対策協会法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H14 年 10 月 21 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H14 年 11 月 29 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H14 年 12 月 6 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H14 年 12 月 6 日	<b>法改正のパ ター ン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部 改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説 明抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 5 月 20 日・衆議院特殊法人改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところではありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところでもあります。この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等 の継承規定 抜粋	附則第 2 条（北方領土問題対策協会の解散等） ・北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）は、協会の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて協会が承継する。		

【沿革⑤ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	・ 関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	・ 国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日 ・ 法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・ 法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・ 法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	法改正のパ ターン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律 の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 明抜粋	<p>提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会平成 26 年 5 月 9 日）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にか</p>		

	<p>わり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

### 3. 国立研究開発法人日本医療研究開発機構

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人日本医療研究開発機構												
所在地	東京都千代田区大手町1丁目7番1号												
設立根拠法	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）												
所管府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省												
設立年月日	平成27年4月1日	民間法人化年月日											
沿革	①平成25年2月 内閣官房健康・医療戦略室 ②平成27年4月 国立研究開発法人日本医療研究開発機構設立												
事業目的	医療の分野における基礎から実用化までの研究開発が切れ目なく行われ、その成果が円滑に実用化されるよう、大学や研究機関などが行う研究を支援し、研究開発やそのための環境の整備に取り組むことを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。 2. 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 3. 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。 4. 1～3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>203,847</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>143,850</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>56,013</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：512名			区分	平成28年度	資本金	55,000	収入	203,847	支出	143,850	正味財産	56,013
区分	平成28年度												
資本金	55,000												
収入	203,847												
支出	143,850												
正味財産	56,013												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金： (✓) 交付金：独立行政法人通則法第46条 ( ) 委託費： ( ) 政府貸付： ( ) 政府保証：												
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令：独立行政法人通則法第35条の6第9項 (✓) 報告徴収：独立行政法人通則法第64条 (✓) 立入検査：独立行政法人通則法第64条												

役員の選任・ 解任に当たっ ての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に 当たっての国 の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優 遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項 別表第一 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表第二
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人日本医療研究開発機構法第 15 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条



【沿革① 平成 25 年 2 月 内閣官房健康・医療戦略室設置】

法人類型	—		
法人名	国立研究開発法人日本医療研究開発機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等 政府方針	平成 25 年 2 月 22 日内閣総理大臣決定		
関係法案等	・関係法案名 健康・医療戦略室の設置に関する規則		
	・国会提出年月日： ・法案成立年月日： ・法律公布年月日： ・法律施行年月日：	法改正の パターン分類	( ) 新規立法 ( ) 既存法律の 一部改正 (✓) その他
提案理由説明 抜粋	設置理由（平成 25 年 2 月 22 日・内閣官房長官記者会見） 健康・医療戦略室の設置についてであります。政府一体となって成長戦略の実現に向けて取り組むに当たって、我が国が世界最先端の医療サービス、医療技術・サービスを実現し、健康寿命世界一を達成すると同時に、それにより医療、医薬品、医療機器を戦略産業として育成し、日本経済再生の柱とすることを旨とする「健康・医療戦略室」を内閣官房に設置をすることといたしました。なお、これに伴いまして、「医療イノベーション会議」、「医療イノベーション推進室」を廃止しました。「健康・医療戦略室」は、私（官房長官）の直轄組織として、和泉内閣総理大臣補佐官を室長に、厚生労働省、文部科学省、経済産業省の審議官級の者を次長とする府省横断型の強力な実施体制となります。今後、同室は、関係府省と一体となって、日本経済再生本部や規制改革会議とも連携しつつ、健康・医療分野の成長戦略の実現に向けて取り組んでまいります。		
業務、財産、職員身分等の継承 規定抜粋	—		

【沿革② 平成 27 年 4 月 国立研究開発法人日本医療研究開発機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人日本医療研究開発機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国立研究開発法人日本医療研究開発機構法		
	・国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日 ・法案成立年月日：H27 年 5 月 23 日 ・法律公布年月日：H26 年 5 月 30 日 ・法律施行年月日：H26 年 5 月 30 日	法改正のパ ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の 一部改正 ( ) その他
提案理由説 明抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 30 日・衆議院本会議） この法律案は、医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発を促進するために、健康・医療戦略推進本部が作成する医療分野研究開発推進計画に基づき、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行う独立行政法人日本医療研究開発機構を新たに設立するためのものです。		
業務、財 産、職員身 分等の継承 規定抜粋	附則第 2 条（国の権利義務の承継等） ・機構の成立の際、第十六条各号に掲げる業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に於いて機構が承継する。 附則第 3 条（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の権利義務の承継等） ・機構の成立の際、附則第八条の規定による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一号ロ及び第三号に掲げる業務に関し、現に国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（次項及び第四項において「医薬基盤・健康・栄養研究所」という。）が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に於いて機構が承継する。		

#### 4. 独立行政法人国民生活センター

##### 法人概要

###### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人国民生活センター		
所在地	神奈川県相模原市中央区 3-1-1		
設立根拠法	独立行政法人国民生活センター法（平成 14 年法律第 123 号）		
所管府省	内閣府消費者庁消費者教育・地方協力課		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	①昭和 37 年 6 月 国民生活研究所 ②昭和 45 年 10 月 特殊法人国民生活センター ③平成 15 年 10 月 独立行政法人国民生活センター ④平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行		
事業目的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	1. 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。 2. 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。 3. 1～2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。 4. 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。 5. 国民生活に関する情報を収集すること。 6. 重要消費者紛争の解決を図ること。 7. 特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）第 2 条第 10 号に規定する特定適格消費者団体をいう。）が行う同法第 56 条第 1 項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てること。 8. 1～7の業務に附帯する業務を行うこと。		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">8,902</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">3,271</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">2,851</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">7,705</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	8,902	収入	3,271	支出	2,851	正味財産	7,705
	区分	平成 28 年度									
	資本金	8,902									
	収入	3,271									
支出	2,851										
正味財産	7,705										
職員数：129 名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項 別表第一 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税：地方税法第 348 条 <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表第二										
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人国民生活センター法第 9 条 2 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条										

【沿革② 昭和 45 年 10 月 特殊法人国民生活センター設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	特殊法人国民生活センター		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 国民生活センター法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：S 45 年 3 月 10 日</li> <li>・ 法案成立年月日：S 45 年 5 月 12 日</li> <li>・ 法律公布年月日：S 45 年 5 月 23 日</li> <li>・ 法律施行年月日：S 45 年 5 月 23 日</li> </ul>	法改正のパ ター ン 分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 45 年 3 月 25 日・衆議院物価問題等に関する特別委員会）</p> <p>一九六〇年代において、わが国経済は飛躍的な発展を遂げ、これに伴って国民の所得水準は着実に上昇し、国民生活の内容も著しい向上を見せております。しかしながら、その反面、経済の急速な成長の過程において、住宅や生活環境等の社会資本の整備が相対的に立ちおくれ、交通事故、公害などが増加しております。また、技術革新の進展に伴って危険な商品が目立つなど、消費生活面でも各種の障害が表面化しております。このため国民の日常生活に対する不満が増大し、社会的緊張の高まりが見られることも否定できない事実であります。一九七〇年代を迎えるにあたって、これら各種の問題の解決をはかりつつ、経済の繁栄に対応した、真に豊かな国民生活を実現することが、われわれに与えられた大きな課題であることは申すまでもありません。政府といたしましては、このような見地から、国民生活優先の原則に基づき、国民生活行政の推進につとめておりますが、施策の適切を期するためには、国、企業、国民などの間において、国民生活に関する情報や意見の交流を促進し、国民の直面する日常生活上の諸問題を中心に、国民との対話の場を確立することが肝要であると考えます。このため、従来、国民生活に関する調査研究を行なってきた国民生活研究所を発展的に解消し、国民生活の安定及び向上に役立つ情報の提供等を行なう国民生活センターを設立することとした次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第 7 条（国民生活研究所の解散）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究所は、センターの成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いてセンターが承継する。</li> </ul>		

【沿革③ 平成 15 年 10 月 独立行政法人国民生活センター】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国民生活センター		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人国民生活センター法		
	・国会提出年月日：H14 年 10 月 21 日 ・法案成立年月日：H14 年 11 月 27 日 ・法律公布年月日：H14 年 12 月 4 日 ・法律施行年月日：H14 年 12 月 4 日	法改正のパートナー分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 14 年 11 月 7 日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会） 特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第 2 条（国民生活センターの解散等） ・国民生活センター（以下「旧センター」という。）は、センターの成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいてセンターが承継する。 ・センターの成立の際現に旧センターが有する権利のうち、センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、センターの成立の時ににおいて国が承継する。		

【沿革④ 平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国民生活センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由説明(平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会) 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の		

	<p>仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の見直し及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>



## 5. 国立研究開発法人情報通信研究機構

### 法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人情報通信研究機構		
所在地	東京都小金井市貫井北町 4-2-1		
設立根拠法	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）		
所管府省	総務省情報通信国際戦略局技術政策課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>①昭和 27 年 8 月 郵政省電波研究所</p> <p>②昭和 54 年 8 月 通信・放送衛星機構</p> <p>③昭和 63 年 4 月 郵政省通信総合研究所に名称変更（①の後身）</p> <p>④平成 4 年 10 月 通信放送機構（②の後身）</p> <p>⑤平成 13 年 1 月 総務省通信総合研究所（③の後身、中央省庁再編）</p> <p>⑥平成 13 年 4 月 独立行政法人通信総合研究所（④と⑤が統合）</p> <p>⑦平成 16 年 4 月 独立行政法人情報通信研究機構発足</p> <p>⑧平成 27 年 4 月 国立研究開発法人に移行</p>		
事業目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。</li> <li>宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものを行うこと。</li> <li>周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。</li> <li>電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。</li> <li>無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び較正を行うこと。</li> <li>3～4に掲げる業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。</li> <li>1に掲げる業務に係る成果の普及としてサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。）に関する演習その他の訓練を行うこと。</li> <li>7に掲げるもののほか、1～2及び6に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。</li> <li>高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。</li> </ol>		

	<p>10. 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。</p> <p>11. 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。</p> <p>12. 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。</p> <p>13. 1～12に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>上記の業務のほか、1. 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成10年法律第53号）第4条に規定する業務、2. 基盤技術研究円滑化法（昭和60年法律第65号）第7条に規定する業務、3. 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成13年法律第44号）第4条に規定する業務、4. 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）第6条に規定する業務、5. 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）第4条に規定する業務を行う。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">147,605</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">37,370</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">32,635</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">84,489</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：411名</p>	区分	平成28年度	資本金	147,605	収入	37,370	支出	32,635	正味財産	84,489
区分	平成28年度										
資本金	147,605										
収入	37,370										
支出	32,635										
正味財産	84,489										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金：独立行政法人通則法第46条</p> <p>( ) 委託費：</p> <p>( ) 政府貸付：</p> <p>( ) 政府保証：</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令：独立行政法人通則法第35条の6第9項</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収：独立行政法人通則法第64条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査：独立行政法人通則法第64条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 大臣任命：独立行政法人通則法第20条1項、2項（長、監事）</p> <p>( ) 国の認可：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出：独立行政法人通則法第20条5項（役員）</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p>(<b>予算・事業計画</b>)</p> <p>( ) 国会承認：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可：独立行政法人通則法第35条の5第1項（中長期計画）</p>										

	<p>(✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項（年度計画）</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表）</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p>( ) 法人税 :</p> <p>(✓) 固定資産税 : 地方税法 348 条</p> <p>( ) 登録免許税 :</p> <p>( ) 印紙税 :</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(✓) みなし公務員：国立研究開発法人情報通信研究機構法第 13 条</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革① 昭和 27 年 8 月 郵政省電波研究所】

法人類型	郵政省附属機関		
法人名	独立行政法人情報通信研究機構		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 郵政省設置法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：S27年5月10日 ・法案成立年月日：S27年7月31日 ・法律公布年月日：S27年7月31日 ・法律施行年月日：S27年8月1日	法改正の ターン分類	( ) 新規立法 (✓) 既存法律の 一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 27 年 5 月 12 日・衆議院内閣委員会） ただいま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案、及び郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案の提案理由の説明を申し上げます。このたび、わが国の自主自立体制に即応しまして、現在の国力にふさわしい簡素かつ能率的で、しかも民主主義の原則にのつとる行政機構を樹立するための機構改革の一環といたしまして、電気通信に関する行政事務を郵政省に統合するため、郵政省設置法の一部を改正する必要があるのとあります。すなわち第一に、電波監理委員会を廃止いたしまして、郵政省の内部部局として電波監理局を、地方支分部局として地方電波監理局を、附属機関として電波監理審議会等を置き、現在の電波監理委員会の所掌する事務を行うことといたします。第二に、電気通信省が日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社へ移行することに伴いまして、大臣官房に電気通信監理官を置き、右の公社及び会社に対する監督、並びに有線電気通信の規律及び監督に関する事務等を行うことといたします。次に右の設置法の一部を改正することに伴いまして、関係法令を整理する必要があるのとあります。すなわち第一に、現行の電波監理委員会設置法は、これを廃止する必要がある、こぎいます。第二に、郵政省に附属機関として電波監理審議会が置かれることとなりますので、電波監理審議会の組織、所掌事務等を定めるため、電波法の一部を改正する必要があるとございます。さらに、放送法その他の関係法令につきましても、電波監理委員会を郵政大臣に改める等若干の改正をする必要があるとございます。以上の理由によりまして、郵政省設置法の一部を改正する法律案、及び郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律案を提出する次第であります。何とぞ御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。		
業務、財産、職員身分等の	—		

繼承規定抜粋	
--------	--

【沿革② 昭和54年8月 通信・放送衛星機構】

法人類型	特殊法人		
法人名	独立行政法人情報通信研究機構		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 通信・放送衛星機構法		
	・国会提出年月日：S54年6月12日 ・法案成立年月日：S54年6月6日 ・法律公布年月日：S54年6月12日 ・法律施行年月日： 年 月 日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和54年3月20日・衆議院本会議） 通信・放送衛星機構法案について、その趣旨を御説明申し上げます。わが国における通信衛星及び放送衛星につきましては、昭和四十八年以来国の計画として開発が進められ、すでに実験用の通信衛星及び放送衛星が打ち上げられ、各種の実験が行われているところであり、この開発成果をできるだけ早く国民に還元するため、昭和五十七年度に実用のための通信衛星の打ち上げが予定されており、また、実用のための放送衛星につきましては、昭和五十八年度打ち上げを目途に検討が進められております。本法案は、実用の通信衛星及び放送衛星の利用推進に当たり、両衛星の管理等を効率的に行う法人として通信・放送衛星機構を設立すべく、その設立の根拠法を制定しようとするものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革③昭和 63 年 4 月 郵政省通信総合研究所に名称変更】

法人類型	郵政省附属機関		
法人名	独立行政法人情報通信研究機構		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 郵政省組織令の一部を改正する政令（昭和 63 年 4 月 8 日政令第 104 号）		
	・国会提出年月日： 年 月 日 ・法案成立年月日： 年 月 日 ・法律公布年月日： 年 月 日 ・法律施行年月日： 年 月 日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	—		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革④ 平成4年10月 通信放送機構】

法人類型	特殊法人		
法人名	独立行政法人情報通信研究機構		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：H4年2月15日 ・法案成立年月日：H4年4月17日 ・法律公布年月日：H4年4月24日 ・法律施行年月日： 年 月 日	法改正の ターン分類	( ) 新規立法 ( <input checked="" type="checkbox"/> ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成4年2月27日・衆議院通信委員会） 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。この法律案は、電気通信分野における最近の急速な技術革新の動向を踏まえて、通信・放送衛星機構に通信・放送技術の向上を図るための業務を追加するとともに、通信・放送衛星機構を通信・放送機構と改称することその他所要の規定を整備しようとするものであります。次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。まず第一に、この法律の題名を通信・放送機構法に改め、通信・放送衛星機構の名称を通信・放送機構に改めることとしております。第二に、通信・放送機構の業務として、従来からの業務に加え、通信・放送技術の水準の著しい向上に寄与する先導的な研究開発を実施させ、基礎研究から応用への橋渡しを図るとともに、通信・放送技術に関する研究開発のための基盤的な施設の整備の推進、海外からの研究者の招聘による国際研究交流の促進等の業務を行わせることとしております。その他所要の規定の整備を図ることといたしております。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		



【沿革⑥ 平成 13 年 4 月 独立行政法人通信総合研究所】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人情報通信研究機構		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 独立行政法人通信総合研究所法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：H11 年 11 月 6 日</li> <li>・ 法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日</li> <li>・ 法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日</li> <li>・ 法律施行年月日：H13 年 1 月 16 日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第 1 条（職員の引継ぎ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究所の成立の際現に総務省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</li> </ul> <p>附則第 5 条（権利義務の承継等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び業務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。</li> </ul> <p>附則第 7 条（国有財産の無償使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。</li> </ul>		

【沿革⑦ 平成 16 年 4 月 独立行政法人情報通信研究機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人情報通信研究機構		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国立研究開発法人情報通信研究機構法		
	・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日	法改正のパターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第 2 条（職員等の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に総務省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。 附則第 5 条（権利の承継等） ・研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。 附則第 7 条（国有財産の無償使用） ・国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。 附則第 3 条（通信・放送機構の解散等）		

	<ul style="list-style-type: none"><li>・通信・放送機構は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて研究機構が承継する。（以下略）</li></ul>
--	--

【沿革⑧ 平成 27 年 4 月 国立研究開発法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人情報通信研究機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	・ 関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	・ 国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日 ・ 法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・ 法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・ 法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	法改正のパ ター ン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律 の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 明抜粋	<p>提案理由説明 (平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会)</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで</p>		

各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

<b>業務、財産、 職員身分等 の継承規定 抜粋</b>	—
--	---

## 6. 独立行政法人統計センター

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人統計センター（行政執行法人）												
所在地	東京都新宿区若松町 19-1 総務省第2庁舎												
設立根拠法	独立行政法人統計センター法（平成11年法律第219号）												
所管府省	総務省統計局総務課												
設立年月日	平成15年4月1日	民間法人化年月日											
沿革	①内閣統計局、総理府統計局などに属する内部機関 ②昭和59年7月 総務庁統計センター ③平成13年1月 総務省統計センター ④平成15年4月 独立行政法人統計センター設立 ⑤平成27年4月 行政執行法人に移行												
事業目的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 国勢調査等の製表を行うこと。 2. 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。 3. 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。 4. 1～3に掲げる業務に必要な技術の研究を行うこと。 5. 1～4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>10,262</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>9,917</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>1,122</td> </tr> </tbody> </table> 職員数:688名			区分	平成28年度	資本金	0	収入	10,262	支出	9,917	正味財産	1,122
区分	平成28年度												
資本金	0												
収入	10,262												
支出	9,917												
正味財産	1,122												
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法第46条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :												

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 12  (✓) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条  (✓) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>
<p>役員の選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事）  ( ) 国の認可：  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 10 第 1 項（事業計画）  ( ) 国への届出：  (決算・財務諸表)  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表）  ( ) 国への届出：  (その他国の関与)  ( ) その他：</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p>(✓) 法人税：法人税法第 4 条第 2 項 別表第一  ( ) 固定資産税：  ( ) 登録免許税：  (✓) 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表第二</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制：  ( ) みなし公務員：独立行政法人通則法第 51 条により公務員の身分を有する  (✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革② 昭和 59 年 7 月 総務庁統計センター設立】

法人類型	総務庁内局		
法人名	総務庁統計センター		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	昭和 57 年 7 月 30 日臨時行政調査会「行政改革に関する第三次答申」		
関係法案等	・関係法案名 総務庁設置法		
	・国会提出年月日：S 58 年 9 月 8 日 ・法案成立年月日：S 58 年 11 月 28 日 ・法律公布年月日：S 58 年 12 月 2 日 ・法律施行年月日：S 59 年 7 月 1 日	法改正のパートナー分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和 58 年 9 月 20 日・衆議院本会議） この法律案は、最近における行政需要の変化に即応して、総合的かつ効率的な行政の推進を図るため、臨時行政調査会の答申の基本的方向に沿って、総理府本府及び行政管理庁の組織と機能を統合再編成し、総理府の外局として総務庁を設置しようとするものであります。総務庁は、各種総合調整機能の相互補完関係をより緊密なものとするという基本的考え方に基づき、行政機関の人事、機構、定員及び運営の総合調整機能と行政監察機能の総合的運用を図るとともに、青少年対策等の特定の行政施策の総合調整機能をあわせ有するものとし、政府における全体としての総合調整機能の活性化と総合的発揮を図ることとしております。さらに、統計の重要性にかんがみ、総理府及び行政管理庁の統計行政機構を統合再編して、統計行政における中核的機能を確立するとともに、恩給に関する事務を含めて、これらを一体的に遂行することとしております。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		



【沿革④ 平成 15 年 4 月 独立行政法人統計センター設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人統計センター		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人統計センター法		
	・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日	法改正のパターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第 2 条（職員の引継ぎ等） ・センターの成立の際現に総務省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、センターの成立の日において、センターの相当の職員となるものとする。 附則第 5 条（権利義務の承継） ・センターの成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時においてセンターが承継する。 附則第 6 条（国有財産の無償使用） ・総務大臣は、センターの成立の際現に総務省の部局又は機関で政令で定めるものを使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、センターの用に供するため、センターに無償で使用させることができる。		

【沿革⑤ 平成 27 年 4 月 行政執行法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人統計センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）  「各法人等について講ずべき措置」  <b>【統計センター】</b>  ○単年度管理型の法人とする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名  独立行政法人通則法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日  ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日  ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日  ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日</p>	<p>法改正のパ  タ ー ン  分類</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規立法  <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律  の一部改正  <input type="checkbox"/> その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会）  独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標</p>		

	<p>管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の見直し及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

## 7. 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
所在地	東京都港区虎ノ門 5-13-1 (虎ノ門 40MT ビル 3 階)		
設立根拠法	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法 (平成 17 年法律第 101 号)		
所管府省	総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>①平成 13 年 1 月 郵政事業庁</p> <p>②平成 15 年 4 月 日本郵政公社</p> <p>③平成 19 年 10 月 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立</p> <p>④平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行</p>		
事業目的	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>1. 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (以下「整備法」という。) の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法の規定による廃止前の郵便貯金法の規定、整備法附則の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行うこと。</p> <p>2. 整備法附則の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法の規定による廃止前の簡易生命保険法 (以下「旧簡易生命保険法」という。) の規定、整備法附則の規定によりなおその効力を有するものとされる法律の規定及び整備法附則の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行うこと。</p> <p>3. 1～2 の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>4. 1～3 の業務のほか、機構の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>ア. 株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、株式会社日本政策金融公庫法附則に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。</p> <p>イ. 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。</p> <p>ウ. ア～イの業務に附帯する業務を行うこと。</p>		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>9,730,125</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>9,725,009</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>97,508</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	7,000	収入	9,730,125	支出	9,725,009	正味財産	97,508
	区分	平成 28 年度									
	資本金	7,000									
	収入	9,730,125									
支出	9,725,009										
正味財産	97,508										
職員数：44名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第 20 条、附則第 3 条										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第 31 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条 郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第 31 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項 別表第一 <input type="checkbox"/> 固定資産税：地方税法第 348 条 <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表第二										
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第 12 条										

起因する規制 や国の関与	(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第1条
-----------------	----------------------------

【沿革① 平成 13 年 1 月 郵政事業庁】

法人類型	郵政省外局		
法人名	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 郵政事業庁設置法		
	・国会提出年月日：H11 年 4 月 28 日 ・法案成立年月日：H11 年 7 月 8 日 ・法律公布年月日：H11 年 7 月 16 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日	法改正の パ ターン分類	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一 部改正 （ ）その他
提案理由説 明抜粋	提案理由（平成 11 年 5 月 18 日・衆議院本会議） ただいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案外十六件の中央省庁等改革 関連法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。本法律案は、さ きに国会で成立した中央省庁等改革基本法にのっとり立案したものであります。提 案理由の第一は、内閣機能の強化であります。政治主導の強化であります。主権者で ある国民の信託に基づいて国会が指名する内閣総理大臣及び内閣総理大臣が任命する 国務大臣並びにこれら大臣により構成される内閣が、それぞれ国政全体及び行政各部 を実際にリードする環境を整備するものであります。内閣総理大臣のリーダーシップ の強化、副大臣等の導入、内閣府の設置等を通じ、選挙により国民の意思が反映され る政治の主導が強化され、憲法に定められた国民主権の理念を一層実現するものであ ります。提案理由の第二は、府省の再編成と行政の整合性の確保であります。いわゆ る縦割り行政の弊害を排し、その時々政策課題に柔軟かつ整合的に対応できるよう に、行政の目的である任務を基軸として、府省を大きくくり再編成することとしてお ります。あわせて、各省等設置法の権限規定を廃止しております。また、新たに編成 された府省間で互いの政策を協議する政策調整の制度を設けることといたしておりま す。提案理由の第三は、行政のスリム化であります。府省の再編成にあわせて機能を 削減し、行政の事務の減量化を行うこととしております。提案理由の第四は、行政の 透明化及び効率化であります。国の機関の独立行政法人化を行うこと等により、行政 の透明化及び効率化を図ることといたしてしております。これらの改革を実施するた めに、内閣法その他の法律に所要の改正を加えるとともに、新府省の任務及び所掌事務 並びに組織を規定するための設置法を定め、また、独立行政法人制度の基本となる共 通の事項等を規定するための通則法を定める必要があります。（中略）内閣の統括のも とに行政事務をつかさどる行政機関は、任務を基軸として、総務省、法務省、外務 省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環		

	<p>境省の十省に再編成し、郵政事業庁を新設するほか、国家公安委員会、防衛庁、金融庁等の各府省の外局に関する法律については、中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備に関する法律案によりまして、それぞれ任務及びそれを達成するために必要な所掌事務を定めております。また、広範な裁量権限の根拠となっているのではないかという疑念を抱かれる権限規定については、これを廃止しております。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>



【沿革② 平成 15 年 4 月 日本郵政公社】

法人類型	特殊法人		
法人名	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 日本郵政公社法		
	・国会提出年月日：H14 年 4 月 26 日 ・法案成立年月日：H14 年 7 月 24 日 ・法律公布年月日：H14 年 7 月 31 日 ・法律施行年月日：H15 年 4 月 1 日	法改正のパターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 14 年 5 月 21 日・衆議院本会議） この法律案は、中央省庁等改革基本法第三十三条第一項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、日本郵政公社を設立するものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革③ 平成 19 年 10 月 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法		
	・国会提出年月日：H17年10月6日 ・法案成立年月日：H17年10月14日 ・法律公布年月日：H17年10月21日 ・法律施行年月日：H19年10月1日	法改正の ターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 17 年 10 月 6 日・衆議院郵政民営化に関する特別委員会） この法律案は、機構が、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とすることのほか、機構の役職員、業務、財務、会計等について定めております。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革④ 平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律 の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明 (平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会) 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の		

	<p>仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の見直し及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

## 8. 独立行政法人国際協力機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人国際協力機構		
所在地	東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 1～6 階		
設立根拠法	独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）		
所管府省	外務省国際協力局政策課		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>①昭和 37 年 6 月 海外技術協力事業団</p> <p>②昭和 38 年 7 月 海外移住事業団</p> <p>③昭和 49 年 8 月 国際協力事業団（①②が統合）</p> <p>④平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構</p> <p>⑤平成 27 年 4 月 中期目標管理法人に移行</p>		
事業目的	<p>開発途上地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>1. 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。</p> <p>ア. 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。</p> <p>イ. 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。</p> <p>ウ. イに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。</p> <p>エ. 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。</p> <p>オ. 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。</p> <p>2. 有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「有償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。</p> <p>ア. 条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、</p>		

かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。以下「開発事業」という。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。

イ．我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。

3．開発途上地域の政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体に対して行われる無償の資金供与による協力（政府の決定に基づき、資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下「無償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。

ア．条約その他の国際約束に基づく無償資金協力（機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務の全部又は一部を自ら行うものとして指定するものを除く。）の実施のために必要な業務を行うこと。

イ．アに規定する無償資金協力以外の無償資金協力のうち、その適正な実施を確保するために機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものに係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うとともに、当該契約の履行状況に関し必要な調査を行うこと。

4．国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であって、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

ア．開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること

イ．条約その他の国際約束に基づき、アの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ウ．開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

（1）当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修

（2）当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣

（3）当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与。

エ．国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

5．移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。

	<p>ア. 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。</p> <p>イ. 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。</p> <p>ウ. 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。</p> <p>6. 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）第 2 条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。</p> <p>7. 1、4ウ及び6並びに8の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。</p> <p>8. 1～7に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。</p> <p>9. 1～8に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>10. 1～9の業務のほか、次の業務を行う。ア. 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること。イ. 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。</p> <p>上記の業務のほか、外務大臣が適当と認める場合には、本邦又は外国において政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体の委託を受けて、1～10の業務の遂行に支障のない範囲内で、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与する業務を行うことができる。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">8,054,680</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">238,713</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">249,026</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">9,568,650</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：1,882 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	8,054,680	収入	238,713	支出	249,026	正味財産	9,568,650
区分	平成 28 年度										
資本金	8,054,680										
収入	238,713										
支出	249,026										
正味財産	9,568,650										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(✓) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>(✓) 政府保証 : 国際協力機構法第 34 条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3</p> <p>(✓) 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条</p> <p>(✓) 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条</p>										

<p>役員の選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事)  ( ) 国の認可 :  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  (✓) 国会承認 : 国際協力機構法第 18 条 4 項 (有償資金協力業務予算)  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法 第 30 条 (中期計画)  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)  (決算・財務諸表)  (✓) 国会承認 : 国際協力機構法第 30 条 3 項 (有償資金協力業務決算報告書、財務諸表)  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)  ( ) 国への届出 :  (その他国の関与)  ( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項 別表第一  (✓) 固定資産税 : 地方税法第 348 条  ( ) 登録免許税 :  (✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表第二</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  (✓) みなし公務員 : 国際協力機構法第 12 条  (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>



【沿革③ 昭和 49 年 8 月 国際協力事業団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	国際協力事業団		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国際協力事業団法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S 49 年 2 月 18 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S 49 年 5 月 27 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S 49 年 5 月 31 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S 49 年 5 月 31 日	<b>法改正のパ ター ン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 49 年 4 月 4 日・衆議院本会議）</p> <p>御承知のとおり、世界の平和と繁栄のためには開発途上地域等の発展と安定が不可欠な要件であり、そのための協力は国際社会全体の負うべき責務であります。わが国といたしましては、かねてよりこのような認識に基づき、これら地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする各般の施策をわが国の重要対外政策の一つとして推進いたしております。近来、わが国経済を取り巻く諸条件はきびしさを加えてまいりました。わが国の平和と繁栄は世界各国との互恵友好の関係の中においてのみ達成し得るものであることを考えますならば、まさにかかるきびしい状況のもとにおいてこそ、このような国際協力の意義をあらためて強く認識しなければならないと存じます。政府といたしましては、かかる基本的考え方に基づき、わが国の国際協力の一その拡充強化をはかるべく種々検討してまいりましたが、その方策の一つとして、従来の経済技術協力実施体制においては必ずしも十分に行ない得なかった政府ベース協力和民間ベース協力の連携の強化、あるいは資金協力和技術協力的の一体的な結びつきを確保するための体制の強化をはかるべく、国際協力事業団を設立することといたしました。すなわち、この事業団は、既存の技術協力の機構である海外技術協力事業団と、移住事業を通じて国際協力に貢献しておる海外移住事業団を統合し、これらの事業団からの業務を引き継ぐほか、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するための新たな業務を行なうことといたしております。このような国際協力体制の整備強化をはかることによって、対外的には相手国側の事情等を十分反映させた国際協力政策の推進が可能となり、また、国内的にも国際協力事業の総合的、効率的運営が確保し得ると考えるものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第 5 条（海外協力事業団の解散等） <b>・海外技術協力事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。</b>		

附則第7条（海外移住事業団の解散等）

- ・海外移住事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

附則第8条（海外貿易開発協会からの引継ぎ等）

- ・昭和四十五年二月一日に設立された財団法人海外貿易開発協会（以下この条において「協会」という。）は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、事業団の成立の時に於いて現に協会が有する権利及び義務のうち、昭和四十九年二月一日現在における協会の寄附行為第四条第一号及び第二号に掲げる事業であつて農林業及び鉱工業に係るもの並びにこれらに附帯する事業（以下この条において「引継事業」という。）の遂行に伴い協会に属するに至つたものを、事業団において承継すべき旨を申し出ることができる。

【沿革④ 平成 15 年 10 月 独立行政法人国際協力機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国際協力機構		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人国際協力機構法		
	・国会提出年月日：H14年10月21日 ・法案成立年月日：H14年11月29日 ・法律公布年月日：H14年12月6日 ・法律施行年月日：H14年12月6日	法改正の ターン分類	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律の 一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 14 年 11 月 7 日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会） 特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第 2 条（国際協力事業団の解散等） ・国際協力事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。 ・機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。		

【沿革⑤ 平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国際協力機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由説明(平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会) 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の		

	<p>仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の見直し及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

## 9. 独立行政法人国際交流基金

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人国際交流基金												
所在地	東京都新宿区四谷 4-4-1												
設立根拠法	独立行政法人国際交流基金法（平成 14 年法律第 137 号）												
所管府省	外務省大臣官房外務報道官・広報文化組織（広報文化外交戦略課及び文化交流・海外広報課）												
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①昭和 47 年 10 月 国際交流基金 ②平成 15 年 10 月 独立行政法人国際交流基金 ③平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行												
事業目的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい。 2. 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。 3. 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。 4. 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。 5. 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与（基金が寄附を受けた物品の贈与に限る）。 6. 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究。 7. 1～6の業務に附帯する業務。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>77,729</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>19,352</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>24,278</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>77,650</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：254 名			区分	平成 28 年度	資本金	77,729	収入	19,352	支出	24,278	正味財産	77,650
区分	平成 28 年度												
資本金	77,729												
収入	19,352												
支出	24,278												
正味財産	77,650												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 46 条 2 項 別表第一 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表第二
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人国際交流基金法第 8 条 3 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 昭和 47 年 10 月 国際交流基金設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	国際交流基金		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 国際交流基金法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：S47年2月19日</li> <li>・ 法案成立年月日：S47年5月26日</li> <li>・ 法律公布年月日：S47年6月1日</li> <li>・ 法律施行年月日：S47年6月1日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 47 年 3 月 8 日・衆議院外務委員会）</p> <p>今日わが国をめぐる国際環境を考えますと、国と国との長期的な信頼関係の基礎づくりが何よりも肝要であります。そのためには、国民相互の間の心と心の触れ合いをつちかう人物交流を中心とする海外との文化交流を安定した財政的基盤と機構の上に強力に推進することが急務であります。かかる観点から、この法律案におきまして、わが国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進するとともに、国際友好親善を促進するため、国際文化交流事業を効率的に行なうことを目的とする特殊法人国際交流基金を設立いたします。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第 4 条（国際文化振興会からの引継ぎ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和九年四月十一日に設立された財団法人国際文化振興会（以下「振興会」という。）は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対し、基金においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。</li> </ul>		



【沿革② 平成 15 年 10 月 独立行政法人国際交流基金】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国際交流基金		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人国際交流基金法		
	・国会提出年月日：H14年10月21日 ・法案成立年月日：H14年11月29日 ・法律公布年月日：H14年12月6日 ・法律施行年月日：H14年12月6日	法改正の ターン分類	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 14 年 11 月 7 日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会） 特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第 3 条（国際交流基金の解散等） ・国際交流基金（以下この条において「旧基金」という。）は、基金の成立の時に置いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において基金が承継する。 ・基金の成立の際現に旧基金が有する権利のうち、基金がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、基金の成立の時において国が承継する。		

【沿革③ 平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国際協力基金		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	・ 関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	・ 国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日 ・ 法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・ 法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・ 法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	法改正の パ タ ー ン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律 の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の</p>		

	<p>仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の見直し及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

## 10. 独立行政法人酒類総合研究所

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人酒類総合研究所												
所在地	広島県東広島市鏡山 3-7-1												
設立根拠法	独立行政法人酒類総合研究所法（平成 11 年法律第 164 号）												
所管府省	財務省国税庁課税部酒税課												
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①明治 37 年 5 月 大蔵省醸造試験所 ②昭和 18 年 11 月 大蔵省主税局醸造技術課 ③昭和 20 年 3 月 大蔵省主税局醸造試験所 ④昭和 24 年 6 月 国税庁酒税課醸造試験所 ⑤昭和 34 年 4 月 国税庁醸造試験所 ⑥平成 7 年 7 月 国税庁醸造研究所に名称変更 ⑦平成 13 年 4 月 独立行政法人酒類総合研究所 ⑧平成 27 年 4 月 中期目標管理法人に移行												
事業目的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）を行うこと。 2. 酒類の品質に関する評価を行うこと。 3. 酒類及び酒類業に関する研究及び調査を行うこと。 4. 1～3に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。 5. 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 6. 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。 7. 1～6の業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>8,303</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>1,062</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>903</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>4,377</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：45 名			区分	平成 28 年度	資本金	8,303	収入	1,062	支出	903	正味財産	4,377
区分	平成 28 年度												
資本金	8,303												
収入	1,062												
支出	903												
正味財産	4,377												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 46 条 2 項 別表第一 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表第二
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人酒類総合研究所法第 11 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条

【⑥平成7年7月 国税庁醸造研究所に名称変更】

法人類型	国税庁附属機関		
法人名	独立行政法人酒類総合研究所		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	昭和63年1月22日閣議決定「国の機関等の移転について」 昭和63年7月19日閣議決定「国の行政機関等の移転について」		
関係法案等	・ 関係法案名		
	・ 国会提出年月日： ・ 法案成立年月日： ・ 法律公布年月日： ・ 法律施行年月日：	法改正の ターン分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	移転理由（昭和63年1月22日閣議決定・「国の機関等の移転について」） (1) 東京都区部の過密の解消、(2) 東京への諸機能の過度の集中の抑制、(3) 地方の振興、(4) 民間部門の地方移転の促進等のために、国の行政機関等の東京都区部外への移転を図るものである。（東広島市に移転するとともに名称変更）		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革⑦ 平成 13 年 4 月 独立行政法人酒類総合研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人酒類総合研究所		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人酒類総合研究所法		
	・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の 一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由で		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第 1 条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に財務省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。 附則第 5 条（権利義務の承継等） ・研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。		

【沿革⑧ 平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人酒類総合研究所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	・ 関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	・ 国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日 ・ 法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・ 法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・ 法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	法改正のパ ター ン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律 の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の</p>		



	<p>仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の見直し及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

## 11. 独立行政法人造幣局

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人造幣局（行政執行法人）		
所在地	大阪府大阪市北区天満 1-1-79		
設立根拠法	独立行政法人造幣局法（平成 14 年法律第 40 号）		
所管府省	財務省理財局国庫課		
設立年月日	平成 15 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>①明治 2 年 2 月 太政官造幣局</p> <p>②明治 4 年 2 月 大蔵省造幣寮</p> <p>③明治 10 年 1 月 大蔵省造幣局</p> <p>④昭和 24 年 6 月 大蔵省造幣庁</p> <p>⑤昭和 27 年 8 月 大蔵省造幣局</p> <p>⑥平成 13 年 1 月 財務省造幣局</p> <p>⑦平成 15 年 4 月 独立行政法人造幣局</p> <p>⑧平成 27 年 4 月 行政執行法人に移行</p>		
事業目的	<p>貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。このほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であつて、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>1. 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。</p> <p>2. 貨幣回収準備資金に関する法律（平成 14 年法律第 42 号）第 2 条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。</p> <p>3. 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。</p> <p>4. 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。</p> <p>5. 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。</p> <p>6. 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鋳物の分析を行うこと。</p> <p>7. 1～6 の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。</p> <p>8. 1～7 の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>上記の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。</p> <p>1. 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものの委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章そ</p>		

	<p>の他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。</p> <p>2. 1の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">61,256</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">34,146</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">31,384</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">84,458</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：863名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	61,256	収入	34,146	支出	31,384	正味財産	84,458
区分	平成 28 年度										
資本金	61,256										
収入	34,146										
支出	31,384										
正味財産	84,458										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :  <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  ( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 条の 12  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条  <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p><input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事)  ( ) 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 10 第 1 項 (事業計画)  ( ) 国への届出 :  <b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)  ( ) 国への届出 :  <b>(その他国の関与)</b>  ( ) その他 :</p>										
税の取扱 (優遇措置)	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条第 2 項 別表第一  ( ) 固定資産税 :  <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条 1 項 別表第二  <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表第二</p>										

その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>( ) みなし公務員 : 独立行政法人通則法第 51 条により公務員の身分を有する</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>
------------------------	--

【沿革⑦ 平成 13 年 1 月 独立行政法人造幣局設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人造幣局		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定） ・造幣事業及び印刷事業については、独立行政法人化する。		
関係法案等	・関係法案名 独立行政法人造幣局法		
	・国会提出年月日：H14 年 3 月 12 日 ・法案成立年月日：H14 年 4 月 26 日 ・法律公布年月日：H14 年 5 月 10 日 ・法律施行年月日：H15 年 4 月 1 日	法改正のパターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 14 年 4 月 12 日・衆議院財政金融委員会） 平成十一年四月二十七日閣議決定されました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画において、「造幣事業及び印刷事業については、独立行政法人化する」とされたこと等に基づき、独立行政法人造幣局法案は、貨幣の製造等を業務とする独立行政法人造幣局を、独立行政法人国立印刷局法案は、銀行券の製造、官報の印刷等を業務とする独立行政法人国立印刷局を設立しようとするものであり、貨幣回収準備資金に関する法律案は、独立行政法人造幣局の設立に伴い造幣局特別会計が廃止されることを踏まえ、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金を新たに一般会計に設置し、政府による貨幣の発行、引きかえ及び回収の円滑な実施を図るためのものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第 2 条（職員の引継ぎ等） ・造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、造幣局の成立の日において、造幣局の相当の職員となるものとする。 附則第 4 条（権利義務の承継等） ・造幣局の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十条第一項に規定する財務省造幣局の事務に係るもので政令で定めるものは、造幣局の成立の時において造幣局が承継する。 附則第 7 条（恩給負担金の取扱い） ・この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で従前の造幣局特別会計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別会計において負担すべきこととなるものについては、造幣局が造幣局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定を準用する。		

【沿革⑧ 平成 27 年 4 月 行政執行法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人造幣局		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」 <b>【造幣局】</b> ○単年度管理型の法人とする。</p>		
関係法案等	<p>・ 関係 法 案 名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・ 国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日 ・ 法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・ 法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・ 法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日</p>	<p>法改正のパ ターン分類</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一 部改正 <input type="checkbox"/> その他</p>
提案理由説 明抜粋	<p>提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行</p>		

	<p>法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときはその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

## 12. 独立行政法人国立印刷局

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人国立印刷局（行政執行法人）		
所在地	東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館		
設立根拠法	独立行政法人国立印刷局法（平成 14 年法律第 41 号）		
所管府省	財務省理財局国庫課		
設立年月日	平成 15 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>①明治 4 年 7 月 大蔵省紙幣司</p> <p>②明治 4 年 8 月 大蔵省紙幣寮</p> <p>③明治 10 年 1 月 大蔵省紙幣局</p> <p>④明治 11 年 12 月 大蔵省印刷局</p> <p>⑤明治 31 年 11 月 印刷局（官報局と併合。内閣所管）</p> <p>⑥大正 13 年 12 月 内閣印刷局</p> <p>⑦昭和 18 年 11 月 大蔵省印刷局</p> <p>⑧昭和 24 年 6 月 大蔵省印刷庁</p> <p>⑨昭和 27 年 8 月 大蔵省印刷局</p> <p>⑩平成 13 年 4 月 独立行政法人国立印刷局設立</p> <p>⑪平成 27 年 4 月 行政執行法人（単年度管理型）に移行</p>		
事業目的	<p>特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。</li> <li>2. 行政機関（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第 2 条第 1 項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）からの委託を受けて、行政文書（同法第 5 条第 5 項の規定により移管の措置をとるべきことが定められているものに限る。）の保存を行うこと。</li> <li>3. 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。</li> <li>4. 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。</li> <li>5. 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。</li> <li>6. 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。</li> <li>7. 1～6 の業務に附帯する業務を行うこと。</li> <li>8. 内閣総理大臣が必要と認めた場合に、行政機関の行政文書の管理について、状況の報告、資料の徴収、実地調査を行うこと。</li> </ol>		



	<p>上記の業務のほか、1～8の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法（昭和62年法律第115号）第7条に規定する技術上の指導又は助言を行うこと。行政機関からの委託を受けて、行政文書（公文書管理法第5条第5項の規定により移管又は廃棄の措置をとるべきことが定められているものを除く。）の保存を行うこと。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>141,774</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>73,836</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>74,725</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>212,708</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：4,256名</p>	区分	平成28年度	資本金	141,774	収入	73,836	支出	74,725	正味財産	212,708
区分	平成28年度										
資本金	141,774										
収入	73,836										
支出	74,725										
正味財産	212,708										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :  <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法第46条  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  ( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第35条の12  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第64条  <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第64条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p><input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第20条1項、2項（長、監事）  ( ) 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第20条5項（役員）</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第35条の10（事業計画）  ( ) 国への届出 :  <b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第38条（財務諸表）  ( ) 国への届出 :  <b>(その他国の関与)</b>  ( ) その他 :</p>										
税の取扱（優遇措置）	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第4条第2項 別表第一  ( ) 固定資産税 :</p>										

	<p>(✓) 登録免許税 : 登録免許税法第4条1項 別表第二</p> <p>(✓) 印紙税 : 印紙税法第5条2、3 別表第二</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>( ) みなし公務員 : 独立行政法人通則法第51条により公務員の身分を有する</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第1条</p>

【沿革⑩ 平成 13 年 4 月 独立行政法人国立印刷局設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立印刷局		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定） ・造幣事業及び印刷事業については、独立行政法人化する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人国立印刷局法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H27 年 3 月 13 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H27 年 5 月 26 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H27 年 6 月 24 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H15 年 4 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 14 年 4 月 12 日・衆議院財務金融委員会） 平成十一年四月二十七日閣議決定されました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画において、「造幣事業及び印刷事業については、独立行政法人化する」とされたこと等に基づき、独立行政法人造幣局法案は、貨幣の製造等を業務とする独立行政法人造幣局を、独立行政法人国立印刷局法案は、銀行券の製造、官報の印刷等を業務とする独立行政法人国立印刷局を設立しようとするものであり、貨幣回収準備資金に関する法律案は、独立行政法人造幣局の設立に伴い造幣局特別会計が廃止されることを踏まえ、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金を新たに一般会計に設置し、政府による貨幣の発行、引きかえ及び回収の円滑な実施を図るためのものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第 2 条（職員の引継ぎ等） ・印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、印刷局の成立の日において、印刷局の相当の職員となるものとする。 附則第 4 条（権利義務の承継等） ・印刷局の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十一条第一項に規定する財務省印刷局の事務に係るもので政令で定めるものは、印刷局の成立の時において印刷局が承継する。		

【沿革⑩ 平成 27 年 4 月 行政執行法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立印刷局		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）  「各法人等について講ずべき措置」  <b>【国立印刷局】</b>  ○単年度管理型の法人とする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名  独立行政法人通則法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日  ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日  ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日  ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日</p>	<p>法改正のパ  ターン分類</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規立法  <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律  の一部改正  <input type="checkbox"/> その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会）  独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行</p>		

法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときはその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

—

13. 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所												
所在地	神奈川県横須賀市野比 5-1-1												
設立根拠法	(平成 11 年法律第 165 号)												
所管府省	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課												
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①昭和 46 年 10 月 文部省国立特殊教育総合研究所 ②平成 13 年 1 月 文部科学省国立特殊教育総合研究所 ③平成 13 年 4 月 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 ④平成 19 年 4 月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更 ⑤平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行												
事業目的	特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 特別支援教育に関する研究のうち主として実証的な研究を総合的に行うこと。 2. 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。 3. 1 の研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。 4. 特別支援教育に関する図書、資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。 5. 特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。 6. 1～5 の業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>6,049</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>1,212</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>1,140</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>5,725</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：68 名			区分	平成 28 年度	資本金	6,049	収入	1,212	支出	1,140	正味財産	5,725
区分	平成 28 年度												
資本金	6,049												
収入	1,212												
支出	1,140												
正味財産	5,725												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金： (✓) 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 ( ) 委託費： ( ) 政府貸付：												

	( ) 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 (✓) 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 (✓) 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	(✓) 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) ( ) 国の認可 : (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	(予算・事業計画) ( ) 国会承認 : (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画) (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画) (決算・財務諸表) ( ) 国会承認 : (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表) ( ) 国への届出 : (その他国の関与) ( ) その他 :
税の取扱 (優遇措置)	(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項 別表第一 ( ) 固定資産税 : (✓) 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条 (✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表第二
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	( ) 外資規制 : (✓) みなし公務員 : 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法第 11 条 (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条

【沿革③ 平成 13 年 4 月 独立行政法人国立特殊教育総合研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日</li> <li>・ 法案成立年月日：H11 年 5 月 26 日</li> <li>・ 法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日</li> <li>・ 法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成元年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第 1 条（職員の引継ぎ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</li> </ul> <p>附則第 5 条（権利義務の承継等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。</li> </ul>		



【沿革④ 平成 19 年 4 月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 学校教育法等の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H18 年 3 月 7 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H18 年 6 月 15 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H18 年 6 月 21 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H19 年 4 月 1 日	<b>法改正のパ ター ン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部 改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 18 年 4 月 12 日・参議院本会議） 近年、児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められております。この法律案は、このような状況にかんがみ、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小中学校等における特別支援教育を推進することにより、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図るものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革⑤ 平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	・ 関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	・ 国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日 ・ 法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・ 法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・ 法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	法改正の パ タ ー ン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律 の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の</p>		

	<p>仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の見直し及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

### 13. 独立行政法人大学入試センター

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人大学入試センター		
所在地	東京都目黒区駒場 2-19-23		
設立根拠法	独立行政法人大学入試センター法（平成 11 年法律第 166 号）		
所管府省	文部科学省高等教育局大学振興課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	①昭和 51 年 5 月 国立大学入試改善調査施設 ②昭和 52 年 5 月 大学入試センター ③平成 13 年 4 月 独立行政法人大学入試センター ④平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行		
事業目的	大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）における教育の振興に資することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	1. 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。 2. 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。 3. 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。 4. 1～3の業務に附帯する業務を行うこと。 上記の業務のほか、1～8の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）第 7 条に規定する技術上の指導又は助言を行うこと。行政機関からの委託を受けて、行政文書（公文書管理法第 5 条第 5 項の規定により移管又は廃棄の措置をとるべきことが定められているものを除く。）の保存を行うこと。		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>11,592</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>12,108</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>11,403</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>12,104</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	11,592	収入	12,108	支出	11,403	正味財産	12,104
	区分	平成 28 年度									
	資本金	11,592									
	収入	12,108									
支出	11,403										
正味財産	12,104										
職員数：103 名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 46 条 2 項 別表第一 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表第二										
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人大学入試センター法第 12 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条										

【沿革② 昭和 52 年 5 月 大学入試センター設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	大学入試センター		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S52 年 2 月 14 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S52 年 4 月 22 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S52 年 5 月 2 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S52 年 5 月 2 日	<b>法改正の パターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 52 年 2 月 25 日・衆議院文教委員会） 大学における入試の現状を改善することは、今日の大きな課題であり、このため諸般の方策を講ずる必要がありますが、その一環として国立大学関係者が多年にわたり調査研究を進めてきた国立大学共通第一次学力試験の制度を、昭和五十四年度の入学者選抜から取り入れることとし、試験問題の作成及び採点等の業務を行うとともに、大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究を行う機関として、大学入試センターを東京都に設置しようとするものであります。同センターでは、国立大学以外の大学の入学者の選抜に関する業務についても、その要請を受けて協力することとしており、国公立にわたり、大学の入学者の選抜の改善に資することを目標としているものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革③ 平成 13 年 4 月 独立行政法人大学入試センター設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人大学入試センター		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人大学入試センター法		
	・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日	法改正の ターン分類	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第 2 条 センターの成立の際現に国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十五号）第三章の四に規定する大学入試センター（次条、附則第五条第一項及び附則第六条において「旧センター」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの相当の職員となるものとする。		

【沿革④ 平成 27 年 4 月 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人大学入試センター		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等 政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日</li> <li>・ 法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日</li> <li>・ 法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日</li> <li>・ 法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日</li> </ul>	法改正のパ ター ン 分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 新規立法</li> <li>(✓) 既存法律の 一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説 明抜粋	<p>提案理由説明(平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会)</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで</p>		



各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

業務、財産、  
職員身分等  
の継承規定  
抜粋

—

15. 独立行政法人国立青少年教育振興機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構		
所在地	東京都渋谷区代々木神園町3番1号		
設立根拠法	独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）		
所管府省	文部科学省スポーツ・青少年局青少年課		
設立年月日	平成14年4月1日	民間法人化年月日	
沿革	<p>A①昭和40年4月 文部省所管特殊法人オリンピック記念青少年総合センター</p> <p>②昭和50年5月 文部省所管国立オリンピック記念青少年総合センター</p> <p>③平成13年4月 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター</p> <p>B①昭和34年4月 文部省所管国立中央青年の家 (以降、順次国立青年の家設置(計13))</p> <p>②平成13年4月 独立行政法人国立青年の家</p> <p>C①昭和50年10月 文部省所管国立室戸少年自然の家</p> <p>A/B/C④平成18年4月 独立行政法人国立青少年教育振興機構(上記3系譜を統合)</p>		
事業目的	<p>青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修(以下「青少年教育指導者等研修」という。)及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修(以下「青少年研修」という。)のための施設を設置すること。</li> <li>2. 1の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。</li> <li>3. 1の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。</li> <li>4. 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。</li> <li>5. 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。</li> <li>6. 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。</li> <li>7. 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。ア. 青少年のうちおおむね18歳以下の者(以下「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動。イ. 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動。ウ. インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発。</li> <li>8. 1～7の業務に附随する業務を行うこと。</li> </ol>		

	上記の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、1の施設を一般の利用に供することができる。										
財務情報	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">113,515</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">13,119</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">11,892</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">88,397</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	113,515	収入	13,119	支出	11,892	正味財産	88,397
	区分	平成 28 年度									
	資本金	113,515									
	収入	13,119									
支出	11,892										
正味財産	88,397										
職員数：494名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法 64 条										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法 20 条（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法 23 条（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法 31 条（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法 38 条（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法 4 条 2 項、法人税法別表 1 独立行政法人国立青少年教育振興機構法第 5 条 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2										

その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(✓) みなし公務員 : 独立行政法人国立青少年教育振興機構法附則 3 条</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>
------------------------	--

【沿革 A① 特殊法人オリンピック記念青少年総合センター】

法人類型	特殊法人		
法人名	オリンピック記念青少年総合センター		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> オリンピック記念青少年総合センター法		
	・国会提出年月日：S 40 年 2 月 15 日 ・法案成立年月日：S 40 年 4 月 9 日 ・法律公布年月日：S 40 年 4 月 9 日 ・法律施行年月日：S 40 年 4 月 9 日	法改正の パターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 40 年 2 月 16 日・参議院文教委員会） 昭利四十年度の文部省所管の予算案につきましてその概要を御説明申し上げます。 （略） 次に、体育の普及奨励につきましては、広く国民一般に対し体育を普及奨励するため、水泳プールの整備に必要な経費を大幅に増額いたしますとともに、体育館、運動場のほか、新たに公立高等学校の柔剣道場を整備するための補助金を計上いたしております。また、スポーツ活動の指導者養成、スポーツ教室及びスポーツテストの普及、スポーツ団体の助成等について必要な経費を増額いたしましたほか、相次ぐ登山事故の防止のため、すぐれた指導者を養成する必要を考え、新たに国立の登山センターを設置するための準備を進めることといたしました。またオリンピック東京大会を記念いたしまして、選手村あとの施設を活用してオリンピック記念青少年総合センターを設立するための経費一億二千万円を計上いたしております。 （略） 次は、オリンピック記念青少年総合センターの新設でございます。これは代々木の選手村あとの施設を利用いたしまして、オリンピックを記念して広く青少年の宿泊訓練のセンターを設けようとするものでございまして、施設整備及び運営のために必要な経費といたしまして一億二千万円を計上いたしております。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革 A③ 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H11年11月8日 <b>・法案成立年月日</b> ：H11年12月14日 <b>・法律公布年月日</b> ：H11年12月22日 <b>・法律施行年月日</b> ：H13年1月6日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院 行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。</p> <p>第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。</p> <p>ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。</p> <p>第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の</p>		

権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法

	<p>人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。</p> <p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第二条 センターの成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条 センターの成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、センターの成立の日において引き続きセンターの職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であって、センターの成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p>



(センターの職員となる者の職員団体についての経過措置)

附則第四条 センターの成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、センターの成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

附則第五条 センターの成立の際、第十条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時に於いてセンターが承継する。

2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条 前条に規定するもののほか、政府は、センターの成立の時に於いて現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものをセンターに追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

附則第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革B② 独立行政法人国立青年の家】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立青年の家		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人国立青年の家法		
	・国会提出年月日：H11年11月8日 ・法案成立年月日：H11年12月14日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年1月6日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成11年11月17日・衆議院 行政改革に関する特別委員会） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。 また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。 以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。 次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。 初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。 第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。 ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。 第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係		

事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

	<p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第二条 青年の家の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、青年の家の成立の日において、青年の家の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条 前条の規定により青年の家の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第二項の規定の適用については、青年の家の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。</p> <p>附則第四条 附則第二条の規定により文部科学省の職員が青年の家の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。</p> <p>2 青年の家は、前項の規定の適用を受けた青年の家の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きいた在職期間を青年の家の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。</p> <p>3 青年の家の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて青年の家の職員となり、かつ、引き続き青年の家の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職</p>

員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の青年の家の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が青年の家を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 4 青年の家は、青年の家の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて青年の家の職員となった者のうち青年の家の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に青年の家を退職したものであって、その退職した日まで文部科学省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

附則第五条 附則第二条の規定により青年の家の職員となった者であって、青年の家の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、青年の家の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、青年の家の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、青年の家の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（青年の家の職員となる者の職員団体についての経過措置）

附則第六条 青年の家の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第二条の規定により青年の家に引き継がれる者であるものは、青年の家の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、青年の家の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、青年の家の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

附則第七条 青年の家の成立の際、第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、青年の家の成立の時に於いて青年の家が承継する。

2 前項の規定により青年の家が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から青年の家に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、青年の家の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第八条 前条に規定するもののほか、政府は、青年の家の成立の時に於いて現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを青年の家に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

附則第九条 内閣総理大臣は、青年の家の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、青年の家の用に供するため、青年の家に無償で使用させることができる。

（政令への委任）

附則第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、青年の家の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革④ 独立行政法人 国立青少年教育振興機構】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 国立青少年教育振興機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律		
	・国会提出年月日：H18年2月3日 ・法案成立年月日：H18年3月31日 ・法律公布年月日：H18年3月31日 ・法律施行年月日：H18年4月1日	法改正の ターン分類	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成18年3月15日・衆議院文部科学委員会） 政府においては、これまで小さくて効率的な政府の実現を図る観点から、行政改革を積極的に推進してきたところであり、この一環として、平成十七年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人について、独立行政法人通則法第三十五条に基づく検討を行い、組織・業務全般の見直しについての結論を得たところであり、 この法律案は、こうした政府の方針を受け、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了する文部科学省所管の独立行政法人について、一括して所要の措置を講ずるものであります。 次に、この法律案の内容の概要について、御説明いたします。 第一に、役職員の身分が公務員である文部科学省所管の十二の独立行政法人について、その身分を非公務員へ移行するため、関係規定を整備するものであります。 第二に、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家及び独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの三法人を発展的に統合し、その名称を独立行政法人国立青少年教育振興機構とするものであります。 第三に、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立博物館に対して、国から土地建物等の現物出資を行うことができるよう、追加出資の規定を整備するものであります。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	第三条 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法（平成十一年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 独立行政法人国立青少年教育振興機構法 目次を次のように改める。		

## 目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 役員及び職員（第六条—第十条）

第三章 業務等（第十一条—第十三条）

第四章 雑則（第十四条）

第五章 罰則（第十五条・第十六条）

## 附則

第一条及び第二条中「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」を「独立行政法人国立青少年教育振興機構」に改める。

第三条の見出し中「センター」を「機構」に改め、同条中「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」）を「独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」）に改め、「及び青少年（第十条第一項において「青少年教育関係者等」という。）」を削り、「研修」の下に「、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修」を加える。

第四条を削る。

第五条中「センター」を「機構」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「センター」を「機構」に改め、「附則第五条第二項」の下に「並びに独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号）附則第十条第一項及び第二項」を、「金額」の下に「の合計額」を加え、同条第二項中「センター」を「機構」に、「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第三項中「センター」を「機構」に改め、「又は附則第六条第一項」を削り、同条を第五条とする。

第二章の章名を次のように改める。

## 第二章 役員及び職員

第七条第一項中「センター」を「機構」に改め、同条第二項中「センター」を「機構」に、「一人」を「五人以内」に改め、第二章中同条を第六条とする。

第八条第一項中「センター」を「機構」に改め、同条を第七条とする。

第十四条中「センター」を「機構」に改め、同条第一号中「第十条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第三号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改め、同条第四号中「第十二条第三項ただし書」を「第十三条第三項ただし書」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十三条中「センター」を「機構」に改め、第四章中同条を第十四条とする。

第十二条第一項中「センター」を「機構」に、「第十条第一項第七号」を「第十



一条第一項第七号」に、「第六条第二項後段」を「第五条第二項後段」に改め、同条第三項中「センター」を「機構」に、「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第五項中「センター」を「機構」に改め、第三章中同条を第十三条とする。

第十一条第一項及び第三項中「センター」を「機構」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項中「センター」を「機構」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修（以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。）及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修（以下この項において「青少年研修」という。）のための施設を設置すること。

第十条第一項第二号から第四号までの規定中「青少年教育関係者等に対する研修」を「青少年教育指導者等研修及び青少年研修」に改め、同条第二項中「センター」を「機構」に改め、同条を第十一条とする。

第九条を第八条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第九条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附則

（職員の引継ぎ等）

附則第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家（以下「青年の家等」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあっては、独立行

政法人国立青少年教育振興機構)の職員となるものとする。

附則第三条 附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法(平成十一年法律第百六十九号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧青年の家法」という。)附則第二条の規定により独立行政法人国立青年の家の職員となった者及び附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法(平成十一年法律第百七十号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧少年自然の家法」という。)附則第二条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となった者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧青年の家法附則第二条又は旧少年自然の家法附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

- 2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所(以下「施行日後の研究所等」という。)の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

附則第四条 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者(旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者(旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなす。

して取り扱うべきものとする。

- 2 施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり、かつ、引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が独立行政法人国立青年の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第四条第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については、これらの規定は、なおその効力を有する。
- 4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。
- 5 施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
- 6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職

員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 7 施行日後の研究所等は、施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（退職手当法の適用に関する経過措置）

附則第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

附則第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合と

なるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

附則第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあっせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（国の有する権利義務の承継）

附則第八条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

（青年の家等の解散等）

附則第九条 青年の家等は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に青年の家等が有する権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

5 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績につい

ては、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

- 6 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 7 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 8 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。
- 9 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十一条」とする。
- 10 第一項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資）

附則第十条 附則第八条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

- 2 前条第一項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧青年の家法第十二条第一項又は旧少年自然の家法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。
- 3 第一項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在に

おける時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

附則第十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家で使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

(独立行政法人国立青年の家法及び独立行政法人国立少年自然の家法の廃止)

附則第十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 独立行政法人国立青年の家法
- 二 独立行政法人国立少年自然の家法

16. 独立行政法人国立女性教育会館

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人国立女性教育会館												
所在地	埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728												
設立根拠法	独立行政法人国立女性教育会館法（平成 11 年法律第 168 号）												
所管府省	文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課												
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①昭和 52 年 7 月 国立婦人教育会館開館 ②平成 13 年 1 月 国立女性教育会館へ改称 ③平成 13 年 4 月 独立行政法人国立女性教育会館設立												
事業目的	女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。 2. 1 の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。 3. 1 の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。 4. 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。 5. 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。 6. 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。 7. 1～6 の業務に附帯する業務を行うこと。 上記の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、1 の施設を一般の利用に供することができる。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>3,615</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>714</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>691</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>1,988</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：23 名			区分	平成 28 年度	資本金	3,615	収入	714	支出	691	正味財産	1,988
区分	平成 28 年度												
資本金	3,615												
収入	714												
支出	691												
正味財産	1,988												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : (✓) 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条 ( ) 委託費 :												



	<input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法 20 条（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法 23 条（役員）
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法 4 条 2 項、法人税法別表 1、独立行政法人国立女性教育会館法第 5 条 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人国立女性教育会館法第 10 条附則 3 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 2 条

【沿革③ 独立行政法人国立女性会館】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立女性会館		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人国立女性教育会館法</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11年11月8日</p> <p>・法案成立年月日：H11年12月14日</p> <p>・法律公布年月日：H11年12月22日</p> <p>・法律施行年月日：H13年1月6日</p>	<p>法改正の パターン分類</p>	<p>( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法</p> <p>( ) 既存法律の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところではありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。</p> <p>第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。</p> <p>ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。</p> <p>第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係</p>		

事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

	<p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第二条 会館の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、会館の成立の日において、会館の相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条 会館の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、会館の成立の日において引き続き会館の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であって、会館の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、会館の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、会館の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、会館の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>(会館の職員となる者の職員団体についての経過措置)</p> <p>附則第四条 会館の成立の際現に存する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十</p>

号) 第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、会館の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、会館の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、会館の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

附則第五条 会館の成立の際、第十条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、会館の成立の時に会館が承継する。

2 前項の規定により会館が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から会館に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、会館の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条 前条に規定するもののほか、政府は、会館の成立の時に現に建設中の建物等(建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。)で政令で定めるものを会館に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

附則第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会館の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 17. 独立行政法人国立科学博物館

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人国立科学博物館		
所在地	東京都台東区上野公園 7-20		
設立根拠法	独立行政法人国立科学博物館法（平成 11 年法律第 172 号）		
所管府省	文部科学省生涯学習政策局社会教育課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>①明治 10 月 1 月 文部省教育博物館</p> <p>②明治 14 年 7 月 文部省東京教育博物館</p> <p>③明治 22 年 7 月 高等師範学校附属東京博物館</p> <p>④大正 3 年 6 月 文部省東京教育博物館</p> <p>⑤大正 10 年 6 月 文部省東京博物館</p> <p>⑥昭和 6 年 2 月 文部省東京科学博物館</p> <p>⑦昭和 24 年 6 月 文部省国立科学博物館</p> <p>⑧平成 13 年 1 月 文部科学省国立科学博物館</p> <p>⑨平成 13 年 4 月 独立行政法人国立科学博物館</p>		
事業目的	博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管（育成を含む）及び公衆への供覧を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 博物館を設置すること。</li> <li>2. 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。</li> <li>3. 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。</li> <li>4. 3の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。</li> <li>5. 1の博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。</li> <li>6. 3及び4の業務に関し、博物館その他これに類する施設の職員その他の関係者に対する研修を行うこと。</li> <li>7. 3及び4の業務に関し、博物館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。</li> <li>8. 自然史に関する科学及びその応用に関する調査及び研究の指導、連絡及び促進を行うこと。</li> </ol>		

	9. 1～8の業務に附帯する業務を行うこと。										
財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">68,044</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">714</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">691</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">69,496</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	68,044	収入	714	支出	691	正味財産	69,496
	区分	平成 28 年度									
	資本金	68,044									
	収入	714									
支出	691										
正味財産	69,496										
職員数 127 名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条(長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条(中期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項(年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項(財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :										
税の取扱(優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法 4 条 2 項、法人税法別表 1、独立行政法人国立科学博物館法第 5 条 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2										

その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(✓) みなし公務員 : 独立行政法人国立科学博物館法第 11 条附則 3 条</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>
------------------------	--



【沿革⑨ 独立行政法人 国立科学博物館設置】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 国立科学博物館		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人国立科学博物館法</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11年11月8日</p> <p>・法案成立年月日：H11年12月14日</p> <p>・法律公布年月日：H11年12月22日</p> <p>・法律施行年月日：H13年1月6日</p>	法改正の パターン分類	<p>(✓) 新規立法</p> <p>( ) 既存法律の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。</p> <p>第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。</p> <p>ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。</p> <p>第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係</p>		

事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

	<p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第二条 科学博物館の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、科学博物館の成立の日において、科学博物館の相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条 科学博物館の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、科学博物館の成立の日において引き続き科学博物館の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であつて、科学博物館の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、科学博物館の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、科学博物館の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、科学博物館の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>(科学博物館の職員となる者の職員団体についての経過措置)</p>

附則第四条 科学博物館の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、科学博物館の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、科学博物館の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、科学博物館の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

附則第五条 科学博物館の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、科学博物館の成立の時に科学博物館が承継する。

2 前項の規定により科学博物館が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から科学博物館に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、科学博物館の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条 前条に規定するもののほか、政府は、科学博物館の成立の時に現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを科学博物館に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

附則第七条

附則第二条から前条までに定めるもののほか、科学博物館の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

18. 国立研究開発法人物質・材料研究機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人物質・材料研究機構												
所在地	茨城県つくば市千現 1-2-1												
設立根拠法	国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成 11 年法律第 173 号）												
所管府省	文部科学省研究振興局基盤研究課												
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	<p>A①昭和 31 年 7 月 科学技術庁金属材料技術研究所 ②平成 13 年 1 月 文部科学省金属材料技術研究所</p> <p>B①昭和 41 年 4 月 科学技術庁無機材質研究所 ②平成 13 年 1 月 文部科学省無機材質研究所</p> <p>A/B 統合①平成 13 年 4 月 独立行政法人物質・材料研究機構 ②平成 27 年 4 月 国立研究開発法人物質・材料研究機構</p>												
事業目的	物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。</li> <li>1 に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。</li> <li>機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。</li> <li>物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。</li> <li>1～4 の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ol>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">73,484</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">21,608</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">20,498</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">65,690</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：1,538 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金	73,484	収入	21,608	支出	20,498	正味財産	65,690
区分	平成 28 年度												
資本金	73,484												
収入	21,608												
支出	20,498												
正味財産	65,690												
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(✓) 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>												

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令 : 独立行政法人通則法 35 条の 6 第 9 項  (✓) 報告徴収 : 独立行政法人通則法 64 条  (✓) 立入検査 : 独立行政法人通則法 64 条</p>
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条第 1 項、第 2 項(長、監事)  ( ) 国の認可 :  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画)  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画)  (決算・財務諸表)  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表)  ( ) 国への届出 :  (その他国の関与)  ( ) その他 :</p>
<p>税の取扱(優遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税法 4 条 2 項、法人税法別表 1、国立研究開発法人物質・材料研究機構法第 6 条  ( ) 固定資産税 :  (✓) 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、登録免許税法別表 2  (✓) 印紙税 : 印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  (✓) みなし公務員 : 国立研究開発法人物質・材料研究機構法第 14 条附則 3 条  (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>

【沿革① 独立行政法人物質・材料研究機構】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人物質・材料研究機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人物質・材料研究機構法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H11年11月8日 <b>・法案成立年月日</b> ：H11年12月14日 <b>・法律公布年月日</b> ：H11年12月22日 <b>・法律施行年月日</b> ：H13年1月6日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。</p> <p>第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。</p> <p>ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。</p> <p>第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の</p>		

権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法



	<p>人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。</p> <p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第二条 機構の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条 機構の成立の際現に前条に規定する政令で定める機関の職員である者のうち、機構の成立の日において引き続き機構の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p>

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

附則第四条 機構の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、機構の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

附則第五条 機構の成立の際、第十四条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条 前条に規定するもののほか、政府は、機構の成立の時に現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを機構に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(理事長の任期の特例)

附則第七条 通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

(政令への委任)

	附則第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
--	---

【沿革②】 国立研究開発法人物質・材料研究機構

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人物質・材料研究機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：H26年4月15日 ・法案成立年月日：H26年6月6日 ・法律公布年月日：H26年6月13日 ・法律施行年月日：H27年4月1日	<b>法改正の                  ターン分類</b>	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明（平成26年5月9日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止・スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に即した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。 次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。 第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。 第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。		

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	独立行政法人通則法第四条に次の一項を加える。 2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。
---------------------------	---

19. 国立研究開発法人防災科学技術研究所

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 防災科学技術研究所												
所在地	茨城県つくば市天王台 3-1												
設立根拠法	国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成 11 年法律第 174 号）												
所管府省	文部科学省研究開発局地震・防災研究課												
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①昭和 38 年 4 月 科学技術庁国立防災科学技術センター ②平成 2 年 6 月 科学技術庁国立防災科学技術研究所 ③平成 13 年 1 月 文部科学省防災科学技術研究所 ④平成 13 年 4 月 独立行政法人防災科学技術研究所（特定独立行政法人） ⑤平成 18 年 4 月 独立行政法人防災科学技術研究所（非特定独立行政法人） ⑥平成 27 年 4 月 国立研究開発法人防災科学技術研究所												
事業目的	防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。 2. 1 に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 3. 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。 4. 防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。 5. 防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 6. 防災科学技術に関する研究開発を行う者の要請に応じ、職員を派遣してその者が行う防災科学技術に関する研究開発に協力すること。 7. 1～6 の業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>58,903</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>14,026</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>13,649</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>51,133</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：240 名			区分	平成 28 年度	資本金	58,903	収入	14,026	支出	13,649	正味財産	51,133
区分	平成 28 年度												
資本金	58,903												
収入	14,026												
支出	13,649												
正味財産	51,133												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 第 9 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法 19 条の 2 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条(長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税 4 条 2 項、法人税別表 1、国立研究開発法人 防災科学技術研究所法第 6 条 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税第 4 条、登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 国立研究開発法人防災科学技術研究所法附則 3 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条

【沿革④ 独立行政法人防災科学技術研究所（特定独立行政法人）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人防災科学技術研究所		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 独立行政法人防災科学技術研究所法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H11年11月8日</li> <li>・法案成立年月日：H11年12月14日</li> <li>・法律公布年月日：H11年12月22日</li> <li>・法律施行年月日：H13年1月6日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>（<input checked="" type="checkbox"/>）新規立法</li> <li>（ ）既存法律の一部改正</li> <li>（ ）その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。</p> <p>第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。</p> <p>ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。</p> <p>第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係</p>		



事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

	<p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第二条 研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条 研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)</p>

附則第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

附則第五条 研究所の成立の際、第十四条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時にいて研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条 前条に規定するもののほか、政府は、研究所の成立の時にいて現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを研究所に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

附則第七条 国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

（理事長の任期の特例）

附則第八条 通則法第十四条第二項の規定により研究所の成立の時に理事長に任命

されたものとされる理事長の任期については、第十条第一項中「任命の日」とあるのは、「研究所の成立の日」とする。

(政令への委任)

附則第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑤ 独立行政法人防災科学技術研究所（非特定独立行政法人）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人防災科学技術研究所		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名</p> <p>独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H18年2月3日</p> <p>・法案成立年月日：H18年3月31日</p> <p>・法律公布年月日：H18年3月31日</p> <p>・法律施行年月日：H18年4月1日</p>	法改正のパターン分類	<p>（ ）新規立法</p> <p>（<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正</p> <p>（ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成18年3月15日・衆議院文部科学委員会）</p> <p>このたび、政府から提出をいたしました独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p> <p>政府においては、これまで小さくて効率的な政府の実現を図る観点から、行政改革を積極的に推進してきたところであります。この一環として、平成十七年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人について、独立行政法人通則法第三十五条に基づく検討を行い、組織・業務全般の見直しについての結論を得たところであります。</p> <p>この法律案は、こうした政府の方針を受け、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了する文部科学省所管の独立行政法人について、一括して所要の措置を講ずるものであります。</p> <p>次に、この法律案の内容の概要について、御説明いたします。</p> <p>第一に、役職員の身分が公務員である文部科学省所管の十二の独立行政法人について、その身分を非公務員へ移行するため、関係規定を整備するものであります。</p> <p>第二に、独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家及び独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの三法人を発展的に統合し、その名称を独立行政法人国立青少年教育振興機構とするものであります。</p> <p>第三に、独立行政法人国立美術館及び独立行政法人国立博物館に対して、国から土地建物等の現物出資を行うことができるよう、追加出資の規定を整備するものであります。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>		

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

(職員の引継ぎ等)

附則第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家（以下「青年の家等」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあつては、独立行政法人国立青少年教育振興機構）の職員となるものとする。

附則第三条 附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第百六十九号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧青年の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立青年の家の職員となった者及び附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第百七十号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧少年自然の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧青年の家法附則第二条又は旧少年自然の家法附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公

務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したものとみなす。

附則第四条 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり、かつ、引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が独立行政法人国立青年の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第四条第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については、これらの規定は、なおその効力を有する。

4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

5 施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 施行日後の研究所等は、施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（退職手当法の適用に関する経過措置）

附則第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者に関する退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特殊教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立国語研究所の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政



法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立博物館の、独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人文化財研究所の長は、退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

附則第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

附則第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(国の有する権利義務の承継)

第八条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

【沿革⑥ 国立研究開発法人防災科学技術研究所】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人防災科学技術研究所		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：H26年4月15日 ・法案成立年月日：H26年6月6日 ・法律公布年月日：H26年6月13日 ・法律施行年月日：H27年4月1日	法改正の ターン分類	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律 の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明（平成26年5月9日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止・スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に即した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。 次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。 第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。 第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。		

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

**業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋**

独立行政法人通則法第四条に次の一項を加える。

2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

## 20. 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構		
所在地	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1		
設立根拠法	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成 11 年法律第 176 号）		
所管府省	文部科学省研究振興局研究振興戦略官付		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>①昭和 32 年 7 月 科学技術庁放射線医学総合研究所</p> <p>②平成 13 年 1 月 文部科学省放射線医学総合研究所</p> <p>③平成 13 年 4 月 独立行政法人放射線医学総合研究所</p> <p>④平成 27 年 4 月 国立研究開発法人放射線医学総合研究所</p> <p>⑤平成 28 年 4 月 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</p>		
事業目的	量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発並びに放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、量子科学技術及び放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発を行うこと。</li> <li>2. 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。</li> <li>3. 1～2に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。</li> <li>4. 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。</li> <li>5. 量子科学技術に関する研究者（放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。</li> <li>6. 量子科学技術に関する技術者（放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を含む。）を養成し、及びその資質の向上を図ること。</li> <li>7. 2に掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療を行うこと。</li> <li>8. 1～7の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ol>		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">87,076</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">62,297</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">62,231</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">73,784</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	87,076	収入	62,297	支出	62,231	正味財産	73,784
	区分	平成 28 年度									
	資本金	87,076									
	収入	62,297									
支出	62,231										
正味財産	73,784										
職員数：約 1,200 名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法の 6 第 9 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条(長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 23 条(役員)										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項(中長期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項(年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条(財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱(優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項、法人税別表 1、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法 7 条 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税第 4 条、登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2										
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法附則 3 条										

起因する規制 や国の関与	(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条
-----------------	------------------------------

【沿革③ 独立行政法人放射線医学総合研究所】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法独立行政法人放射線医学総合研究所法</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11年11月8日</p> <p>・法案成立年月日：H11年12月14日</p> <p>・法律公布年月日：H11年12月22日</p> <p>・法律施行年月日：H13年1月6日</p>	法改正の パターン分類	<p>( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法</p> <p>( ) 既存法律の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。</p> <p>第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。</p> <p>ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。</p> <p>第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係</p>		

事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。



	<p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第二条 研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条 研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)</p>

附則第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

附則第五条 研究所の成立の際、第十三条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時にいて研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（理事長の任期の特例）

附則第六条 通則法第十四条第二項の規定により研究所の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第九条第一項中「任命の日」とあるのは、「研究所の成立の日」とする。

（政令への委任）

附則第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革④ 国立研究開発法人放射線医学総合研究所】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人放射線医学総合研究所		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H26年4月15日 ・法案成立年月日：H26年6月6日 ・法律公布年月日：H26年6月13日 ・法律施行年月日：H27年4月1日</p>	法改正の パターン分類	<p>（ ）新規立法 （<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成26年4月22日・衆議院本会議）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止・スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に即した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p> <p>次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。</p> <p>第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。</p>		

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

**業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋**

独立行政法人通則法第四条に次の一項を加える。  
2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

【沿革⑤ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：H27年3月10日 ・法案成立年月日：H27年7月1日 ・法律公布年月日：H27年7月8日 ・法律施行年月日：H28年4月1日	法改正のパターン分類	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成27年6月3日・衆議院文部科学委員会） この法律案は、近年、イノベーションを支える基盤として量子科学技術の重要性が高まる中、日本原子力研究開発機構の量子ビーム研究及び核融合研究に係る業務を、研究分野としての親和性が高く、重粒子線がん治療など量子科学技術に関して国際的にも高い優位性を有する放射線医学総合研究所に集約することで、新たに量子科学技術の推進を担う研究開発法人とするためのものです。 次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。 第一に、法人の名称を、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に改めます。 第二に、法人の目的に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行うことにより、量子科学技術の水準の向上を図ることを追加します。 第三に、法人の業務の範囲に、量子科学技術に関する基礎研究及び量子に関する基盤的研究開発等を行うことを追加します。 なお、この法律案は、一部の規定を除き、平成二十八年四月一日から施行することとしております。 以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の権利及び義務の承継等） 附則第二条 この法律の施行の時に現に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）が有する権利及び義務であつて、附則第九条の規定による改正前の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（この法律による改正後の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第十六条第一号に掲げる業務に相当するものに限る。）並びにこれらの業務に附帯する業務に係るものは、その		

時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）が承継する。

2 前項の承継計画書は、原子力機構が、政令で定める基準に従って作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定により機構が原子力機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

4 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（附則第四条において「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

5 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。

6 原子力機構は、第一項の規定により機構が原子力機構の権利及び義務を承継したときは、第三項の規定により機構に対し出資されたものとされた額に対応する額として文部科学大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。

（非課税）

附則第三条 前条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

（国立研究開発法人放射線医学総合研究所の役員又は職員から引き続き機構の役員又は職員となった者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置）

附則第四条 施行日の前日に国立研究開発法人放射線医学総合研究所の役員又は職員として在職する者（同日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号。次条において「通則法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち国家公務員共済組合法別表第二に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同法第二条第一項第一号に規定する職員とみなされる者をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて機構の役員又は職員（同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役職員」という。）となる場合であって、かつ、引き続き施行日以後において機構の役職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役職員は、施行日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をした

ときは、施行日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する機構の役職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。）がすることができる。

3 施行日の前日において国立研究開発法人放射線医学総合研究所の役員又は職員として在職する者（同日において文部科学省共済組合の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて機構の役職員となる場合であって、かつ、当該役職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかった場合には、当該役職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

（機構等の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置）

附則第五条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

2 原子力機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

（罰則に関する経過措置）

附則第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

附則第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 21. 独立行政法人国立美術館

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 国立美術館		
所在地	東京都千代田区北の丸公園 3-1		
設立根拠法	独立行政法人国立美術館法（平成 11 年法律第 177 号）		
所管府省	文部科学省文化庁長官官房政策課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	①昭和 27 年 12 月 国立近代美術館開館 ②昭和 38 年 3 月 国立近代美術館の分館設置。 ③昭和 42 年 6 月 分館が京都国立近代美術館として独立 ④昭和 34 年 4 月 国立西洋美術館開館 ⑤昭和 52 年 10 月 国立国際美術館開館 ⑥平成 13 年 4 月 上記 4 館を統合し独立行政法人国立美術館設立		
事業目的	美術館を設置して、美術（映画を含む）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	1. 美術館を設置すること。 2. 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。 3. 2の業務に関連する調査及び研究を行うこと。 4. 2の業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。 5. 2の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。 6. 1の美術館を芸術その他の文化の振興を目的とする事業の利用に供すること。 7. 2～5までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。 8. 2～5までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。 9. 1～8の業務に附帯する業務を行うこと。		



財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>81,019</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>13,592</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>12,141</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>187,117</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	81,019	収入	13,592	支出	12,141	正味財産	187,117
	区分	平成 28 年度									
	資本金	81,019									
	収入	13,592									
支出	12,141										
正味財産	187,117										
職員数：131 名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 23 条（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項、法人税別表 1、独立行政法人国立美術館法第 5 条 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2 項、印紙税法別表 2										
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人国立美術館法附則第 3 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 2 条										

起因する規制 や国の関与	
-----------------	--

【沿革⑥ 独立行政法人国立美術館】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立美術館		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、(✓) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 独立行政法人国立美術館法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H11年11月8日</li> <li>・法案成立年月日：H11年12月14日</li> <li>・法律公布年月日：H11年12月22日</li> <li>・法律施行年月日：H13年1月6日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。</p> <p>第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。</p> <p>ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。</p> <p>第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係</p>		

事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

	<p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第二条 国立美術館の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立美術館の成立の日において、国立美術館の相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条 国立美術館の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、国立美術館の成立の日において引き続き国立美術館の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であつて、国立美術館の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立美術館の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立美術館の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、国立美術館の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>(国立美術館の職員となる者の職員団体についての経過措置)</p>

附則第四条 国立美術館の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第一百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、国立美術館の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立美術館の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、国立美術館の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

附則第五条 国立美術館の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、国立美術館の成立の時に国立美術館が承継する。

2 前項の規定により国立美術館が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から国立美術館に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、国立美術館の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条 前条に規定するもののほか、政府は、国立美術館の成立の時に現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを国立美術館に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

附則第七条 国は、国立美術館の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、国立美術館の用に供するため、国立美術館に無償で使用させることができ

る。

(政令への委任)

附則第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、国立美術館の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 22. 独立行政法人国立文化財機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 国立文化財機構		
所在地	東京都台東区上野公園 13-9		
設立根拠法	独立行政法人国立文化財機構法（平成 11 年法律第 178 号）		
所管府省	文部科学省文化庁長官官房政策課		
設立年月日	平成 19 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>A①明治 5 年 3 月 文部省博物館開館。</p> <p>②明治 22 年 5 月 帝国博物館となる。</p> <p>③明治 22 年 5 月 帝国京都博物館開館</p> <p>④明治 22 年 5 月 帝国奈良博物館開館</p> <p>⑤平成 13 年 4 月 独立行政法人国立博物館設立</p> <p>B①昭和 5 年 6 月 帝国美術院付属美術研究所設置</p> <p>②昭和 27 年 4 月 奈良文化財研究所設置</p> <p>③平成 13 年 4 月 独立行政法人文化財研究所設立</p> <p>A/B①平成 19 年 4 月 2 法人を統合し、独立行政法人国立文化財機構設立</p>		
事業目的	博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 博物館を設置すること。</li> <li>2. 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。</li> <li>3. 2の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。</li> <li>4. 1の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。</li> <li>5. 文化財に関する調査及び研究を行うこと。</li> <li>6. 5に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。</li> <li>7. 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。</li> <li>8. 2～3及び5～7の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設（9において「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。</li> <li>9. 2～3及び5～7までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。</li> <li>10. 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ol>		



	上記の業務のほか、1～10の業務に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は1の博物館をこれらの利用に供することができる。										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>104,714</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>14,192</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>13,443</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>211,444</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：337名</p>	区分	平成28年度	資本金	104,714	収入	14,192	支出	13,443	正味財産	211,444
区分	平成28年度										
資本金	104,714										
収入	14,192										
支出	13,443										
正味財産	211,444										
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法46条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第32条第6項、第35条の3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第64条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第64条										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法20条(長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法64条 <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法23条(役員)										
予算・決算に当たっての国の関与	<p>(予算・事業計画)</p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第30条(中期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第31条第1項(年度計画) <p>(決算・財務諸表)</p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第38条第1項(財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出： <p>(その他国の関与)</p> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱(優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税4条2項、法人税別表1、独立行政法人国立文化財機構法5条 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税第4条、登録免許税法別表2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法5条2項、印紙税法別表2										

<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  (✓) みなし公務員 : 独立行政法人国立文化財機構法附則 3 条  (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>
--	--

【沿革 A⑤ 独立行政法人国立博物館】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立博物館		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 独立行政法人国立博物館法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H11年11月8日</li> <li>・法案成立年月日：H11年12月14日</li> <li>・法律公布年月日：H11年12月22日</li> <li>・法律施行年月日：H13年1月6日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。</p> <p>第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。</p> <p>ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。</p> <p>第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係</p>		

事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

	<p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第二条 国立博物館の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立博物館の成立の日において、国立博物館の相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条 国立博物館の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、国立博物館の成立の日において引き続き国立博物館の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であつて、国立博物館の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、国立博物館の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立博物館の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、国立博物館の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>(国立博物館の職員となる者の職員団体についての経過措置)</p>

附則第四条 国立博物館の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、国立博物館の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立博物館の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、国立博物館の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

附則第五条 国立博物館の成立の際、第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、国立博物館の成立の時ににおいて国立博物館が承継する。

2 前項の規定により国立博物館が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から国立博物館に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、国立博物館の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条 前条に規定するもののほか、政府は、国立博物館の成立の時ににおいて現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを国立博物館に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

附則第七条 文部科学大臣は、国立博物館の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、国立博物館の用に供するため、国立博物館に無償で使用させること

ができる。

(政令への委任)

附則第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、国立博物館の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革B③ 独立行政法人文化財研究所】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人文化財研究所		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人文化財研究所法</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11年11月8日</p> <p>・法案成立年月日：H11年12月14日</p> <p>・法律公布年月日：H11年12月22日</p> <p>・法律施行年月日：H13年1月6日</p>	法改正の パターン分類	<p>( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法</p> <p>( ) 既存法律の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。</p> <p>第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。</p> <p>ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。</p> <p>第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係</p>		



事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

	<p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第二条 文化財研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、文化財研究所の成立の日において、文化財研究所の相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条 文化財研究所の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、文化財研究所の成立の日において引き続き文化財研究所の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であつて、文化財研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、文化財研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、文化財研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文化財研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>(文化財研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)</p>

附則第四条 文化財研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、文化財研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、文化財研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、文化財研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

附則第五条 文化財研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、文化財研究所の成立の時ににおいて文化財研究所が承継する。

2 前項の規定により文化財研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から文化財研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、文化財研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

附則第六条 文部科学大臣は、文化財研究所の成立の際現に附則第二条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、文化財研究所の用に供するため、文化財研究所に無償で使用させることができる。

（政令への委任）

附則第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、文化財研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革 AB 統合① 独立行政法人国立文化財機構】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立文化財機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人国立文化財機構法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H19年2月9日 <b>・法案成立年月日</b> ：H19年3月28日 <b>・法律公布年月日</b> ：H19年3月30日 <b>・法律施行年月日</b> ：H19年4月1日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成19年3月14日・衆議院文部科学委員会）</p> <p>政府においては、これまで、簡素で効率的な政府の実現を図る観点から行政改革を積極的に推進してきたところであります。この一環として、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年十二月の行政改革の重要方針において、独立行政法人国立博物館と独立行政法人文化財研究所を統合することが決定されたところであります。</p> <p>この法律案は、こうした政府の方針を受け、独立行政法人国立博物館と独立行政法人文化財研究所を統合するための所要の措置を講ずるものであります。</p> <p>次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。</p> <p>第一に、独立行政法人文化財研究所を解散し、その業務を独立行政法人国立博物館に承継させます。</p> <p>第二に、独立行政法人国立博物館の名称を独立行政法人国立文化財機構に改称します。</p> <p>第三に、独立行政法人文化財研究所が解散することに伴い、権利義務の承継等所要の経過措置を定めます。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>（研究所の解散等）</p> <p>附則第二条 独立行政法人文化財研究所（以下「研究所」という。）は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）が承継する。</p> <p>2 この法律の施行の際現に研究所が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。</p>		

- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 研究所の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。
- 5 研究所の平成十八年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、機構に対してなされるものとする。
- 6 研究所の平成十八年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、機構が行うものとする。
- 7 機構のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む中期目標の期間（通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、研究所の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。
- 8 機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四条第一項の規定による評価については、研究所の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。
- 9 第六項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、施行日の前日において研究所の中期目標の期間が終了したものとして、機構が行うものとする。この場合において、附則第六条の規定による廃止前の独立行政法人文化財研究所法（平成十一年法律第百七十九号。次条第一項において「旧文化財研究所法」という。）第十三条の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、同条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立文化財機構の独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七号）の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第百七十八号）第十二条」とする。
- 10 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（機構への出資）

附則第三条 前条第一項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（同条第九項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧文化財研究所法第十三条第一

項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。) から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(研究所の職員から引き続き機構の職員となった者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

附則第四条 機構は、施行日の前日に研究所の職員として在職する者（独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号。以下この条において「整備法」という。）附則第四条第四項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続いて機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が整備法の施行の日以後に研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に研究所の職員として在職する者（整備法附則第四条第四項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の整備法の施行の日以後の研究所の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が整備法の施行の日以後に研究所又は機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

(国有財産の無償使用)

附則第五条 文部科学大臣は、この法律の施行の際現に研究所に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(独立行政法人文化財研究所法の廃止)

附則第六条 独立行政法人文化財研究所法は、廃止する。

(独立行政法人文化財研究所法の廃止に伴う経過措置)

附則第七条 研究所の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例によ

る。

(罰則に関する経過措置)

附則第八条 施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

23. 独立行政法人教職員支援機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 教職員支援機構												
所在地	茨城県つくば市立原 3 番地												
設立根拠法	独立行政法人教職員支援機構法（平成 12 年法律第 88 号）												
所管府省	文部科学省初等中等教育局教職員課												
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	<p>①平成 13 年 4 月 独立行政法人教員研修センター設置</p> <p>②平成 29 年 4 月 教職員支援機構に名称変更</p> <p>※国立教育会館（昭和 39 年 6 月設立）の廃止（平成 12 年 4 月）に伴い施設等を国が承継。国からその一部を独立行政法人教員研修センターに出資（平成 13 年 4 月）</p>												
事業目的	校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<p>1. 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。</p> <p>2. 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。</p> <p>3. 1～2の業務に附帯する業務を行うこと。</p>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>3,891</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>1,422</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>1,381</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>4,755</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：38 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金	3,891	収入	1,422	支出	1,381	正味財産	4,755
区分	平成 28 年度												
資本金	3,891												
収入	1,422												
支出	1,381												
正味財産	4,755												
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(✓) 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>												
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3</p> <p>(✓) 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条</p> <p>(✓) 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条</p>												



<p>役員の選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条(長、監事)  ( ) 国の認可 :  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画)  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)  (決算・財務諸表)  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)  ( ) 国への届出 :  (その他国の関与)  ( ) その他 :</p>
<p>税の取扱(優遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税 4 条 2 項、法人税別表 1、独立行政法人教職員支援機構法 5 条  ( ) 固定資産税 :  (✓) 登録免許税 : 登録免許税第 4 条、登録免許税法別表 2  (✓) 印紙税 : 印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  (✓) みなし公務員 : 独立行政法人教職員支援機構法附則 3 条  (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>

【沿革① 独立行政法人教員研修センター】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人教員研修センター		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人教員研修センター法		
	・国会提出年月日：H12年3月17日 ・法案成立年月日：H12年5月19日 ・法律公布年月日：H12年5月26日 ・法律施行年月日：H13年1月6日	法改正の ターン分類	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律 の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成12年4月19日・衆議院文教委員会） この法律案は、教員研修等を行うことを業務とする独立行政法人教員研修センターを設立しようとするものであります。 その内容の概要は、次のとおりであります。 第一に、独立行政法人教員研修センターの名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。 第二に、国が有している権利義務の一部を独立行政法人教員研修センターに承継させるとともに、そのうち土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人教員研修センターの当初の資本金とすることとしております。 第三に、独立行政法人教員研修センターの役員につきましては、理事長、監事、理事を置くことができるとし、その定数を定めております。 その他、積立金の処分方法、国からの職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。 以上が、この法律案の提案理由説明及びその内容であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（職員の引継ぎ等） 附則第二条 センターの成立の際現に文部科学省の部局で政令で定めるものの職員である者のうち、文部科学大臣の指定する官職を占めるものは、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの職員となるものとする。 附則第三条 前条の規定によりセンターの職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。		

附則第四条 附則第二条の規定により文部科学省の職員がセンターの職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 センターは、前項の規定の適用を受けたセンターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きいた在職期間をセンターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 センターの成立の日の前日に文部科学省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いてセンターの職員となり、かつ、引き続きセンターの職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のセンターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者がセンターを退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 センターは、センターの成立の日の前日に文部科学省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いてセンターの職員となった者のうちセンターの成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間にセンターを退職したものであって、その退職した日まで文部科学省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

附則第五条 附則第二条の規定によりセンターの職員となった者であって、センターの成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、セン

ターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(センターの職員となる者の職員団体についての経過措置)

附則第六条 センターの成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第二条の規定によりセンターに引き継がれる者であるものは、センターの成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(権利義務の承継等)

附則第七条 センターの成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時ににおいてセンターが承継する。

2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

附則第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革② 独立行政法人教職員支援機構】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人教職員支援機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 教育公務員特例法等の一部を改正する法律案		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H28年10月18日 <b>・法案成立年月日</b> ：H28年11月28日 <b>・法律公布年月日</b> ：H28年11月28日 <b>・法律施行年月日</b> ：H29年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成28年10月28日・衆議院文部科学委員会）</p> <p>学校教育の成否は、教員の資質によるところが大きく、これからの時代に求められる学校教育を実現するためには、教育の直接の担い手である教員の資質の向上を図ることが重要であります。</p> <p>一方で、近年、教員の大量退職、大量採用等による教員の年齢構成や経験年数の不均衡により、特に若手教員への知識、技能の継承が図りにくい状況があります。このため、教員の体系的かつ継続的な研修を充実させていくための環境整備を図ることが急務となっております。</p> <p>また、現在、新しい学習指導要領等のあり方について検討を進めているところでありますが、これからの時代の教育に対応できるようにするため、教員の資質の向上を確実に図る必要があります。</p> <p>この法律案は、このような観点から、教員の任命権者が実施する教員の資質向上方策の充実、大学における教員養成課程の改善及び独立行政法人教員研修センターの機能強化等について必要な措置を講ずるものであります。</p> <p>次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。</p> <p>第一に、公立小学校等の校長及び教員の任命権者に、校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定等を義務づけるとともに、十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化等を図るものであります。</p> <p>第二に、学校教育における新たな教育課題に対応するため、大学における教員養成課程の教科に関する科目や教職に関する科目等の科目区分を統合するとともに、小学校教諭の特別免許状の教科に外国語を加えるものであります。</p>		

	<p>第三に、独立行政法人教員研修センターの業務に、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究等の業務を追加し、同センターの名称を独立行政法人教職員支援機構に改めるものであります。</p> <p>このほか、所要の規定の整備を行うことといたしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>附 則 （平成二八年十一月二八日法律第八七号） （教育公務員特例法の一部改正に伴う準備行為）</p> <p>附則第二条 文部科学大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第一条の規定による改正後の教育公務員特例法（第三項において「新教特法」という。）第二十二条の二第一項及び第二項の規定の例により、同条第一項に規定する指針（以下この条において「指針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定により指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により定められた指針は、施行日において新教特法第二十二条の二第一項及び第二項の規定により定められた指針とみなす。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>附則第十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>附則第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>

## 24. 国立研究開発法人科学技術振興機構

### 法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 科学技術振興機構		
所在地	埼玉県川口市本町 4-1-8 川口センタービル		
設立根拠法	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成 14 年法律第 158 号）		
所管府省	文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>A①昭和 32 年 8 月 日本科学技術情報センター設立</p> <p>B①昭和 36 年 7 月 新技術開発事業団設立。</p> <p>②平成元年 10 月 新技術事業団に改称</p> <p>A/B 統合</p> <p>③平成 8 年 10 月 科学技術振興事業団に</p> <p>④平成 15 年 10 月 独立行政法人科学技術振興機構設立</p> <p>⑤平成 27 年 4 月 国立研究開発法人科学技術振興機構</p>		
事業目的	<p>新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。</li> <li>2. 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。</li> <li>3. 1～2に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。</li> <li>4. 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。</li> <li>5. 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。</li> <li>6. 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。ア．研究集会の開催、外国の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務。イ．科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあっせんする業務。</li> <li>7. 5～6に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。</li> <li>8. 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。</li> </ol>		

	<p>9. 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第 43 条の 2 の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。</p> <p>10. 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>223,241</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>130,534</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>130,425</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>97,942</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：1,422 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	223,241	収入	130,534	支出	130,425	正味財産	97,942
区分	平成 28 年度										
資本金	223,241										
収入	130,534										
支出	130,425										
正味財産	97,942										
補助金、交付金、委託費等	<p><input checked="" type="checkbox"/> 補助金：国立研究開発法人科学技術振興機構法 5 条の 2</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法 46 条</p> <p><input type="checkbox"/> 委託費：</p> <p><input type="checkbox"/> 政府貸付：</p> <p><input type="checkbox"/> 政府保証：</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 6 第 9 項</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p><input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法 20 条(長、監事)</p> <p><input type="checkbox"/> 国の認可：</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法 23 条(役員)</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p><input type="checkbox"/> 国会承認：</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項(中長期計画)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項(年度計画)</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p><input type="checkbox"/> 国会承認：</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条(財務諸表)</p> <p><input type="checkbox"/> 国への届出：</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p><input type="checkbox"/> その他：</p>										
税の取扱(優遇措置)	<p><input type="checkbox"/> 法人税：</p> <p><input type="checkbox"/> 固定資産税：</p> <p><input type="checkbox"/> 登録免許税：</p>										



	( ) 印紙税 :
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p>

【沿革 A① 日本科学技術情報センター設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本科学技術情報センター		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 日本科学技術情報センター法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：S32年2月28日</li> <li>・法案成立年月日：S32年5月26日</li> <li>・法律公布年月日：S32年4月30日</li> <li>・法律施行年月日：S32年4月30日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和32年3月2日・衆議院科学技術振興対策特別委員会）</p> <p>現今、世界各国における経済の発展と生活水準の向上に対し、科学技術の飛躍的発展と、これを媒介とする技術革新とが重要な原動力となっていることは、注目すべきところであります。かかる趨勢におきまして、わが国における科学技術の進歩を一段と推進するためには、急激に増大しつつある内外の科学技術情報を迅速かつ適確に収集し、これを学界、産業界等各般の需要にこたえて提供する必要があるのでありましてその具体的施策がつとに各方面から要望されているところであります。従来、わが国におきましては、科学技術に関する研究とその成果の工業化等生産への導入の基礎をなす科学技術情報は、それぞれ学界あるいは産業界の努力により収集されていたのでありますが、個々の研究者や企業体のみならず網羅的に収集するには、情報量はあまりには膨大であり、また、収集せられた情報は、各分野に分散されていて有機的関連に欠け、十分活用されないで、その一部は死蔵されるといった状況であります。科学技術の振興政策の一環としての科学技術情報活動の推進という国家的観点から見ますと、これは大きな損失であり、科学技術情報を総合的に収集し、蓄積し、これを必要に応じて各方面に掛供することが緊要であり、司立、公立、民間の試験研究機関における研究調査の能率化を促進し、産業における生産活動の合理化に資する事、その期待される効果も非常に大きいものとする次第であります。先進諸外国におきましても、科学技術情報活動の重要性にかんがみて、国家機関ないしこれに準ずる機関を設けてその任務の遂行に当らしめております。わが国におきましては、昨年五月科学技術庁の発足以来、鋭意検討を重ねて参りましたが、今般成案を得ましたので、ここに、内外の科学技術情報の収集提供を推進する中枢的機関として、日本科学技術情報センターを設立する運びとなった次第であります。以上が日本科学技術情報センター法案の提案理由でございます。</p> <p>以下、本法案の内容の概要につきまして、重点的に御説明申し上げます。</p>		

第一に、本センターの基本的性格についてであります。科学技術の振興は、政府の重要な政策として取り上げられているところであり、その具体的施策の一つとして、内外の最新の科学技術情報を迅速に収集して研究と生産の関係方面へ提供することの重要性は、前述した通りであります。わが国の科学技術の現況におきましては、情報活動を個々の学界あるいは民間産業界の努力にのみ期待するのでは、先進諸外国の水準に伍していく上には不十分であり、政府みずから推進すべきものであると考えております。ただ、科学技術情報が民間業界等に対するサービスとして極力利用せられれば、民間において受ける利益も少くないということになりますので、かかる観点から、民間からも資金上の協力を得まして、半官半民の特殊法人の形で発足することとした次第であります。

第二に、本センターの業務といたしましては、内外の科学技術情報の収集、分類、整理、保管と、これを定期的にもた随時速報の形で、関係方面に対しあるいは個々の依頼に応じて提供することが主要なものでございましてその他依頼による特殊の調査と保管情報の閲覧業務等もできるようにと考えております。ここで業務として取り扱う科学技術情報の範囲といたしましては、第二条の定義に規定されていますように、自然科学的な技術に関するものを中心とし、これに密接に関連する範囲での自然科学そのものに関する情報も考慮いたしております。なお、本センターがこれらの業務を行うに当りましては、国立国会図書館を初め関係各機関との緊密な協力をはかることとし、他方、関係行政機関は本センターに対し協力するという規定を設けております。

第三に、本センターの組織と運営についてであります。理事長、常務理事、理事、監事と一般の職員により構成されるものとし、役員については内閣総理大臣の任命または認可によることになっております。初年度は上記役員四人程度を含め約六〇人の人員と、資本金として政府出資四千万円及びおよそ同額の民間出資の規模において発足し、業務の運営に要する経費としては、政府の補助金三千万円と民間業界からの寄付とによりまかなう予定であります。

第四に、本センターに対する行政的監督といたしまして、毎事業年度の予算、事業計画、財産目録その他の財務諸表、業務方法書等に関し内閣総理大臣の認可を要することとし、また、必要に応じ、報告徴収立ち入り検査その他一般的監督権限を内閣総理大臣に付与することにより、本センターの行う科学技術情報の収集が特定分野ないし部門に偏するとか、提供が不公正になるとか、その趣旨に反することがないように、公共的性格を保持する所存であります。

第五に、本センター運営に関するもろもろの認可、承認その他監督につきまして、行政事務の簡素化の見地から、比較的軽微なもの、定型的に処理し得るもの等は、内閣総理大臣の権限を科学技術庁長官に委任する旨の規定を設けております。

以上、日本科学技術情報センター法案の概要について御説明申し上げます。

<p><b>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</b></p>	<p>(経過規定)</p> <p>附則第三条 第九条の規定は、この法律の施行の際現に日本科学技術情報センターに類似する名称を使用している者で、この法律の施行後三月以内に科学技術庁長官の許可を受けたものには適用しない。</p> <p>2 この法律の施行の際現に日本科学技術情報センターという名称又はこれに類似する名称を使用している者（前項の許可を受けた者を除く。）は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第九条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。</p> <p>附則第四条 情報センターの最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。</p> <p>附則第五条 情報センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十六条中「事業年度開始前に」とあるのは、「情報センターの成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。</p> <p>(登録税法の一部改正)</p> <p>附則第六条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十九条第七号中「日本原子力研究所」の下に「、日本科学技術情報センター」を、「日本原子力研究所法」の下に「、日本科学技術情報センター法」を加える。</p>
--	--

【沿革B① 新技術開発事業団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	新技術開発事業団		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 新技術開発事業団		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S36年3月2日 <b>・法案成立年月日</b> ：S36年4月26日 <b>・法律公布年月日</b> ：S36年5月6日 <b>・法律施行年月日</b> ：S36年5月6日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和36年3月14日・参議院商工委員会）</p> <p>近年、日本経済の発展は、目ざましいものがありますが、これには遺憾ながら外国技術の導入が大きな役割を果たしております。そのため対外支払額は、毎年増加の一途をたどり、昭和二十五年以来の累計は一千億円を突破しております。日本経済の健全かつ自主的な発展の上からも憂慮すべきことであります。このような外国技術依存の体制を脱却し、国民経済の向上をはかるためには、この際、わが国の新技術の開発を強力に推進することが必要であります。</p> <p>新技術の開発とは申すまでもなく、わが国独自のすぐれた研究成果を開発育成することでありますが、これが企業化に際し不安が大きいため、企業化することに多大の困難と支障を伴うものについて、実際の規模において行なうことをいうのであります。従来わが国には、すぐれた研究成果が少なからずあることは、一般に認められているところでありますが、その研究成果を、産業に導入できるようなところまで発展させ、開発することに遺憾の点が多かったのが実状であります。</p> <p>英国においては、昭和二十四年に研究開発公社が設立され、国の投資による資金をもとにして、公共的発明を企業化する事業を開始しておりますが、現在は百億円の投資限度ワクに拡大されるという段階にまで発展し、多数の成果を上げております。</p> <p>わが国では、英国の例などを範とし、昭和三十三年、理化学研究所法施行にあたり同研究所に開発部を設け、新技術の開発業務をも担当せしめたのであります。その業務は、国の研究機関、大学、その他の研究機関において上げられた研究成果のうち、民間企業の危険負担によっては、開発することが困難である重要な新技術を企業に委託して開発するとともに、その開発の成果をできるだけ広く、民間企業に活用させるという新しい事業であります。以来今日まで三年間に三億四千万円の政</p>		

府出資金で七件の新技術の開発を委託し、そのうち三十三年度に開発を行なった二件はすでに成功の域に達しました。

このように委託開発事業について明るい見通しを得ましたので、より強力にこの業務を推進させるため、この際、理化学研究所の開発部を分離独立させ、新技術開発事業団を設置するにいたったものであります。これが本法案を提出するにいたった経緯であります。

本事業団の、業務は、理化学研究所の開発部で行なってきた事項をそのまま踏襲しております。ただ、事業団として独立するにあたって、従来理化学研究所に置かれておりました開発委員会を開発審議会に改め、諮問機関としての責務を明確にさせる等若干の改訂を加えております。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一に、同事業団の設立の目的は、新技術の効率的な開発、及びその成果の普及の事業を行なわしめることにあります。

第二に、同事業団は全額政府出資の法人であって、その資本金は三十六年度に予定されている出資金三億円と理化学研究所の新技術開発関係資産約三億四千万円の合計すなわち約六億四千万円であります。

第三に、役員は内閣総理大臣の任命する理事長、専務理事各一人、理事四人以内、監事一人であります。

第四に、開発審議会は、科学技術に関する学識経験者十名以内をもって構成され、新技術開発の基本方針の決定、新技術の選定、開発実施の結果の認定など重要事項について理事長の諮問に応ずることになっております。

第五に、同事業団の業務は、企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること、新技術の開発の成果を普及すること、新技術の開発についてあつせんすること等であります。

第六に、同事業団は、内閣総理大臣が監督いたします。

第七に、同事業団に対しては、登録税、印紙税、所得税、法人税、事業税、不動産取得税を非課税とする等、税制上の助成措置をとっております。

最後に、理化学研究所から同事業団への権利及び義務の承継についての規定、その他経過規定並びに理化学研究所法の関係条文の改正等を定めております。

以上、本法案の提案理由、及びその内容に関する概要の御説明を申し上げます。

**業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋**

(権利及び義務の承継等)

附則第七条 事業団の成立の時に現に理化学研究所が有する権利及び義務であつて、旧理化学研究所法第二十九条第一項第二号及び第四号の業務並びに同項第三号及び第五号の業務のうち新技術の開発に関する業務（以下「新技術開発業務」という。）の遂行に伴い理化学研究所に属するに至つたものは、事業団の成立の時に

において事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が理化学研究所の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の時ににおいて理化学研究所の新技术開発業務の遂行に伴い現に理化学研究所に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、事業団成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第八条 事業団が前条第一項の規定により、新技术開発業務の遂行に伴い理化学研究所に属するに至った権利及び義務を承継した場合において、当該権利及び義務が理化学研究所の有する特許権の実施に係るものであるときは、事業団は、すみやかに理化学研究所に対し当該特許権の専用実施権又は通常実施権の設定について協議しなければならない。

2 前項の規定による協議がととのわなないときは、事業団は、特許庁長官の裁定を申請するものとする。

3 特許庁長官は、前項の裁定をしたときは、裁定書の謄本を理化学研究所及び事業団に交付する。

4 第二項の裁定があつたときは、裁定の定めるところにより第一項の協議がととのつたものとみなす。

5 事業団が前条第一項の権利及び義務を承継した時から第一項の協議がととのうまでの間又は第二項の裁定がなされるまでの間は、当該特許権について、事業団に対し、通常実施権が設定されているものとみなす。

(理化学研究所の資本金の減額)

附則第九条 附則第七条第一項の規定により事業団が理化学研究所の有する権利及び義務を承継したときは、その時ににおいて、理化学研究所の資本金のうち政府の出資に係るものにつき、三億四千万円の減額があつたものとする。

(登録税法の一部改正)

附則第十条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「中小企業退職金共済事業団」の下に「、新技术開発事業団」を、「中小企業退職金共済法」の下に「、新技术開発事業団法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

附則第十一条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ三ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ五 新技术開発事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

附則第十二条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本貿易振興会」の下に「、新技術開発事業団」を加える。

(法人税法の一部改正)

附則第十三条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本貿易振興会」の下に「、新技術開発事業団」を加える。

(地方税法の一部改正)

附則第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本貿易振興会」の下に「、新技術開発事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十三 新技術開発事業団が新技術開発事業団法（昭和三十六年法律第八十二号）第二十八条第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの



【沿革B② 新技術事業団へ改称】

法人類型	特殊法人		
法人名	新技術事業団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 新技術開発事業団法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H11年2月21日 <b>・法案成立年月日</b> ：H11年6月22日 <b>・法律公布年月日</b> ：H11年6月28日 <b>・法律施行年月日</b> ：H11年10月1日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成元年5月23日・衆議院科学技術委員会）</p> <p>科学技術は、国の社会、経済を支える上で極めて重要な役割を果たしており、我が国のみならず、海外諸国も科学技術の振興発展にそれぞれ努力しているところであります。このような情勢の中、科学技術立国を志向し、社会的、経済的に目覚ましい発展を遂げている我が国に対し、海外諸国の関心、期待は、ますます大きくなっております。我が国としましては、科学技術の成果が人類共通の財産であり、かつ、我が国の経済力に見合った貢献を行う必要があるとの観点から、国際研究交流を一層進めることが、国の重要かつ緊急の課題であると認識しております。この点につき生じては、昭和六十一年三月閣議決定された科学技術政策大綱にも指摘されているところであります。</p> <p>一方、我が国の国際研究交流の現状を見ますと、特に先進諸国との間の研究者交流について極めて大きな不均衡の存在及びその改善の必要性が指摘されるとともに、国際研究交流を促進するため、我が国のより幅広い情報の提供が強く求められております。しかしながら、このような人材交流、情報交流等を促進するための体制は現状では十分と言える状況にはありません。</p> <p>このような状況を踏まえますと、我が国として、早急に国際研究交流を促進する必要があるため、今般、新技術開発事業団を改組することにより、国際研究交流の実施体制を整備することといたした次第であります。</p> <p>本法律案は、新技術開発事業団がこれまで実偏してきた新技術の開発、新技術の創製に資することとなる基礎的研究を行うこと等に加え、新たに国際研究交流業務を付加するとともに所要の改正を行うものであり、以下の事項をその内容としております。</p> <p>第一は、新たな業務の追加等に伴い新技術開発事業団の名称を新技術事業団に改め、法律の題名を新技術事業団法とすることとあります。</p>		

	<p>第二は、新技術事業団の目的に試験研究に係る国際交流の促進に関する業務を行うことを追加するとともに、業務の範囲に外国の研究者の受け入れに係る支援、外国の研究者のための宿舎の設置・運営、国際研究交流に関する情報の提供等の業務を追加することであります。</p> <p>第三は、政府は、新技術事業団に土地、建物等を出資できるようにすることであります。</p> <p>第四は、事業団の理事長の諮問機関である開発審議会の審議事項に、国際研究交流に関する重要事項を追加することとし、これに伴い開発審議会の名称を新技術審議会に改め、委員の定数を五名増員することであります。</p> <p>第五は、基礎的研究を実施する場合には、現行の規定では例外なく研究者の雇用、総括責任者の指定等を義務つけていますが、外国と共同して基礎的研究を行う場合に限り、柔軟に対処できるようにするため、これらの規定の適用を除外することにいたしております。</p> <p>以上、この法律案の提案理由及び要旨を御説明申し上げます。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(経過措置)</p> <p>附則第二条 新技術開発事業団は、この法律の施行の時に於いて、新技術事業団となるものとする。</p> <p>附則第三条 この法律の施行の際現に理事である者の任期については、なお従前の例による。</p> <p>附則第四条 この法律の施行の際現に新技術事業団という名称を用いている者については、この法律による改正後の新技術事業団法第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p> <p>附則第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

【沿革③ 科学技術振興事業団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	科学技術振興事業団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「当面の行政改革の推進方策について」（平成7年12月25日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 科学技術振興事業団法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H8年2月9日 <b>・法案成立年月日</b> ：H8年3月29日 <b>・法律公布年月日</b> ：H8年3月31日 <b>・法律施行年月日</b> ：H8年3月31日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成8年2月9日・衆議院科学技術委員会）</p> <p>昨年十二月二十五日に閣議決定されました「当面の行政改革の推進方策について」におきまして、新技術事業団及び日本科学技術情報センターの二法人を平成八年度において統合することが決定されたところであります。</p> <p>これまで、日本科学技術情報センターにおいては科学技術情報の流通に関する業務、新技術事業団においては研究交流の促進、基礎的研究及び新技術の開発等に関する業務を行うことにより、我が国の科学技術の振興のために重要な役割を担ってきたところであります。</p> <p>しかしながら、近時の研究開発の高度化、複雑化に対応して、科学技術の振興のための基盤の整備を図るとともに、先端的、独創的な研究開発をより効率的に実施することが極めて重要となっており、このため、両法人がこれまでそれぞれ担ってきた業務を一体的、総合的に行うことが求められる状況にあります。</p> <p>また、昨年制定された科学技術基本法においては、科学技術の振興を我が国の最重要政策課題の一つとして位置づけ、科学技術創造立国を目指して科学技術振興施策の総合的、計画的、積極的な展開を図ることが求められております。</p> <p>本法律案は、このような状況にかんがみ、行政改革に積極的に対応するとともに、科学技術の振興のための基盤の整備を図るとの観点から、日本科学技術情報センターと新技術事業団とを統合し、科学技術振興事業団を設立するものであり、その設立に当たっては、行政改革の趣旨を踏まえ所要の合理化を行うとともに、科学技術基本法に定められている諸施策の重要な担い手として積極的な事業展開を図ることとしております。</p> <p>次に、本法律案の要旨を御説明いたします。</p> <p>第一に、科学技術振興事業団は、科学技術情報の流通、研究交流の促進に関する業務等を行うことにより科学技術の振興のための基盤の整備を図るとともに、新技</p>		

	<p>術の創製に資すると認められる基礎的研究及び新技術の開発等を行い、もって科学技術の振興に寄与することを目的とすることとあります。</p> <p>第二に、同事業団の役員として、理事長一人、専務理事二人、理事七人以内及び監事一人を置くこととあります。</p> <p>第三に、同事業団は、科学技術情報の収集、分類、整理、保管、提供及び閲覧に関する業務、研究者の交流や共同研究のあっせん等研究交流の促進に関する業務、科学技術に関する試験研究を行う者に対し試験研究を効果的かつ効率的に行うために必要な人的・技術的援助及び資材・設備の提供を行う業務、科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進を図る業務、新技術の創製に資することとなる基礎的研究及びその成果の普及を行う業務、企業化が著しく困難な新技術について委託開発及びその成果の普及並びに新技術開発のあっせんを行う業務等を行うこととあります。</p> <p>第四に、同事業団は、内閣総理大臣が監督することとあります。</p> <p>第五に、日本科学技術情報センター及び新技術事業団から同事業団への権利及び義務の承継に係る規定、両法人の解散に係る規定等の経過規定のほか、日本科学技術情報センター法及び新技術事業団法の廃止、関係法律の改正等所要の規定の整備を行うこととあります。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(日本科学技術情報センターの解散等)</p> <p>附則第6条 日本科学技術情報センター（以下「センター」という。）は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。</p> <p>2 センターの平成8年4月1日に始まる事業年度は、センターの解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>3 センターの平成8年4月1日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して3月を経過する日とする。</p> <p>4 第1項の規定により事業団がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際におけるセンターに対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。この場合において、文献情報提供業務又は事業団のその他の業務に相当する業務で、日本科学技術情報センター法（昭和32年法律第84号）第22条第1項の規定により従前センターが行うこととされていたもののそれぞれに必要な資金に充てるため政府からセンターに対して出資された金額として内閣総理大臣が定める金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府から事業団に文献情報提供業務又は事業団のその他の業務に必要な資金に充て</p>

るべきものとして出資されたものとする。

5 第1項の規定により事業団がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際におけるセンターに対する政府以外の者の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し当該政府以外の者から事業団に文献情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

6 センターが発行した出資証券の上に存在する質権は、第6条第1項の規定により出資者が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。

7 第1項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(持分の払戻し)

附則7条 前条第5項の規定により政府以外の者が事業団に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、事業団に対し、その成立の日から起算して1月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 事業団は、前項の規定による請求があったときは、第7条第1項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、事業団は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(新技術事業団の解散等)

附則第8条 新技術事業団は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継する。

2 新技術事業団の平成8年4月1日に始まる事業年度は、新技術事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 新技術事業団の平成8年4月1日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して2月を経過する日とする。

4 第1項の規定により事業団が新技術事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における新技術事業団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に文献情報提供業務以外の事業団の業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

5 第1項の規定により新技術事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

非課税)

附則第9条 附則第6条第1項及び前条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 事業団が附則第6条第1項及び前条第1項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第599条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日においてセンター又は新技術事業団が当該土地を取得した日以後10年を経過したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 前条第1項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（名称の使用制限等に関する経過措置）

附則第10条 この法律の施行の際現に科学技術振興事業団という名称を使用している者については、第9条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

附則第11条 事業団の最初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成9年3月31日に終わるものとする。

附則第12条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第36条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（日本科学技術情報センター法及び新技術事業団法の廃止）

附則第13条 次の法律は、廃止する。

一 日本科学技術情報センター法

二 新技術事業団法（昭和36年法律第82号）

附則第14条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本科学技術情報センター法（第13条を除く。）又は新技術事業団法（第12条及び第25条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第15条 附則第13条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第16条 新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であった者に係るその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第13条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第13条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【沿革④ 独立行政法人科学技術振興機構】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人科学技術振興機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人科学技術振興機構法</p>		
	<p>・国会提出年月日：H14年10月21日 ・法案成立年月日：H14年12月6日 ・法律公布年月日：H14年12月31日 ・法律施行年月日：H14年12月31日</p>	法改正の パターン分類	<p>( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成14年11月7日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法</p>		

人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、



	<p>七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(事業団の解散等)</p> <p>附則第二条 科学技術振興事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時に  おいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の  権利及び義務は、その時において機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に事業団が有する権利（附則第六条の規定による廃止前の科  学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号。以下「旧事業団法」という。）第四  十九条第一項に規定する一般勘定（以下「旧一般勘定」という。）に属する資産に限  る。）のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機  構の成立の時において国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し  必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に  終わるものとする。</p> <p>5 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸  借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p> <p>6 事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により  出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。</p> <p>7 事業団の解散については、旧事業団法第四十九条第一項及び第二項の規定によ  る残余財産の分配は、行わない。</p> <p>8 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政  令で定める。</p> <p>(機構への出資)</p> <p>附則第三条 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したとき  は、その承継の際、国及び機構が承継する旧一般勘定の資産の価額の合計額から機  構が承継する旧一般勘定の負債の金額を差し引いた額（以下「旧一般勘定純資産  額」という。）に、事業団に対する旧一般勘定における政府以外の者の出資額の割合  を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務以外の業務  に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。</p> <p>2 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その</p>

承継の際、機構が承継する旧一般勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資のあったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し文献情報提供業務以外の業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

3 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における事業団に対する旧事業団法第三十九条に規定する文献情報提供勘定（以下「旧文献勘定」という。）における政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、政府及び当該政府以外の者から機構に対し文献情報提供業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

6 前条第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継した場合において、その承継の際、旧文献勘定において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、機構の文献情報提供勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

（持分の払戻し）

附則第四条 前条第一項又は第五項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる政府以外の者の区分に応じ、当該各号に定める金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

一 前条第一項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する旧一般勘定純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る旧一般勘定における出資額を超えるときは、当該旧一般勘定における出資額に相当する金額）

二 前条第五項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者 当該政府以外の者が有する附則第二条第一項の規定による承継の際において現に事業団に属する旧文献勘定の資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項第二号の資産の価額について準用する。

（名称の使用制限に関する経過措置）

附則第五条 この法律の施行の際現に科学技術振興機構という名称を使用している

者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(科学技術振興事業団法の廃止)

附則第六条 科学技術振興事業団法は、廃止する。

(科学技術振興事業団法の廃止に伴う経過措置)

附則第七条 前条の規定の施行前に旧事業団法（第十三条及び第二十七条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第八条 附則第六条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第九条 事業団の役員、顧問若しくは職員又は新技術審議会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務及び新技術事業団の役員若しくは職員又は新技術審議会の委員であった者に係るその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第六条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第六条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第十条 附則第二条から第五条まで及び第七条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑤ 国立研究開発法人科学技術振興機構】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人科学技術振興機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：H26年4月15日 ・法案成立年月日：H26年6月6日 ・法律公布年月日：H26年6月13日 ・法律施行年月日：H27年4月1日	法改正の ターン分類	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明（平成26年5月9日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止・スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に即した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。 次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。 第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。 第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。		

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

**業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋**

独立行政法人通則法第四条に次の一項を加える。

2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

25. 独立行政法人日本学術振興会

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 日本学術振興会												
所在地	東京都千代田区麹町一番町 5-3-1 麹町ビジネスセンター												
設立根拠法	独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号）												
所管府省	文部科学省研究振興局振興企画課												
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①昭和 7 年 12 月 財団法人日本学術振興会 ②昭和 42 年 9 月 日本学術振興会 ③平成 15 年 10 月 独立行政法人日本学術振興会												
事業目的	学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。 2. 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。 3. 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。 4. 学術の応用に関する研究を行うこと。 5. 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。 6. 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。 7. 4～6に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 8. 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。 9. 1～8の業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>676</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>256,033</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>255,836</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>853</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：169 名			区分	平成 28 年度	資本金	676	収入	256,033	支出	255,836	正味財産	853
区分	平成 28 年度												
資本金	676												
収入	256,033												
支出	255,836												
正味財産	853												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条(長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条(中期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項(年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項(財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱(優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税 4 条 2 項、法人税別表 1、独立行政法人日本学術振興会法 6 条 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税第 4 条、登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人日本学術振興会法第 12 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条

【沿革② 日本学術振興会】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本学術振興会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本学術振興会法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S 42 年 4 月 21 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S 42 年 7 月 21 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S 42 年 8 月 1 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S 42 年 8 月 1 日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 42 年 5 月 9 日・参議院文教委員会）</p> <p>学術の急速な進歩とその影響力の飛躍的な増大とは、現代世界の著しい特色であり、このような動向を反映して、諸外国は、学術の振興につき国として各種の方法手段を通じ、多角的かつ効率的な施策を請じつつあり、わが国においても、学術の振興をはかることは、今や国に課せられた重要な責務であると考えます。</p> <p>一方、最近の学術研究の急送な進展に伴い、共同研究を通じての研究の組織化、国際化の傾向が強まるとともに、また研究の規模も拡大の一途をたどっております。</p> <p>このような研究活動の態様の変化、発展に即応し、学術研究の助成、研究環境の整備、学術に関する国際協力の促進、研究者の養成確保等、各般にわたり国として一そう積極的に有効適切な施策を講じ、体制を整備して、学術振興に関する諸事業を推進することは、学界はじめ各方面から強く要請されているところであります。</p> <p>ところで、これら学術振興に関する事業のうちには、弾力的に運営をはかる必要のあるものがあり、その性格にかんがみ、国が直接実施するよりも、むしろ法人等の団体にその実施をゆだねるほうが適切なものが実際上多いのでありまして、従来とも財団法人日本学術振興会にこの種の事業を行なわせてまいりました。</p> <p>しかしながら、国の学術に関する施策と密接な関連を持ちながらこれらの事業を一そう拡充発展させるため、さらには国際的な信用を高める上からも、特殊法人が実施主体となることが最も適切浸出と考え、特殊法人日本学術振興会を設立することとし、この法案を提出いたしました次第であります。</p> <p>次に、この法案の内容を申し上げますと、特殊法人日本学術振興会設立の目的を定めるとともに、その組織、業務、財務、会計、監督等に関し所要の規定を設けております。</p>		



すなわち、第一に、日本学術振興会は法人といたしますとともに、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進その他学術の振興に関する事業を行ない、もって学術の進展に寄与することをその目的とするものであります。

第二に、この法人の業務についてであります。その第一は、共同して行なわれる学術の研究に関し、研究者に研究活動を行なうために必要な資金を支給することです。業務の第二は、学界と産業界との協力による学術の応用に関する研究に関し、資金の支給その他必要な援助を行なうことです。業務の第三は、学術に関する国際協力に関し、海外への研究者の派遣、外国人研究者の受け入れその他国際協力による研究に必要な援助を行なうことです。業務の第四は、優秀な学術の研究者の育成に関し、研究者に研究を奨励するための資金を支給することです。業務の第五は、学術に関する情報資料について調査を行ない、その結果を利用に供し、及び学術に関する研究成果を普及することです。

なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的を達成するため必要な業務を行なうことができることといたしております。

第三に、この法人の役員としては、会長一人、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置くこととし、これらの役員は、文部大臣が任命することといたしております。

なお、この法人には、その運営の適正を期するため、会長の諮問機関として、評議員会を置くことといたしております。

第四に、この法人は、文部大臣の一般的監督を受けるほか、特にその業務の公共性にかんがみ、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等については、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものといたしております。

第五に、この法人の設立のための所定の準備手続について規定いたしております。なお、財団法人日本学術振興会は、この法人の設立の時に於いて解放し、その権利義務はこの法人が承認することといたしております。

**業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋**

(経過規定)

附則第六条 この法律の施行の際現に日本学術振興会という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第七条 振興会の最初の事業年度は、第二十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

附則第八条 振興会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「振興会の成立後遅滞なく」とする。

(財団法人日本学術振興会からの引継ぎ)

附則第九条 昭和七年十二月二十八日に設立された財団法人日本学術振興会は、

寄附行為に定めるところにより、設立委員に対して、振興会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

- 2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、文部大臣の認可を申請しなければならない。
- 3 前項の認可があつたときは、財団法人日本学術振興会の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時に於いて振興会に承継されるものとし、財団法人日本学術振興会は、その時に於いて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 4 附則第四条の規定により振興会の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で財団法人日本学術振興会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

【沿革③ 独立行政法人日本学術振興会】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人日本学術振興会		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 独立行政法人日本学術振興会法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H14年10月21日</li> <li>・法案成立年月日：H14年12月6日</li> <li>・法律公布年月日：H14年12月13日</li> <li>・法律施行年月日：H42年8月1日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和42年5月9日・参議院文教委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法</p>		

人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、

	<p>七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員の選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(日本学術振興会の解散等)</p> <p>附則第二条 日本学術振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時に  おいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に  おいて振興会が承継する。</p> <p>2 振興会の成立の際現に旧振興会が有する権利のうち、振興会がその業務を  確実に実施するために必要な資産以外の資産は、振興会の成立の時に  おいて国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に  関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧振興会の解散の  日の前日に終わるものとする。</p> <p>5 旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、  貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合  において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を  経過する日とする。</p> <p>6 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、  その承継の際、振興会が承継する資産の価額（次条の規定による  廃止前の日本学術振興会法（昭和四十二年法律第百二十三号）  第四条の基本金に相当する金額を除く。）から負債の金額を  差し引いた額は、政府から振興会に対し出資されたものとする。</p> <p>7 前項の資産の価額は、振興会の成立の日現在における時価を基準として  評価委員が評価した価額とする。</p> <p>8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>9 第一項の規定により旧振興会が解散した場合における解散の登記につ  いては、政令で定める。</p> <p>附則第二条の二から八 省略</p> <p>(日本学術振興会法の廃止)</p> <p>附則第三条 日本学術振興会法は、廃止する。  (日本学術振興会法の廃止に伴う経過措置)</p> <p>附則第四条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学術  振興会法</p>

(第十条及び第十九条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第五条 附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第六条 附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、振興会の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

26. 国立研究開発法人理化学研究所

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 理化学研究所												
所在地	埼玉県和光市広沢 2-1												
設立根拠法	国立研究開発法人理化学研究所法（平成 14 年法律第 160 号）												
所管府省	文部科学省研究振興局基礎研究振興課												
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①大正 6 年 3 月 財団法人理化学研究所 ②昭和 23 年 3 月 株式会社科学研究所 ③昭和 33 年 10 月 理化学研究所 ④平成 15 年 10 月 独立行政法人理化学研究所 ⑤平成 27 年 4 月 国立研究開発法人理化学研究所												
事業目的	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。 2. 1 に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 3. 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。 4. 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 5. 1～4 の業務に附帯する業務を行うこと。 6. 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第 5 条 1 項に規定する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>264,399</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>99,793</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>98,187</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>180,414</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：3,560 名			区分	平成 28 年度	資本金	264,399	収入	99,793	支出	98,187	正味財産	180,414
区分	平成 28 年度												
資本金	264,399												
収入	99,793												
支出	98,187												
正味財産	180,414												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : (✓) 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条 ( ) 委託費 : ( ) 政府貸付 :												

	( ) 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 第 9 項 (✓) 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 (✓) 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員を選任・解任に当たっての国の関与	(✓) 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条(長、監事) ( ) 国の認可 : (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> ( ) 国会承認 : (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画) (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> ( ) 国会承認 : (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表) ( ) 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> ( ) その他 :
税の取扱 (優遇措置)	( ) 法人税 : ( ) 固定資産税 : ( ) 登録免許税 : ( ) 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	( ) 外資規制 : (✓) みなし公務員 : 国立研究開発法人理化学研究所法第 15 条 (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条



【沿革② 株式会社理化学研究所】

法人類型	株式会社		
法人名	理化学研究所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律案		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S22年9月15日 <b>・法案成立年月日</b> ：S22年11月11日 <b>・法律公布年月日</b> ：S22年11月17日 <b>・法律施行年月日</b> ：S22年11月17日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和22年9月23日・衆議院商業委員会）</p> <p>財団法人理化学研究所は、大正六年に設立せられましてから、爾来理化学の研究並びに発達に対しまして、多大の貢献をなしてまいつたのでありますが、戦時補償特別措置法の施行による戦時保険金の打切り、その所有いたします有価証券の終戦による値下がり等の事由に基きまして、経済上の損失が少くない現状でありまして、この損失の適正な処理と事業の再建とをはかることは、ぜひとも必要であると考えるのであります。</p> <p>この法律の要旨は、財団法人理化学研究所の事業を承継いたしますところの株式会社をあらたに設立いたしまして、事業内容の継続に必要な資産及び負債をこれに移し、財団法人理化学研究所はこれを解散せしめる等の措置を講ずることにあるのであります。産業の平和的かつ民主的な再建は、今日わが国におきまして、最も基礎的な政策の一つであります。財団法人理化学研究所が再建整備せられました暁におきましては、わが国産業の回復並びに化学技術の振興に資するところは、きわめて大なるものと期待されるのであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>第一条 財団法人理化学研究所は、産業の再建及び科学技術の振興に資するために、商工大臣の認可を受け、株式会社の発起人となり、現物出資をすることができる。</p> <p>第二条 商工大臣が前条の認可をする場合においては、同条の現物出資の目的たる財産の種類、数量及び価格を指定して、これを行うものとする。</p> <p>前条の現物出資については、民法第四百二十四条の規定による取消及び破産法の規定による否認は、これを行うことができない。</p> <p>第三条 財団法人理化学研究所の債務のうち会社経理応急措置法第一条第一項に規定する指定時後の原因に基いて生じた債務は、第一条の規定による株式会社の成立</p>		

の時、当該株式会社が、これを承継する。

第四条 財団法人理化学研究所は、第一条の規定による株式会社の成立の時、解散する。

【沿革③ 特殊法人理化学研究所】

法人類型	特殊法人		
法人名	理化学研究所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 理化学研究所法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S33年2月19日 <b>・法案成立年月日</b> ：S33年4月18日 <b>・法律公布年月日</b> ：S33年4月24日 <b>・法律施行年月日</b> ：S33年10月21日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和33年2月25日・衆議院科学技術振興対策特別委員会）</p> <p>わが国産業の発展と国民生活の向上を期するためには、その根源をなすところの科学技術の飛躍的な振興をはかる必要があることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。そのためにとるべき方策は少くないのでありますが、なかんずく、わが国における研究活動を一段と活発ならしめるとともに、その研究成果を産業界に取り入れ、その企業化を促進することは、科学技術振興上の要諦であると考えるのであります。</p> <p>周知の通り、株式会社科学研究所は、多数の優秀な技術者と研究設備を擁し、財団法人理化学研究所以来、四十年になんなんとする輝かしい歴史的伝統を持ったわが国有数の研究機関であります。また同研究所は、物理、化学及びその応用等、各研究部門の知識経験を総合結集し得るという意味においても、また基礎研究から、応用研究を経て、工業化試験までを一貫して実施し得るという意味においても、名実ともにりっぱな総合的研究所でありまして、今日まで幾多のすばらしい成果を上げて参っておるものであります。</p> <p>同研究所は、昭和二十三年に財団法人組織を改組し、名称も改めて、株式会社科学研究所として発足したのでありますが、さらに昭和二十七年には、株式会社としての収益事業のために設けた製薬部門を科研化学株式会社として分離し、以来研究部門のみをもって立つところの純然たる研究機関として、研究及びその成果の普及という業務を行なってきたものであります。しかしながら、研究機関として自立採算をとるということは、資金的基礎が脆弱なため、少からぬ困難がありましたので、昭和三十年株式会社科学研究所法が制定され、それ以来毎年相当額の国の援助が行われて、今日に至っているものであります。</p> <p>本法律案は、同研究所の名称を理化学研究所と改めるとともに、従来の株式会社の形態から特殊法人の形態に切りかえようとするものであります。なぜ特殊法人に</p>		

切りかえをする必要があるかという点につきましては、次の二点を指摘する必要があります。

第一点は、研究機関としての性格並びにこれに対する国の援助の強化という点から見て、特殊法人を適当とすることです。すなわち、現在の科学研究所の法律的な根拠をなしておりますところの株式会社科学研究所法に関する国会審議の際にも、株式会社という組織が当研究所にとって適当な形態であるかどうかの問題になったのでありますが、今日までの経過実情から判断しましたところ、必ずしも株式会社組織が妥当ではないという結論を得るに至ったのであります。現在のような株式会社の形態では、とかく画期的な発明の源泉をなす基礎的研究の実施、あるいは、わが国にとって必要な基礎的研究から応用研究、工業化試験への結びつけ等、営利性に合致しがたい事業を重視するわけにはいかないのみならず、研究所に対する政府の今後の援助強化の面から見ましても、また政府の方針を研究所に反映させるためにも、特殊法人の形態が望ましいと考えられるのであります。

第二点は、今般新技術の開発という国家的事業の遂行を同研究所に実施せしめようとしているのでありますが、この種の事業は、一株式会社に行わしめるのを適当とは認められないということであり、新技術の開発と申しますのは、わが国独自のすぐれた研究成果であって、企業化に伴う不安が大きいために、企業化することが困難と認められるものを、実際の規模において行うことをいうのであります。わが国には、すぐれた研究成果が少なからずあるということは一般に認められているところであり、残念ながらこの研究成果を産業に導入できるようなところまで発展させ、開発することに遺憾の点が多かったのが実情であります。

このたび、国の研究機関その他の研究機関において上げられた主として公共的な研究成果のうち、民間企業の危険負担によっては開発することが困難である重要な新技術を開発するとともに、その開発の成果をできるだけ広く民間企業に活用させるという新しい事業を、同研究所に担当せしめようと考えているのでありますが、このような国家的な事業の遂行は、特殊法人の形態で行わしめることを適当とすると考えるのであります。

これを要するに、政府といたしましては、同研究所の研究機能を拡充強化すると同時に、新技術の開発の業務をこれに行わしめようとする考えでありまして、この考え方に基いて、従来の株式会社を改組して、特殊法人にしようとするものであります。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一に、同研究所の設立の目的は、総合的な試験研究の実施、新技術の効率的な開発、並びにこれらの試験研究及び新技術開発の成果のわが国企業一般に対する普及の事業を行わしめることにあります。

	<p>第二に、同研究所の性格は、いわゆる特殊法人でありまして、政府は予算の範囲内においてこれに出資し得るものとしたしております。</p> <p>第三に、同研究所の性格にかんがみ、その定款及び業務方法について認可制をとるとともに、役員すべてを内閣総理大臣の任命としたしております。</p> <p>第四として、新技術の開発業務につきましては、その円滑な運営を期するため、研究所に開発委員会を設置するとともに、開発実施計画について認可制をとっております。</p> <p>第五として、同研究所に対しては、登録税、不動産取得税を非課税とする等、税制上の助成措置をとっております。</p> <p>最後に、科学研究所から理化学研究所への切りかえのための措置として、科学研究所の解散等につき商法の特例を置き、また評価審査会を設ける等の経過規定を定めております。</p> <p>以上、本法案の提案理由及びその内容に関する概要の御説明を申し上げます。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(株式会社科学研究所の出資、解散等)</p> <p>附則第三条 株式会社科学研究所は、この法律の公布の日から起算して三月以内に商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、研究所に対しその営業の全部を出資することができる。商法第二百四十五条ノ二本文から第二百四十五条ノ四までの規定は、当該決議がある場合に準用する。</p> <p>2 株式会社科学研究所が前項の出資をする場合においては、株式会社科学研究所の株主は、その所有する株式の数に比例して、研究所の出資証券の引受人となる。</p> <p>3 株式会社科学研究所は、第一項の規定により出資をする場合においては、研究所の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において研究所に承継されるものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。</p> <p>4 附則第二条第九項の規定により研究所の設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、株式会社科学研究所の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。</p> <p>(評価審査会)</p> <p>附則第四条 前条第一項の規定により株式会社科学研究所が研究所に対する出資の目的とする財産の価額は、評価審査会の決定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、科学技術庁に評価審査会を置く。</p> <p>3 評価審査会は、委員長一人及び委員六人をもつて組織する。</p> <p>4 委員長は、科学技術庁長官をもつて充てる。</p> <p>5 委員は、科学技術庁長官が任命する。</p> <p>6 前各号に定めるもののほか、評価審査会の委員、議事その他その組織及び運営</p>

に関し必要な事項は、総理府令で定める。

(経過規定)

附則第五条 この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に理化学研究所という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。

附則第六条 研究所の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

附則第七条 研究所の成立の日の属する事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第三十三条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

附則第八条 株式会社科学研究所法（昭和三十年法律第百六十号）は、廃止する。

【沿革④ 独立行政法人理化学研究所】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人理化学研究所		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 独立行政法人理化学研究所法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H14年10月21日</li> <li>・法案成立年月日：H14年12月6日</li> <li>・法律公布年月日：H14年12月13日</li> <li>・法律施行年月日：H14年12月13日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成14年11月7日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法</p>		

人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、



	<p>七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員の選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(理化学研究所の解散等)</p> <p>附則第二条 理化学研究所（以下「旧研究所」という。）は、研究所の成立の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて研究所が承継する。</p> <p>2 研究所の成立の際現に旧研究所が有する権利のうち、研究所がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、研究所の成立の時に於いて国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 旧研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧研究所の解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>5 旧研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。</p> <p>6 第一項の規定により研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び研究所が承継する資産の価額の合計額から研究所が承継する負債の金額を差し引いた額に、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から研究所に出資されたものとする。</p> <p>7 第一項の規定により研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から研究所に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から研究所に出資されたものとする。</p> <p>8 前二項の資産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>10 旧研究所が発行した出資証券の上に存在する質権は、第六条第一項の規定により出資者が受けるべき研究所の出資証券の上に存在する。</p> <p>11 第一項の規定により旧研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p>

(持分の払戻し)

附則第三条 前条第六項の規定により政府以外の者が研究所に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、研究所に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 研究所は、前項の規定による請求があったときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究所は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(理事長の任期の特例)

附則第四条 通則法第十四条第二項の規定により研究所の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十一条第一項中「任命の日」とあるのは、「研究所の成立の日」とする。

(理化学研究所法の廃止)

附則第五条 理化学研究所法（昭和三十三年法律第八十号）は、廃止する。

(理化学研究所法の廃止に伴う経過措置)

附則第六条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の理化学研究所法（第十二条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第八条 旧研究所の役員又は職員であった者に係るその職務に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、附則第五条の規定の施行後も、なお従前の例による。

2 前項の規定により従前の例によることとされる事項に係る附則第五条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第九条 附則第二条から第四条まで及び第六条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑤ 国立研究開発法人理化学研究所】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人理化学研究所		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H26年4月15日 ・法案成立年月日：H26年6月6日 ・法律公布年月日：H26年6月13日 ・法律施行年月日：H27年4月1日</p>	法改正の パターン分類	<p>（ ）新規立法 （<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（平成26年5月9日・衆議院内閣委員会）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止・スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に即した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p> <p>次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。</p> <p>第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。</p>		

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

**業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋**

独立行政法人通則法第四条に次の一項を加える。

2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

27. 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構		
所在地	東京都調布市深大寺東町 7-44-1		
設立根拠法	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成 14 年法律第 161 号）		
所管府省	文部科学省研究開発局宇宙開発利用課		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>A①昭和 39 年 4 月 東京大学宇宙航空研究所設立</p> <p>②昭和 56 月 4 月 文部省宇宙科学研究所</p> <p>③平成 13 年 1 月 文部科学省宇宙科学研究所</p> <p>B①昭和 44 年 10 月 宇宙開発事業団設立</p> <p>C①昭和 30 年 7 月 総理府航空技術研究所設立</p> <p>②昭和 31 年 5 月 科学技術庁航空技術研究所</p> <p>③昭和 38 年 4 月 科学技術庁航空宇宙技術研究所</p> <p>④平成 13 年 1 月 文部科学省航空宇宙技術研究所</p> <p>⑤平成 13 年 4 月 独立行政法人航空宇宙技術研究所</p> <p>A/B/C①平成 15 年 10 月 統合して独立行政法人宇宙航空研究開発機構設置</p> <p>②平成 27 年 4 月 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構に改組</p>		
事業目的	<p>大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術（宇宙に関する科学技術をいう。以下同じ。）に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、宇宙基本法第 2 条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。</li> <li>2. 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。</li> <li>3. 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。</li> <li>4. 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。</li> <li>5. 1～4に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。</li> </ol>		

	<p>6. 3～4に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。</p> <p>7. 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。</p> <p>8. 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。</p> <p>9. 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。</p> <p>10. 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。</p>										
<p>財務情報等</p>	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">544, 250</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">238, 740</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">246, 924</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">122, 386</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：1, 529 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	544, 250	収入	238, 740	支出	246, 924	正味財産	122, 386
区分	平成 28 年度										
資本金	544, 250										
収入	238, 740										
支出	246, 924										
正味財産	122, 386										
<p>補助金、交付金、委託費等</p>	<p>( ) 補助金 :  <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  ( ) 政府保証 :</p>										
<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>( ) 監督・命令 :  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法 19 条の 2  <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法 64 条</p>										
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条(長、監事)  ( ) 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)</p>										
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画)  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画)</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表)  ( ) 国への届出 :</p>										

	(その他国の関与) ( ) その他 :
税の取扱(優 遇措置)	( ) 法人税 : ( ) 固定資産税 : ( ) 登録免許税 : ( ) 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	( ) 外資規制 : (✓) みなし公務員 : 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第 17 条 (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条

【沿革B① 宇宙開発事業団】

法人類型	特殊法人		
法人名	宇宙開発事業団		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 宇宙開発事業団法		
	・国会提出年月日：S 44年2月17日 ・法案成立年月日：S 44年6月18日 ・法律公布年月日：S 44年6月23日 ・法律施行年月日：S 44年6月23日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律 の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和44年3月14日・衆議院本会議） 宇宙開発は、通信、気象、航行、測地等の各分野において国民生活に画期的な利益をもたらすとともに、関連する諸分野の科学技術の水準を向上させ、新技術の開発を推進する原動力となるものであります。先進諸国におきましては、この宇宙開発の重要性に着目し、開発体制を整備し、具体的な開発目標を定め、国家的事業としてその積極的な推進をはかっており、その成果には刮目すべきものがあります。 このような情勢にかんがみまして、わが国においても、宇宙開発の本格的な推進とそのため体制の整備が各方面から強く要請されるに至り、その体制整備の一環といたしまして、まず、昨年五月、国の宇宙開発を計画的かつ総合的に推進するため、その重要事項について企画、審議、決定する宇宙開発委員会が設置されました。 現在、わが国の宇宙開発は、宇宙開発委員会の昨年十一月の決定に沿って、昭和四十六年に電離層観測衛星を、昭和四十八年度に実験用静止通信衛星を打ち上げることを目標に進められておりますが、この目標を達成するためには、多岐にわたるきわめて高度な技術を駆使するとともに、短期間に多額の資金を投入することが必要でありまして、これは国の総力を結集して行なうべき大事業であります。 これを成功させるためには、政府はもちろん、学界、産業界から広くすぐれた人材を結集するとともに、弾力的な事業運営を行なうことが必要であり、このために、中核的な開発実施機関として、新たに特殊法人宇宙開発事業団を設立し、宇宙開発を総合的、計画的かつ効率的に実施しようとするものであります。 この事業団は、現在の科学技術庁宇宙開発推進本部を発展的に解消いたしまして、その業務と組織を引き継ぎ、これに加えて、従来郵政省電波研究所で行なっておりました電離層観測衛星の開発関係部門を移管させることとし、また将来、開発実施体制の一元化をさらに推進し得るような仕組みといたしております。		



次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この事業団は、人工衛星及び人工衛星打ち上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものであります。

第二に、事業団の資本金は、設立に際して政府が出資する五億円、科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所から承継する特定の財産の価額並びに民間からの出資額の合計額でありまして、このほか、将来、必要に応じて資本金を増加することができるようにいたしております。

第三に、事業団の機構につきましては、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くほか、非常勤理事及び顧問の制度を設けて、関係各界の参加を得て、その協力体制の確立をはかることといたしております。

第四に、事業団の業務といたしましては、みずからまたは委託に応じ、人工衛星及び人工衛星打ち上げ用ロケットの開発、打ち上げ及び追跡を行なうことといたしております。

なお、事業団がその業務を行なうにあたっては、主務大臣の認可を受けて定める基準に従ってその業務の一部を民間機関等に委託することができることといたしております。

また、事業団の業務の運営につきましては、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に従ってその業務を行なうことといたしております。

第五に、事業団の監督は、主務大臣がこれを行なうこととしておりますが、主務大臣は、内閣総理大臣及び郵政大臣のほか、将来、政令でこれを追加し得るようにして一元化の進展に資することといたしております。

第六に、事業団は、その設立の際に、科学技術庁宇宙開発推進本部の廃止及び郵政省電波研究所の業務の一部の移行に伴う権利義務の承継を行なうことといたしております。

その他、財務及び会計等につきましては、他の特殊法人とほぼ同様の規定を設けております。

以上が宇宙開発事業団法案の趣旨でございます。

(権利義務の承継等)

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

**附則第三条** 事業団の成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）第二十条の二第一項の規定による科学技術庁宇宙開発推進本部の所掌事務及び郵政省設置法（昭和三十二年法律第二百四十四号）第十七条の二の規定による郵政省電波研究所の所掌事務（電離層の観測のための人工衛星の開発に係るものに限る。）に関するもので政令で定めるものは、事業

団の成立の時に於いて、事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定により事業団が国の有する権利を承継した場合には、当該承継に伴う登録若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。

(経過規定)

**附則第四条** 事業団が昭和四十五年三月三十一日までに、第四条第五項の規定による政府からの出資を受ける場合には、当該出資の目的とされる土地等に係る登記については、登録免許税を課さない。

**附則第五条** この法律の施行の際、現に宇宙開発事業団という名称を使用している者については、第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

**附則第六条** 事業団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。

**附則第七条** 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

【沿革 C⑤ 独立行政法人航空宇宙技術研究所】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人航空宇宙技術研究所		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 独立行政法人航空宇宙技術研究所法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H11年11月8日</li> <li>・法案成立年月日：H11年12月14日</li> <li>・法律公布年月日：H11年12月22日</li> <li>・法律施行年月日：H13年1月6日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院 行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。</p> <p>第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。</p> <p>ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。</p> <p>第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係</p>		

事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

	<p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第二条 研究所の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条 研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であつて、研究所の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付(以下この条において「特例給付」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>(研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置)</p> <p>附則第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引</p>

継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

附則第五条 研究所の成立の際、第十四条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時ににおいて研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（理事長の任期の特例）

附則第六条 通則法第十四条第二項の規定により研究所の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十条第一項中「任命の日」とあるのは、「研究所の成立の日」とする。

（政令への委任）

附則第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革 A/B/C 統合① 独立行政法人宇宙航空研究開発機構】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人宇宙航空研究開発機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法		
	・国会提出年月日：H14年10月12日 ・法案成立年月日：H14年12月6日 ・法律公布年月日：H14年12月13日 ・法律施行年月日：H14年12月13日	法改正の ターン分類	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成14年11月7日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会） 特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。 この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。 以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。 次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。 初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。 これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法		

人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、



	<p>七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p><b>附則第二条</b> 機構の成立の際現に次に掲げる機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。</p> <p>一 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関のうち政令で定める機関（以下「大学共同利用機関」という。）</p> <p>二 独立行政法人航空宇宙技術研究所（以下「研究所」という。）</p> <p>三 宇宙開発事業団（以下「事業団」という。）</p> <p><b>附則第三条</b> 前条の規定により機構の職員となった大学共同利用機関及び研究所の職員に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。</p> <p><b>附則第四条</b> 附則第二条の規定により大学共同利用機関及び研究所の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。</p> <p><b>2</b> 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。</p> <p><b>3</b> 機構の成立の日の前日に大学共同利用機関又は研究所の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p><b>4</b> 機構は、機構の成立の日の前日に大学共同利用機関又は研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立</p>

の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで大学共同利用機関又は研究所の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

**附則第五条** 附則第二条の規定により機構の職員となった大学共同利用機関の職員であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

**附則第六条** 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において大学共同利用機関又は研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員及び職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

**2** 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。）がすることができる。

**3** 機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員

共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員（同日において大学共同利用機関又は研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職（同条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

**附則第七条** 機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

**附則第八条** 機構の成立前に特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。以下この条において「特労法」という。）第十八条の規定に基づき研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 機構の成立の際現に中央労働委員会に係属している研究所とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（国の有する権利義務の承継等）

**附則第九条** 機構の成立の際、第十八条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に機構が承継する。

2 機構の成立の際、国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から大学共同利用機関の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(研究所及び事業団の解散等)

**附則第十条** 研究所及び事業団は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に研究所及び事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 研究所及び事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、それぞれ研究所及び事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

5 平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る研究所及び事業団の決算並びに研究所の通則法第三十八条に規定する財務諸表及び事業報告書並びに事業団の附則第十六条の規定による廃止前の宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号。以下「旧事業団法」という。）第二十八条に規定する財務諸表、附属明細書及び事業報告書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、事業団の当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6 研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による勧告は、機構に対してなされるものとする。

7 研究所の平成十五年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、機構が従前の例により行うものとする。

8 研究所の積立金の処分は、研究所の解散の日の前日において中期目標の期間が終了したのものとして、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十六条の規定による廃止前の独立行政法人航空宇宙技術研究所法（平成十一年法律第七十五号。以下「旧研究所法」という。）第十五条第一項中「当該次の中期目標の期間における前条」とあるのは、「機構の最初の中期目標の期間における独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項」とする。

9 事業団の解散については、旧事業団法第三十八条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

10 第一項の規定により研究所及び事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(独立行政法人航空宇宙技術研究所法及び宇宙開発事業団法の廃止)

**附則第十六条** 次の法律は、廃止する。

一 独立行政法人航空宇宙技術研究所法

## 二 宇宙開発事業団法

(独立行政法人航空宇宙技術研究所法及び宇宙開発事業団法の廃止に伴う経過措置)

**附則第十七条** 前条の規定の施行前に旧研究所法又は旧事業団法（第十二条及び第二十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は通則法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**附則第十八条** 附則第十六条の規定の施行前にした行為並びに附則第十条第五項、第七項及び第八項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**附則第十九条** 附則第二条から第十四条まで、第十七条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革 A/B/C 統合② 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H26年4月15日 ・法案成立年月日：H26年6月6日 ・法律公布年月日：H26年6月13日 ・法律施行年月日：H27年4月1日</p>	法改正の パターン分類	<p>（ ）新規立法 （<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（平成26年5月9日・衆議院内閣委員会）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止・スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に即した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p> <p>次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。</p> <p>第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。</p>		

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

**業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋**

独立行政法人通則法第四条に次の一項を加える。  
2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

## 28. 独立行政法人日本スポーツ振興センター

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 日本スポーツ振興センター		
所在地	東京都港区北青山 2-8-35		
設立根拠法	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）		
所管府省	文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>①昭和 39 年 4 月 国立競技場設立</p> <p>②昭和 57 年 7 月 日本学校健康会設立</p> <p>③昭和 61 年 3 月 上記 2 団体が統合して日本体育・学校健康センター設立</p> <p>④平成 15 年 10 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター設立</p>		
事業目的	<p>スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本スポーツ振興センターの設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。</li> <li>2. スポーツ団体が行う次に掲げる活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動。</li> <li>イ. 国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催。</li> </ol> </li> <li>3. 優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は優秀なスポーツの選手が受ける職業若しくは实际生活に必要な能力を育成するための教育に対し資金の支給その他の援助を行うこと。</li> <li>4. 国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他の援助を行うこと。</li> <li>5. スポーツ振興投票の実施等に関する法律に規定する業務を行うこと。</li> <li>6. スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うこと。</li> </ol>		



	<p>7. 学校の管理下における児童生徒等の災害につき、当該児童生徒等の保護者又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付を行うこと。</p> <p>8. スポーツ及び学校安全その他の学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する国内外における調査研究並びに資料の収集及び提供を行うこと。</p> <p>9. 8に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他普及の事業を行うこと。</p> <p>10. 1～9に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>上記の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、1に掲げる施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">245, 194</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">193, 885</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">183, 425</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">240, 517</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：421 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	245, 194	収入	193, 885	支出	183, 425	正味財産	240, 517
区分	平成 28 年度										
資本金	245, 194										
収入	193, 885										
支出	183, 425										
正味財産	240, 517										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :  <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : (独立行政法人通則法 46 条)  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  ( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条  <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員の選任・解任に当たつての国の関与	<p><input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条(長、監事)  ( ) 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)</p>										
予算・決算に当たつての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条(中期計画)  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項(年度計画)</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項(財務諸表)  ( ) 国への届出 :</p>										

	<p>(その他国の関与)</p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱(優 遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税 4 条 2 項、法人税別表 1、独立行政法人日本スポーツ振興センター法 5 条</p> <p>( ) 固定資産税 :</p> <p>(✓) 登録免許税 : 登録免許税第 4 条、登録免許税法別表 2</p> <p>(✓) 印紙税 : 印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(✓) みなし公務員 : 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第 14 条</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>

【沿革① 国立競技場】

法人類型	特殊法人		
法人名	国立競技場		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 国立競技場法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：S33年2月18日</li> <li>・法案成立年月日：S33年3月24日</li> <li>・法律公布年月日：S33年3月27日</li> <li>・法律施行年月日：S33年4月1日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和33年2月20日・参議院文教委員会）</p> <p>本年五月、東京都において開催されます第三回アジア競技大会の主競技場に充てるため、国で総経費約十四億五千万円をもって、旧明治神宮競技場跡に昭和三十一年度から国立競技場を建設いたしておりますが、本年度をもってその工事が完成し、引き続き明年度諸施設の整備を行うことになっております。そこで、この競技場を最も適切かつ効率的に運営するためには特殊法人国立競技場を設立し、これによって運営するのが最も適当であると考えております。</p> <p>以上のような理由から、競技場の施設設備等の財産を政府から現物出資いたしまして、その価格の合計額に相当する額をこの特殊法人国立競技場の資本金とし、運営費についても国庫補助を行い、この競技場の運営を行わせるとともに、体育の普及振興をはからせたいと思うのであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋			

【沿革② 日本学校健康会】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本学校健康会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本学校健康会法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S55年10月14日 <b>・法案成立年月日</b> ：S57年6月24日 <b>・法律公布年月日</b> ：S57年6月22日 <b>・法律施行年月日</b> ：S57年6月22日	<b>法改正の パターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和57年10月15日・衆議院文教委員会）</p> <p>児童、生徒等の健康の保持増進を図り、心身ともに健康な国民の育成を期することは、教育の重要な課題であります。このため、児童、生徒等の健康に関する諸施策の推進に努め、その一環として、学校給食及び学校安全について、日本学校給食会及び日本学校安全会を特殊法人として設立し、それぞれその業務を遂行してまいりました。</p> <p>特に最近、児童、生徒等の心と体の健康に関する種々の問題が生じており、児童、生徒等の健康の保持増進に関する諸施策を総合的に推進することは、文教行政の重要な課題となっております。</p> <p>今回、行政機構の合理的再編成を図る観点から、日本学校給食会と日本学校安全会とを統合し、それらの業務を総合的に推進することにより、心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資するため日本学校健康会を設立することとし、この法律案を提出いたしました次第であります。</p> <p>この法律案におきましては、日本学校健康会に関し、その目的、組織、業務、財務、会計、監督等につきまして所要の規定を設けるとともに、従来両法人の解散等につきましても規定することといたしておりますが、その内容の概要は、次のとおりであります。</p> <p>まず第一に、日本学校健康会は、児童、生徒等の健康の保持増進を図るため、学校安全及び学校給食の普及充実、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の適正、円滑な供給等を行い、もって心身ともに健康な児童、生徒等の育成に資することを目的とするものであります。</p> <p>第二に、日本学校健康会は、法人といたしますとともに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事二人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長が、それぞれ任命する</p>		

	<p>こととし、その任期はいずれも二年としております。なお、役員数につきましては、行政改革の趣旨に沿って統合の前に比べその数を縮減いたしております。また、法人運営の適正を期するため、理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、業務の運営に関する重要事項について審議することといたしております。</p> <p>第三に、日本学校健康会の業務につきましては、従来の両法人の業務を承継して、学校安全及び学校給食の普及充実に関すること、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の災害に関する災害共済給付並びに学校給食用物資の買入れ、売り渡し、その他供給に関する業務を行うことといたしております。また、この法人は、これらの業務を行うほか、文部大臣の認可を受けて、その目的を達成するため必要な業務を行うことができることといたしております。</p> <p>なお、災害共済給付事業につきましては、災害共済給付契約、給付基準、学校の管理下における児童、生徒等の災害の範囲、学校の設置者の損害賠償責任に関する免責の特約、共済掛金等に関し、学校給食用物資の供給に関する業務につきましては、売り渡し価格、供給の制限等に関し、従前と同様の規定を設けることといたしております。</p> <p>第四に、日本学校健康会の財務、会計、監督等につきまして、一般の特殊法人の例にならない所要の規定を設けることといたしております。</p> <p>第五に、従来と同様に保育所の管理下における児童の災害につきましても災害共済給付を行うことができる規定を設けることといたしておりますほか、日本学校健康会の設立と日本学校給食会及び日本学校安全会の解散等につきまして所要の規定を設けるとともに、関係法律の規定の整備を行うことといたしております。</p> <p>以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(日本学校給食会及び日本学校安全会の解散等)</p> <p>附則第六条 日本学校給食会及び日本学校安全会は、健康会の成立の時に於いて解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時に於いて健康会が承継する。</p> <p>2 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>3 日本学校給食会及び日本学校安全会の昭和五十七年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞれの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。</p> <p>4 第一項の規定により日本学校給食会及び日本学校安全会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p>5 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。</p>

6 第一項の規定により健康会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

7 健康会が第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で日本学校給食会又は日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(職員に関する経過措置)

附則第七条 日本学校安全会の解散の際現にその職員として在職する者で、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十二号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第十一条第一項の復帰希望職員に該当するもののうち、引き続き健康会の職員となつたもの（以下「健康会関係復帰希望職員」という。）に係る同条第二項の規定の適用については、健康会及び健康会関係復帰希望職員は、それぞれ、昭和五十四年改正法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等及び公庫等職員とみなす。

2 健康会関係復帰希望職員に係る昭和五十四年改正法附則第十一条第四項の規定の適用については、その者は、同条第一項の復帰希望職員とみなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

附則第八条 この法律の施行の際現に日本学校健康会という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第九条 健康会の最初の事業年度は、第二十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十八年三月三十一日に終わるものとする。

附則第十条 健康会の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「健康会の成立後遅滞なく」とする。

(健康会に対する便宜の供与)

附則第十一条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれる健康会の従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)

附則第十二条 健康会は、当分の間、第十九条に規定する業務のほか、保育所（児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。）の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 前項の災害共済給付については、第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

3 第一項の災害共済給付については、第四十二条第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは「附則第十二条第一項に規定する児童」とする。

(日本学校給食会法等の廃止)

附則第十三条 次の法律は、廃止する。

一 日本学校給食会法（昭和三十年法律第四百四十八号）

二 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第九十八号）

(日本学校給食会法等の廃止に伴う経過措置)

附則第十四条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校安全会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校給食会法（第十一条及び第十七条を除く。）又は日本学校安全会法（第十条及び第十七条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした同条の規定による廃止前の日本学校給食会法又は日本学校安全会法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【沿革③ 日本体育・学校健康センター】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本体育・学校健康センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本体育・学校健康センター法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S60年2月1日 <b>・法案成立年月日</b> ：S60年11月29日 <b>・法律公布年月日</b> ：S60年12月6日 <b>・法律施行年月日</b> ：S60年12月6日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和60年6月12日・衆議院文教委員会）</p> <p>この法律案は、臨時行政調査会の答申に沿って、特殊法人の整理合理化を図るため、国立競技場と日本学校健康会を統合し、日本体育・学校健康センターを設立しようとするものであります。その統合の趣旨は、両法人の業務について見ますと、国立競技場は、その設置する体育施設の運営に関する業務を、日本学校健康会は、学校安全及び学校給食に関する業務をそれぞれ行ってきており、その業務の対象に国民一般と児童生徒等との違いはありますが、広く国民の体力の向上や健康の保持増進の面で密接な関係を有するものであることにかんがみ、両法人を統合しようとするものであります。</p> <p>この法律案におきましては、日本体育・学校健康センターに関し、その目的、組織、業務、財務、会計、監督等につきまして所要の規定を設けるとともに、従来の両法人の解散等につきまして規定することといたしております。</p> <p>その内容の概要は、次のとおりであります。</p> <p>まず第一に、日本体育・学校健康センターは、体育の振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、体育施設の運営、児童生徒等の災害に関する必要な給付、学校給食用物資の供給等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とするものであります。</p> <p>第二に、日本体育・学校健康センターは、法人といたしますとともに、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事三人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年としております。なお、役員数につきましては、行政改革の趣旨に沿って統合の前に比べその数を縮減いたしております。また法人運営の適正を期するため、理事長の諮問機関として運営審議会を置</p>		



くこととし、業務の運営に関する重要事項について審議することといたしております。

第三に、日本体育・学校健康センターの業務につきましては、従来の両法人の業務を承継して、

(一) その設置する体育施設及び附属施設の運営並びにこれらの施設を利用したの体育の振興のための必要な業務

(二) 義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害に関する災害共済給付

(三) 学校給食用物資の買い入れ、売り渡しその他供給に関する業務

(四) 体育、学校安全及び学校給食に関する調査

研究並びに資料の収集及び提供その他の体育、学校安全及び学校給食の普及充実に関する業務を行うことといたしております。また、この法人は、以上のほか、文部大臣の認可を受けてその目的を達成するため必要な業務を行うことができることとするとともに、これらの業務の遂行に支障のない限り、その設置する体育施設及び附属施設を一般の利用に供することができることといたしております。

なお、災害共済給付事業につきましては、災害共済給付契約、共済掛金、給付基準、学校の管理下における児童生徒等の災害の範囲、学校の設置者の損害賠償責任に関する免責の特約等に関し、また、学校給食用物資の供給に関する業務につきましては、売り渡し価格、供給の制限等に関し、従前と同様の規定を設けることといたしております。

第四に、日本体育・学校健康センターの財務、会計、監督等につきましては、一般の特殊法人の例に倣い所要の規定を設けることといたしております。

第五に、従来と同様に保育所の管理下における児童の災害につきましても災害共済給付を行うことができる規定を設けることといたしております。その他日本体育・学校健康センターの設立、国立競技場及び日本学校健康会の解散等につきまして所要の規定を設けることといたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

(国立競技場及び日本学校健康会の解散等)

附則第六条 国立競技場及び日本学校健康会は、センターの成立の時に於いて解散するものとし、それらの一切の権利及び義務は、その時に於いてセンターが承継する。

2 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度は、それらの解散の日の前日に終わるものとする。

3 国立競技場及び日本学校健康会の昭和六十年四月一日に始まる事業年度に係るそれぞれの決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

二月を経過する日とする。

4 第一項の規定によりセンターが国立競技場の権利及び義務を承継したときは、その承継の時までに政府から国立競技場に対して出資された額は、センターの設立に際し政府からセンターに出資されたものとする。

5 第一項の規定により国立競技場及び日本学校健康会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

附則第七条 前条第一項の規定によりセンターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で、国立競技場が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び日本学校健康会が日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により権利を承継したもの（同項の規定により解散した旧日本学校給食会又は旧日本学校安全会が昭和四十四年一月一日前に取得したものに限る。）に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 センターが前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地（国立競技場又は日本学校健康会が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、国立競技場又は日本学校健康会が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

附則第八条 この法律の施行の際現に日本体育・学校健康センターという名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第九条 センターの最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和六十一年三月三十一日に終わるものとする。

附則第十条 センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(センターに対する便宜の供与)

附則第十一条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該都道府県の教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員をして当該都道府県の区域内に置かれるセンターの従たる事務所における事務に従事させることができる。

(保育所の災害共済給付)

附則第十二条 センターは、当分の間、第二十条に規定する業務のほか、保育所（児童福祉法第三十九条に規定する保育所をいう。）の管理下における同法第四条に規定する児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができる。

2 第二十一条及び第二十二条の規定は、前項の災害共済給付について準用する。

3 第一項の災害共済給付については、第四十四条第一項中「学校」とあるのは「保育所」と、同項第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」とあるのは「附則第十二条第一項に規定する児童」とする。

（国立競技場法等の廃止）

附則第十三条 次の法律は、廃止する。

一 国立競技場法（昭和三十三年法律第二十号）

二 日本学校健康会法

（国立競技場法等の廃止に伴う経過措置）

附則第十四条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本学校健康会法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の国立競技場法（第十条及び第十七条を除く。）又は日本学校健康会法（第九条及び第十八条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第十五条 附則第十三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【沿革④】 独立行政法人日本スポーツ振興センター

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人日本スポーツ振興センター		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人日本スポーツ振興センター法</p>		
	<p>・国会提出年月日：H14年10月12日</p> <p>・法案成立年月日：H14年12月6日</p> <p>・法律公布年月日：H14年12月13日</p> <p>・法律施行年月日：H14年12月13日</p>	<p>法改正の パターン分類</p>	<p>( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法</p> <p>( ) 既存法律の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成14年11月7日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法</p>		

人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、

	<p>七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(準備行為等)</p> <p>附則第二条 通則法第十四条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、センターの成立の時までに、第七条第二項に規定する理事となるべき者を指名し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により指名された理事となるべき者は、センターの成立の時ににおいて、この法律及び通則法の規定により、第七条第二項に規定する理事となるものとする。</p> <p>附則第三条 センターの最初の事業年度の第二十一条第一項に規定する事業計画等に関する同項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後最初の中期計画について通則法第三十条第一項の認可を受けた後遅滞なく」とする。</p> <p>(日本体育・学校健康センターの解散等)</p> <p>附則第四条 日本体育・学校健康センター（以下「旧センター」という。）は、センターの成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて、次項の規定により国が承継する資産を除き、センターが承継する。</p> <p>2 センターの成立の際現に旧センターが有する権利（附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号。以下「旧センター法」という。）第三十二条に規定する旧センター法第二十条第一項第一号の二から第一号の四までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定（以下「旧スポーツ振興基金勘定」という。）並びに旧センター法第三十二条に規定する特別の勘定以外の一般の勘定に属する資産に限る。）のうち、センターがその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、センターの成立の時ににおいて国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 旧センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度は、その解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>5 旧センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の</p>

例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

6 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、センターが承継する資産の価額（第一号から第三号までに掲げる金額があるときは当該金額を控除した金額とし、第四号に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府からセンターへ出資されたものとする。

一 旧センター法第三十二条に規定するスポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定、免責の特約に係る経理について設けられた特別の勘定並びに旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定において旧センター法第三十三条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額

二 旧スポーツ振興基金勘定において旧センター法第三十三条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額に相当する金額のうち文部科学大臣が財務大臣に協議して定める金額

三 旧センター法第三十五条の二第一項のスポーツ振興基金（以下「旧基金」という。）に充てることを条件に政府以外の者から出えんされ、又は投票法第二十一条第四項の規定により旧基金に組み入れられた金額

四 旧センター法第三十三条第二項の規定により第一号に掲げる勘定において繰越欠損金として整理されている金額

7 前項の資産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、当該各号に定める勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

一 旧センター法第三十二条及び第三十三条の規定により、スポーツ振興投票等業務に係る経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額 投票勘定

二 旧センター法第三十二条及び第三十三条の規定により、災害共済給付及びこれに附帯する業務に係る経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額 災害共済給付勘定

三 旧センター法第三十二条及び第三十三条の規定により、免責の特約に係る

経理について設けられた特別の勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額 免責特約勘定

#### 四 第六項第二号に掲げる金額 一般勘定

10 第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、当該各号に定める金額とみなす。

一 旧基金に充てるべきものとして政府から出資された金額（第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。） 基金に充てるべきものとして政府から出資された金額

二 旧基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額 基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額

三 投票法第二十一条第四項の規定により旧基金に組み入れられた金額 同項の規定により基金に組み入れられた金額

11 第一項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（スポーツ振興投票等業務の経過措置）

附則第五条 旧センターは、旧センター法第三十条の二の規定にかかわらず、平成十五年四月一日を含む事業年度における同条第一号から第四号までに掲げる金額の合計額から、当該事業年度の運営費の金額を控除した金額を、スポーツ振興投票等業務繰越準備金として整理しなければならない。

2 センターの成立の日を含む事業年度の収益に関する第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「金額を控除した金額をいう。）」とあるのは「金額を控除した金額をいう。）」に附則第五条第一項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」と、同条第二項中「収益」とあるのは「収益に附則第五条第一項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」とする。

3 センターの成立の日を含む事業年度の収益に関する投票法第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「収益」とあるのは、「収益にセンター法附則第五条第一項に規定するスポーツ振興投票等業務繰越準備金を加えた金額」とする。

（業務の特例等）

附則第六条 センターは、平成十八年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、第十五条に規定する業務のほか、旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 前項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項に規定する業務が行われる場合におけるセンターに対する通則法第六十



四条第一項の規定の適用については、同項中「事務所」とあるのは、「事務所若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法第四十条第一項に規定する場所」とする。

4 第一項に規定する業務については、旧センター法第二十三条、第二十五条第一項及び第五十一条第一号の規定は、附則第九条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧センター法第二十三条、第二十五条第一項及び第五十一条中「センター」とあるのは「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と、同条第一号中「この法律」とあるのは「第二十三条第一項」とする。

5 センターが第一項に規定する業務を行う場合における第四十条第二号の規定の適用については、同号中「第十五条」とあるのは、「第十五条及び附則第六条第一項」とする。

6 附則第四条第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る特別の勘定に属する資産のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定める資産については、一般勘定に属するものとして承継するものとする。

7 附則第四条第一項の規定によりセンターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧センター法第二十条第一項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る特別の勘定において積立金として積み立てられている金額を、第二項に規定する勘定に属する積立金として整理するものとする。

8 センターは、前項の規定により第二項に規定する勘定に属する積立金として整理した金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中期目標の期間（第二十四条第一項に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。

9 センターは、第一項に規定する業務を終えたときは、第二項に規定する勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を一般勘定に繰り入れ、積立金として整理し、その額に相当する金額を中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十五条第一項第八号及び第九号に掲げる業務のうち学校における児童生徒等の健康の保持増進に係るもの並びにこれらに附帯する業務の財源に充てるものとする。

10 文部科学大臣は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

11 センターは、第九項に規定する残余財産の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(センターに対する便宜の供与)

附則第七条 都道府県の教育委員会は、当分の間、当該教育委員会の事務の遂行に支障のない範囲において、所属の職員に、当該都道府県の区域内に置かれるセンターの従たる事務所における事務に従事させることができる。

(日本体育・学校健康センター法の廃止)

附則第九条 日本体育・学校健康センター法は、廃止する。

(日本体育・学校健康センター法の廃止に伴う経過措置)

附則第十条 前条の規定の施行前に旧センター法の規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約は、この法律中の相当する規定により締結された災害共済給付契約及びこれに付された免責の特約とみなす。

2 前条の規定の施行前に旧センター法(第十条及び第十九条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

附則第十一条 附則第九条の規定の施行前にした行為及び附則第四条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(名称の使用制限に関する経過措置)

附則第十二条 この法律の施行の際現に日本スポーツ振興センターという名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

附則第十三条 附則第二条から第八条まで及び第十条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

29. 独立行政法人日本芸術文化振興会

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 日本芸術文化振興会		
所在地	東京都千代田隼町 4-1		
設立根拠法	独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成 14 年法律第 163 号）		
所管府省	文化庁文化部芸術文化課		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>①昭和 41 年 7 月 国立劇場</p> <p>②平成 2 年 3 月 日本芸術文化振興会</p> <p>③平成 15 年 10 月 独立行政法人日本芸術文化振興会</p>		
事業目的	<p>芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>1. 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。ア. 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動。イ. 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの。ウ. ア及びイに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動。</p> <p>2. 劇場施設を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。</p> <p>3. その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。</p> <p>4. 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。</p> <p>5. 2の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。</p> <p>6. 1～5の業務に附帯する業務。</p> <p>上記の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、2の劇場施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。</p>		

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	246,819
	収入	19,330
	支出	19,553
	正味財産	231,175
	職員数：334 名	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法 20 条(長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法 23 条(役員)	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条(中期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項(年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項(財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱(優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税 4 条 2 項、法人税別表 1、独立行政法人日本芸術文化振興会 5 条 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税第 4 条、登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2	
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人日本芸術文化振興会法第 11 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 2 条	

起因する規制 や国の関与	
-----------------	--

【沿革① 国立劇場】

法人類型	特殊法人		
法人名	国立劇場		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国立劇場法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S41年2月14日 <b>・法案成立年月日</b> ：S41年6月22日 <b>・法律公布年月日</b> ：S41年6月27日 <b>・法律施行年月日</b> ：S41年6月27日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和41年2月15日・参議院文教委員会）</p> <p>わが国古来の伝統的芸能は、歴史的にも、芸術的にもまことにすぐれた価値を有するもので、世界の芸能史上において独自の位置を占める貴重な文化遺産の一つに数えられるべきものであります。</p> <p>しかしながら、これら伝統芸能の保存のための諸条件は、近時急速に悪化してきており、この貴重な文化遺産が内容的にも次第に正しい姿を失いつつあることは、きわめて憂慮すべき事態であります。</p> <p>したがいまして、現段階において抜本的措置を講じ、その保存と振興をはかりますことは、文化国家としての重要な責務であると考えます。</p> <p>国立劇場は、右の趣旨から、この伝統的芸能を公開して、一般国民の鑑賞に供するとともに、伝承者の養成、調査研究等を総合的に実施する中心機関として設置するものでありまして、広く各界の協力を受けて具体的構想を練り、一昨年八月東京都千代田区隼町において起工いたしましてから、現在まで順調に工事も進捗いたし、本年九月末完成を目途に鋭意建設を進めております。</p> <p>国立劇場の運営につきましては、その業務の特殊性にかんがみまして、特殊法人国立劇場を設立し、これに国が建設した施設及び土地を出資いたしますとともに、運営費につきましても一部国庫補助を行ない、もって、円滑適切な運営を期したいと思うのであります。</p> <p>この法律案は、特殊法人国立劇場設立の目的を定めますとともに、その資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関し、所要の規定を設けたものであります。</p> <p>すなわち、第一に、国立劇場は法人といたしますとともに、この法人の資本金は、政府が施設完成後すみやかに出資した財産の価格の合計額に相当する金額といたしております。</p>		

なお政府は必要があると認めますときは、この法人に追加して出資することができますことといたしております。

第二は、この法人の業務についてであります。第一は、劇場施設を設置し、法人みずから伝統芸能の公開を行なうこととあります。第二は、その設置する施設において伝統芸能の伝承者を養成することとあります。第三は、伝統芸能に関して調査研究を行ない、並びにその資料を収集し、及び利用に供することとあります。第四は、劇場施設を伝統芸能の保存または振興を目的とする事業の利用に供することとあります。

なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的達成に支障のない限り、劇場施設を一般の利用に供することができることといたしております。

第三は、この法人の役員としては、会長一人、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くこととし、これらの役員は文部大臣が任命することといたしております。

次に、この法人には、その運営の円滑を期するため、会長の諮問機関として、評議員会を置くこととし、また、専門の事項について調査審議をさせるため、専門委員を置くことができることといたしました。

第四に、この法人は、文部大臣の監督を受けるのでありますが、この法律案に規定する文部大臣の権限のうち政令で定めるものは、文化財保護法の趣旨にのっとり、文化財保護委員会に行なわせるものとした次第であります。

第五に、この法人の設立のための所定の準備手続について規定いたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要でございます。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

—

【沿革② 日本芸術文化振興会】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本芸術文化振興会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国立劇場法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H 2 年 2 月 28 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H 2 年 2 月 29 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H 2 年 3 月 30 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H 2 年 3 月 30 日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 2 年 3 月 27 日・衆議院文教委員会）</p> <p>このたび、政府から提出いたしました国立劇場法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p> <p>これからの我が国は、経済的な豊かさだけでなく、文化的な豊かさを実感できる心豊かな社会へと転換していくことが肝要であります。このため、すべての国民が芸術文化に親しみ、みずからの手で新しい文化を創造していける環境の醸成とその基盤の強化を図る必要がございます。</p> <p>今回の改正は、このような観点から、芸術文化振興基金を設け、芸術その他の文化の振興または普及を図るための活動に対し、幅広く援助を行うためのものであり、その内容の概要は、次のとおりであります。</p> <p>第一に、法律の題名を日本芸術文化振興会法に改めるとともに、特殊法人国立劇場の名称を日本芸術文化振興会に改めることといたしております。</p> <p>第二に、振興会の目的に、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造または普及を図るための活動その他の文化の振興または普及を図るための活動に対する援助を行うことを追加することといたしております。</p> <p>第三に、振興会でない者は、日本芸術文化振興会という名称を用いてはならないことといたしております。</p> <p>第四に、振興会の業務に、（一）芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造または普及を図るための公演、展示等の活動、（二）文化施設において行う公演、展示等の活動または文化財を保存し、もしくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの、（三）その他、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術または技能の伝承者の養成その他の文化の振興または普及を図るための活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと等を追加することといたしております。</p>		



	<p>第五に、振興会は、援助業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために芸術文化振興基金を設け、政府からの出資金と政府以外の者からの出損金をもってこれに充てるものとしたしております。</p> <p>第六に、関係法律の改正等、所要の規定の整備を行うこととしたしております。</p> <p>以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>題名を次のように改める。</p> <p>日本芸術文化振興会法</p> <p>目次中</p> <p>「第 38 条・第 39 条」を「第 38 条—第 40 条」に改める。</p> <p>第 1 条中</p> <p>「国立劇場は」を「日本芸術文化振興会は、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて」に改め、</p> <p>「もつて」の下に「芸術その他の」を加える。</p> <p>第 2 条中</p> <p>「国立劇場」を「日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）」に改める。</p> <p>第 3 条中</p> <p>「国立劇場」を「振興会」に改める。</p> <p>第 4 条第 2 項中</p> <p>「国立劇場」を「振興会」に改め、</p> <p>同条第 3 項中</p> <p>「国立劇場」を「予算で定める金額の範囲内において、振興会」に改め、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第 29 条の 2 第 1 項の芸術文化振興基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。</p> <p>第 4 条第 5 項を削り、</p> <p>同条第 4 項中</p> <p>「国立劇場」を「振興会」に、</p> <p>「前項」を「前 2 項」に改め、</p> <p>同項を同条第 5 項とし、</p> <p>同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。</p> <p><b>4</b> 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、金銭以外の財産を出資の目的として、振興会に追加して出資することができる。</p> <p>第 5 条第 1 項中</p> <p>「国立劇場」を「振興会」に改め、</p>

同条の次に次の1条を加える。

**(名称の使用制限)**

**第5条の2** 振興会でない者は、日本芸術文化振興会という名称を用いてはならない。

第6条及び第7条中

「国立劇場」を「振興会」に改める。

第8条第1項中

「国立劇場」を「振興会」に改め、

同条第2項及び第3項中

「国立劇場」を「振興会」に、

「行なう」を「行う」に改め、

同条第4項中

「国立劇場」を「振興会」に改める。

第14条から第18条までの規定中

「国立劇場」を「振興会」に改める。

第19条第1項中

「国立劇場」を「振興会」に改め、

第5号を第6号とし、

同項第4号中

「第1号」を「第2号」に改め、

同号を同項第5号とし、

同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、

同項に第1号として次の1号を加える。

一 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動

ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの

ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

第19条第2項中

「国立劇場」を「振興会」に、

「前項の」を「前2項の」に、

「前項第1号」を「第1項第2号」に改め、

同項を同条第3項とし、

同条第1項の次に次の1項を加える。

**2** 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項の業務のほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

第20条から第24条までの規定中

「国立劇場」を「振興会」に改める。

第25条第1項中

「国立劇場」を「振興会」に、

「つけて」を「付けて」に改め、

同条第2項中

「国立劇場」を「振興会」に、

「おかなければ」を「置かなければ」に改め、

同条の次に次の1条を加える。

#### (区分経理)

**第25条の2** 振興会の経理については、第19条第1項第2号から第5号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第3項の規定による業務に係るものとその他の業務に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

第26条第1項中

「国立劇場」を「振興会」に、

「うめ」を「埋め」に改め、

同条第2項中

「国立劇場」を「振興会」に改める。

第27条第1項中

「国立劇場」を「振興会」に改める。

第28条中

「国立劇場」を「振興会」に、

「たてて」を「立てて」に改める。

第29条中

「国立劇場」を「振興会」に改め、

同条の次に次の1条を加える。

#### (芸術文化振興基金)

**第29条の2** 振興会は、第19条第1項第1号の業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によつて得るために芸術文化振興基金（以下「基金」という。）を設け、第4条第3項後段の規定により政府が示した金額と基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

**2** 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第3号

中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第 30 条から第 35 条までの規定中

「国立劇場」を「振興会」に改める。

第 37 条中

「行なう」を「行う」に改め、

同条第 1 号中

「第 20 条第 1 項」を「第 19 条第 2 項、第 20 条第 1 項」に改め、

同条第 4 号中

「第 29 条第 1 号」の下に「(第 29 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加える。

第 38 条中

「国立劇場」を「振興会」に改める。

第 39 条中

「国立劇場」を「振興会」に改め、

同条第 4 号中

「運用した」を「運用し、又は第 29 条の 2 第 2 項において準用する第 29 条の規定に違反して基金を運用した」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

第 40 条 第 5 条の 2 の規定に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

【沿革③ 独立行政法人日本芸術文化振興会】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人日本芸術文化振興会		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 独立行政法人日本芸術文化振興会</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H14年10月12日</li> <li>・法案成立年月日：H14年12月6日</li> <li>・法律公布年月日：H14年12月13日</li> <li>・法律施行年月日：H14年12月13日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成14年11月7日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法</p>		

人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、

	<p>七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(日本芸術文化振興会の解散等)</p> <p><b>附則第二条</b> 日本芸術文化振興会（以下「旧振興会」という。）は、振興会の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に、次項の規定により国が承継する資産を除き、振興会が承継する。</p> <p><b>2</b> 振興会の成立の際現に旧振興会が有する権利のうち、振興会がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、振興会の成立の時に国が承継する。</p> <p><b>3</b> 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p><b>4</b> 旧振興会の平成十五年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、その解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p><b>5</b> 旧振興会の最終事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。</p> <p><b>6</b> 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、振興会が承継する資産の価額（次に掲げる金額の合計額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から振興会に出資されたものとする。</p> <p>一 次条の規定による廃止前の日本芸術文化振興会法（昭和四十一年法律第八十八号。以下「旧振興会法」という。）第二十五条の二の規定により設けられている旧振興会法第十九条第一項第二号から第五号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の規定による業務に係る勘定並びにその他の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額のうち、それぞれ文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額</p> <p>二 旧振興会法第二十九条の二第一項の芸術文化振興基金（以下この条において「旧基金」という。）に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額</p> <p><b>7</b> 前項の資産の価額は、振興会成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p>

8 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第六項第一号に規定する文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額に相当する金額は、振興会に係る通則法第四十四条第一項の積立金として整理しなければならない。

10 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、旧基金に充てるべきものとして政府から出資された金額（第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。）に相当する金額は、振興会の成立に際し、第十六条第一項の基金に充てるべきものとして政府から振興会に対し出資されたものとする。

11 第一項の規定により振興会が旧振興会の権利及び義務を承継したときは、旧基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額は、振興会の成立に際し、第十六条第一項の基金に充てることを条件として政府以外の者から振興会に対し出えんされたものとする。

12 第一項の規定により旧振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（日本芸術文化振興会法の廃止）

**附則第三条** 日本芸術文化振興会法は、廃止する。

（日本芸術文化振興会法の廃止に伴う経過措置）

**附則第四条** 前条の規定の施行前に旧振興会法（第九条及び第十八条第一項を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

**附則第五条** 附則第三条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**附則第六条** 附則第二条、第四条及び前条に定めるもののほか、振興会の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



### 30. 独立行政法人日本学生支援機構

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人日本学生支援機構		
所在地	神奈川県横浜市緑区長津田町 4259 S-3		
設立根拠法	独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）		
所管府省	文部科学省高等教育局学生・留学生課		
設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>A①昭和 18 年 10 月 財団法人大日本育英会設立          ②昭和 19 年 4 月 特殊法人大日本育英会発足 昭和 28 年 8 月 日本育英会に          ③昭和 59 年 8 月 日本育英会法の全部改正</p> <p>B①昭和 20 年 7 月 財団法人勤労学徒援護会設立          ②昭和 22 年 1 月 財団法人学徒援護会に</p> <p>C①昭和 10 年 12 月 国際学友会設立          ②昭和 15 年 12 月 財団法人国際学友会に</p> <p>D①昭和 31 年 6 月 財団法人関西国際学友会</p> <p>A/B/C/D 統合① 平成 16 年 4 月 独立行政法人日本学生支援機構設立</p>		
事業目的	<p>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等（大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の修学の援助を行い、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流（外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。）の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。</li> <li>2. 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。</li> <li>3. 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。</li> <li>4. 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。</li> <li>5. 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。</li> </ol>		

	<p>6. 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。</p> <p>7. 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。</p> <p>8. 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>9. 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>10. 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>上記の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、3の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">2,154,764</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">2,140,089</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">71,923</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：842名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	100	収入	2,154,764	支出	2,140,089	正味財産	71,923
区分	平成 28 年度										
資本金	100										
収入	2,154,764										
支出	2,140,089										
正味財産	71,923										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(✓) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>(✓) 政府保証 : 独立行政法人日本学生支援機構法第 20 条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 項の 3</p> <p>(✓) 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条</p> <p>(✓) 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>(✓) 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条(長、監事)</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>(✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 23 条(役員)</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p>(予算・事業計画)</p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条(中期計画)</p> <p>(✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項(年度計画)</p> <p>(決算・財務諸表)</p> <p>( ) 国会承認 :</p>										

	<p>(✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p>(その他国の関与)</p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、法人税別表 1、独立行政法人国立青少年教育振興機構法第 5 条</p> <p>( ) 固定資産税 :</p> <p>(✓) 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、登録免許税法別表 2</p> <p>(✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2 項、印紙税法別表 2</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(✓) みなし公務員 : 独立行政法人日本学生支援機構法附則第 3 条</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>

【沿革 A② 大日本育英会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	大日本育英會法		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 大日本育英會法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：S19年1月18日</li> <li>・法案成立年月日：S19年2月5日</li> <li>・法律公布年月日：S19年2月17日</li> <li>・法律施行年月日：S19年4月16日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和19年1月22日・衆議院大日本育英会法案外二件委員会）</p> <p>今ヤ我ガ國ハ総力ヲ擧ゲテ戦力増強ノ一點ニ集中シ以テ聖戦完遂ニ邁進致サナケレバナラヌ秋ニ際會致シテ居ルノデアリマス、而シテ國家総力ヲ最高度ニ昂メルニハ國民ノ全智全能ヲ最モ有効ニ之ヲ發揮シテ終結スルコトハ申スマデモナイ所デアリマス、斯カル見地ヨリ致シマスルニ、教育ニ俟ツワルコト極メテ大ナルモノガアルノデアリマス、然ルニ國民中有為ナル素質ヲ有シテ居リナガラ、經濟的ノ理由ニ依ツテ進学ノ機會ニ恵マレズ、随テ其ノ優秀ナル能力ヲ十二分ニ發揮スルコトノ出来ナイ者ガ相当多数存在致シマスルコトハ洵ニ遺憾ナコトデアリマシテ、現下特ニ考慮致サナケレバナラヌ事情ガアルノデアリマス、随ヒマシテ是等ノ者ニ廣ク進学ノ機會ヲ与エテ國家有用ノ人材ヲ育成シ、以テ國家総力ノ昂揚ニ資シマスルコトハ、現下最モ賢要ナルコトハ勿論、将来ノ國家ノ興隆乃至大東亞ノ建設ニモ寄与スルコトガ甚大ナルモノアルト信ズルノデアリマス、衆議院ニ於カレマシテモ此ノ點ヲ痛感セラレマシテ、去ル第七十九回帝國議會ニ於テ大東亞教育體制ノ確立ヲ建議致サレマシタ、其ノ中ニ重要ナ一項目トシテ、興亜育英金庫制度ノ創設ヲ要望セラレテ居ルノデアリマスガ、政府ニ於キマシテモ豫テ育成制度ノ創設ノ必要ヲ痛感シテ居リマシタノデ、爾来銳意準備ヲ進メテ参リマシテ、十八年度ニ於キマシテハ暫定措置トシテ取敢エズ財団法人大日本育英会ヲシテ貸貸ヲ行ハシムルコトト致シマシテ、十月ニ其ノ設立ヲ見タ次第デアリマス、而モ同會ハ既ニ政府ノ補助ニ依リマシテ業務ヲ開始致シタノデアリマス、併シナガラ本育英事業ノ有シマスル永続的且ツ國家的性格ニ鑑ミマスルニ、其ノ財的基礎ヲ確立シテ事業ニ確實性ヲ付与致シマスル必要ガアリマスルト共ニ、本事業ハ文教政策上鞏固タル國家的施設トシテ行ハルベキデアリマスカラ、特別法ニ依ル特殊法人ヲ設立シテ本事業ヲ行ハシムル必要ヲ認メマスルノデ、本法案ヲ提出スルニ至ツタ次第デアリマス。</p>		
業務、財産、	—		

職員身分等の 継承規定抜粋	
------------------	--

【沿革 A③ 日本育英会法の全部改正】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本育英会法		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本育英会法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S59年2月25日 <b>・法案成立年月日</b> ：S59年8月1日 <b>・法律公布年月日</b> ：S59年8月7日 <b>・法律施行年月日</b> ：S59年8月7日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和59年4月13日・衆議院本会議）</p> <p>昭和十九年日本育英会法施行以来、日本育英会は逐年発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受けた学生及び生徒は約三百四十万人に達し、これらの人材は社会の各分野で活躍し、我が国の今日の発展に多大の寄与をいたしてまいりました。</p> <p>しかしながら、最近における高等教育等の普及状況を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応して日本育英会の学資貸与事業の一層の充実を図るためには、その内容、方法等について抜本的な見直しを行うことが必要であり、このことは、第二次臨時行政調査会の答申等や文部省に置かれた育英奨学事業に関する調査研究会の報告でも指摘されたところであります。</p> <p>このような要請にこたえるべく、今般、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与するため、日本育英会の学資貸与事業に関し、無利子貸与制度の整備、有利子貸与制度の創設、その他制度全般にわたる整備改善を行うほか、日本育英会の組織、財務、会計等の全般にわたる規定の整備等を行うこととし、現行の日本育英会法の全部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。</p> <p>次に、この法律案の内容の概要について申し上げます。</p> <p>まず第一に、日本育英会は、すぐれた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的とすることいたしました。</p> <p>第二に、日本育英会の組織については、理事は文部大臣の認可を受けて会長が任命することとし、また、法人運営の適正を期するため、会長の諮問機関として評議員会を置くなどの整備を行うことといたしました。</p>		

	<p>第三に、日本育英会の業務については、学資貸与事業について次のような改正を行うことといたしました。</p> <p>まず、無利子貸与制度について、現行の一般貸与と特別貸与を一本化することといたしました。これに伴い、特別貸与を受けた者が一般貸与相当額の返還を完了したとき、その残額を免除してきた従来の特別貸与返還免除制度を廃止することといたしました。</p> <p>次に、現行の無利子貸与制度に加えて、学資貸与事業の量的拡充を図るため、新たに低利の有利子貸与制度を創設することといたしました。この有利子貸与制度には、死亡、心身障害返還免除制度を設けることといたしました。</p> <p>なお、無利子貸与にあわせて有利下貸与を受けることができる道を開くことといたしております。</p> <p>第四に、日本育英会が債券を発行することができる旨の規定を設け、国の一般会計以外からの資金を導入し得ることといたしました。なお、これにより、政府から資金運用部資金の貸し付けを受けて、有利子貸与事業に対する貸付資金の原資に充てることできるようにしたい考えであります。</p> <p>また、債券発行規定を設けることに伴い、日本育英会の長期借入金または債券に係る債務についての政府保証の規定を整備するほか、日本育英会の財務、会計について所要の規定の整備をいたしております。</p> <p>第五に、日本育英会の監督、罰則等に関する規定を整備するとともに、関係法律についても所要の規定を整備することといたしました。</p> <p>このほか、この全部改正の機会に、現行の片仮名書き文語体の法文を平仮名書き口語体に改めることとし、法文の平明化を図ることといたしております。</p> <p>以上がこの法律案の趣旨でございます。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(育英会の存続)</p> <p>附則第二条 改正前の日本育英会法（以下「旧法」という。）第三十三条から第三十五条までの規定により設立された日本育英会（以下「旧育英会」という。）は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、新法の規定による育英会となり、同一性をもつて存続するものとする。</p> <p>(従たる事務所に関する経過措置)</p> <p>附則第三条 旧法第二条第二項の規定により置かれた従たる事務所は、新法第三条第二項の認可を受けて置かれたものとみなす。</p> <p>(理事等に関する経過措置)</p> <p>附則第四条 施行日の前日において旧育英会の理事又は評議員である者は、別に辞令を用いなくて、施行日に新法第十条第二項又は第二十条第一項の規定により育英会の理事又は評議員として任命されたものとみなす。</p> <p>2 前項の規定により任命されたものとみなされる育英会の理事又は評議員の任期</p>

は、新法第十一条第一項又は第二十条第二項の規定にかかわらず、施行日におけるその者の旧育英会の理事又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。

(職員に関する経過措置)

附則第五条 施行日の前日において旧育英会の職員（役員を除く。）である者は、別に辞令を用いなくて、施行日に新法第十七条の規定により育英会の職員として任命されたものとみなす。

(従前の被貸与者等に関する経過措置)

附則第六条 施行日前の旧育英会との貸与契約（この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者に係るものを除く。）による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年四月一日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者で施行日以後の育英会との貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者については、その大学院において受けている学資の貸与を新法第二十二条第二項の規定による第一種学資金の貸与とみなし、その者をその第一種学資金の貸与を受けている者とみなして、新法の規定を適用する。

附則第七条 政府は、育英会が前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除をしたときは、育英会に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。

(事業計画等に関する経過措置)

附則第八条 育英会の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、新法第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

附則第九条 旧育英会の昭和五十八年四月に始まる事業年度の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

(旧法の規定に基づく処分等の効力)

附則第十条 この附則に別段の定めがあるもののほか、旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

附則第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



【沿革 A/B/C/D 統合① 独立行政法人日本学生支援機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人日本学生支援機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人日本学生支援機構		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H15年3月11日 <b>・法案成立年月日</b> ：H15年6月10日 <b>・法律公布年月日</b> ：H15年6月18日 <b>・法律施行年月日</b> ：H15年6月18日	<b>法改正の パターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成15年4月17日・参議院文部科学委員会）</p> <p>政府から提出いたしました独立行政法人日本学生支援機構法案及び独立行政法人海洋研究開発機構法案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p> <p>特殊法人等改革につきましては、平成十三年六月に成立した特殊法人等改革基本法にのっとり、同年十二月に特殊法人等整理合理化計画が策定されたところであります。</p> <p>この二法律案は、特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、日本育英会を解散し、その業務と国及び関係公益法人の学生支援業務とを統合して新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人日本学生支援機構を、また、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の研究船及びその運航組織とを統合して独立行政法人海洋研究開発機構を、それぞれ設立するためのものであります。</p> <p>次に、この二法律案の内容の概要について御説明申し上げます。</p> <p>第一に、両独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。</p> <p>第二に、両独立行政法人の役員として、理事長及び監事を置くほか、理事を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第三に、積立金の処分方法、権利義務の承継、所要の経過措置等について定めるほか、両独立行政法人それぞれに固有の事項について定めております。</p> <p>以上が、この二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（職員の引継ぎ等） <b>附則第二条</b> 機構の成立の際現に文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者のうち、文部科学大臣の指定する官職を占めるものは、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。		

**附則第三条** 前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

**附則第四条** 附則第二条の規定により文部科学省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで文部科学省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

**附則第五条** 附則第二条の規定により機構の職員となった者であつて、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条

第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

**附則第六条** 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員又は職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。）がすることができる。

3 機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員（同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職（同条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

**附則第七条** 機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（国の権利義務の承継等）

**附則第八条** 機構の成立の際、第十三条第一項第二号、第八号及び第九号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

**附則第九条** 国は、機構の成立の際現に附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者の住居の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（日本育英会の解散等）

**附則第十条** 日本育英会（以下「育英会」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて、次項の規定により国が承継する資産を除き、機構が承継する。

2 機構の成立の際現に育英会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 育英会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

5 第一項の規定により機構が育英会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

6 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

7 第一項の規定により育英会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（政府が有する債権の免除）

**附則第十一条** 政府は、旧育英会法（附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）をいう。以下同じ。）第二十一条第一項第一号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧育英会法第四十条第一項の規定により育英会に貸し付けた資金であって政令で定めるものに係る育英会に対する債権を免除するものとする。

（育英会の発行する日本育英会債券に関する経過措置）

**附則第十二条** 旧育英会法第三十二条第一項の規定により育英会が発行した日本育英会債券は、第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による日本学生支援債券とみなす。

（財団法人国際学友会等からの引継ぎ）

**附則第十三条** 次の表の上欄に掲げる法人は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構の成立の時に現にこれらの法人が有する権利及び義務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事業の遂行に伴いこれらの法人に属するに至ったものを、機構において承継すべき旨を申し出ることができる。

（表略）

2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、文部科学大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があったときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、機構の成立の時に機構に承継されるものとする。

（業務の特例等）

**附則第十四条** 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法第二十一条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校の高等課程の生徒（機構の成立の日の属する年度の翌年度以降にこれらの学校に入学する者を除く。）に対する旧育英会法第二十二条第一項に規定する第一種学資金に係る業務を行う。

2 前項に規定する業務については、旧育英会法第二十二条及び第二十三条の規定は、次条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法第二十三条中「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

3 機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項、第二十二条、第二十三条及び第三十条第二号の規定の適用については、第十七条中「学資貸与金」とあるのは「学資貸与金（附則第十四条第一項に規定する第一種学資金を含む。）」と、第十八条第一項及び第三十条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十四条第一項」と、第十九条第一項及び第二十三条中「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務」とあるのは「第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務及び附則第十四条第一項

に規定する業務（附帯する業務を除く。）」と、第二十二條第一項中「第十三條第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）」とあるのは「第十三條第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務（第一種学資貸与金に係るものに限る。）及び附則第十四條第一項に規定する業務（附帯する業務を除く。）」と、同條第二項中「第十五條第三項又は第十六條の規定により第一種学資貸与金」とあるのは「第十五條第三項若しくは第十六條の規定により第一種学資貸与金の返還を免除したとき又は附則第十四條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英會法第二十三條第三項の規定により第一種学資金」とする。

（日本育英會法の廃止）

**附則第十五條** 日本育英會法は、廃止する。

（従前の被貸与者に関する経過措置）

**附則第十六條** 前條の規定の施行前に育英會がした貸与契約による学資の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

2 政府は、機構が前項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除（無利息の貸与金に係るものに限る。）をしたときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。

（日本育英會法の廃止に伴う経過措置）

**附則第十七條** 附則第十五條の規定の施行前に旧育英會法（第十條、第十七條及び第二十條第一項を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

**附則第十八條** 附則第十五條の規定の施行前にした行為及び附則第十條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（名称の使用制限に関する経過措置）

**附則第十九條** この法律の施行の際現に日本学生支援機構という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

**附則第二十條** 附則第二條から第十四條まで及び第十六條から前條までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 31. 国立開発研究法人海洋研究開発機構

#### 法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立開発研究法人 海洋研究開発機構												
所在地	神奈川県横須賀市夏島町 2-15												
設立根拠法	国立開発研究法人海洋研究開発機構法（平成 15 年法律第 95 号）												
所管府省	文部科学省研究開発局海洋地球課												
設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①昭和 46 年 10 月 海洋科学技術センター設立 ②平成 16 年 4 月 独立行政法人海洋研究開発機構 ③平成 27 年 4 月 国立開発研究法人海洋研究開発機構												
事業目的	平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。 2. 1 に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。 3. 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。 4. 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。 5. 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。 6. 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。 7. 1～6 の業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>81,115</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>41,401</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>42,865</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>68,729</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：1,035 名			区分	平成 28 年度	資本金	81,115	収入	41,401	支出	42,865	正味財産	68,729
区分	平成 28 年度												
資本金	81,115												
収入	41,401												
支出	42,865												
正味財産	68,729												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 項の 6 第 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条(長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画) <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <p><b>(その他国の関与)</b></p> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 国立開発研究法人海洋研究開発機構法附則 3 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条



【沿革① 海洋科学技術センター設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	海洋科学技術センター		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 海洋科学技術センター法</p>		
	<p>・国会提出年月日：S46年2月13日</p> <p>・法案成立年月日：S46年5月12日</p> <p>・法律公布年月日：S46年5月18日</p> <p>・法律施行年月日：S46年8月17日</p>	法改正の パターン分類	<p>(✓) 新規立法</p> <p>( ) 既存法律の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和46年2月17日・衆議院科学技術振興対策特別文教委員会）</p> <p>わが国の科学技術の水準は、近年著しく向上しておりますが、資本の自由化等本格的な経済の国際化に対処しつつわが国の繁栄をはかっていくためには、先端技術分野を中心とする独創的な技術の開発がきわめて重要であります。このことは、現代社会が直面している環境保全、公害の防除等世界各国共通の問題を解決するためにも不可欠の課題であります。</p> <p>特に、激動する一九七〇年代において豊かな社会を創造するために、その要請を迅速、適確に把握し、これにこたえ得る科学技術の振興をはかることは、われわれに課された重大な使命であると考えます。</p> <p>このような観点から、私は、昭和四十六年度において、次のような諸施策を強力に推進する所存であります。</p> <p>(略)</p> <p>第四は、海洋開発の推進であります。</p> <p>海洋開発の要請にこたえ、そのための科学技術の開発プロジェクトを強力に推進することとし、このため、海洋科学技術に関する試験研究、大型共用施設の設置及び運用、人材の養成等を行なう機関として、官学民の協力のもとに海洋科学技術センター（仮称）を新設することとしております。</p> <p>また、潜水シミュレーターの建造及び潜水調査船「しんかい」の運用を進め、海中作業基地による海中居住実験を開始するほか、海洋の総合的な調査を促進してまいりたいと存じます。</p> <p>さらに、海洋科学技術審議会を発展的に解消し、広く海洋開発に関する基本的かつ総合的な事項を調査審議する機関として総理府に海洋開発審議会を設置し、海洋開発の総合的な推進をはかることとしております。</p> <p>(略)</p>		

以上の措置と並んで、基礎的、共通的な研究を推進するとともに、民間における研究開発の促進をはかるため、新技術開発事業団の拡充強化、技術輸出に関する税制上の措置等を講じてまいり所存であります。

さらに、科学技術の面における国際交流の重要性にかんがみ、国連、OECD等の国際機関における科学技術活動に積極的に参加するとともに、二国間協力の拡充にもっと努めてまいりたいと存じます。

以上のほか、資源の総合的利用方策の推進につきましては、資源調査所を中心として、将来の資源利用構造の変化に応じた海外資源の長期安定確保に関する調査等を行ない、関係行政機関の施策の推進に資する所存であります。

これらの諸施策を実施するため、昭和四十六年度政府予算案におきまして、科学技術庁分は、原子力開発利用に約四百七十四億円、宇宙開発に約百十七億円をはじめとして、総額約七百九億円を計上いたしました。

以上、昭和四十六年度における科学技術振興施策の概要について申し述べましたが、科学技術の振興の衝に当たる私といたしましては、その使命の重大性を十分に認識し、これらの施策の実現については十分努力する決意であります。

ここに、委員各位の一そうの御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

—

【沿革② 独立行政法人海洋研究開発機構】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人海洋研究開発機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人海洋研究開発機構法		
	・国会提出年月日：H15年3月11日 ・法案成立年月日：H15年4月17日 ・法律公布年月日：H15年6月18日 ・法律施行年月日：H15年6月18日	法改正の ターン分類	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律 の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成15年4月17日・参議院文教科学委員会） 特殊法人等改革につきましては、平成十三年六月に成立した特殊法人等改革基本法にのっとり、同年十二月に特殊法人等整理合理化計画が策定されたところであります。 この二法律案は、特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、日本育英会を解散し、その業務と国及び関係公益法人の学生支援業務とを統合して新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人日本学生支援機構を、また、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の研究船及びその運航組織とを統合して独立行政法人海洋研究開発機構を、それぞれ設立するためのものであります。 次に、この二法律案の内容の概要について御説明申し上げます。 第一に、両独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。 第二に、両独立行政法人の役員として、理事長及び監事を置くほか、理事を置くことができることとし、その定数を定めております。 第三に、積立金の処分方法、権利義務の承継、所要の経過措置等について定めるほか、両独立行政法人それぞれに固有の事項について定めております。 以上が、この二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。 何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。 よろしく申し上げます。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（職員の引継ぎ等） <b>附則第二条</b> 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。 一 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法		

律第百十七号) 第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号) 第四条第一項の国立大学に附置する研究所のうち政令で定めるもの(以下「研究所」という。)の職員(その内部組織のうち文部科学大臣が定めるものの職員に限る。)

二 海洋科学技術センター(以下「センター」という。)の職員

**附則第三条** 前条の規定により機構の職員となった研究所の職員に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号) 第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

**附則第四条** 附則第二条の規定により研究所の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づき退職手当は、支給しない。

**2** 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

**3** 機構の成立の日の前日に研究所の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

**4** 機構は、機構の成立の日の前日に研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで研究所の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

**附則第五条** 附則第二条の規定により機構の職員となった研究所の職員であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) 第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法

附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

**附則第六条** 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「文部科学省共済組合」という。）の組合員である同号に規定する職員（同日において研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員及び職員（同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役職員」という。）となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役職員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役職員は、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。）がすることができる。

3 機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員（同日において研究所に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役職員となる場合において、当該役職員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職（同条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなす。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

**附則第七条** 機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（国の有する権利義務の承継等）

**附則第八条** 機構の成立の際、第十七条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。

（国有財産の無償使用）

**附則第九条** 国は、機構の成立の際現に附則第二条第一号に掲げる職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（センターの解散等）

**附則第十条** センターは、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。

2 機構の成立の際現にセンターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

5 センターの解散については、附則第十五条の規定による廃止前の海洋科学技術センター法（昭和四十六年法律第六十三号。附則第十六条において「旧センター法」という。）第三十六条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

6 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（機構への出資）

**附則第十一条** 附則第八条の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に出資されたものとする。

2 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

3 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、そ

の承継の際、国及び機構が承継するセンターに属する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額（当該差し引いた額がセンターの資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額）に、センターに対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。

**4** 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継するセンターに属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。

**5** 第一項に規定する財産の価額及び前二項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

**6** 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。  
(持分の払戻し)

**附則第十二条** 前条第三項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

**2** 機構は、前項の規定による請求があったときは、第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(理事長の任期の特例)

**附則第十三条** 通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十二条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

**附則第十四条** この法律の施行の際現に海洋研究開発機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(海洋科学技術センター法の廃止)

**附則第十五条** 海洋科学技術センター法は、廃止する。

(海洋科学技術センター法の廃止に伴う経過措置)

**附則第十六条** 前条の規定の施行前に旧センター法（第十六条第三項、第二十条第三項及び第二十一条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

**附則第十七条** 附則第十五条の規定の施行前にした行為及び附則第十条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**附則第十八条** 附則第二条から第十四条まで、第十六条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



【沿革③ 国立研究開発法人海洋研究開発機構】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人海洋研究開発機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H26年4月15日 ・法案成立年月日：H26年6月6日 ・法律公布年月日：H26年6月13日 ・法律施行年月日：H27年4月1日</p>	法改正の パターン分類	<p>（ ）新規立法 （<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（平成26年5月9日・衆議院内閣委員会）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止・スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に即した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p> <p>次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。</p> <p>第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。</p>		

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

**業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋**

独立行政法人通則法第四条に次の一項を加える。

2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

## 32. 独立行政法人国立高等専門学校機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人国立高等専門学校機構												
所在地	東京都八王子市東浅川町 701-2												
設立根拠法	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 113 号）												
所管府省	文部科学省高等教育局専門教育課												
設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①昭和 37 年 4 月 文部省国立高等専門学校 ②平成 13 年 4 月 文部科学省国立高等専門学校 ③平成 16 年 4 月 独立行政法人国立高等専門学校機構												
事業目的	国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。 2. 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。 3. 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 4. 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 5. 1～4の業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>278,545</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>80,405</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>80,026</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>238,756</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：6,225 名			区分	平成 28 年度	資本金	278,545	収入	80,405	支出	80,026	正味財産	238,756
区分	平成 28 年度												
資本金	278,545												
収入	80,405												
支出	80,026												
正味財産	238,756												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金： (✓) 交付金：独立行政法人通則法 46 条 ( ) 委託費： ( ) 政府貸付： ( ) 政府保証：												

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 項の 3  (✓) 報告徴収 : 独立行政法人通則法 19 条の 2  (✓) 立入検査 : 独立行政法人通則法 64 条</p>
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条(長、監事)  ( ) 国の認可 :  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条(中期計画)  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項(年度計画)  (決算・財務諸表)  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項(財務諸表)  ( ) 国への届出 :  (その他国の関与)  ( ) その他 :</p>
<p>税の取扱(優遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税 4 条 2 項、法人税別表 1、独立行政法人国立高等専門学校機構法 5 条  ( ) 固定資産税 :  (✓) 登録免許税 : 登録免許税第 4 条、登録免許税法別表 2  (✓) 印紙税 : 印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  (✓) みなし公務員 : 独立行政法人国立高等専門学校機構法附則 4 条  (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>

【沿革③ 独立行政法人国立高等専門学校機構】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立高等専門学校機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人国立高等専門学校機構法</p>		
	<p>・国会提出年月日：H15年2月28日</p> <p>・法案成立年月日：H15年7月9日</p> <p>・法律公布年月日：H15年7月16日</p> <p>・法律施行年月日：H15年10月1日</p>	法改正の パターン分類	<p>( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法</p> <p>( ) 既存法律の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成15年4月3日・衆議院文部科学委員会）</p> <p>知の世紀とも言われる二十一世紀にあつては、大学が学問や文化の継承と創造を通じ社会に貢献していくことが極めて重要になっています。</p> <p>今回提出いたしました国立大学法人法案等の六法案は、このような状況を踏まえ、現在、国の機関として位置づけられている国立大学や国立高等専門学校等を法人化し、自律的な環境のもとで国立大学をより活性化し、すぐれた教育や特色ある研究に積極的に取り組む個性豊かな魅力ある国立大学を育てることなどをねらいとするものであります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>（略）</p> <p>次に、独立行政法人国立高等専門学校機構法案においては、五年制の高等教育機関である国立高等専門学校を設置する独立行政法人国立高等専門学校機構について、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項や役員について定めるとともに、各国立高等専門学校の名称及び位置を規定しております。</p> <p>また、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案及び独立行政法人メディア教育開発センター法案は、大学評価や学位授与、財務・経営、メディア教育のそれぞれの観点から大学等を支援する業務を行う三機関を独立行政法人化するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項や役員について定めるものであります。</p> <p>独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターにつきましては、国立大学法人等と同様に、その設立の期日は平成十六年四月一日としております。</p>		

	<p>なお、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、国立大学法人法等の施行に伴い、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止を行うとともに、学校教育法ほか五十二本の関係法律について所要の改正を行うものであります。</p> <p>以上が、国立大学法人法案等の六法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p><b>附則第三条</b> 機構の成立の際現に整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号。附則別表において「旧設置法」という。）第七条の十三に規定する高等専門学校（以下「旧国立高等専門学校」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。</p> <p><b>附則第四条</b> 前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。</p> <p><b>附則第五条</b> 附則第三条の規定により旧国立高等専門学校の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第一百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。</p> <p><b>2</b> 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。</p> <p><b>3</b> 機構の成立の日の前日に旧国立高等専門学校の職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p><b>4</b> 機構は、機構の成立の日の前日に旧国立高等専門学校の職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで旧国立高等専門学</p>

校の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

**附則第六条** 附則第三条の規定により機構の職員となった者であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

**附則第七条** 機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第三条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

**2** 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

**3** 第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

**附則第八条** 機構の成立の際、第十二条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務（整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。以下この項及び次条において「旧特別会計法」という。）附則第二十一項の規定により旧特別会計法に基づく国立学校特別会計（附則第十条第一項において「旧特別会計」という。）から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。）のうち、政令で定めるものは、

政令で定めるところにより、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産のうち、土地については、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

4 文部科学大臣は、前項の規定により基準を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

**附則第九条** 機構の成立の際、旧特別会計法第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧国立高等専門学校に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

**附則第十条** 整備法第二条の規定の施行前に日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額（附則第八条第一項の規定により機構に承継されたものに限る。）は、通則法附則第四条第一項の規定により国から機構に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

**附則第十一条** 国は、機構の成立の際現に旧国立高等専門学校に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

2 国は、機構の成立の際現に旧国立高等専門学校の職員の住居の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（旧国立高等専門学校に関する経過措置）

**附則第十二条** 附則別表の上欄に掲げる旧国立高等専門学校は、機構の成立の時に



において、それぞれ第十二条第一項第一号の規定により機構が設置する同表の下欄に掲げる国立高等専門学校となるものとする。

(不動産に関する登記)

**附則第十三条** 機構が附則第八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置)

**附則第十四条** 機構の成立の際現に係属している機構が行う第十二条第一項に規定する業務に関する訴訟事件又は非訟事件であって機構が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、機構を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

(政令への委任)

**附則第十五条** 附則第三条から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 33. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構		
所在地	東京都小平市学園西町 1-29-1		
設立根拠法	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成 15 年法律第 114 号）		
所管府省	文部科学省高等教育局高等教育企画課		
設立年月日	平成 28 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>A①平成 3 年 7 月 学位授与機構設置</p> <p>②平成 12 年 4 月 大学評価・学位授与機構へ改組</p> <p>③平成 16 年 4 月 独立行政法人大学評価・学位授与機構設置</p> <p>B①平成 4 年 7 月 国立学校財務センター設置</p> <p>②平成 16 年 4 月 独立行政法人国立大学財務・経営センター設置</p> <p>A/B 統合① 平成 28 年 4 月 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構設置</p>		
事業目的	<p>大学等（学校教育法に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等（国立大学法人法に規定する国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。）の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第 104 条第 4 項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。</li> <li>2. 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行うこと。</li> <li>3. 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行うこと。</li> <li>4. 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により、学位を授与すること。</li> <li>5. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。</li> </ol>		

	<p>6. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。</p> <p>7. 1～7の業務に附帯する業務を行うこと。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>8,781</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>147,348</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>146,199</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>29,051</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：229 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	8,781	収入	147,348	支出	146,199	正味財産	29,051
区分	平成 28 年度										
資本金	8,781										
収入	147,348										
支出	146,199										
正味財産	29,051										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(✓) 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>(✓) 政府保証 : 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 20 条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 項の 3</p> <p>(✓) 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条</p> <p>(✓) 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>(✓) 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条(長、監事)</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>(✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p>(予算・事業計画)</p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条(中期計画)</p> <p>(✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項(年度計画)</p> <p>(決算・財務諸表)</p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項(財務諸表)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p>(その他国の関与)</p> <p>( ) その他 :</p>										
税の取扱(優遇措置)	<p>(✓) 法人税 : 法人税 4 条 2 項、法人税別表 1、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法 5 条</p> <p>( ) 固定資産税 :</p> <p>(✓) 登録免許税 : 登録免許税第 4 条、登録免許税法別表 2</p> <p>(✓) 印紙税 : 印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2</p>										

その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(✓) みなし公務員 : 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則 4 条</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>
------------------------	--

【沿革 A① 学位授与機構設置】

法人類型	国立学校設置法に基づく機関		
法人名	学位授与機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	臨時教育審議会「教育改革に関する第二次答申」(昭和 61 年 4 月)		
関係法案等	<p>・関係法案名 国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H 3 年 2 月 12 日</p> <p>・法案成立年月日：H 3 年 3 月 26 日</p> <p>・法律公布年月日：H 3 年 4 月 2 日</p> <p>・法律施行年月日：H 3 年 7 月 1 日</p>	法改正の パターン分類	<p>( ) 新規立法</p> <p>(✓) 既存法律 の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由(平成 3 年 3 月 1 日・衆議院文教委員会)</p> <p>この法律案は、国立学校設置法において国立の大学の新設、短期大学部の設置及び廃止並びに学位授与機構の新設を行うほか、あわせて学校教育法を改正して、学位授与機構の行う学位の授与等について規定するものであります。</p> <p>まず、国立学校設置法の改正について御説明申し上げます。</p> <p>(省略)</p> <p>第四は、学位授与機構の新設についてであります。</p> <p>これは、生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展等の観点から、高等教育段階のさまざまな学習の成果を評価して、学校教育法に定めるところにより学位の授与を行うほか、これに関し必要な調査研究及び情報提供を行う機関として、学位授与機構を本年七月一日に設置しようとするものであります。</p> <p>次に、学校教育法の改正について御説明申し上げます。</p> <p>第一は、学士を学位とすることについてであります。</p> <p>これは、現在大学卒業者が称し得る称号として位置づけられている学士を、諸外国と同様に、大学が授与する学位として位置づけるものであります。</p> <p>第二は、学位授与機構が行う学位の授与について定めることであります。</p> <p>これは、大学が行う学位の授与について規定を整備するとともに、生涯学習の振興等の観点から、学位授与機構が、短期大学または高等専門学校の卒業生等で大学等においてさらに一定の学習を行った者及び大学以外の教育施設において大学または大学院に相当する教育を受けた者に対し、その水準に応じ、学位を授与することとするものであります。</p> <p>その他、この法律におきましては、以上のことと関連して、所要の規定の整備を図ることといたしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>		

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律第三章の五 学位授与機構  
(学位授与機構)

第九条の四 学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、学位授与機構を置く。

- 一 学校教育法第六十八条の二第三項に定めるところにより、学位を授与すること。
- 二 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 三 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

(学校教育法の一部改正)

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

第六十八条を削り、第六十八条の二を第六十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十八条の二 大学（第五十二条の大学に限る。以下この条において同じ。）

は、文部大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとする。

大学は、文部大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三章の五に規定する学位授与機構は、文部大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

- 一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
- 二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士  
学位に関する事項を定めるについては、文部大臣は、大学審議会に諮問しなければならない。

第六十九条の二第八項中「及び第六十三条」を削る。

第八十七条の二中「(昭和二十四年法律第百五十号)」を削る。

(国立学校設置法の一部改正)

第三条 国立学校設置法の一部を次のように改正する。(表略)

【沿革 A② 大学評価・学位授与機構へ改組】

法人類型	国立学校設置法に基づく機関		
法人名	大学評価・学位授与機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（平成10年10月）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国立学校設置法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H12年2月18日 <b>・法案成立年月日</b> ：H12年3月24日 <b>・法律公布年月日</b> ：H12年3月31日 <b>・法律施行年月日</b> ：H12年4月1日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成12年3月7日・衆議院文教委員会）</p> <p>この法律案は、政令で定める国立大学の大学院における研究科以外の教育研究上の基本となる組織の設置、短期大学部の廃止及び学位授与機構を大学評価・学位授与機構に改組すること等について規定するものであります。</p> <p>（省略）</p> <p>第三に、大学等の教育研究水準の向上に資するため、学位授与機構を大学評価・学位授与機構に改組して、大学等の教育研究活動等の状況についての評価及びその結果の提供等の業務を追加することといたしております。</p> <p>第四に、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る平成十二年度の職員の定員を定めることといたしております。</p> <p>このほか、所要の改正を行うことといたしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>国立学校設置法及び学校教育法第三章の五を次のように改める。</p> <p>第三章の五 大学評価・学位授与機構            （大学評価・学位授与機構）</p> <p>第九条の四 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。</p> <p>一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。</p> <p>二 学校教育法第六十八条の二第三項に定めるところにより、学位を授与すること。</p>		



- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。</li><li>四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。</li></ul> <p>2 前項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。</p> |
|--|--|

【沿革 A③ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構設置】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H15年2月28日 <b>・法案成立年月日</b> ：H15年7月9日 <b>・法律公布年月日</b> ：H15年7月16日 <b>・法律施行年月日</b> ：H15年10月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成15年4月3日・衆議院文部科学委員会）</p> <p>知の世紀とも言われる二十一世紀にあつては、大学が学問や文化の継承と創造を通じ社会に貢献していくことが極めて重要になっています。</p> <p>今回提出いたしました国立大学法人法案等の六法案は、このような状況を踏まえ、現在、国の機関として位置づけられている国立大学や国立高等専門学校等を法人化し、自律的な環境のもとで国立大学をより活性化し、すぐれた教育や特色ある研究に積極的に取り組む個性豊かな魅力ある国立大学を育てることなどをねらいとするものであります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>（略）</p> <p>また、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案及び独立行政法人メディア教育開発センター法案は、大学評価や学位授与、財務・経営、メディア教育のそれぞれの観点から大学等を支援する業務を行う三機関を独立行政法人化するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項や役員について定めるものであります。</p> <p>独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターにつきましては、国立大学法人等と同様に、その設立の期日は平成十六年四月一日としております。</p> <p>なお、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、国立大学法人法等の施行に伴い、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止を行うとともに、学校教育法ほか五十二本の関係法律について所要の改正を行うものであります。</p>		

以上が、国立大学法人法案等の六法案の提案理由及びその内容の概要であります。

(職員の引継ぎ等)

**附則第三条** 機構の成立の際現に整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第九条の四第一項に規定する大学評価・学位授与機構（以下「旧機構」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

**附則第四条** 前条の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号。附則第十三条第一項において「改正法」という。）による改正前の第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下この条及び次条第三項において「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」という。）の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

**附則第五条** 附則第三条の規定により旧機構の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

**2** 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

**3** 旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いて旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員となり、かつ、引き続き旧独立行政法人大学評価・学位授与機構（機構を含む。以下この項において同じ。）の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

**4** 機構は、機構の成立の日の前日に旧機構の職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

に機構を退職したものであって、その退職した日まで旧機構の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

**附則第六条** 附則第三条の規定により機構の職員となった者であって、機構の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

**附則第七条** 機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第三条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

**附則第八条** 機構の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、旧機構の業務に関するもので政令で定めるものは、政令で定めるところにより、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

る。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

**附則第九条** 機構の成立の際、整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧機構の長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、機構の成立の日において機構に奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（国有財産の無償使用）

**附則第十条** 国は、機構の成立の際現に旧機構の職員の住居の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

（不動産に関する登記）

**附則第十一条** 機構が附則第八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

（名称の使用制限に関する経過措置）

**附則第十二条** この法律の施行の際現に大学評価・学位授与機構という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（機構の業務に関する特例等）

**附則第十三条** 機構は、当分の間、第十六条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（改正法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号。次号において「旧センター法」という。）附則第八条第一項第二号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものをいう。）の償還及び当該承継債務に係る利子の支払（以下この条において「承継債務償還」という。）を行うこと。

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、旧センター法附則第八条第一項第一号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。

2 機構は、当分の間、第十八条第四項に規定する積立金の額に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることができる。

3 承継債務償還については、第十九条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

4 機構が第一項に規定する業務を行う場合には、第十七条中「施設費貸付事業及び施設費交付事業」とあるのは「施設費貸付事業及び施設費交付事業並びに附則第十三条第一項に規定する業務」と、第二十七条第一号中「第十六条」とあるのは「第十六条及び附則第十三条第一項」とする。

(政令への委任)

**附則第十四条** 附則第三条から第十二条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革B① 国立学校財務センター設置】

法人類型	国立学校設置法に基づく機関		
法人名	国立学校財務センター		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H4年2月7日 <b>・法案成立年月日</b> ：H4年4月24日 <b>・法律公布年月日</b> ：H4年5月6日 <b>・法律施行年月日</b> ：H4年7月1日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成4年3月25日・衆議院文教委員会）</p> <p>この法律案は、国立学校設置法において国立の大学の学部の設置、短期大学部の廃止及び国立学校財務センターの新設を行うほか、あわせて国立学校特別会計法を改正して、特別施設整備資金の設置等について規定するものであります。</p> <p>まず、国立学校設置法の改正について御説明申し上げます。</p> <p>（省略）</p> <p>第三は、国立学校財務センターの新設についてであります。</p> <p>これは、国立学校における教育研究環境の整備充実を図る観点から、国立学校財産の有効活用に関する諸業務など、国立学校の財務の改善に資する業務を行う機関として、国立学校財務センターを本年七月一日に設置しようとするものであります。</p> <p>次に、国立学校特別会計法の改正について御説明申し上げます。</p> <p>第一は、特別施設整備資金の設置についてであります。</p> <p>これは、緊急に対処すべき課題となっている国立学校の老朽化等施設を解消するための特別施設整備事業を円滑に実施するため、国立学校特別会計に特別施設整備資金を設置するものであります。この資金は、国立学校の移転後の跡地処分収入等、特定学校財産の有効活用による多額の収入を資金として保有し、これを財源に老朽化等の著しい国立学校施設の整備を特別施設整備事業として計画的に行うものであります。</p> <p>第二は、借入金制度の改正についてであります。</p> <p>これは、国立学校の特別施設整備事業に要する施設費を支弁するための借入金制度を創設するとともに、人口の過度集中対策に資する国立学校の移転整備のための借入金について、借入対象事業を用地の取得費から施設費に拡大しようとするものであります。</p>		

	<p>その他、この法律におきましては、以上のことと関連して、所要の規定の整備を図ることといたしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>国立学校設置法第三章の五の次に次の一章を加える。</p> <p>第三章の六 国立学校財務センター (国立学校財務センター)</p> <p>第九条の五 国立学校の財務の改善に資するため、次に掲げる業務を行う機関として、国立学校財務センターを置く。</p> <p>一 国立学校特別会計に属する国有財産（以下この号において「国立学校財産」という。）の適切かつ有効な活用について他の国立学校に対する協力及び専門的、技術的助言並びに特定学校財産（国立学校財産のうち、国立学校の移転、施設の高層化その他政令で定める事由に伴い不用となるもので、国立学校財務センターに所属替をするものとして政令で定めるところにより文部大臣が指定するものをいう。附則第五項において同じ。）の管理及び処分を行うこと。</p> <p>二 国立学校における教育研究環境の整備充実を図るため、総合的かつ計画的に実施することが特に必要な整備事業に関する調査を行うこと。</p> <p>三 国立学校における奨学を目的とする寄附金で特定の国立学校に係るもの以外のものの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。</p> <p>四 高等教育に係る財政及び国立学校の財務に関する研究を行うこと。</p> <p>五 国立学校における財務に関する事務の改善に関し、情報提供、連絡調整その他必要な業務を行うこと。</p> <p>附則中第十二項を第十三項とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。</p> <p>5 国立学校財務センターは、当分の間、第九条の五第二号に規定する調査に基づき、同号に規定する整備事業のうち、施設が老朽化したため又は狭いため教育研究を行うのに著しく不適當である状態を解消することを目的として、特定学校財産の処分収入を財源として緊急に実施される国立学校の施設の整備（国立学校の移転による整備及び特定学校財産に指定された土地の信託により整備された施設の取得又は賃借を含む。）に係る事業であつて、文部省令で定めるものについて、その実施に関する計画の策定に参考となる資料の作成を行うものとする。</p>



【沿革 B② 独立行政法人国立大学財務・経営センター設置】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立大学財務・経営センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人国立大学財務・経営センター法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H15年2月28日 <b>・法案成立年月日</b> ：H15年7月9日 <b>・法律公布年月日</b> ：H15年7月16日 <b>・法律施行年月日</b> ：H15年10月1日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成15年4月3日・衆議院文部科学委員会）</p> <p>知の世紀とも言われる二十一世紀にあつては、大学が学問や文化の継承と創造を通じ社会に貢献していくことが極めて重要になっています。</p> <p>今回提出いたしました国立大学法人法案等の六法案は、このような状況を踏まえ、現在、国の機関として位置づけられている国立大学や国立高等専門学校等を法人化し、自律的な環境のもとで国立大学をより活性化し、すぐれた教育や特色ある研究に積極的に取り組む個性豊かな魅力ある国立大学を育てることなどをねらいとするものであります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>（略）</p> <p>また、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案及び独立行政法人メディア教育開発センター法案は、大学評価や学位授与、財務・経営、メディア教育のそれぞれの観点から大学等を支援する業務を行う三機関を独立行政法人化するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項や役員について定めるものであります。</p> <p>独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センターにつきましては、国立大学法人等と同様に、その設立の期日は平成十六年四月一日としております。</p> <p>なお、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、国立大学法人法等の施行に伴い、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止を行うとともに、学校教育法ほか五十二本の関係法律について所要の改正を行うものであります。</p>		

以上が、国立大学法人法案等の六法案の提案理由及びその内容の概要であります。

(職員の引継ぎ等)

附則第三条 センターの成立の際現に整備法第二条の規定による廃止前の国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号。附則第八条第一項第一号において「旧設置法」という。）第九条の五に規定する国立学校財務センター（以下「旧センター」という。）の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、センターの成立の日において、センターの職員となるものとする。

附則第四条 前条の規定によりセンターの職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

附則第五条 附則第三条の規定により旧センターの職員がセンターの職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 センターは、前項の規定の適用を受けたセンターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きいた在職期間をセンターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続きセンターの職員となり、かつ、引き続きセンターの職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者のセンターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者がセンターを退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 センターは、センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職し、附則第三条の規定により引き続きセンターの職員となった者のうちセンターの成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間にセンターを退職したものであって、その退職した日まで旧センターの職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

附則第六条 附則第三条の規定によりセンターの職員となった者であって、センターの成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）

附則第七条 センターの成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第三条の規定によりセンターに引き継がれる者であるものは、センターの成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

附則第八条 センターの成立の際、第十三条及び附則第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち、次に掲げるものその他政令で定めるものは、政令で定めるところにより、センターが承継する。

一 旧設置法第九条の五第一号に規定する特定学校財産に係るもの

二 整備法第二条の規定による廃止前の国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号。次条において「旧特別会計法」という。）に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債に係るもの

2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相

当する金額は、政令で定めるところにより、政府からセンターに対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第九条 センターの成立の際、旧特別会計法第十七条の規定に基づき文部科学大臣から旧センターの長に交付され、その経理を委任された金額に残余があるときは、その残余に相当する額は、センターの成立の日においてセンターに奨学を目的として寄附されたものとする。この場合において、当該寄附金の経理に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(国有財産の無償使用)

附則第十条 国は、センターの成立の際現に旧センターの職員の住居の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、センターの用に供するため、センターに無償で使用させることができる。

(センターの業務に関する特例等)

附則第十一条 センターは、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、附則第八条第一項第二号の規定により承継される債務の償還及び当該債務に係る利子の支払（以下この条において「承継債務償還」という。）を行うこと。

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるために附則第八条第一項第一号の規定により承継される財産の管理及び処分を行うこと。

2 センターは、当分の間、第十五条第五項に規定する積立金に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることができる。

3 承継債務償還については、第十六条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

4 センターが第一項に規定する業務を行う場合には、第十四条中「施設費貸付事業及び施設費交付事業」とあるのは「施設費貸付事業及び施設費交付事業並びに附則第十一条第一項に掲げる業務」と、第二十四条第一号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第十一条第一項」とする。

(不動産に関する登記)

附則第十二条 センターが附則第八条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(政令への委任)

	附則第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
--	--

【沿革 A/B 統合① 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構設置】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H27 年 3 月 10 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H27 年 5 月 19 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H27 年 5 月 27 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H15 年 10 月 1 日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 27 年 4 月 16 日・参議院文教科学委員会）</p> <p>政府においては、行政改革の一環として独立行政法人に係る改革を推進するため、平成二十五年十二月に独立行政法人改革等に関する基本的な方針を閣議決定したところであります。</p> <p>この法律案は、同方針を踏まえ、独立行政法人国立大学財務・経営センターを独立行政法人大学評価・学位授与機構に統合するための所要の措置を講ずるものであります。</p> <p>次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。</p> <p>第一に、独立行政法人国立大学財務・経営センターを解散し、その業務を独立行政法人大学評価・学位授与機構に承継します。</p> <p>第二に、独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に改称します。</p> <p>第三に、独立行政法人国立大学財務・経営センターが解散することに伴い、権利義務の承継等所要の経過措置を定めます。</p> <p>以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>（センターの解散等）</p> <p>附則第二条 独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下「センター」という。）は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が承継する。</p> <p>2 この法律の施行の際現にセンターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に於いて国が承継する。</p>		

- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 センターの平成二十六年四月一日に始まる中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次項において同じ。）は、平成二十八年三月三十一日に終わるものとする。
- 5 センターの平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度（次項及び第七項において「最終事業年度」という。）及び中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十二条第一項の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同条第二項の規定による報告書の提出及び公表は機構が行うものとし、同条第四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は機構に対してなされるものとする。
- 6 センターの最終事業年度に係る通則法第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。
- 7 センターの最終事業年度における通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、機構が行うものとする。
- 8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。この場合において、附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号。同条を除き、以下「旧センター法」という。）第十五条第二項から第五項まで及び附則第十一条第二項の規定は、なおその効力を有するものとし、旧センター法第十五条第二項中「前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とあるのは「施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額」と、同条第四項中「翌事業年度以降の施設費交付事業」とあるのは「平成二十八年四月一日に始まる事業年度以降の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十六条第一項第三号に規定する施設費交付事業」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第二項から第四項まで」と、旧センター法附則第十一条第二項中「承継債務償還」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務償還」とする。
- 9 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資等)

附則第三条 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（同条第八項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧センター法第十五条第四項に規定する積立金の額に相当する金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(非課税)

附則第四条 附則第二条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(センターの権利及び義務の承継に伴う経過措置)

附則第五条 附則第二条第一項の規定により機構が承継する旧センター法第十六条第一項又は第二項の規定によるセンターの長期借入金又は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券（以下この項において「債券」という。）に係る債務について政府がした旧センター法第十七条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 前項に規定する債券は、この法律による改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項又は第二項の規定による債券とみなす。

(国家公務員法の適用に関する特例)

附則第六条 旧センター法附則第三条の規定によりセンターの職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、センターの職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧センター法附則第三条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

(国家公務員退職手当法の適用に関する特例)

附則第七条 この法律の施行の際現に旧センター法附則第五条第三項に該当する者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

附則第八条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表



の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(名称の使用制限に関する経過措置)

附則第九条 この法律の施行の際現に大学改革支援・学位授与機構という名称を使用している者については、この法律による改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(独立行政法人国立大学財務・経営センター法の廃止)

附則第十条 独立行政法人国立大学財務・経営センター法は、廃止する。

(独立行政法人国立大学財務・経営センター法の廃止に伴う経過措置)

附則第十一条 センターの役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

附則第十二条 センターが交付した旧センター法第十九条に規定する資金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「独立行政法人国立大学財務・経営センター」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「独立行政法人国立大学財務・経営センターの理事長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、「独立行政法人国立大学財務・経営センターの事業年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」とする。

(罰則に関する経過措置)

附則第十三条 この法律の施行前にした行為及び附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 34. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構		
所在地	茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765-1		
設立根拠法	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成 16 年法律第 155 号）		
所管府省	文部科学省研究開発局原子力課		
設立年月日	平成 17 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>A①昭和 31 年 6 月 日本原子力研究所設立。</p> <p>②昭和 38 年 8 月 日本原子力船研究開発事業団設立。昭和 60 年 3 月日本原子力へ統合。</p> <p>B①昭和 31 年 8 月 原子燃料公社設立</p> <p>②昭和 42 年 10 月 動力炉・核燃料開発事業団</p> <p>③平成 10 年 10 月 核燃料サイクル開発機構</p> <p>A/B④平成 17 年 10 月 独立行政法人日本原子力研究開発機構に統合</p> <p>⑤平成 27 年 4 月 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</p>		
事業目的	<p>原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子力に関する基礎的研究を行うこと。</li> <li>2. 原子力に関する応用の研究を行うこと。</li> <li>3. 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。ア. 高速増殖炉の開発（実証炉を建設することにより行うものを除く。）及びこれに必要な研究。イ. アに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究。ウ. 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究。エ. ウに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究。</li> <li>4. 1～3までに掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。</li> <li>5. 放射性廃棄物の処分に関する事業で次に掲げるものを行うこと。ア. 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物の埋設の方法による最終的な処分。イ. 埋設処分を行うための施設の建設及び改</li> </ol>		

	<p>良、維持その他の管理並びに埋設処分を終了した後の埋設施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理。</p> <p>6. 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。</p> <p>7. 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。</p> <p>8. 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>9. 1～3までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。</p> <p>10. 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>11. 機構は、1～10の業務のほか、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第5条第2項に規定する業務を行う。</p> <p>上記の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託を受けて、これらの者の核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物を貯蔵し、処理し、又は処分する業務を行うことができる。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">820,291</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">174,661</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">168,546</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">487,156</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：3,133名</p>	区分	平成28年度	資本金	820,291	収入	174,661	支出	168,546	正味財産	487,156
区分	平成28年度										
資本金	820,291										
収入	174,661										
支出	168,546										
正味財産	487,156										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金 : 独立行政法人通則法第46条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 政府保証 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第23条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第35項の6第9項</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収 : 独立行政法人通則法第64条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査 : 独立行政法人通則法第64条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 大臣任命 : 独立行政法人通則法第20条(長、監事)</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出 : 独立行政法人通則法第23条(役員)</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 独立行政法人通則法第35条の5第1項(中長期計画)</p>										

	<p>(✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項（年度計画）</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認：</p> <p>(✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表）</p> <p>( ) 国への届出：</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>( ) その他：</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p>( ) 法人税：</p> <p>( ) 固定資産税：</p> <p>( ) 登録免許税：</p> <p>( ) 印紙税：</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制：</p> <p>(✓) みなし公務員：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法第 16 条</p> <p>(✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>

【沿革 A① 日本原子力研究所】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本原子力研究所		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 日本原子力研究所法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：S31年3月5日</li> <li>・法案成立年月日：S31年4月30日</li> <li>・法律公布年月日：S31年5月4日</li> <li>・法律施行年月日：S31年5月4日</li> </ul>	法改正のパートナー分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和31年3月6日・衆議院科学技術振興対策特別委員会）</p> <p>原子力の開発が、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興をはかり、人類社会の福祉と国民生活の水準向上にきわめて重要な意義を有するものでありますことにつきましては、今さら論を待たないところでありまして、政府におきましても原子力開発の重要性にかんがみまして、一昨年以來原子力に関する行政機構の確立と研究開発の実施機関の早急整備を意図しており、昨年末原子力基本法が制定されました後、本年一月からは原子力委員会及び原子力局の発足を見た次第であります。</p> <p>研究開発の実施機関につきましては、諸外国における研究開発の進展状況にかんがみましてわが国におきましても早急に研究に着手することが望ましいこと、アメリカ合衆国との間における濃縮ウランの受け入れ協定の成立に伴いまして、これが受け入れ機関を早急に整備する必要のあること等の理由から、法律の裏付を待つことなく、とりあえず財団法人として昨年十一月三十日原子力研究所を発足いたさせました。しかしながら、これは当面の措置でありまして、原子力基本法にも規定されております通り、法律に基く国家的機関としての研究所を整備いたしますことが必要であり、政府におきましても原子力委員会を中心に慎重に検討して参ったのであります。その結果この研究機関といたしましては、原子力開発がきわめて広範囲にわたる技術の総合の上に成り立ち得るものであること、高度の技術水準が要求されていること並びに広く各界にわたる協力体制を確保する必要があり、これがためには単に資金的な面ばかりでなく有能な研究技術者の交流をはかる必要序から、民間各界の協力が不可欠の要請であること等の諸要件を満たし、わが国における原子力開発のセンターとなるべき研究開発実施機関としての実質を整えるために、民間の出資をも認め、しかも政府の強い監督に服する特殊な法人とすることといたしました。</p>		

この法案は、以上の経緯及び観点に立ちまして、原子力基本法に基き、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与させることを目的といたしまして、日本原子力研究所を設立しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、日本原子力研究所の資本金は、政府及び政府以外の者からの出資金の合計額とし、政府は一般会計から研究所の設立の際三億五千万円を出資することになっております。また政府は出資に当っては、土地、建物等をもって現物出資することができるようにいたしております。

第二に、研究所の役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、その任命につきましては、理事長にあつては原子力委員会の同意を得て、副理事長及び理事にあつては、理事長及び原子力委員会の意見を聞いて、監事にあつては、原子力委員会の意見を聞いてそれぞれ内閣総理大臣が任命することといたしております。

第三に、研究所の行う業務であります。日本原子力研究所設立の目的に従いまして、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、原子炉の設計、建設及び操作、原子力関係研究技術者の養成訓練、放射性同位元素の輸入、生産及び頒布等の業務を行わしめることといたしております。なお、研究所は、その業務を行うに当りましては、原子力委員会の議決を経て、内閣総理大臣が定める原子力の開発利用に関する基本計画に基いて行わなければならないことといたしております。

第四に、研究所の財務及び会計であります。研究所の予算、資金計画、事業計画、財務諸表、利益の処理、借入金、財産の処分等につきましては、内閣総理大臣の認可または承認を要することとしておりますが、これは研究所の業務の公益性によるほか、政府の出資金がその資本金の二分の一以上に当ること並びに研究所の特殊な法人としての性格上、政府以外の出資者の発言権が認められないため、内閣総理大臣がこれらの者にかわり研究所の財務及び会計に関与する必要があること等の理由によるものであります。また政府は、研究所の研究開発実施機関としての特殊性にかんがみまして、その業務に要する経費の一部を補助することができることといたしております。

第五に、研究所は内閣総理大臣の監督に服するのでありまして、内閣総理大臣は研究所に対して、監督上必要な命令をなし、また報告を徴し、所属職員をして立ち入り検査ができることにいたしました。

最後に、研究所の設立に関する事務は、内閣総理大臣が設立委員を任命してこれを処理させることにいたしておりますが、研究所の業務をなるべくすみやかに開始する必要がありますので、必要な準備を急速に行いたいと考えております。

	<p>一方現在の財団法人原子力研究所は、この研究所の成立のときにおいて解散し、その権利義務は研究所が承継するとともに、職員もそのまま引き継ぐことといたしております。</p> <p>なお、登録税法及び地方税法の一部をそれぞれ改正し、研究所に対する登録税、不動産取得税、固定資産税及び電気ガス税をそれぞれ減免する等の措置を講ずることとなっております。</p> <p>以上がこの法律案の提案の理由並びにその要旨であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(財団法人原子力研究所からの引継)</p> <p>附則第三条 昭和三十年十一月三十日に設立された財団法人原子力研究所（以下この条において「財団法人原子力研究所」という。）は、研究所の成立のときにおいて解散し、その一切の権利及び義務は、そのときにおいて研究所が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。</p> <p>2 前条第九項の規定により研究所の設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、財団法人原子力研究所の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。</p> <p>3 研究所の成立の際現に財団法人原子力研究所に勤務する者は、研究所の成立の時に研究所の職員となるものとする。</p> <p>(経過規定)</p> <p>附則第四条 この法律の施行の際現に日本原子力研究所という名称又はこれに類似する名称を使用しているものは、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。</p> <p>2 第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。</p> <p>附則第五条 研究所の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十二年三月三十一日に終るものとする。</p> <p>附則第六条 研究所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十六条中「事業年度開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。</p> <p>(登録税法の改正)</p> <p>附則第七条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十九条第七号中「石炭鉱業整備事業団」の下に「、日本原子力研究所」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に「、日本原子力研究所法」を加える。</p>

【沿革 A② 日本原子力船研究開発事業団】

法人類型	財団法人		
法人名	日本原子力船研究開発事業団		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 日本原子力船開発事業団法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：S38年2月12日</li> <li>・法案成立年月日：S38年6月5日</li> <li>・法律公布年月日：S38年6月8日</li> <li>・法律施行年月日：S38年6月8日</li> </ul>	法改正のパターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和38年3月20日・衆議院科学技術振興対策特別委員会）</p> <p>我が国が、原子力を人類社会の福祉と国民生活の水準向上のために利用する目的でその研究開発に着手してより、すでに七年余の歳月をけみしております。その間、関係者の努力の結果、すでに国産第一号炉の完成を見、また発電第一号炉の建設が着々と進められているなど、その成果はまことに見るべきものがございます。</p> <p>この間、原子力を船舶の動力として利用することにつきましては、わが国は、世界第一の造船国として、また有数の海運国として、ことに深い関心を持ち、昭和三十二年以降研究を進めて参りましたが、ようやくその成果を実際に適用してみる自信を得るに至りました。</p> <p>一方、目を世界に転じますと、船舶に対する原子力の平和利用は、米国のサバンナ号、ソ連のレーニン号の二隻の成功を契機として、とみに促進され、その他の国においても、西独を初め次々に原子力船の開発計画が進められております。</p> <p>原子力委員会におきましては、これら内外の事情にかんがみ、来たるべき原子力船時代に備えて、その研究の飛躍的な促進をはかるための効果的な方策について慎重に検討した結果、この際、研究開発を目的として原子力第一船を建造することが必要であるという結論に達しました。すなわち、わが国産業界に、実際に原子力船を建造し、これを運航する体験を得させることが、わが国における原子力船に関する技術を飛躍的に高め、その実用化をはかる最善の道であると考えた次第であります。このために建造する原子力第一船としては、総トン数約六千トンの海洋観測船が適当とされ、その設計、建造、運航及び乗組員の養成訓練のためには、九年の日子と約六十億円の資金とが必要と見込まれております。</p> <p>政府といたしましては、原子力委員会のこの方策をきわめて妥当なものと考え、昭和三十八年度より原子力第一船の開発に着手することを決定した次第でございます。このため必要な経費につきましては、別途昭和三十八年度予算案に計上いたし</p>		



ましたが、この開発を行なう機関といたしましては、人材、資金の両面において、政府及び民間のきわめて緊密なる協力を必要とすること並びにその国家的事業たる意義から見て政府の監督のもとに置く必要のあること等の理由により、日本原子力船開発事業団を設立することといたしました。

以上が、本法案を提案するに至りました趣旨でございますが、本事業団の事業は、平和の目的に限られることはもちろん、本事業団の運営にあたりましては、原子力基本法の精神にのっとりこれを行なうことは申すまでもございません。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一に、本事業団の設立の目的は、原子力基本法の精神にのっとり、原子力船の開発を行ない、もってわが国における原子力の利用の促進並びに造船及び海運の発達に寄与することにあります。

第二に、本事業団は、政府及び民間の共同出資の法人でありまして、その当初資本金は、三十八年度に予定されている政府出資一億円と民間出資予定額約五千万円の合計約一億五千万円でございます。

第三に、本事業団の役員は、理事長、専務理事各一人、理事三人以内及び監事一人であります。理事長及び監事は、主務大臣が原子力委員会の意見を聞いて任命し、専務理事及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命することとしております。

第四に、本事業団に、業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くこととしております。顧問は、学識経験者のうちから、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命いたします。

第五に、本事業団の業務は、原子力船の設計、建造及び運航を行なうこと、乗組員の養成訓練を行なうこと、これらの業務に関する調査研究、成果の普及を行なうこと等であります。

第六に、本事業団の業務の運営は、原子力委員会の決定を尊重して主務大臣が定める基本計画に基づいて行ないます。

第七に、本事業団は、主務大臣として、内閣総理大臣及び運輸大臣が監督いたします。

第八に、本法は、昭和四十七三月三十一日までに廃止するものとしております。

最後に、本事業団に対しては、登録税、所得税、法人税及び地方税について税制上の優遇措置をとっております。

以上、本法案の提案理由及びその内容に関する概要の御説明を申し上げます。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

(経過規定)

附則第九条 この法律の施行の際現に日本原子力船開発事業団という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第十条 事業団の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成

立の日に始まり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

附則第十一条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

【沿革B① 原子燃料公社】

法人類型	特殊法人		
法人名	原子燃料公社		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 原子燃料公社法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：S31年3月12日</li> <li>・法案成立年月日：S31年4月30日</li> <li>・法律公布年月日：S31年5月4日</li> <li>・法律施行年月日：S31年5月4日</li> </ul>	法改正のパートナー分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和31年3月13日・衆議院科学技術振興対策特別委員会）</p> <p>申し上げるまでもなく、原子力の開発が、将来におけるエネルギー資源の確保、学術の進歩、産業の振興、及び人類社会の福祉と国民の生活水準の向上に果す役割はきわめて大きいものと期待されるのであります。これは、とりもなおさず、昨年未原子力基本法が制定されたゆえんであります。政府におきましても、つとに原子力開発の重要性に思いをいたしまして、研究機関、行政機構等の確立整備をはかり、原子力開発の強力な推進に留意して参った次第であります。さきに提出いたしました日本原子力研究所法案もこの趣旨によったものであります。翻って考えますと、原子力の開発利用に技術の研究向上の必要なことはもちろんであります。原子力エネルギーの源泉となりますウラン、トリウム等の核燃料物質の開発もきわめて重要なことであります。特に現在の国際情勢のもとでは、これらの物質を海外市場から入手することはきわめて困難な状況にあります。上、諸外国がこれら資源の開発に専心努力している事情にかんがみまして、わが国におきましても、早急にこの開発に着手することが強く要請されておるのであります。原子力基本法にも、原子燃料公社の設置が定められている次第であります。このため政府におきましては、これらの資源の開発機関としての公社につきまして、原子力委員会を中心に慎重に検討して参りました結果、今回提出いたしましたような原子燃料公社の構想を取りまとめまして、御審議をわずらわすことといたしましたのであります。</p> <p>すなわち、この法案は、以上の趣旨に従いまして、原子力基本法に基き、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行い、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的といたしまして、原子燃料公社を設立しようとするものであります。</p> <p>次に、この法案の要旨を御説明いたします。</p>		

まず第一に、原子燃料公社の資本金は、その全額を政府出資に待つこととしたし、設立に当りましては、とりあえず政府は一千万円を出資することとなっております。

第二に、公社の役員としましては、理事長、福理事長、理事及び監事を置くこととし、それぞれ内閣総理大臣が任命することといたしましたが、役員人事の重要性にかんがみ、役員の任命に当りましては、理事長は原子力委員会の同意を得ることとし、その他の役員につきましては、原子力委員会等の意見を聞くこととして、役員人事に遺憾なきを期することにいたしました。

第三に、公社の行う業務であります。原子燃料公社設立の目的に従いまして、おもな業務としましては、核原料物質の採鉱、採鉱、選鉱、輸入、買い取り及び売り渡し、核燃料物質の生産、加工、輸入、輸出、買い取り、売り渡し及び貸付等を行わせることにいたしましたのであります。なお、公社は、この業務を行うに当りましては、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める原子力の開発利用に関する基本計画に基いて行われなければならないことといたすとともに、公社は、毎年、業務報告書を内閣総理大臣に提出し、内閣はそれを国会に報告することとしたのであります。

第四に、公社の財務及び会計であります。公社の予算、事業計画、財務諸表、借入金、財産の処分等につきましては、内閣総理大臣の認可または承認を要することとしておりますが、このほか原子燃料公社の特殊性にかんがみまして、公社の会計は、会計検査院が検査する旨の規定を設け、その検査を経た決算書類を毎年国会に報告することとし、公社の会計の適正化をはかった次第であります。

なお、公社の行う業務の性格にかんがみまして、政府はその業務に要する経費の一部を補助することができるようにいたしました。

第五に、公社は内閣総理大臣の監督に服するのでありまして、内閣総理大臣は、公社に対して監督上必要な命令をなし、また報告を徴し、所属職員をして立ち入り検査ができることといたしました。

最後に、公社の設立に関する事務は、内閣総理大臣が任命する設立委員に処理させることといたしますとともに、公社に対する課税を減免するため各種税法の一部改正を行い、また業務に関係する諸法規の必要な改正を行いまして、公社の業務の運営に遺憾なきを期した次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。

<b>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</b>	(経過規定) 附則第三条 公社の最初の事業年度は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十二年三月三十一日に終るものとする。 附則第四条 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十三條第一項中「事業年度開始前に」とあるのは、「公社の成立後遅滞なく」と読
-------------------------------------	--

み替えるものとする。

【沿革 B② 動力炉・核燃料開発事業団】

法人類型	特殊法人		
法人名	動力炉・核燃料開発事業団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 動力炉・核燃料開発事業団法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S42年4月5日 <b>・法案成立年月日</b> ：S42年7月14日 <b>・法律公布年月日</b> ：S42年7月20日 <b>・法律施行年月日</b> ：S42年7月20日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和42年5月18日・衆議院本会議）</p> <p>原子力発電は、経済性向上の見通し、外貨負担の有利性及び供給の安定性等の面から、今後、わが国経済の成長をささえる大量のエネルギー供給の有力なない手となるものとして、その開発の促進が強く要請されています。</p> <p>わが国における原子力発電は、ここ当分の間は、現在すでに経済的、技術的に実証されている軽水炉がその主流を占めるものと考えられますが、資源の乏しいわが国といたしましては、今後予想される核燃料所要量の増大傾向にもかんがみ、核燃料の安定供給と有効利用をはかるため、より効率的な動力炉を自主的に開発することが、エネルギー政策上の重要課題となっているのであります。また、この新しい動力炉を自主的に開発することは、産業基盤の強化及び科学技術水準の向上にも多大の貢献をすることが期待されているのであります。</p> <p>このような観点から、新しい動力炉として高速増殖炉及び新型転換炉の開発を国のプロジェクトとして強力に推進することとしているのであります。しかも、この開発は、わが国にとりまして、かつて経験したことのない新しい分野における大規模な事業であり、これを成功させるためには、政府はもちろん、学界、産業界等をはじめとする国の総力を結集してこれを推進することが必要であります。</p> <p>このため、関係各方面の総力を結集する中核機関として、新たに動力炉・核燃料開発事業団を設立し、これを積極的に推進しようとするのであります。</p> <p>さらに、この新しい事業団の設立に伴いまして、原子燃料公社の業務の主体をなしております核燃料開発関係の事業は、この新しい動力炉の研究開発と密接な関連を有するものであり、一つの事業主体が総合的に実施することが、研究開発の効率的な遂行を確保するゆえんであると考えましたので、ここに原子燃料公社を解散することとし、その業務を全面的に新しい事業団が承継していくことにいたしましたのであります。</p>		

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この事業団は、すでに申し上げましたように、高速増殖炉及び新型転換炉という新しい動力炉の開発並びに核原料物質及び核燃料物質の探鉱、生産、再処理等を計画的かつ効率的に行ない、もって原子力の開発及び利用の促進をはかることを目的として設立されるものであります。

第二に、事業団の資本金であります。設立に際しまして政府が出資する二億円と、従来政府から原子燃料公社に対し出資されておりました金額及び民間からの出資との合計額を資本金としてこの事業団は充足するものであります。このほか、将来、必要に応じまして資本金を増加することができるようにいたしております。

第三に、事業団の業務といたしましては、高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発及びこれに必要な研究を行なうとともに、これに関する核燃料物質の開発及びこれに必要な研究、核燃料物質の生産、保有及び再処理、核原料物質の探鉱、採鉱及び選鉱を行なうこととしております。

なお、事業団は、その業務を行なうにあたりましては、政府関係機関及び民間と密接に協力し、それらを活用していくことが必要でありますので、内閣総理大臣の認可を受けて定める基準に従いましてその業務の一部をこれらのものに委託することができることとしております。

第四に、事業団の機構におきましては、役員として、理事長一人、副理事長二人、理事八人以内及び監事二人以内を置くとともに、非常勤理事及び顧問の制度を設けまして、関係各界との円滑な協力関係を保って国の総力を結集することとしております。

なお、事業団の業務の運営につきましては、特に、動力炉開発の業務は長期にわたる大規模な事業でありますので、内閣総理大臣が定める基本方針及び基本計画に従って計画的にその業務を行なうこととしております。

第五に、動力炉開発関係の業務と再処理関係の業務に関しましては、その性格の特異性にかんがみ、それぞれその他の業務と区分して経理を行なうこととしております。

第六に、事業団の監督は、内閣総理大臣がこれを行なうこととなっておりますが、この法律に基づいて認可または承認等をする場合におきまして関係ある場合には大蔵大臣に、動力炉開発業務等については通商産業大臣にあらかじめ協議することとなっております。

第七に、この事業団の設立と同時に現在の原子燃料公社は解散し、その一切の権利義務は事業団が承継することにいたしまして、所要の経過措置を講ずることといたしました。

その他、出資証券、財務及び会計等につきましては、他の特殊法人とほぼ同様の規定を設けております。

	<p>以上が動力炉・核燃料開発事業団法案の趣旨でございます。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>(原子燃料公社の解散等)</p> <p>附則第三条 原子燃料公社は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。</p> <p>2 原子燃料公社の解散の時までに政府から原子燃料公社に対して出資された金額は、事業団の設立に際して政府から事業団に対し出資されたものとする。</p> <p>3 原子燃料公社の解散の日を含む事業年度に係る業務報告書、決算、財務諸表及び予算の実施の結果を明らかにした説明書の作成、提出、公告、送付、検査又は報告については、なお従前の例による。この場合において、原子燃料公社の決算の完結の期限は、解散の日の翌日から起算して三月を経過した日とする。</p> <p>4 第一項の規定により事業団が権利を承継する場合において、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。</p> <p>5 第一項の規定により事業団が承継した権利の目的たる設備又は家屋であつて、附則第十七条の規定の施行の際同条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九条の三第十二項の規定により固定資産税の課税標準の特例の適用を受けているものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該特例の適用を受けることとなつていた期間内は、なお従前の例による。</p> <p>(経過規定)</p> <p>附則第四条 この法律の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。</p> <p>2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には適用しない。</p> <p>附則第五条 事業団の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。</p> <p>附則第六条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。</p> <p>附則第七条 原子燃料公社の解散の際現にその役員であつて、引き続き事業団の役員となるもののその任期は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該解散の時に於けるその者の役員としての残任期間とする。</p> <p>2 原子燃料公社の解散の際現にその職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二第一項の復帰希望職員であるものが、引き続き事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰</p>



希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「公庫等職員として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員として在職する間」と、同条第二項中「公庫等職員」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、同条第四項中「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」と、「当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の成立の日から」と、同条第五項中「公庫等職員」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員」と、「公庫等」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団」とする。

3 原子燃料公社の解散の際現にその役員又は職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百五十二号）附則第十条第二項又は第十一条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて事業団の役員又は職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同法附則第十条第二項から第四項まで又は第十一条の規定を適用する。この場合において、同法附則第十条第二項中「公団等職員として」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の役員又は職員として」と、「公団等職員であつた期間」とあるのは「原子燃料公社又は動力炉・核燃料開発事業団の役員又は職員であつた期間」と、第十一条第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは「動力炉・核燃料開発事業団の職員として在職する間」とする。

4 原子燃料公社の解散の際現にその職員として在職する者であつて、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第二百二十八条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて事業団の職員となつた場合には、その者を当該復帰希望職員とみなして同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「その他の公庫等職員として在職する間」とあるのは、「動力炉・核燃料開発事業団の職員として在職する間」とする。

5 第二項又は第三項の規定は、事業団の設立の際、現に日本原子力研究所の職員として在職する者であつて、国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十一条第一項の復帰希望職員であるものが、引き続いて事業団の職員となつた場合（これに準ずる場合として政令で定める場合を含む。）について準用する。この場合において、その準用により適用され又は準用されることとなる国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第五項中「及び公庫等」とあるのは、「並びに日本原子力研究所及び動力炉・燃料開発事業団」と読み替えるものとする。

（原子燃料公社法の廃止）

附則第八条 原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）は、廃止する。

（原子燃料公社法の廃止に伴う経過規定）

附則第九条 前条の規定の施行前にした廃止前の原子燃料公社法の規定に違反する

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係法律の一部改正)

附則第十条 核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に、「公社」を「事業団」に改める。

附則第十一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「原子燃料公社」を「動力炉・核燃料開発事業団」に改める。

附則第十二条 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号を次のように改める。

五 動力炉・核燃料開発事業団

附則第十三条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

(以下略)

【沿革B③ 核燃料サイクル開発機構】

法人類型	特殊法人		
法人名	核燃料サイクル開発機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律案		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H10年2月10日 <b>・法案成立年月日</b> ：H10年5月13日 <b>・法律公布年月日</b> ：H10年5月20日 <b>・法律施行年月日</b> ：H10年5月20日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成10年3月27日・衆議院科学技術委員会）</p> <p>これまで、動力炉・核燃料開発事業団は、昭和四十二年に設立されて以来、原子力基本法に基づく原子力の開発機関として、高速増殖炉及び新型転換炉に関する開発、核燃料物質の生産及び再処理、核原料物質の探鉱等を行うことにより、我が国の原子力の開発及び利用の促進に寄与するといった重要な役割を担ってきたところであります。</p> <p>しかしながら、平成七年十二月に高速増殖原型炉「もんじゅ」において、また、平成九年三月にアスファルト固化処理施設において事故を起こし、さらに、それらに関連して虚偽報告や不十分な通報連絡といった一連の不適切な対応がなされました。</p> <p>このようなことから、同事業団を抜本的に改革することとし、その体質及び組織、体制について徹底的にチェックするため、組織論や危機管理等に関する有識者で構成する動燃改革検討委員会を設置し、その改革の方向について検討を行ったところであります。</p> <p>本法律案は、動燃改革検討委員会報告書、原子力委員会高速増殖炉懇談会報告書等を踏まえ、これまでの動力炉・核燃料開発事業団の業務を抜本的に見直し、整理縮小するとともに、経営の刷新や機能強化を図り、核燃料サイクルの技術的な確立に向けた開発や、これに必要な研究を行う法人として再出発させるために必要な措置を講ずるものであります。</p> <p>次に、本法律案の要旨を御説明いたします。</p> <p>第一に、改組後の法人の名称を核燃料サイクル開発機構に改めることとしております。</p> <p>第二に、立地地元重視の観点から、同機構の主たる事務所を茨城県に置くこととしております。</p>		

第三に、同機構における業務運営の透明性を確保するとともに、社会等との乖離を未然に防ぐため、内閣総理大臣の認可を受けて理事長が任命する委員により構成される運営審議会を設置することとしております。

第四に、同機構は、これまでの業務のうち、新型転換炉に関する開発、ウラン濃縮を含む核燃料物質の生産を行う等の業務を整理縮小することとし、核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な、高速増殖炉、核燃料物質の再処理、高レベル放射性廃棄物の処理及び処分等に関する開発及びこれに必要な研究を行うとともに、その成果の普及を行う等の業務を行うこととしております。

なお、これまで同事業団が行ってきた新型転換炉に関する開発等の業務につきましては、同機構の業務の特例として、適切な期限を設けて業務の廃止に向けた準備を行うとともに、その後においても、当分の間、それら業務に伴い発生した放射性廃棄物を管理する業務、施設を廃止する業務やその措置に関する技術の開発等を行うこととしております。

第五に、同機構の業務の運営につきましては、安全の確保を旨としてこれを行うものとし、適切な情報の公開により業務運営における透明性を確保するとともに、適正かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。

(核燃料サイクル開発機構への移行)

附則第二条 動力炉・核燃料開発事業団（以下「事業団」という。）は、この法律の施行の時ににおいて、核燃料サイクル開発機構（以下「機構」という。）となるものとする。

(持分の払戻し)

附則第三条 政府以外の出資者は、機構に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、この法律による改正後の核燃料サイクル開発機構法（以下「新法」という。）第七条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

附則第四条 この法律の施行の際現に核燃料サイクル開発機構という名称を使用している者については、新法第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業団の役員に関する経過措置)

附則第五条 この法律の施行の日の前日において事業団の役員である者の任期は、この法律による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法第十四条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

(基本方針に関する経過措置)

附則第六条 内閣総理大臣は、この法律の施行の日前において、原子力委員会の議決を経て新法第二十七条第一項の規定による基本方針を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。ただし、通商産業大臣との協議は、新法第二十四条第一項第一号イ、ロ及びニに掲げる業務に係る事項に限られるものとする。

(罰則に関する経過措置)

附則第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【沿革④A/B 統合 独立行政法人日本原子力研究開発機構】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人日本原子力研究開発機構法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H16年10月12日 <b>・法案成立年月日</b> ：H16年11月26日 <b>・法律公布年月日</b> ：H16年12月3日 <b>・法律施行年月日</b> ：H16年12月3日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成16年11月4日・衆議院本会議）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、平成十三年六月に成立した特殊法人等改革基本法にのっとり、同年十二月に特殊法人等整理合理化計画が策定されたところであります。</p> <p>この法律案は、特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、特殊法人である日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構を解散した上で統合し、新たに原子力に関する研究開発を総合的に実施する独立行政法人日本原子力研究開発機構を設立するためのものであります。</p> <p>次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。</p> <p>第一に、本独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。</p> <p>第二に、本独立行政法人の役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、監事を除く役員数を現在の役員数と比較して大幅に削減することとしております。</p> <p>第三に、積立金の処分方法、権利義務の承継、主務大臣等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、法律案の趣旨でございます。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>（日本原子力研究所の解散等）</p> <p>附則第二条 日本原子力研究所（以下「旧研究所」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時に於いて機構及び独立行政法人理化学研究所（以下「理化学研究所」という。）が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に旧研究所が有する権利のうち、機構及び理化学研究所がそ</p>		

の業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。
  - 一 機構 旧研究所が有する権利及び義務のうち次号に定めるもの以外のもの
  - 二 理化学研究所 附則第二十七条の規定による改正前の特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第五条に規定する業務に係る権利及び義務
- 5 第一項の承継計画書は、旧研究所が、政令で定める基準に従って作成して文部科学大臣の認可を受けたものでなければならない。
- 6 旧研究所の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、旧研究所の解散の日の前日に終わるものとする。
- 7 前項の規定により終わるものとされる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、機構及び理化学研究所が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。
- 8 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国並びに同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構及び理化学研究所が承継する資産の価額の合計額から機構及び理化学研究所が承継する負債の金額を差し引いた額に、旧研究所に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
- 9 第一項の規定により機構が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、文部科学大臣は、財務大臣と協議の上、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。
- 10 前項の規定による出資による権利のうち、第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源利用勘定に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

- 1 1 第一項の規定により理化学研究所が旧研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い理化学研究所が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から理化学研究所に対し出資されたものとする。
- 1 2 第八項、第九項及び前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 1 3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 1 4 旧研究所が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。
- 1 5 第一項の規定により旧研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(核燃料サイクル開発機構の解散等)

附則第三条 核燃料サイクル開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

- 2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 旧機構の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散の日の前日に終わるものとする。
- 5 前項の規定により終わるものとされる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して三月を経過する日とする。
- 6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額（当該差し引いた額が旧機構の資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額）に、旧機構に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に対し第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
- 7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があったものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、文部科学大臣及び経済産業大臣は、財務大臣と協議の上、第十八条各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示すものとする。



8 前項の規定による出資による権利のうち、第十八条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は電源開発促進対策特別会計法第二条の二に規定する電源利用勘定に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとされた金額に係る権利は一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

9 第六項及び第七項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

12 旧機構の解散については、附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号。以下「旧機構法」という。）第四十三条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

13 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

附則第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧機構法第三十四条第一項の規定による旧機構の長期借入金に係る債務について政府がした旧機構法第三十五条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

（持分の払戻し）

附則第五条 附則第二条第八項及び第三条第六項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

（理事長となるべき者の指名の際の原子力委員会の意見の聴取）

附則第六条 第十二条の規定は、通則法第十四条第一項の規定による機構の理事長となるべき者の指名について準用する。

（理事長の任期の特例）

附則第七条 通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十三条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

(業務の特例)

附則第八条 機構は、当分の間、第十七条に規定する業務のほか、旧機構法附則第十条第二項の規定により旧機構が当分の間行うものとされた業務を行うものとする。

2 機構は、第十七条及び前項に規定する業務のほか、同項の規定により機構が行うものとされる旧機構法附則第十条第二項に規定する特定業務に係る施設を廃止する業務の実施に必要な限りにおいてその廃止に伴う措置に関する技術の開発及びこれに必要な研究を行うことができる。

3 前二項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第十七条第一項第四号中「前三号に掲げる業務」とあるのは「前三号に掲げる業務及び附則第八条第二項に規定する業務」と、第二十条第一項第一号中「これらに附帯する業務」とあるのは「これらに附帯する業務、附則第八条第一項に規定する業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）並びに同条第二項に規定する業務」と、同項第三号中「以外の業務」とあるのは「以外の業務（附則第八条第一項及び第二項に規定する業務を含む。）」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項及び第二項に規定する業務」とあるのは「第十七条第一項及び第二項に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第二十八条第一項第四号中「含む。）並びに」とあるのは「含む。）」と、「限る。）」とあるのは「限る。）」並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」と、第三十三条第二号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務並びに附則第八条第一項及び第二項に規定する業務」とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

附則第九条 この法律の施行の際現に日本原子力研究開発機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(日本原子力研究所法及び核燃料サイクル開発機構法の廃止)

附則第十条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）

二 核燃料サイクル開発機構法

(日本原子力研究所法及び核燃料サイクル開発機構法の廃止に伴う経過措置)

附則第十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本原子力研究所法（第十二条及び第十九条を除く。）又は旧機構法（第十三条及び第二十三条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

附則第十二条 附則第十条の規定の施行前にした行為並びに附則第二条第七項及び

第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る附則第十条の規定の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第十三条 この附則に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める

【沿革⑤ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H26年4月15日 ・法案成立年月日：H26年6月6日 ・法律公布年月日：H26年6月13日 ・法律施行年月日：H27年4月1日</p>	法改正の パターン分類	<p>（ ）新規立法 （<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律 の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（平成26年5月9日・衆議院内閣委員会）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止・スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に即した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p> <p>次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。</p> <p>第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。</p>		

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

**業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋**

独立行政法人通則法第四条に次の一項を加える。

2 国立研究開発法人については、その名称中に、国立研究開発法人という文字を使用するものとする。

### 35. 独立行政法人 勤労者退職金共済機構

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 勤労者退職金共済機構												
所在地	東京都豊島区東池袋 1-24-1												
設立根拠法	中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）												
所管府省	厚生労働省労働基準局勤労者生活課												
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	<p>A①昭和 39 年 10 月 建設業退職金共済組合設立</p> <p>②昭和 42 年 9 月 清酒製造業退職金共済組合設立</p> <p>③昭和 56 年 10 月 両組合を同号して建設業・清酒製造業退職金共済組合設立</p> <p>④昭和 57 年 1 月 建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合に</p> <p>B①昭和 34 年 7 月 中小企業退職金共済事業団設立</p> <p>A/B⑤平成 10 年 4 月 両団体統合して勤労者退職金共済機構設立</p> <p>⑥平成 15 年 10 月 独立行政法人勤労者退職金共済機構に</p> <p>⑦平成 23 年 10 月 独立行政法人雇用・能力開発機構（解散）の業務を一部継承</p>												
事業目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行なうことを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。</li> <li>2. 1 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</li> <li>3. 勤労者財産形成促進法に規定する勤労者財産形成持家融資の業務を行うこと。</li> <li>4. 3 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ol> <p>（業務の特例）中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 39 号）附則第 10 条に規定する債権の回収が終了するまでの間、上記に掲げる業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行うこと。</p>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">674, 850</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">615, 877</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">502, 837</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：255 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金	2	収入	674, 850	支出	615, 877	正味財産	502, 837
区分	平成 28 年度												
資本金	2												
収入	674, 850												
支出	615, 877												
正味財産	502, 837												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 項の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法 19 条の 2 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条(長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条(役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条(中期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項(年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項(財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱(優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税 4 条 2 項、法人税別表 1、中小企業退職金共済法 59 条の 2 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税第 4 条、登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 中小企業退職金共済法第 66 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条

【沿革B① 中小企業退職金共済事業団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	中小企業退職金共済事業団		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 中小企業退職金共済法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：S34年2月3日</li> <li>・法案成立年月日：S34年5月2日</li> <li>・法律公布年月日：S34年5月9日</li> <li>・法律施行年月日：S34年5月9日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和34年3月4日・衆議院社会労働委員会）</p> <p>中小企業の従業員は、大企業と比べて恵まれない条件に置かれていることは御承知の通りであります。これを改善するためには、もとより中小企業の経営基盤の強化をはかることが必要であるので、政府といたしましては、各般の施策の推進に努めて参ったのでありますが、これらの施策と相まって直接労働政策におきましても、これが改善のための対策を行う必要があることは申すまでもありません。</p> <p>本国会に提案いたしました最低賃金法案は、その重要な施策の一つであります。ここ二、三年来、全国各地で商店街等を中心にいわゆる共同退職金積立制度が急速に普及して参りました。申すまでもなく、大企業におきましては、すでに内容の充実した退職金制度が普及しているのに対しまして、中小、零細企業等におきましては、制度そのものすらないものがはなはだ多い実情にあります。この共同退職金積立金制度は、個々の企業では実施することの困難な退職金制度を多数の企業が力を合せることによって可能ならしめようとする努力の現われであります。政府といたしましては、かかる趨勢にかんがみ、より安全確実な退職金共済制度を確立することが従業員の福祉の向上と雇用の安定に役立ち、ひいては中小企業の振興に資するものであると考え、この法案を提案いたしました次第であります。</p> <p>次に法案の内容について概略御説明申し上げます。</p> <p>この法案は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に資するため、中小企業退職金共済制度を創設することとし、これに関し必要な事項を定めるとともに、その運営に当る中小企業退職金共済事業団について、組織、財務その他所要の事項を定めたものであります。すなわち、第一に、従業員のために事業団と退職金共済契約を締結することのできる事業主の範囲を、常時雇用する従業員の数が商業またはサービス業を主たる事業とする事業主については三十人以下、その他の事業</p>		



主については百人以下のものとしたしております。なお、退職金共済契約の締結につきましては、任意としたしております。

第二に、掛金につきましては、事業主負担としたし、その月額は、従業員一人につき二百円以上千円以下とし、その間を百円刻みとして、事務の簡素化をはかることとしたしております。

第三に、退職金につきましては、給付を確実ならしめるため、直接従業員に対して支給することとし、その額につきましては、掛金の納付月数に応じて定めることとしたしております。なお、掛金月額の二百円に対応する部分につきましては、給付につき掛金納付月数が七年以上十年未満の場合は五%、十年以上の場合は一〇%の国庫補助を行うこととしたしております。

第四に、この制度の実施主体につきましては、退職金が長期給付であることにかんがみ、制度の永続制、積立金の管理の安全性並びに労働者に対する確実な給付を保障するため、中小企業退職金共済事業団を設置することとし、その組織、財務等について必要な規定を設けることとしたしております。なお事業団は、積立金の運用によって、保健、保養のための施設その他の福祉施設の経営を行うことができることとしたしております。

第五に、事業団の余裕金の運用につきましては、その安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で、できるだけ中小企業に還元融資されるよう配慮いたすこととしております。

その他、既存の共同退職金積立事業を、希望により、引き継ぐために必要な規定を設けることとしたしております。なお、別途掛金についての全額免税措置、退職金等を退職所得と見なす等必要な税法上の減免措置が講ぜられることとなっております。

最後に、法案の内容につきましては、特に、本件に関する学識経験者十五人を臨時中小企業労働福祉対策委員に委嘱し、その懇談会において慎重に御審議を願い、その御意見を十分尊重して作成いたしましたことをつけ加えて申し上げます。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

—

【沿革 A/B 統合⑤ 両団体統合して勤労者退職金共済機構設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	勤労者退職金共済機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H9年3月7日 <b>・法案成立年月日</b> ：H9年5月27日 <b>・法律公布年月日</b> ：H9年6月4日 <b>・法律施行年月日</b> ：H10年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成10年4月3日・参議院労働委員会）</p> <p>中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合は、設立以来、それぞれ、中小企業の常用の従業員及び特定業種の中小企業に期間を定めて雇用される従業員、これらを対象として退職金共済制度を運営し、中小企業の勤労者の福祉の増進に重要な役割を果たしてきたところであります。</p> <p>政府におきましては、この二法人について、行政改革の一環として特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて中小企業の勤労者の総合的な勤労者福祉対策を進めるため、昨年十二月二十五日の閣議決定「行政改革プログラム」において、統合することを決定したところであります。</p> <p>この法律案は、これに基づき、両法人を統合し、新たに勤労者退職金共済機構を設立しようとするものであります。</p> <p>次に、その内容の概要を説明申し上げます。</p> <p>第一に、勤労者退職金共済機構は、中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営し、あわせて中小企業者及びその雇用する従業員の福祉の増進を図るために必要な施設を行うことを目的とすることとしております。</p> <p>第二に、勤労者退職金共済機構の役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事一人を置くほか、非常勤の監事三人以内を置くことができることとしております。また、特定業種に係る業務の円滑な運営を図るため、特定業種ごとに運営委員会を置くこととしております。</p> <p>第三に、勤労者退職金共済機構は、両法人の業務を引き継ぎ、退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うほか、従業員福祉施設の設置等のための資金の貸し付け等を行うこととしております。</p> <p>第四に、勤労者退職金共済機構の財務及び会計、監督等について、他の特殊法人の例にならい所要の規定を設けることとしております。</p>		

	<p>このほか、勤労者退職金共済機構の設立手続に係る規定、中小企業退職金共済事業団及び特定業種退職金共済組合から勤労者退職金共済機構への権利及び義務の承継に係る規定等所要の規定の整備を行うこととしております。</p> <p>なお、この法律は、平成十年四月一日より施行することとしておりますが、勤労者退職金共済機構の設立手続に係る規定等については、公布の日から施行することとしております。</p> <p>以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要について説明申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(中小企業退職金共済事業団の解散等)</p> <p><b>附則第五条</b> 中小企業退職金共済事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。</p> <p>2 事業団の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p> <p>3 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、事業団の資産及び負債は、新法第七十五条第一項の規定により設けられる一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定に帰属させるものとする。</p> <p>4 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p>(特定業種退職金共済組合の解散等)</p> <p><b>附則第六条</b> 組合は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。</p> <p>2 組合の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p> <p>3 第一項の規定により機構が組合の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前の中小企業退職金共済法（以下「旧法」という。）第七十六条の三の規定により特定業種ごとに設けられている特別の勘定（次項において「特定業種特別勘定」という。）に属する組合の資産及び負債は、それぞれ、新法第七十五条第一項の規定により設けられる特定業種退職金共済業務に係る勘定（次項において「特定業種勘定」という。）のうち当該特定業種に係るものに帰属させるものとする。</p> <p>4 第一項の規定により機構が組合の権利及び義務を承継したときは、その承継の際特定業種特別勘定以外の勘定に属する組合の資産及び負債は、労働大臣の承認を受けて、特定業種勘定に帰属させるものとする。</p> <p>5 労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。</p> <p>6 第一項の規定により機構が承継した財産のうち旧法第七十七条に規定する特定業種に属する事業の事業主が特定業種退職金共済契約によらないで組合に拠出した</p>

ものがあるときは、機構は、当該財産については、新法第七十七条の規定により管理し、及び運用しなければならない。

7 第一項の規定により組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

**附則第七条** 附則第五条第一項及び前条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第五条第一項及び前条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 機構が附則第五条第一項及び前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、事業団が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び組合が中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十八号）附則第五条第一項の規定により権利を承継したもの（同項の規定により解散した同法による改正前の中小企業退職金共済法第五章第二節の特定業種退職金共済組合が昭和四十四年一月一日前に取得したものに限る。）に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

**附則第八条** この法律の施行の際現に勤労者退職金共済機構という名称を使用している者については、新法第四十九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

**附則第九条** 機構の最初の事業年度の事業計画及び予算については、新法第七十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(退職金共済契約等に関する経過措置)

**附則第十条** 旧法の規定により締結された旧法第二条第三項又は第五項に規定する退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約は、それぞれ、新法第二条第三項又は第五項に規定する退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二条第六項又は第七項に規定する共済契約者又は被共済者であった者は、それぞれ、新法第二条第六項又は第七項に規定する共済契約者又は被共済者であった者とみなす。

(旧法の規定による行為等に関する経過措置)

**附則第十一条** 旧法（第三十六条、第七十一条及び第七十四条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行日前に発生した事項につき旧法第二十六条及び第八十七条の規

定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。この場合において、旧法第二十六条中「事業団」とあるのは「機構」と、旧法第八十七条中「組合」とあるのは「機構」とする。

(被共済者が特定業種間を移動した場合等における経過措置)

**附則第十二条** 旧法第八十三条の三第一項の規定に基づき旧法第七十六条の三の規定により設けられている甲特定業種に係る特別の勘定から同条の規定により設けられている乙特定業種に係る特別の勘定に対して行われた繰入れは、新法第三十五条第一項の規定に基づき新法第七十五条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に対して行われた繰入れとみなして、新法第三十五条第二項の規定を適用する。

**2** 旧法第九十四条第一項の規定に基づき事業団から組合に対して行われた引渡しは、新法第四十四条第一項の規定に基づき新法第七十五条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに対して行われた繰入れとみなして、新法第四十四条第二項の規定を適用する。

**3** 旧法第九十四条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第一項の規定に基づき組合から事業団に対して行われた引渡しは、新法第四十四条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第一項の規定に基づき新法第七十五条第一項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものから同項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定に対して行われた繰入れとみなして、新法第四十四条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第二項の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

**附則第十三条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第十四条** 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑥ 独立行政法人勤労者退職金共済機構】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案		
	・国会提出年月日：H14年10月21日 ・法案成立年月日：H14年12月6日 ・法律公布年月日：H14年12月13日 ・法律施行年月日：H15年10月1日	<b>法改正の                  ターン分類</b>	( ) 新規立法 ( <input checked="" type="checkbox"/> ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成14年11月7日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法</p>		

人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、

	<p>七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附則（平成一四年一二月一三日法律第一六四号） （勤労者退職金共済機構の解散等）</p> <p>附則第二条 勤労者退職金共済機構（以下「旧機構」という。）は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「新機構」という。）の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において新機構が承継する。</p> <p>2 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>3 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して四月を経過する日とする。</p> <p>4 第一項の規定により新機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際次の各号に掲げる勘定から承継する資産の価額が負債の金額を超えるときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する積立金として、当該各号に掲げる勘定から承継する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。</p> <p>一 改正前の中小企業退職金共済法（以下「旧法」という。）第七十五条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定 改正後の中小企業退職金共済法（以下「新法」という。）第七十四条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定</p> <p>二 旧法第七十五条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定 新法第七十四条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定</p> <p>5 前項の資産の価額は、この法律の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>6 前項の評価委員及びその他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>7 新機構は、第一項の規定により新機構が承継した財産のうち旧法第七十七条に規定する特定業種に属する事業の事業主が特定業種退職金共済契約によらないで拠出した財産については、新法第七十六条の規定により管理し、及び運用しなければならない。</p> <p>8 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p>



(財務の健全性の確保)

附則第三条 新機構にその業務を確実に実施させるため、新法第十条第二項第一号、第二号及び第三号イの政令を定める場合においては、当分の間、同条第三項に規定する事項のほか、退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業の財務の健全性の確保について十分な考慮をするものとする。

(特定業種退職金共済規程の作成等)

附則第四条 新機構は、特定業種退職金共済業務の運営に関する事項で次に掲げるものについては、当該特定業種に係る運営委員会の議を経なければならない。

一 特定業種退職金共済規程の作成

二 業務方法書の作成

2 特定業種退職金共済規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務の特例)

附則第五条 新機構は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十九号。以下「平成十四年改正法」という。）附則第十条に規定する債権の回収が終了するまでの間、新法第七十条に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

附則第六条～附則第十条（略）

(退職金共済契約等に関する経過措置)

附則第十一条 旧法の規定により締結された旧法第二条第三項又は第五項に規定する退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約は、それぞれ、新法第二条第三項又は第五項に規定する退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第二条第六項又は第七項に規定する共済契約者又は被共済者であった者は、それぞれ、新法第二条第六項又は第七項に規定する共済契約者又は被共済者であった者とみなす。

(旧法の規定による行為等に関する経過措置)

附則第十二条 旧法（第五十三条及び第六十四条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又は新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 この法律の施行日前に発生した事項につき旧法第二十六条及び第三十九条の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「独立行政法人勤労者退職金共済機構」とする。

(被共済者が特定業種間を移動した場合等における経過措置)

附則第十三条 旧法第三十五条第一項の規定に基づき旧法第七十五条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から同項の規定により設けられている

乙特定業種に係る勘定に対して行われた繰入れは、新法第四十六条第一項の規定に基づき新法第七十四条第一項の規定により設けられている甲特定業種に係る勘定から同項の規定により設けられている乙特定業種に係る勘定に対して行われた繰入れとみなして、新法第四十六条第二項の規定を適用する。

2 旧法第四十四条第一項の規定に基づき旧法第七十五条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに対して行われた繰入れは、新法第五十五条第一項の規定に基づき新法第七十四条第一項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定から同項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものに対して行われた繰入れとみなして、新法第五十五条第二項の規定を適用する。

3 旧法第四十四条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第一項の規定に基づき旧法第七十五条第一項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものから同項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定に対して行われた繰入れは、新法第五十五条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第一項の規定に基づき新法第七十四条第一項の規定により設けられている特定業種退職金共済業務に係る勘定のうち当該特定業種に係るものから同項の規定により設けられている一般の中小企業退職金共済業務に係る勘定に対して行われた繰入れとみなして、新法第五十五条第四項の規定においてその例によることとされる場合における同条第二項の規定を適用する。

(主務大臣等)

附則第十四条 この法律の施行の日前における機構の設立に関する手続については、機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

附則第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、新機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑦ 独立行政法人雇用・能力開発機構（解散）の業務を一部継承】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H22年10月13日 ・法案成立年月日：H23年4月22日 ・法律公布年月日：H23年4月27日 ・法律施行年月日：H23年10月1日</p>	法改正の パターン分類	<p>（ ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （<input checked="" type="checkbox"/>）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成22年10月29日・衆議院厚生労働委員会）</p> <p>人口減少社会を迎える中で、我が国経済社会が持続的に成長し、さらに発展していくためには、労働者の職業能力開発等の人材育成が社会全体で取り組まれるべき重要な課題となっております。</p> <p>また、厳しい雇用失業情勢が続く中で、離職者に対する職業訓練の必要性が増加しており、離職者訓練の的確な実施が緊要な課題となっており、今後新たな成長が期待され、雇用の創出が見込まれる産業において、その担い手となる人材の育成が求められております。</p> <p>さらに、我が国の基幹産業である物づくり産業においても、国際競争力の強化や技能継承等の観点から、企業における中核的な人材の育成、確保が課題となるなど、職業訓練の重要性は高まっております。</p> <p>こうした中で、国が行うべき雇用のセーフティーネットとしての職業訓練、物づくり産業に必要となる人材の育成等については、都道府県との役割分担のもと、独立行政法人雇用・能力開発機構がその実施を担ってきたところであります。</p> <p>しかしながら、同機構は、私のしごと館を初め各種施設の設置、運営のあり方等の問題を指摘されてきたところであります。</p> <p>このため、政府においては、国の責任において職業訓練を実施する体制を整備するための抜本的な改革を行う観点から、平成二十年十二月に「雇用・能力開発機構の廃止について」を閣議決定したところであります。</p> <p>この法律案は、同閣議決定の内容からさらに踏み込んだ改革を行い、無駄を徹底して排除するとともに、雇用のセーフティーネットの充実や物づくり産業に必要となる人材の育成等の観点から、これまで以上に労使や地域のニーズを反映したより効果的な職業訓練が実施できるようにするものであります。</p>		

これらの改革を達成するために、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止して、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に職業能力開発業務を移管する等の措置を講じ、もって高齢者、障害者及び求職者に対する雇用支援機能をより強化するものであります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止することとしております。

第二に、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正であります。

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い、同機構が行っていた業務のうち、職業能力開発業務に限り独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管し、法人の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とすることとしております。

また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構においては、労使代表を含めた識見を有する者から成る運営委員会や地域における協議会を設置すること等により、労使や地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みを整備することとしております。

第三に、中小企業退職金共済法及び勤労者財産形成促進法の一部改正であります。

独立行政法人雇用・能力開発機構の財形関係業務のうち、財形教育融資業務は廃止し、財形持ち家融資業務等については独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管することとしております。

第四に、職業能力開発促進センター等の都道府県への譲渡の特例を設け、職業能力開発促進センター等の機能を維持することを前提として、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員の引き受け割合に応じた譲渡額の減額や、一定期間の運営経費の高率補助を行うこととしております。

第五に、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員のうち、希望、意欲及び能力のある方は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の職員として採用することとしております。

このほか、独立行政法人雇用・能力開発機構の解散に伴う所要の措置を講ずることとしております。

なお、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十三年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

(独立行政法人雇用・能力開発機構の解散等)

附則第二条 独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、職員の労働契約に係る権利及び義務並びに次項の規定により国が承継する資産及び債務を除き、その一切の

権利及び義務は、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「高齢・障害・求職者雇用支援機構」という。）及び独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）が承継する。

2 この法律の施行の際現に雇用・能力開発機構が有する権利及び義務のうち、高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産及び次に掲げる業務に係る債務以外の債務は、この法律の施行の時において国が承継する。

一 この法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（以下「旧雇用・能力開発機構法」という。）第十一条第一項第七号及び第八号に掲げる業務（同項第七号に掲げる業務にあつては職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに事業主その他のものを行う職業訓練の援助（厚生労働省令で定めるものに限る。）に係る業務、同項第八号に掲げる業務にあつては公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営に係る業務に限り、これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第四項に規定する業務（以下この条及び次条において「旧職業能力開発業務」という。）

二 旧雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる業務（以下この条及び次条において「旧宿舍等業務」という。）

三 旧雇用・能力開発機構法第十一条第三項各号並びに附則第四条第一項第一号並びに第二項第四号及び第八号に掲げる業務（以下この条及び次条において「旧財形業務」という。）

四 旧雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第四号に掲げる業務（以下この条及び次条において「旧雇用促進融資業務」という。）

3 前項の規定により国が承継する資産及び債務の範囲その他当該資産及び債務の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 高齢・障害・求職者雇用支援機構 旧職業能力開発業務及び旧宿舍等業務に係る権利及び義務

二 勤労者退職金共済機構 旧財形業務及び旧雇用促進融資業務に係る権利及び義務

5 第一項の承継計画書は、雇用・能力開発機構が、政令で定める基準に従って作成して厚生労働大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 雇用・能力開発機構の平成二十三年四月一日に始まる事業年度は、独立行政法

人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十六條第一項の規定にかかわらず、平成二十三年九月三十日に終わるものとする。

7 雇用・能力開発機構の平成十九年四月一日に始まる中期目標の期間（通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。次項から第十項までにおいて同じ。）は、平成二十三年九月三十日に終わるものとする。

8 雇用・能力開発機構の第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる事業年度における業務の実績についての通則法第三十二條第一項の規定による評価及び前項の規定により同日に終わるものとされる中期目標の期間における業務の実績についての通則法第三十四條第一項の規定による評価は、雇用・能力開発機構の業務のうち次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める法人が受けるものとする。この場合において、通則法第三十二條第三項（通則法第三十四條第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び勧告は、それぞれ当該法人に対してなされるものとする。

一 旧職業能力開発業務及び旧宿舎等業務 高齢・障害・求職者雇用支援機構

二 旧財形業務及び旧雇用促進融資業務 勤労者退職金共済機構

9 雇用・能力開発機構の業務のうち前項各号に掲げるものについての第七項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる中期目標の期間に係る通則法第三十三條の規定による事業報告書の提出及び公表は、それぞれ前項各号に定める法人が行うものとする。

10 雇用・能力開発機構の業務のうち第八項各号に掲げるもの以外のものについての第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる事業年度における実績及び第七項の規定により同日に終わるものとされる中期目標の期間における実績については、厚生労働大臣が評価を受けるものとする。

11 雇用・能力開発機構の第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる事業年度に係る通則法第三十八條及び第三十九條の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、高齢・障害・求職者雇用支援機構が従前の例により行うものとする。

12 雇用・能力開発機構の第六項の規定により平成二十三年九月三十日に終わるものとされる事業年度における通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に関する業務は、高齢・障害・求職者雇用支援機構が従前の例により行うものとする。

13 前項の規定による処理において、通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同條第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金のうち旧宿舎等業務に係るものの処分は、高齢・障害・求職者雇用支援機構が行うものとする。この場合において、旧雇用・能力開発機構法第十四條及び第二十一條第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定（旧雇用・能力開発機構法第十四條の規定

に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、旧雇用・能力開発機構法第十四条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十三年法律第二十六号)の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における第十一条第一項、第三項及び第四項に規定する業務」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務」とする。

14 第十二項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金のうち旧財形業務及び旧雇用促進融資業務に係るものの処分は、勤労者退職金共済機構が行うものとする。この場合において、旧雇用・能力開発機構法第十四条及び第二十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定(旧雇用・能力開発機構法第十四条の規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有するものとし、旧雇用・能力開発機構法第十四条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人勤労者退職金共済機構の独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十三年法律第二十六号)の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における第十一条第一項、第三項及び第四項に規定する業務」とあるのは「中期目標の期間における中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第七十条第二項及び附則第二条第一項に規定する業務」とする。

15 第一項の規定により雇用・能力開発機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

16 前各項に定めるもののほか、雇用・能力開発機構の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

(高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構への出資)

附則第三条 前条第一項の規定により高齢・障害・求職者雇用支援機構が雇用・能力開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額は、政府から高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し出資されたものとする。この場合において、高齢・障害・求職者雇用支援機構は、その額により資本金を増加するものとする。

- 一 前条第一項の承継計画書において定めるところに従い高齢・障害・求職者雇用支援機構が承継する資産(次号及び第四項において「承継資産」という。)のうち旧職業能力開発業務に係るものの価額から同条第一項の承継計画書において定めるところに従い高齢・障害・求職者雇用支援機構が承継する負債(第四項において「承継負債」という。)のうち旧職業能力開発業務に係るものの金額及び次項の規定により地方公共団体から出資されたものとする金額を差し引いた額

二 承継資産のうち旧宿舍等業務に係るものであって厚生労働省令で定めるものの価額の合計額

2 前条第一項の規定により高齢・障害・求職者雇用支援機構が雇用・能力開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構が承継する資産並びに同条第二項の規定により国が承継する資産の価額の合計額から同条第一項の承継計画書において定めるところに従い高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構が承継する負債並びに同条第二項の規定により国が承継する債務の金額の合計額を差し引いた額に同条第一項の規定による雇用・能力開発機構の解散時における雇用・能力開発機構の資本金の額に対する地方公共団体の出資額の割合を乗じて得た額は、地方公共団体から高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し出資されたものとする。この場合において、高齢・障害・求職者雇用支援機構は、その額により資本金を増加するものとする。

3 前二項の規定により政府及び地方公共団体から高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し出資されたものとされた金額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資本金として整理するものとする。

一 第一項第一号に掲げる額及び前項の規定により地方公共団体から高齢・障害・求職者雇用支援機構に対し出資されたものとされた額の合計額 職業能力開発勘定（附則第十三条の規定による改正後の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号。以下「新機構法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用される新機構法第十六条の規定による勘定のうち同条第四号に掲げる業務に係るものをいう。次項第一号において同じ。）

二 第一項第二号に掲げる金額 宿舍等勘定（新機構法附則第五条第四項に規定する宿舍等勘定をいう。次項第二号及び第五項において同じ。）

4 承継資産及び承継負債は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

一 承継資産及び承継負債のうち旧職業能力開発業務に係るもの 職業能力開発勘定

二 承継資産及び承継負債のうち旧宿舍等業務に係るもの 宿舍等勘定

5 前項の規定により宿舍等勘定に整理された資産の価額から同項の規定により宿舍等勘定の負債として整理された金額及び第三項の規定により宿舍等勘定の資本金として整理された金額の合計額を差し引いた額は、宿舍等勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

6 前条第一項の規定により勤労者退職金共済機構が雇用・能力開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額は、政府から勤労



者退職金共済機構に対し出資されたものとする。

- 一 前条第一項の承継計画書において定めるところに従い勤労者退職金共済機構が承継する資産（次号及び第八項において「承継資産」という。）のうち旧財形業務に係るものであって厚生労働省令で定めるものの価額の合計額
- 二 承継資産のうち旧雇用促進融資業務に係るものであって厚生労働省令で定めるものの価額の合計額

7 前項の規定により政府から勤労者退職金共済機構に対し出資されたものとされた金額は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資本金として整理するものとする。

- 一 前項第一号に掲げる金額 財形勘定（附則第十七条の規定による改正後の中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号。以下「新中退法」という。）附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される新中退法第七十四条第一項の規定による勘定のうち同項第三号に掲げる業務に係るものをいう。次項第一号及び第九項において同じ。）
- 二 前項第二号に掲げる金額 雇用促進融資勘定（新中退法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される新中退法第七十四条第一項の規定による勘定のうち新中退法附則第二条第一項第四号に掲げる業務に係るものをいう。次項第二号及び第十項において同じ。）

8 承継資産及び前条第一項の承継計画書において定めるところに従い勤労者退職金共済機構が承継する負債（以下この項において「承継負債」という。）は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

- 一 承継資産及び承継負債のうち旧財形業務に係るもの 財形勘定
- 二 承継資産及び承継負債のうち旧雇用促進融資業務に係るもの 雇用促進融資勘定

9 前項の規定により財形勘定に整理された資産の価額から同項の規定により財形勘定の負債として整理された金額及び第七項の規定により財形勘定の資本金として整理された金額の合計額を差し引いた額は、財形勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

10 第八項の規定により雇用促進融資勘定に整理された資産の価額から同項の規定により雇用促進融資勘定の負債として整理された金額及び第七項の規定により雇用促進融資勘定の資本金として整理された金額の合計額を差し引いた額は、雇用促進融資勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

11 第一項、第二項及び第六項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

12 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(非課税)

附則第四条 附則第二条第一項の規定により勤労者退職金共済機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記については、施行日から一年以内に受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 勤労者退職金共済機構が、旧雇用・能力開発機構法第十一条第三項の規定により雇用・能力開発機構が行った資金の貸付け（附則第十九条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第一項に規定する資金の貸付けを行う業務に係るものに限る。）に係る債権を担保するため、施行日から一年以内に受ける抵当権の設定の登記については、登録免許税を課さない。

3 附則第二条第一項の規定により高齢・障害・求職者雇用支援機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(不動産の登記に関する特例)

附則第五条 高齢・障害・求職者雇用支援機構及び勤労者退職金共済機構が附則第二条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(雇用・能力開発機構等による雇用・能力開発機構の職員の再就職支援)

第六条 雇用・能力開発機構及び厚生労働大臣は、雇用・能力開発機構の職員のうち、附則第十五条第三項（附則第十八条において準用する場合を含む。）に規定する通知を受けた者以外の者の速やかな再就職を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(略)

(秘密保持義務に関する経過措置)

附則第十条 雇用・能力開発機構の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(雇用・能力開発機構の発行した雇用・能力開発債券に関する経過措置)

附則第十一条 旧雇用・能力開発機構法第十五条第一項の規定により雇用・能力開発機構が発行した雇用・能力開発債券は、新中退法第七十五条の二第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による財形住宅債券とみなす。

(処分、手続等に関する経過措置)

附則第十二条 旧雇用・能力開発機構法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新機構法及び新中退法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(略)

(勤労者退職金共済機構の職員の採用)

附則第十八条 附則第十五条の規定は、雇用・能力開発機構の職員の勤労者退職金共済機構の職員としての採用について準用する。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

附則第十九条 勤労者財産形成促進法の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「、次条及び第十条の三」を「及び次条」に改める。

第十条の三を削る。

第十一条の見出しを「(勤労者財産形成持家融資の原資)」に改め、同条中「若しくは前条の貸付け」を削り、「独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)第十五条第一項」を「中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第七十五条の二第一項」に、「雇用・能力開発債券の発行額

(旧雇用・能力開発機構法(平成十一年法律第二十号)第二十七条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額及び旧雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第二十六条第一項の規定に基づく雇用促進債券の発行額を含む。)、独立行政法人雇用・能力開発機構法第十五条第三項」を「財形住宅債券の発行額(独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十三年法律第二十六号)による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第百七十号)第十五条第一項の規定に基づく雇用・能力開発債券の発行額を含む。)、中小企業退職金共済法第七十五条の二第三項」に改める。

第十二条第三項中「独立行政法人雇用・能力開発機構法」を「中小企業退職金共済法」に改める。

第十三条第一項中「又は第十条の三」を削る。

第十五条第二項中「に住宅資金を貸し付ける業務、公務員に教育資金を貸し付ける業務その他これら」を「(第九条第一項の政令で定める要件を満たす者に限る。次項において同じ。)に住宅資金を貸し付ける業務及びこれ」に改め、同項後段及び各号を削り、同条第四項中「、第十条の三」を削る。

附則第二条中「若しくは前条」及び「、前条」を「第九条第一項」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正に伴う経過措置)

附則第二十条 前条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条の三の規定に基づき行われる貸付けであって、雇用・能力開発機構が施行日前に当該貸付けの申込みを受理したものについては、勤労者退職金共済機構が当該貸付けの申込みを受理したものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

附則第二十一条 施行日前にした行為及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

附則第二十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第七十三條の四第一項第十七号中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)第十一条第一項第四号」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号」に改める。

第三百四十八條第二項第十九号を削り、同項第十九号の二中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第十一条第一項第四号」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号」に改め、同号を同項第十九号とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

附則第二十四條 施行日前の前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第七十三條の四第一項第十六号及び第十七号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。)第三百四十八條第二項第十九号の規定は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧地方税法第三百四十八條第二項第十九号及び第十九号の二に規定する固定資産に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新地方税法第七百二條の二第二項の規定(新地方税法第三百四十八條第二項第十九号の規定に関する部分に限る。)は、同号の規定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する平成二十四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧地方税法第三百四十八條第二項第十九号及び第十九号の二の規定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する平成二十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(労働金庫法の一部改正)

附則第二十五条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

附則第二十六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条の四第一項第一号中「第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するもの」を「第九条第一項の政令で定める要件を満たす者」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

（障害者の雇用の促進等に関する法律及び職業能力開発促進法の一部改正）

附則第二十七条 次に掲げる法律の規定中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

- 一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第二項
- 二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十六条第五項

### 36. 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構		
所在地	千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-2		
設立根拠法	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成 14 年法律第 165 号）		
所管府省	厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>①昭和 46 年 5 月 社団法人障害者雇用促進協会発足</p> <p>②昭和 49 年 5 年 社団法人全国心身障害者雇用促進協会に改組</p> <p>③昭和 52 年 3 月 社団法人全国心身障害者雇用促進協会を解散し身体障害者雇用促進協会設立</p> <p>④昭和 63 年 4 月 日本障害者雇用促進協会に名称変更</p> <p>⑤平成 15 年 10 月 日本障害者雇用促進協会を解散し独立行政法人化するとともに財団法人高年齢者雇用開発協会から業務の一部を移管して、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構設立</p> <p>⑥平成 23 年 10 月 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称変更するとともに、独立行政法人雇用・能力開発機構（解散）から業務の一部を移管</p>		
事業目的	<p>高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。</li> <li>2. 高年齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。</li> <li>3. 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。</li> <li>4. 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。</li> <li>5. 障害者職業能力開発校のうち職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 16 条第 5 項の規定により機構にその運営を行わせるものの運営を行うこと。</li> </ol>		

	<p>6. 納付金関係業務（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 49 条第 1 項に規定する納付金関係業務をいう。）並びに同法第 72 条第 3 項、第 73 条第 1 項、第 74 条第 1 項及び第 74 条の 2 第 1 項に規定する業務を行うこと。</p> <p>7. 職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営並びに職業能力開発促進センター等又は職業能力開発総合大学校が行う職業訓練又は指導員訓練を受ける者のための宿泊施設の設置及び運営を行うこと。</p> <p>8. 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の規定による認定に関する事務を行うこと。</p> <p>9. 1～8に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">253, 686</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">173, 151</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">108, 728</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">259, 016</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：3,611 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	253, 686	収入	173, 151	支出	108, 728	正味財産	259, 016
区分	平成 28 年度										
資本金	253, 686										
収入	173, 151										
支出	108, 728										
正味財産	259, 016										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :  <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  ( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 項の 3  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法 19 条の 2  <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法 64 条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p><input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条（長、監事）  ( ) 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条（役員）</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p>(予算・事業計画)  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条（中期計画）  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画）  (決算・財務諸表)  ( ) 国会承認 :</p>										

	<input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
<b>税の取扱 (優遇措置)</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税 4 条 2 項、法人税別表 1、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法 5 条 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税第 4 条、登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2
<b>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</b>	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第 11 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条



【沿革① 社団法人障害者雇用促進協会発足】

法人類型	社団法人		
法人名	社団法人障害者雇用促進協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 障害者の雇用の促進等に関する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S35年2月17日 <b>・法案成立年月日</b> ：S35年7月15日 <b>・法律公布年月日</b> ：S35年7月25日 <b>・法律施行年月日</b> ：S35年7月25日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和35年3月2日・参議院社会労働委員会）</p> <p>政府といたしましては、これまで、職業紹介の強化、職業訓練の充実等行政措置の推進をはかり、身体障害者の雇用の促進に努力して参ったのでありますが、なお、その就職は困難な実情にあるのであります。</p> <p>諸外国の状況を見ますと、現在すでに十数カ国が身体障害者の雇用について立法措置を講じており、また、昭和三上年には、国際労働機関第三十八回総会において身体障害者の職業更生に関する勧告が採択されているのであります。</p> <p>これら諸般の情勢にかんがみ、労働省は、身体障害者の雇用の促進について根本的対策を講ずる必要を認め、各方面の意見を求めつつ鋭意検討を進めて参りましたところ、このたび成案を得るに至りましたので、ここに身体障害者雇用促進法案を提出いたし、御審議を仰ぐこととした次第であります。</p> <p>次にその内容の概要を御説明申し上げます。本法案は、身体障害者が適当な職業に雇用されることを促進することにより、その職業の安定をはかることを目的としておりますが、その具体的措置として第一に、身体障害者の雇用を促進するため、公共職業安定所は、求人者に対して、求人の条件についての指導、雇用に関する技術的事項についての助言を行ない、また、身体障害者に対しては、就職後においても作業の環境に適応させるために必要な指導を行なう等、公共職業安定所の業務をさらに充実することといたしました。</p> <p>第二に、身体障害者の就職を容易にすることを目的として、都道府県は、事業主に委託して、身体障害者の能力に適した作業の環境に適応させるために適応訓練を実施することとし、これに必要な経費の一部を、国が補助することといたしました。</p> <p>第三に、国及び地方公共団体等に対しまして、身体障害者雇用率を定め、任命権者はこの率以上であるようにするため、身体障害者の採用計画を作成しなければなら</p>		

らないことといたしました。また、民間の一般雇用主に対しましても、身体障害者雇用率を定め、雇用主は、この率以上であるように身体障害者を雇い入れるように努めなければならないこととし、公共職業安定所長は、必要があると認める場合には、百人以上の労働者を使用する事業所の雇用主に対し、身体障害者の雇い入れ計画の作成を命ずることができることとして、その雇用の促進をはかることといたしました。

第四に、通常の職業につくことが特に困難である重度障害者に対しましては、その能力にも適合する特定の職種を定め、これについては一般の身体障害者雇用率とは別に重度障害者雇用率を定めることによって、重度障害者についてもその就職の促進が円滑に行なわれるような措置を講ずることといたしました。

第五に、身体障害者の雇用の促進に関する重要事項を調査審議させるため、労働省に身体障害者雇用審議会を設置することといたしました。

以上のほか、身体障害者の雇用の促進について、政府は国民一般の理解を高めるため必要な措置を講ずるとともに、労働大臣は身体障害者の職業安定に関し必要な事項についての調査研究に努める旨を規定いたしました。

以上、この法律の制定理由並びに法律案の概要を御説明申し上げた次第であります。

(雇用に係る国及び地方公共団体の義務等に関する経過措置)

**附則第三条** 第三十八条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「当該機関の職員の総数」とあるのは、「当該機関の職員の総数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の職員が相当の割合を占める機関として政令で定める機関（以下「除外率設定機関」という。）にあつては、当該除外率設定機関の職員の総数から、当該除外率設定機関における職員の総数に当該除外率設定機関に係る除外率（九十五パーセント以内において政令で定める率をいう。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を控除した数）」とする。

**2** 第四十三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数（除外率設定業種（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種として厚生労働省令で定める業種をいう。以下同じ。）に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率（除外率設定業種に係る労働者のうちに当該職種の労働者が通常占める割合を考慮して除外率設定業種ごとに九十五パーセント以内において厚生労働省令で定める率をいう。以下同じ。）を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数。第七項及び第七十八条第一項において同

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

じ。)」と、同条第二項中「総数に」とあるのは「総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に」とする。

**3** 第一項の規定により読み替えて適用する第三十八条の政令及び前項の規定により読み替えて適用する第四十三条の厚生労働省令は、除外率設定機関及び除外率設定業種における身体障害者又は知的障害者の雇用の状況、障害者が職業に就くことを容易にする技術革新の進展の状況その他の事項を考慮し、当該政令及び厚生労働省令で定める率が段階的に縮小されるように制定され、及び改正されるものとする。

(雇用する労働者の数が百人以下である事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

**附則第四条** その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主（特殊法人を除く。以下この条において同じ。）については、当分の間、第四十九条第一項第一号、第五十条並びに第三章第二節第二款及び第五節の規定は、適用しない。

**2** 厚生労働大臣は、当分の間、その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主に対して次項の報奨金及び第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「報奨金等」という。）を支給する業務を行うことができる。

**3** 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に第五十四条第三項に規定する基準雇用率を超える率であつて厚生労働省令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数又は厚生労働省令で定める数のいずれか多い数を超える事業主（以下この条において「対象事業主」という。）に対して、その超える数を第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の報奨金として支給する。

**4** 厚生労働大臣は、当分の間、厚生労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、在宅就業障害者との間で書面により在宅就業契約を締結した対象事業主（在宅就業支援団体を除く。以下同じ。）であつて、在宅就業障害者に在宅就業契約に基づく業務の対価を支払ったものに対して、報奨額に、対象額を評価額で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の在宅就業障害者特例報奨金として支給する。ただし、在宅就業単位報奨額に当該年度に属する各月ごとの初日における当該対象事業主の雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額に相当する金額を超えることができない。

- 5 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 在宅就業単位報奨額 第五十条第二項に規定する単位調整額以下の額で厚生労働省令で定める額
  - 二 報奨額 在宅就業単位報奨額に評価基準月数を乗じて得た額
- 6 各年度ごとに、対象事業主に在宅就業対価相当額があるときは、その総額を当該年度の対象額に加算する。この場合において、第四項の規定の適用については、同項中「対象額」とあるのは、「対象額と在宅就業対価相当額の総額とを合計した額」とし、第八項において準用する第七十四条の二第九項の規定の適用については、同項中「に関し、」とあるのは「に関し」と、「とみなす」とあるのは「と、当該子会社及び当該関係会社に係る次条第一項に規定する在宅就業対価相当額（以下この項において「在宅就業対価相当額」という。）は当該親事業主のみに係る在宅就業対価相当額と、当該関係子会社に係る在宅就業対価相当額は当該関係親事業主のみに係る在宅就業対価相当額と、当該特定事業主に係る在宅就業対価相当額は当該特定組合等のみに係る在宅就業対価相当額とみなす」とする。
- 7 厚生労働大臣は、第二項に規定する業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする。
- 8 第四十三条第八項の規定は第一項から第三項までの雇用する労働者の数の算定について、第四十五条の二第四項から第六項までの規定は第三項の身体障害者又は知的障害者である労働者の数の算定について、第四十八条第六項の規定は親事業主、関係親事業主又は特定組合等に係る第一項から第三項までの規定の適用について、第五十条第五項及び第六項の規定は報奨金等について、第七十四条の二第七項及び第七十四条の三第二十項の規定は第二項に規定する業務（第四項に係るものに限る。）について、第七十四条の二第九項の規定は第四項の在宅就業障害者特例報奨金について、同条第十項の規定は第四項の身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の算定について準用する。
- 9 第五十二条第二項、第五十三条、第八十六条第一号（第四十三条第七項に係る部分を除く。）、第八十七条及び第八十九条の規定の適用については、当分の間、第五十三条第一項中「並びに同項各号に掲げる業務」とあるのは「、附則第四条第二項の報奨金等の支給に要する費用並びに第四十九条第一項各号に掲げる業務及び附則第四条第二項に規定する業務」と、第八十六条第一号中「、第七十四条の二第七項又は第七十四条の三第二十項」とあるのは「又は第七十四条の二第七項若しくは第七十四条の三第二十項（附則第四条第八項において準用する場合を含む。）」とする。
- 10 第三項の規定の適用については、精神障害者である労働者は、身体障害者又は知的障害者である労働者とみなし、同項の身体障害者又は知的障害者である労働者

の数の算定に当たっては、精神障害者である短時間労働者は、その一人をもつて、第七十二条第一項の厚生労働省令で定める数の身体障害者又は知的障害者である労働者に相当するものとみなす。

(除外率設定業種に係る納付金の額の算定等に関する暫定措置)

**附則第五条** 第五十条、第五十四条及び前条の規定の適用については、当分の間、第五十条第一項中「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「当該調整基礎額に当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）の合計数を乗じて得た額」と、同条第二項及び前条第三項中「第五十四条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条第三項に規定する基準雇用率」と、第五十四条第一項及び第二項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数

(除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）を合計した数を控除した数）」と、同条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」と、同条第五項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、同条第六項中「とみなす」とあるのは、「と、当該子会社及び当該関係会社の事業所は当該親事業主の事業所と、当該関係子会社の事業所は当該関係親事業主の事業所と、当該特定事業主の事業所は当該特定組合等の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とする。

2 前項の措置は、身体障害者又は知的障害者である労働者その他の労働者との交替、身体障害者又は知的障害者の職業訓練の充実、身体障害者又は知的障害者の就業上必要な作業設備及び作業補助具の改善整備の状況等に照らして、除外率設定業種に属する事業を行う事業主について、同項の規定を適用しなくてもその事業の運営に支障を生じないと認められる事業主が多数を占めるに至つたときは、速やかに廃止するものとする。

(身体障害者及び知的障害者以外の障害者の雇用の促進等に関する検討)

**附則第六条** 政府は、身体障害者及び知的障害者以外の障害者の雇用の促進及びその職業の安定について、その職能的諸条件についての調査及び研究に努めるものとし、その結果に基づいて、当該障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るための施策の推進について検討するものとする。

【沿革③ 身体障害者雇用促進協会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	身体障害者雇用促進協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S51年4月21日 <b>・法案成立年月日</b> ：S51年5月20日 <b>・法律公布年月日</b> ：S51年5月28日 <b>・法律施行年月日</b> ：S51年10月1日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和51年5月13日・参議院社会労働委員会）</p> <p>身体障害者及び中高年齢者につきましては、先般来の不況の中で、その雇用の確保が大きな問題となっているところであり、また、今後におけるわが国の経済情勢と労働力の高齢化等を考慮いたしますと、これらの対策を抜本的に強化することが必要であります。</p> <p>まず、身体障害者の雇用対策の拡充強化につきまして御説明申し上げます。</p> <p>身体障害者の雇用対策につきましては、身体障害者雇用促進法による雇用率制度を中心として、その雇用の促進に努めてまいりましたが、同法施行以来十五年余を経過した今日におきましても、身体障害者の雇用の現状はいまだ十分ではなく、雇用率未達成の事業所は四割に近く、大規模事業所ほど雇用割合が低い状況にあります。</p> <p>このような情勢に対処するため、事業主に対する身体障害者の雇用義務の強化、身体障害者雇用納付金制度の創設等によって、身体障害者の雇用対策を飛躍的に拡充することとし、次のように身体障害者雇用促進法の一部を改正することといたしました。</p> <p>第一に、すべて事業主は社会連帯の理念に基づき身体障害者の雇用に関して共同の責務を有することを明らかにするとともに、身体障害者自身も職業人としての自覚を持ち、自立に努めるべきであるという原則を明らかにすることといたしております。</p> <p>第二に、身体障害者雇用率制度につきまして、現行の努力義務を改め、事業主は、雇用率以上の身体障害者を雇用しなければならないこととするとともに、重度</p>		

障害者の取り扱い等についても改善を図り、あわせて身体障害者の雇用に著しく消極的な事業主を公表する制度を設けることといたしております。

第三は、身体障害者雇用納付金制度の創設であります。すなわち、事業主間の身体障害者の雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、君業主の身体障害者の雇用に容易にすることを目的として、雇用促進事業団が当面、三百人以上の労働者を雇用する事業主から雇用率未達成の身体障害者数に応じて納付金を徴収し、雇用率を超えて身体障害者を雇用している事業主に対して身体障害者雇用調整金及び報奨金を支給するとともに、身体障害者を雇用するために必要な施設、設備の改善整備等に対して各種の助成を行うことといたしております。

第四に、労働大臣の認可により身体障害者雇用促進協会を設立し、身体障害者職業生活相談員の講習を初め、事業主に対する各種の指導援助、身体障害者職業訓練校の運営、身体障害者の雇用の促進に関する調査研究等を行わせることといたしております。

第五に、精神薄弱者につきましては、その適職に関する調査研究等の推進に努めるとともに、職業紹介、適応訓練、納付金の減額、納付金による助成等の規定を適用することといたしております。

以上のほか、身体障害者職業生活相談員の選任等身体障害者の雇用の安定に必要な所要の措置を定めることといたしております。

次に、中高年齢者の雇用対策の拡充強化につきまして御説明申し上げます。

中高年齢者の雇用対策につきましては、最近の厳しい経済事情のもとで、特に定年前後の高年齢者の再就職が困難となっており、また、高齢化社会の急激な進展に伴い、わが国の高年齢労働力人口は今後急速に増大すると見込まれ、これら高年齢者に安定した雇用の場を確保することは雇用対策上の最大の課題となっております。

このため、高年齢者については、当面六十歳までは定年延長の促進等により雇用の維持に努めるとともに、六十歳から六十五歳までは定年後の再雇用を含めて再就職を促進することが必要であると考えられますので、これらについての助成措置の充実を図る一方、高年齢者雇用率を定めて事業主の自主的努力を促すこととし、次のように中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正することといたしました。

第一は、高年齢者雇用率制度の創設であります。労働大臣は、企業における高年齢者の雇用に関し高年齢者雇用率を設定することができることとし、事業主は、高年齢者雇用率以上の高年齢者を雇用するように努めなければならないことといたしております。

第二に、高年齢者雇用率の達成を図るために、労働大臣は、雇用率未達成の事業主に対し、雇用率達成に関する計画の作成を命じ、また、その適正な実施について

	<p>勧告することができることとするとともに、特に必要がある場合には、高年齢者の雇い入れその他高年齢者の雇用の安定に関して必要な措置をとることを要請することができることといたしております。</p> <p>第三に、中高年齢者の適職として選定した職種につきましては、中高年齢者の雇い入れを促進するために、事業主等に対して必要な指導を行うことといたしております。</p> <p>以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(身体障害者雇用調整金に関する規定の適用等)</p> <p>附則第二条 第一条の規定による改正後の身体障害者雇用促進法（以下「新身障法」という。）第十九条の規定は、昭和五十一年度以後の年度分の同条第一項に規定する身体障害者雇用調整金について適用する。</p> <p>2 昭和五十一年度分の新身障法第十九条第一項に規定する身体障害者雇用調整金に関する同項の規定の適用については、同項中「当該年度に属する各月（当該年度）」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月（当該期間）」と、「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十六号）附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により算定した額」とする。</p> <p>(身体障害者雇用納付金に関する規定の適用等)</p> <p>附則第三条 新身障法第五章第二節の規定は、昭和五十一年度以後の年度分の新身障法第二十六条第一項に規定する身体障害者雇用納付金について適用する。</p> <p>2 昭和五十一年度分の新身障法第二十六条第一項に規定する身体障害者雇用納付金に関する新身障法第五章第二節の規定の適用については、第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第三項中「当該年度に属する各月」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月」と、第二十八条第一項及び第二項中「当該年度において」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの期間内において」と、第二十九条第一項中「翌年度の初日（当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日）」とあるのは「昭和五十二年十月一日」とする。</p> <p>(報奨金に関する規定の適用等)</p> <p>附則第四条 新身障法附則第二条第三項の規定は、昭和五十一年度以後の年度分の同項に規定する報奨金について適用する。</p> <p>2 昭和五十一年度分の新身障法附則第二条第三項に規定する報奨金に関する同項の規定の適用については、同項中「当該年度に属する各月」とあるのは、「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月」とする。</p>



(身体障害者雇用促進協会の設立に伴う経過措置)

附則第五条 この法律の施行の際現にその名称中に身体障害者雇用促進協会という文字を用いている者については、新身障法第四十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 身体障害者雇用促進協会の最初の事業年度は、新身障法第六十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十二年三月三十一日に終わるものとする。

【沿革⑤ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、(✓) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H14年10月21日</li> <li>・法案成立年月日：H14年12月6日</li> <li>・法律公布年月日：H14年12月13日</li> <li>・法律施行年月日：H14年12月13日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成14年11月7日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法</p>		

人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、

	<p>七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(国の権利義務の承継等)</p> <p><b>附則第二条</b> 機構の成立の際、第十一条第一項第三号に掲げる業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。</p> <p>2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。</p> <p>3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>(日本障害者雇用促進協会の解散等)</p> <p><b>附則第三条</b> 日本障害者雇用促進協会（以下「協会」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。この場合においては、附則第六条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧障害者雇用促進法」という。）及び他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。</p> <p>2 機構の成立の際現に協会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 協会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、旧障害者雇用促進法第六十二条に係る部分を除き、なお従前の例による。この場合において、旧障害者雇用促進法第六十三条第一項中「前条第一項の通常総会の終了の日から一月以内に、同項の財務諸表を」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度終了の日から四月以内に」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「予算の区分に従う当該事業年度」とする。</p>

6 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（旧障害者雇用促進法第六十四条の二第一項の規定により積立金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7 前条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

8 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧障害者雇用促進法第六十四条の二第一項に規定する積立金又は同条第二項に規定する繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、それぞれ、第十三条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

9 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（中央高年齢者等雇用安定センターの権利義務の承継等）

**附則第四条** 附則第七条の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「旧高年齢者等雇用安定法」という。）第二十四条第二項に規定する中央高年齢者等雇用安定センター（以下「中央高年齢者等雇用安定センター」という。）が機構の成立の時ににおいて現に有する権利及び義務のうち、旧高年齢者等雇用安定法第二十六条第一項に規定する業務の遂行に伴い中央高年齢者等雇用安定センターに属するに至ったものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。

2 中央高年齢者等雇用安定センターの前項の規定による承継の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

3 中央高年齢者等雇用安定センターの第一項の規定による承継の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。

4 第一項の規定により機構が中央高年齢者等雇用安定センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産のうち政令で定めるものの価額に相当する金額から承継する負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

5 附則第二条第三項及び第四項の規定は、前項の政令で定める資産の価額について準用する。

（業務の特例）

**附則第五条** 機構は、当分の間、第十四条第一項及び第三項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 その雇用する労働者の数が常時百人以下である事業主に対して報奨金等（障害

者の雇用の促進等に関する法律附則第四条第二項に規定する報奨金等をいう。)を支給すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

**2** 機構は、第十四条第一項及び第三項並びに前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十一号）附則第十条による改正前の第十一条第一項第七号に掲げる業務（同号の給付金であってその支給事由が平成十七年十月一日前に生じたものに係るものに限る。）を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

**3** 機構は、第十四条第一項及び第三項並びに前二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 当分の間、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（以下この条において「廃止法」という。）による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号。廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第二条の規定による改正後の雇用・能力開発機構法をいう。）附則第十一条第一項に規定する業務（同項に規定する宿舍（以下この号において「宿舍」という。）の譲渡又は廃止に係るものに限る。）、同条第二項に規定する業務（宿舍に係るものに限る。）及び同条第三項に規定する業務を行うこと。

二 前号に掲げる業務が終了するまでの間、廃止法附則第三十七条の規定による改正後の中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）附則第三条及び廃止法附則第三十八条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第三条に規定する業務を行うこと。

三 当分の間、廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第一項第七号に掲げる業務のうち事業主その他のものを行う職業訓練の援助に係るもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うこと。

**4** 機構は、第七項の規定により宿舍等勘定（第八項の規定により読み替えて適用される第十六条の規定による勘定のうち宿舍等業務（前項第一号及び第二号に掲げる業務をいう。第七項において同じ。）に係るものをいう。以下この項及び第七項において同じ。）を廃止するまでの間の各事業年度において、宿舍等勘定に属する廃止法附則第二条第一項の規定により機構が承継した資産のうち廃止法附則第三条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの（第六項において「対象資産」という。）を処分した場合には、当該処分を行った事業年度の終了の日（宿舍等勘定を廃止する事業年度にあっては、当該廃止の日。第六項において同じ。）において、それぞれ当該

事業年度に行った当該処分により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の規定により額を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

6 機構が第四項の処分を行った場合には、各事業年度に処分した対象資産に係る廃止法附則第三条第一項第二号の価額（処分した対象資産が複数であるときは、その価額の合計額）については、当該処分を行った事業年度の終了の日において、機構に対する政府の出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

7 機構は、宿舎等業務を終えたときは、宿舎等勘定を廃止するものとし、その廃止の際当該勘定についてその債務を弁済してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

8 第一項から第三項までの規定により機構がこれらの規定に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項中「という。）」とあるのは「という。）並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び同条第三項第三号に掲げる業務」と、第十三条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「並びに職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十四条第二項中「第七号」とあるのは「第七号並びに附則第五条第二項第一号及び第三項各号」と、「又は同法第六十三条の規定による能力開発事業」とあるのは「、同法第六十三条の規定による能力開発事業又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第六条第一項の規定による暫定雇用福祉事業」と、第十五条第一項中「第六号」とあるのは「第六号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、第十六条中「に掲げる業務ごとに」とあるのは「に掲げる業務並びに附則第五条第三項第一号及び第二号に掲げる業務ごとに」と、同条第一号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び附則第五条第二項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び附則第五条第一項第一号に掲げる業務並びにこれらに」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第十七条第一項中「前条第一号、第二号及び第四号」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前条第一号及び第四号、前条第二号並びに附則第五条第三項第一号及び第二号」と、「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第二項及び第三項」と、同条第二項中「同項」とあるのは「附則第五条第八

項により読み替えられた前項」と、第十八条第一項中「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号」とあるのは「第十四条第一項第一号から第六号まで及び第八号並びに附則第五条第一項第一号及び第二項第一号」と、「同項第七号」とあるのは「第十四条第一項第七号」と、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた前項」と、第二十二條第一項第一号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同項第二号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」と、第二十四条第一項中「及び職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、同条第二項中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び附則第五条第三項第三号に掲げる業務」と、第二十八条第一号中「第十四条第一項及び第三項」とあるのは「第十四条第一項及び第三項並びに附則第五条第一項から第三項まで」と、同条第二号中「第十五条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十五条第一項」と、同条第三号中「第十七条第一項」とあるのは「附則第五条第八項により読み替えられた第十七条第一項」とする。

(業務の範囲に関する経過措置)

**附則第九条** 平成十五年十月一日までの間は、第十一条第一項第一号中「第四十九条第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同項第四号中「第十九条第一項」とあるのは「第九条」と、同項第六号中「第四十九条第一項」とあるのは「第三十九条の二第一項」と、「第七十二条第三項、第七十三条第一項及び第七十四条第一項」とあるのは「第三十九条の十二第三項、第三十九条の十三第一項及び第三十九条の十四第一項」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

**附則第十条** 附則第六条及び第七条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**附則第十一条** 附則第二条から第四条まで及び前三条に定めるもののほか、機構の成立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



【沿革⑥ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に名称変更】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H22年10月13日 <b>・法案成立年月日</b> ：H23年4月22日 <b>・法律公布年月日</b> ：H23年4月27日 <b>・法律施行年月日</b> ：H23年10月1日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成22年10月29日・衆議院厚生労働委員会）</p> <p>人口減少社会を迎える中で、我が国経済社会が持続的に成長し、さらに発展していくためには、労働者の職業能力開発等の人材育成が社会全体で取り組まれるべき重要な課題となっております。</p> <p>また、厳しい雇用失業情勢が続く中で、離職者に対する職業訓練の必要性が増加しており、離職者訓練の的確な実施が緊要な課題となっており、今後新たな成長が期待され、雇用の創出が見込まれる産業において、その担い手となる人材の育成が求められております。</p> <p>さらに、我が国の基幹産業である物づくり産業においても、国際競争力の強化や技能継承等の観点から、企業における中核的な人材の育成、確保が課題となるなど、職業訓練の重要性は高まっております。</p> <p>こうした中で、国が行うべき雇用のセーフティーネットとしての職業訓練、物づくり産業に必要となる人材の育成等については、都道府県との役割分担のもと、独立行政法人雇用・能力開発機構がその実施を担ってきたところであります。</p> <p>しかしながら、同機構は、私のしごと館を初め各種施設の設置、運営のあり方等の問題を指摘されてきたところであります。</p> <p>このため、政府においては、国の責任において職業訓練を実施する体制を整備するための抜本的な改革を行う観点から、平成二十年十二月に「雇用・能力開発機構の廃止について」を閣議決定したところであります。</p> <p>この法律案は、同閣議決定の内容からさらに踏み込んだ改革を行い、無駄を徹底して排除するとともに、雇用のセーフティーネットの充実や物づくり産業に必要となる人材の育成等の観点から、これまで以上に労使や地域のニーズを反映したより効果的な職業訓練が実施できるようにするものであります。</p>		

これらの改革を達成するために、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止して、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に職業能力開発業務を移管する等の措置を講じ、もって高齢者、障害者及び求職者に対する雇用支援機能をより強化するものであります。

次に、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止することとしております。

第二に、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正であります。

独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い、同機構が行っていた業務のうち、職業能力開発業務に限り独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管し、法人の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とすることとしております。

また、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構においては、労使代表を含めた識見を有する者から成る運営委員会や地域における協議会を設置すること等により、労使や地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みを整備することとしております。

第三に、中小企業退職金共済法及び勤労者財産形成促進法の一部改正であります。

独立行政法人雇用・能力開発機構の財形関係業務のうち、財形教育融資業務は廃止し、財形持ち家融資業務等については独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管することとしております。

第四に、職業能力開発促進センター等の都道府県への譲渡の特例を設け、職業能力開発促進センター等の機能を維持することを前提として、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員の引き受け割合に応じた譲渡額の減額や、一定期間の運営経費の高率補助を行うこととしております。

第五に、独立行政法人雇用・能力開発機構の職員のうち、希望、意欲及び能力のある方は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構の職員として採用することとしております。

このほか、独立行政法人雇用・能力開発機構の解散に伴う所要の措置を講ずることとしております。

なお、この法律の施行期日は、一部を除き平成二十三年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

附則（平成二三年四月二七日法律第二六号）  
（高齢・障害・求職者雇用支援機構の事務所に関する経過措置）  
附則第十四条 高齢・障害・求職者雇用支援機構は、政令で定める日までの間、新

機構法第四条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

(高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の採用)

**附則第十五条** 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下この条において「高齢・障害者雇用支援機構」という。）の理事長は、雇用・能力開発機構を通じ、その職員に対し、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の労働条件及び高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の採用の基準を提示して、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の募集を行うものとする。

2 雇用・能力開発機構は、前項の規定によりその職員に対し、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の労働条件及び高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の採用の基準が提示されたときは、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員となることに関する雇用・能力開発機構の職員の意思を確認し、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員の採用の基準に従い、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して高齢・障害者雇用支援機構の理事長に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された雇用・能力開発機構の職員のうち、高齢・障害者雇用支援機構の理事長から採用する旨の通知を受けた者であって施行日の前日において雇用・能力開発機構の職員であるものは、施行日において、高齢・障害・求職者雇用支援機構の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(検討)

**附則第十六条** 政府は、この法律の施行後必要に応じ、新機構法の施行の状況を勘案し、新機構法第十四条第一項に規定する業務の必要性の有無を含めた在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定により新機構法第十四条第一項第七号に掲げる業務に係る検討を加えようとするときは、労働者を代表する者、事業主を代表する者、関係都道府県その他の関係者の意見を聴くものとする。

(罰則に関する経過措置)

**附則第二十一条** 施行日前にした行為及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**附則第二十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経

過措置は、政令で定める。

### 37. 独立行政法人福祉医療機構

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 福祉医療機構		
所在地	東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階		
設立根拠法	独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）		
所管府省	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、医政局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、年金局総務課、労働基準局労災補償部労災保険業務課		
設立年月日	平成13年4月1日	民間法人化年月日	
沿革	①昭和29年4月 社会福祉事業振興会発足 ②昭和35年7月 医療金融公庫発足 ③昭和60年1月 振興会と公庫を統合して社会福祉・医療事業団発足 ④平成15年10月 独立行政法人福祉医療機構設立		
事業目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。上記のほか、厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者障害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	1. 社会福祉事業施設を設置し、又は経営する社会福祉法人その他政令で定める者に対し、社会福祉事業施設の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。 2. 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他政令で定める法人に対し、病院等の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。 3. 指定訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。 4. 社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断又は指導を行うこと。 5. 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるものを行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。 6. 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修、福利厚生その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、必要な資金を貸し付けること。		

	<p>7. 社会福祉振興事業を行う者に対し、助成を行うこと。</p> <p>8. 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。</p> <p>9. 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和 36 年法律第 155 号）の規定による退職手当金の支給に関する業務を行うこと。</p> <p>10. 地方公共団体が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を行うこと。</p> <p>11. 福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。</p> <p>12. 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。</p> <p>13. 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。</p> <p>14. 1～13に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">765,052</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">225,638</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">195,112</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">782,817</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：276 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	765,052	収入	225,638	支出	195,112	正味財産	782,817
区分	平成 28 年度										
資本金	765,052										
収入	225,638										
支出	195,112										
正味財産	782,817										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 政府保証 : 独立行政法人福祉医療機構法第 18 条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 項の 3</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収 : 独立行政法人通則法 19 条の 2</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査 : 独立行政法人通則法 64 条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 大臣任命 : 独立行政法人通則法 20 条 (長、監事)</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出 : 独立行政法人通則法 23 条 (役員)</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p>(<b>予算・事業計画</b>)</p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画)</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)</p>										

	<p>(決算・財務諸表)</p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p>(その他国の関与)</p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優 遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税 4 条 2 項、法人税別表 1、独立行政法人福祉医療機構法 5 条</p> <p>( ) 固定資産税 :</p> <p>(✓) 登録免許税 : 登録免許税第 4 条、登録免許税法別表 2</p> <p>(✓) 印紙税 : 印紙税法 5 条 2 項、印紙税法別表 2</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(✓) みなし公務員 : 独立行政法人福祉医療機構法第 11 条</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>

【沿革① 社会福祉事業振興会発足】

法人類型	特殊法人		
法人名	社会福祉事業振興会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 社会福祉事業振興会法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：S28年7月24日</li> <li>・法案成立年月日：S28年8月7日</li> <li>・法律公布年月日：S28年8月19日</li> <li>・法律施行年月日：S29年4月1日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和28年7月25日・衆議院厚生委員会）</p> <p>終戦後民間薬福祉棄はますくその重要性を加えて参りましたが、補助金についての嚴重な制限、物価の高騰等により施設の修理、改造等に困難を感じ、昭和二十二年以降共同募金運動の展開を見ましたが、配分対象の増加によりまして実質的な配分額は減少する状況でありまして、社会福祉事業の振興のためには、長期低利の資金融通をはかる必要性が強く要望せられて来たのでありまして、ここにこの要望に沿いまして、社会福祉事業振興会を設置せんとするのがわれわれ小委員会の結論でございます。しかしてここに一つの法案をつくつたのでありまするが、その法案の概要を御説明申し上げます。</p> <p>この振興会は、社会福祉法人その他社会福祉を目的とする施設を經營するものに対しその經營上必要とする資金を融通し、その他必要な助成を行い、もつて社会福祉事業の振興をはかることを目的とするものであります。</p> <p>次にこの振興会は特殊法人といたし役員は厚生大臣の任命または承認を受けて会長が任命するものといたし、資本金はその全額を政府が予算の定めるところにより、出資するものといたしました。</p> <p>振興金の業務につきましては、まず第一に社会福祉施設の修理、改造、拡張、整備、災害復旧に要する資金、または經營に必要なその他の資金を貸し付けること、第二は、施設職員の研修、福利厚生、その他福祉事業振興上必要と認められる事業を行う者に対し、必要な資金の貸付けまたは助成を行うこと。</p> <p>この二つであります。</p> <p>しかしてこれらの業務を行うについては、業務方法書に貸付限度、利率、期限、元利金回収に関する事項、担保等の事項及び助成の限度、目的等を記載いたし、厚生大臣の認可を受けしめるのであります。</p>		



	<p>また、毎年度事業計画及び収入支出の予算を定めまして、厚生大臣の認可を受けることといたし、さらに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、決算報告書とともに厚生大臣に提出いたし、その承認を受けしめることといたし、また、剰余金の処分、余裕金の運用等についても制限を加えているのであります。</p> <p>振興会の監督は、厚生大臣がこれに当るものでありまして、必要な命令をすることはもちろん。必要な報告を徴し、立入り検査をなすことを得せしめ役職員に対しては一定の事由があるときは、これが解任をなし得るよう規定したのであります。</p> <p>この振興会は昭和二十九年四月から発足することのできるよう、厚生大臣が設立委員を任命いたし、設立の事務を処理させることとし、また免税の特典等を規定いたしたのであります。</p> <p>以上がわれわれの小委員会におきましてつくりました法律案の概要であります。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

【沿革② 医療金融公庫発足】

法人類型	特殊法人		
法人名	医療金融公庫		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 医療金融公庫法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S35年2月10日 <b>・法案成立年月日</b> ：S35年6月8日 <b>・法律公布年月日</b> ：S35年6月11日 <b>・法律施行年月日</b> ：S35年6月11日	<b>法改正の パターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和35年2月25日・衆議院社会労働委員会）</p> <p>国民の健康な生活を確保するため、国民皆保険の制度が、現在着々とその実現を見つつあるのでありますが、これがためには、公私の医療機関の適正な整備と機能の向上をはかることが必要であります。</p> <p>現在、公的医療機関に対しましては国庫補助、政府融資等の施策が講ぜられ、その整備の推進がはかられているのでありますが、私的医療機関につきましては、これらの点について十分とは言い得ないのでありまして、現下における私的医療機関の担当すべき役割から見て、その適正な整備及び機能の向上をはかるためには、これに必要な資金を、財政資金により、長期かつ低利に融通する道を講ずることが必要と考えるのであります。</p> <p>現在、財政資金による融資の道といたしましては、国民金融公庫及び中小企業金融公庫があり、これら両公庫によって私的医療機関に対する融資もかなり行なわれているのでありますが、これら既存の公庫の融資によりましては、ただいま申し上げましたような私的医療機関の整備の見地から申して、十分にその目的に沿い得ないものがあると考えられます。従ってこのような目的に沿うよう最も効果的な融資を行なうための専門の金融機関として、医療金融公庫を本法案により新設することとした次第でありまして、昭和三十五年度において、一般会計からの政府出資十億円をもって公庫の資本金とし、これと政府資金の借入金二十億円との合計額三十億円をもって発足することといたしておるのであります。</p> <p>本法案におきましては、公庫設立の趣旨に基づいて、公庫の目的及び業務の範囲を定めるとともに、役員任命など公庫の組織に関する事、予算、決算その他の公庫の会計の方法、公庫の業務についての主務大臣の監督等について、他の公庫の例にならぬ規定することといたしましたほか、公庫と中小企業金融公庫との業務の</p>		

	<p>調整に必要な中小企業金融公庫法の一部改正その他同公庫の設立に伴う必要な措置を講ずることといたしております。</p> <p>以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(共済組合の組合員期間の特例)</p> <p>10 公庫の設立の際現に国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「組合法」という。）第三条の国家公務員共済組合（以下「組合」という。）の組合員（組合法の長期給付に関する規定の適用を受けない者、組合法第二百五条の規定の適用を受ける者及びその退職により組合法による退職年金の支給を受ける権利を取得する者を除く。以下「組合員」という。）である者が退職し、引き続き公庫の役員又は職員（以下「役職員」という。）となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続き役職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき（以下「復帰したとき」という。）の組合法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たときは、当該退職（以下「転出」という。）に係る組合法の長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望役職員」という。）が引き続き役職員として在職する間、その支払を差し止める。</p> <p>11 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、転出に係る組合法の長期給付は、廃疾年金にあつては転出の時にさかのぼつてその支給を停止し、退職一時金及び廃疾一時金にあつては、これを受ける権利は、消滅する。</p> <p>12 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職し、引き続き復帰したときは、組合法の長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、当該役職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該役職員であつた期間に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。</p> <p>13 前項の場合において、組合法第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「俸給」とあるのは、「俸給（組合の運営規則で定める仮定俸給を含む。）」とする。</p> <p>14 復帰希望役職員及び公庫については、当該復帰希望役職員の転出の時にさかのぼつて、組合法第六章（短期給付及び福祉事業に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、組合法第九十九条第二項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは「公庫の負担金」と、第百条第二項中「俸給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定俸給」と、第百二条中「各省各庁の長又は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「公庫」とする。</p> <p>15 復帰希望役職員が引き続き役職員として在職しなくなつたとき（引き続き復帰</p>

	<p>したときを除く。)は、その組合又は組合法第二十一条第一項の国家公務員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望役職員及び公庫に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。</p>
--	--

【沿革③ 社会福祉・医療事業団発足】

法人類型	特殊法人		
法人名	社会福祉・医療事業団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 社会福祉・医療事業団法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S59年3月16日 <b>・法案成立年月日</b> ：S59年8月8日 <b>・法律公布年月日</b> ：S59年8月14日 <b>・法律施行年月日</b> ：S60年1月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和59年7月12日・衆議院社会労働委員会）</p> <p>政府といたしましては、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るため、昭和二十九年に社会福祉事業振興会を、また、昭和三十五年に医療金融公庫を設立し、融資等の業務を行っているところであります。</p> <p>両法人の果たしてきた役割は大変大きなものがありますが、近年、社会経済の状況は大幅に変化してきており、とりわけ社会福祉、医療を取り巻く環境の変化は極めて著しく、高齢化社会の到来を間近に控えて時代の変化に対応した新しい観点から社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図っていくことが大きな課題となっております。</p> <p>政府といたしましては、昨年三月の臨時行政調査会の最終答申を踏まえ、特殊法人の整理合理化を図るとともに、このような要請に適切に対応するため、社会福祉事業振興会と医療金融公庫を統合し、社会福祉・医療事業団とする必要があると考え、この法律案を提案することとした次第であります。</p> <p>以下、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、社会福祉・医療事業団は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通等を行い、もって社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とするものであります。</p> <p>第二に、社会福祉・医療事業団は、法人といたしますとともに、役員として、理事長一人、副理事長一人理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事二人以内を置くものとしております。なお、役員数につきましては、行政改革の趣旨に沿って統合前より縮減しております。</p> <p>また、法人運営の適正を期するため、理事長の諮問機関として評議員会を置くこととし、業務の運営に関する重要事項を調査審議するほか、理事長に意見を述べるができるものとしております。</p>		

	<p>第三に社会福祉・医療事業団の業務につきましては、従前から、社会福祉事業振興会が行っておりました社会福祉事業施設の設置等に必要な資金の融通その他社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施に関する業務を行うほか、病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通、社会福祉事業施設及び病院、診療所等に関する経営指導等の業務を行うこととしております。</p> <p>そのほか、社会福祉・医療事業団の財務、会計、厚生大臣の監督等につきまして、所要の規定を設けることといたしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(社会福祉・医療事業団への移行)</p> <p>附則第二条 この法律による改正前の社会福祉事業振興会法（以下「旧振興会法」という。）附則第二項から第七項までの規定により設立された社会福祉事業振興会（以下「振興会」という。）は、この法律の施行の時ににおいて、この法律による改正後の社会福祉・医療事業団法（以下「事業団法」という。）の規定による社会福祉・医療事業団となるものとする。</p> <p>(医療金融公庫の解散等)</p> <p>附則第三条 医療金融公庫（以下「公庫」という。）は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて事業団が承継する。</p> <p>2 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度は、公庫の解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>3 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。この場合において、附則第十二条の規定による廃止前の医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号。以下「旧公庫法」という。）第二十二條の規定による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の適用については、同法第十七条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「昭和六十年二月二十八日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「昭和六十年十一月三十日」とする。</p> <p>4 公庫の昭和五十九年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金については、なお従前の例による。この場合において、旧公庫法第二十三条第一項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「昭和六十年二月二十八日」と、同条第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「昭和五十九年度」とする。</p> <p>5 旧公庫法第二十八条の規定による公庫の受託金融機関に対する会計検査院の除査については、なお従前の例による。</p> <p>6 第一項の規定により事業団が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継</p>

の際における公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から事業団に出資されたものとする。

7 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

附則第四条 前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 事業団が前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地で公庫が昭和四十四年一月一日前に取得したのものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 事業団が前条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地（公庫が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公庫が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(職員に関する経過措置)

附則第五条 公庫の解散の際現にその職員として在職する者で引き続き事業団の職員となつたものについては、事業団が国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き社会福祉・医療事業団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第五条の規定により読み替えて適用される附則第九項に規定する者」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(役員に関する経過措置)

附則第六条 この法律の施行の日の前日において振興会の会長又は評議員である者の任期は、旧振興会法第十三条第一項（旧振興会法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 この法律の施行の際振興会の理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、その際事業団法第十条第一項又は第二項の規定により事業団の理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされた事業団の理事又は監事の任期は、事業団法第十一条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるそ

の者の振興会の理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

附則第七条 この法律の施行の際現に社会福祉・医療事業団という名称を使用している者については、事業団法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(資金計画に関する経過措置)

附則第八条 事業団の昭和五十九年度の資金計画については、事業団法第二十五条中「資金計画」とあるのは「昭和六十年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る資金計画」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」とする。

(社会福祉事業振興債券に関する経過措置)

附則第九条 旧振興会法第三十条第一項の規定により振興会が発行した社会福祉事業振興債券は、事業団法第三十条第四項及び第五項の規定の適用については、同条第一項の規定による社会福祉・医療事業団債券とみなす。

(社会福祉法人の範囲に関する経過措置)

附則第十条 この法律における社会福祉法人の範囲については、旧振興会法附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」とあるのは、「社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）」とする。

(年金福祉事業団に対する交付金の交付に関する経過措置)

附則第十一条 振興会の年金福祉事業団に対する交付金の交付については、旧振興会法附則第十項及び第十一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「振興会」とあるのは、「社会福祉・医療事業団」とする。

(医療金融公庫法の廃止)

附則第十二条 医療金融公庫法は、廃止する。

(医療金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

附則第十三条 前条の規定の施行前に旧公庫法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、事業団法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の経過措置)

附則第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

附則第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



【沿革④ 独立行政法人福祉医療機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人福祉医療機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 独立行政法人福祉医療機構法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H14年10月21日</li> <li>・法案成立年月日：H14年12月6日</li> <li>・法律公布年月日：H14年12月13日</li> <li>・法律施行年月日：H14年12月13日</li> </ul>	法改正のパートナー分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成14年11月7日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法</p>		

人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、

	<p>七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(社会福祉・医療事業団の解散等)</p> <p><b>附則第二条</b> 社会福祉・医療事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。</p> <p>6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧第二号の二及び第二号の三勘定（附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号。以下「旧事業団法」という。）第二十一条第一項第二号の二及び第二号の三に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る勘定（旧事業団法第二十八条第一項に規定する勘定をいう。）をいう。次項において同じ。）において、旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額又は同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額から次項において定める金額を除いた金額は、第二号勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。</p> <p>7 前項の場合において、旧第二号の二及び第二号の三勘定において積立金として積み立てられ又は繰越欠損金として整理されている金額から除かれる金額は、第二項の規定により国が承継する資産のうち、旧第二号の二及び第二号の三勘定における積立金として積み立てられている金額に相当するものとして整理されていた資産に相当する金額とする。</p> <p>8 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる機構の勘定において、各号においてそれぞれ定める旧事業団法に掲げる経</p>

理又は勘定から承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、それぞれの勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

一 第三号勘定 旧第三号経理（旧事業団法第二十一条第一項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理（旧事業団法第二十八条第二項に規定する経理をいう。次号において同じ。）をいう。）

二 第四号勘定 旧第四号経理（旧事業団法第二十一条第一項第四号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理をいう。）

三 第五号勘定 旧第一項勘定（年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第二十八条第一項に規定する業務に係る勘定（同法第二十八条第二項に規定する勘定をいう。）をいう。）

9 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、承継した資産の価額（第六項及び前項各号において積立金として整理された金額があるときは当該金額に相当する金額を除き、第六項及び前項各号において繰越欠損金として整理された金額があるときは当該金額に相当する金額を加える。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対して出資されたものとする。この場合において、承継の際、旧事業団法第三十三条の二第一項の基金に充てるべきものとして政府から出資されていた出資金に相当する金額から次項において定める金額を除いた金額は、機構の設立に際し政府から機構に第二十三条第一項の基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

10 前項の場合において、旧事業団法第三十三条の二第一項の基金に充てるべきものとして政府から出資されていた出資金に相当する金額から除かれる金額は、第二項の規定により国が承継する資産のうち、旧事業団法第三十三条の二第一項の基金に充てられていた資産に相当する金額とする。

11 第八項及び第九項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

12 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は政令で定める。

13 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

**附則第三条** 前条第一項の規定により機構が承継する介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第七十四条の規定によりなお従前の例によるものとされた同条に規定する貸付金については、なお従前の例による。

**附則第四条** 附則第二条第一項の規定により機構が承継する旧事業団法第三十条第一項の社会福祉・医療事業団債券に係る債務について政府がした旧事業団法第三十一条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 前項の社会福祉・医療事業団債券は、第十七条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

(不動産の登記に関する特例)

**附則第五条** 機構が附則第二条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(業務の特例)

**附則第五条の二** 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、第十二条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

2 機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

3 機構は、平成二十九年三月三十一日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに規定する第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことをその業務とすることができる。

4 機構は、株式会社日本政策金融公庫法附則第三十八条第一項又は年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十六条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法附則第七条第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十四条第三項の規定は、この場合について準用する。

5 機構は、第一項及び第二項に規定する業務（以下この条において「承継債権管理回収業務」という。）並びに第三項に規定する業務（以下この条において「承継教育資金貸付けあっせん業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定（以下この条においてそれぞれ「承継債権管理回収勘定」及び「承継教育資金貸付けあっせん勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、政令で定めるところにより、第一項に規定する債権の元本であって回収されたものの金額を定期的に年金特別会計に納付しなければならない。

7 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項の規定による整理を行った場合は、政令で定めるところにより、同項の規定による積立金に相当する金額を年金特別会計に納付しなければならない。

8 機構は、第六項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

9 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第二項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合において、通則法第三十八条第一項の規定により機構の財務諸表について厚生労働大臣の承認を受けたときは、当該繰越欠損金の額に相当する金額により資本金を減少するものとする。

10 第六項から前項までに定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

11 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあっせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあっせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあっせん勘定に属する資産及び負債を年金特別会計に帰属させるものとする。

12 機構は、前項の規定により承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあっせん勘定を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあっせん勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「、この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。

15 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十一条第三項の規定によるほか第六項又は第七項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第六項第一号へ中「独立行

政法人福祉医療機構法第十六条第二項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」と、同法第百十四条第九項中「第十六条第二項」とあるのは「附則第五条の二第十三項の規定により読み替えて適用する同法第十六条第二項」とする。

**16** 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第六項の規定によるほか、第六項又は第七項の規定による納付金は、年金特別会計の業務勘定の歳入とする。

**17** 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第二項の規定によるほか、第六項又は第七項の規定による納付金は、年金特別会計の国民年金勘定の歳入とする。

**18** 承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項第十二号に掲げる業務とみなす。  
(社会福祉・医療事業団法の廃止)

**附則第六条** 社会福祉・医療事業団法は、廃止する。

(社会福祉・医療事業団法の廃止に伴う経過措置)

**附則第七条** 旧事業団法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

**附則第八条** この法律における社会福祉法人の範囲については、旧事業団法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）」と、「民法第三十四条（公益法人）の法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人」と、「及び民法第三十四条の法人」とあるのは「、一般社団法人及び一般財団法人」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

**附則第九条** 附則第六条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**附則第十条** 附則第二条から第五条まで及び前三条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 38. 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園												
所在地	群馬県高崎市寺尾町 2120-2												
設立根拠法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）												
所管府省	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課												
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和 46 年 1 月 11 日 特殊法人心身障害者福祉協会設立 ②平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園設立 ③平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法人に移行												
事業目的	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	一 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。 二 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。 三 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。 四 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">15,189</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">3,132</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">3,293</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">15,039</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：203 人			区分	平成 28 年度	資本金	15,189	収入	3,132	支出	3,293	正味財産	15,039
区分	平成 28 年度												
資本金	15,189												
収入	3,132												
支出	3,293												
正味財産	15,039												



補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 得率行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 : 地方税法第 348 条 2 項 11 号の 2 <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2, 3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 10 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧 (192 法人)

【沿革① 昭和 46 年 1 月 11 日 特殊法人心身障害者福祉協会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	特殊法人心身障害者福祉協会		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 心身障害者福祉協会法（昭和 45 年 5 月 4 日法律第 44 号）		
	・国会提出年月日：S 45 年 3 月 10 日 ・法案成立年月日：S 45 年 4 月 28 日 ・法律公布年月日：S 45 年 5 月 4 日 ・法律施行年月日：S 45 年 5 月 4 日	<b>法改正の ターン分類</b>	( ) 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 45 年 3 月 19 日・衆議院社会労働委員会） 心身障害者の福祉につきましては、近時、社会的関心もますます高まっており、政府といたしましても、その施策の充実強化に鋭意努力をいたしておるところであります。 なかんづく、家庭において適切な保護、指導等を受けられない心身障害者に対しましては、これを保護するとともに、その更生を促進するため、障害者の年齢、障害の種類、程度に応じて、精神薄弱者援護施設、精神薄弱児施設、重症心身障害児施設等各種の福祉施設を整備し、そこにおいて保護、指導または社会的自立のための訓練等を行なっているところであります。 ところで近年に至り、これらの施設に加えて、新たに独立自活の困難な心身障害者のため、保護、指導、治療、訓練等各種の機能が有機的に整備され、これらの障害者がそこにおいて安心して生活を送れるいわば一つの地域社会ともいべき総合的な福祉施設を早急に建設すべきであるという強い要望が各方面から高まってまいりましたので、政府といたしましては、昭和四十二年度から年次計画により、群馬県高崎市郊外に、このような社会的要請にこたえるための総合的な福祉施設の建設を進めてまいったところではありますが、この施設整備も着々と進行いたし、いよいよ昭和四十六年度から開所できる見込みとなりました。 このような施設建設の趣旨にかんがみ、その運営については、その特色を十分発揮させ得るよう配慮する必要がありますので、政府といたしましては、慎重に検討を重ねた結果特殊法人としての心身障害者福祉協会を新たに設立し、同協会にこの施設の運営を行なわせることが適当であると考えまして、今回これに必要な法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、職員身分等の	—		

繼承規定抜粋	
--------	--

【沿革② 平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・独立行政法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 167 号）		
	・国会提出年月日：H14 年 10 月 21 日 ・法案成立年月日：H14 年 12 月 6 日 ・法律公布年月日：H14 年 12 月 13 日 ・法律施行年月日：H14 年 12 月 13 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 11 月 21 日・参議院厚生労働委員会）</p> <p>第一に、八つの特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、その事業について徹底した見直しを行った上で残る業務を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、八つの独立行政法人の設立を行うとともに、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。</p> <p>なお、各独立行政法人の業務の範囲につきましては、それぞれの個別法案において、融資業務の廃止など特殊法人等整理合理化計画に盛り込まれました見直し措置を講じております。（略）</p> <p>第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を、現在の特殊法人等と比較をして三割近く削減することとしております。</p> <p>第三に、個々の独立行政法人を所管する主務大臣は厚生労働大臣であることを定めております。</p> <p>第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第二条（心身障害者福祉協会の解散等）</p> <p>・心身障害者福祉協会（以下「協会」という。）は、のぞみの園の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいてのぞみの園が承継する。</p> <p>2 のぞみの園の成立の際現に協会が有する権利のうち、のぞみの園がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、のぞみの園の成立の時ににおいて</p>		

国が承継する。

- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 協会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 5 協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。
- 6 第一項の規定によりのぞみの園が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、のぞみの園が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府からのぞみの園に対し出資されたものとする。
- 7 前項の資金の価額は、のぞみの園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

### 第三条

- ・前条に規定するもののほか、政府は、のぞみの園の成立の時ににおいて現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものをのぞみの園に追加して出資するものとする。
- 2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
  - 3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附則第四条（心身障害者福祉協会法の廃止）

- ・心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）は、廃止する。

### 第五条（心身障害者福祉協会法の廃止に伴う経過措置）

- ・前条の規定による廃止前の心身障害者福祉協会法（第九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

### 第六条（罰則の適用に関する経過措置）

- ・附則第四条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 第七条（政令への委任）

- ・附則第二条、第三条及び前二条に定めるもののほか、のぞみの園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 第八条（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

- ・地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、心身障害者福祉協会」を削る。

第十一条（知的障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置）

- ・前条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）第十五条の十二第二項の規定により協会の設置する福祉施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定（以下「旧決定」という。）を受けている者は、前条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の知的障害者福祉法（以下「新法」という。）第十五条の十二第二項の規定によりのぞみの園の設置する施設において提供される支援に係る施設訓練等支援費の支給の決定（以下「新決定」という。）を受けたものとみなす。この場合において、新決定に係る新法第十五条の十二第三項第一号の期間は、同日における旧決定に係る旧法第十五条の十二第三項第一号の期間の残存期間と同一の期間とする。

【沿革③ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・中期目標管理型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	・国会提出年月日：H26 年 4 月 15 日 ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。



附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

### 39. 独立行政法人労働政策研究・研修機構

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 労働政策研究・研修機構		
所在地	東京都練馬区上石神井 4-8-23		
設立根拠法	独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成 14 年法律第 169 号）		
所管府省	厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 33 年 9 月 日本労働協会設立</p> <p>②昭和 39 年 6 月 労働省労働研修所設立</p> <p>③平成 2 年 1 月 日本労働研究機構（①の後身）</p> <p>④平成 13 年 1 月 厚生労働省労働研修所（②の後身、中央省庁再編）</p> <p>⑤平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人労働政策研究・研修機構設立（③と④が統合）</p> <p>⑥平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行</p>		
事業目的	<p>独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）は、内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。</p> <p>二 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。</p> <p>三 第一号に掲げる業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。</p> <p>五 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。</p> <p>六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>6,018</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>2,615</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>2,448</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>7,057</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	6,018	収入	2,615	支出	2,448	正味財産	7,057
	区分	平成 28 年度									
	資本金	6,018									
	収入	2,615									
支出	2,448										
正味財産	7,057										
職員数：109 人											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表 2、3 及び告示第 56 号										
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人労働政策研究・研修機構法第 11 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧（192 法人）										

【沿革③ 平成2年1月 日本労働研究機構（①の後身）】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本労働研究機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本労働研究機構法（昭和33年5月2日法律第132号）		
	・国会提出年月日：S33年2月11日 ・法案成立年月日：S33年4月25日 ・法律公布年月日：S33年5月2日 ・法律施行年月日：S33年5月2日	<b>法改正の パターン 分類</b>	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和33年2月18日・衆議院社会労働委員会） 戦後わが国の労働運動は、飛躍的な発展をいたし、労使関係も次第に改善されて参ったのでありますが、なお一部には労働組合運動を頭から否定してかかる使用者もあり、またその反面、労働組合側の行き過ぎた行為もなしとしないのであります。 さらに国民一般も労働問題に対する理解の足りない面があると同時にこれに対する正しい批判の眼も十分養われていない状況にあります。このような状況下におきまして、近代的労使関係の確立を促進いたしますためには、労使はもとより、国民一般の労働問題に対する理解と良識とをつちかうことが不可欠の前提条件であると信ずるのであります。 従いまして、政府といたしましては、従来とも鋭意労使及び国民一般に対し、いわゆる労働教育に努めて参ったところであり、また今後ともこれを継続する所存であります。 しかし労働教育には、その性質上、また技術上、政府または地方公共団体が行うことを不得手とする分野も少くございません。また、わが国におきましては、労働問題に関して、確固たる基礎を持つ専門研究機関はほとんど無いといってよい状態であります。そこでこれらの分野を中心として、公正かつ科学的な研究を行うとともに、これに基きまして、労使及び国民一般の労働問題に関する理解と良識をつちかうことを目的とする専門団体を設置することがぜひとも必要と存ずるのであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第五条（経過規定） ・第七条の規定は、この法律の施行の際現に日本労働協会に類似する名称を使用している者で、この法律の施行後三月以内に労働大臣の許可を受けたものには適用しない。 2 この法律の施行の際現に日本労働協会という名称又はこれに類似する名称を使用している者（前項の許可を受けた者を除く。）は、この法律の施行後六月以内		

にその名称を変更しなければならない。この場合において、第七条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第六条

- ・協会の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

第七条

- ・協会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十七条中「事業年度開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。



【沿革⑤ 平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人労働政策研究・研修機構設立（③と④が統合）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（日本労働研究機構）廃止した上で、労働研修所と統合し、新たに労働に関する政策研究及び研修を実施する独立行政法人を設置する。独立行政法人とする。</li> </ul>		
関係法案等	<p>・関係法案名</p> <p>独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 169 号）</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H14 年 10 月 21 日</li> <li>・法案成立年月日：H14 年 12 月 6 日</li> <li>・法律公布年月日：H14 年 12 月 13 日</li> <li>・法律施行年月日：H14 年 12 月 13 日</li> </ul>	<p>法改正の パターン 分類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（<input checked="" type="checkbox"/>）新規立法</li> <li>（ ）既存法律の一部改正</li> <li>（ ）その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 11 月 21 日・参議院厚生労働委員会）</p> <p>第一に、八つの特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、その事業について徹底した見直しを行った上で残る業務を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、八つの独立行政法人の設立を行うとともに、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。</p> <p>なお、各独立行政法人の業務の範囲につきましては、それぞれの個別法案において、融資業務の廃止など特殊法人等整理合理化計画に盛り込まれました見直し措置を講じております。（略）</p> <p>第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を、現在の特殊法人等と比較をして三割近く削減することとしております。</p> <p>第三に、個々の独立行政法人を所管する主務大臣は厚生労働大臣であることを定めております。</p> <p>第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（職員の引継ぎ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。</li> </ul> <p>附則第三条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法</li> </ul>		

律第二百十号) 第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

#### 第四条

・附則第二条の規定により厚生労働省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 機構の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 第五条

・機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する政令で定める厚生労働省の部局又は機関に属する者に限る。）が機構の成立の日において機構の役員（職員に相当する者に限る。）及び職員（以下この条において「役職員」という。）となる場合であって、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合

には、第十六条の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、機構の成立の日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

- 2 役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。）がすることができる。
- 3 機構の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する政令で定める厚生労働省の部局又は機関に属する者に限る。）が機構の成立の日において役職員となる場合であって、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかった場合には、当該役職員は、機構の成立の日の前日に退職（国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したものとみなす。

#### 附則第六条

- ・附則第二条の規定により機構の職員となった者であって、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

#### 附則第七条（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に

適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 附則第八条（国の権利義務の承継等）

・機構の成立の際、第十二条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。

- 2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則第九条（国有財産の無償使用）

・財務大臣は、機構の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

#### 附則第十条（日本労働研究機構の解散等）

・日本労働研究機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。

- 2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

- 4 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

- 5 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

- 6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

- 7 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

- 8 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附則第十一条（日本労働研究機構法の廃止）

- ・日本労働研究機構法（昭和三十三年法律第百三十二号）は、廃止する。

附則第十二条（日本労働研究機構法の廃止に伴う経過措置）

- ・前条の規定による廃止前の日本労働研究機構法（第十三条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

【沿革⑥ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・中期目標管理型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H26 年 4 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日：</b> H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日：</b> H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠



の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

#### 40. 独立行政法人労働者健康安全機構

##### 法人概要

###### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 労働者健康安全機構		
所在地	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号		
設立根拠法	独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号）		
所管府省	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室		
設立年月日	平成28年4月1日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和17年1月 厚生省産業安全研究所</p> <p>②昭和22年9月 労働省産業安全研究所（①の後身）</p> <p>③昭和24年5月 労働省労働基準局労働衛生課分室（けい肺試験室）</p> <p>④昭和31年4月 労働省労働衛生研究所（③の後身）</p> <p>⑤昭和32年7月 労働福祉事業団設立</p> <p>⑥昭和51年7月 労働省産業医学総合研究所（④の後身）</p> <p>⑦平成13年1月 厚生労働省産業安全研究所（②の後身、中央省庁再編）</p> <p>⑧平成13年1月 厚生労働省産業医学総合研究所（⑥の後身、中央省庁再編）</p> <p>⑨平成13年4月 独立行政法人産業安全研究所（⑦の後身）</p> <p>⑩平成13年4月 独立行政法人産業医学総合研究所（⑧の後身）</p> <p>⑪平成16年4月 独立行政法人労働者健康福祉機構（⑤の後身）</p> <p>⑫平成18年4月 独立行政法人労働安全衛生総合研究所設立（⑨と⑩を統合）</p> <p>⑬平成28年4月1日 労働者健康安全機構設立（⑪と⑫を統合）</p>		
事業目的	<p>独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 療養施設（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十九条第一項第一号に規定する療養に関する施設をいう。）の設置及び運営を行うこと。</p> <p>二 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。</p>		

	<p>三 事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと（次号に掲げるものを除く。）。</p> <p>四 化学物質で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の調査を行うこと。</p> <p>五 前二号に掲げる業務に係る成果を普及すること。</p> <p>六 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第三章に規定する事業（同法第八条に規定する業務を除く。）を実施すること。</p> <p>七 被災労働者（労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に規定する被災労働者をいう。）に係る納骨堂の設置及び運営を行うこと。</p> <p>八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第九十六条の二第一項の規定による調査及び同条第二項の規定による立入検査を行う。</p> <p>3 機構は、前二項に規定する業務のほか、これらの項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、行政官庁の委託を受けて、労働者災害補償保険法第七条第一項の保険給付に関する決定に必要な検診を行うことができる。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">145, 678</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">323, 265</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">327, 247</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">265, 160</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">職員数：15, 356 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	145, 678	収入	323, 265	支出	327, 247	正味財産	265, 160
区分	平成 28 年度										
資本金	145, 678										
収入	323, 265										
支出	327, 247										
正味財産	265, 160										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金：独立行政法人通則法第 46 条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 委託費：独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条 3 項</p> <p>( ) 政府貸付：</p> <p>( ) 政府保証：</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事）</p> <p>( ) 国の認可：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）</p>										

<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p>(予算・事業計画)</p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画)</p> <p>(✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)</p> <p>(決算・財務諸表)</p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p>(その他国の関与)</p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優 遇措置)</p>	<p>( ) 法人税 :</p> <p>(✓) 固定資産税 : 地方税法第 348 条 2 項 16 号</p> <p>(✓) 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号</p> <p>(✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2, 3 別表 2、3 及び告示第 56 号</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(✓) みなし公務員 : 独立行政法人労働者健康安全機構法第 11 条</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧 (192 法人)</p>

【沿革⑨ 平成 13 年 4 月 独立行政法人産業安全研究所 (⑦の後身)】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人産業安全研究所		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>特殊法人等整理合理化計画 (平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)</p> <p>・ (日本労働研究機構) 廃止した上で、労働研修所と統合し、新たに労働に関する政策研究及び研修を実施する独立行政法人を設置する。独立行政法人とする。</p>		
関係法案等	<p>・ <b>関係法案名</b> 独立行政法人産業安全研究所法 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 181 号)</p>		
	<p>・ 国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日</p> <p>・ 法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日</p> <p>・ 法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日</p> <p>・ 法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日</p>	<p><b>法改正の パターン 分類</b></p>	<p>( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法</p> <p>( ) 既存法律の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由 (平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会委員会)</p> <p>独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第二条 (職員の引継ぎ等)</p> <p>・ 研究所の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</p> <p>第三条</p> <p>・ 研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの (次条において「引継職員」という。) であって、研究所の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法 (昭和四十六年法律第七十三号) 第七条第一項 (同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付 (以下この条において「特例給付」という。) の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長 (特別区の区長を含む。) の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項 (同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。) の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p>		

附則第四条（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・ 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第五条（権利義務の承継等）

- ・ 研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時にいて研究所が承継する。
- 2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。



【沿革⑩ 平成 13 年 4 月 独立行政法人産業医学総合研究所（⑧の後身）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人産業医学総合研究所		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人産業医学総合研究所法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 182 号）		
	・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会委員会） 独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。 第三条 ・研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、研究所の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。 第四条（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）		

・研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 第五条（権利義務の承継等）

・研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時に於いて研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

【沿革① 平成 16 年 4 月 独立行政法人労働者健康福祉機構（⑤の後身）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・独立行政法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 171 号）		
	・国会提出年月日：H14 年 10 月 21 日 ・法案成立年月日：H14 年 12 月 6 日 ・法律公布年月日：H14 年 12 月 13 日 ・法律施行年月日：H14 年 12 月 13 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 14 年 11 月 7 日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会） 特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。 この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第十一条（労働福祉事業団法の廃止に伴う経過措置） ・旧法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 第十二条（罰則の適用に関する経過措置） ・附則第十条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。		

【沿革⑫ 平成 18 年 4 月 独立行政法人労働安全衛生総合研究所設立（⑨と⑩を統合）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定） ・統合する。		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律一条による改正（平成 18 年 3 月 31 日号外法律第 25）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H18 年 2 月 3 日 ・法案成立年月日：H18 年 3 月 29 日 ・法律公布年月日：H18 年 3 月 31 日 ・法律施行年月日：H18 年 4 月 1 日</p>	法改正の パターン 分類	<p>（ ）新規立法 （<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 18 年 3 月 3 日・ 衆議院厚生労働委員会） 政府におきましては、平成十六年十二月に今後の行政改革の方針を閣議決定し、独立行政法人について、組織、業務の見直しを進めることとしたところであります。この方針等に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人について、法人の統合や役職員の身分の非公務員化を行うため、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革⑬ 平成 28 年 4 月 1 日 労働者健康安全機構設立 (⑪と⑫を統合)】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人労働者健康安全機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・労働安全衛生総合研究所、労働者健康福祉機構を統合し、中期目標管理型の法人とする。		
関係法案等	<b>関係法案名</b> 独立行政法人労働者健康安全機構法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 171 号）		
	・国会提出年月日：H14 年 10 月 21 日 ・法案成立年月日：H14 年 12 月 6 日 ・法律公布年月日：H14 年 12 月 13 日 ・法律施行年月日：H14 年 12 月 13 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 14 年 11 月 21 日・参議院厚生労働委員会） 第一に、八つの特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、その事業について徹底した見直しを行った上で残る業務を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、八つの独立行政法人の設立を行うとともに、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。 なお、各独立行政法人の業務の範囲につきましては、それぞれの個別法案において、融資業務の廃止など特殊法人等整理合理化計画に盛り込まれました見直し措置を講じております。（略） 第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を、現在の特殊法人等と比較をして三割近く削減することとしております。 第三に、個々の独立行政法人を所管する主務大臣は厚生労働大臣であることを定めております。 第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。 その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二条（労働福祉事業団の解散等） ・労働福祉事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて、附則第十条の規定による廃止前の労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号。以下「旧法」という。）第十九条第一項第一号に規定する資金の貸付けの業務（当該業務に附帯する業務を含む。以下この項にお		

いて「資金貸付け業務」という。)に係るもの以外のものにあつては機構が、資金貸付け業務に係るものにあつては独立行政法人福祉医療機構が、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い承継する。

- 2 機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構及び独立行政法人福祉医療機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第一項の承継計画書は、事業団が作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 5 事業団の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 6 事業団の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。
- 7 第一項の規定により機構又は独立行政法人福祉医療機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構又は独立行政法人福祉医療機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構又は独立行政法人福祉医療機構に対し出資されたものとする。
- 8 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 10 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

#### 附則第三条（業務の特例）

- ・機構は、第十二条に規定する業務のほか、当分の間、旧法第十九条第一項第一号に規定する療養施設であつて機構の成立前に厚生労働大臣が定めるものの移譲又は廃止の業務を行う。
- 2 機構は、第十二条及び前項に規定する業務のほか、政令で定める日までの間、機構の成立の際現に事業団が設置している施設であつて政令で定めるものの移譲又は廃止の業務を行うものとし、それまでの間、当該施設の運営を行う。
  - 3 機構は、第十二条及び前二項に規定する業務のほか、旧法第十九条第一項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。
  - 4 機構は、第十二条及び前三項に規定する業務のほか、旧法第十九条第一項第一

号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、独立行政法人福祉医療機構の委託を受けて、当該債権の管理及び回収の業務を行うことができる。

5 機構は、前各項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

附則第十条（労働福祉事業団法の廃止）

・労働福祉事業団法は、廃止する。

附則第十一条（労働福祉事業団法の廃止に伴う経過措置）

・旧法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律又は独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第十二条（罰則の適用に関する経過措置）

・附則第十条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 41. 独立行政法人国立病院機構

##### 法人概要

###### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 国立病院機構												
所在地	東京都目黒区東が丘 2-5-21												
設立根拠法	独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）												
所管府省	厚生労働省医政局医療経営支援課												
設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	<p>①昭和 20 年 12 月 厚生省国立病院、国立療養所設立</p> <p>②昭和 22 年 4 月 厚生省国立療養所へ移行</p> <p>③平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人国立病院機構設立</p> <p>④平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行</p>												
事業目的	独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<p>機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 医療を提供すること。</p> <p>二 医療に関する調査及び研究を行うこと。</p> <p>三 医療に関する技術者の研修を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、機構に勤務しない医師又は歯科医師の診療又は研究のために利用させることができる。</p>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">206,437</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">5,336</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">7,309</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">426,279</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：約 62,000 人</p>			区分	平成 28 年度	資本金	206,437	収入	5,336	支出	7,309	正味財産	426,279
区分	平成 28 年度												
資本金	206,437												
収入	5,336												
支出	7,309												
正味財産	426,279												
補助金、交付金、委託費等	<p>(✓) 補助金 : 独立行政法人国立病院機構法附則第 15 条 4 項</p> <p>(✓) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条</p> <p>( ) 委託費 :</p>												



	<input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：独立行政法人国立病院機構法第 19 条
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人国立病院機構法第 14 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧（192 法人）

【沿革③ 平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人国立病院機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立病院機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・独立行政法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年 12 月 20 日法律第 191 号）		
	・国会提出年月日：H14 年 3 月 26 日 ・法案成立年月日：H14 年 12 月 13 日 ・法律公布年月日：H14 年 12 月 20 日 ・法律施行年月日：H15 年 10 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 14 年 11 月 13 日・衆議院厚生労働委員会） 中央省庁等改革基本法におきましては、国の行政機関における政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能とを分離する観点から、実施機能を効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい独立行政法人の制度を創設したところであります。 こうした中央省庁等改革の一環として、国立病院・療養所については、医療の高度化、専門化などの環境の変化を踏まえつつ、国の医療政策として国立病院・療養所が担うべき医療を全国において確実に実施し、かつ効率的、効果的に業務を行うため、国がみずから運営する必要がある国立高度専門医療センター及びハンセン病療養所を除き、平成十六年度に独立行政法人に移行することとされたところであります。 このため、国立病院・療養所が移行する独立行政法人国立病院機構を設置し、その名称、目的、業務等に関する事項を定めることとし、この法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二条（職員の引継ぎ等） ・機構の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の相当の職員となるものとする。 附則第三条 機構の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、機構の成立の日において引き続き機構の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であつて、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」と		

いう。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

#### 附則第四条(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

・機構の成立の際現に存する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、機構の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和三十二年法律第二百五十七号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法(昭和三十四年法律第七十四号)第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

#### 附則第五条(権利義務の承継等)

・機構の成立の際現に国が有する権利及び義務(附則第十条の規定による改正前の国立病院特別会計法(昭和三十四年法律第九十号。以下「旧特別会計法」という。)に基づく国立病院特別会計(以下「旧特別会計」という。)の財政融資資金からの負債及び旧特別会計法附則第四項の規定により旧特別会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとされた繰入金に係る義務を含む。)のうち、附則第十六条の規定による改正前の厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号。以下「旧厚生労働省設置法」という。)第十六条第一項に規定する国立病院及び国立療養所(以下「旧国立病院等」という。)の所掌事務に関するものは、政令で定めるところにより、附則第十一条第三項及び第四項に規定するもの、附則第十六条の規定による改正後の厚生労働省設置法第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所(以下単に「国立ハンセン病療養所」という。)に係るものその他政令で定めるものを除き、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、承継され

る権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額及び機構がその成立の日において計上する引当金であって厚生労働省令で定めるものの金額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

5 第二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第一項の規定により機構が承継する債務のうち政令で定めるものの償還及び当該債務に係る利子の支払に関し必要な事項は、政令で定める。

8 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第十六条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

附則第六条（国有財産の無償使用）

・国は、機構の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

附則第七条（業務の特例）

・機構は、第十三条に規定する業務のほか、当分の間、旧国立病院等であって機構の成立前に厚生労働大臣が定めるものの移譲、統合又は廃止に係る業務を行うものとする。

附則第八条（不動産に関する登記）

・機構が附則第五条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

附則第九条（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

・機構の成立の際現に係属している旧国立病院等（国立ハンセン病療養所を除く。）の所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であって機構が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、機構を国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

附則第十一条（国立病院特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

・前条の規定の施行の際現に旧特別会計の病院勘定及び療養所勘定（以下「旧各勘

定」という。)に所属する権利及び義務は、第三項及び第四項に規定するもののほか、附則第五条第一項の規定により機構に承継されるものその他政令で定めるものを除き、政令で定めるところにより、前条の規定による改正後の国立高度専門医療センター特別会計法(以下「新特別会計法」という。)に基づく国立高度専門医療センター特別会計(以下「新特別会計」という。)に帰属するものとする。

2 前項の政令で定める権利及び義務は、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

3 旧各勘定において、前条の規定の施行の日の前日の属する会計年度(以下「最後の会計年度」という。)の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより、当該剰余金のうち、第五項の規定により繰り越して使用することができる金額(以下「翌年度繰越額」という。)は新特別会計の歳入に繰り入れ、当該剰余金の金額から翌年度繰越額を控除した金額を基準として政令で定める額に相当する金額は新特別会計の積立金として積み立てるものとする。

4 旧各勘定において、最後の会計年度の出納の完結の際旧各勘定の積立金があるときは、当該積立金の金額を基準として政令で定める額に相当する金額は、政令で定めるところにより、新特別会計の積立金として積み立てるものとする。

5 旧各勘定において、最後の会計年度の歳出予算の経費の金額のうち、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第十六条の規定により繰越しをするものであって、旧厚生労働省設置法第十六条第一項に規定する国立高度専門医療センターの所掌事務に係るものは、新特別会計に繰り越して使用することができる。

附則第十二条 附則第十条の規定の施行前に日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。第三項において「社会資本整備特別措置法」という。)第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰り入れられた金額(附則第五条第一項の規定により機構に承継されたものに限る。)は、通則法附則第四条第一項の規定により国から機構に対し無利子で貸し付けられたものとみなして、同条第四項及び第五項の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

3 附則第十条の規定の施行前に社会資本整備特別措置法第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定から旧特別会計に繰入れを行った場合における新特別会計法附則第四項の規定の適用については、同項中「金額」とあるのは、「金額」から当該繰入金に相当する金額のうち独立行政法人国立病院機構法附則第五条第一項の規定により機構に承継された額に相当する金額を控除した

金額」とする。

附則第十三条（恩給負担金の取扱い）

- ・附則第十条の規定の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で従前の国立病院特別会計が引き続き存続するものとした場合において国立病院特別会計において負担すべきこととなるものについては、政令で定めるところにより、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律（昭和六年法律第八号）の規定により国立高度専門医療センター特別会計において負担することとなるものを除き、機構を同法に規定する特別会計とみなし、同法の規定を適用する。

【沿革④ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立病院機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・中期目標管理型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H26 年 4 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日：</b> H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日：</b> H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。



附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 42. 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 医薬品医療機器総合機構		
所在地	東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞ヶ関ビル		
設立根拠法	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）		
所管府省	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課		
設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 54 年 10 月 認可法人医薬品副作用被害救済基金設立</p> <p>②昭和 62 年 10 月 認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興基金（①の後身）</p> <p>③平成 6 年 4 月 認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（②の後身）</p> <p>④平成 9 年 7 月 国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター設立</p> <p>⑤平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人医薬品医療機器総合機構設立（③、④及び財団法人医療機器センターの一部の業務を統合）</p> <p>⑥平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法人に移行</p>		
事業目的	独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）は、許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 許可医薬品等の副作用による健康被害の救済に関する次に掲げる業務</p> <p>イ 許可医薬品等の副作用による疾病、障害又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付（以下「副作用救済給付」という。）を行うこと。</p> <p>ロ 次条第一項第一号及び第二号に掲げる給付の支給を受ける者並びに同項第三号に掲げる給付の支給を受ける者に養育される同号に規定する十八歳未満の者について保健福祉事業を行うこと。</p> <p>ハ 拠出金を徴収すること。</p> <p>ニ イからハマまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>二 許可生物由来製品等を介した感染等による健康被害の救済に関する次に掲げる業務</p> <p>イ 許可生物由来製品等を介した感染等による疾病、障害又は死亡につき、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付（以下「感染救済給付」という。）を行うこと。</p>		

ロ 第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる給付の支給を受ける者並びに同項第三号に掲げる給付の支給を受ける者に養育される同号に規定する十八歳未満の者について保健福祉事業を行うこと。

ハ 拠出金を徴収すること。

ニ イからハマまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三及び四 削除

五 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下この号において「医薬品等」という。）に関する次に掲げる業務

イ 行政庁の委託を受けて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十三条の二第一項（同法第十三条の三第三項及び第八十条第四項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項（同法第十四条の五第一項（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）、第十四条の七第一項（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）並びに第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の七第一項（同法第二十三条の二の十第一項（同法第二十三条の二の十九において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十三条の六第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十三第一項（同法第二十三条の二十四第三項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二十七第一項（同法第二十三条の三十第一項（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）、第二十三条の三十二第一項（同法第二十三条の三十九において準用する場合を含む。）並びに第二十三条の三十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）又は第八十条の三第一項の規定による調査又は審査を行うこと、同法第二十三条の二の七第一項（同法第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による基準適合証の交付又は返還の受付を行うこと、第二十三条の十八第二項の規定による基準適合性認証を行うこと、同法第八十条の十第一項の規定による登録等を行うこと及び同法第十四条の二第四項、第十四条の五第二項、第十四条の十第一項、第二十三条の二の七第四項、第二十三条の二の十第二項、第二十三条の二の十三第一項、第二十三条の五第二項、第二十三条の二十七第四項、第二十三条の三十第二項、第五十二条の三第二項（第六十四条及び第六十五条の五において準用する場合を含む。）、第八十条の三第四項又は第八十条の十第三項の報告又は届出を受理すること。

ロ 民間において行われる治験その他医薬品等の安全性に関する試験その他の試験の実施、医薬品等の使用の成績その他厚生労働省令で定めるものに関する調査の実施及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による承認の申請に必要な資料の作成に関し指導及び助言を行うこと。

	<p>ハ 医薬品等の品質、有効性及び安全性に関する情報を収集し、整理し、及び提供し、並びにこれらに関し相談に応じることその他医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に関する業務を行うこと。（ロに掲げる業務及び厚生労働省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）</p> <p>ニ イ及びロに掲げる業務（これらに附帯する業務を含み、政令で定める業務を除く。）に係る手数料を徴収すること。</p> <p>ホ ハに掲げる業務（これに附帯する業務を含み、政令で定める業務を除く。）に係る拠出金を徴収すること。</p> <p>ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>六 予防接種に関する次に掲げる業務</p> <p>イ 予防接種法（昭和三十二年法律第六十八号）第十四条第一項の規定による情報の整理及び同条第二項の規定による調査を行うこと。</p> <p>ロ イに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>七 再生医療等（再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第一項に規定する再生医療等をいう。）に関する次に掲げる業務</p> <p>イ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律第三十八条第一項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うこと。</p> <p>ロ イに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十九条の二第一項若しくは第二項又は第八十条の五第一項の規定による政令で定める立入検査、質問及び収去</p> <p>二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去</p> <p>三 再生医療等の安全性の確保等に関する法律第五十三条第一項の規定による立入検査及び質問</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">1, 180</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">24, 277</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">23, 475</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">27, 249</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">職員数：886 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	1, 180	収入	24, 277	支出	23, 475	正味財産	27, 249
区分	平成 28 年度										
資本金	1, 180										
収入	24, 277										
支出	23, 475										
正味財産	27, 249										
補助金、交付金、委託費等	<p>(✓) 補助金：独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 34 条</p> <p>(✓) 交付金：独立行政法人通則法第 46 条</p>										

	<input checked="" type="checkbox"/> 委託費 : 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 15 条 5 項イ <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証 : 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第 15 条 3 項
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2, 3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法第 14 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧 (192 法人)



【沿革② 昭和 62 年 10 月 認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興基金（①の後身）】

法人類型	認可法人		
法人名	認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興基金		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名                      医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和 62 年 5 月 29 日号外法律第 32 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：S 62 年 2 月 16 日                      ・法案成立年月日：S 62 年 5 月 25 日                      ・法律公布年月日：S 62 年 5 月 29 日                      ・法律施行年月日：S 62 年 10 月 1 日</p>	<p>法改正の                      パターン                      分類</p>	<p>（ ）新規立法                      （<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正                      （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 62 年 3 月 27 日・衆議院社会労働委員会）</p> <p>我が国は、現在、人口の高齢化が急速に進行しておりますが、本格的な長寿社会においても活力ある福祉社会を維持していくためには、何よりも国民の健康の確保が基本であり、高齢化に伴い増大の危惧される疾病等を克服し、積極的に健康増進を図ることが緊要の課題となっております。</p> <p>他方、近年目覚ましい進展を遂げているバイオテクノロジーを初めとする先端的科学技術は、これを保健医療の分野で十分に活用していけば、このような課題の克服も可能となる画期的な医薬品、医療用具等の開発をもたらすものと大きく期待されております。</p> <p>しかしながら、これらの先端的科学技術の研究・応用は、いまだ未知の分野も多く、今後の広範な研究の蓄積が必要とされております。そのためには、広く基礎科学研究を充実強化することはもとより、その蓄積を医薬品、医療用具等という具体的な成果の形で保健医療の場に提供していく役割を担う民間の積極的な技術開発への取り組みを推進していくことが必要であります。特に、これらの先端的科学技術の研究開発はリスクも大きく、民間の自主努力だけでは迅速かつ効率的な取り組みが困難な面があります。このため、本格的な長寿社会を目前に控えて国民保健の確保向上を図る観点から、国の振興制度を早急に確立することが望まれております。</p> <p>政府といたしましては、このような認識のもとに、民間において行われる医薬品、医療用具等に関する研究開発を振興するため、医薬品副作用被害救済基金の業務として研究振興業務を加えることとし、この法律案を提出した次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第三条（経過措置）</p> <p>・この法律の施行の際現にその名称中に医薬品副作用被害救済・研究振興基金という文字を用いている者については、新法第五条第二項の規定は、この法律の施行</p>		

後六月間は、適用しない。

第四条

- ・この法律の施行の際現に理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第五条

- ・この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【沿革③ 平成6年4月 認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（②の後身）】

法人類型	認可法人		
法人名	認可法人医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	－		
関係法案等	<p>・関係法案名 薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律三・四条による改正（平成5年4月28日法律第27号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H5年2月22日 ・法案成立年月日：H5年4月21日 ・法律公布年月日：H5年4月28日 ・法律施行年月日：H5年10月1日</p>	<p>法改正の パターン 分類</p>	<p>（ ）新規立法 （<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成5年3月25日・衆議院厚生委員会） 難病、エイズ等を対象とする医薬品や医療用具は、医療上の必要性が高いにもかかわらず、患者数が少ないことにより、十分にその研究開発が進んでいないのが現状です。 また、医療をめぐる国民のニーズの多様化等に対応して、安全かつ良質な医薬品等を一日も早く医療の場に提供する必要があります。 このため、政府として希少疾病用医薬品等の研究開発を促進するための措置を講ずるとともに、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保のための施策の充実を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第四条（医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部改正に伴う経過措置） ・医薬品副作用被害救済・研究振興基金（次条及び附則第六条において「基金」という。）は、その定款を第三条の規定による改正後の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第十四条第一項の規定に適合するように変更し、第三条の規定の施行の日の前日までに厚生大臣の認可を受けなければならない。 2 前項に規定する定款の変更の認可の効力は、第三条の規定の施行の日から生じるものとする。 第五条 ・政府以外の出資者は、基金に対し、第三条の規定の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。 2 基金は、前項の規定による請求があったときは、第三条の規定による改正後の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第四条の三第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする</p>		

る。

#### 第六条

・基金は、その定款を第四条の規定による改正後の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（次条及び附則第八条において「新法」という。）第十四条第一項の規定に適合するように変更し、第四条の規定の施行の日の前日までに厚生大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する定款の変更の認可の効力は、第四条の規定の施行の日から生じるものとする。

#### 第七条

・政府以外の出資者は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下この条において「機構」という。）に対し、第四条の規定の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、新法第四条の三第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

#### 第八条

・第四条の規定の施行の際現にその名称中に医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構という文字を用いている者については、新法第五条第二項の規定は、第四条の規定の施行後六月間は、適用しない。

#### 第九条（罰則に関する経過措置）

・この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【沿革④ 平成9年7月 国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター設立】

法人類型	厚生省の施設等機関		
法人名	国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 厚生省組織令の一部を改正する政令		
	・国会提出年月日：— ・法案成立年月日：— ・法律公布年月日：— ・法律施行年月日：—	法改正の パターン 分類	( ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 (✓) その他
提案理由説明 抜粋	—		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革⑤ 平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人医薬品医療機器総合機構設立（③、④及び財団法人医療機器センターの一部の業務を統合）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構）廃止した上で、国立医薬品食品衛生研究所医薬品医療機器審査センター等と統合し、新たに医薬品等に係る研究開発業務、医薬品調査等業務及び救済給付業務を行う独立行政法人を設置する。</li> </ul>		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年 12 月 20 日法律第 192 号）</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H14 年 10 月 21 日</li> <li>・法案成立年月日：H14 年 12 月 13 日</li> <li>・法律公布年月日：H14 年 12 月 20 日</li> <li>・法律施行年月日：H16 年 4 月 1 日</li> </ul>	法改正の パターン 分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>（<input checked="" type="checkbox"/>）新規立法</li> <li>（ ）既存法律の一部改正</li> <li>（ ）その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 11 月 21 日・参議院厚生労働委員会）</p> <p>第一に、八つの特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、その事業について徹底した見直しを行った上で残る業務を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、八つの独立行政法人の設立を行うとともに、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。</p> <p>なお、各独立行政法人の業務の範囲につきましては、それぞれの個別法案において、融資業務の廃止など特殊法人等整理合理化計画に盛り込まれました見直し措置を講じております。（略）</p> <p>第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を、現在の特殊法人等と比較をして三割近く削減することとしております。</p> <p>第三に、個々の独立行政法人を所管する主務大臣は厚生労働大臣であることを定めております。</p> <p>第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p>		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第四条（持分の払戻し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「旧機構」という。）に出資した政府以外の者は、旧機構に対し、平成十五年十月一日から平成十六年二月二十九日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。</li> </ul>		

- 2 旧機構は、前項の規定による請求があったときは、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）第四条の三第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、その者が有する施行日の前日における同法第三十八条の三第二号に規定する業務に係る勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する持分に相当する金額により持分の払戻しをしなければならない。この場合において、当該持分に係る出資額に相当する金額については、附則第十三条第一項の規定による旧機構の解散の時（以下「解散時」という。）において、旧機構に対する当該請求をした者の出資はなかったものとする。
- 3 前項に規定する資産の価額は、施行日の前日現在における時価を基準として、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣が評価した金額とする。
- 4 厚生労働大臣は、前項の評価をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

#### 附則第六条（職員の引継ぎ等）

- ・機構の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、施行日において、機構の職員となるものとする。

#### 附則第七条

- ・前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

#### 附則第八条

- ・附則第六条の規定により厚生労働省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。
- 2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
  - 3 施行日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第六条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員として

の引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 4 機構は、施行日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第六条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 附則第九条

- ・機構の成立の際現に附則第六条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、施行日において引き続き機構の職員となったもの（附則第十一条において「引継職員」という。）であって、施行日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月の翌月から始める。

#### 附則第十条（施行日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員に関する経過措置）

- ・施行日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第六条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が施行日において機構の役員又は職員（職員に相当するものに限るものとし、以下この条において「役職員」という。）となる場合であって、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第四十一条の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日



から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、同日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

- 2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。）がすることができる。
- 3 施行日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員（同日において附則第六条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が施行日において役職員となる場合であって、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかった場合には、当該役職員は、施行日の前日に退職（国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したものとみなす。

#### 附則第十一条（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
  - 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 附則第十二条（国の権利義務の承継等）

- ・機構の成立の際、第十五条第一項第五号に掲げる業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に於いて機構が承継する。
- 2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し、審査等業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。
  - 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
  - 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十三条（旧機構の解散等）

- ・旧機構は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて機構が承継する。
- 2 施行日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。
- 3 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、附則第二十一条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（以下「旧機構法」という。）第三十八条の三第二号に掲げる業務に係る勘定において、解散時までに政府から旧機構に対して出資された額（第六項の規定により出資されたものとされた額を含み、同項の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）は、その承継に際し政府から機構に、附則第十八条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。
- 4 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧機構に出資した政府以外の者の持分は、この法律の施行の時に於いて、施行日の前日における旧機構法第三十八条の三第二号に規定する業務に係る勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する当該持分に相当する金額により払い戻されたものとし、その払い戻されたものとされた金額に相当する金額が、この法律の施行の時に於いて、当該政府以外の者から機構に研究振興業務に充てるべきものとして拠出されたものとする。この場合において、当該持分に係る出資額に相当する金額については、この法律の施行の時に於いて、旧機構に対する当該政府以外の者の出資はなかったものとする。
- 5 前項の資産の価額については、附則第四条第三項及び第四項の規定を準用する。
- 6 旧機構が旧機構法第二十七条第二項第三号及び第三項第二号の規定による出資に基づいて取得した株式（以下単に「株式」という。）を処分した場合において、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を超えるときはその差額に相当する額については解散時に於いて、政令で定めるところにより、旧機構に対し政府及び政府以外の者から出資されたものとし、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を下回るときはその差額に相当する額については解散時に於いて、政令で定めるところにより、旧機構に対する政府及び政府以外の者の出資はなかったものとする。
- 7 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧機構法第三十八条の三第三号及び第四号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対しそれぞれ

基礎的研究業務及び希少疾病用医薬品等開発振興業務並びに審査等業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

8 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際次の各号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が当該各号に掲げる業務に係る勘定において資本金として整理されている金額を超えるときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する積立金として、当該各号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が当該各号に掲げる業務に係る勘定において資本金として整理されている金額を下回るときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。

一 旧機構法第三十八条の三第一号に規定する業務に係る勘定 副作用救済勘定

二 旧機構法第三十八条の三第二号に掲げる業務に係る勘定 附則第十八条第四項に規定する承継勘定

三 旧機構法附則第六条第四項に規定する特別の勘定 附則第十五条第四項に規定する特別の勘定

四 旧機構法附則第八条第二項に規定する特別の勘定 附則第十七条第二項に規定する特別の勘定

9 前二項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

11 機構は、機構が基礎的研究業務及び希少疾病用医薬品等開発振興業務並びに審査等業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産であつて国庫に納付するものとして政令で定める資産の価額に相当する金額を、設立後速やかに国庫に納付することとする。

12 前項の規定による納付金の納付の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附則第十四条（指定調査機関の権利義務の承継等）

・機構の成立の時に於いて、現に指定調査機関（附則第二十六条の規定による改正前の薬事法（以下「旧薬事法」という。）第十四条の三第一項に規定する指定調査機関をいう。）が有する権利及び義務であつて、旧薬事法第十四条の三に規定する調査に係る業務（当該業務に附帯する業務を含む。）に係るものは、機構の成立の時に於いて、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継する。

附則第十五条（業務の特例等）

・機構は、第十五条に規定する業務のほか、当分の間、旧機構法附則第三条の規定により読み替えられた旧機構法第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日前に使用された特定の医薬品の副作用による健康被害（以下この条及び次条において「健康被害」という。）の救済を円滑に行うことが特に必要であると認めた場合には、厚生労働大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。

一 健康被害の救済のために必要な事業を行う者の委託を受けて、その事業を行うこと。

二 健康被害の救済のための給付を行う者に対し、当該給付に必要な限度で資金を貸し付けること。

2 前項第二号の貸付けを受けた者は、同号に掲げる業務の事務の執行に要する費用に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、機構に対し、納付金を納付しなければならない。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第一項第二号の貸付け（国と連帯して行う健康被害の救済のための給付に必要な資金の貸付けに限る。）のための資金に充てるため機構がする借入金に係る債務（借換えに係る債務を含む。）について保証することができる。

4 機構は、第一項に規定する業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

5 第一項の規定により機構が同項の業務を行う場合には、第三十一条第六項及び第七項中「副作用救済勘定及び感染救済勘定」とあるのは「副作用救済勘定、感染救済勘定及び附則第十五条第四項に規定する特別の勘定」と、第三十二条第一項中「副作用救済給付業務及び感染救済給付業務」とあるのは「副作用救済給付業務、感染救済給付業務及び附則第十五条第一項第二号に掲げる業務」とする。

6 第一項に規定する業務は、第四十五条第二号の規定の適用については、第十五条第一項第一号に掲げる業務とみなす。

附則第十六条（給付額の繰延べ等）

・前条第一項第二号の規定による機構からの貸付け（国と連帯して行う健康被害の救済のための給付に必要な資金の貸付けに限る。）を受けて同号の給付を行う者は、当該給付のうち機構から当該貸付けを受けた額に相当する金額を、当該給付を行った後最初に到来する決算期において、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、当該決算期から十五年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額は、医薬品副作用被害救済費用繰延という名称を用いなければならない。

3 第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した者は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十条第一項の規定により利益の配当をすることができる限度とされた金額から第一項の規定により計上された金額を控除した額に相当する金額を限度として利益の配当をすることができる。

4 商法第二百六十六条第一項第一号及び第二百九十条第二項の規定は、前項の規定に違反して配当した場合に準用する。

#### 附則第十八条（旧機構の業務の一部廃止に伴う承継業務等）

・機構は、第十五条、附則第十五条第一項及び前条第一項に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、附則第十三条第一項の規定により承継した株式の処分を行う。

2 機構は、旧機構法第二十七条第二項第三号及び第三項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、第十五条、附則第十五条第一項、前条第一項及び前項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収を行う。

3 機構は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

4 機構は、承継業務については、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて経理しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により機構が承継業務を行う場合には、第六条第一項中「附則第十二条第二項及び附則第十三条第七項」とあるのは「附則第十二条第二項並びに附則第十三条第三項及び第七項」と、第三十一条第四項中「（という。）」とあるのは「（という。）及び附則第十八条第四項に規定する承継勘定」と、同条第五項中「研究振興勘定」とあるのは「研究振興勘定及び附則第十八条第四項に規定する承継勘定」とする。

6 承継業務は、第四十五条第二号の規定の適用については、第十五条第一項第三号ロからトまでに掲げる業務とみなす。

#### 附則第十九条

・機構は、承継業務を終えたときは、承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 機構は、前項の規定により承継勘定を廃止したときは、その廃止の際承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

#### 附則第二十条（余裕金の運用に関する経過措置）

・機構は、附則第十三条第一項の規定により旧機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際現に財政融資資金預託金として預託しているものについては、通則法第四十七条の規定にかかわらず、当該財政融資資金預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き業務上の余裕金として財政融資資金に預託

することができる。

附則第二十一条（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の廃止）

- ・ 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法は、廃止する。

附則第二十二条（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の廃止に伴う経過措置）

- ・ 施行日前に旧機構法（第十七条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は通則法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第二十三条

- ・ 旧機構法附則第三条の規定により読み替えられた旧機構法第三十一条第一項の厚生大臣が告示で定める日から起算して六月を経過した日から施行日の前日までに使用された許可医薬品が原因となって当該使用された日以後に医薬品の副作用による疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した者については、附則第二条の規定にかかわらず、第十六条の規定を適用する。ただし、施行日前に旧機構法第二十八条第一項の救済給付を受けている者及び当該救済給付に係る請求をしている者は、この限りでない。

附則第二十四条（罰則の適用に関する経過措置）

- ・ この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第二十七条（薬事法の一部改正に伴う経過措置）

- ・ 施行日前に旧薬事法の規定によりした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後の薬事法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

【沿革⑥ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・中期目標管理型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H26 年 4 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日：</b> H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日：</b> H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。



附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

43. 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所		
所在地	大阪府茨木市彩都あさぎ 7-6-8		
設立根拠法	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年法律第 135 号）		
所管府省	厚生労働省大臣官房厚生科学課		
設立年月日	平成 27 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①大正 9 年 9 月 内務省栄養研究所設立</p> <p>②昭和 13 年 1 月 厚生省栄養研究所（①の後身）</p> <p>③昭和 22 年 5 月 厚生省国立栄養研究所（②の後身）</p> <p>④平成元年 10 月 厚生省国立健康・栄養研究所（③の後身、改称）</p> <p>⑤平成 9 年 4 月 国立感染症研究所（旧国立予防衛生研究所を改称）</p> <p>⑥平成 9 年 7 月 国立医薬品食品衛生研究所（旧国立衛生試験所を改称）</p> <p>⑦平成 13 年 1 月 厚生労働省国立健康・栄養研究所（④の後身、中央省庁再編）</p> <p>⑧平成 13 年 4 月 独立行政法人国立健康・栄養研究所（⑦の後身）</p> <p>⑨平成 16 年 4 月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構</p> <p>⑩平成 17 年 4 月 独立行政法人医薬基盤研究所設立（⑤の一部、⑥の一部及び⑨の一部を統合）</p> <p>⑪平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所設立（⑧と⑩を統合）</p>		
事業目的	<p>国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務</p> <p>イ 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。</p> <p>ロ 政府等（政府及び独立行政法人（通則法第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。）以外の者に対し、試験研究を国の試験研究機関又は</p>		

試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

ハ 海外から研究者を招へいすること。

ニ 情報を収集し、整理し、及び提供すること。

ホ 調査すること。

二 希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器及び希少疾病用再生医療等製品に関する試験研究に関し、必要な資金に充てるための助成金を交付し、並びに指導及び助言を行うこと（厚生労働省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。

三 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。

四 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。

五 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十条第二項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。

二 健康増進法第二十六条第三項（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第二十六条第一項の規定による許可又は同法第二十九条第一項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。

三 健康増進法第二十七条第五項（同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。

四 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。

（単位：百万円）

区分	平成 28 年度
資本金	53,474
収入	6,648
支出	6,428
正味財産	19,410

職員数：94人

財務情報等

補助金、交付金、委託費等

補助金：

交付金：独立行政法人通則法第 46 条

委託費：

政府貸付：

政府保証：

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 9 項  (✓) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条  (✓) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事）  ( ) 国の認可：  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項（中長期計画）  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項（年度計画）  <b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表）  ( ) 国への届出：  <b>(その他国の関与)</b>  ( ) その他：</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p>( ) 法人税：  (✓) 固定資産税：地方税法第 348 条 2 項 42 号  (✓) 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号  (✓) 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表 2、3 及び告示第 56 号</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制：  (✓) みなし公務員：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第 14 条  (✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧（192 法人）</p>

【沿革④ 平成元年 10 月 厚生省国立健康・栄養研究所（③の後身、改称）】

法人類型	厚生省の施設等機関		
法人名	厚生省国立健康・栄養研究所		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 厚生省組織令の一部を改正する政令		
	・国会提出年月日：— ・法案成立年月日：— ・法律公布年月日：— ・法律施行年月日：—	法改正の パターン 分類	（ ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）その他
提案理由説明 抜粋	—		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		



【沿革⑤ 平成9年4月 国立感染症研究所（旧国立予防衛生研究所を改称）】

法人類型	厚生省の施設等機関		
法人名	国立感染症研究所		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 厚生省組織令の一部を改正する政令		
	・国会提出年月日：— ・法案成立年月日：— ・法律公布年月日：— ・法律施行年月日：—	法改正の パターン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	—		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革⑥ 平成9年7月 国立医薬品食品衛生研究所（旧国立衛生試験所を改称）】

法人類型	厚生省の施設等機関		
法人名	国立医薬品食品衛生研究所		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 厚生省組織令の一部を改正する政令		
	・国会提出年月日：— ・法案成立年月日：— ・法律公布年月日：— ・法律施行年月日：—	法改正の パターン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	—		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革⑧ 平成 13 年 4 月 独立行政法人国立健康・栄養研究所（⑦の後身）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・ 関係法案名 独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 180 号）</p>		
	<p>・ 国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・ 法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・ 法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・ 法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日</p>	<p>法改正の パターン 分類</p>	<p>（<input checked="" type="checkbox"/>）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会） 独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（職員の引継ぎ等） ・ 研究所の成立の際現に厚生労働省の施設等機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</p> <p>第三条 ・ 研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める施設等機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、研究所の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>第四条（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）</p>		

・研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 第五条（権利義務の承継）

・研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時に於いて研究所が承継する。

【沿革⑨ 平成 16 年 4 月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年 12 月 20 日法律第 192 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H14 年 10 月 21 日 <b>・法案成立年月日：</b> H14 年 12 月 13 日 <b>・法律公布年月日：</b> H14 年 12 月 20 日 <b>・法律施行年月日：</b> H16 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 11 月 7 日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第六条（職員の引継ぎ等）</p> <p>・機構の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、施行日において、機構の職員となるものとする。</p> <p>第七条</p> <p>・前条の規定により機構の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。</p> <p>第八条</p> <p>・附則第六条の規定により厚生労働省の職員が機構の職員となる場合には、その者</p>		

に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

- 2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
- 3 施行日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第六条の規定により引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 4 機構は、施行日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第六条の規定により引き続いて機構の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 第九条

- ・機構の成立の際現に附則第六条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、施行日において引き続き機構の職員となったもの（附則第十一条において「引継職員」という。）であって、施行日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、施行日の前日の属する月の翌月から始める。

第十条（施行日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員に関する経過措置）

・施行日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第六条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が施行日において機構の役員又は職員（職員に相当するものに限るものとし、以下この条において「役職員」という。）となる場合であって、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第四十一条の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、同日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。）がすることができる。

3 施行日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員（同日において附則第六条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が施行日において役職員となる場合であって、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかった場合には、当該役職員は、施行日の前日に退職（国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したものとみなす。

第十一条（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

・機構の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、機構の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第十二条（国の権利義務の承継等）

- ・ 機構の成立の際、第十五条第一項第五号に掲げる業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に於いて機構が承継する。
- 2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し、審査等業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。



【沿革⑩ 平成 17 年 4 月 独立行政法人医薬基盤研究所設立（⑤の一部、⑥の一部及び⑨の一部を統合）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人医薬基盤研究所設立		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（日本労働研究機構）廃止した上で、労働研修所と統合し、新たに労働に関する政策研究及び研修を実施する独立行政法人を設置する。独立行政法人とする。</li> </ul>		
関係法案等	<p>・ <b>関係法案名</b> 独立行政法人医薬基盤研究所法（平成 16 年 6 月 23 日法律第 135 号）</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：H16 年 3 月 8 日</li> <li>・ 法案成立年月日：H16 年 6 月 15 日</li> <li>・ 法律公布年月日：H16 年 6 月 23 日</li> <li>・ 法律施行年月日：H16 年 6 月 23 日</li> </ul>	<p><b>法改正の パターン 分類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（<input checked="" type="checkbox"/>）新規立法</li> <li>（ ）既存法律の一部改正</li> <li>（ ）その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 16 年 4 月 13 日・参議院厚生労働委員会）</p> <p>厚生労働省におきましては、これまで、順次、国立試験研究機関の再編を進めてまいりましたが、その一環として、最先端のゲノム科学等を活用し、医薬品等の開発に係る基盤研究等を行う組織の検討も進めてきたところであります。</p> <p>一方で、規制と振興の分離の観点から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務から研究開発振興業務を早急に分離することが求められております。</p> <p>このため、国立試験研究機関及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構の業務の一部を移管・統合し、非公務員型の独立行政法人医薬基盤研究所を設置するため、この法律案を提出した次第であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（職員の引継ぎ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究所の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の職員となるものとする。</li> </ul> <p>第三条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前条の規定により研究所の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。</li> </ul> <p>第四条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附則第二条の規定により厚生労働省の職員が研究所の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づ</li> </ul>		

く退職手当は、支給しない。

- 2 研究所は、前項の規定の適用を受けた研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きいた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
- 3 研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて研究所の職員となり、かつ、引き続き研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 4 研究所は、研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて研究所の職員となった者のうち研究所の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に研究所を退職したものであって、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 第五条

- ・附則第二条の規定により研究所の職員となった者であって、研究所の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

第六条（研究所の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員

に関する経過措置)

- ・ 研究所の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が研究所の成立の日において研究所の役員又は職員（職員に相当するものに限るものとし、以下この条において「役職員」という。）となる場合であつて、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第二十二條の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、同日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。
- 2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。）がすることができる。
- 3 研究所の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が研究所の成立の日において役職員となる場合であつて、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかった場合には、当該役職員は、研究所の成立の日の前日に退職（国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したものとみなす。

第七条（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・ 研究所の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により研究所に引き継がれる職員であるものは、研究所の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第八条（国の権利義務の承継等）

- ・ 研究所の成立の際、第十五条第一号イに掲げる業務及びこれに附帯する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時に於いて研究所が承継する。
- 2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条（独立行政法人医薬品医療機器総合機構の権利義務の承継等）

- ・ 研究所の成立の際、附則第十六条の規定による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号。以下「旧機構法」という。）第十五条第一項第三号及び第四号並びに附則第十八条第一項から第三項までに掲げる業務に関し、現に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が有する権利及び義務は、研究所の成立の時に於いて研究所が承継する。
- 2 前項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構法第二十九条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に対して出資された額は、その承継に際し政府から研究所に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。
- 3 第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究所に、第十五条第一号ロ及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。
- 4 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。
- 5 第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構法附則第十八条第一項から第三項までに掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に対して出資された額（次項の規定により出資されたものとされた額を含み、同項の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）は、その承継に際し政府から研究所に、次条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。
- 6 機構が旧機構法附則第十三条第一項の規定により承継した株式を処分した場合において、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費

用の総額を超えるときはその差額に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところにより、機構に対し政府から出資されたものとし、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を下回るときはその差額に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところにより、機構に対する政府の出資はなかったものとする。

- 7 機構は、第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額によりその資本金を減少するものとする。
- 一 第二項及び第五項の規定により研究所に対して出資されたものとされた額
  - 二 旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に対して出資された額

#### 第十二条（承継業務等）

- ・研究所は、第十五条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、旧機構法附則第十三条第一項の規定により機構が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から承継した株式であって、前条第一項の規定により機構から承継したものの処分の業務を行う。
- 2 研究所は、第十五条及び前項に規定する業務のほか、旧機構法附則第二十一条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）第二十七条第二項第三号及び第三項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権（旧機構法附則第十三条第一項の規定により機構が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から承継したものであって、前条第一項の規定により機構から承継したものに限り。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。
- 3 研究所は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。
- 4 研究所は、承継業務については、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて経理しなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定により研究所が承継業務を行う場合には、第六条第一項中「附則第八条第二項並びに附則第十一条第二項及び第三項」とあるのは「附則第八条第二項並びに附則第十一条第二項、第三項及び第五項」と、第十九条第四項及び第五項中「勘定」とあるのは「勘定及び附則第十二条第四項に規定する承継勘定」とする。
- 6 承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条第一号ハからトまでに掲げる業務とみなす。

#### 第十三条

- ・研究所は、承継業務を終えたときは、承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財

	産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。 2 研究所は、前項の規定により承継勘定を廃止したときは、その廃止の際承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。
--	--

【沿革⑩ 平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所設立（⑧と⑩を統合）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所を統合し、研究開発型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成 16 年 6 月 23 日法律第 135 号）		
	・国会提出年月日：H16 年 3 月 8 日 ・法案成立年月日：H16 年 6 月 15 日 ・法律公布年月日：H16 年 6 月 23 日 ・法律施行年月日：H16 年 6 月 23 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 26 年 3 月 26 日・衆議院厚生労働委員会） 政府としては、昨年十二月に独立行政法人改革等に関する基本的な方針を閣議決定し、独立行政法人について、組織や業務の見直しを順次進めることとしていますが、その見直しの一つとして、医薬品と食品等の専門性の融合による総合的な研究を推進する観点から、独立行政法人医薬基盤研究所と独立行政法人国立健康・栄養研究所を統合することとしています。また、既に今国会に提出されている独立行政法人日本医療研究開発機構法案による日本医療研究開発機構の設立に当たっては、スクラップ・アンド・ビルド原則に基づき行うこととしています。 この法律案は、こうした政府の方針を踏まえ、独立行政法人医薬基盤研究所と独立行政法人国立健康・栄養研究所を統合するための所要の措置を講ずるものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に辞令を發せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の職員となるものとする。 附則第三条 ・前条の規定により研究所の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分		

を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したものとみなす。

#### 附則第四条

・附則第二条の規定により厚生労働省の職員が研究所の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 研究所は、前項の規定の適用を受けた研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて研究所の職員となり、かつ、引き続き研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が研究所を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 研究所は、研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて研究所の職員となった者のうち研究所の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に研究所を退職したものであって、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 附則第五条

・附則第二条の規定により研究所の職員となった者であって、研究所の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。

す。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

附則第六条（研究所の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員に関する経過措置）

- ・研究所の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この条において同じ。）及びその所管する独立行政法人の職員をもって組織された国家公務員共済組合（以下この条において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が研究所の成立の日において研究所の役員又は職員（職員に相当するものに限るものとし、以下この条において「役職員」という。）となる場合であって、かつ、引き続き同日以後において役職員である場合には、第二十二條の規定にかかわらず同法の規定の適用については、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに申出をしたときは、同日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役職員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。）がすることができる。

3 研究所の成立の日の前日において厚生労働省共済組合の組合員である職員（同日において附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。）が研究所の成立の日において役職員となる場合であって、かつ、第一項又は前項の規定による申出を行わなかった場合には、当該役職員は、研究所の成立の日の前日に退職（国家公務員共済組合法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）したものとみなす。

附則第七条（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・研究所の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第二条の規定により研究所に引き継がれる職員であるものは、研究所の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定



に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 附則第八条（国の権利義務の承継等）

- ・研究所の成立の際、第十五条第一号イに掲げる業務及びこれに附帯する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。
- 2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。
  - 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
  - 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則第十条（国有財産の無償使用）

- ・国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者の住居の用に供されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。

#### 附則第十一条（独立行政法人医薬品医療機器総合機構の権利義務の承継等）

- ・研究所の成立の際、附則第十六条の規定による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号。以下「旧機構法」という。）第十五条第一項第三号及び第四号並びに附則第十八条第一項から第三項までに掲げる業務に関し、現に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が有する権利及び義務は、研究所の成立の時において研究所が承継する。
- 2 前項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構法第二十九条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に対して出資された額は、その承継に際し政府から研究所に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。
  - 3 第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究所に、第十五条第一号ロ及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

- 4 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。
- 5 第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構法附則第十八条第一項から第三項までに掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に対して出資された額（次項の規定により出資されたものとされた額を含み、同項の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）は、その承継に際し政府から研究所に、次条第一項から第三項までに規定する業務（以下「承継業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。
- 6 機構が旧機構法附則第十三条第一項の規定により承継した株式を処分した場合において、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を超えるときはその差額に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところにより、機構に対し政府から出資されたものとし、当該株式の処分により生じた収入の総額が当該株式の取得に要した費用の総額を下回るときはその差額に相当する額については研究所の成立の日の前日において、政令で定めるところにより、機構に対する政府の出資はなかったものとする。
- 7 機構は、第一項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額によりその資本金を減少するものとする。
- 一 第二項及び第五項の規定により研究所に対して出資されたものとされた額
- 二 旧機構法第二十九条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機構に対して出資された額
- 附則第十二条（承継業務等）
- ・ 研究所は、第十五条に規定する業務のほか、政令で指定する日までの間において、旧機構法附則第十三条第一項の規定により機構が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から承継した株式であって、前条第一項の規定により機構から承継したものの処分の業務を行う。
- 2 研究所は、第十五条及び前項に規定する業務のほか、旧機構法附則第二十一条の規定による廃止前の医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法（昭和五十四年法律第五十五号）第二十七条第二項第三号及び第三項第二号の規定により貸し付けられた資金に係る債権（旧機構法附則第十三条第一項の規定により機構が医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構から承継したものであって、前条第一項の規定により機構から承継したものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務を行う。
- 3 研究所は、前二項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。
- 4 研究所は、承継業務については、特別の勘定（以下「承継勘定」という。）を設けて経理しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定により研究所が承継業務を行う場合には、第六条第一項中「附則第八条第二項並びに附則第十一条第二項及び第三項」とあるのは「附則第八条第二項並びに附則第十一条第二項、第三項及び第五項」と、第十九条第四項及び第五項中「勘定」とあるのは「勘定及び附則第十二条第四項に規定する承継勘定」とする。

6 承継業務は、第二十四条第一号の規定の適用については、第十五条第一号ハからトまでに掲げる業務とみなす。

#### 附則第十三条

・研究所は、承継業務を終えたときは、承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際承継勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

2 研究所は、前項の規定により承継勘定を廃止したときは、その廃止の際承継勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

#### 44. 独立行政法人地域医療機能推進機構

##### 法人概要

###### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 地域医療機能推進機構		
所在地	東京都港区高輪 3-22-12		
設立根拠法	独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年法律第 71 号）		
所管府省	厚生労働省医政局医療経営支援課地域医療機能推進機構管理室		
設立年月日	平成 17 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①平成 17 年 10 月 1 日 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構設立</p> <p>②平成 26 年 4 月 1 日 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が改組され、独立行政法人地域医療機能推進機構発足</p>		
事業目的	<p>独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「機構」という。）は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の施設及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五十一条又は第三項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの並びに附則第四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた施設である病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。第十三条第一項第二号において同じ。）等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 病院の設置及び運営を行うこと。</p> <p>二 介護老人保健施設の設置及び運営を行うこと。</p> <p>三 看護師養成施設（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所をいう。）の設置及び運営を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項第一号から第三号までに掲げる業務を行うために設置する施設（以下本則において「施設」という。）については、新設してはならない。</p>		

	3 機構は、第一項に規定する業務のほか、同項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、介護保険法第百十五条の四十七第一項の規定により市町村の委託を受けて行う同法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業に係る業務その他同法に規定する事業であって厚生労働省令で定めるものに係る業務を行うことができる。										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">85, 491</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">526, 131</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">548, 070</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">447, 100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">職員数：24, 781 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	85, 491	収入	526, 131	支出	548, 070	正味財産	447, 100
区分	平成 28 年度										
資本金	85, 491										
収入	526, 131										
支出	548, 070										
正味財産	447, 100										
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input checked="" type="checkbox"/> 委託費：独立行政法人地域医療機能推進機構法第 13 条 3 項 <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <p><b>(その他国の関与)</b></p> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号										

	(✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2, 3 別表 2, 3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人地域医療機能推進機構法第 12 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧 (192 法人)

【沿革① 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法案（平成 17 年 6 月 22 日法律第 71 号）		
	・国会提出年月日：H17 年 3 月 4 日 ・法案成立年月日：H17 年 6 月 16 日 ・法律公布年月日：H17 年 6 月 22 日 ・法律施行年月日：H17 年 6 月 22 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 17 年 4 月 6 日・参議院本会議） 国においては、これまで厚生年金保険法、国民年金法等に基づき年金福祉施設等を設置してまいりましたが、厳しい年金財政の状況及び社会経済状況の変化等を踏まえ、その整理合理化を進めることとしております。 このため、五年間に限って年金福祉施設等の譲渡等の業務を行う非公務員型の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設置するため、この法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（国の権利義務の承継等） ・機構の成立の際、第十三条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時ににおいて機構が承継する。 2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。 附則第三条 ・機構の成立後、厚生労働大臣が第三条の規定により施設を定めた場合には、その時ににおいて、当該施設に係る第十三条に規定する業務に関し国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構が承継する。 2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。		

る。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、当該施設を定めることとなった日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四条（罰則等に関する経過措置）

・機構の役員又は職員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、第二十条第一項の規定による機構の解散の日（次項において「解散日」という。）以後も、なお従前の例による。

2 解散日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における解散日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



【沿革② 平成 26 年 4 月 1 日 独立行政法人地域医療機能推進機構発足】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人地域医療機能推進機構		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・中期目標管理型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成 17 年 6 月 11 日法律第 71 号）		
	・国会提出年月日：H17 年 3 月 4 日 ・法案成立年月日：H17 年 6 月 16 日 ・法律公布年月日：H17 年 6 月 22 日 ・法律施行年月日：H17 年 6 月 22 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 17 年 4 月 6 日・参議院本会議） 国においては、これまで厚生年金保険法、国民年金法等に基づき年金福祉施設等を設置してまいりましたが、厳しい年金財政の状況及び社会経済状況の変化等を踏まえ、その整理合理化を進めることとしております。 このため、五年間に限って年金福祉施設等の譲渡等の業務を行う非公務員型の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を設置するため、この法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二十八条（処分等の効力） ・この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。 附則第二十九条（罰則に関する経過措置） ・この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附則第三十条（その他の経過措置の政令等への委任） ・附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。		

45. 年金積立金管理運用独立行政法人

法人概要

【独立行政法人】

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人												
所在地	東京都港区虎ノ門 1-23-1 虎ノ門ヒルズ森タワー 7階												
設立根拠法	年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）												
所管府省	厚生労働省年金局総務課												
設立年月日	平成18年4月1日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和36年11月25日 年金福祉事業団設立 ②平成13年4月1日 年金資金運用基金設立 ③平成18年4月1日 年金積立金管理運用独立行政法人設立 ④平成27年4月1日 中期目標管理法に移行												
事業目的	年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	一 年金積立金の管理及び運用を行うこと。 二 厚生年金保険法第七十九条の五第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定めること。 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>9,881,109</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>2,473,993</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>35,762,501</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：110人			区分	平成28年度	資本金	100	収入	9,881,109	支出	2,473,993	正味財産	35,762,501
区分	平成28年度												
資本金	100												
収入	9,881,109												
支出	2,473,993												
正味財産	35,762,501												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金： (✓) 交付金：独立行政法人通則法第46条 ( ) 委託費： ( ) 政府貸付： ( ) 政府保証：												

国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：年金積立金管理運用独立行政法人法第 14 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧（192 法人）

【沿革① 昭和 36 年 11 月 25 日 年金福祉事業団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	年金福祉事業団		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 年金福祉事業団法（昭和 36 年 11 月 1 日法律第 180 号）		
	・国会提出年月日：S 36 年 9 月 25 日 ・法案成立年月日：S 36 年 10 月 31 日 ・法律公布年月日：S 36 年 11 月 1 日 ・法律施行年月日：S 36 年 11 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 36 年 3 月 9 日・衆議院社会労働委員会） 御承知のように、本年四月から拠出制の国民年金が発足することにより、国民皆年金がようやく実現の運びとなりましたが、その支柱をなす厚生年金や国民年金の積立金につきましては、厚生年金においては昭和三十六年度分のみでも一千四十億円の増となり、また、国民年金においても初年度三百億円に達すると推定されております。この両年金の積立金の運用をどのように行なっていくかは年金制度の今後の発展にきわめて密接な関係を有する問題であり、また、国民がつとに重大な関心を寄せているところであると存するのであります。 政府といたしましては、これらの積立金が、被保険者や事業主から集められた零細な保険料の集積である点にかんがみまして、かねてからその性格にふさわしい運用の方法を種々検討いたし、また、資金運用部資金運用審議会、社会保障制度審議会、国民年金審議会などの各種審議会の御意見もあり、昭和三十六年度におきましては、積立金を被保険者の福祉の増進のために連帯する一つの方法として従前から行なわれている厚生年金の還元融資と、さらにこれとほぼ同様の性格において新規に開始いたします国民年金の特別融資とのワクを、積立金の増加額の二五%、すなわち厚生年金と国民年金を合わせて三百三十五億円に増額いたしましたのであります。 しかしながら、従来から行なわれております厚生年金の還元融資のうち地方公共団体を通じて民間に転貸される部分は、この転貸という方式に伴い融資先等におのずから制約がある等種々の不合理な点があるのであります。これを改善し、環元融資及び特別融資を円滑に実施するため年金福祉事業団を設置せんとするものであります。すなわち資金運用部から資金を借り入れて、これを直接厚生年金、国民年金及び船員保険の被保険者の福祉増進に必要な施設を設置または整備しようとするものに貸し付ける特別の法人を設置せんとするのであります。明年度におきましては、厚生年金と国民年金の還元融資の総ワク三百三十五億円のうちから地方公共団体以外のも		

	<p>のに直接貸し付ける分として五十億円がこれに充てられることとしております。なお、本事業団は、当面、右の融資を行なうことを主たる事業とすることといたしておりますが、厚生年金、国民年金、船員保険の各法に基づく福祉施設を設置または運営する道を開くことといたしているのであります。</p> <p>本法案は、このような事業団設立の趣旨に基づいて事業団の目的、融資の相手方や融資の対象となる事業等の業務の範囲を定めるとともに、役職員の任命など事業団の組織に関する事、予算決算その他会計の方法、事業団の業務についての厚生大臣の監督等について規定しているものであります。</p>
<p><b>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</b></p>	<p>附則第五条（名称の使用制限に関する経過措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この法律の施行の際現に年金福祉事業団という名称を使用している者については、第五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</li> </ul> <p>附則第六条（最初の事業年度の特例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業団の最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。</li> </ul> <p>附則第七条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業団の最初の事業年度の予算については、第二十二条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。</li> </ul>

【沿革② 平成 13 年 4 月 1 日 年金資金運用基金設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	年金資金運用基金		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 年金資金運用基金法（平成 12 年 3 月 31 日法律第 19 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H11 年 7 月 27 日 <b>・法案成立年月日：</b> H12 年 3 月 28 日 <b>・法律公布年月日：</b> H12 年 3 月 31 日 <b>・法律施行年月日：</b> H12 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 36 年 3 月 9 日・衆議院社会労働委員会） この法律案は、年金積立金の自主運用に当たり、厚生大臣から寄託された資金の管理及び運用を行う専門機関として、年金資金運用基金を設立するものであります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第五条（名称の使用制限に関する経過措置） ・この法律の施行の際現に年金資金運用基金という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。 附則第六条（事業年度に関する経過措置） ・基金の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。 附則第七条（予算等に関する経過措置） ・基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは「基金の成立後遅滞なく」とする。 附則第八条（その他の経過措置の政令への委任） ・この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。		

【沿革③ 年平成 18 年 4 月 1 日 金積立金管理運用独立行政法人設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・次期財政再計算時（平成 16 年まで）に、年金資金運用方針に則して、廃止を含め組織の在り方を検討し、決定する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成 16 年 6 月 11 日法律第 105 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H16 年 2 月 10 日 <b>・法案成立年月日：</b> H16 年 6 月 5 日 <b>・法律公布年月日：</b> H16 年 6 月 11 日 <b>・法律施行年月日：</b> H18 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 36 年 3 月 9 日・衆議院社会労働委員会）</p> <p>御承知のように、本年四月から拠出制の国民年金が発足することにより、国民皆年金がようやく実現の運びとなりましたが、その支柱をなす厚生年金や国民年金の積立金につきましては、厚生年金においては昭和三十六年度分のみでも一千四十億円の増となり、また、国民年金においても初年度三百億円に達すると推定されております。この両年金の積立金の運用をどのように行なっていくかは年金制度の今後の発展にきわめて密接な関係を有する問題であり、また、国民がつとに重大な関心を寄せているところであると存するのであります。</p> <p>政府といたしましては、これらの積立金が、被保険者や事業主から集められた零細な保険料の集積である点にかんがみまして、かねてからその性格にふさわしい運用の方法を種々検討いたし、また、資金運用部資金運用審議会、社会保障制度審議会、国民年金審議会などの各種審議会の御意見もあり、昭和三十六年度におきましては、積立金を被保険者の福祉の増進のために連帯する一つの方法として従前から行なわれている厚生年金の還元融資と、さらにこれとほぼ同様の性格において新規に開始いたします国民年金の特別融資とのワクを、積立金の増加額の二五%、すなわち厚生年金と国民年金を合わせて三百三十五億円に増額いたしましたのであります。</p> <p>しかしながら、従来から行なわれております厚生年金の還元融資のうち地方公共団体を通じて民間に転貸される部分は、この転貸という方式に伴い融資先等におのずから制約がある等種々の不合理な点があるのであります。これを改善し、環元融資及び特別融資を円滑に実施するため年金福祉事業団を設置せんとするものであります。すなわち資金運用部から資金を借り入れて、これを直接厚生年金、国民年金及び船員保険の被保険者の福祉増進に必要な施設を設置または整備しようとするものに貸し付ける特別の法人を設置せんとするのでありまして、明年度におきまして</p>		

	<p>は、厚生年金と国民年金の還元融資の総ワク三百三十五億円のうちから地方公共団体以外のもに直接貸し付ける分として五十億円がこれに充てられることとしております。なお、本事業団は、当面、右の融資を行なうことを主たる事業とすることといたしておりますが、厚生年金、国民年金、船員保険の各法に基づく福祉施設を設置または運営する道を開くことといたしているのであります。</p> <p>本法案は、このような事業団設立の趣旨に基づいて事業団の目的、融資の相手方や融資の対象となる事業等の業務の範囲を定めるとともに、役職員の任命など事業団の組織に関する事、予算決算その他会計の方法、事業団の業務についての厚生大臣の監督等について規定しているものであります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>附則第二条（基金の長期借入金の償還）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金資金運用基金（以下「基金」という。）は、附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第二十条第一項及び年金福祉事業団業務承継法附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第八十号。以下「旧事業団法」という。）第二十六条第一項の規定に基づく長期借入金（旧事業団法第十七条第二項の規定に基づく業務（以下「資金確保業務」という。）及び年金福祉事業団業務承継法附則第三条の規定による廃止前の年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律（昭和六十二年法律第五十九号）第二条の規定に基づく業務（以下「基盤強化業務」という。）に係る部分を除く。）については、政令で定めるところにより、次条第一項の規定による基金の解散の時（以下「解散時」という。）までに償還するものとする。</li> </ul> <p>2 政府は、前項の規定による償還に要する資金として政令で定める額の出資及び交付金の交付を行うものとする。</p> <p>附則第三条（基金の解散等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金は、管理運用法人の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において管理運用法人及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が承継する。</li> </ul> <p>2 基金の解散の際現に基金が有する権利のうち、管理運用法人及び機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、解散時において国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ご</p>



とに当該各号に定めるところによる。

一 管理運用法人 基金が有する権利及び義務のうち次号に定めるもの以外のもの

二 機構 年金福祉事業団業務承継法第十二条第一項に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに年金福祉事業団業務承継法第十三条に規定する業務に係る権利及び義務

5 第一項の承継計画書は、基金が作成して厚生労働大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 基金の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び国庫納付金の納付並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び業務概況書については、管理運用法人及び機構が従前の例により行うものとする。

7 第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附則第四条（基金の資産の承継に伴う出資の取扱い等）

・前条第一項の規定により管理運用法人が基金の権利及び義務を承継したときは、解散時まで政府から基金に対して出資された額（年金福祉事業団業務承継法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条に規定する業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額を除く。）は、その承継に際し政府から管理運用法人に第十八条に規定する管理運用法人の業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

2 前条第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、管理運用法人の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五条（厚生年金勘定等に関する経過措置）

・附則第三条第一項の規定により管理運用法人が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次の各号に掲げる勘定に属する資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

一 附則第十四条の規定による廃止前の年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号。以下「基金法」という。）第三十六条第一項第一号に定める厚生年金勘定（以下この条において「旧厚生年金勘定」という。） 厚生年金勘定

二 基金法第三十六条第一項第二号に定める国民年金勘定（以下この条において「旧国民年金勘定」という。） 国民年金勘定

三 基金法第三十六条第一項第三号に定める総合勘定（以下この条において「旧総合勘定」という。） 総合勘定

四 年金福祉事業団業務承継法第六条に規定する承継資金運用勘定（以下この条において「旧承継資金運用勘定」という。） 附則第九条第一項に規定する特別の勘定（以下「承継資金運用勘定」という。）

2 前条第一項の規定により政府から出資されたものとされた額は、総合勘定に属する資本金として整理するものとする。

3 附則第三条第一項の規定により管理運用法人が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧総合勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が総合勘定において資本金として整理されている金額を超えるときは、当該超える金額を旧総合勘定が旧厚生年金勘定、旧国民年金勘定及び旧承継資金運用勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額により、それぞれ厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金運用勘定から受け入れた資金を増額して整理するものとする。

4 附則第三条第一項の規定により管理運用法人が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧総合勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が総合勘定において資本金として整理されている金額を下回るときは、当該下回る金額を旧総合勘定が旧厚生年金勘定、旧国民年金勘定及び旧承継資金運用勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額により、それぞれ厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金運用勘定から受け入れた資金を減額して整理するものとする。

5 第一項の規定により厚生年金勘定、国民年金勘定若しくは承継資金運用勘定に整理された資産の価額に第三項の規定によりそれぞれの勘定から受け入れた資金を増額して整理するものとされた額を加えた額又は第一項の規定により厚生年金勘定、国民年金勘定若しくは承継資金運用勘定に整理された資産の価額から前項の規定によりそれぞれの勘定から受け入れた資金を減額して整理するものとされた額を差し引いた額から、第一項の規定により厚生年金勘定、国民年金勘定又は承継資金運用勘定の負債として整理された金額を差し引いた額は、それぞれの勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

6 第一項、第三項及び第四項の資産の価額は、管理運用法人の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六条（非課税）

・附則第三条第一項の規定により管理運用法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

附則第七条（事務所に関する経過措置）

- ・管理運用法人は、政令で定める日までの間、第四条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

附則第八条（承継資金運用業務）

- ・管理運用法人は、旧事業団法第二十六条第一項の規定に基づく長期借入金（資金確保業務及び基盤強化業務に係る部分に限る。附則第十一条第一項において同じ。）の償還が終了するまでの間、第十八条に規定する業務のほか、附則第三条第一項の規定により承継した資金確保業務及び基盤強化業務に係る資金の管理及び運用を行う。

附則第九条（承継資金運用勘定）

- ・管理運用法人は、前条の規定による業務（以下「承継資金運用業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

- 2 承継資金運用勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

附則第十条（合同運用）

- ・承継資金運用勘定に属する資産は、年金積立金と合同して管理及び運用を行うものとする。

附則第十一条（総合勘定からの資金の融通）

- ・管理運用法人は、承継資金運用業務を円滑に実施するため、毎事業年度、長期借入金の償還に充てるべき金額に相当する金額を総合勘定から承継資金運用勘定へ融通するものとする。

- 2 附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十五条第一項の規定に基づき承継資金運用勘定に帰属させるものとされた利益のうち前項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして政令で定めるところにより算出した金額に相当するものについては、第二十五条第一項の規定を準用する。

- 3 附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項の規定に基づき承継資金運用勘定の資金を減額して整理するものとされた損失のうち第一項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして政令で定めるところにより算出した金額に相当するものについては、第二十五条第二項の規定を準用する。

附則第十二条（承継資金運用勘定の廃止等）

- ・管理運用法人は、承継資金運用業務を終えたときは、承継資金運用勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際承継資金運用勘定に属する資産及び負債を総合勘定に帰属させるものとする。

附則第十三条（管理運用業務に関する規定の準用等）

・管理運用法人が承継資金運用業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。（略）

2 承継資金運用業務は、第三十五条第一号の規定の適用については、第十八条第一号に掲げる業務とみなす。

附則第十四条（年金資金運用基金法等の廃止）

附則第十四条 次の法律は、廃止する。

一 年金資金運用基金法

二 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律

（年金資金運用基金法等の廃止に伴う経過措置）

附則第十五条

・基金の役員、投資専門委員又は職員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行の日（以下この条、次条及び附則第三十一条において「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

2 施行日前に基金法（第十二条及び第二十条第三項を除く。）又は年金福祉事業団業務承継法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第十六条（罰則の経過措置）

・施行日前にした行為並びに附則第三条第六項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【沿革④ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	年金積立金管理運用独立行政法人		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・中期目標管理型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H26 年 4 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日：</b> H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日：</b> H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の



開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

46. 国立研究開発法人国立がん研究センター

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 国立がん研究センター												
所在地	東京都中央区築地 5-1-1												
設立根拠法	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）												
所管府省	厚生労働省医政局医療経営支援課												
設立年月日	平成 22 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和 37 年 1 月 国立がんセンター設立 ②平成 22 年 4 月 1 日 独立行政法人国立がん研究センターに移行 ③平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国立がん研究センターに移行												
事業目的	国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）は、がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、がんその他の悪性新生物に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	国立がん研究センターは、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 三 がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 2 国立がん研究センターは、前項の業務のほか、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の規定に基づき、全国がん登録の実施に関する事務を行う。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>91,662</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>75,783</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>72,749</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>94,578</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：3,092 人			区分	平成 28 年度	資本金	91,662	収入	75,783	支出	72,749	正味財産	94,578
区分	平成 28 年度												
資本金	91,662												
収入	75,783												
支出	72,749												
正味財産	94,578												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証 : 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 22 条
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 第 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画) <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <p><b>(その他国の関与)</b></p> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 12 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧 (192 法人)

【沿革② 平成 22 年 4 月 1 日 独立行政法人国立がん研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立がん研究センター		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定） ・定員 5,629 人について、業務見直しにより 5,600 人程度を純減する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年 12 月 19 日法律第 93 号）		
	・国会提出年月日：H20 年 2 月 29 日 ・法案成立年月日：H20 年 12 月 12 日 ・法律公布年月日：H20 年 12 月 19 日 ・法律施行年月日：H22 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 20 年 5 月 9 日・衆議院厚生労働委員会） 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律及び特別会計に関する法律により、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは独立行政法人に移行させるとともに、国立高度専門医療センター特別会計は平成二十一年度末をもって廃止するものとされたところであります。 このため、これらの国立高度専門医療センターがそれぞれ移行する六つの独立行政法人を設置し、その名称、目的、業務等に関する事項を定めることとし、この法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第三条（職員の引継ぎ等） ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に附則第二十三条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立高度専門医療センター（以下「旧センター」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立高度専門医療研究センターの成立の日において、政令で定めるところにより、国立高度専門医療研究センターの職員となるものとする。 附則第四条 ・前条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、国立高度専門医療研究センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。 附則第五条		

・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 国立高度専門医療研究センターは、前項の規定の適用を受けた当該国立高度専門医療研究センターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となり、かつ、引き続き国立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立高度専門医療研究センターを退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 国立高度専門医療研究センターは、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となった者のうち国立高度専門医療研究センターの成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立高度専門医療研究センターを退職したものであって、その退職した日まで旧センターの職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 附則第六条

・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者であつて、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立高度専門医療研究センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は

特例給付等の支給に関しては、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

附則第七条（国立高度専門医療研究センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターに引き継がれる者であるものは、国立高度専門医療研究センターの成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附則第八条（権利義務の承継等）

- ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に国が有する権利及び義務（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計（第七項及び附則第十条において「旧特別会計」という。）の財政融資資金からの負債に係る義務を含む。）のうち、各国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から第十九条までに規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立高度専門医療研究センターが承継する。
- 2 前項の規定により各国立高度専門医療研究センターが国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額及びその受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターがその成立の日において計上する引当金であって

厚生労働省令で定めるものの金額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターに対し出資されたものとする。

- 3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務（旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る義務に限る。）を保証するものとする。
- 8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

附則第九条（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

- ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に係属している旧センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であって各国立高度専門医療研究センターが受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、その受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターを国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

附則第十条（国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置）

- ・旧特別会計における平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事務については、なお従前の例による。
- 2 前項に規定する事務は、国立高度専門医療研究センターの事務として、政令で定めるところにより、なお従前の例により国立高度専門医療研究センターが行う。
  - 3 この法律の施行の際現に旧特別会計に所属する権利及び義務は、附則第八条第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターに承継されるものを除き、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。



【沿革③ 平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国立がん研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人国立がん研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・研究開発型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H26 年 4 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日：</b> H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日：</b> H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

47. 国立研究開発法人国立循環器病研究センター

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 国立循環器病研究センター												
所在地	大阪府吹田市藤白台 5-7-1												
設立根拠法	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）												
所管府省	厚生労働省医政局医療経営支援課												
設立年月日	平成 22 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和 52 年 国立循環器病センター設立 ②平成 22 年 4 月 1 日 独立行政法人国立循環器病研究センターに移行 ③平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国立循環器病研究センターに移行												
事業目的	国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）は、循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	一 循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 三 循環器病に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>28,692</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>34,211</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>34,748</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>27,699</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：1,222 人			区分	平成 28 年度	資本金	28,692	収入	34,211	支出	34,748	正味財産	27,699
区分	平成 28 年度												
資本金	28,692												
収入	34,211												
支出	34,748												
正味財産	27,699												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : (✓) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条 ( ) 委託費 : ( ) 政府貸付 :												

	(✓) 政府保証：高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 22 条
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 9 項 (✓) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 (✓) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	(✓) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） ( ) 国の認可： (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）
予算・決算に当たっての国の関与	(予算・事業計画) ( ) 国会承認： (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項（中長期計画） (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項（年度計画） (決算・財務諸表) ( ) 国会承認： (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表） ( ) 国への届出： (その他国の関与) ( ) その他：
税の取扱（優遇措置）	( ) 法人税： ( ) 固定資産税： (✓) 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 (✓) 印紙税：印紙税法第 5 条 2, 3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	( ) 外資規制： (✓) みなし公務員：高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 12 条 (✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧（192 法人）



【沿革② 平成 22 年 4 月 1 日 独立行政法人国立循環器病研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立循環器病研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定） ・定員 5,629 人について、業務見直しにより 5,600 人程度を純減する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年 12 月 19 日法律第 93 号）		
	・国会提出年月日：H20 年 2 月 29 日 ・法案成立年月日：H20 年 12 月 12 日 ・法律公布年月日：H20 年 12 月 19 日 ・法律施行年月日：H22 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 20 年 5 月 9 日・衆議院厚生労働委員会） 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律及び特別会計に関する法律により、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは独立行政法人に移行させるとともに、国立高度専門医療センター特別会計は平成二十一年度末をもって廃止するものとされたところであります。 このため、これらの国立高度専門医療センターがそれぞれ移行する六つの独立行政法人を設置し、その名称、目的、業務等に関する事項を定めることとし、この法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第三条（職員の引継ぎ等） ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に附則第二十三条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立高度専門医療センター（以下「旧センター」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立高度専門医療研究センターの成立の日において、政令で定めるところにより、国立高度専門医療研究センターの職員となるものとする。 附則第四条 ・前条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、国立高度専門医療研究センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。 附則第五条		

・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 国立高度専門医療研究センターは、前項の規定の適用を受けた当該国立高度専門医療研究センターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となり、かつ、引き続き国立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立高度専門医療研究センターを退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 国立高度専門医療研究センターは、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となった者のうち国立高度専門医療研究センターの成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立高度専門医療研究センターを退職したものであって、その退職した日まで旧センターの職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 附則第六条

・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者であつて、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立高度専門医療研究センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は

特例給付等の支給に関しては、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

附則第七条（国立高度専門医療研究センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）

・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターに引き継がれる者であるものは、国立高度専門医療研究センターの成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附則第八条（権利義務の承継等）

・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に国が有する権利及び義務（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計（第七項及び附則第十条において「旧特別会計」という。）の財政融資資金からの負債に係る義務を含む。）のうち、各国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から第十九条までに規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立高度専門医療研究センターが承継する。

2 前項の規定により各国立高度専門医療研究センターが国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額及びその受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターがその成立の日において計上する引当金であって

厚生労働省令で定めるものの金額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターに対し出資されたものとする。

- 3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務（旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る義務に限る。）を保証するものとする。
- 8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

附則第九条（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

- ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に係属している旧センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であって各国立高度専門医療研究センターが受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、その受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターを国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

附則第十条（国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置）

- ・旧特別会計における平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事務については、なお従前の例による。
- 2 前項に規定する事務は、国立高度専門医療研究センターの事務として、政令で定めるところにより、なお従前の例により国立高度専門医療研究センターが行う。
  - 3 この法律の施行の際現に旧特別会計に所属する権利及び義務は、附則第八条第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターに承継されるものを除き、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

【沿革③ 平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国立循環器病センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人国立循環器病センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・研究開発型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H26 年 4 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日：</b> H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日：</b> H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の



開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

48. 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター												
所在地	東京都小平市小川東町 4-1-1												
設立根拠法	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）												
所管府省	厚生労働省医政局医療経営支援課												
設立年月日	平成 22 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和 61 年 10 月 国立精神・神経センター設立（国立武蔵療養所、同神経センター、国立精神衛生研究所を統合） ②平成 22 年 4 月 1 日 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに移行 ③平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに移行												
事業目的	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）は、精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害（以下「精神・神経疾患等」という。）に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、精神・神経疾患等に関する高度かつ専門的な医療及び精神保健の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	一 精神・神経疾患等に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 三 精神保健に関し、調査及び研究を行うこと。 四 精神・神経疾患等に係る医療及び精神保健に関し、技術者の研修を行うこと。 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">37,330</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">15,304</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">15,423</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">31,869</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：741 人			区分	平成 28 年度	資本金	37,330	収入	15,304	支出	15,423	正味財産	31,869
区分	平成 28 年度												
資本金	37,330												
収入	15,304												
支出	15,423												
正味財産	31,869												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証 : 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 22 条
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条の 5 第 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画) <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <p><b>(その他国の関与)</b></p> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 12 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧 (192 法人)

【沿革① 昭和 61 年 10 月 国立精神・神経センター設立（国立武蔵療養所、同神経センター、国立精神衛生研究所を統合）】

法人類型	厚生労働省の施設等機関		
法人名	国立精神・神経センター		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 厚生省組織令の一部を改正する政令		
	・国会提出年月日：— ・法案成立年月日：— ・法律公布年月日：— ・法律施行年月日：—	<b>法改正の パターン 分類</b>	（ ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）その他
提案理由説明抜粋	—		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 平成 22 年 4 月 1 日 国立精神・神経センターを独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定） ・定員 5,629 人について、業務見直しにより 5,600 人程度を純減する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年 12 月 19 日法律第 93 号）		
	・国会提出年月日：H20 年 2 月 29 日 ・法案成立年月日：H20 年 12 月 12 日 ・法律公布年月日：H20 年 12 月 19 日 ・法律施行年月日：H22 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 20 年 5 月 9 日・衆議院厚生労働委員会） 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律及び特別会計に関する法律により、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは独立行政法人に移行させるとともに、国立高度専門医療センター特別会計は平成二十一年度末をもって廃止するものとされたところであります。 このため、これらの国立高度専門医療センターがそれぞれ移行する六つの独立行政法人を設置し、その名称、目的、業務等に関する事項を定めることとし、この法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第三条（職員の引継ぎ等） ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に附則第二十三条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立高度専門医療センター（以下「旧センター」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立高度専門医療研究センターの成立の日において、政令で定めるところにより、国立高度専門医療研究センターの職員となるものとする。 附則第四条 ・前条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、国立高度専門医療研究センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。		

#### 附則第五条

- ・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。
- 2 国立高度専門医療研究センターは、前項の規定の適用を受けた当該国立高度専門医療研究センターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
  - 3 国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となり、かつ、引き続き国立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立高度専門医療研究センターを退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
  - 4 国立高度専門医療研究センターは、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となった者のうち国立高度専門医療研究センターの成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立高度専門医療研究センターを退職したものであって、その退職した日まで旧センターの職員として在職したものでしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 附則第六条

- ・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者であつて、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立高度専門医療研究センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例

給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

附則第七条(国立高度専門医療研究センターの職員となる者の職員団体についての経過措置)

・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に存する国家公務員法第八十八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターに引き継がれる者であるものは、国立高度専門医療研究センターの成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附則第八条(権利義務の承継等)

・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に国が有する権利及び義務(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計(第七項及び附則第十条において「旧特別会計」という。)の財政融資資金からの負債に係る義務を含む。)のうち、各国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から第十九条までに規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立高度専門医療研究センターが承継する。

2 前項の規定により各国立高度専門医療研究センターが国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額及びその受け継ぐ当該



国立高度専門医療研究センターがその成立の日において計上する引当金であって厚生労働省令で定めるものの金額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターに対し出資されたものとする。

- 3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務（旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る義務に限る。）を保証するものとする。
- 8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

附則第九条（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

- ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に係属している旧センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であって各国立高度専門医療研究センターが受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、その受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターを国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

附則第十条（国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置）

- ・旧特別会計における平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事務については、なお従前の例による。
- 2 前項に規定する事務は、国立高度専門医療研究センターの事務として、政令で定めるところにより、なお従前の例により国立高度専門医療研究センターが行う。
  - 3 この法律の施行の際現に旧特別会計に所属する権利及び義務は、附則第八条第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターに承継されるものを除き、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。



【沿革③ 平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・研究開発型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	・国会提出年月日：H26 年 4 月 15 日 ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。



49. 国立研究開発法人国立国際医療研究センター

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター		
所在地	東京都新宿区戸山 1-21-1		
設立根拠法	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律 93 号）		
所管府省	厚生労働省医政局医療経営支援課		
設立年月日	平成 22 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①平成 5 年 10 月 国立国際医療センター設置（国立病院医療センターと国立療養所中野病院を統合）</p> <p>②平成 22 年 4 月 1 日 独立行政法人国立国際医療研究センターに移行</p> <p>③平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国立国際医療研究センターに移行</p>		
事業目的	<p>国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）は、感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」という。）に係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。</p> <p>三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。</p> <p>四 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。</p> <p>六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。</p> <p>七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">67,888</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">44,708</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">41,728</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">59,946</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	67,888	収入	44,708	支出	41,728	正味財産	59,946
	区分	平成 28 年度									
	資本金	67,888									
	収入	44,708									
支出	41,728										
正味財産	59,946										
職員数：1,940 人											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 22 条										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項（中長期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表 2、3 及び告示第 56 号										
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制：										

<b>起因する規制 や国の関与</b>	<p>(✓) みなし公務員：高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第12条</p> <p>(✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧（192 法人）</p>
-------------------------	--

【沿革①平成5年10月 国立国際医療センター設置（国立病院医療センターと国立療養所中野病院を統合）】

法人類型	厚生省の施設等機関		
法人名	国立国際医療センター		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 厚生省組織令の一部を改正する政令</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：—</li> <li>・法案成立年月日：—</li> <li>・法律公布年月日：—</li> <li>・法律施行年月日：—</li> </ul>	法改正の パターン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	—		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革② 平成 22 年 4 月 1 日 国立国際医療センターを独立行政法人国立国際医療研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立国際医療研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定） ・定員 5,629 人について、業務見直しにより 5,600 人程度を純減する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年 12 月 19 日法律第 93 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H20 年 2 月 29 日 <b>・法案成立年月日：</b> H20 年 12 月 12 日 <b>・法律公布年月日：</b> H20 年 12 月 19 日 <b>・法律施行年月日：</b> H22 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 20 年 5 月 9 日・衆議院厚生労働委員会） 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律及び特別会計に関する法律により、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは独立行政法人に移行させるとともに、国立高度専門医療センター特別会計は平成二十一年度末をもって廃止するものとされたところであります。 このため、これらの国立高度専門医療センターがそれぞれ移行する六つの独立行政法人を設置し、その名称、目的、業務等に関する事項を定めることとし、この法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第三条（職員の引継ぎ等） ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に附則第二十三条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立高度専門医療センター（以下「旧センター」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立高度専門医療研究センターの成立の日において、政令で定めるところにより、国立高度専門医療研究センターの職員となるものとする。 附則第四条 ・前条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、国立高度専門医療研究センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。		

#### 附則第五条

- ・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。
- 2 国立高度専門医療研究センターは、前項の規定の適用を受けた当該国立高度専門医療研究センターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
  - 3 国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となり、かつ、引き続き国立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立高度専門医療研究センターを退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
  - 4 国立高度専門医療研究センターは、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となった者のうち国立高度専門医療研究センターの成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立高度専門医療研究センターを退職したものであって、その退職した日まで旧センターの職員として在職したものでしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 附則第六条

- ・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者であつて、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立高度専門医療研究センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例

給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

附則第七条(国立高度専門医療研究センターの職員となる者の職員団体についての経過措置)

・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に存する国家公務員法第八十条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターに引き継がれる者であるものは、国立高度専門医療研究センターの成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

附則第八条(権利義務の承継等)

・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に国が有する権利及び義務(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計(第七項及び附則第十条において「旧特別会計」という。)の財政融資資金からの負債に係る義務を含む。)のうち、各国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から第十九条までに規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立高度専門医療研究センターが承継する。

2 前項の規定により各国立高度専門医療研究センターが国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額及びその受け継ぐ当該

国立高度専門医療研究センターがその成立の日において計上する引当金であって厚生労働省令で定めるものの金額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターに対し出資されたものとする。

- 3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務（旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る義務に限る。）を保証するものとする。
- 8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

附則第九条（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

- ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に係属している旧センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であって各国立高度専門医療研究センターが受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、その受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターを国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

附則第十条（国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置）

- ・旧特別会計における平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事務については、なお従前の例による。
- 2 前項に規定する事務は、国立高度専門医療研究センターの事務として、政令で定めるところにより、なお従前の例により国立高度専門医療研究センターが行う。
  - 3 この法律の施行の際現に旧特別会計に所属する権利及び義務は、附則第八条第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターに承継されるものを除き、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。





【沿革③ 平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国立国際医療研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人国立国際医療研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・研究開発型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H26 年 4 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日：</b> H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日：</b> H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

50. 国立研究開発法人国立成育医療研究センター

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター												
所在地	東京都世田谷区大蔵 2-10-1												
設立根拠法	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）												
所管府省	厚生労働省医政局医療経営支援課												
設立年月日	平成 22 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①平成 14 年 3 月 国立成育医療センターを開設（国立大蔵病院と国立小児病院を統合） ②平成 22 年 4 月 1 日 独立行政法人国立成育医療研究センターに移行 ③平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに移行												
事業目的	国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）は、母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするもの（以下「成育に係る疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、成育に係る疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	一 成育に係る疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 三 成育に係る疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">36,383</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">26,473</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">25,145</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">36,873</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：1,074 人			区分	平成 28 年度	資本金	36,383	収入	26,473	支出	25,145	正味財産	36,873
区分	平成 28 年度												
資本金	36,383												
収入	26,473												
支出	25,145												
正味財産	36,873												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : (✓) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条												



	<input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 22 条
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項（中長期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 12 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧（192 法人）

【沿革① 平成 14 年 3 月 国立成育医療センターを開設（国立大蔵病院と国立小児病院を統合）】

法人類型	厚生労働省の施設等機関		
法人名	国立成育医療センター		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 厚生労働省組織令の一部を改正する政令</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：—</li> <li>・法案成立年月日：—</li> <li>・法律公布年月日：—</li> <li>・法律施行年月日：—</li> </ul>	法改正の パターン 分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>（ ）新規立法</li> <li>（ ）既存法律の一部改正</li> <li>（<input checked="" type="checkbox"/>）その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	—		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革② 独立行政法人国立成育医療研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立成育医療研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定） ・定員 5,629 人について、業務見直しにより 5,600 人程度を純減する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年 12 月 19 日法律第 93 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H20 年 2 月 29 日 <b>・法案成立年月日：</b> H20 年 12 月 12 日 <b>・法律公布年月日：</b> H20 年 12 月 19 日 <b>・法律施行年月日：</b> H22 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 20 年 5 月 9 日・衆議院厚生労働委員会） 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律及び特別会計に関する法律により、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは独立行政法人に移行させるとともに、国立高度専門医療センター特別会計は平成二十一年度末をもって廃止するものとされたところであります。 このため、これらの国立高度専門医療センターがそれぞれ移行する六つの独立行政法人を設置し、その名称、目的、業務等に関する事項を定めることとし、この法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第三条（職員の引継ぎ等） ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に附則第二十三条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立高度専門医療センター（以下「旧センター」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立高度専門医療研究センターの成立の日において、政令で定めるところにより、国立高度専門医療研究センターの職員となるものとする。 附則第四条 ・前条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、国立高度専門医療研究センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。 附則第五条		

・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 国立高度専門医療研究センターは、前項の規定の適用を受けた当該国立高度専門医療研究センターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となり、かつ、引き続き国立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立高度専門医療研究センターを退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 国立高度専門医療研究センターは、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となった者のうち国立高度専門医療研究センターの成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立高度専門医療研究センターを退職したものであって、その退職した日まで旧センターの職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 附則第六条

・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者であつて、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立高度専門医療研究センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は

特例給付等の支給に関しては、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

附則第七条（国立高度専門医療研究センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターに引き継がれる者であるものは、国立高度専門医療研究センターの成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附則第八条（権利義務の承継等）

- ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に国が有する権利及び義務（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計（第七項及び附則第十条において「旧特別会計」という。）の財政融資資金からの負債に係る義務を含む。）のうち、各国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から第十九条までに規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立高度専門医療研究センターが承継する。
- 2 前項の規定により各国立高度専門医療研究センターが国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額及びその受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターがその成立の日において計上する引当金であって

厚生労働省令で定めるものの金額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターに対し出資されたものとする。

- 3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務（旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る義務に限る。）を保証するものとする。
- 8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

附則第九条（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

- ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に係属している旧センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であって各国立高度専門医療研究センターが受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、その受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターを国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

附則第十条（国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置）

- ・旧特別会計における平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事務については、なお従前の例による。
- 2 前項に規定する事務は、国立高度専門医療研究センターの事務として、政令で定めるところにより、なお従前の例により国立高度専門医療研究センターが行う。
  - 3 この法律の施行の際現に旧特別会計に所属する権利及び義務は、附則第八条第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターに承継されるものを除き、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

【沿革③ 国立研究開発法人国立成育医療研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人国立成育医療研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・研究開発型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	・国会提出年月日：H26 年 4 月 15 日 ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。



附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

51. 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター												
所在地	愛知県大府市森岡町 7-430												
設立根拠法	高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）												
所管府省	厚生労働省医政局医療経営支援課												
設立年月日	平成 22 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①平成 16 年 3 月 国立長寿医療センター開設（国立療養所中部病院を閉院） ②平成 22 年 4 月 1 日 独立行政法人国立長寿医療研究センターに移行 ③平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに移行												
事業目的	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）は、加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするもの（以下「加齢に伴う疾患」という。）に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、加齢に伴う疾患に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	一 加齢に伴って生ずる心身の変化に関し、調査及び研究を行うこと。 二 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。 三 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。 四 加齢に伴う疾患に係る医療に関し、技術者の研修を行うこと。 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>10,333</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>11,675</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>10,798</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>8,827</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：964 人			区分	平成 28 年度	資本金	10,333	収入	11,675	支出	10,798	正味財産	8,827
区分	平成 28 年度												
資本金	10,333												
収入	11,675												
支出	10,798												
正味財産	8,827												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : (✓) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条												

	<input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 22 条
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項（中長期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第 12 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧（192 法人）

【沿革① 平成 16 年 3 月 国立長寿医療センター開設（国立療養所中部病院を閉院）】

法人類型	厚生労働省の施設等機関		
法人名	国立長寿医療センター		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	－		
関係法案等	・関係法案名 厚生労働省組織令の一部を改正する政令		
	・国会提出年月日：－ ・法案成立年月日：－ ・法律公布年月日：－ ・法律施行年月日：－	法改正の パターン 分類	（ ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）その他
提案理由説明 抜粋	－		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	－		

【沿革② 平成 22 年 4 月 1 日 独立行政法人国立長寿医療研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立長寿医療研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	国の行政機関の定員の純減について（平成 18 年 6 月 30 日閣議決定） ・定員 5,629 人について、業務見直しにより 5,600 人程度を純減する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年 12 月 19 日法律第 93 号）		
	・国会提出年月日：H20 年 2 月 29 日 ・法案成立年月日：H20 年 12 月 12 日 ・法律公布年月日：H20 年 12 月 19 日 ・法律施行年月日：H22 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 20 年 5 月 9 日・衆議院厚生労働委員会） 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律及び特別会計に関する法律により、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び国立長寿医療センターは独立行政法人に移行させるとともに、国立高度専門医療センター特別会計は平成二十一年度末をもって廃止するものとされたところであります。 このため、これらの国立高度専門医療センターがそれぞれ移行する六つの独立行政法人を設置し、その名称、目的、業務等に関する事項を定めることとし、この法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第三条（職員の引継ぎ等） ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に附則第二十三条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立高度専門医療センター（以下「旧センター」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立高度専門医療研究センターの成立の日において、政令で定めるところにより、国立高度専門医療研究センターの職員となるものとする。 附則第四条 ・前条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、国立高度専門医療研究センターの職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。 附則第五条		



・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 国立高度専門医療研究センターは、前項の規定の適用を受けた当該国立高度専門医療研究センターの職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職する者が、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となり、かつ、引き続き国立高度専門医療研究センターの職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立高度専門医療研究センターの職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立高度専門医療研究センターを退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4 国立高度専門医療研究センターは、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日に旧センターの職員として在職し、附則第三条の規定により引き続いて国立高度専門医療研究センターの職員となった者のうち国立高度専門医療研究センターの成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該国立高度専門医療研究センターを退職したものであって、その退職した日まで旧センターの職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 附則第六条

・附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターの職員となった者であつて、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立高度専門医療研究センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は

特例給付等の支給に関しては、国立高度専門医療研究センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立高度専門医療研究センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

附則第七条（国立高度専門医療研究センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）

・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が附則第三条の規定により国立高度専門医療研究センターに引き継がれる者であるものは、国立高度専門医療研究センターの成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、国立高度専門医療研究センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附則第八条（権利義務の承継等）

・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に国が有する権利及び義務（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第六十七条第一項第十二号の規定により設置する国立高度専門医療センター特別会計（第七項及び附則第十条において「旧特別会計」という。）の財政融資資金からの負債に係る義務を含む。）のうち、各国立高度専門医療研究センターが行う第十三条から第十九条までに規定する業務に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、当該国立高度専門医療研究センターが承継する。

2 前項の規定により各国立高度専門医療研究センターが国の有する権利及び義務を承継したときは、当該国立高度専門医療研究センターに承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、当該国立高度専門医療研究センターに承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額及びその受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターがその成立の日において計上する引当金であって

厚生労働省令で定めるものの金額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から当該国立高度専門医療研究センターに対し出資されたものとする。

- 3 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の厚生労働省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。
- 5 第二項の資産の価額は、国立高度専門医療研究センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 7 各国立高度専門医療研究センターは、厚生労働大臣が定めるところにより、当該国立高度専門医療研究センター以外の国立高度専門医療研究センターが第一項の規定により承継した債務（旧特別会計の財政融資資金からの負債に係る義務に限る。）を保証するものとする。
- 8 第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターが承継する債務のうち政令で定めるものの償還、当該債務に係る利子の支払及び前項の規定により行う債務の保証に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 前項の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払については、第二十一条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行による収入をもって充ててはならない。

附則第九条（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

- ・国立高度専門医療研究センターの成立の際現に係属している旧センターの所掌事務に関する訴訟事件又は非訟事件であって各国立高度専門医療研究センターが受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、その受け継ぐ当該国立高度専門医療研究センターを国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法を適用する。

附則第十条（国立高度専門医療センター特別会計の廃止に伴う経過措置）

- ・旧特別会計における平成二十一年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関する事務については、なお従前の例による。
- 2 前項に規定する事務は、国立高度専門医療研究センターの事務として、政令で定めるところにより、なお従前の例により国立高度専門医療研究センターが行う。
  - 3 この法律の施行の際現に旧特別会計に所属する権利及び義務は、附則第八条第一項の規定により各国立高度専門医療研究センターに承継されるものを除き、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

【沿革③ 平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・研究開発型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	・国会提出年月日：H26 年 4 月 15 日 ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正



前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 52. 独立行政法人農林水産消費安全技術センター

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（行政執行法人）		
所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟		
設立根拠法	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年法律第 183 号）		
所管府省	農林水産省消費・安全局総務課		
設立年月日	平成 19 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①平成 13 年 4 月 独立行政法人農林水産消費安全技術センター設立</p> <p>②平成 13 年 4 月 独立行政法人肥飼料検査所設立</p> <p>③平成 13 年 4 月 独立行政法人農薬検査所設立</p> <p>④平成 19 年 4 月 1 日 独立行政法人農林水産消費安全技術センター設立（①、②、③を統合）</p> <p>⑤平成 27 年 4 月 1 日 行政執行法人に移行</p>		
事業目的	<p>独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。</p> <p>三 日本農林規格又は飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準が定められた同法第二条第一項に規定する食品（酒類を除く。）の検査を行うこと。</p> <p>四 日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。</p> <p>五 第三号に規定する農林物資及び食品（次号において「農林物資等」という。）の品質管理及び表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。</p> <p>六 前二号に掲げるもののほか、農林物資等の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。</p>		

- 七 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。
- 八 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。
- 九 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- 十 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。
- 十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。
  - 一 農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の九第二項第六号の規定による検査及び質問並びに同法第二十条の二第一項から第三項までの規定による立入検査及び質問
  - 二 食品表示法第九条第一項の規定による立入検査及び質問
  - 三 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の二第一項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第三十三条の三第二項の規定による立入検査及び質問
  - 四 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十三条の二第一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の三第二項の規定による立入検査
  - 五 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十七条第一項の規定による立入検査、質問及び収去
  - 六 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第十三条第一項の規定による立入検査、質問及び集取
  - 七 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第十七条第一項の規定による立入検査
  - 八 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

<b>財務情報等</b>	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	10,172
	収入	6,864
	支出	6,582
	正味財産	7,204
	職員数：632 人	
<b>補助金、交付金、委託費等</b>	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付：	

	( ) 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 条の 12 (✓) 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 (✓) 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	(✓) 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) ( ) 国の認可 : (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	(予算・事業計画) ( ) 国会承認 : (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 10 第 1 項 (事業計画) ( ) 国への届出 : (決算・財務諸表) ( ) 国会承認 : (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表) ( ) 国への届出 : (その他国の関与) ( ) その他 :
税の取扱 (優遇措置)	(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 ( ) 固定資産税 : (✓) 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 (✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2, 3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	( ) 外資規制 : ( ) みなし公務員 : 独立行政法人通則法第 51 条により公務員の身分を有する (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧 (192 法人)

【沿革① 平成 13 年 4 月 独立行政法人農林水産消費技術センター設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人農林水産消費技術センター		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人農林水産消費技術センター法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 183 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H11 年 11 月 8 日 <b>・法案成立年月日：</b> H11 年 12 月 14 日 <b>・法律公布年月日：</b> H11 年 12 月 22 日 <b>・法律施行年月日：</b> H13 年 1 月 6 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会） 独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（職員の引継ぎ等） ・センターの成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの相当の職員となるものとする。 第三条 ・センターの成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、センターの成立の日において引き続きセンターの職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、センターの成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。		

#### 第四条（センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・センターの成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、センターの成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 第五条（権利義務の承継等）

- ・センターの成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時に於いてセンターが承継する。
- 2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

【沿革② 平成 13 年 4 月 独立行政法人肥飼料検査所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人肥飼料検査所		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・ 関係 法 案 名 独立行政法人肥飼料検査所法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 186 号）</p>		
	<p>・ 国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・ 法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・ 法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・ 法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日</p>	<p>法改正の パターン 分類</p>	<p>（<input checked="" type="checkbox"/>）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（職員の引継ぎ等）</p> <p>・ 検査所の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、検査所の成立の日において、検査所の相当の職員となるものとする。</p> <p>第三条</p> <p>・ 検査所の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、検査所の成立の日において引き続き検査所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、検査所の成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、検査所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、検査所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、検査所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>第四条（検査所の職員となる者の職員団体についての経過措置）</p>		

・検査所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、検査所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、検査所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、検査所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 第五条（権利義務の承継等）

・検査所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、検査所の成立の時に於いて検査所が承継する。

2 前項の規定により検査所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から検査所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、検査所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第七条（政令への委任）

・附則第二条から前条までに定めるもののほか、検査所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



【沿革③平成 13 年 4 月 独立行政法人農薬検査所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人農薬検査所		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人農薬検査所法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 187 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H11 年 11 月 8 日 <b>・法案成立年月日：</b> H11 年 12 月 14 日 <b>・法律公布年月日：</b> H11 年 12 月 22 日 <b>・法律施行年月日：</b> H13 年 1 月 6 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会） 独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（職員の引継ぎ等） ・検査所の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、検査所の成立の日において、検査所の相当の職員となるものとする。 第三条 ・検査所の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、検査所の成立の日において引き続き検査所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、検査所の成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、検査所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、検査所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、検査所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。 第四条（検査所の職員となる者の職員団体についての経過措置）		

・検査所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、検査所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、検査所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、検査所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 第五条（権利義務の承継等）

・検査所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、検査所の成立の時に於いて検査所が承継する。

2 前項の規定により検査所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から検査所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、検査所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第六条（政令への委任）

・附則第二条から前条までに定めるもののほか、検査所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革④ 平成 19 年 4 月 1 日 独立行政法人農林水産消費安全技術センター設立（①、②、③を統合）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・独立行政法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 183 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H11 年 11 月 8 日 <b>・法案成立年月日：</b> H11 年 12 月 14 日 <b>・法律公布年月日：</b> H11 年 12 月 22 日 <b>・法律施行年月日：</b> H13 年 1 月 6 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところではありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。 また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二条（職員の引継ぎ等） ・センターの成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの相当の職員となるものとする。 附則第三条 ・センターの成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、センターの成立の日において引き続きセンターの職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、センターの成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、センタ		

一の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

#### 附則第四条（センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・センターの成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、センターの成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 附則第五条（権利義務の承継等）

- ・センターの成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時においてセンターが承継する。
- 2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則第六条（国有財産の無償使用）

- 国は、センターの成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項に規定する国有財産をいう。）であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、センターの用に供するため、センターに無償で使用させることができる。

附則第七条（政令への委任）

- 附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑤ 平成 27 年 4 月 1 日 行政執行法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・単年度管理型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	・国会提出年月日：H26 年 4 月 15 日 ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三		

十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧法」という。）第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者（次項において単に「任命権者」という。）は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。）を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条（独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置）

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）」とする。

#### 附則第五条（名称の使用制限に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条（国立研究開発法人（新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、この法律

の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二



第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）」とする。

- 5 施行日において行政執行法人（新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事（補欠の行政執行法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期（補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期（補欠の行政執行法人の長の任期を含む。）」とする。

附則第八条（中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人（旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画（附則第十条第二項において「旧中期計画」という。）は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画（附則第十条第二項において「新中期計画」という。）又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画（附則第十条第二項において「新中長期計画」という。）とみなす。

附則第九条（行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例）

- ・施行日前に定められた独立行政法人（施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。）の中期目標の期間（旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。）であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条（年度計画及び事業計画に関する経過措置）

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三十五

条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行

政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以上となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

53. 独立行政法人家畜改良センター

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 家畜改良センター		
所在地	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原 1		
設立根拠法	独立行政法人家畜改良センター法（平成 11 年法律第 185 号）		
所管府省	農林水産省生産局畜産部畜産振興課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①明治 32 年 農商務省福島種馬所設立</p> <p>②昭和 21 年 5 月 農林省福島種畜牧場に移行</p> <p>③昭和 53 年 7 月 農林水産省福島種畜牧場に移行</p> <p>④平成 2 年 10 月 農林水産省家畜改良センターに移行</p> <p>⑤平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人家畜改良センターに移行</p> <p>⑥平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行</p>		
事業目的	<p>独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 家畜、家きん及びみつばちの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。</p> <p>二 種畜、種きん、種卵、種ばち、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。</p> <p>三 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。</p> <p>四 飼料作物の種苗の検査を行うこと。</p> <p>五 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。</p> <p>六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十五条の二第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去</p> <p>二 種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十三条第一項の規定による集取</p> <p>三 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去</p> <p>四 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）第二十条の政令で定める事務</p>		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>48,161</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>9,658</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>9,594</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>37,117</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	48,161	収入	9,658	支出	9,594	正味財産	37,117
	区分	平成 28 年度									
	資本金	48,161									
	収入	9,658									
支出	9,594										
正味財産	37,117										
職員数：746 人											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2、3 別表 2、3 及び告示第 56 号										
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人家畜改良センター法第 10 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧（192 法人）										

【沿革④ 平成2年10月 農林水産省家畜改良センターに移行】

法人類型	農林水産省の施設等機関		
法人名	農林水産省家畜改良センター		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 農林水産省組織令の一部を改正する政令		
	・国会提出年月日：— ・法案成立年月日：— ・法律公布年月日：— ・法律施行年月日：—	法改正の パターン 分類	( ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 (✓) その他
提案理由説明 抜粋	—		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革⑤ 平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人家畜改良センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人家畜改良センター		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人家畜改良センター法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 185 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H11 年 11 月 8 日 <b>・法案成立年月日：</b> H11 年 12 月 14 日 <b>・法律公布年月日：</b> H11 年 12 月 22 日 <b>・法律施行年月日：</b> H13 年 1 月 6 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 11 月 21 日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（職員の引継ぎ等）</p> <p>・センターの成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条</p> <p>・センターの成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、センターの成立の日において引き続きセンターの職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、センターの成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児</p>		

童手当又は特例給付の支給に関しては、センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

#### 附則第四条（センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・センターの成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、センターの成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 附則第五条（権利義務の承継等）

- ・センターの成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時に於いてセンターが承継する。
- 2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則第六条（政令への委任）

- ・附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。





【沿革⑥ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人家畜改良センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・中期目標管理型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H26 年 4 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日：</b> H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日：</b> H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

54. 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構		
所在地	茨城県つくば市観音台 3-1-1		
設立根拠法	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成 11 年法律第 192 号）		
所管府省	農林水産省農林水産技術会議事務局研究調整課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 61 年 10 月 認可法人生物系特定産業技術研究推進機構設立</p> <p>②平成 13 年 4 月 独立行政法人農業技術研究機構設立</p> <p>③平成 13 年 4 月 独立行政法人農業工学研究所設立</p> <p>④平成 13 年 4 月 独立行政法人食品総合研究所設立</p> <p>⑤平成 13 年 4 月 独立行政法人農業者大学校設立</p> <p>⑥平成 13 年 4 月 独立行政法人種苗管理センター設立</p> <p>⑦平成 15 年 10 月 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構設立（①と②を統合）</p> <p>⑧平成 18 年 4 月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構設立（③、④、⑦を統合）</p> <p>⑨平成 27 年 4 月 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（⑧の後身）</p> <p>⑩平成 27 年 4 月 国立研究開発法人農業環境技術研究所</p> <p>⑪平成 27 年 4 月 国立研究開発法人農業生物資源研究所</p> <p>⑫平成 28 年 4 月 国立研究開発法人農業・産業技術総合研究機構を設立（⑥、⑨、⑩、⑪を統合）</p>		
事業目的	<p>1 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）は、農業及び食品産業に関する技術（蚕糸に関する技術を含む。以下「農業等に関する技術」という。）上の試験及び研究等を行うことにより、農業等に関する技術の向上に寄与するとともに、生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とする。</p> <p>2 研究機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>3 研究機構は、前二項に規定するもののほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。</p>		



<p>主な事務・事業の内容</p>	<p>研究機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 農業等に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと（次項に規定する業務に該当するものを除く。）。</p> <p>二 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。</p> <p>三 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。</p> <p>四 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。</p> <p>五 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条第一項に規定する業務を行う。</p> <p>3 研究機構は、第四条第三項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 種苗法第十五条第二項及び第四十七条第二項の規定による栽培試験を行うこと。</p> <p>二 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。</p> <p>三 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>4 研究機構は、前三項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 種苗法第六十三条第一項の規定による集取</p> <p>二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去</p> <p>5 研究機構は、前各項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。</p>										
<p>財務情報等</p>	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">287,245</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">85,807</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">83,392</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">305,713</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">職員数：3,365 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	287,245	収入	85,807	支出	83,392	正味財産	305,713
区分	平成 28 年度										
資本金	287,245										
収入	85,807										
支出	83,392										
正味財産	305,713										
<p>補助金、交付金、委託費等</p>	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>										

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3  (✓) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条  (✓) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項（長、監事）  ( ) 国の認可：  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項（中長期計画）  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項（年度計画）  <b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表）  ( ) 国への届出：  <b>(その他国の関与)</b>  ( ) その他：</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p>( ) 法人税：  (✓) 固定資産税：地方税法第 348 条 2 項 36 号  ( ) 登録免許税：  ( ) 印紙税：</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制：  (✓) みなし公務員：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第 13 条  (✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧（192 法人）</p>

【沿革① 昭和 61 年 10 月 認可法人生物系特定産業技術研究推進機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	生物系特定産業技術研究推進機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和 61 年 6 月 10 日法律第 82 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> S 61 年 2 月 14 日 <b>・法案成立年月日：</b> S 61 年 5 月 14 日 <b>・法律公布年月日：</b> S 61 年 6 月 10 日 <b>・法律施行年月日：</b> S 61 年 6 月 10 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 61 年 4 月 9 日・衆議院農林水産委員会）</p> <p>近年における技術革新の動きは目覚ましく、特に、バイオテクノロジー等先端技術の発展には著しいものがあります。農林漁業、飲食料品製造業等の分野においても、これら新しい技術の開発、導入により技術水準の高度化を図り、生産性の飛躍的向上、画期的新品種・新製品の開発等による新たな展開が期待されているところであります。</p> <p>御承知のとおり、我が国では、農林漁業等の分野におきましては、民間の技術開発への取り組みは他の分野に比べ十分ではなく、国や都道府県等の公的機関における試験研究が大きな役割を果たしてきたところであります。</p> <p>しかしながら、さきに述べたような技術革新の状況下において、農林漁業、飲食料品製造業等に関する技術の分野も将来の大きな進展が見込まれる分野として、民間における関心が最近急速に高まってきているところであります。</p> <p>また、欧米諸国においては、既に官民挙げてこの分野における技術開発に積極的に取り組んでいるところであります。</p> <p>このような状況にかんがみ、我が国としても、国等の公的機関における試験研究の充実強化に努めることはもちろんであります。それと同時に、民間が、これら分野における技術開発に積極的に取り組み得る方を講じ、全体としてこの分野の技術水準の高度化を図ることが、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上の観点から喫緊の課題となっております。</p> <p>政府といたしましては、このような認識のもとに、農林漁業、飲食料品製造業等における生物系特定産業技術に関する民間の試験研究を促進する等のため、農業機械化研究所を改組して、生物系特定産業技術研究推進機構を設立することとし、この法律案を提出した次第であります。</p>		
業務、財産、	附則第四条（権利の承継に伴う経過措置）		

職員身分等の  
継承規定抜粋

・附則第二条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。

2 附則第二条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 機構が附則第二条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち研究所が昭和四十四年一月一日前に取得したのものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4 機構が附則第二条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地（研究所が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、研究所が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

5 機構が附則第二条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地（研究所が昭和四十四年一月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。）のうち、地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地であり、かつ、研究所が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

第五条（名称の使用制限等に関する経過措置）

・この法律の施行の際現に生物系特定産業技術研究推進機構という名称を使用している者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六条

・機構の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

第七条

・機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十三条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

【沿革② 平成 13 年 4 月 独立行政法人農業技術研究機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人農業技術研究機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人農業技術研究機構法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 192 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H11 年 11 月 8 日 <b>・法案成立年月日：</b> H11 年 12 月 14 日 <b>・法律公布年月日：</b> H11 年 12 月 22 日 <b>・法律施行年月日：</b> H13 年 1 月 6 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 11 月 21 日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところではありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第二条（職員の引継ぎ等）</p> <p>・研究機構の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究機構の成立の日において、研究機構の相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条</p> <p>・研究機構の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、研究機構の成立の日において引き続き研究機構の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であつて、研究機構の成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受け</p>		

ているものが、研究機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、研究機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

#### 附則第四条（研究機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・研究機構の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究機構の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 附則第五条（権利義務の承継等）

- ・研究機構の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究機構の成立の時に研究機構が承継する。
- 2 前項の規定により研究機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究機構に対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、研究機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則第六条（血清類及び薬品の製造及び配布の業務に関する経過措置）

・ 研究機構の成立前に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関が薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定により受けた承認は、研究機構の成立の時において、研究機構が同項の規定により受けた承認とみなす。

2 研究機構は、その成立の日から起算して六月間は、薬事法第八十三条の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項及び第二十四条第一項の規定による許可を受けないで、農林水産省令で定めるところにより、家畜及び家きん専用の血清類及び薬品であって、前項の規定によりその製造について同法第八十三条の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定により承認を受けたとみなされるものの製造及び配布を行うことができる。

附則第七条（政令への委任）

・ 附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革③ 平成 13 年 4 月 独立行政法人農業工学研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人農業工学研究所		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人農業工学研究所法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 195 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日</p>	法改正の パターン 分類	<p>(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会） 独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</p> <p>第三条 ・研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、研究所の成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>第四条（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）</p>		



・研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 第五条（権利義務の承継等）

・研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時に於いて研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第六条（政令への委任）

・附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革④ 平成 13 年 4 月 独立行政法人食品総合研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人食品総合研究所		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人食品総合研究所法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 196 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日</p>	<p>法改正の パターン 分類</p>	<p>(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（職員の引継ぎ等）</p> <p>・研究所の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</p> <p>第三条</p> <p>・研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、研究所の成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>第四条（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）</p>		

・研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 第五条（権利義務の承継等）

・研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時に於いて研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、研究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第六条（政令への委任）

・附則第二条から前条までに定めるもののほか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑤ 平成 13 年 4 月 独立行政法人農業者大学校設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人農業者大学校		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人農業者大学校法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 188 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日</p>	法改正の パターン 分類	<p>(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会） 独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（職員の引継ぎ等） ・大学校の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、大学校の成立の日において、大学校の相当の職員となるものとする。</p> <p>第三条 ・大学校の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、大学校の成立の日において引き続き大学校の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、大学校の成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、大学校の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、大学校の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、大学校の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。</p> <p>第四条（大学校の職員となる者の職員団体についての経過措置）</p>		

・ 大学校の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八條の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、大学校の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、大学校の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、大学校の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 第五条（権利義務の承継等）

・ 大学校の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、大学校の成立の時に於いて大学校が承継する。

2 前項の規定により大学校が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から大学校に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、大学校の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第六条（政令への委任）

・ 附則第二条から前条までに定めるもののほか、大学校の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑥ 平成 13 年 4 月 独立行政法人種苗管理センター設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人種苗管理センター		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人種苗管理センター法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 184 号）		
	・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会） 独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（職員の引継ぎ等） ・センターの成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの相当の職員となるものとする。 第三条 ・センターの成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、センターの成立の日において引き続きセンターの職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、センターの成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。		

#### 第四条（センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・センターの成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、センターの成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 第五条（権利義務の承継等）

- ・センターの成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時に於いてセンターが承継する。
- 2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第六条（政令への委任）

- ・附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑦ 平成 15 年 10 月 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構設立（①と②を統合）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（生物系特定産業技術研究推進機構）廃止した上で、独立行政法人農業技術研究機構と統合し、新たに農業技術に関する研究と生物系特定産業技術及び農業機械分野の民間研究支援を一体的に行う独立行政法人を設置する。</li> </ul>		
関係法案等	<p>・関係法案名</p> <p>独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法改正（平成 14 年 12 月 4 日法律第 129 号）</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H14 年 10 月 21 日</li> <li>・法案成立年月日：H14 年 11 月 27 日</li> <li>・法律公布年月日：H14 年 12 月 4 日</li> <li>・法律施行年月日：H15 年 10 月 1 日</li> </ul>	<p>法改正の パターン 分類</p>	<p>（ ）新規立法</p> <p>（<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正</p> <p>（ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 11 月 7 日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第三条（独立行政法人農業技術研究機構に対してされた出資に関する経過措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この法律の施行前に独立行政法人農業技術研究機構に対してされた出資は、この法律による改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（以下「新法」という。）第十四条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。</li> </ul> <p>第四条（生物系特定産業技術研究推進機構の解散等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物系特定産業技術研究推進機構（以下「推進機構」という。）は、この法律の</li> </ul>		



施行の時ににおいて解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて研究機構が承継する。

- 2 この法律の施行の際現に推進機構が有する資産のうち、研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、推進機構の解散の日の前日に終わるものとする。
- 5 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
- 6 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、政府及び政府以外の者から推進機構に対し附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号。以下「旧推進機構法」という。）第五条第二項第一号に規定する民間研究促進業務（以下この項において「民間研究促進業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産に旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている民間研究促進業務に係る勘定（以下この条において「民間研究促進業務勘定」という。）に属する資産が含まれる場合にあつては、政府の出資金に相当する金額については、当該金額から第二項の規定により国が承継する資産のうち民間研究促進業務勘定に属する資産の価額及び当該資産の価額を基礎として政令で定めるところにより算定した金額の合計額を控除した額に相当する金額）は、それぞれ、その承継に際し政府及び当該政府以外の者から研究機構に新法第十四条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
- 7 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額（以下「純資産額」という。）のうち旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている旧推進機構法第五条第二項第二号に規定する基礎的研究業務に係る勘定に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府から研究機構に新法第十四条第三号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
- 8 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、純資産額のうち旧推進機構法第三十一条の規定により設けられている旧推進機構法第五条第二項第三号に規定する農業機械化促進業務（第二号において「農業機械化促進業務」という。）に係る勘定（第一号において「農業機械化促進業務勘定」という。）に属する額に相当する金額は、その承継に際し政府及び政府以外

の者から研究機構に新法第十四条第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、その承継の際における次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める者から研究機構に出資されたものとする。

一 純資産額のうち農業機械化促進業務勘定に属する額に相当する金額から次号に掲げる金額を控除した額に相当する金額 政府

二 政府以外の者から推進機構に対し農業機械化促進業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額 当該政府以外の者

9 前三項の場合において、研究機構は、新法第七条第二項に規定する認可を受けることなく、前三項の規定により研究機構に出資されたものとされた額により資本金を増加するものとする。

10 第七項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

11 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、民間研究促進業務勘定において繰越欠損金として整理されている金額（第二項の規定により国が承継する資産に民間研究促進業務勘定に属する資産が含まれる場合にあつては、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額）は、新法第十四条の規定により設けられている同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。

13 推進機構の解散については、旧推進機構法第四十五条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

14 第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

第九条（生物系特定産業技術研究推進機構法の廃止に伴う経過措置）

・旧推進機構法（第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十条

・推進機構の役員若しくは職員又は評議員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第十一条（罰則の適用に関する経過措置）

・施行日前にした行為並びに附則第四条第五項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用につ

いては、なお従前の例による。

第十二条（政令への委任）

- ・この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑧ 平成 18 年 4 月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構設立（③、④、⑦を統合）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）		
関係法案等	<p>・関係法案名</p> <p>独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律一条による改正（平成 18 年 3 月 31 日号外法律第 26 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H18 年 2 月 3 日</p> <p>・法案成立年月日：H18 年 3 月 29 日</p> <p>・法律公布年月日：H18 年 3 月 31 日</p> <p>・法律施行年月日：H18 年 4 月 1 日</p>	法改正の パターン 分類	<p>（ ）新規立法</p> <p>（<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正</p> <p>（ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 18 年 2 月 27 日・衆議院農林水産委員会）</p> <p>政府におきましては、これまで小さくて効率的な政府の実現を図る観点から行政改革を積極的に推進してきたところであり、この行政改革の一環として、平成十六年十二月に閣議決定された今後の行政改革の方針等において、平成十七年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の組織、業務全般の見直しを行うこととしたところであります。</p> <p>この法律案は、こうした政府の方針を受け、平成十七年度末に中期目標期間が終了する農林水産省所管の独立行政法人について、農業・生物系特定産業技術研究機構等四法人の統合、水産総合研究センター等二法人の統合、役職員の身分の非公務員化等の見直しを行うものであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（職員の引継ぎ等）</p> <p>・この法律の施行の際現に独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、それぞれ、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所（以下「農業者大学校等」という。）の職員にあつては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人さけ・ます資源管理センターの職員にあつては独立行政法人水産総合研究センターの職員となるものとする。</p> <p>2 この法律の施行の際現に独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学</p>		

校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構にあつては、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構）の職員となるものとする。

### 第三条

- ・前条の規定により独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日後の研究機構等」という。）の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究機構等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

### 第四条

- ・附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。
- 2 施行日後の研究機構等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究機構等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
- 3 施行日の前日の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人さけ・ます資源管理センター、独立行政法人種苗管理センター、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産大学校、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター及び独立行政法人森林総合研究所（以下「施行日前の研究機構等」という。）に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究機構等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究機構等の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎とな

る勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究機構等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究機構等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 4 施行日後の研究機構等は、施行日の前日に施行日前の研究機構等の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究機構等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究機構等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究機構等の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

#### 第五条（国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置）

- ・施行日前に施行日前の研究機構等を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業者大学校、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の、独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センターを退職した者にあつては独立行政法人水産総合研究センターの、独立行政法人種苗管理センターを退職した者にあつては独立行政法人種苗管理センターの、独立行政法人家畜改良センターを退職した者にあつては独立行政法人家畜改良センターの、独立行政法人林木育種センターを退職した者にあつては独立行政法人林木育種センターの、独立行政法人水産大学校を退職した者にあつては独立行政法人水産大学校の、独立行政法人農業生物資源研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業生物資源研究所の、独立行政法人農業環境技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人農業環境技術研究所の、独立行政法人国際農林水産業研究センターを退職した者にあつては独立行政法人国際農林水産業研究センターの、独立行政法人森林総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人森林総合研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

#### 第六条（労働組合についての経過措置）

- ・この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究機構等の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。

る。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第七条（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

- ・施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究機構等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究機構等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条から第十六条までの規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

【沿革⑨ 平成 27 年 4 月 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（⑧の後身）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H26 年 4 月 15 日</p> <p>・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日</p> <p>・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日</p> <p>・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日</p>	法改正の パターン 分類	<p>（ ）新規立法</p> <p>（<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正</p> <p>（ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（準備行為等）</p> <p>・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）</p>		



第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

【沿革⑩ 平成 27 年 4 月 国立研究開発法人農業環境技術研究所】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人農業環境技術研究所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H26 年 4 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日：</b> H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日：</b> H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（準備行為等）</p> <p>・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）</p>		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠



の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

【沿革① 平成 27 年 4 月 国立研究開発法人農業生物資源研究所】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人農業生物資源研究所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H26 年 4 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日：</b> H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日：</b> H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第二条（準備行為等）</p> <p>・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）</p>		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正



前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

【沿革⑫平成 28 年 4 月 国立研究開発法人農業・産業技術総合研究機構を設立（⑥、⑨、⑩、⑪を統合）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人農業・産業技術総合研究機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・ 4 法人を統合し、研究開発型の法人とする。		
関係法案等	<b>・ 関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	<b>・ 国会提出年月日：</b> H26 年 4 月 15 日 <b>・ 法案成立年月日：</b> H26 年 6 月 6 日 <b>・ 法律公布年月日：</b> H26 年 6 月 13 日 <b>・ 法律施行年月日：</b> H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・ この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中長期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二		

十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

2 この法律による改正前の独立行政法人通則法（以下「旧法」という。）第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者（次項において単に「任命権者」という。）は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。）を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。

2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。

3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条（独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置）

・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項

第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）」とする。

附則第五条（名称の使用制限に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条（国立研究開発法人（新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日

(以下この項及び次項において単に「初日」という。)」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）」とする。

5 施行日において行政執行法人（新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事（補欠の行政執行法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期（補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。）と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期（補欠の行政執行法人の長の任期を含む。）」とする。

附則第八条（中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置）

・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人（旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画（附則第十条第二項において「旧中期計画」という。）は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画（附則第十条第二項

において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「每事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後最初の中長期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「每事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画(第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。)について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「每事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「每事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。
- 5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。
- 6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則第十二条

- ・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

- ・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らして

はならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

- ・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

- ・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。



55. 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター												
所在地	茨城県つくば市大わし 1-1												
設立根拠法	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法（平成 11 年法律第 197 号）												
所管府省	農林水産省農林水産技術会議事務局研究調整課												
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和 45 年 6 月 農林省熱帯農業研究センター設立 ②昭和 53 年 7 月 農林水産省熱帯農業研究センターに移行 ③平成 5 年 10 月 農林水産省国際農林水産業研究センターに移行 ④平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人国際農林水産業研究センターに移行 ⑤平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに移行												
事業目的	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）は、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	一 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。 二 前号の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供を行うこと。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>8,470</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>3,887</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>3,549</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>7,061</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：175 人			区分	平成 28 年度	資本金	8,470	収入	3,887	支出	3,549	正味財産	7,061
区分	平成 28 年度												
資本金	8,470												
収入	3,887												
支出	3,549												
正味財産	7,061												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : (✓) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条 ( ) 委託費 : ( ) 政府貸付 : ( ) 政府保証 :												

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 9 項  (✓) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条  (✓) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事）  ( ) 国の認可：  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項（中長期計画）  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項（年度計画）  <b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表）  ( ) 国への届出：  <b>(その他国の関与)</b>  ( ) その他：</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p>( ) 法人税：  ( ) 固定資産税：  (✓) 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号  (✓) 印紙税：印紙税法第 5 条 2, 3 別表 2、3 及び告示第 56 号</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制：  (✓) みなし公務員：国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法第 10 条  (✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧（192 法人）</p>

【沿革③ 平成5年10月 農林水産省国際農林水産業研究センターに移行】

法人類型	農林水産省の施設等機関		
法人名	農林水産省国際農林水産業研究センター		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 農林水産省組織令の一部を改正する政令		
	・国会提出年月日：— ・法案成立年月日：— ・法律公布年月日：— ・法律施行年月日：—	法改正の パターン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	—		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革④ 平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人国際農林水産業研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人国際農林水産業研究センター法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 197 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H11 年 11 月 8 日 <b>・法案成立年月日：</b> H11 年 12 月 14 日 <b>・法律公布年月日：</b> H11 年 12 月 22 日 <b>・法律施行年月日：</b> H13 年 1 月 6 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 11 月 21 日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところではありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（職員の引継ぎ等）</p> <p>・センターの成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第三条</p> <p>・センターの成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、センターの成立の日において引き続きセンターの職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、センターの成立の日の前日において農林水産大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、センターの成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児</p>		

童手当又は特例給付の支給に関しては、センターの成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、センターの成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

#### 附則第四条（センターの職員となる者の職員団体についての経過措置）

- ・センターの成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、センターの成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。
- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。
- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、センターの成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

#### 附則第五条（権利義務の承継等）

- ・センターの成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時においてセンターが承継する。
- 2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。
- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則第六条（政令への委任）

- ・附則第二条から前条までに定めるもののほか、センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



【沿革⑤ 平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人国際農林水産業研究センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） ・研究開発型の法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年 6 月 13 日法律第 66 号）		
	・国会提出年月日：H26 年 4 月 15 日 ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（準備行為等） ・この法律による改正後の独立行政法人通則法（以下「新法」という。）第二十八条の二第一項の規定による同項の指針の策定、新法第二十八条の三の規定による同条の指針の案の作成、新法第二十九条第一項の規定による同項の中期目標の策定、新法第三十五条の四第一項の規定による同項の中期目標の策定及び新法第三十五条の九第一項の規定による同項の年度目標の策定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新法第二十八条の二第一項及び第二項、第二十八条の三、第二十九条、第三十五条の四第一項から第四項まで並びに第三十五条の九の規定の例により行うことができる。この場合において、新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項及び第三十五条の四第三項中「委員会」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の第三十二条第三項の政令で定める審議会」と、同条第四項中「審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）		

第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるもの(以下「研究開発に関する審議会」という。)」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)による改正前の第十二条第一項に規定する独立行政法人評価委員会」とする。

- 2 この法律による改正前の独立行政法人通則法(以下「旧法」という。)第三十二条第三項の政令で定める審議会は、前項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第二十八条の二第二項、第二十九条第三項又は第三十五条の四第三項の規定により意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により策定された指針、中期目標、中長期目標及び年度目標は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、それぞれ新法第二十八条の二第一項及び第二項の規定により策定された同条第一項の指針、新法第二十九条の規定により策定された同条第一項の中期目標、新法第三十五条の四第一項から第四項までの規定により策定された同条第一項の中長期目標並びに新法第三十五条の九の規定により策定された同条第一項の年度目標とみなす。

#### 附則第三条

- ・独立行政法人評価委員会の委員の任命権者(次項において単に「任命権者」という。)は、新法第二条第三項に規定する研究開発に関して高い識見を有する外国人(日本の国籍を有しない者をいう。次項及び第三項において同じ。)を、独立行政法人評価委員会の委員に任命することができる。
- 2 任命権者は、外国人である独立行政法人評価委員会の委員を、前条第一項の規定により読み替えてその例によるものとされた新法第三十五条の四第四項の規定により主務大臣に対して意見を述べる事務以外の事務に従事させてはならない。
- 3 第一項の場合において、外国人である独立行政法人評価委員会の委員は、独立行政法人評価委員会の会務を総理し、独立行政法人評価委員会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、独立行政法人評価委員会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

#### 附則第四条(独立行政法人評価委員会の所掌事務に関する経過措置)

- ・この法律の公布の日から施行日の前日までの間における旧法第十二条第二項第二号の規定の適用については、同号中「この法律又は個別法」とあるのは、「この法律、個別法又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)」とする。

#### 附則第五条(名称の使用制限に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現にその名称中に国立研究開発法人という文字を用いている者については、新法第十条(国立研究開発法人(新法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。以下同じ。))に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。



附則第六条（監事及び会計監査人の職務及び権限並びに役員の報告義務に関する経過措置）

- ・新法第十九条第四項、第五項、第七項及び第八項、第十九条の二、第二十一条の五、第三十九条第一項から第四項まで並びに第三十九条の二の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

附則第七条（役員の任期に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に独立行政法人（新法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この項において同じ。）の長又は監事である者の任期（補欠の独立行政法人の長又は監事の任期を含む。）については、新法第二十一条、第二十一条の二又は第二十一条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日において中期目標管理法人（新法第二条第二項に規定する中期目標管理法人をいう。以下同じ。）の監事である者の任期につき前項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される中期目標管理法人の監事（補欠の中期目標管理法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条第二項の規定の適用については、同項中「各中期目標の期間に対応して定めるものとし、任命の日から、当該対応する」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日を含む当該中期目標管理法人の」とする。

3 施行日において国立研究開発法人の長である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の長（補欠の国立研究開発法人の長を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「中長期目標の期間が六年又は七年の場合」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）附則第七条第一項の規定の適用がある国立研究開発法人の長の任期（補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。）の末日の翌日（以下この項において「起算日」という。）から起算日を含む中長期目標の期間の末日までの期間（以下この項において「残期間」という。）が六年以上七年未満の場合」と、「中長期目標の期間の初日（以下この項及び次項において単に「初日」という。）」とあるのは「起算日」と、同項第一号中「中長期目標の期間」とあるのは「残期間」と、「初日」とあるのは「起算日」と、同項第二号中「中長期目標の期間が七年の場合」とあるのは「残期間が六年を超え七年未満の場合」と、「初日から三年又は四年を経過する日」とあるのは「起算日から四年を経過する日までの間に終了する最後の事業年度の末日」とする。

4 施行日において国立研究開発法人の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される国立研究開発法人の監事（補欠の国立研究開発法人の監事を除く。）の任期に係る新法第二十一条の二第四項の規定の適用については、同項中「各国立研究開発法人の長の任期（補欠

の国立研究開発法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)と対応するものとし、任命の日から、当該対応する国立研究開発法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該国立研究開発法人の長の任期(補欠の国立研究開発法人の長の任期を含む。)」とする。

- 5 施行日において行政執行法人(新法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)の監事である者の任期につき第一項の規定の適用がある場合には、施行日の翌日以後最初に任命される行政執行法人の監事(補欠の行政執行法人の監事を除く。)の任期に係る新法第二十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「各行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。以下この項において同じ。)」と対応するものとし、任命の日から、当該対応する行政執行法人の長の任期」とあるのは、「任命の日から、当該任命の日における当該行政執行法人の長の任期(補欠の行政執行法人の長の任期を含む。)」とする。

附則第八条(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

- ・この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人(旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)に指示している旧法第二十九条第一項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に施行日において中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。)は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。)又は新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。)とみなす。

附則第九条(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

- ・施行日前に定められた独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。)の中期目標の期間(旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。)であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。

附則第十条(年度計画及び事業計画に関する経過措置)

- ・次項に規定する場合を除き、施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項(新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。)又は第三十五条の十第一項の規定の適用については、新法第三十一条第一項中「毎事業年度の

開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の中長期計画（第三十五条の五第一項の中長期計画をいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」と、新法第三十五条の十第一項中「各事業年度」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後最初の事業年度」と、「当該事業年度の開始前に」とあるのは「遅滞なく」とする。

- 2 附則第八条第二項の規定により旧中期計画が新中期計画又は新中長期計画とみなされる場合における施行日を含む事業年度に係る新法第三十一条第一項（新法第三十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により前条第一項の認可を受けたとみなされる」と、新法第三十五条の八において読み替えて準用する第三十一条第一項中「毎事業年度の開始前に、第三十五条の五第一項の認可を受けた」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日以後遅滞なく、同法附則第八条第二項の規定により第三十五条の五第一項の認可を受けたとみなされる」とする。

#### 附則第十一条（業績評価等に関する経過措置）

- ・新法第三十二条の規定は、施行日において中期目標管理法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 2 新法第三十五条の六第一項、第三項及び第五項から第九項までの規定は、施行日において国立研究開発法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度及び中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 3 新法第三十五条の十一第一項、第三項、第五項及び第六項の規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した事業年度に係る業務の実績に関する評価についても適用する。
- 4 新法第三十五条の十一第二項及び第四項から第七項までの規定は、施行日において行政執行法人となった独立行政法人の施行日の前日に終了した中期目標の期間に係る業務の実績に関する評価について準用する。この場合において、同条第二項中「三年以上五年以下の期間で主務省令で定める期間」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正

前の第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間」と、「当該期間における年度目標に定める業務運営の効率化に関する事項の実施状況」とあるのは「当該中期目標の期間における業務の実績」と、同条第四項中「事項の実施状況及び当該事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績及び当該業務の実績」と、同条第五項中「事項の実施状況」とあるのは「中期目標の期間における業務の実績」と読み替えるものとする。

5 前項の規定は、附則第九条の規定により、施行日前に定められた中期目標の期間が施行日の前日に終わることにより当該中期目標の期間が一年以下となる場合には、適用しない。

6 第四項において準用する新法第三十五条の十一第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出した場合には、その違反行為をした行政執行法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附則第十二条

・旧法第三十五条の規定は、施行日において行政執行法人となる独立行政法人の施行日の前日を含む中期目標の期間については、適用しない。

#### 附則第十三条（秘密保持義務に関する経過措置）

・旧法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員であった者に係る旧法第五十四条第一項の規定によるその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

#### 附則第十四条（罰則の適用に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（その他の経過措置の政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 56. 国立研究開発法人森林研究・整備機構

## 法人概要

## 【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 森林研究・整備機構		
所在地	茨城県つくば市松の里 1		
設立根拠法	国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）		
所管府省	農林水産省林野庁研究・保全課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>A①明治 38 年 11 月 農商務省山林局林業試験所</p> <p>②明治 43 年 10 月 農商務省山林局林業試験場（大正 14 年 4 月 農林省 → 昭和 18 年 11 月 農商省 → 昭和 20 年 8 月 農林省）</p> <p>③昭和 22 年 4 月 農林省林野局林業試験場</p> <p>④昭和 24 年 5 月 農林省林野庁林業試験場</p> <p>⑤昭和 53 年 7 月 農林水産省林野庁林業試験場</p> <p>⑥昭和 63 年 10 月 農林水産省林野庁森林総合研究所</p> <p>⑦平成 13 年 4 月 独立行政法人森林総合研究所</p> <p>B①昭和 32 年 農林省林野庁国立林木育種場設置（中央林木育種場、北海道林木及び九州林木育種場設置）</p> <p>②昭和 33 年 東北林木育種場及び関西林木育種場設置</p> <p>③昭 34 年 中央林木育種場及び関東林木育種場に改称（農林省 → 昭和 53 年 7 月 農林水産省）</p> <p>④平成 13 年 10 月 独立行政法人林木育種センター</p> <p>A/B①平成 19 年 4 月 独立行政法人森林総合研究所へと統合</p> <p>②平成 20 年 （独）緑資源機構の業務を一部継承</p> <p>③平成 27 年 4 月 国立研究開発法人森林総合研究所</p> <p>④平成 29 年 国立研究開発法人森林研究・整備機構に名称変更</p>		
事業目的	<p>1. 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。 2. 1 のほか、森林保険（森林保険法第 2 条第 1 項に規定する森林保険をいう。）を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>1. 目的 1 を達成するため、次の業務を行う。①森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。②森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。③林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。④①～③の業務に附帯する業務を行うこと。 2. 目的 2 を達成するため、次の業務を行う。①森林保険を行うこと。②①に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>		

財務情報	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">780,229</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">23,998</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">23,955</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">958,921</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	780,229	収入	23,998	支出	23,955	正味財産	958,921
	区分	平成 28 年度									
	資本金	780,229									
	収入	23,998									
支出	23,955										
正味財産	958,921										
職員数：1,100 人											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：(独立行政法人通則法 46 条) <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：国立研究開発法人森林研究・整備機構法第 19 条										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項(長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項(役員)										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項(中長期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項(年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条(財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱(優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法別表 1 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法別表 2										
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：国立研究開発法人森林研究・整備機構法第 12 条										

起因する規制 や国の関与	(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条
-----------------	------------------------------

【沿革 A⑦ 独立行政法人森林総合研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 森林総合研究所		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人森林総合研究所法		
	・国会提出年月日：H11年11月8日 ・法案成立年月日：H11年12月14日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年4月1日	<b>法改正の                  ターン分類</b>	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院行政改革に関する特別委員会・平成11年11月17日） ただいま議題となりました中央省庁等改革関係法施行法案並びに国立公文書館法の一部を改正する法律案など五十九件の独立行政法人個別法案及び独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案、すなわち省庁改革施行関連法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。（以下、略） 附則第5条（権利義務の承継等） ・研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。（以下、略）		



【沿革 B④ 独立行政法人林木育種センター設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 林木育種センター		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人林木育種センター法		
	・国会提出年月日：H11年11月8日 ・法案成立年月日：H11年12月14日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年10月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（衆議院行政改革に関する特別委員会・平成11年11月17日） ただいま議題となりました中央省庁等改革関係法施行法案並びに国立公文書館法の一部を改正する法律案など五十九件の独立行政法人個別法案及び独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案、すなわち省庁改革施行関連法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・センターの成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの相当の職員となるものとする。（以下、略） 附則第5条（権利義務の承継等） ・センターの成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時においてセンターが承継する。（以下、略）		



【沿革 A/B① 人林木育種センターが独立行政法人森林総合研究所へと統合】

法人類型	国立研究開発法人		
法人名	国立研究開発法人 森林研究・整備機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H19年2月2日 <b>・法案成立年月日</b> ：H19年3月29日 <b>・法律公布年月日</b> ：H19年3月30日 <b>・法律施行年月日</b> ：H19年4月1日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（参議院農林水産委員会・平成19年3月15日） 現在、森林総合研究所において行っている森林・林業に関する試験研究等の業務と、林木育種センターにおいて行っている林木の新品種の開発等の業務について、両者の連携を図り、効率的、効果的な業務運営を推進する観点から、両法人を統合することとしております。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・この法律の施行の際現に独立行政 法人肥飼料検査所（以下「肥飼料検査所」という。）及び独立行政法人農薬検査所（以下「農薬検査所」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の 施行の日（以下「施行日」という。）において、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「農林水産消費安全技術センター」という。）の相当の職員となるものとする。 附則第6条（林木育種センターの解散等） ・独立行政法人林木育種センター（以下「林木育種センター」という。）は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて独立行政法人森林総合研究所（以下「森林総合研究所」という。）が承継する。（以下、略）		

【沿革 A/B③ 国立研究開発法人森林総合研究所設立】

法人類型	国立研究開発法人		
法人名	国立研究開発法人 森林研究・整備機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26年4月15日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26年6月6日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26年6月13日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（衆議院内閣委員会・平成26年5月9日）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第2条（職員の引継ぎ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</li> </ul> <p>附則第5条（権利義務の承継等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。（以下、略）</li> </ul>		

【沿革 A/B④ 国立研究開発法人森林研究・整備機構設立】

法人類型	国立研究開発法人		
法人名	国立研究開発法人 森林研究・整備機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 森林法等の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H28年3月8日 <b>・法案成立年月日</b> ：H28年5月13日 <b>・法律公布年月日</b> ：H28年5月20日 <b>・法律施行年月日</b> ：H29年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（参議院農林水産委員会・平成28年5月10日） 早急に施業が必要な奥地水源地域の保安林の整備を推進するため、水源林造成業務について、本則に位置付けることとし、育成途上の森林の整備を行うことができることとしております。これに伴い、研究所の名称を国立研究開発法人森林研究・整備機構に、法律の題名を国立研究開発法人森林研究・整備機構法に改称することとしております。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。（以下、略） 附則第5条（権利義務の承継等） ・研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。（以下、略）		

57. 国立研究開発法人水産研究・教育機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 水産研究・教育機構		
所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい 2-3-3 クイーンズタワーB 15階		
設立根拠法	国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成 11 年法律第 199 号）		
所管府省	農林水産省水産庁増殖推進部研究指導課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	－
沿革	<p>A①昭和 4 年 3 月 農林省水産試験場（昭和 18 年 11 月 農商省 → 昭和 20 年 8 月 農林省）</p> <p>②昭和 24 年 6 月 農林省水産研究所</p> <p>③昭和 53 年 7 月 農林水産省水産庁水産研究所</p> <p>B①昭和 54 年 3 月 農林水産省水産庁養殖研究所</p> <p>C①昭和 54 年 3 月 農林水産省水産庁水産工学研究所</p> <p>A/B/C①平成 13 年 4 月 独立行政法人水産総合研究センター</p> <p>D①昭和 46 年 7 月 海洋水産資源開発センター</p> <p>E①昭和 38 年 4 月 社団法人瀬戸内海栽培漁業協会</p> <p>②昭和 54 年 7 月 社団法人日本栽培漁業協会</p> <p>A/B/C/D/E①平成 27 年 4 月 国立研究開発法人水産総合研究センターに名称を変更</p> <p>F①昭和 16 年 4 月 朝鮮総督府釜山高等水産学校</p> <p>②昭和 19 年 4 月 朝鮮総督府釜山水産専門学校（昭 20.8 解散）</p> <p>③昭和 21 年 5 月 農林省水産庁水産講習所下関分所</p> <p>④昭和 22 年 4 月 農林省水産庁第二水産講習所</p> <p>⑤昭和 27 年 4 月 農林省水産庁水産講習所</p> <p>⑥昭和 38 年 1 月 農林省水産庁水産大学校</p> <p>⑦昭和 53 年 7 月 農林水産省水産庁水産大学校</p> <p>⑧平成 13 年 4 月 独立行政法人水産大学校</p> <p>A/B/C/D/E/F①平成 28 年 4 月 国立研究開発法人水産研究・教育機構</p>		
事業目的	<p>1. 水産に関する技術の向上に寄与するための試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うほか、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことを目的とする。 2. 海洋水産資源開発促進法（昭和 46 年法律第 60 号）に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。</p>		

<p>主な事務・事業の内容</p>	<p>1. 上記目的1を達成するため、次の業務を行う。(1)水産に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。(2)水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。(3)栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。(4)さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。(5)水産に関する学理及び技術の教授を行うこと。(6) (1)～(5)の業務に附帯する業務を行うこと。 2. 上記目的2を達成するため、次の業務を行う。(1)海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと(次に掲げるものを除く。)(2)海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。(3)海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。(4)2(1)～(3)の業務に附帯する業務を行うこと。 3. 2(2)の規定による調査は、漁業を営む者又はその団体のみではその新漁業生産方式の企業化を図ることが著しく困難である場合に限り、行うことができる。 4. 1～2に規定する業務のほか、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)の規定による立入り、質問、検査及び収去を行う。</p>										
<p>財務情報等</p>	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">66,451</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">25,265</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">24,013</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">47,433</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数:1,117名</p>	区分	平成28年度	資本金	66,451	収入	25,265	支出	24,013	正味財産	47,433
区分	平成28年度										
資本金	66,451										
収入	25,265										
支出	24,013										
正味財産	47,433										
<p>補助金、交付金、委託費等</p>	<p>( ) 補助金 :  <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : (独立行政法人通則法46条)  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  ( ) 政府保証 :</p>										
<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第35条の5第9項  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第64条  <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第64条</p>										
<p>役員の選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法20条1項、2項(長、監事)  ( ) 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第20条5項(役員)</p>										

<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p>(予算・事業計画)</p> <p>( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画)  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画)</p> <p>(決算・財務諸表)</p> <p>( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表)  ( ) 国への届出 :</p> <p>(その他国の関与)</p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優 遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等)  (国立研究開発法人水産研究・教育機構法第 5 条 : 資本金)</p> <p>( ) 固定資産税 :  (✓) 登録免許税 : 登録免許税法別表 2  (✓) 印紙税 : 印紙税法別表 2</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  (✓) みなし公務員 : 国立研究開発法人水産研究・教育機構法第 11 条  (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>



【沿革 A/B/C① 独立行政法人水産総合研究センター設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 水産総合研究センター		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人水産総合研究センター法		
	・国会提出年月日：H11年11月8日 ・法案成立年月日：H11年12月14日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年4月1日	法改正の ターン分類	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院行政改革に関する特別委員会・平成11年11月17日） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・センターの成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、センターの成立の日において、センターの相当の職員となるものとする。（以下、略） 附則第5条（権利義務の承継等） ・センターの成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、センターの成立の時においてセンターが承継する。 2 前項の規定によりセンターが国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物、船舶その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府からセンターに対し出資されたものとする。 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。（以下、略）		

【沿革 A/B/C/D/E① 国立研究開発法人水産総合研究センター設立】

法人類型	国立研究開発法人		
法人名	国立研究開発法人 水産総合研究センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26年4月15日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26年6月6日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26年6月13日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（衆議院内閣委員会・平成26年5月9日）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>第153条（独立行政法人水産総合研究センター法の一部改正）</p> <p>・独立行政法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。</p> <p>国立研究開発法人水産総合研究センター法</p> <p>第一条、第二条及び第三条第一項中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改め、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>（国立研究開発法人）</p> <p>第三条の二 センターは、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。</p> <p>第八条を次のように改める。</p> <p>（理事の任期）</p> <p>第八条 理事の任期は、二年とする。</p> <p>第十四条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五</p>		

	<p>条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。</p> <p>第十六条中「、主務省」及び「、農林水産省」を削る。</p>
--	---

【沿革 F⑧ 独立行政法人水産大学校設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 水産大学校		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 独立行政法人水産大学校法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：H11年11月8日</li> <li>・ 法案成立年月日：H11年12月14日</li> <li>・ 法律公布年月日：H11年12月22日</li> <li>・ 法律施行年月日：H13年4月1日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>（<input checked="" type="checkbox"/>）新規立法</li> <li>（ ）既存法律の一部改正</li> <li>（ ）その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（衆議院行政改革に関する特別委員会・平成11年11月17日）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第2条（職員の引継ぎ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学校の成立の際現に農林水産省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、大学校の成立の日において、大学校の相当の職員となるものとする。（以下、略）</li> </ul> <p>附則第5条（権利義務の承継等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学校の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、大学校の成立の時において大学校が承継する。（以下、略）</li> </ul>		

【沿革 A/B/C/D/E/F① 国立研究開発法人水産研究・教育機構設立】

法人類型	国立研究開発法人		
法人名	国立研究開発法人 水産研究・教育機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H27年3月6日 <b>・法案成立年月日</b> ：H27年9月11日 <b>・法律公布年月日</b> ：H27年9月18日 <b>・法律施行年月日</b> ：H28年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（衆議院農林水産委員会・平成27年8月26日）</p> <p>この法律案は、この政府の方針に基づき、農業・食品産業技術総合研究機構等四法人の統合、水産総合研究センター等二法人の統合、農業者年金基金及び農林漁業信用基金の内部ガバナンスの高度化等を行うものであります。</p> <p>（中略）</p> <p>第二に、国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正であります。水産総合研究センター及び水産大学校を統合し、それぞれが持つ研究開発機能と人材育成機能の一層の向上を一体的に推進することとしております。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第2条（種苗管理センター等の解散等）</p> <p>・独立行政法人種苗管理センター（以下「種苗管理センター」という。）、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「種苗管理センター等」という。）は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が承継する。（以下、略）</p> <p>附則第3条（研究機構への出資）</p> <p>・前条第一項の規定により研究機構が種苗管理センター等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、研究機構が承継する資産の価額（同条第八項の規定により読み替えられた旧種苗管理センター法第十二条第一項、旧農業生物資源研究所法第十二条第一項又は旧農業環境技術研究所法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究機構に対し第一条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下「新研究機構法」という。）第十五条第一号に掲げる業務に</p>		

必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。この場合において、研究機構は、新研究機構法第六条第二項の認可を受けることなく、その額により資本金を増加するものとする。(以下、略)

附則第8条（研究機構の役員又は職員についての通則法の適用）

- ・研究機構の役員又は職員についての通則法第五十条の十一において準用する通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。(以下、略)

附則第9条（水産大学校の解散等）

- ・独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「研究・教育機構」という。）が承継する。(以下、略)

58. 独立行政法人農畜産業振興機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 農畜産業振興機構		
所在地	東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル		
設立根拠法	独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）		
所管府省	農林水産省生産局総務課		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>A①昭和 34 年 3 月 日本蚕繭事業団</p> <p>B①昭和 33 年 5 月 日本輸出生糸保管株式会社</p> <p>A/B①昭和 41 年 3 月 日本蚕糸事業団</p> <p>C①昭和 40 年 8 月 糖価安定事業団</p> <p>A/B/C①昭和 56 年 10 月 蚕糸砂糖類価格安定事業団</p> <p>D①昭和 33 年 11 月 酪農振興基金</p> <p>②昭和 36 年 12 月 畜産振興事業団</p> <p>A/B/C/D①平成 8 年 10 月 農畜産業振興事業団</p> <p>E①昭和 41 年 10 月 野菜生産出荷安定資金協会</p> <p>F①昭和 47 年 8 月 財団法人野菜価格安定基金</p> <p>E/F①昭和 51 年 10 月 野菜供給安定基金</p> <p>A/B/C/D/E/F①平成 15 年 10 月 独立行政法人農畜産業振興機構</p>		
事業目的	<p>主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>1. 農産物の価格安定に関する法律（昭和 36 年法律第 183 号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行う。①指定乳製品及び指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。②①に掲げる業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。③農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律で認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。</p> <p>2. 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。</p>		

	<p>3. 野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）の規定により次の業務を行う。  ①指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。②あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。③一般社団法人又は一般財団法人が行う業務で2①又は2②の業務に準ずるものについてその経費を補助すること。</p> <p>4. 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。</p> <p>5. 砂糖及びでん粉価格調整に関する法汁（昭和 40 年法律第 109 号）の規定により次の業務を行う。①輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。②異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。③甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付を行うこと。④輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しを行うこと。⑤でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うこと。</p> <p>6. 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p> <p>7. 1～6の業務に附帯する業務を行うこと。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">30, 555</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">342, 769</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">218, 023</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">46, 398</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：253 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	30, 555	収入	342, 769	支出	218, 023	正味財産	46, 398
区分	平成 28 年度										
資本金	30, 555										
収入	342, 769										
支出	218, 023										
正味財産	46, 398										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :  (✓) 交付金 : (独立行政法人通則法 46 条)  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  (✓) 政府保証：独立行政法人農畜産業振興機構法第 15 条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3  (✓) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条  (✓) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>(✓) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事）  ( ) 国の認可 :  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画）</p>										



	<p>(✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画）</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認：</p> <p>(✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表）</p> <p>( ) 国への届出：</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>( ) その他：</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p>(✓) 法人税：（法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等） （独立行政法人農畜産業振興機構法第 5 条：資本金）</p> <p>( ) 固定資産税：</p> <p>(✓) 登録免許税：（登録免許税法別表 2：資本金等が政府等全額出資等）</p> <p>(✓) 印紙税：（印紙税法別表 2：資本金等が政府等全額出資等）</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制：</p> <p>(✓) みなし公務員：独立行政法人農畜産業振興機構法第 9 条</p> <p>(✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革 A/B/C/D① 平成 8 年 10 月 農畜産業振興事業団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	特殊法人農畜産業振興事業団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 農畜産業振興事業団法（平成 8 年 5 月 29 日法律第 53 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H 8 年 2 月 7 日 <b>・法案成立年月日：</b> H 8 年 5 月 22 日 <b>・法律公布年月日：</b> H 8 年 5 月 29 日 <b>・法律施行年月日：</b> H 8 年 10 月 1 日	<b>法改正の ターンの分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（衆議院農林水産委員会・平成 8 年 4 月 24 日）</p> <p>畜産振興事業団及び蚕糸砂糖類価格安定事業団は、これらの設立以来、それぞれ畜産物及び蚕糸・砂糖類の価格安定業務など、各般の業務を行い、我が国農畜産業と関連産業の健全な発展に重要な役割を果たしてきたところであります。しかしながら、行政改革の推進の一環として、特殊法人について総合的かつ全般的な見直しを行った結果、農産物の価格安定業務の効率的な運営を図る観点から両事業団を統合することとし、今回この法律案を提出することとした次第であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第 6 条（畜産振興事業団の解散等）</p> <p>・第六条 畜産振興事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。</p> <p>2 畜産振興事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度は、畜産振興事業団の解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>3 畜産振興事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p> <p>4 第一項の規定により事業団が畜産振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における畜産振興事業団に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府及び当該政府以外の者から事業団に出資されたものとする。</p> <p>5 第一項の規定により事業団が畜産振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際次の各号に掲げる積立金として整理されている金額は、それぞれ当該各号に定める勘定において、第三十五条第一項の積立金として整理しなければならない。</p> <p>一 附則第十九条の規定による改正前の畜産物の価格安定等に関する法律（以下「旧畜産物価格安定法」という。）第三十八条第一項第五号の業務に係る旧畜産物価格安定法第四十八条第一項の特別の勘定において積立金として整理されている金額 第三十</p>		

一条第一項第二号の業務に係る勘定

二 旧畜産物価格安定法第三十八条第一項第六号の業務に係る旧畜産物価格安定法第四十八条第一項の特別の勘定において積立金として整理されている金額 第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定

三 附則第二十九条の規定による改正前の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号。以下「旧暫定措置法」という。）第三条第一項第一号から第二号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に係る旧畜産物価格安定法第四十八条第一項の特別の勘定において積立金として整理されている金額 附則第二十九条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「新暫定措置法」という。）第三条第一項第一号から第二号の二までの業務並びに同項第二号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に係る第三十一条第一項の勘定

四 附則第三十二条の規定による改正前の肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号。以下「旧特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務に係る旧畜産物価格安定法第四十八条第一項の特別の勘定において積立金として整理されている金額 附則第三十二条の規定による改正後の肉用子牛生産安定等特別措置法（以下「新特別措置法」という。）第三条第一項に規定する業務に係る第三十一条第一項の勘定

五 前各号の特別の勘定以外において積立金として整理されている金額 第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定

6 第一項の規定により事業団が畜産振興事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際次の各号に掲げる資金として管理されている金額は、それぞれ当該各号に定める資金として管理しなければならない。

一 旧畜産物価格安定法第五十四条の三第一項の規定により資金として管理されている金額 第三十八条第一項の資金

二 旧暫定措置法第二十条の二の規定により繰り入れた繰入金に係る資金として管理されている金額 新暫定措置法第二十条の三の規定により繰り入れた繰入金に係る資金

三 旧特別措置法第十六条第一項の規定により調整資金として管理されている金額 新特別措置法第十六条第一項の調整資金

7 畜産振興事業団の解散については、旧畜産物価格安定法第六十二条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

8 第一項の規定により畜産振興事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

附則第7条（蚕糸砂糖類価格安定事業団の解散等）

- ・ 蚕糸砂糖類価格安定事業団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。
- 2 蚕糸砂糖類価格安定事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度は、蚕糸砂糖類価格安定事業団の解散の日の前日に終わるものとする。
- 3 蚕糸砂糖類価格安定事業団の平成八年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
- 4 第一項の規定により事業団が蚕糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における蚕糸砂糖類価格安定事業団に対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、事業団の設立に際し政府及び当該政府以外の者から事業団に出資されたものとする。
- 5 蚕糸砂糖類価格安定事業団が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき事業団の出資証券の上に存在する。
- 6 第一項の規定により事業団が蚕糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際附則第十五条の規定による廃止前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号。以下「旧事業団法」という。）第三十一条第一項第一号の業務に係る勘定及び同項第二号の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額は、第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定及び同項第五号の業務に係る勘定において、第三十五条第一項の積立金として、それぞれ整理しなければならない。
- 7 第一項の規定により事業団が蚕糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧事業団法第三十六条第一項の規定により蚕糸業振興資金として置かれている金額は、第三十九条第一項の蚕糸業振興資金として置かなければならない。
- 8 第一項の規定により事業団が蚕糸砂糖類価格安定事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧事業団法第三十七条第一項の規定により糖価安定資金として置かれている金額は、第四十条第一項の糖価安定資金として置くものとする。
- 9 第一項の規定により蚕糸砂糖類価格安定事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

【沿革 A/B/C/D/E/F① 平成 15 年 10 月 独立行政法人農畜産業振興機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 農畜産業振興機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、(✓) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年 12 月 4 日法律第 126 号）		
	・国会提出年月日：H14 年 10 月 21 日 ・法案成立年月日：H14 年 11 月 27 日 ・法律公布年月日：H14 年 12 月 4 日 ・法律施行年月日：H15 年 10 月 1 日	<b>法改正の                  ターン分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（参議院農林水産委員会・平成 14 年 11 月 21 日） 独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案及び独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。 特殊法人や認可法人につきましては、行政の遂行上重要な業務を担うために設立されたものでありますが、その事業や組織の在り方は時代の変遷に合わせ、見直していくことが必要であります。このような観点から、特殊法人等改革が行われ、昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画が閣議決定されたところであります。この中で、農林水産省所管の特殊法人等に関しましては、所要の事業の見直しを行った上で、農業者年金基金、農林漁業信用基金及び緑資源公団につきましてはそれぞれ単独で独立行政法人化すること、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金につきましては統合の上独立行政法人化すること、生物系特定産業技術研究推進機構及び海洋水産資源開発センターにつきましてはそれぞれ既存の独立行政法人に統合することとされたところであります。 また、特殊法人等改革とともに行政委託型公益法人等改革が行われ、本年三月に公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画が閣議決定されたところであり、この中で、社団法人日本栽培漁業協会につきましては、効率的な事業実施の観点から、独立行政法人水産総合研究センターにおいて事業を実施することとされたところであります。このため、特殊法人等整理合理化計画等に定められた措置の実施を図るために、これらの法律案を提出した次第であります。 次に、法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。 第一に、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金及び独立行政法人緑資源機構につきまして、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、独立行政法人農業技術研究機構及び独立行政法		

	<p>人水産総合研究センターにつきまして、生物系特定産業技術研究推進機構及び海洋水産資源開発センター等の業務の承継に伴い、その目的、業務の範囲等に関する事項を改めるものであります。</p> <p>第二に、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金及び独立行政法人緑資源機構の役員につきまして、理事長、理事、監事等を置くこととするとともに、独立行政法人農業技術研究機構及び独立行政法人水産総合研究センターの役員の数を改めるものであります。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>附則第3条（事業団の解散等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業団は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。（以下、略）</li> </ul> <p>附則第4条（野菜供給安定基金の解散等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜供給安定基金（以下「基金」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。</li> </ul>

59. 独立行政法人農業者年金基金

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 農業者年金基金												
所在地	東京都港区西新橋 1-6-21 NBF 虎ノ門ビル 5 階												
設立根拠法	独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）												
所管府省	農林水産省経営局経営政策課												
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和 45 年 10 月 農業者年金基金 ②平成 15 年 10 月 独立行政法人農業者年金基金												
事業目的	農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 農業者年金事業を行うこと。 2. 1 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 （業務の特例）上記の業務のほか、当分の間、次に掲げる業務を行うものとする。 ①改正前の農業者年金基金法による給付を支給すること。 ②農地等（旧農業者年金法による被保険者が所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供しているものに限る。）及びその附帯施設の買入れ及び売渡し並びに借受け及び貸付けを行い、必要な資金の貸付けを行うこと。 ③①～②に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	（単位：百万円） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>1,014</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>198,978</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>187,771</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>1,014</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：74 名			区分	平成 28 年度	資本金	1,014	収入	198,978	支出	187,771	正味財産	1,014
区分	平成 28 年度												
資本金	1,014												
収入	198,978												
支出	187,771												
正味財産	1,014												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : (✓) 交付金 : (独立行政法人通則法 46 条) ( ) 委託費 : ( ) 政府貸付 : (✓) 政府保証 : 独立行政法人農林漁業信用基金法第 18 条												

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3  (✓) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条  (✓) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>
<p>役員の選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事）  ( ) 国の認可：  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画）  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画）  <b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表）  ( ) 国への届出：  <b>(その他国の関与)</b>  ( ) その他：</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p>(✓) 法人税：（法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等）  （独立行政法人農業者年金基金法第 5 条：資本金）  ( ) 固定資産税：  (✓) 登録免許税：（登録免許税法別表 2：資本金等が政府等全額出資等）  (✓) 印紙税：（印紙税法別表 2：資本金等が政府等全額出資等）</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制：  (✓) みなし公務員：独立行政法人農業者年金基金法第 8 条  (✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>



【沿革② 独立行政法人農業者年金基金設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 農業者年金基金		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人農業者年金基金法		
	・国会提出年月日：H14年10月21日 ・法案成立年月日：H14年11月27日 ・法律公布年月日：H14年12月4日 ・法律施行年月日：H15年10月1日	法改正の ターン分類	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（参議院農林水産委員会・平成14年11月21日） 特殊法人や認可法人につきましては、行政の遂行上重要な業務を担うために設立されたものでありますが、その事業や組織の在り方は時代の変遷に合わせ、見直していくことが必要であります。このような観点から、特殊法人等改革が行われ、昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画が閣議決定されたところであります。この中で、農林水産省所管の特殊法人等に関しましては、所要の事業の見直しを行った上で、農業者年金基金、農林漁業信用基金及び緑資源公団につきましてはそれぞれ単独で独立行政法人化すること、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金につきましては統合の上独立行政法人化すること、生物系特定産業技術研究推進機構及び海洋水産資源開発センターにつきましてはそれぞれ既存の独立行政法人に統合することとされたところであります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第4条（農業者年金基金の解散等） ・農業者年金基金は、基金の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて基金が承継する。 2 農業者年金基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。 3 農業者年金基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。 4 第一項の規定により基金が農業者年金基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際現に次の各号に掲げる勘定に属する資産の価額が負債の金額を超えるときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する積立金として、次の各号に掲げる勘定に属する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する額については当該各号に定める勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。 一 附則第二十一条の規定による廃止前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号。以下「旧農業者年金法」という。）第七十四条の規定により旧農業者年金法第十		

九条第一号に掲げる業務のうち特例付加年金に関するものに係る経理について設けられた特別の勘定 第六十二条の規定により九条第一号に掲げる業務のうち特例付加年金に関するものに係る経理について設けられた特別の勘定

二 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年農業者年金改正法」という。）附則第二十二条の規定により同条第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定 附則第十八条の規定により同条第一号に掲げる経理について設けられた特別の勘定

三 平成十三年農業者年金改正法附則第二十二条の規定により同条第二号に掲げる経理について設けられた特別の勘定 附則第十八条の規定により同条第二号に掲げる経理について設けられた特別の勘定

四 前三号に掲げる勘定以外の勘定 前三号に定める勘定以外の勘定

5 前項の資産の価額は、基金成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第一項の規定により農業者年金基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

## 60. 独立行政法人農林漁業信用基金

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 農林漁業信用基金		
所在地	東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル		
設立根拠法	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号）		
所管府省	財務省大臣官房政策金融課、農林水産省経営局金融調整課・保険監理官、林野庁林政部企画課、水産庁漁政部水産経営課・漁業保険管理官		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>A①昭和 27 年 9 月 農業共済基金（認可法人） 設立          ②平成 12 年 4 月 農林漁業信用基金が業務承継</p> <p>B①昭和 27 年 12 月 中小漁業融資保証保険特別会計 設置          ②昭和 52 年 1 月 中央漁業信用基金が業務承継</p> <p>C①昭和 38 年 10 月 林業信用基金（特殊法人） 設立          D①昭和 39 年 12 月 漁業共済基金（特殊法人） 設立          ②昭和 57 年 10 月 中央漁業信用基金が業務承継</p> <p>E①昭和 41 年 8 月 農業信用保険協会（認可法人） 設立          F①昭和 49 年 10 月 中央漁業信用基金（認可法人） 設立          C/E/F①昭和 62 年 10 月 農林漁業信用基金（認可法人） 設立          A/B/C/D/E/F①平成 15 年 10 月 独立行政法人農林漁業信用基金設立</p>		
事業目的	<p>1. 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。 2. 1 に規定するもののほか、農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>1. 農業信用保証保険法第 3 章第 1 節の規定による保証保険を行うこと。 2. 農業信用保証保険法第 3 章第 2 節の規定による融資保険を行うこと。 3. 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資とな</p>		

	<p>るべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>4. 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第8条第1項第3号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。 5. 12及び林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第17条の規定による債務の保証を行うこと。 6. 中小漁業融資保証法第3章第1節の規定による保証保険を行うこと。 7. 中小漁業融資保証法第3章第2節の規定による融資保険を行うこと。 8. 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第2条第3項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第4条第2号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。 9. 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第4条第3号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。 10. 1～9に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 11. 農業災害補償法第142条の8の規定により行う業務及び漁業災害補償法第196条の3に規定する業務を行うこと。 12. 政令で定めるものを、当該出資者である林業者等が融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。</p> <p>（業務の特例）上記の業務のほか、当分の間、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第6条に規定する業務を行うものとする。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">184,079</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">59,895</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">61,025</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">226,851</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：122</p>	区分	平成28年度	資本金	184,079	収入	59,895	支出	61,025	正味財産	226,851
区分	平成28年度										
資本金	184,079										
収入	59,895										
支出	61,025										
正味財産	226,851										
補助金、交付金、委託費等	<p>（ ） 補助金 ：</p> <p>（<input checked="" type="checkbox"/>） 交付金 ：（独立行政法人通則法46条）</p> <p>（ ） 委託費 ：</p> <p>（ ） 政府貸付：</p> <p>（<input checked="" type="checkbox"/>） 政府保証：独立行政法人農林漁業信用基金法第18条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>（<input checked="" type="checkbox"/>） 監督・命令：独立行政法人通則法第32条6項、第35条の3</p> <p>（<input checked="" type="checkbox"/>） 報告徴収：独立行政法人通則法第64条</p> <p>（<input checked="" type="checkbox"/>） 立入検査：独立行政法人通則法第64条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>（<input checked="" type="checkbox"/>） 大臣任命：独立行政法人通則法第20条1項、2項（長、監事）</p> <p>（ ） 国の認可：</p> <p>（<input checked="" type="checkbox"/>） 国への届出：独立行政法人通則法第20条5項（役員）</p>										

<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画)  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)  (決算・財務諸表)  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)  <input type="checkbox"/> 国への届出 :  (その他国の関与)  <input type="checkbox"/> その他 :</p>
<p>税の取扱 (優 遇措置)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : (法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等)  (独立行政法人農林漁業信用基金法第 5 条 : 資本金)  <input type="checkbox"/> 固定資産税 :  <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : (登録免許税法別表 2 : 資本金等が政府等全額出資等)  <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : (印紙税法別表 2 : 資本金等が政府等全額出資等)</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制 :  <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人農林漁業信用基金法第 11 条  <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革 A/B/C/D/E/F① 独立行政法人農林漁業信用基金設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 農林漁業信用基金		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、(✓) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人農林漁業信用基金法		
	・国会提出年月日：H14年10月21日 ・法案成立年月日：H14年11月27日 ・法律公布年月日：H14年12月4日 ・法律施行年月日：H15年10月1日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（参議院農林水産委員会・平成14年11月21日） 特殊法人や認可法人につきましては、行政の遂行上重要な業務を担うために設立されたものでありますが、その事業や組織の在り方は時代の変遷に合わせ、見直していくことが必要であります。このような観点から、特殊法人等改革が行われ、昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画が閣議決定されたところであります。この中で、農林水産省所管の特殊法人等に関しましては、所要の事業の見直しを行った上で、農業者年金基金、農林漁業信用基金及び緑資源公団につきましてはそれぞれ単独で独立行政法人化すること、農畜産業振興事業団及び野菜供給安定基金につきましては統合の上独立行政法人化すること、生物系特定産業技術研究推進機構及び海洋水産資源開発センターにつきましてはそれぞれ既存の独立行政法人に統合することとされたところであります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第3条（農林漁業信用基金の解散等） ・農林漁業信用基金は、信用基金の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて信用基金が承継する。 2 信用基金の成立の際現に農林漁業信用基金が有する権利のうち、信用基金がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、信用基金の成立の時に於いて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。 4 農林漁業信用基金の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。 5 農林漁業信用基金の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。 6 第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したとき		

は、その承継の際、現に次の各号に掲げる業務に係る勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額（当該差し引いた額が現に当該勘定に属する資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額）は、それぞれ、政府及び政府以外の者から信用基金に対し当該各号に定める業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

一 附則第五条の規定による廃止前の農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号。以下「旧信用基金法」という。）第三十一条第一号に掲げる業務 農業信用保険業務

二 附則第八条の規定による改正前の農業災害補償法第百四十二条の八の規定により行う業務 農業災害補償関係業務

7 第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に前項各号に掲げる業務に係る勘定に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額から負債の金額を差し引いた額が現に当該業務に係る勘定に属する資本金の額を超えるときは、その差額に相当する額を、それぞれ、同項各号に定める業務に係る勘定に属する積立金として整理するものとする。

8 第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に次の各号に掲げる業務に係る勘定に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府及び政府以外の者から信用基金に対し林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

一 附則第十条の規定による改正前の林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「旧暫定措置法」という。）第七条第七項の規定により読み替えて適用される旧信用基金法第三十一条第二号に掲げる業務

二 旧暫定措置法第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

三 旧暫定措置法第六条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

9 前項の場合において、その承継の際における次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める者から信用基金に出資されたものとする。

一 前項の規定により政府及び政府以外の者から林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとされた額に相当する金額から次号に掲げる金額を差し引いた額に相当する金額 政府

二 政府以外の者から前項第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額 当該政府以外の者

10 第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に旧信用基金法第三十一条第三号に掲げる業務（以下「旧漁業信用保険業務」という。）に係る勘定に属する資産（第二項の規定により国が承継する資産を除く。）の価額（第十二項の規定により主務大臣が定める金額を除く。）から負

債の金額を差し引いた額は、政府及び政府以外の者から信用基金に対し漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

- 1 1 前項の場合において、その承継の際における次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める者から信用基金に出資されたものとする。
    - 一 政府から旧漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額からイ及びロに掲げる金額の合計額を差し引いた額に相当する金額 政府
    - イ 政府及び政府以外の者から旧漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額から前項の規定により政府及び政府以外の者から漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとされた額に相当する金額及びロに掲げる金額の合計額を差し引いた額に相当する金額のうち、当該出資金に係る政府の持分の割合を基礎として農林水産省令・財務省令の定めるところにより算定した額
    - ロ 第二項の規定により国が承継する資産のうち旧漁業信用保険業務に係る勘定に属するものの価額に相当する金額
  - 二 前項の規定により政府及び政府以外の者から漁業信用保険業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとされた額に相当する金額から前号に掲げる金額を差し引いた額に相当する金額 当該政府以外の者
- 1 2 第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継の日の属する事業年度における第十二条第一項第六号又は第七号に掲げる業務に係る保険金の支払に要する費用の一部として主務大臣が定める金額を漁業信用保険業務に係る勘定に属する積立金として整理するものとする。
  - 1 3 第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府から附則第九条の規定による改正前の漁業災害補償法第九十六条の三に規定する業務（以下「旧漁業災害補償関係業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額から第二項の規定により国が承継する資産のうち旧漁業災害補償関係業務に係る勘定に属するものの価額に相当する金額を差し引いた額に相当する金額は、政府から信用基金に対し漁業災害補償関係業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとし、政府以外の者から旧漁業災害補償関係業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額は、当該政府以外の者から信用基金に対し漁業災害補償関係業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。
  - 1 4 第一項の規定により信用基金が農林漁業信用基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、現に旧漁業災害補償関係業務に係る勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に相当する金額が前項の規定により政府及び政府以外の者



から漁業災害補償関係業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとされた額の合計額に相当する金額を超えるときは、その差額に相当する額については漁業災害補償関係業務に係る勘定に属する積立金として、当該差し引いた額に相当する金額が当該出資されたものとされた額の合計額に相当する金額を下回るときは、その差額に相当する額については当該勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。

15 第六項から第八項まで、第十項及び前項の資産の価額は、信用基金成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

16 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

17 農林漁業信用基金の解散については、旧信用基金法第四十八条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

18 第一項の規定により農林漁業信用基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

61. 独立行政法人経済産業研究所

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 経済産業研究所		
所在地	東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省別館 11 階		
設立根拠法	独立行政法人経済産業研究所法（平成 11 年法律第 200 号）		
所管府省	経済産業省経済産業政策局産業構造課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	①昭和 62 年 7 月 通商産業研究所 ②平成 13 年 4 月 独立行政法人経済産業研究所		
事業目的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	1. 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。 2. 1 に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。 3. 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。 4. 1～3 の業務に附帯する業務を行うこと。		
財務情報	(単位：百万円)		
	区分	平成 28 年度	
	資本金	0	
	収入	1,461	
	支出	1,371	
	正味財産	4	
	職員数：90 名		
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：（独立行政法人通則法 46 条） <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：		

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3  (✓) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条  (✓) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事）  ( ) 国の認可：  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画）  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画）  (決算・財務諸表)  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表）  ( ) 国への届出：  (その他国の関与)  ( ) その他：</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p>(✓) 法人税：（法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等）  （独立行政法人経済産業研究所法第 5 条：資本金）  ( ) 固定資産税：  (✓) 登録免許税：（登録免許税法別表 2：資本金等が政府等全額出資等）  (✓) 印紙税：（印紙税法別表 2：資本金等が政府等全額出資等）</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制：  (✓) みなし公務員：独立行政法人経済産業研究所法第 11 条  (✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革② 独立行政法人経済産業研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 経済産業研究所		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人経済産業研究所法		
	・国会提出年月日：H11年11月8日 ・法案成立年月日：H11年12月14日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会・平成11年12月2日） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。 また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の職員となるものとする。 附則第7条（権利義務の承継） ・研究所の成立の際、第十二条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。 附則第8条（国有財産の無償使用） ・国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。		

62. 独立行政法人工業所有権情報・研修館

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 工業所有権情報・研修館												
所在地	東京都千代田区霞が関 3-4-3 特許庁庁舎 2階												
設立根拠法	独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成 11 年法律第 201 号）												
所管府省	経済産業省特許庁総務部総務課												
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①明治 17 年 6 月 農商務省工務局内商標登録所図書係 ②明治 20 年 12 月 農商務省特許局庶務部内に図書館・陳列所 ③昭和 27 年 8 月 万国工業所有権資料館 ④平成 9 年 4 月 工業所有権総合情報館 ⑤平成 13 年 4 月 独立行政法人工業所有権総合情報館 ⑥平成 16 年 10 月 独立行政法人工業所有権情報・研修館												
事業目的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。 2. 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。 3. 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 4. 1～3に掲げるもののほか、工業所有権に関する情報の活用の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。 5. 工業所有権に関する相談に関すること。 6. 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。 7. 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。 8. 1～7の業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報	(単位：百万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">12,029</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">11,035</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">994</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：92 名			区分	平成 28 年度	資本金	0	収入	12,029	支出	11,035	正味財産	994
区分	平成 28 年度												
資本金	0												
収入	12,029												
支出	11,035												
正味財産	994												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : (独立行政法人通則法 46 条) <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : (法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等) (独立行政法人工業所有権情報・研修館法第 5 条 : 資本金) <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : (登録免許税法別表 2 : 資本金等が政府等全額出資等) <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : (印紙税法別表 2 : 資本金等が政府等全額出資等)
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人工業所有権情報・研修館法第 10 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条

【沿革⑤ 独立行政法人工業所有権総合情報館設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 工業所有権情報・研修館		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人工業所有権情報・研修館法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H11年11月8日 <b>・法案成立年月日</b> ：H11年12月14日 <b>・法律公布年月日</b> ：H11年12月22日 <b>・法律施行年月日</b> ：H13年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会・平成11年12月2日）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第2条（職員の引継ぎ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報館の成立の際現に特許庁の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、情報館の成立の日において、情報館の相当の職員となるものとする。</li> </ul> <p>附則第5条（権利義務の承継）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報館の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、情報館の成立の時ににおいて情報館が承継する。</li> </ul> <p>附則第6条（国有財産の無償使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国は、情報館の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものに使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、情報館の用に供するため、情報館に無償で使用させることができる。</li> </ul>		

【沿革⑥ 独立行政法人工業所有権情報・研修館設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 工業所有権情報・研修館		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H16年2月10日 <b>・法案成立年月日</b> ：H16年5月28日 <b>・法律公布年月日</b> ：H16年6月4日 <b>・法律施行年月日</b> ：H16年10月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（参議院経済産業委員会・平成16年5月20日） この法律案は、審査処理を促進し、出願人の審査請求行動を適正にすることにより、特許審査の迅速化を図るとともに、職務発明の対価に係る規定を整備するものであります。本法律案は、産業構造審議会知的財産政策部会において、経済界、労働界、研究者、弁理士、法曹といった様々な立場の委員の参加を仰いで慎重な審議を行い、本年一月に取りまとめられた結果を踏まえて作成したものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第5条（独立行政法人工業所有権総合情報館法の改正に伴う経過措置） ・独立行政法人工業所有権総合情報館は、附則第一条ただし書第三号に掲げる規定の施行の時に、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）となるものとする。 2 一部施行日の前日又は一部施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「指定日」という。）の前日において現に特許庁の部局又は機関でそれぞれ政令で定めるものの職員である者は、経済産業大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、一部施行日又は指定日において、それぞれ情報・研修館の相当の職員となるものとする。 3 一部施行日の前日又は指定日の前日において現に前項に規定するそれぞれ政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、一部施行日又は指定日において引き続き情報・研修館の職員となったものであって、一部施行日の前日又は指定日の前日において経済産業大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、一部施行日又は指定日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、		



一部施行日又は指定日において、それぞれ同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、それぞれ一部施行日の前日又は指定日の前日の属する月の翌月から始める。

4 一部施行日の前日又は指定日の前日において、第五条の規定による改正後の独立行政法人工業所有権情報・研修館法第十条第四号、第六号及び第七号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し、現に国が有する権利及び義務のうちそれぞれ政令で定めるものは、一部施行日又は指定日において、それぞれ情報・研修館が承継する。

5 国は、一部施行日の前日又は指定日の前日において現に第二項に規定するそれぞれ政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であってそれぞれ政令で定めるものを、政令で定めるところにより、情報・研修館の用に供するため、情報・研修館に無償で使用させることができる。

63. 国立研究開発法人産業技術総合研究所

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 産業技術総合研究所												
所在地	東京都千代田区霞が関 1-3-1												
設立根拠法	独立行政法人産業総合研究所法（平成 11 年法律第 203 号）												
所管府省	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課												
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①平成 13 年 1 月 工業技術院の再編（15 研究所） ②平成 13 年 4 月 計量教習所と統合して、独立行政法人産業技術研究所 ③平成 27 年 4 月 国立研究開発法人産業技術研究所												
事業目的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。 2. 地質の調査を行うこと。 3. 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。 4. 1～3の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。 5. 産業技術力強化法に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。 6. 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効果的推進等に関する法律の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。 7. 1～6の業務に附帯する業務を行うこと。 上記の業務のほか、計量法の規定による立入検査を行う。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>284,741</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>92,932</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>89,841</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>289,811</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：3,013 名			区分	平成 28 年度	資本金	284,741	収入	92,932	支出	89,841	正味財産	289,811
区分	平成 28 年度												
資本金	284,741												
収入	92,932												
支出	89,841												
正味財産	289,811												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : (✓) 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条 ( ) 委託費 :												

	<input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項（中長期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項 別表第一 独立行政法人産業総合研究所法第 5 条 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条 1 項 別表第二 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2 号 別表第二
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人産業総合研究所法第 10 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条

【沿革③ 平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人産業技術総合研究所設立】

法人類型	国立研究開発法人		
法人名	国立研究開発法人 産業技術総合研究所		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律		
	・国会提出年月日：H26 年 4 月 15 日 ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	( ) 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（衆議院内閣委員会・平成 26 年 5 月 9 日） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第 2 条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。 附則第 5 条（権利義務の承継等） ・研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。（以下略） 附則第 7 条（国有財産の無償使用） ・国は、研究所の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものに使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。		

64. 独立行政法人製品評価技術基盤機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 製品評価技術基盤機構（行政執行法人）		
所在地	東京都渋谷区西原 2-49-10		
設立根拠法	独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成 11 年法律第 204 号）		
所管府省	経済産業省産業技術環境局知的基盤課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>A①昭和 23 年 9 月 試薬検査所                  ②昭和 26 年 4 月 化学製品検査所                  B①昭和 23 年 11 月 日用品検査所                  C①昭和 23 年 10 月 機械器具検査所                  A/B/C①昭和 27 年 8 月 工業品検査所                  D①昭和 3 年 1 月 輸出絹織物検査所                  E①昭和 15 年 12 月 輸出毛織物検査所                  D/E①昭和 23 年 11 月 繊維製品検査所                  A/B/C/D/E①昭和 59 年 10 月 通商産業検査所                  ②平成 7 年 10 月 製品評価技術センター                  ③平成 13 年 4 月 独立行政法人製品評価技術基盤機構                  平成 27 年 4 月 行政執行法人化</p>		
事業目的	<p>工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>1. 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。 2. 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。 3. 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。                  4. 1 の評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。 5. 1～4 の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>上記の業務のほか、 1. 工業標準化法の規定による立入検査及び検査、 2. ガス事業法の規定による検査及び立入検査、 3. 電気用品安全法の規定による検査又は質問及び立入検査又は質問、 4. 家庭用品品質表示法の規定による立入検査、                  5. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による検査又は</p>		

	<p>質問及び立入検査又は質問、 6. 消費生活用製品安全法の規定による検査及び立入検査、 7. 計量法の規定による立入検査、 8. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の規定による立会い及び立入検査、質問又は収去、 9. 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の規定による立入検査又は質問、 10. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り質問、検査及び収去の業務を行う。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">19,011</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">8,002</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">7,763</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">25,415</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：415 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	19,011	収入	8,002	支出	7,763	正味財産	25,415
区分	平成 28 年度										
資本金	19,011										
収入	8,002										
支出	7,763										
正味財産	25,415										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 条の 12</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事)</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p>(<b>予算・事業計画</b>)</p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 10 第 1 項 (事業計画)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p>(<b>決算・財務諸表</b>)</p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p>(<b>その他国の関与</b>)</p> <p>( ) その他 :</p>										

<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税法第4条2項 別表第一 独立行政法人製品評価技術基盤機構法第5条</p> <p>( ) 固定資産税 :</p> <p>(✓) 登録免許税 : 登録免許税法 別表第二</p> <p>(✓) 印紙税 : 印紙税法第5条2号 別表第二</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>( ) みなし公務員 : 独立行政法人通則法第51条により公務員の身分を有する</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第1条</p>

【沿革 A/B/C/D/E③ 平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立】

法人類型	行政執行法人		
法人名	独立行政法人 製品評価技術基盤機構（行政執行法人）		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人製品評価技術基盤機構法		
	・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 4 月 1 日	<b>法改正のパートナー分類</b>	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明抜粋	提案理由（衆議院行政改革に関する特別委員会・平成 11 年 11 月 17 日） ただいま議題となりました中央省庁等改革関係法施行法案並びに国立公文書館法の一部を改正する法律案など五十九件の独立行政法人個別法案及び独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案、すなわち省庁改革施行関連法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。 さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。 また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第 2 条（職員の引継ぎ等） ・機構の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の相当の職員となるものとする。 附則第 5 条（権利義務の承継等） ・機構の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時において機構が承継する。（以下略） 附則第 7 条（国有財産の無償使用） ・国は、機構の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用さ		



	れている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。
--	--

65. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構		
所在地	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー16階		
設立根拠法	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）		
所管府省	経済産業省産業技術開発環境局技術振興課		
設立年月日	平成15年10月1日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>A①昭和35年9月 石炭鉱業合理化事業団</p> <p>②昭和55年10月 新エネルギー総合開発機構</p> <p>③昭和63年10月 新エネルギー・産業技術総合開発機構</p> <p>B①平成8年10月 石炭鉱害事業団</p> <p>A/B①平成15年10月 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p> <p>②平成27年4月 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p>		
事業目的	<p>非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>1. 次に掲げる技術（原子力に係るものを除く。）であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。ア. 非化石エネルギー法第2条第1号から第3号までに掲げる非化石エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第4号に掲げる非化石エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術、イ. 非化石エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術、ウ. 可燃性天然ガス及び石炭を利用するための技術、エ. エネルギー使用合理化のための技術。 2. 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術に関する研究開発を行うこと。 3. 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。 4. 1に掲げる技術の有効性の海外における実証を行うこと。 5. 1ウ及びエに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。 6. 次に掲げる情報の収集及び提供並びに指導に関する業務を行うこと。ア. 可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化に関する情報の収集及び提供並びに1ウに掲げる技</p>		

	<p>術に関する指導、イ. エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに 1 エに掲げる技術に関する指導。 7. 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。 8. 産業技術力強化法第 2 条第 2 項に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第 43 条の 2 の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。 9. 1～8 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 10. 非化石エネルギー法第 11 条に規定する業務を行うこと。 11. 基盤技術研究円滑化法第 11 条に規定する業務を行うこと。 12. 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律第 7 条に規定する業務を行うこと。 13. 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第 10 条に規定する業務を行うこと。</p>										
財務情報	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">77,655</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">142,299</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">156,173</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">27,381</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：941 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	77,655	収入	142,299	支出	156,173	正味財産	27,381
区分	平成 28 年度										
資本金	77,655										
収入	142,299										
支出	156,173										
正味財産	27,381										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :  <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : (独立行政法人通則法 46 条)  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  ( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 9 項  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条  <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p><input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事)  ( ) 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画)  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画)  <b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認 :</p>										

	<p>(✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p>(その他国の関与)</p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優 遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : (法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等) (独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 5 条: 資本金)</p> <p>( ) 固定資産税 :</p> <p>(✓) 登録免許税 : (登録免許税法別表 2: 資本金等が政府等全額出資等)</p> <p>(✓) 印紙税 : (印紙税法別表 2: 資本金等が政府等全額出資等)</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(✓) みなし公務員: 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 14 条</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革 A/B① 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法		
	・国会提出年月日：H14年10月21日 ・法案成立年月日：H14年12月4日 ・法律公布年月日：H14年12月11日 ・法律施行年月日：H15年10月1日	法改正の ターン分類	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会・平成14年11月7日） 特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第2条（新エネルギー・産業技術総合開発機構の解散等） ・新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時に において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継 する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。 2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施する ために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の承継に関し必要な事項 は、政令で定める。 4 旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散の日の前日に終わ るものとする。 5 旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対 照表及び損益計算書については、なお従前の例による。ただし、附則第二十条の規定 による改正前の石油代替エネルギー法（以下「旧石油代替エネルギー法」という。）第 二十一条第一項の規定は、適用しない。		

- 6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次に掲げる金額の合計額に相当する金額は、機構の設立に際し政府から機構に対して出資されたものとする。
- 一 機構が承継する資産（次のイからハまでに掲げる勘定に属するものを除く。）の価額（政府以外の者から旧機構に対して出資された金額に相当する金額を除く。）から負債（次のイからハまでに掲げる勘定に属するものを除く。）の金額を差し引いた額
  - イ 附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号。以下「旧研究開発体制整備法」という。）第六条第一項に規定する研究基盤出資業務に係る同項の特別の勘定
  - ロ 附則第二十二條の規定による改正前の基盤法（以下「旧基盤法」という。）第十三条第一項に規定する基盤技術研究促進勘定
  - ハ 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号。以下「基盤法改正法」という。）附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第九条に規定する鉱工業承継勘定（以下「旧鉱工業承継勘定」という。）
- 二 第一項の規定による旧機構の解散の時（以下この条において「解散時」という。）までに、政府から旧機構に対して旧研究開発体制整備法第四条第三号及び旧基盤法第十一条各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額
- 三 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府から旧機構に対して出資されたものとされた額（基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により資本金を増加し又は減少した場合にあっては、同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）
- 7 前項第一号の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額は、それぞれ、機構の設立に際し当該各号の政府以外の者から機構に対して当該各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。
- 一 解散時まで政府以外の者から旧機構に対して出資された金額の二分の一に相当する金額 第十七条第一号に掲げる業務
  - 二 解散時まで政府以外の者から旧機構に対して出資された金額から前号に掲げる金額を差し引いた金額 第十七条第二号に掲げる業務
  - 三 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から旧機構に対して出資されたものとされた額（基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により資本金を増加した場合にあっては同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定又は次条第二項の規定により資本金を

減少した場合にあっては基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により出資がなかったものとされた額又は次条第二項の規定により払戻しをした持分に係る出資額を除く。) 附則第九条第一項から第三項までに規定する業務

- 1 0 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。
- 1 1 旧機構の解散については、旧石油代替エネルギー法第五十五条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。
- 1 2 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

【沿革 A/B② 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構設立】

法人類型	国立研究開発法人		
法人名	国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26年4月15日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26年6月6日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26年6月13日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（衆議院内閣委員会・平成26年5月9日）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第2条（新エネルギー・産業技術総合開発機構の解散等）</p> <p>・新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>5 旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。ただし、附則第二十条の規定による改正前の石油代替エネルギー法（以下「旧石油代替エネルギー法」という。）第二十一条第一項の規定は、適用しない。</p>		



- 6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次に掲げる金額の合計額に相当する金額は、機構の設立に際し政府から機構に対して出資されたものとする。
- 一 機構が承継する資産（次のイからハまでに掲げる勘定に属するものを除く。）の価額（政府以外の者から旧機構に対して出資された金額に相当する金額を除く。）から負債（次のイからハまでに掲げる勘定に属するものを除く。）の金額を差し引いた額
  - イ 附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号。以下「旧研究開発体制整備法」という。）第六条第一項に規定する研究基盤出資業務に係る同項の特別の勘定
  - ロ 附則第二十二條の規定による改正前の基盤法（以下「旧基盤法」という。）第十三条第一項に規定する基盤技術研究促進勘定
  - ハ 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号。以下「基盤法改正法」という。）附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第九条に規定する鉱工業承継勘定（以下「旧鉱工業承継勘定」という。）
- 二 第一項の規定による旧機構の解散の時（以下この条において「解散時」という。）までに、政府から旧機構に対して旧研究開発体制整備法第四条第三号及び旧基盤法第十一条各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額
- 三 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府から旧機構に対して出資されたものとされた額（基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により資本金を増加し又は減少した場合にあっては、同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）
- 7 前項第一号の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額は、それぞれ、機構の設立に際し当該各号の政府以外の者から機構に対して当該各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。
- 一 解散時まで政府以外の者から旧機構に対して出資された金額の二分の一に相当する金額 第十七条第一号に掲げる業務
  - 二 解散時まで政府以外の者から旧機構に対して出資された金額から前号に掲げる金額を差し引いた金額 第十七条第二号に掲げる業務
  - 三 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から旧機構に対して出資されたものとされた額（基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により資本金を増加した場合にあっては同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定又は次条第二項の規定により資本金を

減少した場合にあっては基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により出資がなかったものとされた額又は次条第二項の規定により払戻しをした持分に係る出資額を除く。) 附則第九条第一項から第三項までに規定する業務

- 1 0 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。
- 1 1 旧機構の解散については、旧石油代替エネルギー法第五十五条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。
- 1 2 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

66. 独立行政法人日本貿易振興機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 日本貿易振興機構		
所在地	東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル		
設立根拠法	独立行政法人日本貿易振興機構法（平成 14 年法律第 172 号）		
所管府省	経済産業省通商政策局通商政策課		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	A①昭和 33 年 7 月 日本貿易振興会 B①昭和 35 年 7 月 アジア経済研究所 A/B①平成 15 年 10 月 独立行政法人日本貿易振興機構		
事業目的	我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	1. 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。 2. 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。 3. 貿易取引のあっせんを行うこと。 4. 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。 5. 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。 6. アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。 7. アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。 8. 6～7に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。 9. 6～8に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。 10. 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。		
財務情報	(単位：百万円)		
	区分	平成 28 年度	
	資本金	45,094	
	収入	38,002	
	支出	36,117	
	正味財産	40,851	
	職員数：1,803 名		

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : (独立行政法人通則法 46 条) <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : (法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等) (独立行政法人日本貿易振興機構法第 5 条 : 資本金) <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : (登録免許税法別表 2 : 資本金等が政府等全額出資等) <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : (印紙税法別表 2 : 資本金等が政府等全額出資等)
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人日本貿易振興機構法第 11 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条

【沿革 A/B① 独立行政法人日本貿易振興機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 日本貿易振興機構		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、(✓) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人日本貿易振興機構法		
	・国会提出年月日：H14年10月21日 ・法案成立年月日：H14年12月4日 ・法律公布年月日：H14年12月13日 ・法律施行年月日：H15年10月1日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（参議院経済産業委員会・平成14年11月28日） 六つの特殊法人及び認可法人、すなわち日本貿易振興会、情報処理振興事業協会、新エネルギー・産業技術総合開発機構、中小企業総合事業団、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、又はその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び独立行政法人個別法案の定めるところにより、四つの独立行政法人、すなわち日本貿易振興機構、情報処理推進機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構及び中小企業基盤整備機構の設立を行うこととし、それぞれの独立行政法人個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第2条（振興会の解散等） ・日本貿易振興会（以下「振興会」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。 2 機構の成立の際現に振興会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。 4 振興会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。 5 振興会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。 6 第一項の規定により機構が振興会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。 7 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価		

した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により振興会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

67. 独立行政法人情報処理推進機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 情報処理推進機構		
所在地	東京都文京区本駒込 2-28-8		
設立根拠法	情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号）		
所管府省	経済産業省商務情報政策局情報政策課		
設立年月日	平成 16 年 1 月 5 日	民間法人化年月日	—
沿革	①昭和 45 年 10 月 情報処理振興事業協会 ②平成 16 年 1 月 独立行政法人情報処理推進機構		
事業目的	プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理 に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	1. 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラムであって、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。 2. 1 に掲げる業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。 3. 情報処理サービス業者等が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。 4. 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。 5. 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価を行うこと。 6. 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。 7. 中小企業支援法第 17 条に規定する業務を行うこと。 8. 1～7 の業務に附帯する業務を行うこと。 8. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる業務を行うこと。上記の業務のほか、情報処理の促進に関する法律の規定による試験事務を行う。		

財務情報	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">20,841</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">10,924</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">14,935</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">14,615</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	20,841	収入	10,924	支出	14,935	正味財産	14,615
	区分	平成 28 年度									
	資本金	20,841									
	収入	10,924									
支出	14,935										
正味財産	14,615										
職員数：172 名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：（法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等） （情報処理の促進に関する法律第 12 条：資本金） <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：（登録免許税法別表 2：資本金等が政府等全額出資等） <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：（印紙税法別表 2：資本金等が政府等全額出資等）										
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：情報処理の促進に関する法律第 42 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条										



起因する規制 や国の関与	
-----------------	--

【沿革② 独立行政法人情報処理推進機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 情報処理推進機構		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H14年10月21日 <b>・法案成立年月日</b> ：H14年12月4日 <b>・法律公布年月日</b> ：H14年12月11日 <b>・法律施行年月日</b> ：H16年1月1日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（衆議院国土交通委員会・平成27年5月20日）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に、特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、経済産業省が所管する六つの特殊法人及び認可法人に関し、法人を解散し、又はその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継することとし、このため、新たに設立する四つの独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があることから、これらの法律案を提案をした次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第2条（情報処理振興事業協会の解散等）</p> <p>・情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に協会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 協会の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 協会の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに利益及び損失の処理については、なお従前の例による。</p> <p>6 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、機構が承継する</p>		

資産（次に掲げる業務に係るものを除く。）の価額（この法律による改正前の情報処理の促進に関する法律（以下「旧情報処理促進法」という。）第三十条第一項の協会が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額を除く。）から負債（次に掲げる業務に係るものを除く。）の金額を差し引いた額に相当する金額は、機構の設立に際し政府及び政府以外の者から機構に出資されたものとする。

一 旧情報処理促進法第二十八条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。）

二 旧情報処理促進法第二十八条第一項第四号から第六号までに掲げる業務

三 新事業創出促進法附則第九条の規定による廃止前の地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（平成元年法律第六十号。以下「旧地域ソフトウェア法」という。）第七条第二号の教材を開発する業務（これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものに限る。）

四 新事業創出促進法附則第十五条の規定により、その経理についてなお従前の例によることとされた旧地域ソフトウェア法第七条第一号の規定による出資の業務

7 前項の資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、同項の規定による協会の解散の時（以下「解散時」という。）までに政府及び政府以外の者から協会に対して第六項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額は、それぞれ、機構の設立に際し政府及び当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。

10 協会の解散については、旧情報処理促進法第四十条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

11 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

68. 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構		
所在地	東京都港区虎ノ門 2-10-1 虎ノ門ツインビルディング 16 階		
設立根拠法	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成 14 年法律第 94 号）		
所管府省	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部政策課		
設立年月日	平成 16 年 2 月 29 日	民間法人化年月日	—
沿革	A①昭和 42 年 10 月 石油公団 B①昭和 38 年 5 月 金属鉱業事業団 A/B①平成 16 年 2 月 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構		
事業目的	石油及び可燃性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等、石炭の探鉱、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、地熱資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等、石炭、地熱及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	1. 海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱及び採取並びに海外における可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給するための出資を行うこと。 2. 金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付けを行うこと。 3. 海外における石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに海外における金属鉱物の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。 4. 海外における石油等の探鉱をする権利その他これに類する権利の取得を行うこと。 5. 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証を行うこと。 6. 石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査を行うこと。 7. 海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。 8. 海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供を行うこと。 9. 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付けを行うこと。 10. 国の委託を受けて、国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理を行うこと。 11. 10に掲げる業務に関連して、石油の取得、保有及び譲渡しを行うこと。 12. 石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付け並びに石油の備蓄		

	<p>の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。 13. 金属鉱産物の備蓄を行うこと。 14. 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを行うこと。 15. 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金に係る債務の保証を行うこと。 16. 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条第3項の規定による鉱害防止積立金の管理を行うこと。 17. 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第12条第1項の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに同法第13条第3項の規定による必要な費用の支払を行うこと。 18. 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導を行うこと。 19. 地方公共団体の委託を受けて、金属鉱業等が終了した後における坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設であって経済産業省令で定める規模以上のものの運営を行うこと。 20. 1～19の業務に附帯する業務を行うこと。 21. 備蓄法第34条の規定による援助を行うこと。 22. 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第30条第1項の規定による鉱害防止業務を行うこと。 23. 1～22の業務の遂行に支障のない範囲内で、科学的調査のために9に掲げる船舶の貸付けを行うこと。</p>										
<p>財務情報等</p>	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">823,862</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">1,677,244</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">1,632,055</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">690,501</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：567名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	823,862	収入	1,677,244	支出	1,632,055	正味財産	690,501
区分	平成 28 年度										
資本金	823,862										
収入	1,677,244										
支出	1,632,055										
正味財産	690,501										
<p>補助金、交付金、委託費等</p>	<p>( ) 補助金 :  <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法 46 条  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証 : 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第 15 条</p>										
<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条  <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条</p>										
<p>役員の選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事)  ( ) 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)</p>										
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(<b>予算・事業計画</b>)  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画)  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)</p>										

	<p>(決算・財務諸表)</p> <p>( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)  ( ) 国への届出 :</p> <p>(その他国の関与)</p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優  遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : (法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等)  (独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第 5 条 : 資  本金)</p> <p>( ) 固定資産税 :  (✓) 登録免許税 : 登録免許税法別表 2  (✓) 印紙税 : 印紙税法別表 2</p>
<p>その他公共  性、公益性に  起因する規制  や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  (✓) みなし公務員 : 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第 10 条  (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革 A/B① 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法		
	・国会提出年月日：H14年5月17日 ・法案成立年月日：H14年7月19日 ・法律公布年月日：H14年7月26日 ・法律施行年月日：H16年2月1日	法改正の ターン分類	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（参議院経済産業委員会・平成14年7月10日） 我が国のエネルギー供給の大宗を占める石油天然ガスは、国内供給のほぼ全量を輸入に依存しており、その安定的な供給を確保するため、自主開発油田・ガス田の確保と石油備蓄の増強が引き続き重要であります。 しかしながら、石油公団が、これらを実施してきたこれまでの手法において、効率的な事業運営への要請に対する対応に迅速さ、的確さが欠けていた面があることは否定できません。そのため、今般の特殊法人等改革において、事業及び組織形態について抜本的な見直しを行うことが求められ、また金属鉱業事業団についても同様の見直しが求められてきたところであります。 こうした状況を踏まえ、昨年十二月に特殊法人等改革基本法に基づいて決定された特殊法人等整理合理化計画の着実な実施を図るため、今般、これら二つの法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第5条（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の権利及び義務の承継等） ・附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時に現に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「開発機構」という。）が有する権利及び義務であつて、附則第二十一条の規定による改正前の開発機構法（次条において「旧開発機構法」という。）第十五条第一項第七号及び第十一号（附則第十六条の規定による改正前の非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）第十一条第二号（地熱の探査及び地熱資源の開発に係る部分に限る。）及び第三号（地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造（熱源の状況を含む。）の調査に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に掲げる業務（当該業務に附帯する業務を含む。）に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機構が承継する。		

- 2 前項の承継計画書は、開発機構が、政令で定める基準に従って作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- 3 第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。
- 4 前項の資産の価額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 5 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。
- 6 開発機構は、第一項の規定により機構が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第三項の規定により機構に対して出資されたものとされた額によりその資本金を減少するものとする。



69. 独立行政法人中小企業基盤整備機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		
所在地	東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル		
設立根拠法	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）		
所管府省	経済産業省中小企業庁事業環境部企画課		
設立年月日	平成 16 年 7 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>A①昭和 38 年 8 月 日本中小企業指導センター ②昭和 42 年 8 月 中小企業振興事業団</p> <p>B①昭和 40 年 12 月 小規模企業共済事業団 ②昭和 53 年 4 月 中小企業共済事業団</p> <p>A/B①昭和 55 年 10 月 中小企業事業団</p> <p>C①昭和 42 年 9 月 繊維工業構造改善事業協会 ②平成 6 年 4 月 繊維産業構造改善事業協会</p> <p>D①昭和 33 年 7 月 中小企業信用保険公庫</p> <p>A/B/C/D①平成 11 年 7 月 中小企業総合事業団</p> <p>E①昭和 37 年 7 月 産炭地域振興事業団 ②昭和 47 年 10 月 工業再配置・産炭地域振興公団 ③昭和 49 年 8 月 地域振興整備団</p> <p>F①昭和 53 年 7 月 特定不況産業信用基金 ②昭和 61 年 9 月 産業基盤信用基金 ③昭和 62 年 5 月 産業基盤整備基金</p> <p>A/B/C/D/E/F①平成 16 年 7 月 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業総合事業団の信用保険部門、地域振興整備公団の地方都市開発整備等業務及び産業基盤整備基金の省エネ・リサイクル業務を除く）</p>		
事業目的	<p>中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>1. 都道府県が行う中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる事業の実施に関し必要な協力を行い、及び中小企業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。 2. 中小企業支援担当者並びに中小企業に対する助言、情報の提供その他中小企業の振興に寄与する事業を行うものとして設立された経済産業省令で定める法人の役員及び職員の養成及び研修を行い、並びに都道府</p>		

県が行うことが困難な中小企業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

3. 次のア～エまでのいずれかに掲げる事業を行う都道府県に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うこと。

ア. 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

イ. 中小企業者に対し、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ウ. 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

エ. 大規模な火災、震災その他の災害により被害を受けた中小企業者を支援する事業を行う者に対し、当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

4. 都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、3ア～エに掲げる業務を行うこと。

5. 次のア～ウに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な資金の出資を行うこと。

ア. 創業を行う者又は経営の革新を行う中小企業者。

イ. 創業又は中小企業の経営の革新を支援する事業を行う者。

ウ. 中小企業者の行う連携等又は中小企業の集積の活性化を支援する事業を行う者。

6. 5ア～ウまでに掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。

7. 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第6条の規定による債務の保証を行うこと。

8. 中心市街地の活性化に関する法律第39条第1項の規定による特定の地域における施設の整備等、中心市街地活性化法第44条の規定による協力並びに中心市街地活性化法第52条第1項の規定による債務の保証及び同条第2項の規定による貸付けを行うこと。

9. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第5条の規定による債務の保証、同法第21条の規定による協力及び同法第34条第1項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、出資等を行うこと。また、地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の3の規定による債務の保証を行うこと。

10. 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第15条第1項の規定による貸付け及び同条第2項の規定による協力を行うこと。

11. 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第9条第1項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

12. 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号）第10条の規定による貸付けを行うこと。

13. 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第130条第1項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備等を行うこと。

14. 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第30条及び第58条の規定による貸付けを行うこと。

15. 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第13条、第19条、第38条及び第53条の規定による債務の保証、同法第117条第1項の規定による協力並びに同法第133条の規定による出資その

他の業務を行うこと。 16. 小規模企業共済法の規定による小規模企業共済事業を行うこと。 17. 中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）の規定による中小企業倒産防止共済事業を行うこと。 18. 中小企業支援法第18条の規定による協力を行うこと。 19. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第9条の規定による協力を行うこと。 20. 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第21条の規定による協力を行うこと。 21. 1～20に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。 15. 1～21に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

上記の業務のほか、上記の業務の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる業務を行うことができる。（1）事業者の依頼に応じて、その事業活動に関し必要な助言を行うこと。（2）事業者及びその従業員の経営方法又は技術に関する研修を行うこと。

（3）2に掲げる業務を行うための施設及び当該施設において行う養成又は研修を受ける者のための宿泊施設その他の2に掲げる業務に附帯する業務を行うための施設を一般の利用に供すること。（4）市町村（特別区を含む。）に対し、その行う中小企業者の事業活動を支援する事業の実施に関し必要な協力を行うこと。（5）委託を受けて、中心市街地整備改善活性化法第39条第2項の規定による特定の地域における施設の整備、技術的援助等を行うこと。（6）委託を受けて、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第34条第2項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。（7）委託を受けて、地域産業集積形成法第9条第2項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。（8）委託を受けて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第130条第2項の規定による特定の地域における工場又は事業場の整備、技術的援助等を行うこと。（9）次のア～ウに掲げる者に対し、それぞれア～ウに定める資金の貸付けを行うこと。ア. 共済契約者又は共済契約者であった者のうち小規模企業共済法第7条第4項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金の支給の請求をしていないもの。その者の事業に必要な資金、その事業に関連する資金及びその者の生活の向上に必要な資金。イ. 会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約を締結しているもの、その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金。ウ. 主としてア又はイに掲げる者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体、その団体の事業に必要な資金。

財務情報	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>1, 104, 776</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>72, 759</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>142, 575</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>1, 224, 816</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	1, 104, 776	収入	72, 759	支出	142, 575	正味財産	1, 224, 816
	区分	平成 28 年度									
	資本金	1, 104, 776									
	収入	72, 759									
支出	142, 575										
正味財産	1, 224, 816										
職員数：777 名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 23 条										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法別表 1、資本金を政府等が全額出資等 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 5 条：資本金 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法別表 2										
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 14 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条										

起因する規制 や国の関与	
-----------------	--

【沿革 A/B/C/D/E/F① 独立行政法人中小企業基盤整備機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 中小企業基盤整備機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、(✓) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人中小企業基盤整備機構法		
	・国会提出年月日：H14年10月21日 ・法案成立年月日：H14年12月4日 ・法律公布年月日：H14年12月11日 ・法律施行年月日：H16年7月1日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会・平成14年11月7日） ただいま議題となりました独立行政法人国民生活センター法案など三十九件の独立行政法人個別法案等及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案など七件の特殊法人等の民営化等に関する法律案、すなわち特殊法人等改革法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。 特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。 この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。 以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第3条（地域振興整備債券に係る債務に関する連帯債務） ・改正法附則第三条第一項の規定により機構が地域振興整備公団（以下「公団」という。）の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての地域振興整備債券に係る債務については、機構及び独立行政法人都市再生機構が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、国が保有している地域振興整備債券に係る債務について、国が弁済の請求をする場合にあっては、この限りでない。 2 地域振興整備債券の債権者は、機構又は独立行政法人都市再生機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。		

附則第5条（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）

- ・機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。
- 一 機構の成立の際現に改正法附則第八条の規定による廃止前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号。以下「旧公団法」という。）第十九条第一項第二号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。）を行っている工場用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。
- 二 機構の成立の際現に改正法附則第二十五条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号。以下「改正前地方拠点法」という。）第四十条第一項第一号の規定により公団が造成、整備又は管理（同項第三号に規定するこれらに附帯する業務を含む。）を行っている産業業務施設用地及び施設につき、造成、整備、管理及び譲渡を行うこと。
- 三 機構の成立の際現に改正法附則第二十八条の規定による改正前の新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号。以下「改正前新事業創出促進法」という。）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前新事業創出促進法附則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号。以下「旧特定事業集積促進法」という。）第七条第一項第一号の規定により公団が管理している業務用地につき、管理及び譲渡を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務の円滑な実施を図るため、機構の成立の際現に改正前新事業創出促進法第二十六条第一項第二号の規定により公団が賃貸その他の管理を行っている工場用地、産業業務施設用地及び業務用地につき、賃貸その他の管理を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 中小企業等経営強化法附則第四条第一項の業務
  - ロ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百三十一条第一項の業務
  - ハ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第八十三条に規定する業務
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務の円滑な実施を図るため、第十五条第一項及び第二項並びに前項の業務のほか、同条第一項及び前項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。
  - 一 旧公団法第十九条第二項各号に掲げる業務
  - 二 改正前地方拠点法第四十条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務
  - 3 機構は、前二項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定

を設けて整理しなければならない。

- 4 機構は、第一項及び第二項の業務を終えたときは、前項に規定する特別の勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に当該勘定に所属する権利及び義務を一般勘定に帰属させるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、機構が第一項及び第二項の業務を終えた際に、第三項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち財政投融資特別会計の投資勘定に納付すべき金額を定めたときは、機構は、政令で定めるところにより、当該金額を財政投融資特別会計の投資勘定に納付しなければならない。
- 6 第四項の規定による第三項に規定する特別の勘定の廃止の時ににおいて、改正法附則第三条第七項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされた額のうち第一項及び第二項の業務に係る部分として経済産業大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。



## 70. 国立研究開発法人土木研究所

## 法人概要

## 【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 土木研究所		
所在地	茨城県つくば市南原 1-6		
設立根拠法	国立研究開発法人土木研究所法（平成 11 年法律第 205 号）		
所管府省	国土交通省大臣官房技術調査課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>A①大正 10 年 5 月 内務省土木局道路材料試験所</p> <p>②大正 11 年 9 月 内務省土木試験所</p> <p>③昭和 23 年 7 月 建設省土木研究所（昭 24 年 7 月元運輸省運輸建設工事本部技術員養成所を合併）</p> <p>④平成 13 年 1 月 国土交通省土木研究所</p> <p>⑤平成 13 年 4 月 独立行政法人土木研究所</p> <p>B①昭和 12 年 8 月 土木部試験室（内務省北海道庁土木部所属）</p> <p>②昭和 22 年 9 月 北海道土木試験所</p> <p>③昭和 26 年 7 月 北海道開発局土木試験所</p> <p>④昭和 63 年 4 月 開発土木研究所</p> <p>⑤平成 13 年 4 月 独立行政法人北海道開発土木研究所</p> <p>A/B①平成 18 年 4 月 独立行政法人土木研究所</p> <p>②平成 27 年 4 月 国立研究開発法人土木研究所</p>		
事業目的	建設技術及び北海道開発局の所掌事務に関連するその他の技術のうち、土木に係るものに関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>1. 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。 2. 土木技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。 3. 委託に基づき、土木に係る建設技術に関する検定を行うこと。 4. 1 に掲げるもののほか、委託に基づき、重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発を行い、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。 5. 国の委託に基づき、国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計を行うこと。 6. 1～5 の業務に附帯する業務を行うこと。</p>		

財務情報	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">34,993</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">9,585</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">8,685</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">29,966</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	34,993	収入	9,585	支出	8,685	正味財産	29,966
	区分	平成 28 年度									
	資本金	34,993									
	収入	9,585									
支出	8,685										
正味財産	29,966										
職員数：447 名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：(独立行政法人通則法 46 条) <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：(法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等) (独立行政法人土木研究所法第 6 条：資本金) <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：(登録免許税法別表 2：資本金等が政府等全額出資等) <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：(印紙税法別表 2：資本金等が政府等全額出資等)										
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：国立研究開発法人土木研究所法第 11 条										

起因する規制 や国の関与	(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条
-----------------	------------------------------

【A⑤ 独立行政法人土木研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 土木研究所		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人土木研究所法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H11年11月8日 <b>・法案成立年月日</b> ：H11年12月14日 <b>・法律公布年月日</b> ：H11年12月22日 <b>・法律施行年月日</b> ：H13年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（衆議院行政改革に関する特別委員会・平成11年11月17日）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第2条（職員の引継ぎ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。（以下、略）</li> </ul> <p>附則第5条（権利義務の承継等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。（以下、略）</li> </ul> <p>附則第6条（国有財産の無償使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。</li> </ul>		

【B⑤ 独立行政法人北海道開発土木研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 北海道開発土木研究所		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人北海道開発土木研究所法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H11年11月8日 <b>・法案成立年月日</b> ：H11年12月14日 <b>・法律公布年月日</b> ：H11年12月22日 <b>・法律施行年月日</b> ：H13年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（衆議院行政改革に関する特別委員会・平成11年11月17日）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第2条（職員の引継ぎ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</li> </ul> <p>附則第5条（権利義務の承継等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。</li> </ul> <p>附則第7条（国有財産の無償使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。</li> </ul>		

【A/B① 独立行政法人土木研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 土木研究所		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律		
	・国会提出年月日：H18年1月31日 ・法案成立年月日：H18年3月31日 ・法律公布年月日：H18年3月31日 ・法律施行年月日：H18年4月1日	法改正の ターン分類	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院国土交通委員会・平成18年3月10日） 政府においては、これまで小さくて効率的な政府を実現する観点から行政改革を積極的に推進してきたところでございます。この法律案は、この行政改革の一環として、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了する国土交通省所管法人について、土木研究所及び北海道開発土木研究所の統合並びに海員学校及び海技大学の統合を行い、一体的かつ一層の効率的、効果的な事業の実施を図るとともに、特定独立行政法人を、民間との人事交流等の面でより自由度の高い特定独立行政法人以外の独立行政法人とし、その役職員を非公務員化するものでございます。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第8条（北海道開発土木研究所等の解散等） ・北海道開発土木研究所等は、この法律の施行の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ承継する。 2 この法律の施行の際現に北海道開発土木研究所等有する権利のうち、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に於いて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。 4 北海道開発土木研究所等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下この条において「通則法」という。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行		

政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。

- 5 北海道開発土木研究所等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構に対してなされるものとする。
- 6 北海道開発土木研究所等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。
- 7 北海道開発土木研究所等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。
- 8 北海道開発土木研究所等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構に対してなされるものとする。
- 9 北海道開発土木研究所等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ従前の例により行うものとする。この場合において、附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人北海道開発土木研究所法（平成十一年法律第二百十一号。次条第一項において「旧北海道開発土木研究所法」という。）第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人土木研究所の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）第十二条」と、附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人海技大学校法（平

成十一年法律第二百十二号。次条第一項及び附則第十一条において「旧海技大学校法」という。) 第十一条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人海技教育機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）第十一条」とする。

- 10 第一項の規定により北海道開発土木研究所等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。



【A/B② 国立研究開発法人土木研究所設立】

法人類型	国立研究開発法人		
法人名	国立研究開発法人 土木研究所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26年4月15日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26年6月6日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26年6月13日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（衆議院内閣委員会・平成26年5月9日）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第2条（職員の引継ぎ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</li> </ul> <p>附則第5条（権利義務の承継等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時にいて研究所が承継する。</li> </ul> <p>附則第6条（国有財産の無償使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。</li> </ul>		

71. 国立研究開発法人建築研究所

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 建築研究所												
所在地	茨城県つくば市立原1												
設立根拠法	独立行政法人建築研究所法（平成11年法律第206号）												
所管府省	国土交通省大臣官房技術調査課（建築研究所分科会庶務）												
設立年月日	平成13年4月1日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和17年12月 大蔵省大臣官房営繕課建築研究室 ②昭和21年4月 戦災復興院総裁官房技術研究所 ③昭和23年1月 建設院第二技術研究所 ④昭和23年7月 建設省建築研究所 ⑤平成13年1月 国土交通省建築研究所 ⑥平成13年4月 独立行政法人建築研究所 ⑦平成27年4月 国立研究開発法人建築研究所												
事業目的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発を行うこと。 2. 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及を行うこと。 3. 委託に基づき、建築・都市計画技術に関する検定を行うこと。 4. 1に掲げるもののほか、委託に基づき、建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発を行うこと。 5. 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づき特殊な建築物の設計を行うこと。 6. 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。 7. 1～6の業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>20,384</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>2,023</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>1,984</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>12,428</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：83名			区分	平成28年度	資本金	20,384	収入	2,023	支出	1,984	正味財産	12,428
区分	平成28年度												
資本金	20,384												
収入	2,023												
支出	1,984												
正味財産	12,428												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : (✓) 交付金 : (独立行政法人通則法46条)												

	<input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : (法人税別表 1、資本金を政府等が全額出資等) (独立行政法人建築研究所法第 6 条 : 資本金) <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : (登録免許税法別表 2 : 資本金等が政府等全額出資等) <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : (印紙税法別表 2 : 資本金等が政府等全額出資等)
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人建築研究所法第 11 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条

【沿革⑥ 独立行政法人建築研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 建築研究所		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人建築研究所法		
	・国会提出年月日：H11年11月8日 ・法案成立年月日：H11年12月14日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年4月1日	法改正の ターン分類	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院行政改革に関する特別委員会・平成11年11月17日） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。（以下、略） 附則第5条（権利義務の承継等） ・研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。（以下、略）		

【沿革⑦ 国立研究開発法人建築研究所設立】

法人類型	国立研究開発法人		
法人名	国立研究開発法人 建築研究所		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律		
	・国会提出年月日：H26年4月15日 ・法案成立年月日：H26年6月6日 ・法律公布年月日：H26年6月13日 ・法律施行年月日：H27年4月1日	<b>法改正の                  ターン分類</b>	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院内閣委員会・平成26年5月9日） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。 このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。 附則第5条（権利義務の承継等） ・研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時にいて研究所が承継する。（以下略） 附則第7条（国有財産の無償使用） ・国は、研究所の成立の際現に附則第二条に規定する政令で定める部局又は機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。		

## 72. 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所

## 法人概要

## 【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所												
所在地	東京都三鷹市新川 6-38-1												
設立根拠法	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成 11 年法律第 208 号）												
所管府省	国土交通省総合政策局技術政策課												
設立年月日	平成 28 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	<p>A①平成 13 年 4 月 独立行政法人海上技術安全研究所 ②平成 27 年 4 月 国立研究開発法人海上技術安全研究所</p> <p>B①平成 13 年 4 月 独立行政法人港湾空港技術研究所 ②平成 27 年 4 月 国立研究開発法人港湾空港技術研究所</p> <p>C①平成 13 年 4 月 独立行政法人電子航法研究所 ②平成 27 年 4 月 国立研究開発法人電子航法研究所</p> <p>A/B/C①平成 28 年 4 月 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所</p>												
事業目的	船員となろうとする者及び船員（船員であった者を含む。）に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<p>1. 船員となろうとする者及び船員に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと。 2. 船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行うこと。 3. 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>機構は、1～3の業務のほか、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）第 8 条第 2 項の規定による同条第 1 項の講習の実施に関する業務を行う。</p>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">19,263</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">8,401</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">8,367</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">15,118</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：365 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金	19,263	収入	8,401	支出	8,367	正味財産	15,118
区分	平成 28 年度												
資本金	19,263												
収入	8,401												
支出	8,367												
正味財産	15,118												
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 : (✓) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条</p>												

	<input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 第 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項 別表第一 独立行政法人海技教育機構法第 5 条 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条 1 項 別表第二 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2 号 別表第二
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法第 10 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条

【沿革 A① 独立行政法人海上技術安全研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 海上技術安全研究所		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人海上技術安全研究所法		
	・国会提出年月日：H11年11月8日 ・法案成立年月日：H11年12月14日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年4月1日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院行政改革に関する特別委員会・平成11年11月17日） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。 附則第5条（権利義務の承継等） ・研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。（以下、略）		



【沿革 A② 国立研究開発法人海上技術安全研究所設立】

法人類型	国立研究開発法人		
法人名	国立研究開発法人 海上技術安全研究所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 4 月 15 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（衆議院国土交通委員会・平成 27 年 5 月 20 日）</p> <p>本法案は、平成二十四年一月二十日の閣議決定、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針を受けて同年の通常国会に提出された法案と、基本的に同じです。当該閣議決定は現政権において一旦凍結されましたが、今回、制度の見直しについて、政府から改めて提案されたものと理解しております。政府案は、その意味では、民主党政権の政策を継承したもので、昨年提出した本法案から多くの点を踏襲しています。しかし、私たちが政権にあつて役所ともかんかんがくがくの議論をし、信頼される法人制度とするために法案に盛り込んだ、役員の処遇に関する規定など何点か、民主党政権案、すなわち本法案から落ちております。そこには、行政改革に対する根本的な姿勢の違いがうかがえます。また、当該閣議決定では、組織も改革して、各法人の具体的な見直し、統廃合、民間移管を進め、見直し後には法人を三十八減らして六十四法人にまで整理することも定めております。現政権においては、十三法人を削減する方針のようですが、本気で行政改革に取り組んでおられるのでしょうか。行政改革は、税金を初め、限りある行政資源をもって、意義のある政策を効果的、効率的に実行する行政を実現しようとするものです。役所をたたき、対立することは私たちの本意ではありませんが、やすきに流れてはなりません。しんどくても高みを目指そうと役所を説得し、主権者である国民の信頼を得、誇りを持って仕事ができるようにすることであります。行政改革は、アスリートのトレーニングと同じで、一日やらなければ三日のロス、みずからに妥協していつときは楽になっても、いい結果は得られません。行政改革も、少しでも後退すれば、取り戻すのに何倍もの労力が要り、厳しさが足らないと、国民の不信という大きなツケを払うこととなります。行政改革の姿勢が問われる法案審議の機会に、政府・与党の行政改革への強い意思を欠いた姿勢を正すべく、このたび、本法案を提出したものであります。本法案は、独立行政法人について、公共上の見地から確実に実施される必要がある事務事業であつて国がみずから行う必要のないものが、その特性に応じた国の適切な関</p>		

	<p>与のもとに的確に行われ、その施策を遂行する機能を最大限に発揮できるように、所要の措置を講ずるものであります。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>第 187 条（独立行政法人海上技術安全研究所法の一部改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。 国立研究開発法人海上技術安全研究所法</li> </ul> <p>第一条から第三条までの規定中「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>（国立研究開発法人）</p> <p>第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。</p> <p>第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。</p> <p>第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。</p> <p>第十三条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。</p>

【沿革B① 独立行政法人港湾空港技術研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 港湾空港技術研究所		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人港湾空港技術研究所法		
	・国会提出年月日：H11年11月8日 ・法案成立年月日：H11年12月14日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年4月1日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院行政改革に関する特別委員会・平成11年11月17日） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。 附則第5条（権利義務の承継等） ・研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。（以下、略）		

【沿革B② 国立研究開発法人港湾空港技術研究所設立】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人 港湾空港技術研究所		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律		
	・国会提出年月日：H26年4月15日 ・法案成立年月日：H26年6月6日 ・法律公布年月日：H26年6月13日 ・法律施行年月日：H27年4月1日	法改正の ターン分類	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院国土交通委員会・平成27年5月20日） 本法案は、平成二十四年一月二十日の閣議決定、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針を受けて同年の通常国会に提出された法案と、基本的に同じです。当該閣議決定は現政権において一旦凍結されましたが、今回、制度の見直しについて、政府から改めて提案されたものと理解しております。政府案は、その意味では、民主党政権の政策を継承したもので、昨年提出した本法案から多くの点を踏襲しています。しかし、私たちが政権にあつて役所ともかんかんがくがくの議論をし、信頼される法人制度とするために法案に盛り込んだ、役員の処遇に関する規定など何点か、民主党政権案、すなわち本法案から落ちております。そこには、行政改革に対する根本的な姿勢の違いがうかがえます。また、当該閣議決定では、組織も改革して、各法人の具体的な見直し、統廃合、民間移管を進め、見直し後には法人を三十八減らして六十四法人にまで整理することも定めております。現政権においては、十三法人を削減する方針のようですが、本気で行政改革に取り組んでおられるのでしょうか。行政改革は、税金を初め、限りある行政資源をもって、意義のある政策を効果的、効率的に実行する行政を実現しようとするものです。役所をたたき、対立することは私たちの本意ではありませんが、やすきに流れてはなりません。しんどくても高みを目指そうと役所を説得し、主権者である国民の信頼を得、誇りを持って仕事ができるようにすることであります。行政改革は、アスリートのトレーニングと同じで、一日やらなければ三日のロス、みずからに妥協していつときは楽になっても、いい結果は得られません。行政改革も、少しでも後退すれば、取り戻すのに何倍もの労力が要り、厳しさが足らないと、国民の不信という大きなツケを払うこととなります。行政改革の姿勢が問われる法案審議の機会に、政府・与党の行政改革への強い意思を欠いた姿勢を正すべく、このたび、本法案を提出したものであります。本法案は、独立行政法人について、公共上の見地から確実に実施される必要がある事務事業であつて国がみずから行う必要のないものが、その特性に応じた国の適切な関		

	<p>与のもとに的確に行われ、その施策を遂行する機能を最大限に発揮できるように、所要の措置を講ずるものであります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>第 188 条（独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。</li> </ul> <p>国立研究開発法人港湾空港技術研究所法</p> <p>第一条から第三条までの規定中「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>（国立研究開発法人）</p> <p>第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。</p> <p>第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。</p> <p>第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。</p> <p>第十四条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。</p> <p>第十五条中「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改める。</p>

【沿革C① 独立行政法人電子航法研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人 電子航法研究所		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人電子航法研究所法		
	・国会提出年月日：H11年11月8日 ・法案成立年月日：H11年12月14日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年4月1日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院行政改革に関する特別委員会・平成11年11月17日） さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・研究所の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。 附則第5条（権利義務の承継等） ・研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。（以下略）		

【沿革C② 国立研究開発法人電子航法研究所設立】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人 電子航法研究所		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律		
	・国会提出年月日：H26年4月15日 ・法案成立年月日：H26年6月6日 ・法律公布年月日：H26年6月13日 ・法律施行年月日：H27年4月1日	法改正の ターン分類	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院国土交通委員会・平成27年5月20日） 本法案は、平成二十四年一月二十日の閣議決定、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針を受けて同年の通常国会に提出された法案と、基本的に同じです。当該閣議決定は現政権において一旦凍結されましたが、今回、制度の見直しについて、政府から改めて提案されたものと理解しております。政府案は、その意味では、民主党政権の政策を継承したもので、昨年提出した本法案から多くの点を踏襲しています。しかし、私たちが政権にあつて役所ともかんかんがくがくの議論をし、信頼される法人制度とするために法案に盛り込んだ、役員の処遇に関する規定など何点か、民主党政権案、すなわち本法案から落ちております。そこには、行政改革に対する根本的な姿勢の違いがうかがえます。また、当該閣議決定では、組織も改革して、各法人の具体的な見直し、統廃合、民間移管を進め、見直し後には法人を三十八減らして六十四法人にまで整理することも定めております。現政権においては、十三法人を削減する方針のようですが、本気で行政改革に取り組んでおられるのでしょうか。行政改革は、税金を初め、限りある行政資源をもって、意義のある政策を効果的、効率的に実行する行政を実現しようとするものです。役所をたたき、対立することは私たちの本意ではありませんが、やすきに流れてはなりません。しんどくても高みを目指そうと役所を説得し、主権者である国民の信頼を得、誇りを持って仕事ができるようにすることであります。行政改革は、アスリートのトレーニングと同じで、一日やらなければ三日のロス、みずからに妥協していつときは楽になっても、いい結果は得られません。行政改革も、少しでも後退すれば、取り戻すのに何倍もの労力が要り、厳しさが足らないと、国民の不信という大きなツケを払うこととなります。行政改革の姿勢が問われる法案審議の機会に、政府・与党の行政改革への強い意思を欠いた姿勢を正すべく、このたび、本法案を提出したものであります。本法案は、独立行政法人について、公共上の見地から確実に実施される必要がある事務事業であつて国がみずから行う必要のないものが、その特性に応じた国の適切な関		

	<p>与のもとに的確に行われ、その施策を遂行する機能を最大限に発揮できるように、所要の措置を講ずるものであります。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>第 189 条（独立行政法人電子航法研究所法の一部改正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。</li> </ul> <p>国立研究開発法人電子航法研究所法</p> <p>第一条から第三条までの規定中「独立行政法人電子航法研究所」を「国立研究開発法人電子航法研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。</p> <p>（国立研究開発法人）</p> <p>第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。</p> <p>第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。</p> <p>第十三条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。</p> <p>第十四条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。</p>



【沿革 A/B/C① 3 法人を統合して国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所設立】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律		
	・国会提出年月日：H27年3月13日 ・法案成立年月日：H27年6月19日 ・法律公布年月日：H27年6月26日 ・法律施行年月日：H28年4月1日	<b>法改正のパターン分類</b>	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明抜粋	提案理由（衆議院国土交通委員会・平成27年5月20日） 政府においては、行政改革の一環として独立行政法人に係る改革を推進するため、平成二十五年十二月に独立行政法人改革等に関する基本的な方針を閣議決定したところであり、この閣議決定を踏まえ、所要の措置を講ずることが必要です。 船員教育について、学科と乗船実習の一貫した教育を行うこと等により、効率的、効果的な教育を行えるよう、海技教育機構及び航海訓練所を統合することとしております。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第2条（職員の引継ぎ等） ・学校の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、学校の成立の日において、学校の相当の職員となるものとする。 附則第5条（権利義務の承継等） ・学校の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、学校の成立の時に学校が承継する。（以下略） 附則第6条（国有財産の無償使用） ・国は、学校の成立の際現に国土交通省に置かれる文教研修施設であって海員の養成を行うものに使用されている国有財産で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、学校の用に供するため、学校に無償で使用させることができる。		

### 73. 独立行政法人海技教育機構

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 海技教育機構		
所在地	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 20 階		
設立根拠法	独立行政法人海技教育機構法（平成 11 年法律第 214 号）		
所管府省	国土交通省海事局海技・振興課		
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>A ①昭和 20 年 4 月 海技専門学院          ②昭和 36 年 4 月 運輸省海技大学校          ③平成 13 年 1 月 6 日 国土交通省海技大学校          ④平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人海技大学校</p> <p>B ①昭和 14 年 7 月 逓信省海員養成所          ②昭和 18 年 11 月 運輸通信省海員養成所          ③昭和 20 年 5 月 運輸省海員養成所          ④昭和 27 年 8 月 運輸省海員学校          ⑤平成 13 年 1 月 6 日 国土交通省海員学校          ⑥平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人海員学校</p> <p>A/B①平成 18 年 4 月 1 日 独立行政法人海技教育機構（A 及び B が統合して設立）          ②平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法人に移行</p> <p>C ①昭和 18 年 4 月 逓信省航海訓練所          ②昭和 18 年 11 月 運輸省通信省航海訓練所          ③昭和 20 年 5 月 運輸省航海訓練所          ④平成 13 年 1 月 6 日 国土交通省航海訓練所          ⑤平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人航海訓練所          ⑥平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法人に移行</p> <p>A/B/C①平成 28 年 4 月 1 日 独立行政法人海技教育機構（上記 A/B 及び C が統合して設立し中期目標管理法人に移行）</p>		
事業目的	独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)は、船員となろうとする者及び船員(船員であった者を含む。以下同じ。)に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。		
主な事務・事業の内容	一 船員となろうとする者及び船員に対し、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと。		

	<p>二 船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を行うこと。</p> <p>三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第八条第二項の規定による同条第一項の講習の実施に関する業務を行う</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">19,263</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">8,400</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">8,367</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">15,117</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：585 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	19,263	収入	8,400	支出	8,367	正味財産	15,117
区分	平成 28 年度										
資本金	19,263										
収入	8,400										
支出	8,367										
正味財産	15,117										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、幹事)</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画)</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>( ) その他 :</p>										
税の取扱 (優遇措置)	<p>( ) 法人税 :</p> <p>( ) 固定資産税 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条 1 項、別表第二</p>										

	(✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2 号 別表第二
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人海技教育機構法第 10 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条

【沿革A④ 平成13年4月1日 独立行政法人海技大学校設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人海技大学校		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	「国の行政組織の減量、効率化等に関する基本計画」(平成11年4月27日閣議決定)		
関係法案等	・関係法案名 独立行政法人海技大学校法		
	・国会提出年月日：H11年11月28日 ・法案成立年月日：H11年3月31日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年1月6日	法改正のパートナー分類	( ) 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由(平成11年11月17日・衆議院行政改革に関する特別委員会) さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。 また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	(職員の引継ぎ等) 附則第2条 大学校の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、大学校の成立の日において、大学校の相当の職員となるものとする。 附則第3条 大学校の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、大学校の成立の日において引き続き大学校の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であって、大学校の成立の日の前日において国土交通大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、大学校の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付(以下この条において「特例給付」		

という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、大学校の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、大学校の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

附則第5条 大学校の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、大学校の成立の時に於いて大学校が承継する。

2 前項の規定により大学校が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から大学校に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、大学校の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

【沿革B⑥ 平成13年4月1日 独立行政法人海員学校設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人海員学校		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	「国の行政組織の減量、効率化等に関する基本計画」(平成11年4月27日閣議決定)		
関係法案等	・関係法案名 独立行政法人海員学校法		
	・国会提出年月日：H11年11月8日 ・法案成立年月日：H11年12月14日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年1月6日	法改正のパターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由(平成11年11月17日・衆議院行政改革に関する特別委員会) さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	(職員の引継ぎ等) 附則第2条 学校の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、学校の成立の日において、学校の相当の職員となるものとする。 (権利義務の承継等) 附則第5条 学校の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、学校の成立の時において学校が承継する。 (国有財産の無償使用) 附則第6条 国は、学校の成立の際現に国土交通省に置かれる文教研修施設であつて海員の養成を行うものに使用されている国有財産で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、学校の用に供するため、学校に無償で使用させることができる。		

【沿革 A/B① 平成 18 年 4 月 1 日 独立行政法人海技教育機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人海技教育機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「今後の行政改革の方針」（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H18 年 3 月 13 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H18 年 3 月 31 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H18 年 3 月 31 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H18 年 4 月 1 日	<b>法改正の            パターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 18 年 3 月 10 日・衆議院国土交通委員会） 政府においては、これまで小さくて効率的な政府を実現する観点から行政改革を積極的に推進してきたところでございます。この法律案は、この行政改革の一環として、独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了する国土交通省所管法人について、土木研究所及び北海道開発土木研究所の統合並びに海員学校及び海技大学の統合を行い、一体的かつ一層の効率的、効果的な事業の実施を図るとともに、特定独立行政法人を、民間との人事交流等の面により自由度の高い特定独立行政法人以外の独立行政法人とし、その役職員を非公務員化するものでございます。次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（職員の引継ぎ等） 附則第 2 条 この法律の施行の際現に独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人海技大学校（以下「北海道開発土木研究所等」という。）の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、それぞれ、独立行政法人北海道開発土木研究所の職員にあつては独立行政法人土木研究所の、独立行政法人海技大学校の職員にあつては独立行政法人海技教育機構の職員となるものとする。		



【沿革 A/B② 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人海技教育機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパ  ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで		

	<p>各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員 の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

【沿革 C⑤ 平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人航海訓練所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人航海訓練所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「国の行政組織の減量、効率化等に関する基本計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人航海訓練所法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H11 年 11 月 8 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H11 年 12 月 14 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H11 年 12 月 22 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H13 年 1 月 6 日	<b>法改正の            パターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。</p> <p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（権利義務の承継等） 附則第 5 条 航海訓練所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、航海訓練所の成立の時に於いて航海		

訓練所が承継する。

2 前項の規定により航海訓練所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から航海訓練所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、航海訓練所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

【沿革C⑥ 平成27年4月1日 中期目標管理法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人航海訓練所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26年2月12日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26年6月6日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26年6月13日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由説明（平成26年5月9日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこと		

	<p>としております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員に義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

【沿革 A/B/C① 平成 28 年 4 月 1 日 航海訓練所及び海技教育機構が統合して独立行政法人海技教育機構が設立し中期目標管理法人へ移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人海技教育機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H27 年 3 月 13 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H27 年 6 月 19 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H27 年 6 月 26 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H28 年 4 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 27 年 4 月 14 日・参議院国土交通委員会） 政府においては、行政改革の一環として独立行政法人に係る改革を推進するため、平成二十五年十二月に独立行政法人改革等に関する基本的な方針を閣議決定したところであります。この閣議決定を踏まえ、所要の措置を講ずることが必要です。このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。（中略）第二に、船員教育について、学科と乗船実習の一貫した教育を行うこと等により、効率的、効果的な教育を行えるよう、海技教育機構及び航海訓練所を統合することとしております		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（港湾空港技術研究所等の解散等） 附則第 2 条 国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人電子航法研究所及び独立行政法人航海訓練所（以下「港湾空港技術研究所等」という。）は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）が、それぞれ承継する。 この法律の施行の際現に港湾空港技術研究所等が有する権利のうち、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所に係るものにあつては研究所が、独立行政法人航海訓練所に係るものにあつては機構が、それぞれその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する		

法律

附則附則第 4 条 2 (国有財産の無償使用) 国は、この法律の施行の際現に独立行政法人航海訓練所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。



## 74. 独立行政法人航空大学校

## 法人概要

## 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 航空大学校												
所在地	宮崎県宮崎市大字赤江字飛江田 652-2												
設立根拠法	独立行政法人航空大学校法（平成11年法律第215号）												
所管府省	国土交通省航空局安全部運航安全課												
設立年月日	平成13年4月1日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和29年7月1日 運輸省航空大学校 ②平成13年1月6日 国土交通省航空大学校 ③平成13年4月1日 独立行政法人航空大学校 ④平成27年4月1日 中期目標管理法に移行												
事業目的	独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）は、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成すること。 2. 1の業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>4,915</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>3,152</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>2,918</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>3,838</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：118名			区分	平成28年度	資本金	4,915	収入	3,152	支出	2,918	正味財産	3,838
区分	平成28年度												
資本金	4,915												
収入	3,152												
支出	2,918												
正味財産	3,838												
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第46条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：												
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第32条6項、第35条の3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第64条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第64条												

<p>役員の選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事)  ( ) 国の認可 :  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 23 条 5 項 (役員)</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画)  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)  (決算・財務諸表)  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)  ( ) 国への届出 :  (その他国の関与)  ( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項 別表第一  ( ) 固定資産税 :  (✓) 登録免許税 : 登録免許法第 4 条 1 項 別表二  (✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2 号、別表第二</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  (✓) みなし公務員 : 独立行政法人航空大学校法第 10 条  (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革① 昭和 29 年 7 月 1 日 運輸省航空大学校設立】

法人類型	運輸省附属機関		
法人名	運輸省航空大学校		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 運輸省設置法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：S29年3月16日 ・法案成立年月日：S29年4月1日 ・法律公布年月日：S29年4月1日 ・法律施行年月日：S29年4月1日	<b>法改正の                  パターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 29 年 3 月 19 日・衆議院運輸委員会） 運輸省の附属機関につきまして宮崎海員学校を廃止して、口之津海員学校を設置 しますとともに、新たに航空従事者を養成する機関として航空大学校を宮崎市に設 置することとしさらに、水先審議会に従前の審議事項のほか船舶職員法に定める徐 行その他海上における航行の安全に関する重要事項をもあわせて審議させることと して、その名称を海上航行安全審議会と改めることといたしました。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革③ 平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人航空大学校設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人航空大学校		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 独立行政法人航空大学校法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日</li> <li>・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日</li> <li>・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日</li> <li>・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由(平成 11 年 11 月 7 日・衆議院行政改革に関する特別委員会)</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p>附則第 2 条 大学校の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、大学校の成立の日において、大学校の相当の職員となるものとする。</p> <p>(権利義務の承継等)</p> <p>附則第 5 条 大学校の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、大学校の成立の時において大学校が承継する。</p>		

【沿革④ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人航空大学校		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び		

	<p>業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

## 75. 独立行政法人自動車技術総合機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 自動車技術総合機構		
所在地	東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル 4階		
設立根拠法	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）		
所管府省	国土交通省自動車局		
設立年月日	平成28年4月1日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>A①平成13年4月1日 自動車検査独立行政法人 ②平成27年4月1日 中期目標管理法人に移行</p> <p>B①大正5年7月 逓信省管船局用品検査所 ②昭和2年11月 逓信省管船局船舶試験所 ③昭和20年5月 運輸省船舶試験所 ④昭和25年4月 運輸省運輸技術研究所（運輸省港湾局技術研究課、日本国有鉄道技術研究所の一部と統合） ⑤昭和37年4月 運輸省港湾技術研究所が発足・分離 ⑥昭和38年4月 運輸省船舶技術研究所 ⑦昭和45年7月 運輸省交通安全公害研究所 ⑧平成13年1月6日 国土交通省交通安全公害研究所 ⑨平成13年4月1日 独立行政法人交通安全環境研究所</p> <p>A/B①平成28年4月1日 独立行政法人自動車技術総合機構（A及びBが統合して成立）</p>		
事業目的	<p>独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）は、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。）が同法第四十六条に規定する保安基準（以下「保安基準」という。）に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 自動車、共通構造部（道路運送車両法第七十五条の二第一項に規定する共通構造部をいう。）及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。</p> <p>二 道路運送車両法第六十三条の二第六項及び第六十三条の三第五項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又</p>		

	<p>は製作の過程にあるかどうか並びに同条第一項及び第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。</p> <p>三 自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行うこと。</p> <p>四 自動車技術その他の運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。</p> <p>五 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">24,867</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">17,187</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">16,627</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">30,678</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：992 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	24,867	収入	17,187	支出	16,627	正味財産	30,678
区分	平成 28 年度										
資本金	24,867										
収入	17,187										
支出	16,627										
正味財産	30,678										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項 (長、監事)</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p>(<b>予算・事業計画</b>)</p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画)</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)</p> <p>(<b>決算・財務諸表</b>)</p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p>(<b>その他国の関与</b>)</p> <p>( ) その他 :</p>										



<p>税の取扱（優 遇措置）</p>	<p>（ ） 法人税            :</p> <p>（ ） 固定資産税       :</p> <p>（✓） 登録免許税       : 登録免許税法第 4 条 1 項 別表第二</p> <p>（✓） 印紙税            : 印紙税法第 5 条 2 号 別表第二</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p>（ ） 外資規制         :</p> <p>（✓） みなし公務員     : 独立行政法人自動車技術総合機構法第 11 条</p> <p>（✓） 情報公開         : 独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革 A① 平成 13 年 4 月 1 日 自動車検査独立行政法人設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	自動車検査独立行政法人		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成 11 年 4 月 27 日閣議決定)		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 自動車検査独立行政法人法		
	・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日	<b>法改正のバージョン分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由(平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会) さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところではありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	(職員の引継ぎ等) 附則第 2 条 検査法人の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、国土交通大臣の指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、検査法人の成立の日において、検査法人の相当の職員となるものとする。 (権利義務の承継等) 附則第 5 条 検査法人の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、検査法人の成立の時ににおいて検査法人が承継する。 (国有財産等の無償使用) 附則第 6 条 国土交通大臣は、検査法人の成立の際現に道路運送車両法第五章に規定する自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、検査法人の用に供するため、検査法人に無償で使用させることができる。		

【沿革 A② 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	自動車検査独立行政法人		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・ 関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・ 国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・ 法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・ 法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・ 法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパ  ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで		

	<p>各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員 の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>—</p>

【沿革B⑧ 平成13年4月1日 独立行政法人交通安全環境研究所設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人交通安全環境研究所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人交通安全環境研究所法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H11年11月8日 <b>・法案成立年月日</b> ：H11年12月14日 <b>・法律公布年月日</b> ：H11年12月22日 <b>・法律施行年月日</b> ：H13年1月6日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第2条（職員の引継ぎ等）</p> <p>研究所の成立の際現に国土交通省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。</p> <p>附則第5条（権利義務の承継等）</p> <p>研究所の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時にいて研究所が承継する。</p>		

【沿革B⑨ 平成27年4月1日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人交通安全環境研究所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26年2月12日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26年6月6日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26年6月13日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27年4月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明（平成26年5月9日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定す		

	<p>ることとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員に義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

【沿革 A/B① 平成 28 年 4 月 1 日 独立行政法人自動車技術総合機構（自動車検査独立行政法人及び交通安全環境研究所が統合して設立）】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人自動車技術総合機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「各独立行政法人の統廃合等に係る措置に実施時期について」（平成 26 年 8 月 29 日行政改革推進本部決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H27 年 3 月 13 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H27 年 6 月 17 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H27 年 6 月 24 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H28 年 4 月 1 日	<b>法改正の  ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>【提案理由（平成 27 年 5 月 20 日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>我が国の自動車保有台数は、今日、八千万台を超え、自動車は国民各層に普及し、まさに国民生活に欠かすことのできないものとなっています。また、自動車産業は、製造業の国内総生産の約二割を占める基幹産業であります。このため、自動車を取り巻くさまざまな状況の変化を踏まえつつ、自動車産業の国際競争力や自動車の安全の確保、国民や地域の多様なニーズへの対応に取り組むことが不可欠であります。あわせて、閣議決定を踏まえた独立行政法人改革を的確に進めることが必要であります。</p> <p>このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。（中略）</p> <p>第四に、自動車関係の独立行政法人に係る改革を推進するため、自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所を統合することとしております。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>（職員の引継ぎ等）</p> <p>附則第 4 条 施行日の前日又は指定日の前日において現に国土交通省の部局又は機関でそれぞれ政令で定めるものの職員である者は、国土交通大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、施行日又は指定日において、それぞれ独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の職員となるものとする。</p> <p>（国の有する権利義務の承継）</p> <p>附則第 9 条 施行日の前日又は指定日の前日において、第二条の規定による改正後の独立行政法人自動車技術総合機構法第十二条第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し、現に国が有する権利及び義務のうちそれぞれ政令で定めるものは、施行日又は指定日において、それぞれ機構が承継する。</p> <p>（国有財産の無償使用）</p> <p>附則第 10 条 国土交通大臣は、施行日の前日又は指定日の前日において現に道路運送</p>		



車両法第二章に規定する自動車の登録に関する確認調査に使用されている国有財産であってそれぞれ政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(研究所の解散等)

附則第 11 条 独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に機構が承継する。この法律の施行の際現に研究所が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

76. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
所在地	神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー24 階		
設立根拠法	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）		
所管府省	国土交通省鉄道局鉄道事業課		
設立年月日	平成15年10月1日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>A①昭和34年6月 国内旅客船公団          ②昭和36年4月 特定船舶整備公団          ③昭和41年12月 船舶整備公団          B①昭和62年4月 新幹線鉄道保有機構          ②平成3年10月 鉄道整備基金          A/B①平成9年10月 運輸施設整備事業団（平成13年 造船業基盤整備事業協会の一部業務移管）（上記2系譜統合）          C①昭和39年3月 日本鉄道建設公団（平成10年10月 日本国有鉄道清算事業団の一部業務移管）          A/B/C①平成15年10月 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（上記3系譜統合）          ②平成27年4月1日 中期目標管理法人に移行</p>		
事業目的	<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと。          二 新幹線鉄道の建設に関する調査を行うこと。          三 第一号の規定により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又は譲渡すること。          四 前号又は第六号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事を行うこと。          五 国土交通省令で定める規格を有する鉄道（新幹線鉄道を除く。）又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）を行うこと。</p>		

	<p>六 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道施設を当該鉄道又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。</p> <p>七 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者を使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。</p> <p>八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。</p> <p>九 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項に規定する業務を行うこと。</p> <p>十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>										
<p>財務情報等</p>	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">115,371</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">3,765,752</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">2,624,477</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">1,787,737</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：1,581 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	115,371	収入	3,765,752	支出	2,624,477	正味財産	1,787,737
区分	平成 28 年度										
資本金	115,371										
収入	3,765,752										
支出	2,624,477										
正味財産	1,787,737										
<p>補助金、交付金、委託費等</p>	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 補助金：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第 13 条第 2 項</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金：独立行政法人通則法第 46 条</p> <p>( ) 委託費：</p> <p>( ) 政府貸付：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 政府保証：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第 20 条</p>										
<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>										
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事)</p> <p>( ) 国の認可：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)</p>										
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(<b>予算・事業計画</b>)</p> <p>( ) 国会承認：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画)</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)</p> <p>(<b>決算・財務諸表</b>)</p> <p>( ) 国会承認：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)</p> <p>( ) 国への届出：</p> <p>(<b>その他国の関与</b>)</p>										

	( ) その他 :
税の取扱(優 遇措置)	(✓) 法人税 : 法人税法第4条2項、別表第一 (✓) 固定資産税 : 地方税法第348条 ( ) 登録免許税 : (✓) 印紙税 : 印紙税法第5条2号 別表第二
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	( ) 外資規制 : (✓) みなし公務員 : 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第12条 (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法の適用対象法人一覧 (192 法人)

【沿革A① 昭和34年6月 国内旅客船公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	国内旅客船公団		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・ 関係法案名 国内旅客船公団法		
	・ 国会提出年月日：S34年1月29日 ・ 法案成立年月日：S34年3月20日 ・ 法律公布年月日：S34年3月26日 ・ 法律施行年月日：S34年3月26日	法改正のパートナー分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和34年1月30日衆議院建設委員会）</p> <p>本土周辺の離島や本土沿岸の各地を連絡しております国内旅客船は、現在約二千隻、十一万総トンでありまして、これらが千二百八十三の旅客定期航路に就航し、年間七千五百万人の旅客のほか、郵便物二百二十万個、手小荷物一千三百五十万個、貨物三百十万トンを輸送しておりますが、いずれも、島民の交通手段の確保、生活必需物資の輸送等の見地から、また人命の安全に直接つながっている関係から、きわめて高い公益的性格を備えているものであります。</p> <p>ところで、これらの旅客船の船齢を見ますと、二十総トン以上の船舶九百一隻について調べたものであります。鋼船では船齢二十五年以上のものが百一隻、約二万総トンありまして、全鋼船に対し、隻数において四四％、総トン数においても二八％を占め、また木船では、船齢十五年以上のものが三百三十四隻、一万三千五百総トンありまして、全木船に対する比率は、隻数で五〇％、総トン数で五三％に当っており、いかに老齢船が多いかを物語っております。</p> <p>一方、これらの旅客船を運航している事業者について見ますと、全国八百八十三の事業者の内訳は、会社二百十八、地方公共団体八十七、組合等六十二、個人が五百十六でありまして、弱小な個人経営が過半数を占めており、さらにこの二百十八の会社の内訳を見ますと、資本金一千万円以上がわずかに四十六社であるのに対し、百万円未満の小規模会社が九十と、半数近くを占める実情でありまして、このような事業者の零細性が、船舶の建改造、その他設備の近代化、サービスの向上を立ちおくらせる原因になっているのであります。</p> <p>このため、昭和二十七年七月には、離島航路整備法が制定されまして、船舶の建改造のための市中融資に対する利子補給の道が開かれたのであります。事業自体が、ただいま申し上げましたように零細な個人経営、またはこれに近いものが大部分であり、他方、運賃が、公益的性格から、利用者の経済的負担能力や他の交通機関からの</p>		

	<p>制約を受けまして十分な値上げもできず、収益性も低いために、十分な効果を上げることができず、船舶の改善整備もこのままでは期待されない実情にあるのであります。</p> <p>以上のような実情にかんがみまして、船舶の建改造に必要な資金の調達が困難な事業者に協力しまして老齢船の代替建造または改造を計画的に推進させるため、政府出資の国内旅客船公団を設立いたしまして、民生の安定上必要な航路の維持改善をはかり、旅客船を利用する人々の安全をはかることといたしたのであります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

【沿革 A② 昭和 36 年 4 月 特定船舶整備公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	特定船舶整備公団		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、(✓) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・ 関係法案名 国内旅客船公団法の一部を改正する法律		
	・ 国会提出年月日：S36 年 2 月 22 日 ・ 法案成立年月日：S36 年 4 月 21 日 ・ 法律公布年月日：S36 年 4 月 28 日 ・ 法律施行年月日：S36 年 4 月 28 日	法改正のパートナー分類	( ) 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和 36 年 2 月 24 日・衆議院運輸委員会） 去る二十二日本委員会に付託されました国内旅客船公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案（内閣提出）を一括議題といたします。喪失した商船隊の急速な回復をはかつて参りました。しかしながら、わが海運企業は、戦時補償の打ち切りによって全く自己資金を持たず、もっぱら借入金によって新船建造を行なわざるを得なかったため、その資本構成は逐次悪化し、これにわが国の金利水準が国際水準から見て著しく割高である事情が加わって、その企業内容は極度に悪化することとなったのであります。従って、かかる割高な金利負担を国際水準並みに軽減して、その国際競争力を強化することは、海運政策上最も必要なことであり、昨年市中金融機関の行なう融資につきまして利子補給を行なうことをお認め願った次第であります。 しかしながら、わが国海運の国際競争力強化のためには市中融資に対する利子補給のみではなく、船舶建造融資の五〇%以上を占める日本開発銀行の融資についても、その金利負担を軽減することがぜひとも必要であります。特に最近輸出入銀行の輸出船に対する低金利と開銀金利との不均衡が表面化して参りましたので、この間の事情も考慮し、明年度から日本開発銀行の融資に対しても利子補給を行なうことといたし、この法案を提出いたしました次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革 A③ 昭和 41 年 12 月 船舶整備公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	船舶整備公団		
区 分	( ) 新設、( ) 廃止、(✓) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 国内旅客船公団法の一部を改正する法律</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：S41 年 12 月 19 日</li> <li>・ 法案成立年月日：S41 年 12 月 20 日</li> <li>・ 法律公布年月日：S41 年 12 月 26 日</li> <li>・ 法律施行年月日：S41 年 12 月 26 日</li> </ul>	法改正のパ ターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 新規立法</li> <li>(✓) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説 明抜粋	<p>提案理由（昭和 41 年 12 月 19 日・衆議院運輸委員会）</p> <p>老朽不経済船を解撤し、近代的経済船の整備を促進して内航海運企業の自立体制を確立する方途につきまして、去る五月に内航海運対策要綱を閣議決定いたしました。が、本法案は、さきの第五十一回国会に提案いたしました内航海運業法の一部を改正する法律案とともに、この対策の実施の基本となるものであります。</p> <p>本法案の要点は、第一に、従来特定船舶整備公団が行なっておりました内航の老朽貨物船を解撤して行なう新船建造業務の範囲を拡大したことであります。すなわち、老朽貨物船を解撤する場合だけでなく、貨物船を輸出した場合においても、これを引き当てとして新船建造を行なえるようにし、また、建造する船舶につきましても、内航船だけでなく、近海就航船をも建造し得るよういたしました。</p> <p>第二に、今風の内航海運対策要綱によりますと、内航の過剰船腹処理のため、解撤は本年度内に一挙に行ない、建造は四十一年度から四十三年度にかけて分けて行なうことになっております。その場合、今年度中に解撤し、建造を四十二年度または、四十三年度に行なう船主に対しては、その間の負担を軽減するための措置が必要でありますので、公団は、これらの船主に対し、その間の事業の継続に必要な資金を低利で貸し付け、またはこれらの船主が市中金融機関からこれらの資金を借り入れる場合に公団が債務保証を行なうことができることとした次第であります。</p> <p>また、同じく内航海運対策要綱に従い、内航海運組合が内航船腹壁の調整のため、係船を行なうこととなっておりますので、この係船による船腹調整事業につきまして、公団が必要な貸金を組合に貸し付けることができることとしたこととあります。</p> <p>第三に、公団がその貸し付けを行なうために必要な資金を民間から調達しやすくするため、政府は公団の長期借入れ金について、債務保証を行なうことができることとしたこととあります。</p>		



	<p>第四に、公団または市中金融機関が行なったさきに述べました貸し付けについて、政府は所要の利子補給を行なう旨の契約を結ぶことができることとし、また、係船に関する融資については損失補償契約を公団と結ぶことができることとしたこととあります。</p> <p>第五に、以上のように公団の業務が拡充されたことに伴い、公団の名称、理事の定員等を改めることといたしております。</p> <p>なお、この対策は、本年度から実施しなければなりませんので、本法案の附則において、昭和四十一年度における政府の債務保証の限度額二十五億七千四百九十万円、利子補給の限度額六億八千三十四万八千円及び損失補償の限度額二億三千四百九十万円について予算措置を講じており、本法案は早急に成立をはかることが必要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承 規定抜粋</p>	<p>—</p>

【沿革B① 昭和62年4月1日 新幹線鉄道保有機構設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	新幹線鉄道保有機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 新幹線鉄道保有機構法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：S61年9月11日</li> <li>・法案成立年月日：S61年11月28日</li> <li>・法律公布年月日：S61年12月4日</li> <li>・法律施行年月日：S61年12月4日</li> </ul>	法改正のパ ターン分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説 明抜粋	<p>提案理由（昭和61年10月6日・衆議院運輸委員会）</p> <p>日本国有鉄道は、昭和二十四年日本国有鉄道法の施行によりいわゆる公社として発足し、自来我が国の輸送の大宗を担い国民生活の向上と国民経済の発展に大きな役割を果たしてまいりました。</p> <p>しかしながら、昭和四十年代のモータリゼーションの急速な進展、航空輸送網の飛躍的な発達の中で、国鉄の担う鉄道輸送は我が国交通体系の中で次第に独占的地位を失い、これとともにその経営も極めて厳しい環境に置かれるに至ったのであります。すなわち昭和四十年代から国鉄経営は年々悪化を続け、これに歯どめをかけるべく四次にわたり策定された再建計画も十分な効果を上げることができず、その結果昭和六十一年度末における累積欠損額は十五兆八千億円もの巨額に達する見込みである等その事業の経営が破綻するに至っております。このため、国鉄の事業の体制を国民の期待にこたえ得る体制に再生することが喫緊の課題となっているのであります。</p> <p>このような状況を踏まえ、昨年七月国鉄再建監理委員会から「国鉄改革に関する意見」が提出されました。この「意見」では、現行の公共企業体による全国一元的経営体制のもとにおいては事業の適切かつ健全な運営を確保することが困難であるとの認識のもとに、いわゆる分割・民営化を基本として国鉄の改革を実現することとし、そのための具体的な方策を提言しております。</p> <p>政府としては、この「意見」に示された方向こそ今日の国鉄事業の危機に対処し、国民の期待にこたえる最善の道であると信ずるものであります。</p> <p>本法律案は、以上のような認識のもとに、国鉄の経営している鉄道事業等に関し輸送需要の動向に的確に対処し得る適切かつ健全な運営の体制を実現するべく、これら事業の経営形態について分割・民営化を基本とした抜本的な改革を実施するため、その基本的事項を定めるものであります。</p>		

<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>(日本国有鉄道に対する債務の負担等)</p> <p>附則第 5 条 機構は、その成立の時において、日本国有鉄道に対し、改革法第 22 条の規定により承継する資産の当該承継の際に見込まれる再調達価額（当該資産を当該承継の際に新に取得するものとした場合における価額として運輸省令で定める方法により算定した価額をいう。）から改革法第 20 条第 1 項の規定による決定に係る当該資産の価額を差し引いて得た金額に相当する額の債務を負担するものとする。</p> <p>2 前項の再調達価額は、改革法第 20 条第 1 項に規定する評価審査会が決定する。</p> <p>3 第 1 項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他の同項の規定による債務の負担に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 運輸大臣は、第 1 項の規定により運輸省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。</p> <p>(長期借入金等に関する経過措置)</p> <p>附則第 11 条 改革法第 22 条の規定により機構が承継する債務に係る日本国有鉄道の長期借入金（日本国有鉄道が承継した債務に係る日本鉄道建設公団の長期借入金を含む。）及び附則第 5 条第 1 項の規定により機構が日本国有鉄道に対し負担する債務並びに改革法第 22 条の規定により機構が承継する債務に係る日本国有鉄道の鉄道債券及び日本鉄道建設公団の鉄道建設債券は、第 32 条の規定の適用については、それぞれ、同条の長期借入金及び債券とみなす。</p>
----------------------------------	---

【沿革 B② 平成 3 年 10 月 鉄道整備基金設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	鉄道整備基金		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 鉄道整備基金法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H3 年 2 月 16 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H3 年 4 月 19 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H3 年 4 月 26 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H3 年 10 月 1 日	<b>法改正のパ ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 明抜粋	<p>提案理由（平成 3 年 2 月 22 日・衆議院運輸委員会）</p> <p>鉄道は、道路、港湾、空港と並んで国民の移動、物資の輸送を確保する上で必要な交通施設であり、多極分散型国土の形成に資する高速交通網の整備の一層の充実、円滑で快適な地域交通基盤の整備の推進を図るため、鉄道がその特性を発揮できる分野における鉄道網の整備が要請されているところであります。</p> <p>他方、鉄道の整備につきましては、投下資本が多額に上ること、投資の懐妊期間が長いこと等から、国は、交通政策上必要な鉄道の整備に対する助成等を行うことにより、鉄道事業者の投資意欲を醸成するための環境整備を図る必要があります。</p> <p>このような状況を踏まえ、緊急に整備が必要な新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道の整備等を促進するため、別途、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案の規定により実施される新幹線鉄道保有機構からの既設四新幹線の鉄道施設の譲渡に伴う収入の一部を活用しつつ、これに一般会計等からの補助金等を加えて、総合的かつ効率的に鉄道助成を行う特殊法人鉄道整備基金を設立することとし、鉄道整備基金の設立、その組織、運営等に関し必要な事項を定めるこの法律案を提出した次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承 規定抜粋	<p>（基金の成立等）</p> <p>附則第 4 条 基金は、譲渡法第 5 条第 1 項の規定による新幹線鉄道保有機構の解散の時において成立するものとし、その時において新幹線鉄道保有機構の一切の権利及び義務を承継する。</p> <p>2 譲渡法附則第 2 条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法（以下「旧機構法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定により譲渡法第 5 条第 1 項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構（以下「旧機構」という。）が日本国有鉄道清算事業団に対して負担した債務のうち前項の規定により基金が承継するものの償還、当該債務に係る利子の支</p>		

払その他の当該基金が承継する債務の負担に関し必要な事項は、政令で定める。

3 日本国有鉄道改革法（昭和 61 年法律第 87 号）第 22 条の規定により旧機構が承継した日本国有鉄道の鉄道債券及び公団の鉄道建設債券に係る債務（第 1 項の規定により基金が承継するものに限る。）について政府がした保証契約で、日本国有鉄道改革法等施行法（昭和 61 年法律第 93 号）第 24 条及び第 25 条の規定により従前の条件により存続するものとされたもの並びに同項の規定により基金が承継する旧機構の新幹線鉄道保有機構債券に係る債務について旧機構法第 31 条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、それぞれ、当該鉄道債券、鉄道建設債券及び新幹線鉄道保有機構債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

4 前項の鉄道債券、鉄道建設債券及び新幹線鉄道保有機構債券は、第 28 条第 4 項及び第 5 項の規定の適用については、同条第 1 項の規定による債券とみなす。

5 日本国有鉄道改革法第 22 条の規定により旧機構が承継した債務のうち第 1 項の規定により基金が承継するものに係る日本国有鉄道の長期借入金（同法第 24 条第 2 項の規定により日本国有鉄道が承継した債務に係る公団の長期借入金を含む。）、日本国有鉄道の鉄道債券及び公団の鉄道建設債券並びに第 1 項の規定により基金が承継する債務に係る旧機構の長期借入金（第 2 項に規定する基金が承継する債務を含む。）及び旧機構の新幹線鉄道保有機構債券は、第 30 条の規定の適用については、それぞれ、同条の長期借入金及び債券とみなす。

6 第 1 項の規定により旧機構から日本国有鉄道の鉄道債券及び公団の鉄道建設債券に係る債務を承継した基金については、日本国有鉄道改革法第 22 条の規定により当該鉄道債券及び鉄道建設債券に係る債務を承継した承継法人とみなして、同法第 26 条の規定を適用する。

7 日本国有鉄道改革法第 23 条第 7 項の規定は、譲渡法第 5 条第 1 項の規定による新幹線鉄道保有機構の解散の際現にその職員として在職する者（日本国有鉄道改革法第 23 条第 6 項の規定の適用を受けた者に限る。）で引き続き基金の職員となったものが基金を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、同条第 7 項中「承継法人」とあり、及び「当該承継法人」とあるのは、「鉄道整備基金」と読み替えるものとする。

8 旧機構が日本国有鉄道改革法第 22 条の規定により日本国有鉄道から承継した権利に係る当該承継に伴う登記及び旧機構が旧機構法附則第 7 条第 1 項の規定により建設を行った旧機構法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる新幹線鉄道に係る建物の所有権の保存の登記であって、基金が第 1 項の規定により承継した当該登記に係る登記権利者としての地位に基づき旧機構を登記名義人とするために受けるものについては、登録免許税を課さない。

（業務の特例）

附則第 10 条 基金は、当分の間、第 20 条第 1 項から第 3 項までに規定する業務のほ

か、次の業務を行うことができる。

2 基金は、第 20 条第 1 項から第 3 項まで及び前項に規定する業務のほか、旧機構が日本国有鉄道改革法第 22 条の規定により日本国有鉄道から承継した債務のうち附則第 4 条第 1 項の規定により基金が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む。）に関する業務、旧機構が同法第 22 条の規定により日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。

【沿革 A/B① 平成9年10月1日 運輸施設整備事業団（平成13年 造船業基盤整備事業協会の一部業務移管）設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	運輸施設整備事業団		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人の整理合理化」（平成7年2月24日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 運輸施設整備事業団法		
	・国会提出年月日：H9年2月7日 ・法案成立年月日：H9年6月6日 ・法律公布年月日：H9年6月13日 ・法律施行年月日：H9年6月13日	<b>法改正のパターン分類</b>	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成9年5月13日・衆議院運輸委員会） 特殊法人の整理合理化については、行政の減量化と新たな時代の要請にこたえるため総合的かつ全般的に見直しを行い、平成七年二月に、鉄道整備基金と船舶整備公団について、運輸関係施設の効率的な整備等を推進する観点から、これらを統合するとの閣議決定がなされたところであります。 同閣議決定に基づき、特殊法人の整理合理化を推進するため、鉄道整備基金及び船舶整備公団を解散して運輸施設整備事業団を設立することとし、運輸施設整備事業団の設立、組織、運営等に関し必要な事項について定めるこの法案を提出した次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（船舶整備公団の解散等） 附則第6条 船舶整備公団（以下「公団」という。）は、事業団の成立の時に於いて解散するものと し、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。 （鉄道整備基金の解散等） 附則第7条 鉄道整備基金（以下「基金」という。）は、事業団の成立の時に於いて解散するものと し、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。		

【沿革 C① 昭和 39 年 3 月 日本鉄道建設公団（平成 10 年 10 月 日本国有鉄道清算事業  
 団の一部業務移管）設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本鉄道建設公団		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本鉄道建設公団法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S 38 年 12 月 20 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S 39 年 2 月 26 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S 39 年 2 月 29 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S 39 年 2 月 29 日	<b>法改正のパ            ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 39 年 1 月 29 日・衆議院運輸委員会）</p> <p>わが国の産業経済は最近目ざましい発展ぶりを示し、国民生活も著しく向上してまいったのでありますが、さらに経済の均衡ある発展をはかりますためには、地方経済圏の整備、低開発地域の開発、臨海工業地帯の整備、新産業都市の建設等が必要であり、そのための基盤として鉄道新線の建設が強く要望されていることは御承知のとおりであります。従来鉄道の建設は日本国有鉄道が行なってまいりましたが、日本国有鉄道といたしましては、独立採算制のたてまえと既設線の大幅な整備増強計画に力を注いでいる関係上、鉄道新線の建設についてはこれを積極的に推進し得ない状況にあるのであります。ここにおいて、昨年五月鉄道建設審議会は、今後の新線建設については日本国有鉄道と別個の組織を設け、政府、日本国有鉄道等がその財源を負担して、強力にこれを推進すべきであるという建議をいたしました。政府といたしましては、この建議の意を体し、具体策について検討いたしました結果、今後の新線建設を積極的に推進するため、この新線建設事業を日本国有鉄道から切り離し、独立の機関を設けて専心この事業に当たらせるべきだとの結論に達したのであります。この法案の内容は、政府及び日本国有鉄道の出資により、新たに日本鉄道建設公団を設立し、鉄道新線の建設に当たらせ、もって鉄道交通網の整備をはかり、経済基盤の強化と地域格差の是正に符与させようとするものであります。次に、日本鉄道建設公団法案の要点について、御説明申し上げます。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（事業の承継等） 附則第 6 条 日本国有鉄道が日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十三号第一号の規定により運輸大臣の許可を受けて行なっている鉄道新線の建設に関する事業は、公団成立の日から、公団が第十九条第一項第一号の業務として行なうものとする。この場合においては、日本国有鉄道は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に		



引き継ぐものとする。

(権利及び事務の承継等)

附則第7条 前条第一項の規定により日本国有鉄道が許可を受けて行なっている鉄道新線の建設に関する事業を公団が第十九条第一項第一号の業務として行なうこととなつた時において当該鉄道新線の建設に関する事業に関し日本国有鉄道が有する権利及び義務(政令で定める権利又は義務を除く。)は、その時において、公団が承継する。

【沿革 A/B/C① 平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法		
	・国会提出年月日：H14 年 10 月 21 日 ・法案成立年月日：H14 年 12 月 11 日 ・法律公布年月日：H14 年 12 月 18 日 ・法律施行年月日：H15 年 10 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 14 年 11 月 7 日・衆議院特殊法人改革に関する特別委員会） 特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（日本鉄道建設公団の解散等） 附則第二条 日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。機構の成立の際現に公団が有する旧公団法第十九条に規定する業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。 （運輸施設整備事業団の解散等） 附則第三条 事業団は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。		

【沿革 A/B/C② 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日 ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日	法改正のパ ターン分類	( ) 新規立法 ( <input checked="" type="checkbox"/> ) 既存法律の一 部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明 (平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会) 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定す		

	<p>ることとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

## 77. 独立行政法人国際観光振興機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 国際観光振興機構												
所在地	東京都新宿区四谷 4-4-1												
設立根拠法	独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）												
所管府省	国土交通省観光庁国際観光課												
設立年月日	平成15年10月1日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和34年4月1日 日本観光協会 ②昭和39年4月1日 国際観光振興会 ③平成15年10月1日 独立行政法人国際観光振興機構 ④平成27年4月1日 中期目標管理法人に移行												
事業目的	独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）は、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	一 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝を行うこと。 二 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営を行うこと。 三 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十一条第一項の規定により全国通訳案内士試験の実施に関する事務を行うこと。 四 国際観光に関する調査及び研究を行うこと。 五 国際観光に関する出版物の刊行を行うこと。 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 七 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第十一条に規定する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>958</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>13,307</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>12,002</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>735</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：122名			区分	平成28年度	資本金	958	収入	13,307	支出	12,002	正味財産	735
区分	平成28年度												
資本金	958												
収入	13,307												
支出	12,002												
正味財産	735												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : (✓) 交付金 : 独立行政法人通則法第46条 ( ) 委託費 :												

	<input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 23 条：役員を長が任命及び解任した際
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項 別表第一 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条 1 項 別表第二 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2 号 別表第二
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条

【沿革① 昭和 34 年 4 月 日本観光協会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本観光協会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 日本観光協会法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：S 34 年 2 月 16 日</li> <li>・ 法案成立年月日：S 34 年 3 月 18 日</li> <li>・ 法律公布年月日：S 34 年 3 月 24 日</li> <li>・ 法律施行年月日：S 34 年 3 月 24 日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 34 年 2 月 18 日・参議院運輸委員会）</p> <p>外国人観光旅客のわが国への来訪が繁くなりこれら観光客が国内において消費する額の増加することは、わが国にとって国際収支の改善に資し、ひいては経済基盤の強化に資するところはなほ大なるものと存するのであります。</p> <p>そのため、政府は、従来、財団法人国際観光協会に補助金を交付し、外国人観光旅客のわが国への誘致宣伝、外国人観光旅客の接遇の向上等に関する業務を実施させ、もって国際観光の振興に努力して参ったのであります。他方、社団法人全日本観光連盟は、観光関係者が会員となり、日本国有鉄道、地方公共団体等の援助を受けて、観光関係機関従業員研修、観光資源の開発及び国民旅行の健全化等に関する事業を実施してきたのであります。</p> <p>本来、観光の振興に関して、国際観光と国内観光とを区別して論ずることは妥当でなく、観光を総合的に論じ、発展させていくことが必要であり、かくすることによって外客の来訪も活発となり、また国民の健全旅行にも寄与することとなると存するのであります。こういった観点から現在においても国際観光協会と全日本観光連盟は相互に連絡協調を密にして行動しているのでありますが、この際、さらに一步を進めて、両者を統合して一本化をはかり、この一本化された法人において観光の振興に関する事業を総合的に実施すれば、さらに多大の効果が期待されるのであります。また、従来、日本国有鉄道、財団法人日本交通公社、東京都を初めとする地方公共団体並びに運輸業者、観光関係業者及びこれらの関連団体等から国際観光協会及び全日本観光連盟に対し、事業に要する資金を拠出しているのでありますが、これらの拠出金については、国際観光協会と全日本観光連盟とにそれぞれ拠出している例が多く、両者が一本化されれば、この一本化された法人の充実合理化に伴いその額の増加も期待されるのであります。</p>		

	<p>以上は、観光の振興に関する事業を同一法人のもとにおいて総合的に実施されなければならない理由として申し上げたのでありますが、さらに、これら観光の振興に関する事業が、企業者別及び地域別の利害得失にとらわれず、国家的見地からなされなければならないこと、事業実施の経費として政府から多額の補助金を交付すること、鶴光事業の多種多様性にかんがみ、民間の援助及び意見を必要とすること等の理由から、特別法により、日本国有鉄道、地方公共団体、運輸業者、観光関係者及びこれらの団体等を会員とする日本観光協会を設立し、運輸大臣の監督のもとに、観光の振興に関する事業を積極的、かつ総合的に実施させる必要があるのであります</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>



【沿革③ 平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人国際観光振興機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国際観光振興機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 独立行政法人国際観光振興機構法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：H14年10月21日</li> <li>・ 法案成立年月日：H14年12月11日</li> <li>・ 法律公布年月日：H14年12月18日</li> <li>・ 法律施行年月日：H15年10月1日</li> </ul>	法改正のパターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>（<input checked="" type="checkbox"/>）新規立法</li> <li>（ ）既存法律の一部改正</li> <li>（ ）その他</li> </ul>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成14年11月7日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>（罰則の適用に関する経過措置）</p> <p>附則第五条</p> <p>この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第五項及び第八条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>附則第六条</p> <p>附則第二条から前条まで及び第八条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p>		

【沿革④ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国際観光振興機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパ  ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明(平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会) 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を		

行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

—

## 78. 独立行政法人水資源機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 水資源機構		
所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2		
設立根拠法	独立行政法人水資源機構法（平成14律第182号）		
所管府省	国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課		
設立年月日	平成15年10月1日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和37年5月1日 水資源開発公団</p> <p>②平成15年10月1日 水資源開発公団と愛知用水公団を統合し独立行政法人水資源機構設立</p> <p>③平成27年4月1日 中期目標管理法人に移行</p>		
事業目的	<p>機構は、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 水資源開発基本計画に基づいて、次に掲げる施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。以下この号において同じ。）の新築（イに掲げる施設の新築にあっては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築を行うこと。</p> <p>イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設</p> <p>ロ イに掲げる施設と密接な関連を有する施設</p> <p>二 次に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハに掲げる施設の管理にあっては、委託に基づくものに限る。）を行うこと。</p> <p>イ 水資源開発施設</p> <p>ロ 愛知豊川用水施設</p> <p>ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系（以下この号及び第十九条の二第一項において「水資源開発水系」という。）における水資源の開発又は利用のための施設であって、イ又はロに掲げる施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの</p> <p>三 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事を行うこと。</p> <p>四 第十九条の二第一項に規定する特定河川工事を行うこと。</p> <p>五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>7,349</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>138,950</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>141,734</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>76,525</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	7,349	収入	138,950	支出	141,734	正味財産	76,525
	区分	平成 28 年度									
	資本金	7,349									
	収入	138,950									
支出	141,734										
正味財産	76,525										
職員数：1,400 名											
補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金：独立行政法人水資源機構法第 30 条の 2 <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：独立行政法人水資源機構法第 33 条										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項 別表第一 <input type="checkbox"/> 固定資産税：地方税法第 348 条 <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条 1 項 別表第二 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2 号 別表第二										
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人水資源機構法第 11 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条										



【沿革② 平成 15 年 10 月 1 日 水資源開発公団と愛知用水公団を統合し独立行政法人水資源機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人水資源機構		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人水資源機構法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H14年10月21日 <b>・法案成立年月日</b> ：H14年12月11日 <b>・法律公布年月日</b> ：H14年12月18日 <b>・法律施行年月日</b> ：H14年12月18日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 11 月 7 日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革③ 平成 27 年 4 月 1 日 中期管理目標法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人海技教育機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパ  ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由説明(平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会) 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を		



行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

—

## 79. 独立行政法人自動車事故対策機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 自動車事故対策機構		
所在地	東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト 19 階		
設立根拠法	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）		
所管府省	国土交通省自動車局保障制度参事官室		
設立年月日	平成 15 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 48 年 12 月 自動車事故対策センター</p> <p>②平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人自動車事故対策機構</p> <p>③平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法人に移行</p>		
事業目的	<p>独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）は、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下「自賠法」という。）による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 道路運送法（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する自動車運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。）の用に供する自動車（以下単に「自動車」という。）の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対し、当該事項に関する指導及び講習を行うこと。</p> <p>二 自動車の運転者に対し、適性診断（自動車の運行の安全を確保するため、自動車の運行の態様に応じ運転者に必要とされる事項について心理学的又は医学的な方法による調査を行い、必要に応じて指導することをいう。）を行うこと。</p> <p>三 自動車事故による被害者で後遺障害（傷害が治ってもなお身体に存する障害をいう。以下同じ。）が存するため治療及び常時の介護を必要とするものを収容して治療及び介護を行う施設を設置し、及び運営すること。</p> <p>四 自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者であって国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、介護料を支給すること。</p> <p>五 次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者に必要な資金の全部又は一部の貸付けを行うこと。</p>		

	<p>イ 自動車事故により死亡した者の遺族又は国土交通省令で定める後遺障害をもたらす傷害を受けた者の家族である義務教育終了前の児童</p> <p>ロ 自動車事故による損害賠償についての債務名義を得た被害者であって当該債務名義に係る債権についてその全部又は一部の弁済を受けることが困難であると認められるもの</p> <p>六 次に掲げる被害者であって生活の困窮の程度が国土交通省令で定める基準に適合するものに対し、当該被害者が損害賠償額又は損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるまでの間、その支払を受けるべき金額の一部に相当する資金の貸付けを行うこと。</p> <p>イ 自賠法の規定により後遺障害に係る損害賠償額の支払を受けるべき被害者</p> <p>ロ 自賠法第四章の規定による損害のてん補として支払われる金額の支払を受けるべき被害者</p> <p>七 自賠法による損害賠償の保障制度について周知宣伝を行うこと。</p> <p>八 自動車事故の発生の防止及び被害者の保護に関する調査及び研究を行い、その成果を普及すること。</p> <p>九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">13, 174</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">13, 618</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">14, 082</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">10, 731</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：334 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	13, 174	収入	13, 618	支出	14, 082	正味財産	10, 731
区分	平成 28 年度										
資本金	13, 174										
収入	13, 618										
支出	14, 082										
正味財産	10, 731										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金：独立行政法人通則法第 46 条</p> <p>( ) 委託費：</p> <p>( ) 政府貸付：</p> <p>( ) 政府保証：</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事)</p> <p>( ) 国の認可：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画)</p>										

	<p>(✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優遇措置)</p>	<p>( ) 法人税 :</p> <p>(✓) 固定資産税 : 地方税法第 348 条</p> <p>( ) 登録免許税 :</p> <p>( ) 印紙税 :</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(✓) みなし公務員 : 独立行政法人自動車事故対策機構法第 12 条</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革① 昭和 48 年 12 月 自動車事故対策センター設立】

法人類型	認可法人		
法人名	自動車事故対策センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 自動車事故対策センター法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S48 年 2 月 20 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S48 年 7 月 13 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S48 年 7 月 24 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S48 年 10 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 48 年 4 月 4 日・衆議院交通安全対策特別委員会）</p> <p>わが国の自動車事故の発生率は、幸い二、三年来若干低下しておりますが、なお九十万人余の新たな被害者を年々生じていることは、国民福祉の上からもきわめて重大な問題であります。</p> <p>このような事態を解消するためには、まず、自動車事故の発生そのものを未然に防止することが肝要であります。この点につきましては、近年、運行管理指導の強化及びその一環としての運転者に対する適性診断の実施の必要性が強く認識されているところであります。</p> <p>また、不幸にして事故にあった被害者に対しましては、自動車損害賠償保障法による保護を一そう厚くするよう目下検討を進めておりますが、最近におきましては、この制度の改善とともに、交通遺児対策の充実など、きめこまかな救済措置を講ずることが強く要望されているような実情であります。</p> <p>このような実態にかんがみまして、今回、自動車事故の発生防止に資するとともに、事故による被害者の保護を増進するための業務を行なう自動車事故対策センターを設立することといたしまして、自動車事故対策センター法を制定しようとするものであります。</p> <p>なお、自動車事故対策センターに対しましては、民間出資が予定されておりますが、政府といたしましても、自動車損害賠償責任再保険特別会計から出資するほか、必要な助成措置を講ずることとしております。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人自動車事故対策機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人自動車事故対策機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H14 年 10 月 21 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H14 年 11 月 19 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H14 年 12 月 18 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H15 年 10 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 11 月 7 日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところではありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>（自動車事故対策センターの解散等）</p> <p>附則第二条</p> <p>自動車事故対策センター（以下「センター」という。）は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現にセンターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 センターの解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。</p> <p>5 センターの解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p>		

6 第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政令で定めるところにより、政府及び政府以外の者から機構に対しセンターの解散の日の前日におけるセンターに対するそれぞれの出資額に応じて出資されたものとする。この場合において、政府以外の者から出資されたものとする金額は、センターの解散の日の前日におけるセンターに対する政府以外の者の出資額を超えないものとする。

7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 センターの解散については、自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律大六十五号。以下「旧法」という。）第四十七条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

10 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

#### 附則第四条

センターが旧法第四十条の規定により政府から貸付けを受けて行った旧法第三十一条第一項第三号及び第四号の規定による貸付けについては、第十八条第二項の規定は、適用しない。

#### 附則第五条

附則第二条第一項の規定により機構が承継する債務に係るセンターの長期借入金は、第十七条の規定の適用については、同条の長期借入金とみなす。

（持分の払戻し）

#### 附則第六条

附則第二条第六項の規定により機構に出資したものとされた政府以外の者は、機構に対し、機構の成立の日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があったときは、第六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該政府以外の者が有する機構の成立の日における機構の純資産額に対する持分に相当する金額（その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）により持分の払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

【沿革③平成 27 年 4 月 1 日 中期管理目標法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人自動車事故対策機構		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・ 関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・ 国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・ 法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・ 法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・ 法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパ  ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明 (平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会) 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を		



	<p>行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

## 80. 独立行政法人空港周辺整備機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 空港周辺整備機構		
所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-17-5 ARK ビル9階		
設立根拠法	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）		
所管府省	国土交通省航空局航空ネット空港業務課ワーク部		
設立年月日	平成15年10月1日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>A①昭和49年4月15日 大阪国際空港周辺整備機構</p> <p>B①昭和51年7月1日 福岡空港周辺整備機構</p> <p>A/B①昭和60年9月30日 空港周辺整備機構（上記2系譜統合）</p> <p>②平成15年10月1日 独立行政法人空港周辺整備機構</p> <p>③平成27年4月1日 中期目標管理法人に移行</p>		
事業目的	<p>独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、周辺整備空港（他の法令の規定により機構以外の法人がその周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止するための事業及びその周辺における生活環境の改善に資するための事業を行うこととされているものとして政令で定める空港を除く。第二十八条第一項第三号及び第四号において同じ。）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>二 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>三 周辺整備空港に係る第八条の二に規定する工事に関し助成を行うこと。</p> <p>四 周辺整備空港の設置者の委託により、第九条第一項の規定による建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れに関する事務を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">2,132</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">2,082</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">1,760</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	400	収入	2,132	支出	2,082	正味財産	1,760
	区分	平成 28 年度									
	資本金	400									
	収入	2,132									
支出	2,082										
正味財産	1,760										
職員数：31 名											
補助金、交付金、委託費等	<p>(✓) 補助金：公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律附則第 34 条の 2</p> <p>(✓) 交付金：独立行政法人通則法第 46 条</p> <p>( ) 委託費：</p> <p>( ) 政府貸付：</p> <p>(✓) 政府保証：公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第 31 条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3</p> <p>(✓) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条</p> <p>(✓) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>(✓) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事）</p> <p>( ) 国の認可：</p> <p>(✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認：</p> <p>(✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画）</p> <p>(✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画）</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認：</p> <p>(✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表）</p> <p>( ) 国への届出：</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>( ) その他：</p>										
税の取扱（優遇措置）	<p>(✓) 法人税：法人税法第 4 条 2 項 別表第一</p> <p>( ) 固定資産税：</p> <p>(✓) 登録免許税：登録免許税法第 4 条 1 項 別表第二</p> <p>(✓) 印紙税：印紙税法第 5 条 2 号 別表第二</p>										
その他公共性、公益性に	<p>( ) 外資規制：</p>										

起因する規制 や国の関与	(✓) みなし公務員：公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第 27 条 (✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条
-----------------	---

【沿革A① 昭和49年4月15日 大阪国際空港周辺整備機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	大阪国際空港周辺整備機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・ 関係法案名 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律</p>		
	<p>・ 国会提出年月日：S48年2月20日 ・ 法案成立年月日：S49年3月27日 ・ 法律公布年月日：S49年3月27日 ・ 法律施行年月日：S49年3月28日</p>	法改正のパターン分類	<p>( ) 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和48年4月13日・衆議院商工委員会）</p> <p>公共用飛行場の周辺地域の航空機の騒音対策につきましては、昭和四十二年に現行法が制定されて以来、学校、病院等の防音工事に対する助成、建物の移転補償等の諸措置が講ぜられてきたところでありますが、ここ数年航空輸送需要が激増し、航空機の大形化、ジェット化が進み、このため航空機騒音問題は、年々深刻化し、特に大阪国際空港におきましては、大きな社会問題となっている状況であります。</p> <p>このような事態に対処するため、政府といたしましては、学校、病院等の防音工事を中心とする当面の対策からさらに進んで、住民から航空機騒音をできる限り遮断するという基本的な方針のもとに空港の周辺地域の整備、再開発を含む抜本的な対策を実施することとし、これに必要な法制の整備をはかるためこの法律案を提案することとした次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革B① 昭和51年7月1日 福岡空港周辺整備機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	福岡空港周辺整備機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：S48年2月20日 ・法案成立年月日：S49年3月27日 ・法律公布年月日：S49年3月27日 ・法律施行年月日：S49年3月28日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和48年4月13日・衆議院商工委員会） 公共用飛行場の周辺地域の航空機の騒音対策につきましては、昭和四十二年に現行法が制定されて以来、学校、病院等の防音工事に対する助成、建物の移転補償等の諸措置が講ぜられてきたところでありますが、ここ数年航空輸送需要が激増し、航空機の大形化、ジェット化が進み、このため航空機騒音問題は、年々深刻化し、特に大阪国際空港におきましては、大きな社会問題となっている状況であります。 このような事態に対処するため、政府といたしましては、学校、病院等の防音工事を中心とする当面の対策からさらに進んで、住民から航空機騒音をできる限り遮断するという基本的な方針のもとに空港の周辺地域の整備、再開発を含む抜本的な対策を実施することとし、これに必要な法制の整備をはかるためこの法律案を提案することとした次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革 A/B① 昭和 60 年 9 月 30 日 空港周辺整備機構設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	空港周辺整備機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「60 年 9 月末までに大阪国際空港周辺整備機構と福岡空港周辺整備機構の統合」（昭和 59 年 12 月 29 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S60 年 3 月 8 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S60 年 5 月 31 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S60 年 6 月 7 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S60 年 6 月 7 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 60 年 3 月 29 日・衆議院運輸委員会）</p> <p>公共用飛行場の周辺地域の航空機騒音対策につきましては、航空機騒音による障害を早期に軽減、緩和すべく、低騒音機の導入を図るとともに、住宅等の防音工事、移転補償、緑地帯その他の緩衝地帯の整備等を推進してまいりました。</p> <p>特に、大阪国際空港及び福岡空港につきましては、計画的な空港周辺対策を促進するため周辺整備空港に指定し、国及び関係地方公共団体の出資により、昭和四十九年に大阪国際空港周辺整備機構を、また、昭和五十一年に福岡空港周辺整備機構をそれぞれ設立し、以来、両機構が、国または地方公共団体にかわって空港周辺対策を実施することにより、両空港の周辺地域の生活環境の改善に寄与してまいりました。</p> <p>これまで両機構が空港周辺対策の主要事業として取り組んでまいりました住宅防音工事は、昭和六十年中におおむね完了する見通しとなり、今後は、両空港の周辺地域において、空港周辺整備機構が中心となって、移転跡地を活用した緑地帯等の整備、再開発等の事業を推進することが強く期待されております。</p> <p>したがって、空港周辺整備機構がその地域整備の要請にこたえて、これらの変動要因の多い事業を円滑に遂行していくためには、その事業経営の一層の効率化を図ることが必要となっております。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>（旧機構の解散等）</p> <p>附則第 4 条 旧機構は、新機構の成立の時に於いて解散するものとし、その時における旧機構に対する政府及び地方公共団体の出資金に相当する金額は、それぞれ新機構の設立に際し政府及び地方公共団体から新機構に対して出資されたものとする。</p> <p>2 前項の規定により旧機構が解散したときは、その時に於いて、旧機構の一切の権利及び義務は、新機構が承継する。</p>		

- 3 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 4 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。
- 5 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。  
(権利及び義務の承継に伴う経過措置)
- 附則第5条 旧法第五十二条第一項の規定による周辺整備債券は、新法第五十二条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による空港周辺整備債券とみなす。
- 2 前条第二項の規定により新機構に承継される旧機構の長期借入金に係る債務について旧法第五十三条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。  
(非課税)
- 附則第6条 附則第四条第二項の規定により新機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。



【沿革 A/B② 平成 15 年 10 月 1 日 独立行政法人空港周辺整備機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人空港周辺整備機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H14 年 10 月 21 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H14 年 12 月 11 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H14 年 12 月 18 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S14 年 12 月 18 日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 14 年 11 月 7 日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革 A/B③ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人空港周辺整備機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定) 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパ  ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明(平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会) 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を		

	<p>行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

81. 独立行政法人都市再生機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 都市再生機構		
所在地	神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー		
設立根拠法	独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）		
所管府省	国土交通省住宅局総務課		
設立年月日	平成 16 年 7 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>A①昭和 30 年 7 月 25 日 日本住宅公団</p> <p>B①昭和 50 年 9 月 1 日 宅地開発公団</p> <p>A/B①昭和 56 年 10 月 1 日 住宅・都市整備公団</p> <p>②平成 11 年 10 月 1 日 都市基盤整備公団</p> <p>C①昭和 37 年 7 月 産炭地域振興事業団</p> <p>②昭和 47 年 10 月 2 日 工業再配置・産炭地域振興公団</p> <p>③昭和 49 年 8 月 1 日 地域振興整備公団</p> <p>A/B/C①平成 16 年 7 月 1 日 独立行政法人都市再生機構（上記 3 系譜統合）（注）</p> <p>（注）地域振興整備公団の産業系部門を除く</p> <p>②平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法人に移行</p>		
事業目的	<p>独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団（以下「都市公団」という。）から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 既に市街地を形成している区域において、市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備（当該敷地の周囲に十分な公共の用に供する施設がない場合において公共の用に供する施設を併せて整備するもの又は当該敷地内の土地の利用が細分されている場合において当該細分された土地を一団の土地として有効かつ適切に利用できるよう整備するものに限る。）又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>二 既に市街地を形成している区域において、良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡を行うこと。</p>		

三 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）、防災街区整備事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。）による防災街区整備事業をいう。以下同じ。）、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、住宅街区整備事業（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街区整備事業をいう。以下同じ。）及び流通業務団地造成事業（流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）による流通業務団地造成事業をいう。）を行うこと。

四 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業又は住宅街区整備事業に参加組合員（市街地再開発事業にあつては都市再開発法第七十三条第一項第十九号に規定する特定事業参加者を、防災街区整備事業にあつては密集市街地整備法第二百五条第一項第十八号に規定する特定事業参加者を含む。）として参加すること（第六号の業務を併せて行うものに限る。）。

五 特定建築者（都市再開発法第九十九条の二第二項に規定する特定建築者をいう。以下この号において同じ。）又は防災特定建築者（密集市街地整備法第二百三十五条第二項に規定する特定建築者をいう。以下この号において同じ。）に特定施設建築物（都市再開発法第九十九条の二第三項に規定する特定施設建築物をいう。以下この号において同じ。）又は特定防災施設建築物（密集市街地整備法第二百三十五条第三項に規定する特定防災施設建築物をいう。以下この号において同じ。）の建設を行わせる市街地再開発事業又は防災街区整備事業に、他に特定建築者となろうとする者（都市再開発法第九十九条の三第二項の規定により特定建築者となることのできるものに限る。）又は防災特定建築者となろうとする者（密集市街地整備法第二百三十六条第二項の規定により防災特定建築者となることのできるものに限る。）がない場合において、当該市街地再開発事業の特定建築者又は当該防災街区整備事業の防災特定建築者として特定施設建築物又は特定防災施設建築物の建設を行い、並びにそれらの管理、増築又は改築（以下「増改築」という。）及び譲渡を行うこと。

六 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供を行うこと。

七 既に市街地を形成している区域において、第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

- 八 既に市街地を形成している区域において、地方公共団体からの委託に基づき、民間事業者による次に掲げる事業の施行と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。
- イ 市街地再開発事業
  - ロ 防災街区整備事業
  - ハ 土地区画整理事業
  - ニ 住宅街区整備事業
  - ホ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百一条の八の認定計画に基づく同法第二条第五号に規定する都心共同住宅供給事業
  - ヘ 都市再開発法第百二十九条の六の認定再開発事業計画に基づく同法第百二十九条の二第一項に規定する再開発事業
  - ト 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十五条の認定計画に基づく同法第二十条第一項に規定する都市再生事業
  - チ その他政令で定める事業
- 九 第十六条第一項に規定する整備敷地等（以下この号において単に「整備敷地等」という。）について、同項及び同条第二項本文の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合において、次に掲げる住宅又は施設（賃貸住宅の敷地として整備した整備敷地等にあつては、イからハマまでに掲げるものに限る。）の建設を行い、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡を行うこと。
- イ 第二号に規定する賃貸住宅
  - ロ イの賃貸住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設
  - ハ 整備敷地等の利用者の利便に供する施設
  - ニ 整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るため住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設
- 十 土地等の取得を要する業務（委託に基づき行うものを除く。）の実施に必要な土地等を提供した者又は当該業務が実施される土地の区域内に居住し、若しくは当該区域内で事業を営んでいた者（以下この号及び第十六条第一項において「土地提供者等」という。）の申出に応じて、当該土地提供者等に譲渡し、又は賃貸するための住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設（市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の高度化を図るため当該住宅又は施設と一体として住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設を含む。）の建設を行い、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡を行うこと。

- 十一 地方公共団体からの委託に基づき、根幹的なものとして政令で定める規模以上の都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）の建設、設計及び工事の監督管理を行うこと。
- 十二 附則第四条第一項の規定により機構が都市公園から承継した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設並びに附則第十二条第一項第二号の規定により機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡を行うこと。
- 十三 第九号の業務に係る同号イの賃貸住宅及び前号の賃貸住宅について賃貸住宅の建替え（現に存する賃貸住宅の除却を行うとともに、これらの存していた土地の全部若しくは一部に新たな賃貸住宅の建設（新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。）又はこれらの存していた土地に近接する土地に新たにこれらに代わるべき賃貸住宅の建設（複数の賃貸住宅の機能を集約するために行うものに限る。）を行うことをいう。以下同じ。）を行い、並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡を行うこと。
- 十四 前二号の業務に係る賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。
- 十五 第十三号の業務による賃貸住宅の建替えに併せて、次の業務を行うこと。
- イ 当該賃貸住宅の建替えと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。
- ロ 当該賃貸住宅の建替えと併せてこれと一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。
- ハ 当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の申出に応じて、当該居住者に譲渡するための住宅の建設を行い、並びにその管理及び譲渡を行うこと。
- 十六 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合において、第十三条第一項に規定する国土交通大臣の求め又は第十四条第三項に規定する地方公共団体の要請に基づき、当該賃貸住宅の建設を行い、並びにその管理、増改築及び譲渡を行うこと。
- 十七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	1,071,768
	収入	1,719,591
	支出	1,689,392
	正味財産	1,065,474
職員数：3,199 名		
補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金：独立行政法人都市再生機構法第 22 条 <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：独立行政法人都市再生機構法第 35 条	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税：地方税法第 348 条 <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条 1 項 別表第二 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2 号 別表第二	
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人都市再生機構法第 10 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条	





【沿革A① 昭和30年7月25日 日本住宅公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本住宅公団		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 日本住宅公団法		
	・国会提出年月日：S30年5月20日 ・法案成立年月日：S30年7月6日 ・法律公布年月日：S30年7月8日 ・法律施行年月日：S30年7月8日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成30年5月21日・衆議院建設委員会） 政府は、昭和三十年において四十二万戸の住宅建設を目途としておることは御承知の通りであります。これが実現をはかるため、政府の重点的施策といたしまして、公的資金による住宅建設の拡充、民間自力建設の促進及び宅地対策の推進をはかる所存であります。 ところで、現在行われております公的資金による住宅建設の中心をなすものは、公営住宅及び公庫住宅の両者であります。地方行政区域を単位とする現行の公営住宅方式及び公庫住宅による住宅供給方式のみでは、東京を初めとする大都市地域における住宅供給の拡充をはかるために不充分であり、従って地方行政区域にとらわれず、広域圏にわたる新たな住宅供給方式を考える必要が認められるのであります。 また、一方、宅地対策について見ますと、現在住宅建設が当面する最大の隘路の一は、宅地取得難で、これが有効な対策を請じない限り、今後の住宅建設は行き詰まらざるを得ない実情にあります。従って、宅地対策の一として、大都市地域において大規模に健全な新市街地を造成することが必要であり、このためには、都市周辺の適地について、衛星都市的配慮のもとに土地区画整理自業を施行することもできるような機関の設立が必要であります。 さらにまた、今後勤労者住宅建設の拡充をはかるためには、国及び地方の財政の現状から考えて、住宅建設資金の相当部分を民間資金の導入に仰ぐ必要があります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革B① 昭和50年9月1日 宅地開発公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	宅地開発公団		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 宅地開発公団法		
	・国会提出年月日：S49年2月12日 ・法案成立年月日：S50年6月18日 ・法律公布年月日：S50年6月25日 ・法律施行年月日：S50年6月25日	法改正の パターン分類	( ) 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和49年4月10日・衆議院建設委員会） 近年における人口と産業の大都市集中に伴い、大都市地域においては、土地利用の混乱、地価の異常な高騰など土地問題が一段と深刻化しており、都市勤労者が住宅、宅地を取得することはますます困難になりつつあります。 土地問題を根本的に解決するためには、全国的に土地利用計画を確立し、これに即して公共優先の立場から土地の取引、利用にわたる規制、誘導を強化し、投機と乱開発を排除することが急務であります。同時に現下の地価上昇と宅地取得難の原因が基本的には宅地需給の不均衡にあること、特に大都市地域においては、今後人口と産業の地方分散を強力に進めたとしても、なお膨大な宅地需要が見込まれることにかんがみ、宅地の大量供給を促進することが緊急の課題となっております。 しかるに、現在、大都市地域においては、大規模な宅地開発事業の実施は、関連公共施設等の整備に伴う地方財政負担の増大、通勤難等の隘路に直面しております。 このような現状にかんがみ、当面する宅地開発の隘路の打開をはかりつつ、大都市地域における住宅地の大量供給をはかるための新機構が必要であると判断いたしまして、関連公共施設、交通施設等の整備を行なう権能を備えた宅地開発公団を設立し、大規模な宅地開発事業を行なわせることとした次第であります。 なお、大都市地域においては、日本住宅公団は、勤労者のための大量の住宅建設という重大な任務を持っておりますので、同公団が行なう宅地開発事業は、今後はその住宅建設用地の確保に重点を置くことといたし、新公団との業務の分担を明確にいたしております。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革A/B① 昭和56年10月1日 住宅・都市整備公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	住宅・都市整備公団		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 住宅・都市整備公団法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S56年2月14日 <b>・法案成立年月日</b> ：S56年5月15日 <b>・法律公布年月日</b> ：S56年5月22日 <b>・法律施行年月日</b> ：S56年5月10日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和56年3月27日・衆議院建設委員会） わが国の住宅事情は、量的には一応充足し、質的にもかなり改善されてきておりますが、住生活の向上、改善に対する国民の要望には依然として根強いものがあり、今後とも住宅の質や住環境等に関する国民の需要動向を十分に見きわめつつ、健康で文化的な生活を営むに足りる良質な住宅、宅地の供給を図り、居住水準の向上に努める必要があります。 また、今後都市化が一層進展することを考慮いたしますと、都市の整備にあたっては、良好な住宅、宅地の供給と健全な新市街地の整備とを一層推進してまいるとともに、大都市地域を中心として都市機能の更新、良好な居住環境の形成等を図るため、既成市街地の再開発及び根幹的な都市公園の整備を強力に推進する必要があります。 このような現状から見て、これからの住宅、都市政策においては、住宅、宅地の供給と都市の整備との相互の関連に十分配慮しながら、これらを総合的、一体的に推進していくことが緊要な課題であります。 このため、これまで住宅、宅地の供給及び健全な市街地の整備を推進してきた日本住宅公団と宅地開発公団とを今般の行政改革を契機として統合し、新たに住宅・都市整備公団を設立し、この新たな公団に、住宅事情の改善を特に必要とする都市地域において、良質な住宅、宅地の大規模な供給を行わせるとともに、健全な市街地の造成、都市の再開発、根幹的な都市公園の整備等を行わせることとした次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（日本住宅公団の解散等） 附則第6条 日本住宅公団は、公団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて公団が承継する。 2 日本住宅公団の昭和56年4月1日に始まる事業年度は、日本住宅公団の解散の日の前日に終わるものとする。 3 日本住宅公団の昭和56年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、		

貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、日本住宅公団の決算完結の期限は、解散の日の翌日から起算して4月を経過した日とし、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の提出の期限は、当該決算完結後1月以内とする。

4 第1項の規定により公団が日本住宅公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の時までに政府及び地方公共団体から日本住宅公団に対して出資された額は、公団の設立に際しそれぞれ政府及び地方公共団体から公団に対して出資されたものとする。

5 日本住宅公団の解散については、日本住宅公団法（昭和30年法律第53号）第7条第2項の規定による残余財産の分配は行わない。

6 第1項の規定により日本住宅公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（宅地開発公団の解散等）

附則第7条 宅地開発公団は、公団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて公団が承継する。

2 宅地開発公団の昭和56年4月1日に始まる事業年度は、宅地開発公団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 宅地開発公団の昭和56年4月1日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

4 第1項の規定により公団が宅地開発公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の時までに政府及び地方公共団体から宅地開発公団に対して出資された額は、公団の設立に際しそれぞれ政府及び地方公共団体から公団に対して出資されたものとする。

5 第1項の規定により公団が宅地開発公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際宅地開発公団法（昭和50年法律第45号）第38条第1項に規定する関連施設整備事業助成基金に充てられている金額は、公団の設立に際し第59条第1項に規定する基金に充てられたものとする。

6 公団は、当分の間、第59条第1項に規定する基金の運用により生ずる収益を、宅地開発公団法第27条第4項の規定による支払金又は日本住宅公団が建設し、若しくは整備した日本住宅公団法第31条第1項第5号若しくは第6号の施設、宅地開発公団が整備した宅地開発公団法第19条第1項第2号ロの施設若しくはこれらの施設の用に供する宅地を地方公共団体が譲り受ける場合の代金について地方公共団体が支払うべき利子の軽減に資する費用に充てることができる。

7 第1項の規定により宅地開発公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

附則第 8 条 附則第 6 条第 1 項の規定により公団に承継される日本住宅公団の長期借入金又は住宅債券に係る債務については日本住宅公団法第 51 条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は住宅債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 前項の住宅債券は、第 55 条第 5 項及び第 6 項の規定の適用については、同条第 1 項の規定による債券とみなす。

附則第 9 条 第 30 条の建設省令で定める基準において同条第 2 項の特別の定めをする場合には、日本住宅公団法第 49 条第 2 項の規定により日本住宅公団が発行した特別住宅債券又は宅地開発公団法第 34 条第 2 項の規定により宅地開発公団が発行した宅地開発公団宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）についても、日本住宅公団法第 32 条第 2 項又は宅地開発公団法第 20 条第 2 項の規定による特別の定め例により、特別の定めをするものとする。

2 前項の特別住宅債券又は宅地開発公団宅地債券は、第 55 条第 5 項及び第 6 項の規定の適用については、同条第 2 項の規定による債券とみなす。

（非課税）

附則第 10 条 附則第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 公団が附則第 6 条第 1 項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地で日本住宅公団が昭和 44 年 1 月 1 日前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

【沿革 A/B② 平成 11 年 10 月 1 日 都市基盤整備公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	都市基盤整備公団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 都市基盤整備公団法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H11 年 2 月 18 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H11 年 6 月 9 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H11 年 6 月 16 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H11 年 6 月 16 日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 5 月 21 日・参議院国土・環境委員会）</p> <p>我が国の大都市地域等の状況を見ると、十分な都市の基盤が整備されることなく人口や諸機能が集中した結果、都心居住、職住近接の促進、防災性の向上、拠点市街地の形成、土地利用の整序等が大きな課題となっているところであります。</p> <p>この法律案は、特殊法人の整理合理化の一環として、住宅・都市整備公団を解散して新たに都市基盤整備公団を設立し、地方公共団体、民間事業者等との協力及び役割分担のもと、大都市地域等における居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善、賃貸住宅の供給等を効率的、合理的な執行体制により行うこととするものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>（住宅・都市整備公団の解散等）</p> <p>附則第 6 条 住宅・都市整備公団は、公団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて公団が承継する。</p> <p>2 住宅・都市整備公団の平成十一年四月一日に始まる事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、住宅・都市整備公団の解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>3 住宅・都市整備公団の最終事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、住宅・都市整備公団の決算完結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とし、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の提出の期限は、当該決算完結後一月以内とする。</p> <p>4 住宅・都市整備公団は、その最終事業年度の終了の日までに、旧公団法第五十九条第一項に規定する利子の軽減に要する費用に充てるため、同項に規定する関連施設整備事業助成基金の全額を取り崩すものとする。</p> <p>5 第一項の規定により公団が住宅・都市整備公団の権利及び義務を承継したとき</p>		

は、その承継の際における住宅・都市整備公団に対する政府及び地方公共団体からの出資金に相当する金額は、それぞれ、公団の設立に際し政府及び当該地方公共団体から公団に出資されたものとする。

6 住宅・都市整備公団の解散については、旧公団法第六十四条第二項の規定による残余財産の分配は行わない。

7 第一項の規定により住宅・都市整備公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

附則第七条 前条第一項の規定により公団に承継される住宅・都市整備公団の長期借入金又は住宅・都市整備債券に係る債務について旧公団法第五十六条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は住宅・都市整備債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 前項の住宅・都市整備債券は、第五十五条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

附則第八条 第三十四条第一項の建設省令で定める基準においては、第二十八条第一項第二号から第四号まで若しくは第九号又は附則第十条第一項の規定により公団が建設する住宅の譲受人の選定方法に関し、旧公団法第五十五条第二項の規定により住宅・都市整備公団が発行した一定の特別住宅債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅の譲受けの申込みの際現にその特別住宅債券の一定割合以上を所有しているものについて、旧公団法第三十条第二項の規定による特別の定め例により、特別の定めをするものとする。

2 前項の特別住宅債券は、第五十五条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項の規定による債券とみなす。

(非課税)

附則第九条 附則第六条第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 附則第六条第一項の規定により公団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において住宅・都市整備公団が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。



【沿革C① 昭和37年7月1日 産炭地域振興事業団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	産炭地域振興事業団		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 産炭地域振興事業団法		
	・国会提出年月日：S37年2月8日 ・法案成立年月日：S37年4月25日 ・法律公布年月日：S37年4月30日 ・法律施行年月日：S37年4月30日	法改正のパターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和36年3月2日・衆議院内閣委員会） 海技専門学院は、船員に対し船舶運航に関する学術及び技能を教授する機関であります。その教育内容は大学と同程度のものでありますので、実態に即するよう名称を改めることといたしましたのであります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革C② 昭和47年10月2日 工業再配置・産炭地域振興事業団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	工業再配置・産炭地域振興事業団		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：S47年2月18日 ・法案成立年月日：S47年6月9日 ・法律公布年月日：S47年6月16日 ・法律施行年月日：S47年6月16日	法改正のパターン分類	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和47年4月25日・衆議院商工委員会） 戦後のわが国の経済社会は、工業化と都市化を基調として成長、発展を続けてまいりましたが、近時、過密過疎の弊害が顕著になってきており、今後とも長期にわたってわが国経済社会の活力を持続し、国民生活の向上をはかっていくためには、太平洋ベルト地帯、特にその大都市圏に工業と人口が過度に集中している現状を改め、各地域の開発可能性に対応した国土利用の再編成をはかることが急務となっております。 かかる観点から、地域開発の主導力となる工業に着目し、昭和四十七年度から新たに各種の工業再配置対策を推進するため、別途本法案とともに工業再配置促進法案を提案している次第でございます。 工業再配置促進対策におきましては、工場の移転関連融資、工場用地の造成等の諸施策が重要な役割りをなうこととなりますが、これを円滑かつ効率的に実施するため、現在内容的に類似した業務を行なっている産炭地域振興事業団を改組拡充して、工業再配置・産炭地域振興公団にいたしたいと考えております。 御高承のとおり、産炭地域振興事業団は、昭和三十七年に設立されて以来、石炭鉱業の不況により特に疲弊の著しい産炭地域における鉱工業等の計画的な振興をはかるために必要な業務を積極的に行ない、産炭地域の振興に多大の貢献をしてまいりました。今回の改組拡充により、公団は従来からの産炭地域振興事業を積極的に推進するほか、新たに工業再配置事業を行なうこととしたいと考えている次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革C③ 昭和49年8月1日 地域振興整備公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	地域振興整備公団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S48年2月19日 <b>・法案成立年月日</b> ：S49年5月27日 <b>・法律公布年月日</b> ：S49年6月1日 <b>・法律施行年月日</b> ：S49年8月1日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和48年3月7日・衆議院建設委員会）</p> <p>人口及び産業の大都市地域への過度の集中により生じた環境の悪化や土地利用の混乱等の弊害を是正し、豊かで住みよい地域社会を形成してゆくためには、大都市の人口及び産業を地方へ分散するとともに、地方の総合的な開発整備を進め、国土の均衡ある発展をはかることが肝要であります。</p> <p>このためには、工業活動、学園、流通業務等の計画的な誘導と相まって健全な地方都市を先行的に整備育成し、また、環境の保全に留意しつつ地域の開発発展の核となる総合的かつ大規模な事業を適切に実施してゆく必要があります。</p> <p>これらの事業は、総合的計画のもとに一体的に実施すべきものであり、高度の技術、有機的な施行体制、大量の資金等を必要といたしますので、これを積極的に推進してゆくためには、各行政機関、地方公共団体、既存の公団等のほかに、これを専門の業務とする新たな機構を整備する必要があります。</p> <p>一方、国土総合開発のための重要な施策である工業再配置の業務を行なう機関として、すでに工業再配置・産炭地域振興公団が設置されております。地方都市の開発整備等の業務は、その目的、事業の内容から見て工業再配置の業務と密接な関連を有することを勘案しますと、両者をあわせ行なわせることが、国土総合開発を効果的に推進するための最善の方途と考えられます。このため、現在の工業再配置・産炭地域振興公団を改組拡充して国土総合開発公団を設置することとしたのであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革 A/B/C① 平成 16 年 7 月 1 日 独立行政法人都市再生機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人都市再生機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人都市再生機構法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H15 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H15 年 5 月 15 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H15 年 6 月 20 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H15 年 6 月 20 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 15 年 4 月 18 日・衆議院国土交通委員会）</p> <p>我が国の都市の状況を見ますと、大規模な工場跡地や地上げによる虫食い地等の土地利用が、社会経済情勢の変化に対応して適切に転換できていないほか、防災上危険な密集市街地については権利関係が複雑であることなどから、民間だけでは市街地の整備改善を図ることが困難な状況にあり、民間による都市再生の条件整備を図ることが大きな課題となっております。</p> <p>この法律案は、平成十三年十二月に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画に基づき、都市基盤整備公団を解散し、地域振興整備公団の地方都市開発整備部門と統合して、新たな独立行政法人都市再生機構を設立するものであります。</p> <p>これにより、大都市及び地域社会の中心となる都市において、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じた都市の再生を図るための市街地の整備改善、賃貸住宅の供給の支援等を行うとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することとし、また、それらを効率的、合理的な執行体制を行うことになるものでございます。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>独立行政法人都市再生機構法附則第三条（地域公団の権利及び義務の承継等）</p> <p>機構の成立の時ににおいて現に地域振興整備公団（以下「地域公団」という。）が有する権利及び義務であつて次に掲げる業務（以下「旧地方都市開発整備等業務」という。）に係るものは、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時ににおいて機構が承継する。</p> <p>一 附則第十六条の規定による改正前の地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九</p>		

十五号。以下「旧地域公団法」という。)第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務(旧地域公団法第十九条第一項第一号ハに掲げる業務のうち同項第三号の規定による工場用地の造成と併せて行われるものを除く。)

二 次に掲げる業務(前号に掲げるものを除く。)

イ 附則第六十条の規定による改正前の地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)第四十二条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務

ロ 附則第六十四条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の規定により読み替えて適用される旧地域公団法第二十四条の二に規定する地方都市開発整備等業務

2 機構の成立の際現に地域公団が有する旧地方都市開発整備等業務に係る権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 機構の成立の時に於いて現に地域公団が発行している債券に係る債務のうち第一項の規定により機構が承継するものの範囲は、国土交通大臣が経済産業大臣と協議して定める。

5 第一項の承継計画書は、地域公団が、政令で定める基準に従って作成し、国土交通大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧地方都市開発整備等出資金額(政府から地域公団に対し出資されている出資金に相当する金額のうち、旧地方都市開発整備等業務に充てるべきものとして出資されたものとみなすものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額をいう。以下この項において同じ。)は、政府から機構に対し公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十八号)第三条の規定による改正前の附則第十三条第二項に規定するその他の業務(以下この項及び次条において「都市基盤整備業務」という。)に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する旧地方都市開発整備等業務に係る資産の価額から当該旧地方都市開発整備等業務に係る負債の金額及び旧地方都市開発整備等出資金額の合計額を差し引いた額は、都市基盤整備業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

- 8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 9 地域公団は、第一項の規定により機構が地域公団の権利及び義務を承継した時に、旧地方都市開発整備等業務に必要な資金に充てるため政府から地域公団に対して出資された額として国土交通大臣が定める金額によりその資本金を減少するものとする。
- 10 国土交通大臣は、第五項の認可をしようとするとき、又は前項の額を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。
- 11 地域公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度の旧地方都市開発整備等業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。独立行政法人都市再生機構法第四条（都市公団の解散並びに権利及び義務の承継等）都市公団は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に機構が承継する。
- 2 機構の成立の際現に都市公団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 都市公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度は、都市公団の解散の日の前日に終わるものとする。
- 5 都市公団の平成十六年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、当該決算完結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。
- 6 前項の場合においては、附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下「旧都市公団法」という。）第九条第一項の規定は、適用しない。
- 7 第一項の規定により機構が都市公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から都市公団に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたもの（政府からの出資に係るものにあつては、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額に限る。）は、それぞれ、政府及び当該地方公共団体から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。



【沿革 A/B/C② 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人都市再生機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパ  ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にか		



	<p>わり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

## 82. 独立行政法人奄美群島振興開発基金

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 奄美群島振興開発基金		
所在地	鹿児島県奄美市名瀬港町 1-5		
設立根拠法	奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）		
所管府省	財務省大臣官房政策金融課、国土交通省国土政策局特別地域振興官		
設立年月日	平成 16 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 30 年 9 月 10 日 奄美群島復興信用保証協会</p> <p>②昭和 49 年 4 月 1 日 奄美群島振興開発基金</p> <p>③平成 16 年 10 月 1 日 独立行政法人奄美群島振興開発基金</p> <p>④平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行</p>		
事業目的	<p>この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。</p> <p>二 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者（次号に規定する事業者を除く。）で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。</p> <p>三 奄美群島において振興開発計画に基づく事業（奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。）を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。</p> <p>四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>		

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	17,773
	収入	2,058
	支出	1,769
	正味財産	11,777
	職員数：21 名	
補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金：奄美群島振興開発特別措置法第 6 条 <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 奄美群島振興開発特別措置法第 14 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条 奄美群島振興開発特別措置法第 57 条	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2 号 別表第二	
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人奄美群島振興開発特別措置法第 51 条	

起因する規制 や国の関与	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条
-----------------	--

【沿革① 昭和 30 年 9 月 10 日 奄美群島復興信用保証協会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	奄美群島復興信用保証協会		
区分	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新設、( <input type="checkbox"/> ) 廃止、( <input type="checkbox"/> ) 統廃合、( <input type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( <input type="checkbox"/> ) 業務追加		
閣議決定等政 府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：S 30 年 7 月 27 日</li> <li>・ 法案成立年月日：S 30 年 7 月 29 日</li> <li>・ 法律公布年月日：S 30 年 8 月 13 日</li> <li>・ 法律施行年月日：S 30 年 8 月 13 日</li> </ul>	法改正のパ ターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(<input type="checkbox"/>) 新規立法</li> <li>(<input checked="" type="checkbox"/>) 既存法律の一部改正</li> <li>(<input type="checkbox"/>) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 30 年 7 月 28 日・衆議院地方行政委員会）</p> <p>奄美群島は長きにわたりましてアメリカ政府の行政下にありましたが、幸いにいたしまして完全に復帰して参っておりますが、その際における本群島の復帰に関するわが国とアメリカ合衆国との協定に基きまして、いわゆるガリオア物資の供給に伴う債権等約五億九千万余円が去る五月二十五日両国政府間において確認され、日本国政府に無償で移転されることと相なりました。しかしながらこの債権の取り立てについてはいろいろと問題が少くなく、また債権を回収しつばなしにいたしますと、産業資金は枯渇し、産業の復興はおろか、現在における経済活動も停止する危険が予想されるのであります。これらの問題に対処するため、アメリカ合衆国から譲り受けた債権を基礎として本群島の復興に必要な金融の円滑化をはかるため、特別の信用保証制度を設けることといたしたいのであります。すなわち、国はアメリカ合衆国から譲渡を受けた債権を出資して奄美群島復興信用保証協会を設置し、本群島において復興事業に従事する中小規模の事業者等が金融機関から融資を受ける際に、その債務を保証することといたしたいのであります。しこうしてこの信用保証協会の役員を選任、業務の運営、債権の回収等に関する監督は国において適切に行うものとし、もって本群島の復興事業に伴う金融の円滑化をはかり、復興事業の遂行に遺憾のない措置を講じたいのであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革② 昭和49年4月1日 奄美群島振興開発基金設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	奄美群島振興開発基金		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S49年2月5日 <b>・法案成立年月日</b> ：S49年3月27日 <b>・法律公布年月日</b> ：S49年3月29日 <b>・法律施行年月日</b> ：S49年4月1日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和49年2月8日・衆議院地方行政委員会）</p> <p>奄美群島につきましては、昭和二十八年の本土復帰以来、復興計画及び振興計画に基づき各般の事業を実施し、これにより群島の基盤整備と主要産業の振興をはかってまいったところであります。しかしながら、奄美群島をめぐる諸条件は依然としてきびしく、住民の生活水準はなお本土との間に相当の格差があります。今後、国土の均衡ある発展と地域の特性に応じた開発を推進するためにも、奄美群島の特性と発展可能性を生かし、積極的な社会開発と産業振興を進める必要があります。このような見地から、新たに総合的な振興開発計画を策定し、これに基づく事業を推進する等の特別措置を引き続き講ずる必要があると存するのであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革③ 平成 16 年 10 月 1 日 独立行政法人奄美群島振興開発基金設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H16 年 2 月 3 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H16 年 3 月 31 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H16 年 3 月 31 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H16 年 3 月 31 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 16 年 2 月 27 日・衆議院国土交通委員会）</p> <p>奄美群島及び小笠原諸島につきましては、それぞれ、昭和二十八年、昭和四十三年の本土復帰以来、これまで国の特別措置及び関係地方公共団体や島民の方々の不断的努力により、基礎条件の改善とその振興開発を着実に実施し、各般にわたり相応の成果を上げてまいったところでございます。</p> <p>しかしながら、両地域は、本土から隔絶した外海に位置しているなど、厳しい地理的、自然的特性等の特殊事情による不利性を抱え、なお本土との間に経済面、生活面での諸格差が存しており、これらを克服するとともに、これまで不利性としてとらえられてきた特性を優位性として伸ばし、あわせて地元の発意と創意工夫を生かしていくことによって、両地域の自立的な発展を促進していくことが求められております。</p> <p>この法律案は、このような趣旨を踏まえ、それぞれの法律の有効期限を五年間延長し、従来国が定めていた両地域における振興開発計画を、国の定める基本方針に基づき鹿児島県または東京都が定めることとするなどの改正を行うとともに、独立行政法人奄美群島振興開発基金を設立するものです</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革④ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパ  ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にか		

	<p>わり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>



### 83. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

#### 法人概要

##### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構		
所在地	神奈川県横浜市西区高島 1-1-2 横浜三井ビルディング 5階		
設立根拠法	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）		
所管府省	国土交通省道路局総務課		
設立年月日	平成17年10月1日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①平成17年10月1日 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立。</p> <p>②平成27年4月1日 中期目標管理法人に移行</p>		
事業目的	<p>独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。</p> <p>二 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。</p> <p>三 次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。</p> <p>四 首都高速道路（道路会社法第五条第二項第二号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金又は阪神高速道路（同項第五号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>五 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>六 首都高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金又は阪</p>		

	<p>神高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。</p> <p>七 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。</p> <p>八 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき当該高速道路についてその道路管理者（同法第二条第三項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の権限の代行その他の業務を行うこと。</p> <p>九 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）に規定する業務を行うこと。</p> <p>十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。</p> <p>二 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させること。</p> <p>三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円←10万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: right;">5,612,436</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: right;">3,333,861</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: right;">3,367,706</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: right;">11,540,316</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：83名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	5,612,436	収入	3,333,861	支出	3,367,706	正味財産	11,540,316
区分	平成 28 年度										
資本金	5,612,436										
収入	3,333,861										
支出	3,367,706										
正味財産	11,540,316										
補助金、交付金、委託費等	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 補助金：独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第5項</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金：独立行政法人通則法第46条</p> <p>( ) 委託費：</p> <p>( ) 政府貸付：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 政府保証：独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第20条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令：独立行政法人通則法第32条6項、第35条の3</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収：独立行政法人通則法第64条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査：独立行政法人通則法第64条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 大臣任命：独立行政法人通則法第20条1項、2項（長、監事）</p> <p>( ) 国の認可：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出：独立行政法人通則法第20条5項（役員）</p>										

<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(予算・事業計画)</p> <p>( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 30 条 (中期計画)  (✓) 国への届出 : 独立行政法人通則法第 31 条第 1 項 (年度計画)</p> <p>(決算・財務諸表)</p> <p>( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条第 1 項 (財務諸表)  ( ) 国への届出 :</p> <p>(その他国の関与)</p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優遇措置)</p>	<p>( ) 法人税 :  ( ) 固定資産税 :  (✓) 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条 1 項 別表第二  (✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2 号 別表第二</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  (✓) みなし公務員 : 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 11 条  (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革① 平成 17 年 10 月 1 日 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（日本道路公団）新たな組織は、民営化を前提とし、平成 17 年度までの集中改革期間内のできるだけ早期に発足する。</li> </ul>		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：H16 年 3 月 9 日</li> <li>・ 法案成立年月日：H16 年 6 月 2 日</li> <li>・ 法律公布年月日：H16 年 6 月 9 日</li> <li>・ 法律施行年月日：H16 年 6 月 9 日</li> </ul>	法改正のパートナー分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 16 年 3 月 30 日・衆議院本会議）</p> <p>この法律案は、高速道路に係る道路資産の保有及び会社に対する貸し付け、債務の早期の確実な返済等の業務を行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を設立するものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第二条（事務所に関する経過措置）</p> <p>機構は、政令で定める日までの間、第五条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。</p>		

【沿革② 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のバ  ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。また、総務大臣が目標設		

	<p>定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員の義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

## 84. 独立行政法人住宅金融支援機構

### 法人概要

#### 【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 住宅金融支援機構		
所在地	東京都文京区後楽 1-4-10		
設立根拠法	独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）		
所管府省	財務省大臣官房政策金融課、国土交通省住宅局総務課		
設立年月日	平成 19 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 25 年 6 月 5 日 住宅金融公庫</p> <p>②平成 19 年 4 月 1 日 独立行政法人住宅金融支援機構</p> <p>③平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法人に移行</p>		
事業目的	<p>独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 住宅の建設又は購入に必要な資金（当該住宅の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権の譲受けを行うこと。</p> <p>二 前号に規定する貸付債権で、その貸付債権について次に掲げる行為を予定した貸付けに係るもの（以下「特定貸付債権」という。）のうち、住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの（その信託の受益権を含む。）を担保とする債券その他これに準ずるものとして主務省令で定める有価証券に係る債務の保証（以下「特定債務保証」という。）を行うこと。</p> <p>イ 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第一号に掲げる方法（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関との間で同号に規定する信託契約を締結するものに限る。第二十三条第一項において同じ。）又は信託法第三条第三号に掲げる方法による信託（以下「特定信託」と総称する。）をし、当該信託の受益権を譲渡すること。</p>		

- ロ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に譲渡すること。
- ハ その他イ又はロに類するものとして主務省令で定める行為
- 三 住宅融資保険法による保険を行うこと。
- 四 住宅の建設、購入、改良若しくは移転（以下この号において「建設等」という。）をしようとする者又は住宅の建設等に関する事業を行う者に対し、必要な資金の調達又は良質な住宅の設計若しくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 五 災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金（当該災害復興建築物の建設若しくは購入又は当該被災建築物の補修に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。
- 六 災害予防代替建築物の建設若しくは購入若しくは災害予防移転建築物の移転に必要な資金（当該災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は当該災害予防移転建築物の移転に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）、災害予防関連工事に必要な資金又は地震に対する安全性の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 七 合理的土地利用建築物の建設若しくは合理的土地利用建築物で人の居住の用その他その本来の用途に供したことの無いものの購入に必要な資金（当該合理的土地利用建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）又はマンションの共用部分の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 八 子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。次号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅若しくは賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物の建設に必要な資金（当該賃貸住宅又は当該建築物の建設に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）又は当該賃貸住宅の改良（当該賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことのある建築物の改良を含む。）に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 九 高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良（高齢者が自ら居住する住宅について行うものに限る。）に必要な資金又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅（賃貸住宅であるものに限る。）とすることを主たる目的とする人の居住の用に供したことのある住宅の購入に必要な資金（当該住宅の購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。
- 十 機構が第一号の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは第五号から第七号まで若しくは次項第一号若しくは第四号の規定による貸付けを受



けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合（重度障害の状態となった場合を含む。以下同じ。）に支払われる生命保険の保険金若しくは生命共済の共済金（以下「保険金等」という。）を当該貸付けに係る債務の弁済に充当し、又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等により当該貸付けに係る債務を弁済すること。

十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十七条、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第一百三十八条又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十一条若しくは第四十三条の規定による貸付けを行うこと。

二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第十九条の規定による貸付けを行うこと。

三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二十条第一項の規定による保険を行うこと。

四 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十条第一項の規定による貸付けを行うこと。

五 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第七十二条第二項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

財務情報等

（単位：百万円）

区分	平成 28 年度
資本金	708,642
収入	8,711,353
支出	8,424,613
正味財産	1,539,252

職員数：902名

補助金、交付金、委託費等

- ( ) 補助金 :
- () 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条
- ( ) 委託費 :
- ( ) 政府貸付 :
- () 政府保証 : 独立行政法人住宅金融支援機構法第 20 条

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条 6 項、第 35 条の 3  (✓) 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条  独立行政法人住宅金融支援機構法第 26 条  (✓) 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条  独立行政法人住宅金融支援機構法第 26 条</p>
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事）  ( ) 国の認可：  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画）  (✓) 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画）  (決算・財務諸表)  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表）  ( ) 国への届出：  (その他国の関与)  ( ) その他：</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p>( ) 法人税：  ( ) 固定資産税：  ( ) 登録免許税：  (✓) 印紙税：印紙税法第 5 条 別表第二</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制：  (✓) みなし公務員：独立行政法人住宅金融支援機構法第 12 条  (✓) 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条</p>

【沿革① 昭和 25 年 6 月 5 日 住宅金融公庫設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	住宅金融公庫		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・ 関係法案名 住宅金融公庫法		
	・ 国会提出年月日：S 25 年 4 月 4 日 ・ 法案成立年月日：S 25 年 5 月 1 日 ・ 法律公布年月日：S 25 年 5 月 6 日 ・ 法律施行年月日：S 25 年 5 月 6 日	法改正のパターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和 25 年 4 月 5 日・衆議院建設委員会） 申すまでもなく、わが国の住宅難はきわめて深刻であり、なかんずく都市の住宅難は終戦後四箇年半を経た今日においても依然として緩和されず、国民生活の安定上放置することを許さない状態にあり、これが解決は政府の最重要課題の一つとなっております。住宅の建設を促進し、全国民に必要最小限の住宅をすみやかに確保するためには、最近における住宅建設停滞の原因が、国民経済力の低下による長期低利資金の調達困難にある点にかんがみまして、住宅建設資金の供給に関し、国家において強力な施策を講ずる必要があるのであります。すなわち終戦後の異状な経済状況下におきましても、一部の高額所得者や資力の人なる人々は、自力をもって住宅を建設して参りましたが、住宅に困窮する国民大衆は、その所得あるいは資産中、住宅に投じ得る額はきわめて少額であつて、低家賃の貸家の供給あるいは長期低利資金の融通を受ける以外には、住宅を入手し得る道がないのであります。しかるに周知のごとく、これものいずれの方法も民間において求めることはほとんど不可能な状態でありまして、政府におきましては、これが対策として地方公共団体が公共事業として実施する賃貸住宅の建設経営事業に対して、国庫補助金を交付し、家賃の低下と建設戸数の増加をはかつて参りました。この公営賃貸住宅に対する助成対策とともに、国民大衆に対する長期低利の住宅資金の貸付につきまして、かねてその必要性を痛感しておつたのであります。今日いよいよこれを実現することとし、さきに提出いたしました予算案とともに、その実施に関する機構及び方法を定める法律案を提出いたしました次第であります。しかしてこの財政資金が真に住宅を必要とする人々に公正に融通され、かつ建設される住宅が適切な規模と質を有するとともに、貸付及び回収の事務が的確かつ能率的に処理されるかいは、住宅金融の実施に関する機構及び方法の適否にかかるところがきわめて大でありますので、政府においてはこの点につきましては各方面の意見を聞き、慎重に研究を重ねて来ました。すなわちその機構といたしましては資本		

	<p>金の全額を政府の出資にかかる公的な独立の金融機関として住宅金融公庫を設立し、事業の運営に民間企業の長所を取入れるとともに、その公共性にかんがみ、毎年度の予算は国会の議決を必要とし、役員任命、業務の運営等に関し、政府の監督を受けしめるようにいたしました。また資金の貸付の対象、建設される住宅の規模、貸付の限度及び条件、償還の方法等に関する基本的事項は法律に規定することにいたしました。なお、本公庫の機構はできるだけ簡素なものとする必要上、貸付の決定以外の貸付及び回収の業務は銀行その他の金融機関に委託するとともに、貸付金の使途を適正にし、建設される住宅の質の改善向上をはかるため、住宅の建設工事の審査及び指導を地方公共団体に委託することができるように措置いたしました。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

【沿革② 平成 19 年 4 月 1 日 独立行政法人住宅金融支援機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人住宅金融支援機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定) ・ 5 年以内に廃止する。また、住宅金融公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを行う新たな独立行政法人を設置する。		
関係法案等	<b>・ 関係法案名</b> 独立行政法人住宅金融支援機構法		
	・ 国会提出年月日：H17 年 2 月 8 日 ・ 法案成立年月日：H17 年 6 月 29 日 ・ 法律公布年月日：H17 年 7 月 6 日 ・ 法律施行年月日：H19 年 4 月 1 日	<b>法改正のパートナー分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由(平成 17 年 4 月 21 日・衆議院本会議) これまで住宅金融公庫は、住宅資金の直接供給を行うことにより、住宅不足の解消や居住水準の向上などの成果を上げてまいりました。しかしながら、今般の社会経済情勢の変化により、市場重視型の新たな住宅金融システムの構築が大きな課題となっております。 この法律案は、平成十三年十二月に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画等に基づき、住宅金融公庫を解散し、市場重視型の住宅金融システムに対応した独立行政法人住宅金融支援機構を設立するものでございます。 住宅金融支援機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援、補完するための業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、また、それらを効率的、合理的な執行体制により行うものでございます。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	(公庫の解散並びに権利及び義務の承継等) 附則第三条 住宅金融公庫(以下「公庫」という。)は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。 2 機構の成立の際現に公庫が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。 4 公庫の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、		

貸借対照表及び財産目録の作成等については、機構が従前の例により行うものとする。

- 5 附則第十条の規定による廃止前の住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号。以下「旧公庫法」という。）第二十三条第二項に規定する受託者たる金融機関（附則第十三条の規定による改正前の産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）第十条第一項の規定による委託を受けた金融機関を含む。）又は旧公庫法の規定による貸付けを受けた者に対する会計検査院の検査については、なお従前の例による。
- 6 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府から公庫に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものは、それぞれ、政府から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。（略）
- 7 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧公庫法第五条第三項の規定により旧公庫法第二十六条の二第一項第二号に掲げる債権譲受けの業務に関して設けられた基金に充てるべきものとして政府から出資された金額並びに旧公庫法第二十六条の三第二項及び第三項の規定により当該基金に組み入れられた金額の合計額のうち、第二十五条第一項の金利変動準備基金に充てるべきものとして主務大臣が定める金額は、金利変動準備基金に充てるべきものとして政府から機構に対し出資されたものとする。
- 8 第六項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 9 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 10 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

附則第四条 前条第一項の規定により機構が承継する旧公庫法第二十七条の三第一項又は第二項の住宅金融公庫債券に係る債務について政府がした旧公庫法第二十七条の四第一項又は第二項の規定による保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

附則第五条 公庫がこの法律の施行前に締結した貸付契約に係る貸付金その他の貸付けに係る事項については、なお従前の例による。

（財団法人公庫住宅融資保証協会からの引継ぎ）

附則第六条 昭和四十七年十一月二十九日に設立された財団法人公庫住宅融資保証協会（以下「保証協会」という。）は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構においてその権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、主務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があったときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、機構の成立の時に於いて機構に承継されるものとし、保証協会は、その時に於いて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により保証協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（業務の特例等）

附則第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 附則第三条第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

二 前条第三項の規定により、保証協会が債務保証契約を履行したことによって取得した求償権を機構が承継した場合において、当該求償権に基づく債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

三 当分の間、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二条第二項第二号ロ若しくはハ又は同法附則第三の規定による廃止前の年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）第十七条第一項第三号ロ若しくはハの規定により貸し付けられた資金に係る債権について、独立行政法人福祉医療機構から譲受けを行うこと。

四 当分の間、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定により貸し付けられた資金（沖縄振興開発金融公庫が平成十七年三月三十一日までに受理した申込みに係るものに限る。）に係る債務の保証又は福祉医療機構債権（前号に規定する債権であつて、同号の規定により譲り受けたものを除いたものをいう。次号において同じ。）に係る債務の保証を行うこと。

五 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定による委託に基づき、福祉医療機構債権の回収が終了するまでの間、福祉医療機構債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。

六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第六項の規定により読み替え

て適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、同法附則第四条第一項第四号に規定する債権（政令で定めるものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。

2 機構は、当分の間、第十三条及び前項に規定する業務のほか、旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び附則第十八条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。）の規定の例により、次の貸付けの業務を行うことができる。

一 公庫がこの法律の施行前に受理した申込みに係る資金の貸付け

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる貸付け

イ 旧公庫法第十七条第一項第四号に掲げる者が建設する住宅で当該住宅の建設について平成十七年三月三十一日までに公庫の承認を受けたものを購入する者に対する貸付け

ロ 旧公庫法第十七条第四項に規定する事業に係る計画について平成十七年三月三十一日までに公庫の承認を受けた者に対する貸付け

ハ 旧公庫法第十七条第十二項に規定する合理的土地利用耐火建築物等で当該合理的土地利用耐火建築物等の建設について平成十七年三月三十一日までに公庫の承認を受けたものを購入する者に対する貸付け

ニ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号。以下この号において「整備法」という。）第二条の規定による改正前の住宅金融公庫法第二十七条の三第四項、整備法第二条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十七条の三第四項若しくは整備法附則第四条第一項の規定により公庫が発行した住宅金融公庫住宅宅地債券（以下単に「住宅金融公庫住宅宅地債券」という。）を引き受けた者（その相続人を含む。以下「旧住宅宅地債券引受者」という。）又は次条の規定により当分の間発行することとされた住宅金融支援機構住宅宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）であってその一定割合以上を所有しているものに対する貸付け

ホ 整備法附則第六条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十条（整備法附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定により日本郵政公社があっせんするものに対する貸付け

3 機構は、前項の規定により貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権に係る貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等を当該貸付けに係る債務の弁済に充当す



る業務を行うことができる。

- 4 機構は、前三項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。
- 5 機構は、第一項第一号及び第二項（第一号に係る部分に限る。）に規定する業務（附則第十六条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の規定による貸付けに係るものを除き、公庫が平成十七年三月三十一日までに申込みを受理した資金の貸付けに係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務（以下これらの業務を「既往債権管理業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「既往債権管理勘定」という。）を設けて整理しなければならない。
- 6 機構が第一項から第四項までに規定する業務を行う場合には、第十五条第一項、第十八条第一項及び第三十五条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第七条第一項から第四項まで」と、第十六条第一項中「除く。）」とあるのは「除く。）」及び附則第七条第一項から第四項まで」と、第十七条第三号中「業務及び」とあるのは「業務（附則第七条第一項第一号及び第二項（第一号に係る部分に限る。）に規定する業務で附則第十六条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の規定による貸付けに係るものを含む。）及び」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第七条第五項に規定する既往債権管理業務」と、第十九条第一項中「第二号」とあるのは「第二号並びに附則第七条第一項（第五号及び第六号を除く。）から第三項まで」と、第二十一条中「という。）」により」とあるのは「という。）」若しくは附則第七条第一項第三号の業務により」と、第二十二条中「第二項第一号」とあるのは「第二項第一号若しくは附則第七条第一項第一号若しくは第三号若しくは第二項」とする。
- 7 機構は、既往債権管理勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたとき（附則第九条第二項の規定による交付金の交付を受けた場合にあっては、同条第三項の規定による整理を行った後なお利益があるとき）は、通則法第四十四条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額のうち主務大臣の承認を受けた金額を積立金として整理するものとする。
- 8 機構は、前項に規定する残余の額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 9 機構は、既往債権管理勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第七項又は通則法第四十四条第二項の規定による整理を行った後、第七項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における同項に規

定する積立金として整理することができる。

- 10 主務大臣は、第七項又は前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、主務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 11 機構は、第九項に規定する第七項の規定による積立金の額に相当する金額から第九項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 12 第七項から前項までの規定に定めるもののほか、既往債権管理勘定に係る納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
- 13 既往債権管理勘定に属する債務のうち、政府が平成十七年三月三十一日までに公庫に貸し付けた資金に係る債務で主務大臣が財務大臣と協議して定めるものの償還期限は、平成二十四年三月三十一日までの間において主務大臣が財務大臣と協議して定める日とする。
- 14 機構は、既往債権管理業務を終えたときは、遅滞なく、既往債権管理勘定を廃止するものとし、その廃止の際現に既往債権管理勘定に所属する権利及び義務を第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定に帰属させるものとする。
- 15 機構は、前項の規定により、既往債権管理勘定を廃止する場合において、その際既往債権管理勘定に属する資産の価額が既往債権管理勘定に属する負債の金額を上回るときは、その差額に相当する金額の全部又は一部を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。
- 16 第十四項の規定による既往債権管理勘定の廃止の時ににおいて、政府から機構に対し既往債権管理業務に充てるべきものとして出資された額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとする。

(住宅金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

附則第十一条 次に掲げる債券は、第十九条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券又は同条第三項の規定による財形住宅債券とみなす。

一 旧公庫法第二十七条の三第一項又は第二項の規定により公庫が発行した住宅金融公庫債券（当該債券に係る債権が旧公庫法第二十七条の五の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）

二 旧公庫法第二十七条の三第三項の規定により公庫が発行した住宅金融公庫財形住宅債券

三 住宅金融公庫住宅宅地債券

(処分、手續等に関する経過措置)

附則第十二条 旧公庫法（第十一条を除く。）の規定によりした処分、手續その他の行為は、通則法又はこの法律の相当の規定によりした処分、手續その他の

	行為とみなす。
--	---------

【沿革③ 平成 27 年 4 月 1 日 中期目標管理法に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人住宅金融支援機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定） 「各法人等について講ずべき措置」		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人通則法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 2 月 12 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H27 年 4 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由説明（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会） 独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法人として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法人は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこと		

	<p>としております。また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員に義務及び責任を明らかにすることとしております。第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法人及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

85. 国立研究開発法人国立環境研究所

法人概要

【独立行政法人】

法人名	国立研究開発法人 国立環境研究所												
所在地	茨城県つくば市小野川 16-2												
設立根拠法	独立行政法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号）												
所管府省	環境省総合環境政策局総務課												
設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和 49 年 3 月 15 日 環境庁国立公害研究所 ②平成 2 年 7 月 1 日 環境庁国立環境研究所 ③平成 13 年 1 月 6 日 環境省国立環境研究所 ④平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人国立環境研究所 ⑤平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人へ移行												
事業目的	国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究（水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。）を行うこと。 二 環境の保全に関する国内及び国外の情報（水俣病に関するものを除く。）の収集、整理及び提供を行うこと。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>36,793</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>16,683</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>14,911</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>24,012</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：273 名			区分	平成 28 年度	資本金	36,793	収入	16,683	支出	14,911	正味財産	24,012
区分	平成 28 年度												
資本金	36,793												
収入	16,683												
支出	14,911												
正味財産	24,012												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input checked="" type="checkbox"/> 交付金 : 独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input type="checkbox"/> 監督・命令 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 第 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 独立行政法人通則法第 64 条
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命 : 独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項 (長、監事) <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 20 条 5 項 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 35 条の 5 第 1 項 (中長期計画) <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 独立行政法人通則法第 35 条の 6 で準用する第 31 条第 1 項 (年度計画) <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 独立行政法人通則法第 38 条 (財務諸表) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法 別表第二 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法 別表第二
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 独立行政法人国立環境研空所法第 10 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法

【① 昭和 49 年 3 月 環境庁国立公害研究所設立】

法人類型	附属機関		
法人名	環境庁設置法（昭和 46 年法律第 88 号）		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	国立公害研究所設立準備委員会報告書（昭和 48 年 3 月）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> S 46 年 2 月 25 日 <b>・法案成立年月日：</b> S 46 年 5 月 24 日 <b>・法律公布年月日：</b> S 46 年 5 月 31 日 <b>・法律施行年月日：</b> S 49 年 3 月 15 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 46 年 3 月 10 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>国民の健康で文化的な生活を確保するために、公害を防止し、環境の保全をはかることは現下の緊要な課題であり、文化国家、福祉国家の完成への試金石でもあります。政府もかねてからこの点を重視し、さきの臨時国会において関係法制の抜本的な整備をはかるとともに、これに引き続き、今国会に提出した予算案等においても公害防止を重点的施策として取り上げ、公害防止施策の拡充整備の裏づけとなる財政、金融、税制面について格段の配慮を払っているところであります。今回の環境庁の設置の構想は、このような環境問題に取り組む政府の基本姿勢を確立し、今後この問題に思い切って効果的に対処できる行政機構の整備をはかろうとするものであります。</p> <p>まず、環境庁設置にあたっての基本的な考え方について申し上げます。</p> <p>第一に、今回新設しようとする環境庁においては、公害の防止にとどまらず、広く自然環境の保護及び整備を含む環境保全に関するすべての問題をその行政の対象とすることにしております。公害の防止や自然環境の保護及び整備の問題の重要性にかんがみ、これらをばらばらにではなく全体として総合的に取り上げることが重要であると考えられますので、公害防止対策とあわせて自然公園行政等の自然保護施策をもその対象に含めることとしているのであります。</p> <p>第二に、これまで関係各省庁に分散していた各種基準の設定、監視測定取り締まり等の公害規制に関する権限をすべて環境庁に集中して行政の一元化をはかることとしているのであります。従来公害規制の権限が多くの省庁に分かれているため、責任の所在が不明確となり、その実施面でも統一性を欠き、不徹底となるおそれがある等の批判がありました点を改善し、今後公害行政を強力に推進することをねらったものであります。</p> <p>もともと、下水道、廃油処理施設その他公害防止施設の整備などの問題は、関係各省の行政と密接に関連しているために、その事業の実施は従来どおり関係各省の所管</p>		



としておりますが、環境庁は、現在の公害対策本部の機能を承継拡充して、広く、環境保全に関する基本的な政策の企画、立案、推進や予算面の調整を含む強力な総合調整機能を持つこととしておりますので、各省が一体となり、十分総合的、効果的な施策を推進していけるものと考えております。

第三に、公害の防止に関する科学的な調査、研究の重要性にかんがみ、国立公害研究所を設け、従来必ずしも十分でなかった公害の人の健康及び生活環境に及ぼす影響の研究その他公害の防止に関する調査、研究等を行なうこととしております。

次に、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一に、環境庁の所掌事務及び権限については、一般的事項として、環境の保全に関する基本的な政策の企画、立案及び推進、関係行政機関の環境の保全に関する事務の総合調整、関係行政機関の公害の防止並びに自然環境の保護及び整備に関する経費の見積もり方針の調整等を行ない、特にこれらに関する試験研究費などについては、環境庁に予算を一括計上し、これを適切な計画に従って関係各省に配分する方法を採用するなど、その総合調整機能の強化をはかっております。

また、自然環境の保護及び整備に関する事項としては、自然公園法の施行、国立公園の公園事業の執行、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の施行等の事務を行なうこととしております。

さらに、公害の防止に関する事項としては、公害防止計画の基本方針の指示及び計画の承認その他公害対策基本法に基づく内閣総理大臣の権限の行使につき内閣総理大臣を補佐するとともに、環境基準の設定に関する事務を行ない、さらに大気汚染防止法、水質汚濁防止法その他の公害の防止に関する諸法律の施行、公害防止事業団の監督の事務などを行なうこととしております。

第二に、環境庁の長は、環境庁長官とし、国務大臣をもって充てることとしております。環境庁長官は、環境の保全をはかるため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出及び説明を求め、さらに重要事項について勧告を行なう権限を有するほか特に内閣総理大臣に対し、内閣法第六条に基づく措置がとられるよう意見具申ができることとしております。

第三に、環境庁の内部部局として、長官官房のほか、企画調整局、自然保護局、大気保全局及び水質保全局の四局を置くこととしております。

第四に、環境庁に附属機関として、国立公害研究所及び公害研修所並びに中央公害対策審議会、自然公園審議会及び中央鳥獣審議会の三審議会を置くこととしております。

第五に、環境庁の設置に伴い、内閣法及び各省庁設置法の改正その他関係法律の整理を行なうこととしております。

	<p>最後に、環境庁は、昭和四十六年七月一日から発足するよう措置しておりますが、国立公害研究所及び公害研修所については、準備の都合上、一定の期間その設置をおくらせることとしております。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

【② 平成2年7月1日 環境庁国立環境研究所に改組】

法人類型	附属機関		
法人名	国立環境研究所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「昭和60（1985）年度における組織及び事務・事業の見直しの実施について」（総務庁通達）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 環境庁組織令の一部を改正する政令（平成2年6月27日政令177号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> <b>・法案成立年月日：</b> <b>・法律公布年月日：</b> <b>・法律施行年月日：</b>	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>環境庁長官答弁（平成2年6月13日・参議院環境特別委員会）</p> <p>篠崎委員の環境に関しての大変御理解のあるいろいろの御質問を受けまして、また人員の足らざるところとかいろいろ御指摘を受けますと、環境庁といたしましては、国民の御理解も得なくちゃいかぬ、御自覚もしていただかなくちゃいかぬ、そういう意味で環境教育といえますか環境倫理といえますか、そういう点についても、今後とも地方自治体を初めあるいは文部省関係の学校にも、子供にも私は環境教育をするようお願いをして、そしてまた先ほど政府委員が答えましたが、この環境週間の中で国民の中に大きくこれをPRし御理解をしていただかなくちゃいかぬ。それがやはり環境を一步一步よくすることになっていくと思っております。</p> <p>そんな思いを込めまして環境庁といたしましては、政府の効率簡素化ということで人員は少のうございりますが、先ほど官房長が答えましたように、大臣以下全員本当に一生懸命にこの環境問題に積極的に取り組みまして、また環境庁といたしましては今後地球環境部を設置すると同時に国立公害研究所を国立環境研究所に再編いたしますとともに、今後とも環境行政に積極的に取り組んでまいりたい、このように思っております。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【④ 平成 13 年 4 月 1 日 独立行政法人国立環境研究所立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人国立環境研究所		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日 ・法案成立年月日：H11 年 12 月 14 日 ・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日</p>	<p>法改正の パターン分類</p>	<p>( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>（略）</p> <p>次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究</p>		

所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。

第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。

第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。

この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。

以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。

**業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋**

附則第二条 研究所の成立の際現に環境省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の相当の職員となるものとする。

第三条 研究所の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、研究所の成立の日において引き続き研究所の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、研究所の成立の日の前日において環境大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（研究所の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第四条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、研究所の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、研究所の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第五条 研究所の成立の際、第十条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、研究所の成立の時において研究所が承継する。

2 前項の規定により研究所が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から研究所に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、研

究所の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、研究所の成立の時ににおいて現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを研究所に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

【沿革⑤ 平成 27 年 4 月 1 日 国立研究開発法人へ移行】

法人類型	独立行政法人（国立研究開発法人）		
法人名	国立研究開発法人国立環境研究所		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（平成 26 年法律第 66 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H26 年 4 月 15 日 ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日 ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日 ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日</p>	法改正の パターン分類	<p>（ ）新規立法 （<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 26 年 5 月 9 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p> <p>以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。</p> <p>第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。</p> <p>第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主</p>		



務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

—

86. 独立行政法人環境再生保全機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 環境再生保全機構		
所在地	神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー		
設立根拠法	独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）		
所管府省	環境省総合環境政策局総務課		
設立年月日	平成16年4月1日	民間法人化年月日	—
沿革	①昭和63年3月 公害健康被害補償予防協会 ②平成4年10月1日 環境事業団 ③平成16年4月1日		
事業目的	独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	一 公害に係る健康被害の補償に関する次に掲げる業務を行うこと。 イ ばい煙発生施設等設置者（公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号。以下この項及び第十一条において「補償法」という。）第五十二条第一項のばい煙発生施設等設置者をいう。）及び特定施設等設置者（補償法第六十二条第一項の特定施設等設置者をいう。）からの汚染負荷量賦課金（補償法第五十二条第一項の汚染負荷量賦課金をいう。）及び特定賦課金（補償法第六十二条第一項の特定賦課金をいう。）の徴収 ロ 補償法第十三条第二項の規定による支払 ハ 補償法第四十八条の規定による納付金の納付 ニ 補償法第六十八条に規定する業務を行うこと。 三 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であって次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。 イ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。）による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの		

- ロ 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの
- ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの
- 四 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。
- 五 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。以下同じ。）の処理を確実かつ適正に行うことができると認められるものとして環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用で環境省令で定める範囲のものにつき助成金の交付を行うこと。
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条の五第三項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の管理を行うこと。
- 七 石綿による健康被害の救済に関する次に掲げる業務を行うこと。
- イ 認定（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第四条第一項の認定（その更新及び取消しを含む。）及び第二十二条第一項の認定をいう。）
- ロ 救済給付（石綿健康被害救済法第三条の救済給付をいう。）の支給
- ハ 特別事業主（石綿健康被害救済法第四十七条第一項の特別事業主をいう。）からの特別拠出金（同項の特別拠出金をいう。）の徴収
- 八 大学、国立研究開発法人（通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人をいう。）その他の研究機関の能力を活用して行うことによりその効果的な実施を図ることができる環境の保全に関する研究及び技術開発を行うこと。
- 九 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 十 環境の保全に関する研究及び技術開発に関し、助成金の交付を行うこと。
- 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項に規定する業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うことができる。

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	15,955
	収入	56,717
	支出	53,989
	正味財産	83,232
	職員数：144名	
補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金：公害健康被害の補償等に関する法律第 51 条 <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 32 条第 6 項、第 35 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 30 条（中期計画） <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 31 条第 1 項（年度計画） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法 別表第二 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法 別表第二	
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人環境再生保全機構法第 9 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条	

【沿革① 昭和 63 年 3 月 公害健康被害補償予防協会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	公害健康被害補償予防協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> S62 年 2 月 13 日 <b>・法案成立年月日：</b> S62 年 9 月 18 日 <b>・法律公布年月日：</b> S62 年 9 月 26 日 <b>・法律施行年月日：</b> S63 年 3 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 62 年 8 月 18 日・衆議院環境委員会）</p> <p>公害健康被害補償制度は、相当範囲にわたる著しい大気汚染または水質汚濁の影響により健康が損なわれた人々に対して、その迅速かつ公正な保護を図るため、汚染原因者の負担に基づき、各種補償給付の支給等を実施し、これにより公害健康被害者の救済に大きな役割を果たしてきたところであります。</p> <p>ところで、我が国の大気汚染の状況を見ると、硫黄酸化物による汚染は改善される一方、窒素酸化物及び大気中粒子状物質による汚染は、近年やや改善が見られるものの、長期的には、ほぼ横ばいで推移するなどその態様に変化が見られております。</p> <p>このため、中央公害対策審議会において、昭和五十八年十一月以来、近年の大気汚染の態様の変化、その健康への影響に関する科学的知見等を踏まえ、検討が進められた結果、昨年十月、公害健康被害補償法の第一種地域のあり方について答申が取りまとめられたところであります。</p> <p>この答申は、現在の大気汚染の状況のもとでは、新規に患者を認定し、大気汚染の原因者の負担に基づき個人に対する補償を行うことは、民事責任を踏まえた本制度の趣旨を逸脱することとなるため、現行の第一種地域をすべて解除することが相当であり、今後は個人に対する個別の補償を行うのではなく、総合的な環境保健施策を推進することが適当であるとしております。</p> <p>今回の改正は、本制度をより公正で合理的なものとするため、中央公害対策審議会の答申を踏まえ、第一種地域の指定がすべて解除された場合に対応できるように、所要の改正を行うものであります。</p> <p>次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。</p> <p>第一は、法律の題名及び目的の改正であります。</p>		

現行の法律は、大気汚染または水質汚濁の影響による健康被害についての補償を行い、被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としておりますが、今回新たに大気汚染の影響による健康被害の予防のために必要な事業を実施し、健康の確保を図ることとしているため、法律の題名を公害健康被害の補償等に関する法律に改め、あわせて目的について同様の趣旨をつけ加えております。

第二は、費用負担に関する規定の整備であります。

これは、第一種地域の指定がすべて解除された場合においても、指定解除前に認定を受けた既被認定者に対する補償を継続することができるように、その費用負担の仕組みを汚染原因者負担の観点から整備するものであります。

具体的には、第一種地域の指定解除前のばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収することとし、賦課金の額については、指定解除前の排出量を基本に、指定解除後の排出量をも勘案して算定することとしております。

第三は、公害健康被害補償協会の業務等に関する改正であります。

現在の大気汚染の状況に応じて、今後は、総合的な環境保健施策を推進することとしておりますが、このため、公害健康被害補償協会の業務に、大気汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究等の実施及び地方公共団体に対する助成に関する業務を新たに加えております。あわせて、協会の名称も公害健康被害補償予防協会に改めることとしております。

協会が助成する地方公共団体の事業としては、健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練、施設整備等を定めております。

また、これらの事業に必要な費用をその運用によって賄うため、大気汚染の原因者等から拠出される拠出金を財源として、基金を設けることとしております。

なお、基金が積み上がるまでの間は、協会は、拠出金の一部を事業費に充てることとすることとともに、政府は、協会に対して、基金に関する財政上の措置を講ずることができることとしております。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

—

【沿革② 平成4年10月1日 環境事業団に業務追加】

法人類型	特殊法人		
法人名	環境事業団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成4年法律39号）		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H4年2月12日 <b>・法案成立年月日</b> ：H4年4月24日 <b>・法律公布年月日</b> ：H4年5月6日 <b>・法律施行年月日</b> ：H4年10月1日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成4年2月6日・衆議院環境委員会）</p> <p>公害防止事業団は、昭和四十年の発足以来、産業集中地域における産業公害を防止するため、工場、事業場の移転及び公害防止施設の設置等を促進するための建設譲渡業務と融資業務等を実施し、公害防止対策の推進に寄与してきたところであり、昭和六十二年には、法律改正により、産業公害のみならず都市の大気汚染等の都市・生活型公害にも対応するため、都市における大気汚染対策緑地の建設譲渡業務、合併処理浄化槽の設置に必要な資金の融資業務の追加等を行ったところであり、</p> <p>しかしながら、近年の経済社会の変化に伴い、増大する産業廃棄物の適正な処理の促進が喫緊の課題となっており、また、有害化学物質による地下水汚染等の新たな課題に加え、地球環境問題への取り組みが求められております。さらに、自然との触れ合い。求める国民のニーズの高まりにこたえることが必要となっております。</p> <p>この法律案は、これら環境行政の主要課題の変化に対応するため、公害防止事業団を環境事業団に改組するとともに、その業務の追加等を行い、時代の要請に応じた新たな業務の展開を図るものであります。</p> <p>次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。</p> <p>第一は、公害防止事業団の目的の改正及び名称の変更であります。</p> <p>現行の法律では、公害防止事業団は公害の防止に必要な業務の実施を目的としておりますが、今回新たに自然環境の保護及び整備に必要な業務並びに開発途上にある海外の地域における環境の保全に資する情報等を提供する業務を行うこととし、このため、目的について所要の改正を行い、あわせてこれらの業務にふさわしい環境事業団へと名称を変更するものであります。</p> <p>第二は、公害防止事業団の業務の改正であります。</p>		

	<p>公害防止事業団の現行の業務を見直し、新たに、産業廃棄物の広域的処理等のため、産業廃棄物の最終処分場等を建設しまたはこれとあわせてその周辺または跡地に緑地を整備し譲渡する業務、及び国立・国定公園の利用の拠点となる地区に、自然公園の保護と健全な利用に資する公園施設を一体的に整備し譲渡する業務を加えることとしております。また、地下水汚染防止等の事業に必要な資金の貸し付けを融資業務の対象に加えるほか、事業団が業務に関して蓄積してきた情報等で開発途土地域の環境の保全に資するものを提供する業務を新たに行うこととしております。</p> <p>以上のほか、新規業務の追加に伴い、その一部の業務について厚生大臣を主務大臣として追加する等の主務大臣の規定の整備その他名称変更に伴う所要の改正等を行うこととしております。</p>
<p><b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b></p>	<p>附則第二条 公害防止事業団は、この法律の施行の時に於いて、環境事業団となるものとする。</p>



【沿革③ 平成 16 年 4 月 1 日 独立行政法人環境再生保全機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人環境再生保全機構		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、(✓) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等改革基本法及び特殊法人等整理合理化計画		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）		
	・国会提出年月日：H15 年 2 月 14 日 ・法案成立年月日：H15 年 5 月 9 日 ・法律公布年月日：H15 年 5 月 16 日 ・法律施行年月日：H16 年 4 月 1 日	<b>法改正の                  ターン分類</b>	( ) 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 15 年 3 月 25 日・衆議院環境委員会） 環境省所管の特殊法人である公害健康被害補償予防協会及び環境事業団につきましては、特殊法人等改革基本法及び特殊法人等整理合理化計画に基づき、所要の業務、組織の見直しを行うこととしております。この法律案は、その一環として、公害健康被害補償予防協会が行っている公害健康被害の補償等の業務、環境事業団が行っている地球環境基金による民間団体への助成等の業務について、これらの業務の公正かつ確実な実施を期するため、独立行政法人通則法に基づいて独立行政法人環境再生保全機構を設立し、これらの業務を行わせることとするものであります。 次に、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。 第一に、本独立行政法人の名称、目的及び業務の内容であります。本独立行政法人は、名称を独立行政法人環境再生保全機構とすることとし、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、最終処分場の維持管理積立金の管理等の業務を行うこととし、これらの業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とすることとしております。 第二に、本独立行政法人の資本金、役員及び職員、公害健康被害予防基金、地球環境基金等の設置及び運用、本独立行政法人に係る主務大臣等、法人の財務及び運営に関する事項を定めることとしております。 第三に、公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の解散、本独立行政法人の設立に当たっての経過措置、本独立行政法人が行う業務の特例等につき所要の規定を置くこととしております。		
業務、財産、 職員身分等の	<b>附則第三条</b> 公害健康被害補償予防協会（以下「協会」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により		

<p><b>継承規定抜粋</b></p>	<p>国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。</p> <p>2 機構の成立の際現に協会が有する権利（附則第十八条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「旧補償法」という。）第九十八条の二第二項に規定する基金に係る経理に属する資産に限る。）のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 協会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。</p> <p>5 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（第一号から第三号までに掲げる金額があるときは当該金額を控除した金額とし、第四号に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。</p> <p>一 旧補償法第九十八条の二第二項に規定するその他の経理において旧補償法第九十五条第一項の規定により積立金として整理されている金額</p> <p>二 旧補償法第九十八条の二第二項に規定する基金に係る経理において旧補償法第九十五条第一項の規定により積立金として整理されている金額に相当する金額のうち環境大臣が財務大臣と協議して定める金額</p> <p>三 旧補償法第九十八条の二第一項の基金（以下「旧公害健康被害予防基金」という。）に対し大気汚染物質排出施設設置者等から抛出された金額</p> <p>四 第一号に規定する経理において旧補償法第九十五条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額</p> <p>6 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>8 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧補償法第九十八条の二第二項に規定するその他の経理において積立金又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、第十二条に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。</p> <p>9 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第五項第二号に掲げる金額を、第十二条に規定する公害健康被害補償予防業務に係る勘定に属する積立金として整理するものとする。</p> <p>10 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、旧公害健康</p>
----------------------	--

被害予防基金に充てるべきものとして政府から出資された金額（第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。）に相当する金額は、機構の成立に際し、第十四条第一項の公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府から機構に対し出資されたものとする。

11 第一項の規定により機構が協会の権利及び義務を承継したときは、旧公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額に相当する金額は、機構の成立に際し、第十四条第一項の公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出されたものとする。

12 第一項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

**第四条** 環境事業団（以下「事業団」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時ににおいて機構及び日本環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が承継する。

2 事業団の解散の際現に事業団が有する権利のうち、機構及び会社はその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、事業団の解散の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。

一 機構 事業団が有する権利及び義務のうち次号に掲げるもの以外のもの

二 会社 附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法（附則第二条の規定による改正後の環境事業団法をいう。以下「旧事業団法」という。）第十八条第一項第六号、第九号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る権利及び義務

5 第一項の承継計画書は、事業団が、政令で定める基準に従って作成して環境大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、機構及び会社が従前の例により行うものとする。

7 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額（次項の規定により積立金として整理される金額があるときは当該金額

及び第十二項の規定により機構に対し出えんされたものとされる金額の合計額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定により繰越欠損金として整理される金額があるときは当該金額を加算した金額とする。) から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

- 8 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の承継計画書において定めるところに従い機構が旧事業団法第二十五条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額（環境大臣が財務大臣に協議して定める金額を除く。以下この条において同じ。）が負債の金額を超えるときは、その差額に相当する額については附則第七条第二項に規定する承継勘定に属する積立金として、旧事業団法第二十五条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定から承継する資産の価額が負債の金額を下回るときは、その差額に相当する額については附則第七条第二項に規定する承継勘定に属する繰越欠損金として、それぞれ整理するものとする。
- 9 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- 11 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、旧事業団法第三十七条第一項の地球環境基金（以下「旧地球環境基金」という。）に充てるべきものとして政府から出資された金額（第二項の規定により国が承継することとされた資産のうち、旧地球環境基金に充てるべきものとして政府から出資されたものに相当する金額を除く。）に相当する金額は、機構の成立に際し、第十五条第一項の地球環境基金に充てるべきものとして政府から機構に対し出資されたものとする。
- 12 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、旧地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額に相当する金額は、機構の成立に際し、第十五条第一項の地球環境基金に充てることを条件として政府以外の者から機構に対し出えんされたものとする。
- 13 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧事業団法第三十五条第一項のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の総額に相当する金額を、第十六条第一項のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に充てるものとする。
- 14 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における附則第二十二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の六第一項の維持管理積立金の総額に相当する金額を、第十条第一項第六号の維持管理積立金に充てるものとする。
- 15 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政

令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五条 前条第一項の規定により機構が承継する旧事業団法第二十七条第一項の規定による事業団の長期借入金に係る債務について政府がした旧事業団法第二十八条の規定による保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 旧事業団法第二十七条第一項の規定により事業団が発行した環境事業団債券は、附則第八条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による債券とみなす。

87. 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構

法人概要

【独立行政法人】

法人名	独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構（行政執行法人）		
所在地	東京都港区三田三丁目13番12号 三田MTビル		
設立根拠法	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年法律第217号）		
所管府省	防衛省地方協力局労務管理課		
設立年月日	平成14年4月1日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①平成12年4月1日 地方自治法改正により、従来機関委任事務とされてきた駐留軍等労働者管理事務を廃止（平成12、13年度は経過措置として法定受託事務として地方公共団体が実施）</p> <p>②平成14年4月1日 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構設立</p> <p>③平成27年4月1日 行政執行法人に移行</p>		
事業目的	<p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等及び諸機関（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第二十五号に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下この条において同じ。）のために労務に服する者（第十条第一項において「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施（次に掲げるものを除く。）に関する業務を行うこと。</p> <p>イ 労働契約の締結</p> <p>ロ 昇格その他の人事の決定</p> <p>二 駐留軍等労働者の給与の支給（次に掲げるものを除く。）に関する業務を行うこと。</p> <p>イ 額の決定</p> <p>ロ 給与の支払</p> <p>三 駐留軍等労働者の福利厚生の実施（次に掲げるものを除く。）に関する業務を行うこと。</p> <p>イ 法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項</p> <p>ロ 宿舎に供される行政財産の管理</p> <p>ハ 表彰（永年勤続に係るものに限る。）</p> <p>四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>849</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>3,093</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>3,038</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>884</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	849	収入	3,093	支出	3,038	正味財産	884
	区分	平成 28 年度									
	資本金	849									
	収入	3,093									
支出	3,038										
正味財産	884										
職員数：325 名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：独立行政法人通則法第 46 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：独立行政法人通則法第 35 条の 12 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：独立行政法人通則法第 64 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：独立行政法人通則法第 64 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：独立行政法人通則法第 20 条 1 項、2 項（長、監事） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：独立行政法人通則法第 20 条 5 項（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 35 条の 10 第 1 項（事業計画） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：独立行政法人通則法第 38 条第 1 項（財務諸表） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項 別表第一 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条 1 項 別表第二 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条 2 号 別表第二										
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員：独立行政法人通則法第 51 条により公務員の身分を有する <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 1 条										

【沿革① 平成12年4月1日 地方自治法改正により、従来機関委任事務とされてきた駐留軍等労働者管理廃止】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労働管理機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）</p> <p>第2 独立行政法人化関連</p> <p>1. (2)</p> <p>① 駐留軍等労働者の労働管理等事務については、平成14年4月に独立行政法人に移行することとする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名</p> <p>「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権推進法）」（平成11年法律第87号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11年5月13日</p> <p>・法案成立年月日：H11年7月16日</p> <p>・法律公布年月日：H11年12月22日</p> <p>・法律施行年月日：H12年4月1日</p>	<p>法改正のパートナー分類</p>	<p>( ) 新規立法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成11年5月18日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>地方分権の推進は、二十一世紀を迎えるに当たって新しい時代にふさわしい我が国の基本的な行政システムを構築しようとするものであります。</p> <p>これまでの行政システムは、全国的統一性、公平性を重視したものであり、我が国の近代化、第二次大戦後の復興や経済成長を達成するために一定の効果を発揮してきたものであります。今日においては、国民の意識や価値観も大きく変化し、生活の質の向上や個性的で多様性に富んだ国民生活の実現に資するシステムの構築が強く求められています。</p> <p>このためには、国は本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねること並びに地方公共団体の自主性及び自立性が十分発揮されるようにすることを基本とする国と地方の新しいシステムに転換する必要があります。</p> <p>このような趣旨は、既に平成五年六月に衆参両院において行われた地方分権の推進に関する決議において明らかにされております。これを受けて制定された地方分権推進法に基づいて地方分権推進委員会の勧告が行われ、昨年五月、政府として地方分権推進計画を作成し、国会に報告したところであります。</p>		



この法律案は、地方分権推進計画を踏まえ、さらに地方分権を推進する観点から検討を進め、地方自治法を初めとする関係法律四百七十五件について、必要な改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案を提案する理由について御説明いたします。

各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、かつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る等のため、機関委任事務制度の廃止及びこれに伴う地方公共団体の事務区分の再構成、国の関与等の縮減、権限移譲の推進、必置規制の整理合理化、地方公共団体の行政体制の整備確立等を行い、もって地方分権を推進する必要があります。

これがこの法律案を提案する理由であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、国と地方公共団体との関係について、新しい関係を築くため、都道府県知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる仕組みである機関委任事務制度を廃止することとしております。これに伴い、地方公共団体に対する国の包括的な指揮監督権等、機関委任事務に係る根幹的な制度を定める地方自治法の改正を行うとともに、個々の機関委任事務を定めている関係法律の改正を行い、地方公共団体が処理する事務を自治事務と法定受託事務とに区分することとしております。

また、機関委任事務制度を前提として成り立ってきた地方事務官制度は、これに伴い、廃止することとし、地方事務官が従事することとされている事務については、厚生事務官及び労働事務官が行うこととし、そのため、国の地方出先機関を再編することとしております。

第二に、法定主義の原則、一般法主義の原則、公正、透明の原則に基づき、地方公共団体に対する国または都道府県の関与の見直し、整備を行うこととしております。このため、地方自治法において、関与に係る基本原則、新たな事務区分ごとの関与の基本類型、関与の手續及び関与に係る係争処理手續を定めるとともに、個々の法律における関与は基本類型に沿った必要最小限のものにするべく所要の改正を行うこととしております。

第三に、国の権限を都道府県に、また、都道府県の権限を市町村に移譲するため、関係法律において所要の改正を行うこととしております。これに関連して、地方自治法等の改正により、二十万以上の人口規模を有する市を当該市からの申し出に基づき指定することにより、権限をまとめて移譲する特例市制度を創設することとしております。

第四に、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化、効率化を進めるため、必置規制の廃止または緩和を行うこととしております。

	<p>第五に、市町村合併の推進、地方議会の活性化、中核市の指定要件の緩和等、地方公共団体の行財政能力の一層の向上と行政体制の整備確立を進めることとしております。</p> <p>この法律案は、以上のとおり、地方分権の推進を図るため、二十四府省庁・委員会、四百七十五法律にわたる改正を取りまとめたものであります。</p> <p>なお、これらの改正は、一部を除き平成十二年四月一日から施行することといたしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

【沿革② 平成 14 年 4 月 1 日 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」（平成 11 年 4 月 27 日閣議決定）</p> <p>第 2 独立行政法人化関連</p> <p>1. (2)</p> <p>① 駐留軍等労働者の労務管理等事務については、平成 14 年 4 月に独立行政法人に移行することとする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名</p> <p>独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11 年 11 月 8 日</p> <p>・法案成立年月日：H11 年 11 月 22 日</p> <p>・法律公布年月日：H11 年 12 月 22 日</p> <p>・法律施行年月日：H14 年 4 月 1 日</p>	<p>法改正の パターン分類</p>	<p>(✓) 新規立法</p> <p>( ) 既存法律の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 11 月 17 日・衆議院行政改革に関する特別委員会）</p> <p>ただいま議題となりました中央省庁等改革関係法施行法案並びに国立公文書館法の一部を改正する法律案など五十九件の独立行政法人個別法案及び独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案、すなわち省庁改革施行関連法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p> <p>(略)</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>(略)</p> <p>次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独</p>		

立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。

第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。

第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。

この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。

以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。

**業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋**

附則第二条 機構の成立の際現に内閣府の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、防衛施設庁長官が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の相当の職員となるものとする。

第三条 機構の成立の際現に前条に規定する政令で定める部局又は機関の職員である者のうち、機構の成立の日において引き続き機構の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、機構の成立の日の前日において内閣総理大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（機構の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第四条 機構の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第百八条の二第一項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、機構の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となったものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第五条 機構の成立の際、第十条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に於いて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

【③ 平成 27 年 4 月 1 日 行政執行法人に移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）            「各法人等について講ずべき措置」  <b>【駐留軍等労働者労務管理機構】</b>  <input type="checkbox"/> 単年度管理型の法人とする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名            独立行政法人通則法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H26 年 2 月 12 日            ・法案成立年月日：H26 年 6 月 6 日            ・法律公布年月日：H26 年 6 月 13 日            ・法律施行年月日：H27 年 4 月 1 日</p>	<p>法改正の            ターン分類</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規立法  <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正  <input type="checkbox"/> その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由説明（衆議院内閣委員会平成 26 年 5 月 9 日）</p> <p>独立行政法人制度については、その本来の趣旨にのっとり、主務大臣から指示される明確な目標のもと、独立行政法人が、自主性及び自律性を発揮した業務運営と適切な組織規律により、その期待される政策実施機能を最大限に発揮できるようにするとともに、肥大化防止、スリム化も図るため、法人の分類や目標、評価のあり方等にも踏み込んだ抜本的な改革を行うことが急務であります。</p> <p>このような観点から、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類を設け、各分類に則した目標管理の仕組みを導入するとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講ずるため、本法律案を提出する次第であります。</p> <p>以下、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、独立行政法人を事務及び事業の特性に照らし三つに分類し、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする法人を中期目標管理法として、我が国の科学技術水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする法人を国立研究開発法人として、また、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与のもとに事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする法人を行政執行法人として、それぞれ個別法で定めることとしております。</p> <p>第二に、独立行政法人の業務運営は各分類に応じ、中期目標管理法は三年から五年の中期的な目標管理によるものとし、国立研究開発法人は五年から七年の中長</p>		

期的な目標管理により、研究開発に関する審議会が業績評価等に関与するものとし、行政執行法人は単年度の目標管理によることとしております。

第三に、政策実施機関としての独立行政法人の役割が的確に果たされるよう、主務大臣による実効性、一貫性のある目標設定及び評価の仕組みとするため、これまで各府省に設けられていた評価委員会にかわり、主務大臣が法人の業績評価を行うこととしております。

また、総務大臣が目標設定及び業績評価に関する指針を策定することとし、このうち、研究開発の事務及び事業に関する指針案は総合科学技術・イノベーション会議が作成することとしております。この総務大臣が策定する指針に基づき、主務大臣は目標設定及び業績評価を行うこととしております。

第四に、総務省に第三者機関として独立行政法人評価制度委員会を設置し、中期目標の設定、中期目標期間の業績評価、中期目標期間の終了時の見直し内容について主務大臣に意見を述べることとしております。

第五に、独立行政法人の監事及び会計監査人は、法人の業務及び財産の調査を行うことができることを明確化し、その職務権限を強化するとともに、役員に損害賠償責任を導入するなど、役員義務及び責任を明らかにすることとしております。

第六に、独立行政法人に対する主務大臣の関与のあり方を見直し、中期目標管理法及び国立研究開発法人については業績評価の結果に基づく法人の業務運営の改善命令及び違法行為等の是正命令を、行政執行法人については特に必要があると認めるときにその業務に関し監督上必要な命令をすることができることとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

次に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法、国立研究開発法人、または行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行うものであります。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

—



## 第2部 特殊法人

### 1. 沖縄振興開発金融公庫

#### 法人概要

##### 【特殊法人】

法人名	沖縄振興開発金融公庫		
所在地	<本店> 沖縄県那覇市おもろまち 1-2-26		
設立根拠法	沖縄振興開発金融公庫法<昭和 47 年 5 月 13 日法律第 31 号>		
所管府省	内閣府沖縄振興局、財務省大臣官房政策金融課		
設立年月日	昭和 47 年 5 月 15 日	民間法人化年月日	
沿革	①昭和 47 年 5 月 沖縄振興開発公庫設立		
事業目的	<p>沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>沖縄公庫は、地域限定の政策金融機関として、本土における株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人福祉医療機構（社会福祉貸付を除く）の3機関に相当する業務に加え、沖縄の地域的な政策課題に応える独自制度、地域開発や事業再生を支援する出資及びベンチャー出資を一元的に取り扱っております。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 融資業務 産業開発資金、中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金、住宅資金、農林漁業資金、医療資金及び生活衛生資金の貸付</li> <li>2. 社債の取得業務 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金又は沖縄において事業を行う中小企業者の事業の振興に必要な長期資金の調達のために発行される社債の取得</li> <li>3. 債務の保証業務 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債務の保証</li> <li>4. 債権の譲受け業務 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債権の譲受け</li> <li>5. 出資業務</li> </ol>		

	<p>沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資</p> <p>6. 新事業創出促進出資業務          沖縄における新たな事業の創出を促進するものであって、沖縄の産業の振興に寄与する事業に必要な資金の出資</p> <p>7. 債務の株式化業務          経営不振に陥っているものの、再生の見込みがある企業に対する貸付金等（中小企業資金、生業資金、農林漁業資金、生活衛生資金に限る）の株式への振替え（D E S）</p> <p>8. 受託業務          独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務、独立行政法人勤労者退職金共済機構の審査回収業務及び独立行政法人福祉医療機構の旧年金資金運用基金の貸付債権の管理回収業務の受託</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">77,630</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">13,339</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">11,346</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">79,515</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：212名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	77,630	収入	13,339	支出	11,346	正味財産	79,515
区分	平成 28 年度										
資本金	77,630										
収入	13,339										
支出	11,346										
正味財産	79,515										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :          ( ) 交付金 :          ( ) 委託費 :          (✓) 政府貸付：沖縄振興開発金融公庫法第 26 条 1 項          (✓) 政府保証：沖縄振興開発金融公庫法第 27 条の 2</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令：沖縄振興開発金融公庫法第 32 条          (✓) 報告徴収：沖縄振興開発金融公庫法第 33 条 1 項          (✓) 立入検査：沖縄振興開発金融公庫法第 33 条、第 33 条の 2</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>(✓) 大臣任命：沖縄振興開発金融公庫法第 10 条（長、監事）          (✓) 国の認可：沖縄振興開発金融公庫法第 10 条 2 項（副理事長・理事の任命、解任）          ( ) 国への届出：</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p>(予算・事業計画)          (✓) 国会承認：沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律第 4 条 2 項</p>										

	<p>(✓) 国の認可 : 沖縄振興開発金融公庫法第 23 条 (事業計画及び資金計画)、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律第 14 条 1 項・第 16 条 1 項 (予算の流用及び予備費使用)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律第 18 条 2 項</p> <p>(✓) 国への届出 : 沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律第 19 条 1 項</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>(✓) その他 : 沖縄振興開発金融公庫法第 26 条 2 (財形住宅貸付資金借入)、同第 26 条 5 (寄託金受入)、同第 27 条 (公庫債権等発行) の認可</p>
<p>税の取扱 (優遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条 別表第一</p> <p>( ) 固定資産税 :</p> <p>(✓) 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条 別表第二</p> <p>(✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表第二</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(✓) みなし公務員 : 沖縄振興開発金融公庫法第 17 条、同第 20 条 3 項</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条 別表第二</p>

【沿革① 昭和 47 年 5 月 沖縄振興開発金融公庫設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	沖縄振興開発金融公庫		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 沖縄振興開発金融公庫法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S46 年 10 月 16 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S47 年 5 月 12 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S47 年 5 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S47 年 5 月 13 日	<b>法改正のパ ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 46 年 11 月 16 日・衆議院大蔵委員会）</p> <p>わが国民多年の悲願である沖縄の祖国復帰がいよいよ明年に実現する運びとなったことは国をあげての喜びであります。沖縄はさきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖縄県民十余万のとうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続き二十六年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間沖縄百万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至ってまいりました。祖国復帰が現実のものとなったいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもって事に当たるべきであると考えます。祖国復帰というこの歴史的大事業の達成にあたっては、各般の復帰諸施策をすみやかに樹立し、かつ沖縄県の将来についての長期的な展望を明らかにして、県民の方々が喜んで復帰の日を迎え得るような体制を早急に整えることこそ、政府に課せられた最大の責務であります。以上のような観点に立って、政府は、種々の施策を講ずることによりありますが、復帰後の沖縄における経済の発展、社会の開発を促進するためには、現在、本土において政策金融機関が行なっているそれぞれの業務を一元的に、かつ沖縄のみを対象として行なう強力な政策金融機関が不可欠と考えられますので、沖縄の各界各層の方々の意見を取り入れ、琉球政府と十分な調整を行ない、ここに沖縄振興開発金融公庫を設立することにした次第であります。以上が、本法案を提案した理由であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第 4 条（琉球開発金融公社等からの権利義務の承継）</p> <p>・公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務</p>		

	は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。
--	-------------------------------

## 2. 沖縄科学技術大学院大学学園

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	沖縄科学技術大学院大学学園												
所在地	沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919-1												
設立根拠法	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年 7 月 10 日法律第 76 号）												
所管府省	内閣府沖縄振興局総務課												
設立年月日	平成 23 年 11 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①平成 17 年 9 月 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構 ②平成 23 年 11 月 沖縄科学技術大学院大学学園												
事業目的	沖縄において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 103 条に規定する大学として沖縄科学技術大学院大学を設置し、当該大学において国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 沖縄科学技術大学院大学を設置し、これを運営すること。</li> <li>2. 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助を行うこと。</li> <li>3. 学園以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の学園以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。</li> <li>4. 沖縄科学技術大学院大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。</li> <li>5. 科学技術に関する研究集会の開催その他の研究者の交流を促進するための業務を行うこと。</li> <li>6. 1～5の業務に附帯する業務を行うこと。</li> <li>7. 学園は、経営内容に関する情報の公開を徹底することにより、業務の運営における透明性を確保するよう努めなければならない。</li> </ol>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>24,318</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>2,045</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>2,040</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>33,459</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：2,700 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金	24,318	収入	2,045	支出	2,040	正味財産	33,459
区分	平成 28 年度												
資本金	24,318												
収入	2,045												
支出	2,040												
正味財産	33,459												
補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金：沖縄科学技術大学院大学学園法第 8 条 <input type="checkbox"/> 交付金：												

	<input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 同第 15 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 同第 14 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 同第 14 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 同第 7 条 3 項 (監事選任) <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 同第 9 条 <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 同第 12 条 2 項 <b>(その他国の関与)</b> <input checked="" type="checkbox"/> その他 : 同第 10 条 (資金借入)、同第 11 条 (重要財産譲渡) の認可
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 別表第二 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 : 地方税法第 348 条 9 項 <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条 1 項 別表第三 <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 1 条 別表第二

【沿革① 平成 17 年 9 月 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法		
	・国会提出年月日：H17 年 2 月 8 日 ・法案成立年月日：H17 年 3 月 31 日 ・法律公布年月日：H17 年 4 月 1 日 ・法律施行年月日：H17 年 4 月 1 日	法改正の パターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の 一部改正 ( ) その他
提案理由説 明抜粋	提案理由（平成 17 年 3 月 15 日・衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会） 沖縄振興については、自立型経済の構築等を目指し、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画に基づき事業を推進しているところであり、この沖縄振興計画では、二十一世紀の沖縄の振興のみならず世界の科学技術の発展にも貢献することを目指し、世界に開かれた、我が国の大学のあり方のモデルとなるような、世界最高水準の自然科学系の大学院大学を核として、科学技術の集積を図ることとされております。この大学院大学のあり方について、ノーベル賞受賞者を中心とした国内外の著名な科学者により検討が行われてきましたが、このたび、こうした検討結果を踏まえ、この大学院大学の開学を目指し沖縄における研究基盤の整備等を進める主体となる独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構を設立することとし、そのための所要の措置を講ずるため、ここに本法律案を提出申し上げる次第であります。		
業務、財 産、職員身 分等の継承 規定抜粋	附則第 2 条（権利義務の継承等） ・機構の成立の際、業務の準備に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に於いて機構が承継する。		



【沿革② 平成 23 年 11 月 沖縄科学技術大学院大学学園設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	沖縄科学技術大学院大学学園		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
關議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 沖縄科学技術大学院大学学園法		
	・国会提出年月日：H21 年 3 月 3 日 ・法案成立年月日：H21 年 7 月 3 日 ・法律公布年月日：H21 年 7 月 10 日 ・法律施行年月日：H23 年 11 月 1 日	法改正のパ ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の 一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 21 年 5 月 28 日・衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会） 沖縄振興については、自立型経済の構築等を目指し、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画に基づき事業を推進しているところであり、この沖縄振興計画では、二十一世紀の沖縄の振興に貢献するとともに、ひいては世界の科学技術の発展にも貢献することを目指し、世界最高水準の自然科学系の大学院大学を核として、研究所、民間企業等の集積を図るものとされております。この大学院大学については、平成十七年度に設立された独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構により、先行的に研究事業を進めるとともに、恩納村に新しい施設を整備してまいりました。また、大学院大学のあり方については、ノーベル賞受賞者を中心とした内外の著名な科学者により検討が行われるなど、開学に向けた準備も進められてまいりました。こうした取り組みを踏まえ、このたび、平成二十四年度までの開学を目指すこととし、そのための所要の措置を講ずるため、ここに本法律案を提出申し上げる次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第 3 条（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の解散等） ・独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「機構」という。）は、この法律の規定による学園の成立の時において解散するものとし、次項の規定により各出資者に分配される財産及び第三項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において学園が承継する。		

### 3. 日本電信電話株式会社

#### 法人概要

##### 【特殊法人】

法人名	日本電信電話株式会社		
所在地	東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア イーストタワー		
設立根拠法	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年12月25日法律第85号）		
所管府省	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課		
設立年月日	昭和60年4月1日	民間法人化年月日	
沿革	①昭和60年4月 日本電信電話株式会社 ②平成11年7月 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に再編成		
事業目的	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること、地域会社に対し必要な助言、あっせんその他の援助を行うこと、電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと及びこれらに附帯する業務を営むほか、総務省令の定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出てその目的を達成するために必要な業務を営むことができる。		
財務情報等	(単位：百万円)		
	区分	平成28年度	
	資本金	937,950	
	収入（営業収益）	11,391,016	
	支出（営業費用）	9,851,200	
	正味財産	21,250,325	
	職員数：2,700名		
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：		

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令 : 日本電信電話株式会社等に関する法律第 15 条 1 項、第 16 条 1 項  (✓) 報告徴収 : 同法第 17 条  (✓) 立入検査 :</p>
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>( ) 大臣任命 :  (✓) 国の認可 : 同法第 10 条 2 項 (取締役、監事を選任・解任)  ( ) 国への届出 :</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 同法第 12 条  ( ) 国への届出 :  (決算・財務諸表)  ( ) 国会承認 :  ( ) 国の認可 :  (✓) 国への届出 : 同法第 13 条  (その他国の関与)  (✓) その他 : 同法第 4 条 2 項 (株式引受者募集、株式交換)、同第 11 条 1 項 (定款変更、合併・分割・解散・剰余金処分決議) の認可</p>
<p>税の取扱 (優遇措置)</p>	<p>( ) 法人税 :  ( ) 固定資産税 :  ( ) 登録免許税 :  ( ) 印紙税 :</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>(✓) 外資規制 : 同法第 6 条 1 項  ( ) みなし公務員 :  ( ) 情報公開 :</p>

【沿革① 昭和 60 年 4 月 日本電信電話株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本電信電話株式会社		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本電信電話株式会社等に関する法律		
	・国会提出年月日：S 59 年 4 月 10 日 ・法案成立年月日：S 59 年 12 月 20 日 ・法律公布年月日：S 59 年 12 月 25 日 ・法律施行年月日：S 59 年 12 月 25 日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の 一部改正 ( ) その他
提案理由説 明抜粋	提案理由（昭和 59 年 5 月 10 日・衆議院本会議） この法律案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図ろうとするものであります。		
業務、財 産、職員身 分等の継承 規定抜粋	附則第 4 条（公社の解散等） ・公社は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて会社が承継する。 第 5 条（権利及び義務の承継に伴う経過措置） ・前条第一項の規定により会社が承継する公社の電信電話債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該電信電話債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る電信電話債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。 附則第 6 条（職員に関する経過措置） ・会社の成立の際現に公社の職員である者は、会社の成立の時に会社の職員となるものとする。		

【沿革② 平成 11 年 7 月 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社に再編成】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本電信電話株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H9年3月14日 <b>・法案成立年月日</b> ：H9年6月12日 <b>・法律公布年月日</b> ：H9年6月20日 <b>・法律施行年月日</b> ：H11年7月11日	<b>法改正の パターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の 一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由平成9年5月8日・衆議院通信委員会) この法律案は、日本電信電話株式会社を日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び長距離会社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、日本電信電話株式会社の国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信役務に対する多様な需要への対応が可能となるようにする等の改正を行おうとするものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承 規定抜粋	附則第2条1項（日本電信電話会社の再編成） ・国は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）を設立し、それぞれ、日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）が営んでいる国内電気通信業務のうちこの法律による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項第一号に規定する地域電気通信業務に該当する業務を、各地域会社に引き継がせるものとする。 附則第7条（事業等の承継） ・地域会社はその成立の時に、長距離会社はこの法律の施行の時に、それぞれ、承継計画において定めるところに従い、承継計画において定められた事業並びに当該事業に係る権利及び義務を、会社から承継する。		

#### 4. 東日本電信電話株式会社

##### 法人概要

###### 【特殊法人】

法人名	東日本電信電話株式会社												
所在地	東京都新宿区西新宿 3-19-2												
設立根拠法	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年 12 月 25 日法律第 85 号）												
所管府省	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課												
設立年月日	平成 11 年 7 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①昭和 60 年 4 月 日本電信電話株式会社 ②平成 11 年 7 月 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に再編成												
事業目的	地域電気通信事業を営営することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	東日本地域（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県）において行う地域電気通信業務及びこれに附帯する業務を営むほか、総務大臣の認可を受けて、会社の目的を達成するために必要な業務、西日本地域において行う地域電気通信業務（県内通信に係る電話、専用、総合デジタル通信などの電気通信サービス）、東日本地域における地域電気通信業務及びこれに附帯する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>335,000</td> </tr> <tr> <td>収入(営業収益)</td> <td>1,672,200</td> </tr> <tr> <td>支出(営業費用)</td> <td>1,483,100</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>2,286,457</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：4,850 名			区分	平成 28 年度	資本金	335,000	収入(営業収益)	1,672,200	支出(営業費用)	1,483,100	正味財産	2,286,457
区分	平成 28 年度												
資本金	335,000												
収入(営業収益)	1,672,200												
支出(営業費用)	1,483,100												
正味財産	2,286,457												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : ( ) 交付金 : ( ) 委託費 : ( ) 政府貸付 : ( ) 政府保証 :												

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：日本電信電話株式会社等に関する法律第 15 条 1 項、第 16 条 1 項  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：同第 17 条  <input type="checkbox"/> 立入検査：</p>
<p>役員の選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 大臣任命：  <input type="checkbox"/> 国の認可：  <input type="checkbox"/> 国への届出：</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認：  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：同第 12 条  <input type="checkbox"/> 国への届出：  <b>(決算・財務諸表)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認：  <input type="checkbox"/> 国の認可：  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：同第 13 条  <b>(その他国の関与)</b>  <input checked="" type="checkbox"/> その他：同第 5 条 2 項（新株募集）、同第 11 条 1 項（定款変更、合併・分割・解散・剰余金処分決議）、同第 14 条（重要設備譲渡）の認可</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p><input type="checkbox"/> 法人税：  <input type="checkbox"/> 固定資産税：  <input type="checkbox"/> 登録免許税：  <input type="checkbox"/> 印紙税：</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制：  <input type="checkbox"/> みなし公務員：  <input type="checkbox"/> 情報公開：</p>

【沿革① 昭和 60 年 4 月 東日本電信電話株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	東日本電信電話株式会社		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 日本電信電話株式会社等に関する法律		
	・国会提出年月日：S 59 年 4 月 10 日 ・法案成立年月日：S 59 年 12 月 20 日 ・法律公布年月日：S 59 年 12 月 25 日 ・法律施行年月日：S 59 年 12 月 25 日	法改正の パターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の 一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 59 年 5 月 10 日・衆議院本会議） この法律案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図ろうとするものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承 規定抜粋	附則第 4 条（公社の解散等） ・公社は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて会社が承継する。 第 5 条（権利及び義務の承継に伴う経過措置） ・前条第一項の規定により会社が承継する公社の電信電話債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該電信電話債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る電信電話債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。 附則第 6 条（職員に関する経過措置） ・会社の成立の際現に公社の職員である者は、会社の成立の時に会社の職員となるものとする。		



【沿革② 平成 11 年 7 月 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社に再編成】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本電信電話株式会社		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H9年3月14日 <b>・法案成立年月日</b> ：H9年6月12日 <b>・法律公布年月日</b> ：H9年6月20日 <b>・法律施行年月日</b> ：H11年7月11日	<b>法改正のパ ター ン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由平成9年5月8日・衆議院通信委員会) この法律案は、日本電信電話株式会社を日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び長距離会社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、日本電信電話株式会社の国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信役務に対する多様な需要への対応が可能となるようにする等の改正を行おうとするものであります。		
業務、財産、 職員身分等 の継承規定 抜粋	附則第2条1項（日本電信電話会社の再編成） ・国は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）を設立し、それぞれ、日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）が営んでいる国内電気通信業務のうちこの法律による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項第一号に規定する地域電気通信業務に該当する業務を、各地域会社に引き継がせるものとする。 附則第7条（事業等の承継） ・地域会社はその成立の時に、長距離会社はこの法律の施行の時に、それぞれ、承継計画において定めるところに従い、承継計画において定められた事業並びに当該事業に係る権利及び義務を、会社から承継する。		

## 5. 西日本電信電話株式会社

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	西日本電信電話株式会社												
所在地	大阪府大阪市中心区馬場町3-15												
設立根拠法	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年12月25日法律第85号）												
所管府省	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課												
設立年月日	平成11年7月1日	民間法人化年月日											
沿革	①昭和60年4月 日本電信電話株式会社 ②平成11年7月 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社に再編成												
事業目的	地域電気通信事業を営むことを目的とする。												
主な事務・事業の内容	西日本地域（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県および沖縄県）において行う地域電気通信業務（県内通信に係る電話、専用、総合デジタル通信などの電気通信サービス）及びこれに附帯する業務を営むほか、その他会社の目的を達成するために必要な業務、西日本地域における地域電気通信業務及びこれに附帯する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。												
財務情報等	（単位：百万円） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>312,000</td> </tr> <tr> <td>収入（営業収益）</td> <td>1,325,585</td> </tr> <tr> <td>支出（営業費用）</td> <td>1,242,485</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>1,579,353</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：4,400名			区分	平成28年度	資本金	312,000	収入（営業収益）	1,325,585	支出（営業費用）	1,242,485	正味財産	1,579,353
区分	平成28年度												
資本金	312,000												
収入（営業収益）	1,325,585												
支出（営業費用）	1,242,485												
正味財産	1,579,353												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金： ( ) 交付金： ( ) 委託費： ( ) 政府貸付： ( ) 政府保証：												

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：日本電信電話株式会社等に関する法律第 15 条 1 項、第 16 条 1 項  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：同第 17 条  <input type="checkbox"/> 立入検査：</p>
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 大臣任命：  <input type="checkbox"/> 国の認可：  <input type="checkbox"/> 国への届出：</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認：  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：同第 12 条  <input type="checkbox"/> 国への届出：  <b>(決算・財務諸表)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認：  <input type="checkbox"/> 国の認可：  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：同第 13 条  <b>(その他国の関与)</b>  <input checked="" type="checkbox"/> その他：同第 5 条 2 項（新株募集）、同第 11 条 1 項（定款変更、合併・分割・解散・剰余金処分決議）、同第 14 条（重要設備の譲渡）の認可</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p><input type="checkbox"/> 法人税：  <input type="checkbox"/> 固定資産税：  <input type="checkbox"/> 登録免許税：  <input type="checkbox"/> 印紙税：</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制：  <input type="checkbox"/> みなし公務員：  <input type="checkbox"/> 情報公開：</p>

【沿革① 昭和 60 年 4 月 西日本電信電話株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	西日本電信電話株式会社		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 日本電信電話株式会社等に関する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：S 59 年 4 月 10 日 ・法案成立年月日：S 59 年 12 月 20 日 ・法律公布年月日：S 59 年 12 月 25 日 ・法律施行年月日：S 59 年 12 月 25 日</p>	法改正の パターン分類	<p>(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の 一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 59 年 5 月 10 日・衆議院本会議） この法律案は、今後における社会経済の進展及び電気通信分野における技術革新等に対処するため、日本電信電話公社を改組して日本電信電話株式会社を設立し、事業の公共性に留意しつつ、その経営の一層の効率化、活性化を図ろうとするものであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第 4 条（公社の解散等） ・公社は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて会社が承継する。</p> <p>第 5 条（権利及び義務の承継に伴う経過措置） ・前条第一項の規定により会社が承継する公社の電信電話債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該電信電話債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る電信電話債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。</p> <p>附則第 6 条（職員に関する経過措置） ・会社の成立の際現に公社の職員である者は、会社の成立の時に会社の職員となるものとする。</p>		

【沿革② 平成 11 年 7 月 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・テイ・テイ・コミュニケーションズ株式会社に再編成】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本電信電話株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H9年3月14日 <b>・法案成立年月日</b> ：H9年6月12日 <b>・法律公布年月日</b> ：H9年6月20日 <b>・法律施行年月日</b> ：H11年7月11日	<b>法改正のパ ター ン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由平成9年5月8日・衆議院通信委員会) この法律案は、日本電信電話株式会社を日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び長距離会社に再編成し、公正有効競争の促進を図るとともに、日本電信電話株式会社の国際通信業務への進出を実現することにより、国民の電気通信役務に対する多様な需要への対応が可能となるようにする等の改正を行おうとするものであります。		
業務、財産、 職員身分等 の継承規定 抜粋	附則第2条1項（日本電信電話会社の再編成） ・国は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）を設立し、それぞれ、日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）が営んでいる国内電気通信業務のうちこの法律による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第三項第一号に規定する地域電気通信業務に該当する業務を、各地域会社に引き継がせるものとする。 附則第7条（事業等の承継） ・地域会社はその成立の時に、長距離会社はこの法律の施行の時に、それぞれ、承継計画において定めるところに従い、承継計画において定められた事業並びに当該事業に係る権利及び義務を、会社から承継する。		

## 6. 日本放送協会

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	日本放送協会		
所在地	東京都渋谷区神南 2-2-1		
設立根拠法	放送法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 132 号）		
所管府省	総務省情報流通行政局放送政策課		
設立年月日	昭和 25 年 6 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	①昭和 25 年 6 月 1 日 特殊法人日本放送協会設立（社団法人日本放送協会を解散）		
事業目的	<p>協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。</p> <p>イ 中波放送 ロ 超短波放送 ハ テレビジョン放送</p> <p>二 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。</p> <p>三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。</p> <p>四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。</p> <p>五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。</p> <p>2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。</p> <p>二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。</p>		

- 三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。
- 四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること。
- 五 テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を放送事業者に提供すること。
- 六 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。
- 七 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。
- 八 委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。
- 3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。
  - 一 協会の保有する施設又は設備（協会がその所有する土地についてした信託の終了により取得したものを含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。
  - 二 委託により、放送番組等を制作する業務その他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。
- 4 協会は、前三項の業務を行うに当たっては、営利を目的としてはならない。
- 5 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。
- 6 協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に関係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同号の業務による成果は、できる限り一般の利用に供しなければならない。
- 7 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たっては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。
- 8 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 9 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法
  - 二 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項
  - 三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項
  - 四 その他総務省令で定める事項
- 10 総務大臣は、前項の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。
- 一 第十五条の目的の達成に資するものであること。
  - 二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。
  - 三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。
  - 四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと。
- 五 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 六 第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。）の利益を不当に害するものでないこと。
- 11 総務大臣は、第九項の実施基準が、前項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、協会に対し、期限を定めて、その実施基準を変更すべき旨の勧告をすることができる。
- 12 総務大臣は、協会が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、第九項の規定による認可を取り消すことができる。
- 13 協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他の事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 14 協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 15 協会は、基幹放送の受信用機器又はその部品を認定し、基幹放送の受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目であつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。



財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	なし
	収入	707,300
	支出	679,300
	正味財産	716,195
	職員数：10,273 人	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input checked="" type="checkbox"/> 委託費：放送法第 20 条 2 項 8 号 <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：放送法第 127 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：放送法第 115 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：放送法第 115 条	
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：放送法第 31 条（経営委員） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input checked="" type="checkbox"/> 国会承認：放送法第 70 条 2 項（予算、事業計画） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：放送法第 171 条（収支決算書） <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input type="checkbox"/> 印紙税：	
その他公共性、公益性に起因する	<input checked="" type="checkbox"/> 外資規制：放送法第 116 条 <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：	

規制や国の 関与	
-------------	--

【沿革① 昭和 25 年 6 月 1 日 特殊法人日本放送協会設立（社団法人日本放送協会を解散）】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本放送協会		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 放送法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 132 号）		
	・国会提出年月日：S24 年 12 月 22 日 ・法案成立年月日：S25 年 4 月 24 日 ・法律公布年月日：S25 年 5 月 2 日 ・法律施行年月日：S25 年 6 月 1 日	法改正の パターン 分類	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 24 年 12 月 24 日・参議院電気通信委員会） 放送を含む電波行政の現在の基本法である無線電信法は、大正四年に施行せられたものでありますので、放送を始め科学技術の進歩に伴い電波を利用する分野が拡大した今日におきましては、十分に規律の目的を達しているとは申せない次第であります。特に放送に関しましては、この不備を補うと共に国民全体のための放送とするために、現在の日本放送協会を改組すると同時に、その事業の独占を排除することが社会の要望するところとなつて参りました。次に、日本国憲法の施行によりまして、国民主権に基く法律による行政を確立いたしますためには、無線電信法は行政官庁に対する授權の範囲が広きに過ぎ、国民の権利及び自由を十分に保障しているものと申すことができません。又、電波が国境をこえた文化的手段でありますことから、その利用には高度の国際協力を必要といたしますが、このための国際電気通信條約に我が国も本年加入いたしました結果、この條約の要求を満すように国内法制を整備する必要がございます。更に、無線電信法の性格そのものにつきましても、現在電気通信省で行なっております公衆通信事業の事業経営の準則と見られる規定が、監督行政の規定と共に包含せられて居りますので、行政を事業から分離し別個の法体系とすることが合理的であると申せます。同時に、主管の行政官庁も、事業官庁である電気通信省から分離すると共に、その組織を民主化することが行政の公正を期する上に必要となつて参ります。 以下要しまするに、電波の公平且つ能率的な利用を確保し公共の福祉を増進するため、及び放送が公共の福祉に適合して行われ且つその健全な発達を図るために、電波法案及び放送法案並びに電波管理委員会設置法案をここに提出いたす次第であります。		
業務、財産、職員身分等の	—		

繼承規定抜粋	
--------	--

## 7. 日本郵政株式会社

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	日本郵政株式会社												
所在地	東京都千代田区霞が関 1-3-2												
設立根拠法	日本郵政株式会社法（昭和 17 年 10 月 21 日法律第 98 号）												
所管府省	総務省情報流通行政局郵政行政部企画課												
設立年月日	平成 18 年 1 月 23 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①平成 13 年 1 月 6 日 郵政事業庁設立 ②平成 15 年 4 月 1 日 日本郵政公社に移行 ③平成 18 年 1 月 23 日 日本郵政株式会社設立												
事業目的	日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とする。												
主な事務・事業の内容	会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。 一 日本郵便株式会社が発行する株式の引受け及び保有 二 日本郵便株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保 三 前二号に掲げるもののほか、日本郵便株式会社の株主としての権利の行使 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務 2 会社は、前項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を行うことができる。												
財務情報等	（単位：百万円） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>3,500,000</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>768,300</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>768,300</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>8,057,856</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：2,761 人			区分	平成 28 年度	資本金	3,500,000	収入	768,300	支出	768,300	正味財産	8,057,856
区分	平成 28 年度												
資本金	3,500,000												
収入	768,300												
支出	768,300												
正味財産	8,057,856												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : ( ) 交付金 : ( ) 委託費 : ( ) 政府貸付 : ( ) 政府保証 :												

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：日本郵政株式会社法第 13 条  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：日本郵政株式会社法第 14 条 1 項  <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：日本郵政株式会社法第 14 条</p>
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 大臣任命：  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：日本郵政株式会社法第 9 条（取締役、監査役）  <input type="checkbox"/> 国への届出：</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認：  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：日本郵政株式会社法第 10 条（事業計画）  <input type="checkbox"/> 国への届出：  <b>(決算・財務諸表)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認：  <input type="checkbox"/> 国の認可：  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：日本郵政株式会社法第 12 条（財務諸表）  <b>(その他国の関与)</b>  <input type="checkbox"/> その他：</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p><input type="checkbox"/> 法人税：  <input type="checkbox"/> 固定資産税：  <input type="checkbox"/> 登録免許税：  <input type="checkbox"/> 印紙税：</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制：  <input type="checkbox"/> みなし公務員：  <input type="checkbox"/> 情報公開：</p>

【沿革① 平成 13 年 1 月 6 日 郵政事業庁設立】

法人類型	総務省外局		
法人名	郵政事業庁		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 郵政事業庁設置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 92 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11 年 4 月 28 日 ・法案成立年月日：H11 年 7 月 8 日 ・法律公布年月日：H11 年 7 月 16 日 ・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日</p>	法改正の パターン 分類	<p>(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 5 月 18 日・衆議院本会議）</p> <p>本法律案は、さきに国会で成立した中央省庁等改革基本法にのっとりて立案したものであります。</p> <p>提案理由の第一は、内閣機能の強化であります。政治主導の強化であります。主権者である国民の信託に基づいて国会が指名する内閣総理大臣及び内閣総理大臣が任命する国務大臣並びにこれら大臣により構成される内閣が、それぞれ国政全体及び行政各部を実際にリードする環境を整備するものであります。内閣総理大臣のリーダーシップの強化、副大臣等の導入、内閣府の設置等を通じ、選挙により国民の意思が反映される政治の主導が強化され、憲法に定められた国民主権の理念を一層実現するものであります。</p> <p>提案理由の第二は、府省の再編成と行政の整合性の確保であります。いわゆる縦割り行政の弊害を排し、その時々々の政策課題に柔軟かつ整合的に対応できるように、行政の目的である任務を基軸として、府省を大きくくり再編成することとしております。あわせて、各省等設置法の権限規定を廃止しております。また、新たに編成された府省間で互いの政策を協議する政策調整の制度を設けることといたしております。</p> <p>提案理由の第三は、行政のスリム化であります。府省の再編成にあわせて機能を削減し、行政の事務の減量化を行うこととしております。</p> <p>提案理由の第四は、行政の透明化及び効率化であります。国の機関の独立行政法人化を行うこと等により、行政の透明化及び効率化を図ることといたしております。</p> <p>これらの改革を実施するために、内閣法その他の法律に所要の改正を加えるとともに、新府省の任務及び所掌事務並びに組織を規定するための設置法を定め、また、独立行政法人制度の基本となる共通の事項等を規定するための通則法を定める必要があります。</p>		
業務、財産、	—		

職員身分等の 継承規定抜粋	
------------------	--



【沿革② 平成 15 年 4 月 1 日 日本郵政公社に移行】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本郵政公社		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本郵政公社法（平成 14 年 7 月 31 日法律第 97 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H14 年 4 月 26 日 <b>・法案成立年月日：</b> H14 年 7 月 24 日 <b>・法律公布年月日：</b> H14 年 7 月 31 日 <b>・法律施行年月日：</b> H15 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 14 年 5 月 21 日・衆議院本会議） この法律案は、中央省庁等改革基本法第三十三条第一項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、日本郵政公社を設立するものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革③ 平成 18 年 1 月 23 日 日本郵政株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本郵政株式会社		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	郵政民営化の基本方針（平成 16 年 9 月 10 日閣議決定） ・平成 19 年に日本郵政公社を民営化し、移行期を経て、最終的な民営化を実現する。		
関係法案等	・関係法案名 日本郵政株式会社法（平成 17 年 10 月 21 律第 98 号）		
	・国会提出年月日：H17 年 9 月 26 日 ・法案成立年月日：H17 年 10 月 14 日 ・法律公布年月日：H17 年 10 月 21 日 ・法律施行年月日：H19 年 10 月 1 日	法改正の パターン 分類	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 17 年 10 月 6 日・衆議院郵政民営化に関する特別委員会）</p> <p>このたび、政府から提出いたしました郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の六法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。</p> <p>郵政民営化は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、内外の社会経済情勢の変化に即応し、日本郵政公社（以下「公社」と申し上げます。）にかわる新たな体制を確立するものであり、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、その機能を引き継ぐ新たな株式会社を設立するとともに、一定の期間、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずるものであります。これにより、経営の自主性、創造性及び効率性を高め、公正かつ自由な競争を促進するとともに、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上、資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。この郵政民営化を実現するため、これら六法案を提出するものであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第二条（業務の特例）</p> <p>・会社は、平成二十四年九月三十日までの間、第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 次に掲げる施設の譲渡又は廃止</p> <p>イ 承継計画（郵政民営化法第百六十六条第一項に規定する承継計画をいう。ロにおいて同じ。）において定めるところに従い会社が承継した郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。ロにおいて</p>		

「整備法」という。) 第二条の規定による廃止前の郵便貯金法 (昭和二十二年法律第四百四十四号) 第四条第一項の施設

ロ 承継計画において定めるところに従い会社が承継した整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法 (昭和二十四年法律第六十八号) 第一百一条第一項の施設

二 前号イ又はロに掲げる施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管理

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うに当たっては、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないように特に配慮しなければならない。

附則第三条 (政府保有の株式の処分)

・政府は、その保有する会社の株式 (第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式を除く。) については、できる限り早期に処分するよう努めるものとする。

## 8. 日本郵便株式会社

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	日本郵便株式会社		
所在地	東京都千代田区霞が関 1-3-2		
設立根拠法	日本郵便株式会社法（昭和 17 年 10 月 21 日法律第 100 号）		
所管府省	総務省情報流通行政局郵政行政部企画課		
設立年月日	平成 19 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①平成 13 年 1 月 6 日 郵政事業庁設立</p> <p>②平成 15 年 4 月 1 日 日本郵政公社（①の後身）</p> <p>③平成 19 年 10 月 1 日 郵便事業株式会社（②の後身）</p> <p>④平成 19 年 10 月 1 日 郵便局株式会社設立（③と統合）</p> <p>⑤平成 24 年 10 月 1 日 日本郵便株式会社に移行</p>		
事業目的	日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。		
主な事務・事業の内容	<p>会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務</p> <p>二 銀行窓口業務</p> <p>三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使</p> <p>四 保険窓口業務</p> <p>五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使</p> <p>六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき</p> <p>七 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行</p>		

	<p>二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。</p> <p>4 会社は、第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>5 第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所属保険会社等の事務の代行を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">400,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">5,581,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">5,581,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">542,553</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">職員数：195,242 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	400,000	収入	5,581,400	支出	5,581,400	正味財産	542,553
区分	平成 28 年度										
資本金	400,000										
収入	5,581,400										
支出	5,581,400										
正味財産	542,553										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 委託費 : 日本郵便株式会社法第 4 条 6 項</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令 : 日本郵便株式会社法第 15 条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収 : 日本郵便株式会社法第 16 条 1 項</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査 : 日本郵便株式会社法第 16 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命 :</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>( ) 国への届出 :</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 日本郵便株式会社法第 10 条 (事業計画)</p>										

	<input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：日本郵便株式会社法第 13 条（財務諸表） <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優 遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：

【沿革① 平成 13 年 1 月 6 日 郵政事業庁設立】

法人類型	総務省外局		
法人名	郵政事業庁		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 郵政事業庁設置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 92 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11 年 4 月 28 日</p> <p>・法案成立年月日：H11 年 7 月 8 日</p> <p>・法律公布年月日：H11 年 7 月 16 日</p> <p>・法律施行年月日：H13 年 1 月 6 日</p>	法改正の パターン 分類	<p>(✓) 新規立法</p> <p>( ) 既存法律の一部改正</p> <p>( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 11 年 5 月 18 日・衆議院本会議）</p> <p>本法律案は、さきに国会で成立した中央省庁等改革基本法にのっとりて立案したものであります。</p> <p>提案理由の第一は、内閣機能の強化であります。政治主導の強化であります。主権者である国民の信託に基づいて国会が指名する内閣総理大臣及び内閣総理大臣が任命する国務大臣並びにこれら大臣により構成される内閣が、それぞれ国政全体及び行政各部を実際にリードする環境を整備するものであります。内閣総理大臣のリーダーシップの強化、副大臣等の導入、内閣府の設置等を通じ、選挙により国民の意思が反映される政治の主導が強化され、憲法に定められた国民主権の理念を一層実現するものであります。</p> <p>提案理由の第二は、府省の再編成と行政の整合性の確保であります。いわゆる縦割り行政の弊害を排し、その時々々の政策課題に柔軟かつ整合的に対応できるように、行政の目的である任務を基軸として、府省を大きくくり再編成することとしております。あわせて、各省等設置法の権限規定を廃止しております。また、新たに編成された府省間で互いの政策を協議する政策調整の制度を設けることといたしております。</p> <p>提案理由の第三は、行政のスリム化であります。府省の再編成にあわせて機能を削減し、行政の事務の減量化を行うこととしております。</p> <p>提案理由の第四は、行政の透明化及び効率化であります。国の機関の独立行政法人化を行うこと等により、行政の透明化及び効率化を図ることとしております。</p> <p>これらの改革を実施するために、内閣法その他の法律に所要の改正を加えるとともに、新府省の任務及び所掌事務並びに組織を規定するための設置法を定め、また、独立行政法人制度の基本となる共通の事項等を規定するための通則法を定める必要があります。</p>		
業務、財産、	—		

職員身分等の 継承規定抜粋	
------------------	--



【沿革② 平成 15 年 4 月 1 日 日本郵政公社 (①の後身)】

法人類型	公社		
法人名	日本郵政公社		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本郵政公社法 (平成 14 年 7 月 31 日法律第 97 号)		
	・国会提出年月日：H14 年 4 月 26 日 ・法案成立年月日：H14 年 7 月 24 日 ・法律公布年月日：H14 年 7 月 31 日 ・法律施行年月日：H15 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由 (平成 14 年 5 月 21 日・衆議院本会議) この法律案は、中央省庁等改革基本法第三十三条第一項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として、日本郵政公社を設立するものであります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革③ 平成 19 年 10 月 1 日 郵便事業株式会社 (②の後身)】

法人類型	特殊法人		
法人名	郵便事業株式会社		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 郵便事業株式会社法 (平成 17 年 10 月 21 日法律第 99 号)		
	・国会提出年月日：H17 年 9 月 26 日 ・法案成立年月日：H17 年 10 月 14 日 ・法律公布年月日：H17 年 10 月 21 日 ・法律施行年月日：H18 年 4 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由 (平成 17 年 10 月 6 日・衆議院郵政民営化に関する特別委員会) このたび、政府から提出いたしました郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の六法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。 郵政民営化は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、内外の社会経済情勢の変化に即応し、日本郵政公社 (以下「公社」と申し上げます。) にかわる新たな体制を確立するものであり、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、その機能を引き継ぐ新たな株式会社を設立するとともに、一定の期間、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずるものであります。これにより、経営の自主性、創造性及び効率性を高め、公正かつ自由な競争を促進するとともに、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上、資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。この郵政民営化を実現するため、これら六法案を提出するものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革④ 平成 19 年 10 月 1 日 郵便局株式会社設立 (③と統合)】

法人類型	特殊法人		
法人名	郵便局株式会社		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	郵政民営化の基本方針 (平成 16 年 9 月 10 日閣議決定) ・平成 19 年に日本郵政公社を民営化し、移行期を経て、最終的な民営化を実現する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 郵便局株式会社法 (平成 17 年 10 月 21 日法律第 100 号)		
	・国会提出年月日：H17 年 9 月 26 日 ・法案成立年月日：H17 年 10 月 14 日 ・法律公布年月日：H17 年 10 月 21 日 ・法律施行年月日：H19 年 10 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由 (平成 17 年 10 月 6 日・衆議院郵政民営化に関する特別委員会) このたび、政府から提出いたしました郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の六法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。 郵政民営化は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、内外の社会経済情勢の変化に即応し、日本郵政公社 (以下「公社」と申し上げます。) にかわる新たな体制を確立するものであり、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、その機能を引き継ぐ新たな株式会社を設立するとともに、一定の期間、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずるものであります。これにより、経営の自主性、創造性及び効率性を高め、公正かつ自由な競争を促進するとともに、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上、資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであります。この郵政民営化を実現するため、これら六法案を提出するものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革⑤ 平成 24 年 10 月 1 日 日本郵便株式会社に移行】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本郵便株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成 24 年 5 月 8 日法律第 30 号）		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H24 年 3 月 30 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H24 年 4 月 27 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H24 年 5 月 8 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H24 年 10 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 24 年 4 月 6 日・衆議院郵政民営化に関する特別委員会） 本法律案は、郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置その他株式会社にも的確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講じることにより、その見直しを図ろうとするものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二十三条（郵便物運送委託法の一部改正に伴う経過措置） ・この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の郵便物運送委託法（次項において「旧法」という。）第三条第二項の規定により郵便事業株式会社が総務大臣の認可を受けて定めている基準は、前条の規定による改正後の郵便物運送委託法（次項において「新法」という。）第三条第二項の規定により日本郵便株式会社が総務大臣の認可を受けて定めた基準とみなす。 2 この法律の施行前に旧法第十五条第二項の規定により郵便物の取集、運送及び配達を行う者が郵便事業株式会社の事業所に対して行った送付又は通知は、新法第十五条第二項の規定により同項に規定する会社の事業所に対して行った送付又は通知とみなす。 附則第二十四条（処分等に関する経過措置） ・この附則に定めるもののほか、この法律による改正前の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の規定により郵便事業株式会社に対してした若しくはすべき、又は郵便事業株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の郵便法、郵便切手類販売所等に関する法律、お年玉付郵便葉書等に関する法律又は郵便物運送委託法の相当する規定により日本郵便株式会社に対してした若しくはすべき、又は日本郵便株式会社がした若しくはすべき処分、手続その他の行為とみなす。 第二十九条（関税法の一部改正に伴う経過措置）		

- ・この法律の施行前に郵便事業株式会社が受け取った郵便物（この法律の施行前に発送され、又は名宛人に交付されていないものに限る。以下この条において「施行前受領郵便物」という。）については、日本郵便株式会社が受け取ったものとみなして、前条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新法」という。）第七十六条第三項の規定を適用する。この場合において、郵便事業株式会社が当該施行前受領郵便物について前条の規定による改正前の関税法（以下この条において「旧法」という。）第七十六条第三項の規定により提示をしているときは、当該提示は、日本郵便株式会社がしたものとみなす。
  - 2 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十六条第五項の規定により郵便事業株式会社に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十六条第五項の規定により日本郵便株式会社に発した通知とみなす。
  - 3 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十七条第一項の規定により郵便事業株式会社を経て発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第一項の規定により日本郵便株式会社を経て発した通知とみなす。
  - 4 施行前受領郵便物について旧法第七十七条第二項の規定により郵便事業株式会社がした送達は、当該施行前受領郵便物について新法第七十七条第二項の規定により日本郵便株式会社がした送達とみなす。
  - 5 郵便物に係る関税を納付しようとする者が、旧法第七十七条の二第一項の規定により当該関税の税額に相当する金銭を郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託したときは、新法第七十七条の二第一項の規定により当該関税の税額に相当する金銭を日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託したものとみなして、同条第二項及び新法第七十七条の三から第七十七条の五までの規定を適用する。
  - 6 旧法第七十七条の五第一項の規定による税関長の郵便事業株式会社に対する求めは、新法第七十七条の五第一項の規定による税関長の日本郵便株式会社に対する求めとみなして、同条第二項及び新法第一百四十二条の二（第九号の二に係る部分に限る。）の規定を適用する。
  - 7 税関長が施行前受領郵便物について旧法第七十八条第一項の規定により郵便事業株式会社に発した通知は、当該税関長が当該施行前受領郵便物について新法第七十八条第一項の規定により日本郵便株式会社に発した通知とみなす。
  - 8 郵便事業株式会社が施行前受領郵便物について旧法第七十八条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により税関長に発した通知は、日本郵便株式会社が当該施行前受領郵便物について新法第七十八条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により税関長に発した通知とみなす。
- 附則第三十二条（特許法の一部改正に伴う経過措置）
- ・この法律の施行前に郵便事業株式会社の営業所であつて附則第十七条の規定による改正前の郵便窓口業務の委託等に関する法律第二条に規定する郵便窓口業務を行う

もの（同法第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は同法第四条の規定による再委託を受けた者の営業所を含む。）に差し出された前条の規定による改正前の特許法第十九条（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第二条の五第二項、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十八条第二項、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の願書又は物件は、前条の規定による改正後の特許法第十九条（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項、商標法第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所に差し出された願書又は物件とみなす。

附則第四十六条（罰則に関する経過措置）

- ・この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第四十七条（その他の経過措置の政令への委任）

- ・この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

9. 日本たばこ産業株式会社

法人概要

【特殊法人】

法人名	日本たばこ産業株式会社												
所在地	東京都港区虎ノ門 2-2-1												
設立根拠法	日本たばこ産業株式会社法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 69 号）												
所管府省	財務省理財局総務課												
設立年月日	昭和 60 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和 24 年 6 月 1 日 日本専売公社設立 ②昭和 60 年 4 月 1 日 日本たばこ産業株式会社設立												
事業目的	日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第一条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的とする株式会社とする。												
主な事務・事業の内容	会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。 一 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業 二 前号の事業に附帯する事業 三 前二号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業 2 会社は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>1,663,675</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：44,667 人			区分	平成 28 年度	資本金	100,000	収入	—	支出	—	正味財産	1,663,675
区分	平成 28 年度												
資本金	100,000												
収入	—												
支出	—												
正味財産	1,663,675												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : ( ) 交付金 : ( ) 委託費 : ( ) 政府貸付 : ( ) 政府保証 :												
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令：日本たばこ産業株式会社法第 12 条 (✓) 報告徴収：日本たばこ産業株式会社法第 13 条 1 項 (✓) 立入検査：日本たばこ産業株式会社法第 13 条												

役員の選任・ 解任に当たっ ての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 日本たばこ産業株式会社法第 7 条 (取締役、執行役、監査役) <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に 当たっての国 の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 日本たばこ産業株式会社法第 9 条 (事業計画) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 日本たばこ産業株式会社法第 10 条 (財務諸表) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優 遇措置)	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :



【沿革① 昭和 24 年 6 月 1 日 日本専売公社設立】

法人類型	公社		
法人名	日本専売公社		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 日本専売公社法（昭和 23 年 12 月 20 日法律第 255 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：S23 年 11 月 11 日 ・法案成立年月日：S23 年 11 月 30 日 ・法律公布年月日：S23 年 12 月 20 日 ・法律施行年月日：S24 年 4 月 1 日</p>	法改正の パターン 分類	<p>(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 23 年 11 月 13 日・衆議院大蔵委員会） 去る七月二十二日連合國最高司令官より日本政府あてに発せられました國家公務員法改正問題に関する書簡中に「鉄道、通信並びに塩、しょうのう、タバコの政府事業に関する限り、その職員は普通公職から除外されてもよいと信ずる。しかしながらその場合には、これらの事業を管理し運営するために、適当な方法により公共企業体が組織せらるべきである。」とあります。この示唆に基いて、政府といたしましては専賣事業の形態をいかにすべきかの問題を鋭意検討して参つたのでありますが、今回その結論を得て、本法案を上程いたしました次第であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則 (略) 2 公社の設立手続、国から公社への財産及び職員の引継その他この法律施行のため必要な事項は、別に法律又は政令で定める。</p>		

【沿革② 昭和 60 年 4 月 1 日 日本たばこ産業株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本たばこ産業株式会社		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本たばこ産業株式会社法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 69 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> S 59 年 4 月 16 日 <b>・法案成立年月日：</b> S 59 年 8 月 3 日 <b>・法律公布年月日：</b> S 59 年 8 月 10 日 <b>・法律施行年月日：</b> H 59 年 8 月 10 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 59 年 4 月 27 日・衆議院本会議）</p> <p>たばこ専売制度は、明治三十七年に制度が設けられて以来、財政収入の確保に寄与してまいりましたが、時代の変遷、環境の変化等を背景として、その見直しの必要性がとみに高まってきたところであります。</p> <p>このような状況を踏まえ、一昨年七月に臨時行政調査会により提出された行政改革に関する第三次答申の趣旨に沿って、たばこ事業関係者等とも意見の調整を図りながら、政府部内において検討を進めてきたところであります。その結果、今般・開放経済体制に即応し、かつ、たばこ事業の効率的運営等を図るため、たばこ専売制度を廃止するとともに、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資するため、新たにたばこ事業法を制定することとした次第であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第十二条（権利義務の承継）</p> <p>・ 公社は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、この附則に別段の定めがあるものを除き、その一切の権利及び義務は、その時に於いて会社が承継する。</p> <p>2 前項の規定により公社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p>附則第十三条（職員に関する経過措置）</p> <p>・ 公社の解散の際現に公社の職員として在職する者は、会社の成立の時に於いて、会社の職員となるものとする。</p> <p>2 前項の規定により公社の職員が会社の職員となる場合においては、その者に対して、国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。</p> <p>3 会社は、前項の規定の適用を受けた会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の公社の職員としての引き続いた在職期間を会社の</p>		

職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

附則第十四条（商号についての経過措置）

- ・ 第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本たばこ産業株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第十五条（事業計画についての経過措置）

- ・ 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第九条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

附則第十六条（会社の設立に伴う租税関係法令の適用に関する経過措置）

- ・ 会社の附則第六条の規定により公社が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 会社の取得した附則第六条の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地のうち、公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）前に取得したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

3 会社の取得した附則第六条の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（公社が昭和五十七年四月一日以後に取得したものに限る。）のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

4 会社の取得した附則第六条の規定により公社が行う出資に係る土地で会社が引き続き保有する土地（公社が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得したものに限る。）のうち、地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化調整区域内に所在し、かつ、公社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

5 附則第六条の規定により公社が行う株券の出資に係る給付は、有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）第一条に規定する有価証券の譲渡に該当しないものとする。

6 附則第九条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第六条の規定により公社が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

7 会社の設立後最初の営業年度の試験研究費の額については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四第一項の規定中「当該法人の昭和四十二年一月一日を含む事業年度の直前の事業年度（以下この条において「基準年度」という。）から当該適用年度の直前の事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」とあるのは「日本専売公社の昭和五十九年四月一日を含む事業年度の試験研究費の額」と、「のうち最も多い額を超える場合」とあるのは「を超える場合」として同項本文の規定を適用するものとし、同項ただし書の規定は適用しない。

8 前項に定めるもののほか、会社の設立に伴う会社に対する法人税に関する法令の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十七条（政令への委任）

・附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び公社の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第十八条（株式保有の経過措置）

・政府は、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、会社の発行済株式の総数の三分の二以上に当たる株式を保有していなければならない。

附則第十九条（資金運用部資金の貸付けに関する経過措置）

・資金運用部資金（資金運用部資金法（昭和三十六年法律第百号）第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。）は、同法第七条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後三年間を限り、第五条第一項に規定する会社の事業に要する経費に充てる資金としての貸付けに運用することができる。

附則第二十条（日本専売公社法等の廃止）

・次に掲げる法律は、たばこ事業法の施行の時に廃止する。

一 日本専売公社法

二 日本専売公社法施行法（昭和二十四年法律第六十二号）

附則第二十一条（日本専売公社法の廃止に伴う経過措置）

・前条の規定による廃止前の日本専売公社法（以下「旧法」という。）の廃止前に旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附則第二十二条

・旧法の廃止後においても、公社の役員又は職員であつた者のその職務に関して知つた秘密については、旧法第十七条の規定は、なおその効力を有する。

附則第二十三条

・旧法の廃止の日の前日までの期間について公社に勤務する職員に支給する給与についての旧法の規定の適用については、なお従前の例による。

2 附則第十三条第一項の規定の適用を受ける者の旧法の廃止前に旧法第二十四条

の規定により受けた懲戒処分及び旧法の廃止前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、旧法の廃止後に懲戒処分を行うこととなるときは、会社の代表者又はその委任を受けた者が懲戒処分を行うものとする。

#### 附則第二十四条

- ・旧法の廃止の日の前日までに行われていない旧法第四十三条の六の規定による報告については、なお従前の例による。

#### 附則第二十五条

- ・旧法の廃止の日の前日までにその処理が完結していない公社の決算並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書については、なお従前の例による。

#### 附則第二十六条

- ・旧法の廃止の日の前日までにその納付が完了していない専売納付金については、なお従前の例による。

#### 附則第二十七条

- ・たばこ事業法附則第二条の規定による廃止前のたばこ専売法第七十九条第一項又は塩専売法（昭和五十九年法律第七十号）による改正前の塩専売法第五十五条第一項において準用する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）に基づき、旧法の廃止の日の前日までにされた通告の処分により納付される金銭及び物品であつて旧法の廃止の日の前日までにその納付がされていないものについては、会社がこれを受領するものとする。
- 2 会社は、前項の規定により受領した金銭についてはその金額を、物品については当該物品の価額に相当する金額を、受領の日の属する月の翌月十五日までに、政府に納付しなければならない。
  - 3 第一項に規定する通告の処分により納付される金銭及び物品を会社が受領したときは、その通告の旨が履行されたものとみなす。

#### 附則第二十八条

- ・旧法の廃止前に交付した旧法第四十三条の二十五に規定する補助金等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「罰則を含む」とあるのは「第二十一条及び第二十三条の規定を除き、罰則を含む」と、「「日本専売公社」とあるのは「「日本たばこ産業株式会社」と、「日本専売公社の総裁」とあるのは「日本たばこ産業株式会社の代表者」とする。

#### 附則第二十九条

- ・旧法の廃止前に生じた事故に基づく公社の職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、なお従前の例による。

#### 附則第三十条

・旧法の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第三十一条

・附則第二十一条から前条までに規定するもののほか、旧法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則第三十二条

・会社は、当分の間、第五条第一項に規定する事業のほか、塩専売法第四条の規定により同法第三十八条に規定する事業を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、塩専売法で定める。

## 10. 株式会社日本政策金融公庫

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	株式会社日本政策金融公庫		
所在地	東京都千代田区大手町 1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー		
設立根拠法	株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年 5 月 25 日法律第 57 号）		
所管府省	財務省大臣官房政策金融課 農林水産省経営局金融調整課 中小企業庁事業環境部金融課		
設立年月日	平成 20 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 24 年 6 月 1 日 国民金融公庫設立</p> <p>②昭和 25 年 12 月 28 日 日本輸出銀行設立</p> <p>③昭和 27 年 4 月 1 日 日本輸出入銀行に名称変更</p> <p>④昭和 28 年 4 月 1 日 農林漁業金融公庫設立</p> <p>⑤昭和 28 年 8 月 20 日 中小企業金融公庫設立</p> <p>⑥昭和 36 年 3 月 16 日 海外経済協力基金設立</p> <p>⑦昭和 42 年 9 月 2 日 環境衛生金融公庫設立</p> <p>⑧平成 11 年 10 月 1 日 国民生活金融公庫設立（①と⑦を統合）</p> <p>⑨平成 11 年 10 月 1 日 国際協力銀行設立（③と⑥を統合）</p> <p>⑩平成 20 年 10 月 1 日 株式会社日本政策金融公庫設立（④、⑤、⑦、⑨を統合）</p> <p>⑪平成 24 年 4 月 1 日 国際協力銀行が分離独立</p>		
事業目的	<p>株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。</p> <p>一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。</p> <p>二 別表第二に掲げる業務を行うこと。</p>		

	<p>三 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定による保険を行うこと。</p> <p>四 削除</p> <p>五 公庫の行う業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。</p> <p>六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 公庫は、その目的を達成するため、主務大臣が、一般の金融機関が通常の条件により特定資金の貸付け等を行うことが困難であり、かつ、主務大臣が指定する者（以下「指定金融機関」という。）が危機対応業務を行うことが必要である旨を認定する場合に、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一 指定金融機関に対し、特定資金の貸付け等に必要な資金の貸付けを行うこと。</p> <p>二 指定金融機関が行う特定資金の貸付け等に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなった場合において、その債権者である指定金融機関に対してその弁済がなされないこととなった額の一部の補てんを行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>3 公庫は、前二項に規定する業務のほか、その目的を達成するため、指定金融機関が行った特定資金の貸付け等であって前項第一号又は第二号に掲げる業務に係るものについて、当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">3,919,900</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">171,602</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">106,839</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">4,787,276</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：7,364 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	3,919,900	収入	171,602	支出	106,839	正味財産	4,787,276
区分	平成 28 年度										
資本金	3,919,900										
収入	171,602										
支出	106,839										
正味財産	4,787,276										
補助金、交付金、委託費等	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 補助金：株式会社日本政策金融公庫法附則別表第 3</p> <p>( ) 交付金：</p> <p>( ) 委託費：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 政府貸付：株式会社日本政策金融公庫法第 48 条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 政府保証：株式会社日本政策金融公庫法第 55 条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令：株式会社日本政策金融公庫法第 24 条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収：株式会社日本政策金融公庫法第 59 条 1 項</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査：株式会社日本政策金融公庫法第 59 条 1、3、4 項</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可：株式会社日本政策金融公庫法第 6 条（取締役、執行役、監査役）</p> <p>( ) 国への届出：</p>										



<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p>(<b>予算・事業計画</b>)  <input checked="" type="checkbox"/> 国会承認 : 株式会社日本政策金融公庫法第 29 条 (予算)  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input type="checkbox"/> 国への届出 :  (<b>決算・財務諸表</b>)  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 株式会社日本政策金融公庫法第 40 条 2 項 (財務諸表)  (<b>その他国の関与</b>)  <input type="checkbox"/> その他 :</p>
<p>税の取扱 (優 遇措置)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号  <input type="checkbox"/> 固定資産税 :  <input type="checkbox"/> 登録免許税 :  <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2, 3 別表 2, 3 及び告示第 56 号</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制 :  <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 株式会社日本政策金融公庫法第 10 条  <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条、別表 1</p>

【沿革⑧ 平成 11 年 10 月 1 日 国民生活金融公庫設立（①と⑦を統合）】

法人類型	特殊法人		
法人名	国民生活金融公庫		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等の整理合理化について（平成 9 年 9 月 24 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成 11 年 5 月 28 日号外法律第 56 号）		
	・国会提出年月日：H11 年 2 月 9 日 ・法案成立年月日：H11 年 5 月 21 日 ・法律公布年月日：H11 年 5 月 28 日 ・法律施行年月日：H11 年 10 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	（ ）新規立法 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 11 年 4 月 16 日・衆議院大蔵委員会） 平成九年九月二十四日の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、特殊法人の整理合理化を推進し、経済社会情勢の変化に応じた業務の効率化の観点から、国民金融公庫に環境衛生金融公庫を統合して国民生活金融公庫とするため、本法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第五条（役員に関する経過措置） ・この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において国民金融公庫の総裁である者の任期は、旧法第十四条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。 2 この法律の施行の際国民金融公庫の副総裁、理事又は監事である者は、別に辞令を用いなくて、その際新法第十三条の規定により新公庫の副総裁、理事又は監事として任命されたものとみなす。 3 前項の規定により任命されたものとみなされた新公庫の副総裁、理事又は監事の任期は、新法第十四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の国民金融公庫の副総裁、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。 第六条（名称の使用制限に関する経過措置） ・この法律の施行の際現に国民生活金融公庫という名称を使用している者については、新法第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。 第七条（業務方法書に関する経過措置） ・国民金融公庫は、施行日までに、この法律の施行に伴い必要となる業務方法書の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。 2 前項の場合における主務大臣は、新法第三十条の三の例による。		

第八条（事業計画及び資金計画の作成等に関する経過措置）

- ・国民金融公庫は、施行日までに、新法第二十条第一項に規定する事業計画及び資金計画で施行日から実施するものを作成し、並びに施行日の属する四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

2 前項の場合における主務大臣は、新法第三十条の三の例による。

第十二条（罰則の経過措置）

- ・この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条（その他の経過措置の政令への委任）

- ・この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑨ 平成 11 年 10 月 1 日 国際協力銀行設立 (③と⑥を統合)】

法人類型	特殊法人		
法人名	国際協力銀行		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について (平成 7 年 3 月 31 日閣議決定)		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国際協力銀行法 (平成 11 年 4 月 23 日法律第 35 号)		
	・国会提出年月日：H11 年 2 月 9 日 ・法案成立年月日：H11 年 4 月 16 日 ・法律公布年月日：H11 年 4 月 23 日 ・法律施行年月日：H11 年 4 月 23 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由 (平成 11 年 3 月 19 日・衆議院商工委員会) 特殊法人の整理合理化については、行政の減量化と新たな時代の要請にこたえるため、総合的かつ全般的に見直しを行い、平成七年三月に日本輸出入銀行と海外経済協力基金について、国際経済社会への機動的、効率的貢献のための執行体制の確立等を図る観点から、これらを統合するとの閣議決定がなされたところであります。 同閣議決定に基づき、特殊法人の整理合理化を推進するため、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金を解散して国際協力銀行を設立することとし、国際協力銀行の設立、組織、運営等に関し必要な事項について定める本法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第八条 (権利及び義務の承継に伴う経過措置) ・附則第六条第一項又は第七条第一項の規定により国際協力銀行が承継する次の各号に掲げる借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に掲げる保証契約は、その承継後においても、当該借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。 一 旧輸銀法第三十九条の二第一項の外貨債券等 旧輸銀法第三十九条の三又は外資受入法第二条第二項の規定による保証契約 二 旧基金法第二十九条の二第一項の長期借入金及び海外経済協力基金債券 旧基金法第二十九条の四の規定による保証契約 2 前項の外貨債券等及び海外経済協力基金債券は、第四十五条第九項及び第十項の規定の適用については、同条第一項の規定による銀行債券とみなす。 第九条 (非課税) ・附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により国際協力銀行が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。 2 附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により国際協力銀行が権利を承継す		

る場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

- 3 国際協力銀行が附則第六条第一項又は第七条第一項の規定により承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において輸銀又は基金が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

#### 第十条（厚生年金基金間の権利義務の移転）

・基金の事業所又は事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第一百七十七条第三項に規定する設立事業所（以下「設立事業所」という。）とする厚生年金基金（以下「海外厚年基金」という。）は、国際協力銀行の事業所又は事務所を国際協力銀行の成立の日設立事業所とすることとなる厚生年金基金（以下「国際厚年基金」という。）に申し出て、海外厚年基金の設立事業所（以下この条において「脱退事業所」という。）に使用される海外厚年基金の加入員に係る海外厚年基金の加入員であった期間に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

- 2 前項の規定により権利義務の移転を行う場合には、海外厚年基金は、国際厚年基金に申し出て、脱退事業所に使用される海外厚年基金の加入員であった者であって当該加入員の資格を喪失したもの（同項に規定する脱退事業所に使用される海外厚年基金の加入員を除く。）のうち次項の同意をしたものに係る海外厚年基金の加入員であった期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる海外厚年基金の加入員であった期間を除く。）に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

- 3 海外厚年基金が前項の規定により当該海外厚年基金の加入員の資格を喪失した者に係る権利義務の移転を申し出るには、当該加入員の資格を喪失した者の同意を得なければならない。

- 4 海外厚年基金が第一項及び第二項の規定により権利義務の移転を申し出るには、脱退事業所の事業主の同意及び当該脱退事業所に使用される海外厚年基金の加入員の二分の一以上の同意を得、並びに海外厚年基金の代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、及び海外厚年基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の同意を得た上で、厚生大臣の認可を受けなければならない。

- 5 国際厚年基金は、第一項及び第二項の規定により権利義務の移転の申出があったときは、当該年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継

することができる。

- 6 国際厚年基金は、前項の規定により権利義務を承継しようとするときは、その代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。
- 7 国際厚年基金が第五項の規定により権利義務を承継したときは、国際厚年基金に年金たる給付の支給に関する義務が承継された者の海外厚年基金の加入員であった期間は、国際厚年基金の加入員であった期間とみなす。

#### 第十一条

- ・厚生年金保険法第百六十条第一項の規定により同項に規定する中途脱退者に係る年金たる給付の支給に関する義務を厚生年金基金連合会に移転した海外厚年基金につき前条第一項の規定による権利義務の移転があった場合において、当該中途脱退者が当該権利義務の移転があった海外厚年基金の当該権利義務を承継する厚生年金基金の加入員となったときは、同法第百六十一条第一項中「再びもとの基金」とあるのは、「国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第十条第一項の規定により権利義務を移転した同項に規定する海外厚年基金の当該権利義務を承継する基金」と読み替えて、厚生年金保険法第百六十一条の規定を適用する。
- 2 前項に規定する者については、厚生年金保険法第百四十二条第四項ただし書及び第百四十三条第七項ただし書の規定は、適用しない。
- 3 第一項に規定する場合において、海外厚年基金が厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号。以下「法律第六十一号」という。）附則第一条ただし書に規定する一部施行日以後に法律第六十一号による改正後の厚生年金保険法第百六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であって法律第六十一号附則第二条第一項に規定する旧厚生年金適用者である者については、法律第六十一号附則第五条第二項中「第百六十二条の二まで」とあるのは「第百六十二条の二まで並びに国際協力銀行法附則第十一条第一項及び第二項」とする。

#### 第十二条（名称の使用制限等に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に国際協力銀行という名称を使用している者については、第七条第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

#### 第十三条

- ・国際協力銀行の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十二年三月三十一日に終わるものとする。

#### 第十四条

- ・国際協力銀行の最初の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、第四十条第一項中「四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごと

に」とあり、及び「これらの半期及び事業年度ごとに」とあるのは、「当該事業年度について」とする。

第十六条（日本輸出入銀行法及び海外経済協力基金法の廃止に伴う経過措置）

- ・前条の規定の施行前に旧輸銀法（第十二条を除く。）又は旧基金法（第十一条及び第十七条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十七条

- ・附則第十五条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条（政令への委任）

- ・附則第八条、第九条及び第十二条から第十四条まで、前二条並びに附則第二十二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革⑩ 株式会社日本政策金融公庫設立（④、⑤、⑦、⑨を統合）】

法人類型	特殊法人		
法人名	株式会社日本政策金融公庫		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年 5 月 25 日法律第 57 号）		
	・国会提出年月日：H19 年 2 月 27 日 ・法案成立年月日：H19 年 5 月 18 日 ・法律公布年月日：H19 年 5 月 25 日 ・法律施行年月日：H19 年 5 月 25 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 19 年 3 月 29 日・衆議院内閣委員会） 昨年五月に成立した簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行政改革推進法においては、政策金融改革として、平成二十年度において現行の政策金融機関を再編成し、新たに一つの政策金融機関を設立することとし、その機能を国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能等に限定すること等の方針が規定されたところであります。 政府としては、改革の後退は許さないという姿勢で政策金融改革に取り組んでおり、行政改革推進法や昨年六月に行政改革推進本部で決定した政策金融改革に係る制度設計に則して、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるため、これら二法を提出する次第であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第十九条（承継される財産の価額） ・公庫が国民生活金融公庫等から 承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、公庫の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でない と認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。 附則第二十条（承継される財産の帰属する勘定） ・公庫が国民生活金融公庫等から 資産及び負債を承継した場合には、その承継の際、次の各号に掲げる資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する		



資産及び負債として整理するものとする。

一 国民生活金融公庫から公庫が承継した資産及び負債 第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定

二 農林漁業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債 第四十一条第二号に掲げる業務に係る勘定

三 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十三条の二第一号及び第三号に掲げる業務に係る資産及び負債 第四十一条第三号に掲げる業務に係る勘定

四 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十三条の二第二号に掲げる業務に係る資産及び負債 第四十一条第四号に掲げる業務に係る勘定

五 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十三条の二第四号に掲げる業務、旧中小企業金融公庫法附則第七項に規定する機械保険経過業務及び改正前中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する破綻金融機関等関連特別保険等の業務に係る資産及び負債 信用保険等業務に係る勘定

六 国際協力銀行から公庫が承継した資産及び負債 第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定

2 前項に規定する場合において、公庫が承継した資産及び負債のうち主務大臣が財務大臣と協議して定める資産及び負債については、同項の規定にかかわらず、第四十一条第七号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

#### 附則第二十一条

・前条の規定により整理した場合において、第四十一条各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定にあつては、当該合計額に附則第六条第一項に規定する経営改善資金特別準備金の額を加えた額）を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。

2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。

3 前二項の場合において、公庫の設立時の剰余金の額は、公庫のすべての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、公庫の設立時の利益準備金の額は、公庫のすべての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。

#### 附則第二十二条（根抵当権に関する経過措置）

・国民生活金融公庫等がその解散の時に有する根抵当権（元本の確定前のものに限る。）は、当該解散の時に存する債権のほか、公庫がその成立の後に取得する債

権を担保する。

- 2 前項の根抵当権に関し、当該根抵当権 の設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、担保すべき元本は、国民生活金融公庫等の解散の時に確定したものとみなす。
- 4 第二項の規定による請求は、当該解散 の日から二週間を経過したときは、することができない。

附則第二十三条（権利及び義務の承継に伴う経過措 置）

・附則第十五条第一項、第十六 条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により公庫が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約のうち外資受入法第二条の規定によるものに係る次に掲げる債券の利子及び償還差益に係る 租税その他の公課については、なお従前の例による。

一 旧国民生活金融公庫法第二十二条の 三第一項の国民生活債券 旧国民生活金融公庫法第二十二条の四又は外資受入法第二条の規定による保証契約

二 旧農林漁業金融公庫法第二十四条の 二第一項の農林漁業金融公庫債券 旧農林漁業金融公庫法第二十四条の三の規定による保証契約

三 旧中小企業金融公庫法第二十五条の 二第一項の中小企業債券 旧中小企業金融公庫法第二十五条の三又は外資受入法第二条の規定による保証契約

四 旧国際協力銀行法第四十五条第一項 の国際協力銀行債券 旧国際協力銀行法第四十七条又は外資受入法第二条の規定による保証契約

五 旧国際協力銀行法附則第十五条の規 定による廃止前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号。以下「旧輸銀法」という。）第三十九条の二第一項の外貨債券等 旧輸銀法第三十九条の三又は旧国際協 力銀行法附則第二十三条の規定による改正前の外資受入法第二条の規定による保証契約

- 2 前項の国民生活債券、農林漁業金融公 庫債券、中小企業債券、国際協力銀行債券及び外貨債券等については、公庫の社債とみなして、第五十二条の規定を適用する。

- 3 農林漁業金融公庫が附則第四十二条の 規定の施行前に行った資金の貸付け（農林漁業金融公庫が同条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けで、公庫が附則第三十七条第一項第三号の規定により行うものを含む。）に係る利率、償還期限及び据置期間については、なお従前の例による。

附則第二十四条

・附則第十八条第一項の規定に より公庫が国際協力銀行の義務を承継したときは、当該承継の時において発行されているすべての改正前国際協力銀行法第四十五条

第一項の国際協力銀行債券並びに旧輸銀法第三十九条の二第一項の外貨債券等及び改正前国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第百七十三号）第二十九条の二第一項の海外経済協力基金債券に係る債務については、公庫及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずる。

2 前項の国際協力銀行債券、外貨債券等又は海外経済協力基金債券の債権者は、公庫又は独立行政法人国際協力機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

附則第二十五条（名称の使用制限に関する経過措置）

・この法律の施行の際現にその名称中に日本政策金融公庫という文字を用いている者については、第五条第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第二十六条（国内金融業務の方法に関する経過措置）

・設立委員は、第十二条の規定の例により、国内金融業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けることができる。

2 前項の規定により認可を受けた国内金融業務の方法は、公庫の成立の時ににおいて、第十二条の規定により公庫が定めて認可を受けた国内金融業務の方法とみなす。

附則第二十七条（危機対応円滑化業務実施方針に関する経過措置）

・設立委員は、第十五条の規定の例により、危機対応円滑化業務実施方針を定め、主務大臣の承認を受けるとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の規定により承認を受けた危機対応円滑化業務実施方針は、第十五条の規定により公庫が定めて承認を受けた危機対応円滑化業務実施方針とみなす。

附則第二十八条（協定に関する経過措置）

・設立委員は、第二十一条の規定の例により、主務大臣の認可を受けて、協定を締結することができる。

2 前項の規定により認可を受けて締結した協定は、公庫の成立の時ににおいて、第二十一条の規定により公庫が認可を受けて締結した協定とみなす。

附則第二十九条（事業年度に関する経過措置）

・公庫の最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

附則第四十三条（国民生活金融公庫法等の廃止に伴う経過措置）

・前条の規定の施行前に旧国民生活金融公庫法（第十三条を除く。）、旧農林漁業金融公庫法（第十条を除く。）、旧中小企業金融公庫法（第十一条を除く。）又

は旧国際協力銀行法（第十一条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 国際協力銀行の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る旧国際協力銀行法第十九条の規定によるその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 3 前二項に規定するもののほか、前条各号に掲げる法律の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則第四十四条（罰則の適用に関する経過措置）

附則第四十二条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【沿革⑩ 平成 24 年 4 月 1 日 国際協力銀行が分離独立】

法人類型	特殊法人		
法人名	株式会社日本政策金融公庫		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 株式会社国際協力銀行法附則四六条（平成 23 年 5 月 2 日法律第 39 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H23 年 2 月 25 日 <b>・法案成立年月日：</b> H23 年 4 月 28 日 <b>・法律公布年月日：</b> H23 年 5 月 2 日 <b>・法律施行年月日：</b> H23 年 5 月 2 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 23 年 5 月 2 日・衆議院財務金融委員会） 我が国のさらなる経済成長を実現するためには、官民が一体となって我が国産業の国際競争力を強化し、海外の膨大なインフラ需要等を取り込むことが重要であります。本法律案は、経済界等からの要望も踏まえ、国際協力銀行について、必要な機能強化を行うとともに、その実を上げるため、日本政策金融公庫から分離し、株式会社国際協力銀行として設立するものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第十三条（承継される財産の価額） ・会社が公庫から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。 附則第十四条（承継される財産の帰属する勘定） ・会社が公庫から資産及び負債を承継した場合には、その承継の際、次の各号に掲げる資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。 一 旧公庫法附則第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る資産及び負債 新駐留軍再編特別措置法第十八条の二第一号に掲げる業務に係る勘定 二 旧駐留軍再編特別措置法第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務に係		

る資産及び負債 新駐留軍再編特別措置法第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定

#### 附則第十五条

・前条の規定により整理した場合において、新駐留軍再編特別措置法第十八条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。

2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。

3 前二項の場合において、会社の設立時の剰余金の額は会社の全ての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、会社の設立時の利益準備金の額は会社の全ての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。

#### 附則第十六条（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

・附則第十二条第一項の規定により会社が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約のうち外資受入法第二条の規定によるものに係る次の各号に掲げる債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

一 旧公庫法第五十条第二項の社債 旧公庫法第五十五条又は外資受入法第二条の規定による保証契約

二 旧公庫法附則第四十二条の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号。以下「旧国際協力銀行法」という。）第四十五条第一項の国際協力銀行債券 旧国際協力銀行法第四十七条又は株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第五十八号）第十三条による改正前の外資受入法第二条の規定による保証契約

三 旧国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号。以下「旧輸銀法」という。）第三十九条の二第一項の外貨債券等 旧輸銀法第三十九条の三又は旧国際協力銀行法附則第二十三条の規定による改正前の外資受入法第二条の規定による保証契約

2 前項各号に掲げる債券については、会社の社債とみなして、第三十四条の規定を適用する。

#### 附則第十七条

・附則第十二条第一項の規定により会社が旧国際協力銀行業務等に係る義務を承継したときは、当該承継の時に発行されている全ての次の各号に掲げる債券に係る債務については、当該各号に定める者が連帯して弁済の責めに任ず

る。

一 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）附則第十一条の規定による改正前の国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券及び旧輸銀法第三十九条の二第一項の外貨債券等 会社及び独立行政法人国際協力機構

二 旧公庫法第四十九条及び第五十条の規定により発行された社債 会社及び公庫

2 前項各号に掲げる債券の債権者は、当該各号に定める者の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

#### 附則第十八条（非課税）

・附則第十二条第一項の規定により会社が権利の承継を行う場合における当該承継に伴う登記又は登録については、会社の成立の時から一年以内に登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 附則第十二条第一項の規定により会社が権利の承継を行う場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

#### 附則第十九条（公庫の業務の特例）

・公庫は、会社がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、この法律の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法第十一条の規定により行う業務のほか、財務大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行うことができる。この場合において、公庫が行う当該業務についての監督その他の規定の適用については、当該業務は、同条第一項第四号に規定する業務とみなす。

一 第十一条第一号に掲げる業務のうち、債務の保証等に係る債務の保証等以外のものであって、開発途上地域以外の地域を仕向地とする設備の輸出等に係るもの（第十二条第一項第二号に掲げる場合に該当するときに限る。）

二 第十一条第三号に掲げる業務のうち、第十二条第四項の規定による短期資金の貸付け

三 第十一条第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等に対する貸付けであって、中小企業者等以外のものに対するもの（第十二条第六項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するときに限る。）

#### 附則第二十条（会社の業務の特例）

・会社は、第十一条に規定する業務のほか、附則第四十六条の規定の施行前に公庫が行った旧国際協力銀行業務等に係る債権の管理及び回収の業務に係る債権

につき、その回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行う業務（第十一条の業務に該当するものを除き、当該管理及び回収を行う業務に附帯する業務を含む。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により会社が同項に規定する管理及び回収を行う業務を行う場合についての第四十三条第一項及び第三項並びに第四十六条第三号並びに新駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定の適用については、第四十三条第一項及び第三項中「第十一条」とあるのは「第十一条又は附則第二十条第一項」と、第四十六条第三号中「第十一条に規定する業務以外」とあるのは「第十一条及び附則第二十条第一項に規定する業務以外」と、新駐留軍再編特別措置法第十八条の二第一号中「業務」とあるのは「業務及び同法附則第二十条第一項に規定する管理及び回収を行う業務」とする。

附則第二十一条（政令への委任）

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。



## 11. 株式会社日本政策投資銀行

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	株式会社日本政策投資銀行		
所在地	東京都千代田区大手町 1-9-6 大手町フィナンシャルシティサウスタワー		
設立根拠法	株式会社日本政策投資銀行法（平成 19 年 6 月 13 日法律第 85 号）		
所管府省	財務省大臣官房政策金融課 国土交通省北海道局参事官 国土交通省国土政策局広域地方政策課		
設立年月日	平成 20 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 26 年 4 月 20 日 日本開発銀行設立</p> <p>②昭和 31 年 6 月 8 日 北海道開発公庫設立</p> <p>③平成 11 年 10 月 1 日 日本政策投資銀行設立（①と②を廃止・統合）</p> <p>④平成 20 年 10 月 1 日 株式会社化</p>		
事業目的	株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。		
主な事務・事業の内容	<p>会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 預金（譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。）の受入れを行うこと。</p> <p>二 資金の貸付けを行うこと。</p> <p>三 資金の出資を行うこと。</p> <p>四 債務の保証を行うこと。</p> <p>五 有価証券（第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）を行うこと（第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）。</p> <p>六 有価証券の貸付けを行うこと。</p> <p>七 金銭債権（譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡を行うこと。</p> <p>八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券（資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は</p>		

指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。）その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。

九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。

十 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）を行うこと（第七号に掲げる業務に該当するものを除く。）。

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。

十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと（募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。）。

十四 金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為を行うこと。

十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。

十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。

十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券（当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと（第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。）。

十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。

十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。

二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。

二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 会社は、前項の業務を営むほか、財務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 第一項第五号及び第六号並びに第五項の「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。

- 4 第一項第五号及び第九号並びに次項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
  - 二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三百二十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
  - 三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
  - 四 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
    - イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
    - ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
    - ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 5 第一項第七号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第九号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。
- 6 第一項第八号の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」、「特定短期社債」又は「優先出資証券」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項又は第七項から第九項までに規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債、特定短期社債又は優先出資証券をいう。
- 7 会社が第一項第十号に掲げる業務を営む場合には、銀行法第五十二条の三十六第一項の規定その他同号に規定する政令で定める金融業を行う者に関し適用される同項の規定に相当する規定であって政令で定めるものは、適用しない。

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	1,000,400
	収入	—
	支出	—
	正味財産	2,986,200
	職員数：1,192 人	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：株式会社日本政策投資銀行法附則第 2 条の 3	

	<input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証 : 株式会社日本政策投資銀行法第 25 条
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 株式会社日本政策投資銀行法第 26 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 株式会社日本政策投資銀行法第 27 条 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 株式会社日本政策投資銀行法第 27 条 1、3、4 項
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 株式会社日本政策投資銀行法第 15 条 (代表取締役、代表執行役、監査等委員である取締役若しくは監査役) <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 株式会社日本政策投資銀行法第 17 条 (事業計画) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 株式会社日本政策投資銀行法第 21 条 (財務諸表) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革③ 平成 11 年 10 月 1 日 日本政策投資銀行設立（①と②を廃止・統合）】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本政策投資銀行		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等の整理合理化について（平成 9 年 9 月 24 日閣議決定） ・（日本開発銀行）廃止、減量再編成した業務を担当させるため新銀行を設立 ・（北海道東北開発公庫）廃止、日本開発銀行廃止後の新銀行に統合		
関係法案等	・関係法案名 日本政策投資銀行法（平成 11 年 6 月 11 日法律第 73 号）		
	・国会提出年月日：H11 年 2 月 9 日 ・法案成立年月日：H11 年 6 月 4 日 ・法律公布年月日：H11 年 6 月 11 日 ・法律施行年月日：H11 年 6 月 1 日	法改正の パターン 分類	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 11 年 4 月 16 日・衆議院大蔵委員会） 平成九年九月二十四日の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、特殊法人の整理合理化を推進し、経済社会情勢の変化に応じた業務の効率化の観点から、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を廃止して日本政策投資銀行を設立するため、本法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第八条（権利及び義務の承継に伴う経過措置） ・附則第六条第一項又は前条第一項の規定により日本政策投資銀行が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務について政府がした当該各号に掲げる保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。 一 旧開銀法第三十七条の二第一項の外貨債券等 旧開銀法第三十七条の三又は外資受入法第二条の規定による保証契約 二 北海道東北開発債券 旧北東公庫法第二十八条又は外資受入法第二条の規定による保証契約 2 前項の外貨債券等及び北海道東北開発債券は、第四十三条第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項の規定による銀行債券とみなす。 附則第九条（非課税） ・附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により日本政策投資銀行が権利を承継する場合における当該承継に伴う登記又は登録については、登録免許税を課さない。 2 附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により日本政策投資銀行が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課		

することができない。

- 3 日本政策投資銀行が附則第六条第一項及び第七条第一項の規定により権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において開銀又は北東公庫が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

附則第十条（厚生年金基金間の権利義務の移転）

- ・北東公庫の事業所又は事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所（以下「設立事業所」という。）とする厚生年金基金（以下「北東基金」という。）は、日本政策投資銀行の事業所又は事務所を日本政策投資銀行の成立の日に設立事業所とすることとなる厚生年金基金（以下「銀行基金」という。）に申し出て、北東基金の設立事業所（以下この条において「脱退事業所」という。）に使用される北東基金の加入員に係る北東基金の加入員であった期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる北東基金の加入員であった期間を除く。）に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

- 2 前項の規定により権利義務の移転を行う場合には、北東基金は、銀行基金に申し出て、脱退事業所に使用される北東基金の加入員であった者であって当該加入員の資格を喪失したもの（同項に規定する脱退事業所に使用される北東基金の加入員を除く。）のうち次項の同意をしたものに係る北東基金の加入員であった期間（厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる北東基金の加入員であった期間を除く。）に係る年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転することができる。

- 3 北東基金が前項の規定により当該北東基金の加入員の資格を喪失した者に係る権利義務の移転を申し出るには、当該加入員の資格を喪失した者の同意を得なければならない。

- 4 北東基金が第一項及び第二項の規定により権利義務の移転を申し出るには、脱退事業所の事業主の全部及び当該脱退事業所に使用される北東基金の加入員の二分の一以上の同意を得、並びに北東基金の代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、及び北東基金の脱退事業所以外の設立事業所に係る代議員の四分の三以上の同意を得た上で、厚生大臣の認可を受けなければならない。

- 5 前項の場合において、北東基金の加入員の同意は、各脱退事業所について得なければならない。

- 6 銀行基金は、第一項及び第二項の規定により権利義務の移転の申出があったと

きは、当該年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を承継することができる。

7 銀行基金は、前項の規定により権利義務を承継しようとするときは、その代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

8 銀行基金が第六項の規定により権利義務を承継したときは、銀行基金に年金たる給付の支給に関する義務が承継された者の北東基金の加入員であった期間は、銀行基金の加入員であった期間とみなす。

#### 附則第十一条

・厚生年金保険法第百六十条第一項の規定により同項に規定する中途脱退者に係る年金たる給付の支給に関する義務を厚生年金基金連合会に移転した北東基金につき前条第一項の規定による権利義務の移転があった場合において、当該中途脱退者が当該権利義務の移転があった北東基金の当該権利義務を承継する厚生年金基金の加入員となったときは、同法第百六十一条第一項中「再びもとの基金」とあるのは、「日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第十条第一項の規定により権利義務を移転した同項に規定する北東基金の当該権利義務を承継する基金」と読み替えて、厚生年金保険法第百六十一条の規定を適用する。

2 前項に規定する者については、厚生年金保険法第百四十二条第四項ただし書及び第百四十三条第七項ただし書の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する場合において、北東基金が厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十一号。以下「法律第六十一号」という。）附則第一条ただし書に規定する一部施行日以後に法律第六十一号による改正後の厚生年金保険法第百六十条第一項の規定による申出をした同項に規定する中途脱退者であって法律第六十一号附則第二条第一項に規定する旧厚生年金適用者である者については、法律第六十一号附則第五条第二項中「第百六十二条の二まで」とあるのは「第百六十二条の二まで並びに日本政策投資銀行法附則第十一条第一項及び第二項」とする。

#### 附則第十二条（名称の使用制限に関する経過措置）

・この法律の施行の際現に日本政策投資銀行という名称を使用している者については、第六条第一項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

#### 附則第十三条（中期政策方針に関する経過措置）

・日本政策投資銀行の最初の中期政策方針については、第二十二條第一項中「三年間」とあるのは、「二年六月間」とする。

#### 附則第十四条（事業年度に関する経過措置）

・日本政策投資銀行の最初の事業年度は、第二十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十二年三月三十一日に終わるものとする。

附則第十五条（財務諸表に関する経過措置）

- ・日本政策投資銀行の最初の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、第三十八条第一項中「及び貸借対照表を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに」とあるのは「、貸借対照表及び損益計算書を平成十一年十月一日から平成十二年三月三十一日までの期間について」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後」とあるのは「当該期間経過後」とする。

附則第十九条（罰則の適用に関する経過措置）

- ・附則第十七条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第二十条（政令への委任）

- ・この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



【沿革④ 平成 20 年 10 月 1 日 株式会社化】

法人類型	特殊法人		
法人名	株式会社日本政策投資銀行		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 株式会社日本政策投資銀行法（平成 19 年 6 月 13 日法律第 85 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H19 年 2 月 13 日 <b>・法案成立年月日：</b> H19 年 6 月 6 日 <b>・法律公布年月日：</b> H19 年 6 月 13 日 <b>・法律施行年月日：</b> H19 年 6 月 13 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 19 年 4 月 27 日・衆議院財務金融委員会） 本法律案は、行政改革推進法に基づき日本政策投資銀行を完全民営化するとともに、その長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持するため、日本政策投資銀行を解散して新たに株式会社日本政策投資銀行を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるものであります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第四条（準備期間中の業務等の特例） ・会社がその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）は、準備期間（この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。）中、日本政策投資銀行法（附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。）第四十二条第一項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。 2 政投銀は、この法律の施行の日の属する事業年度にあつては同日以後遅滞なく、平成二十年四月一日に始まる事業年度にあつては同日の前日までに、前項の規定による長期借入金の借入れについて、借入れの金額及び長期借入金の表示通貨その他の長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 3 政投銀は、第一項の規定による長期借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。 4 第一項の規定による長期借入金については、政投銀法第四十二条第一項の借入金とみなして、政投銀法第四十四条の規定を適用する。 5 政投銀が、準備期間中に政投銀法第四十二条第二項の規定による短期借入金の借入れをした場合には、同条第三項の規定については、同項中「当該事業年度内」とあるのは、「一年以内」とする。 6 政投銀が第一項の規定による長期借入金の借入れをする場合には、政投銀法第		

十三条第二項第一号中「この法律、この法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律 第八十五号）若しくはこれらの法律に基づく命令」と、政投銀法第四十八条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法並びにこれらの法律に基づく政令」と、政投銀法第四十九条、第五十条第一項及び第五十二条中「この法律」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法」と、政投銀法第五十条第一号及び第二号中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法」とする。

- 7 第一項から第四項まで及び前項に規定する「長期借入金」とは、銀行その他の金融機関からの借入金であって、第五項の規定により読み替えて適用する政投銀法第四十二条第三項に規定する短期借入金以外の借入金をいう。
- 8 政投銀法第二十二條第一項に規定する中期政策方針であって平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

附則第十七条（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

- ・附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧銀行債券及び利札については、旧政投銀法第四十三条第五項及び第六項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
- 2 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧北東債券（旧政投銀法附則第十七条第二号の規定による廃止前の北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号。以下この項において「旧北東公庫法」という。）第二十七条第一項の規定に基づき発行された北海道東北開発債券をいう。）及び利札については、旧北東公庫法第二十七条第三項及び第四項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について旧政投銀法第四十五条第一項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
- 4 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧政投銀法附則第十七条第一号の規定による廃止前の日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号。以下この項において「旧開銀法」という。）第三十七条の二第一項又は第二項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する外貨債券等に係る債務について旧開銀法第三十七条の三第一項又は第二項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該外貨債券等に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
- 5 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について

て国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る旧銀行債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

附則第十八条（主務大臣）

- ・附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産（以下この条において「承継資産」という。）の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
  - 一 北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
  - 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

附則第十九条（事業年度に関する経過措置）

- ・会社の最初の事業年度は、第十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

附則第二十条（基本方針等に関する経過措置）

- ・会社の最初の事業年度の基本方針、事業計画及び償還計画については、第十三条第一項、第十七条及び第十八条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。
- 2 会社の最初の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、第二十一条中「事業年度ごとに」とあるのは「会社の成立の日の属する事業年度に」と、「当該事業年度の間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。
- 3 会社が第九条第一項の承認を受けた場合における前項の規定の適用については、同項において読み替えて適用する第二十一条中「財務省令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」とする。

附則第二十七条（政投銀法の廃止に伴う経過措置）

- ・前条の規定の施行前に旧政投銀法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
- 2 旧政投銀法附則第十六条第五項及び第六項の規定は、会社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項の選定事業者に対し行う資金の貸付けについては、前条の規定の施行

後も、なおその効力を有する。この場合において、旧政投銀法附則第十六条第五項中「日本政策投資銀行」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行」と、「第二十条第一項第一号の規定により同法」とあるのは「同法」と、同条第六項中「日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十 二年法律第六十二号）第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。））」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け」と、「日本政策投資銀行に対し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行に対し」とする。

3 前二項に規定するもののほか、政投銀 法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則第二十八条（罰則の適用に関する経過措置）

- ・附則第二十六条の規定の施行 前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 12. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社		
所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町 580 番地 ソリッドスクエア西館 8 階		
設立根拠法	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和 52 年 5 月 31 日法律第 54 号）		
所管府省	財務省関税局総務課		
設立年月日	平成 20 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 52 年 10 月 航空貨物通関情報処理センター設立</p> <p>②平成 3 年 7 月 通関情報処理センターに移行</p> <p>③平成 15 年 10 月 独立行政法人通関情報処理センターに移行</p> <p>④平成 20 年 10 月 1 日 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社設立（③を解散）</p>		
事業目的	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）は、輸出入等関連業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を営むことを目的とする株式会社とする。		
主な事務・事業の内容	<p>会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 輸出入等関連業務（第二条第二号トに掲げる業務については、会社の使用に係る電子計算機を港湾法第五十条の二第六項第一号（電子情報処理組織の設置及び管理等）の規定により国土交通大臣が指定した場合に限る。以下この項において同じ。）を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。</p> <p>二 輸出入等関連業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。</p> <p>三 輸出入等関連業務に先行し、又は後続する業務その他の輸出入等関連業務に関連する業務（以下この号において「関連業務」という。）を行う者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から輸出入等関連業務を処理するために必要な情報を受信するため第一号の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。</p> <p>四 前号の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 会社は、前項の業務を営むほか、財務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。</p>		

	3 財務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に協議しなければならない。										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">5,556</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：102 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	1,000	収入	—	支出	—	正味財産	5,556
区分	平成 28 年度										
資本金	1,000										
収入	—										
支出	—										
正味財産	5,556										
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 18 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 20 条 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 20 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 13 条（代表取締役、代表執行役、監査等委員である取締役若しくは監査役） <input type="checkbox"/> 国への届出：										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 14 条 1 項（事業計画） <input type="checkbox"/> 国への届出： <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 17 条（財務諸表） <p><b>(その他国の関与)</b></p>										

	( ) その他 :
税の取扱(優 遇措置)	( ) 法人税 : ( ) 固定資産税 : ( ) 登録免許税 : ( ) 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	( ) 外資規制 : ( ) みなし公務員 : ( ) 情報公開 :

【沿革② 平成3年7月 通関情報処理センターに移行】

法人類型	認可法人		
法人名	通関情報処理センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成3年3月30日法律第18号)		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H3年2月21日 <b>・法案成立年月日</b> ：H3年3月26日 <b>・法律公布年月日</b> ：H3年3月30日 <b>・法律施行年月日</b> ：H3年7月1日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成3年3月15日・衆議院大蔵委員会） 政府は、海上運送貨物に係る税関手続の迅速かつ的確な処理を図るため、航空運送貨物に加え、海上運送貨物についても電子情報処理組織を使用して処理することができるようにする等、所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<b>第三条（経過措置）</b> ・この法律の施行の際現にその名称中に通関情報処理センターという文字を用いている者については、改正後の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。 <b>第四条</b> ・この法律の施行の際現に通関情報処理センターの役員である者の任期については、なお従前の例による。 <b>第五条</b> ・この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。		



【沿革③ 平成 15 年 10 月 独立行政法人通関情報処理センターに移行】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人通関情報処理センター		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・独立行政法人とする。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成 14 年 12 月 4 日法律第 124 号)		
	・国会提出年月日：H14 年 10 月 21 日 ・法案成立年月日：H14 年 11 月 27 日 ・法律公布年月日：H14 年 12 月 4 日 ・法律施行年月日：H15 年 10 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 14 年 11 月 7 日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会） 特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。 この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（通関情報処理センターの解散等） ・改正前の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（第十一項において「旧法」という。）第三章に規定する通関情報処理センター（以下この条において「旧センター」という。）は、独立行政法人通関情報処理センター（以下「新センター」という。）の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において新センターが承継する。 2 旧センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度（次項において「最終事業年度」という。）は、旧センターの解散の日の前日に終わるものとする。 3 旧センターの最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の提出の期限は、最終事業年度の終了後四月以内とする。		

- 4 第一項の規定により新センターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際における旧センターに対する政府及び政府以外の者の出資金に相当する金額は、それぞれ、新センターの設立に際し政府及び当該政府以外の者から新センターに対し出資されたものとする。
  - 5 第一項の規定により新センターが旧センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、新センターが承継する資産の価額（前項において政府及び政府以外の者から新センターに対し出資されたものとする金額を除く。）から新センターの負債の金額を差し引いた額は、新センターの積立金として整理するものとする。
  - 6 新センターは、政令で定める資産の価額に相当する金額を、設立後速やかに国庫に納付しなければならない。
  - 7 前項の政令を定める場合においては、新センターの業務運営上の必要性の有無を勘案しなければならない。
  - 8 前二項に定めるもののほか、第六項の規定による納付金の納付の手續その他納付金に関し必要な事項は、政令で定める。
  - 9 第五項に規定する資産の価額は、新センターの成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
  - 10 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
  - 11 旧センターの解散については、旧法第四十七条第一項の規定による残余財産の分配は行わない。
  - 12 第一項の規定により旧センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
- 第三条（持分の払戻し）
- ・前条第四項の規定により政府以外の者が新センターに出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、新センターに対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。
- 2 新センターは、前項の規定による請求があったときは、改正後の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第十一条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、新センターは、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。
- 第四条（罰則に関する経過措置）
- ・この法律の施行前にした行為及び附則第二条第三項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条（政令への委任）

- ・前三条に定めるもののほか、新センターの設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【沿革④ 平成 20 年 10 月 1 日 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社設立（③を解散）】

法人類型	特殊法人		
法人名	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社		
区 分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	－		
関係法案等	<p>・関係法案名 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成 20 年 5 月 30 日法律第 46 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：H20 年 2 月 1 日 ・法案成立年月日：H20 年 5 月 23 日 ・法律公布年月日：H20 年 5 月 30 日 ・法律施行年月日：H20 年 10 月 1 日</p>	法改正の パターン 分類	<p>（<input checked="" type="checkbox"/>）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 20 年 4 月 8 日・衆議院財務金融委員会）</p> <p>本法律案は、我が国の国際競争力強化及び利用者利便の向上に資するため、電算システムによる輸出入等関連業務を一体的に処理できるように措置するとともに、これを運営する独立行政法人通関情報処理センターを特殊会社として民営化する等の所要の改正を行うものであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第十三条（商号に関する経過措置）</p> <p>・この法律による改正後の電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「新法」という。）第八条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p> <p>附則第十四条（事業計画に関する経過措置）</p> <p>・会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、新法第十四条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。</p> <p>附則第十五条（秘密保持義務に関する経過措置）</p> <p>・センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係るこの法律による改正前の電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第十六条の規定によるその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>附則第十六条（行政事件訴訟法の適用に関する経過措置）</p> <p>・この法律の施行前に行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の規定に基づき提起されたセンターを被告とする抗告訴訟（附則第十二条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）の管轄については、なお従前の例による。</p>		

附則第十七条（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

- ・この法律の施行前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定に基づきセンターがした行為及びセンターに対してなされた行為（附則第十二条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、なお従前の例による。

附則第十八条（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用に関する経過措置）

- ・この法律の施行前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下この条において「独立行政法人等個人情報保護法」という。）の規定に基づきセンターがした行為及びセンターに対してなされた行為（附則第十二条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、センターが保有していた個人の秘密に属する事項が記録された独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであって同項第一号に係るもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 センターの役員又は職員であった者

二 センターから独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たセンターが保有していた独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

附則第二十条（罰則の適用に関する経過措置）

- ・この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第二十一条（政令への委任）

- ・附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

### 13. 株式会社国際協力銀行

#### 法人概要

##### 【特殊法人】

法人名	株式会社国際協力銀行												
所在地	東京都千代田区大手町 1-4-1												
設立根拠法	株式会社国際協力銀行法（平成 23 年 5 月 2 日法律第 39 号）												
所管府省	財務省国際局開発政策課												
設立年月日	平成 24 年 4 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	①平成 20 年 10 月 株式会社日本政策金融公庫設立 ②平成 24 年 4 月 株式会社国際協力銀行設立												
事業目的	一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進。 2. 日本の産業の国際競争力の維持・向上。 3. 地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進。 4. 国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>1,683,000</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>332,390</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>268,185</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>2,507,611</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：575 人（平成 29 年度予算定員）			区分	平成 28 年度	資本金	1,683,000	収入	332,390	支出	268,185	正味財産	2,507,611
区分	平成 28 年度												
資本金	1,683,000												
収入	332,390												
支出	268,185												
正味財産	2,507,611												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : ( ) 交付金 : ( ) 委託費 : (✓) 政府貸付：株式会社国際協力銀行法第 32 条 (✓) 政府保証：株式会社国際協力銀行法第 35 条												

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令 : 株式会社国際協力銀行法第 38 条  (✓) 報告徴収 : 株式会社国際協力銀行法第 39 条  (✓) 立入検査 : 株式会社国際協力銀行法第 39 条、第 40 条</p>
<p>役員を選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>( ) 大臣任命 :  (✓) 国の認可 : 株式会社国際協力銀行法第 6 条  ( ) 国への届出 :</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  ( ) 国の認可 :  (✓) 国への届出 : 株式会社国際協力銀行法第 16 条、第 17 条 (財務大臣へ予算 (事業計画添付) 提出)</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認 :  ( ) 国の認可 :  (✓) 国への届出 : 株式会社国際協力銀行法第 26 条、第 27 条 (財務大臣へ財務諸表・決算報告書提出)</p> <p><b>(その他国の関与)</b>  (✓) その他 : 株式会社国際協力銀行法第 12 条の 8 (外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付け)、同法第 33 条の 2 (資金の不足のため償還することができない金額に限り借換え)、同法第 33 条の 4 (業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針)、同法第 41 条 (定款変更決議)、同法附則第 3 条 (定款作成)、同法附則第 12 条 (旧銀行からの承継計画書)、同法附則 (平成 28 年 5 月 18 日法律第 41 号第 3 条 (一部施行日における会社の資産及び負債並びに資本金、準備金及び剰余金の帰属に関し必要な事項を定めた計画書) には、財務大臣の認可</p>
<p>税の取扱 (優遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条、別表 1  (✓) 固定資産税 : 地方税法第 348 条第 2 項 28  (✓) 登録免許税 : 株式会社国際協力銀行法附則 12 条第 1 項、株式会社国際協力銀行法附則 18 条 (会社が権利の承継を行う場合における当該承継に伴う登記又は登録については、会社の成立の時から一年以内に登記又は登録を受けるものに限る、登録免許税を課さない。)  (✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条、別表 2</p>

その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>( ) みなし公務員 :</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条 別表 1</p>
------------------------	--



【沿革① 株式会社日本政策金融公庫設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	株式会社日本政策金融公庫		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 株式会社日本政策金融公庫法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H19年2月27日 <b>・法案成立年月日</b> ：H19年5月18日 <b>・法律公布年月日</b> ：H19年5月25日 <b>・法律施行年月日</b> ：H19年5月25日	<b>法改正のパ ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成19年3月29日・衆議院内閣委員会）</p> <p>平成十八年五月に成立した簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律、いわゆる行政改革推進法においては、政策金融改革として、平成二十年度において現行の政策金融機関を再編成し、新たに一つの政策金融機関を設立することとし、その機能を国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能等に限定すること等の方針が規定されたところであります。</p> <p>政府としては、改革の後退は許さないという姿勢で政策金融改革に取り組んでおり、行政改革推進法や昨年六月に行政改革推進本部で決定した政策金融改革に係る制度設計に則して、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行を解散し、新たな政策金融機関として株式会社日本政策金融公庫を設立し、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めるため、これら二法を提出する次第であります。</p> <p>まず、株式会社日本政策金融公庫法案の内容について、その概要を御説明いたします。</p> <p>第一に、新たに設立する株式会社日本政策金融公庫の目的は、行政改革推進法の規定にのっとり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図るための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱または大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することとしております。</p>		

第二に、新公庫の業務については、行政改革推進法において現行の政策金融機関の業務のうち廃止、縮小または限定することとされたものを忠実に反映するとともに、一般の金融機関が行う金融の補完を一層推進するため、証券化の手法を活用して一般の金融機関による貸し付けを促進するための業務等を追加することとしております。また、主務大臣が指定する金融機関が行う危機対応業務に必要な信用の供与を行うこととしております。

第三に、新公庫の業務の適切な実施を図るため、政府は新公庫の発行済み株式の総数を保有していなければならないこととするほか、役員及び職員、財務及び会計、監督等について所要の規定を整備しております。

第四に、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行は、新公庫が成立する平成二十年十月一日において解散するものとし、その権利及び義務の承継に関する事項等の新公庫の設立に関する事項を規定するほか、新公庫を当事者とする合併、会社分割、株式交換、事業の譲渡及び譲り受けや新公庫の解散については、別に法律で定める旨を規定しております。

次に、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、株式会社日本政策金融公庫

(調整規定)

**附則第二条** 信託法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、信託法の施行の日の前日までの間における第五十四条第一項及び別表第二の注(12)の規定の適用については、同項中「について信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第一号に掲げる方法による信託(信託会社等(別表第二の注(11))に規定する信託会社等をいう。))との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。)をし」とあるのは「を信託会社等(別表第二の注(11))に規定する信託会社等をいう。)に信託し」と、同表の注(12)中「信託法第三条第一号に掲げる方法による信託(信託会社等との間で同号に規定する信託契約を締結する方法によるものに限る。))、同条第三号に掲げる方法による」とあるのは「信託会社等への」とする。

(会社法の適用除外)

**附則第十三条** 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、公庫の設立については、適用しない。

(国民生活金融公庫の解散等)

**附則第十四条** 附則第四十二条の規定による廃止前の国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号。以下「旧国民生活金融公庫法」という。)第二十二条の二第二項及び第三項の規定による政府の無利子貸付金のうち政令で定める金額は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の時に返済されたものとし、そ

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

の返済されたものとされた政府の無利子貸付金の額に相当する金額が、その時において、政府の一般会計から国民生活金融公庫に対し出資されたものとする。

**附則第十五条** 国民生活金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。

2 公庫の成立の際現に国民生活金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、国民生活金融公庫の解散の日の前日に終わるものとする。

5 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、旧国民生活金融公庫法第二十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十八条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）及び第十九条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧国民生活金融公庫法第二十一条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

6 国民生活金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧国民生活金融公庫法第二十二条の規定による損益計算上利益金が生じたときの国庫への納付については、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と、同条第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十年度」とする。

7 第一項の規定により国民生活金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（農林漁業金融公庫の解散等）

**附則第十六条** 農林漁業金融公庫は、公庫の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において公庫が承継する。

2 公庫の成立の際現に農林漁業金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわた

り業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時に  
おいて国が承継する。

- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し  
必要な事項は、政令で定める。
- 4 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、農林漁業金融公  
庫の解散の日の前日に終わるものとする。
- 5 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損  
益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定  
による廃止前の農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号。以下  
「旧農林漁業金融公庫法」という。）第二十二條の規定による公庫の予算及び決  
算に関する法律第十八條第一項（監事の意見に係る部分に限る。）及び第十九條  
第一項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、公庫が従前の例に  
より行うものとする。この場合において、旧農林漁業金融公庫法第二十二條の規  
定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七  
條中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月  
一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」と、同法第二十條中  
「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。
- 6 農林漁業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧農林漁業金  
融公庫法第二十三條の規定による損益計算上利益金が生じたときの国庫への納付  
については、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、同條第  
一項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、  
「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と、同條  
第二項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十  
年度」とする。
- 7 第一項の規定により農林漁業金融公庫が解散した場合における解散の登記につ  
いては、政令で定める。

（中小企業金融公庫の解散等）

**附則第十七條** 中小企業金融公庫は、公庫の成立の時ににおいて解散するものとし、  
その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時  
において公庫が承継する。

- 2 公庫の成立の際現に中小企業金融公庫が有する権利のうち、公庫が将来にわたり  
業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時に  
おいて国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し  
必要な事項は、政令で定める。
- 4 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、中小企業金融公

庫の解散の日の前日に終わるものとする。

- 5 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録の作成等については、附則第四十二条の規定による廃止前の中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号。以下「旧中小企業金融公庫法」という。）第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律第十八条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）及び第十九条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第十七条中「每事業年度の決算を翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。
- 6 中小企業金融公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧中小企業金融公庫法第二十四条、附則第十三項及び第十四項並びに株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第三十六条の規定による改正前の破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号。以下「改正前中堅事業者信用保険特例法」という。）第十条の規定による利益及び損失の処理並びに国庫への納付については、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧中小企業金融公庫法第二十四条第一項及び第十項並びに改正前中堅事業者信用保険特例法第十条第六項中「每事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と、旧中小企業金融公庫法第二十四条第五項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と、同条第十一項中「当該各項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十年度」と、旧中小企業金融公庫法附則第十三項及び第十四項中「每事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、改正前中堅事業者信用保険特例法第十条第七項中「同項に規定する日の属する会計年度の前年度」とあるのは「平成二十年度」とする。
- 7 第一項の規定により中小企業金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（国際協力銀行の解散等）

**附則第十八条** 国際協力銀行は、公庫の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて公庫が承継する。

- 2 公庫の成立の際現に国際協力銀行が有する権利のうち、公庫が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、公庫の成立の時ににお

て国が承継する。

- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国際協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、国際協力銀行の解散の日の前日に終わるものとする。
- 5 国際協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る附則第四十二条の規定による廃止前の国際協力銀行法（以下「旧国際協力銀行法」という。）第四十四条及び旧駐留軍再編特別措置法第十九条の規定による利益及び損失の処理並びに国庫への納付については、公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、旧国際協力銀行法第四十四条第三項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と、旧駐留軍再編特別措置法第十九条第四項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。
- 6 第一項の規定により国際協力銀行が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（承継される財産の価額）

**附則第十九条** 公庫が国民生活金融公庫等から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

- 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、公庫の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき、承継財産の時価によらないことができる。
- 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（承継される財産の帰属する勘定）

**附則第二十条** 公庫が国民生活金融公庫等から資産及び負債を承継した場合には、その承継の際、次の各号に掲げる資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

- 一 国民生活金融公庫から公庫が承継した資産及び負債 第四十一条第一号に掲げる業務に係る勘定
- 二 農林漁業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債 第四十一条第二号に掲げる業務に係る勘定
- 三 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十三条の二第一号及び第三号に掲げる業務に係る資産及び負債 第四十一条第三号に掲げる業務に係る勘定
- 四 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫

法第二十三条の二第二号に掲げる業務に係る資産及び負債 第四十一条第四号に掲げる業務に係る勘定

五 中小企業金融公庫から公庫が承継した資産及び負債のうち旧中小企業金融公庫法第二十三条の二第四号に掲げる業務、旧中小企業金融公庫法附則第七項に規定する機械保険経過業務及び改正前中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する破綻金融機関等関連特別保険等の業務に係る資産及び負債 信用保険等業務に係る勘定

六 国際協力銀行から公庫が承継した資産及び負債（次号に掲げるものを除く。）  
第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定

七 国際協力銀行から公庫が承継した資産及び負債のうち駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第五十四条の規定による改正後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定

2 前項に規定する場合において、公庫が承継した資産及び負債のうち主務大臣が財務大臣と協議して定める資産及び負債については、同項の規定にかかわらず、第四十一条第七号に掲げる業務に係る勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

**附則第二十一条** 前条の規定により整理した場合において、第四十一条各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定にあっては、当該合計額に附則第六条第一項に規定する経営改善資金特別準備金の額を加えた額）を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。

2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。

3 前二項の場合において、公庫の設立時の剰余金の額は、公庫のすべての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、公庫の設立時の利益準備金の額は、公庫のすべての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。

（根抵当権に関する経過措置）

**附則第二十二条** 国民生活金融公庫等がその解散の時に有する根抵当権（元本の確定前のものに限る。）は、当該解散の時に存する債権のほか、公庫がその成立の後に取得する債権を担保する。

2 前項の根抵当権に関し、当該根抵当権の設定者は、担保すべき元本の確定を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、担保すべき元本は、国民生活金融公庫等の解散の時に確定したものとみなす。

4 第二項の規定による請求は、当該解散の日から二週間を経過したときは、することができない。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

**附則第二十三条** 附則第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により公庫が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約のうち外資受入法第二条の規定によるものに係る次に掲げる債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

一 旧国民生活金融公庫法第二十二条の三第一項の国民生活債券 旧国民生活金融公庫法第二十二条の四又は外資受入法第二条の規定による保証契約

二 旧農林漁業金融公庫法第二十四条の二第一項の農林漁業金融公庫債券 旧農林漁業金融公庫法第二十四条の三の規定による保証契約

三 旧中小企業金融公庫法第二十五条の二第一項の中小企業債券 旧中小企業金融公庫法第二十五条の三又は外資受入法第二条の規定による保証契約

2 前項の国民生活債券、農林漁業金融公庫債券及び中小企業債券については、公庫の社債とみなして、第五十二条の規定を適用する。

3 農林漁業金融公庫が附則第四十二条の規定の施行前に行った資金の貸付け（農林漁業金融公庫が同条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けで、公庫が附則第三十七条第一項第三号の規定により行うものを含む。）に係る利率、償還期限及び据置期間については、なお従前の例による。

条」とあるのは「第十一条及び附則第三十七条第一項」とする

(国民生活金融公庫法等の廃止)

**附則第四十二条** 次に掲げる法律は、廃止する。

一 国民生活金融公庫法

二 農林漁業金融公庫法

三 中小企業金融公庫法

四 国際協力銀行法

(国民生活金融公庫法等の廃止に伴う経過措置)

**第四十三条** 前条の規定の施行前に旧国民生活金融公庫法（第十三条を除く。）、旧農林漁業金融公庫法（第十条を除く。）、旧中小企業金融公庫法（第十一条を除く。）又は旧国際協力銀行法（第十一条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 国際協力銀行の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者に係る旧国際協力銀行法第十九条の規定によるその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用



してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。  
3 前二項に規定するもののほか、前条各号に掲げる法律の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

**附則第四十四条** 附則第四十二条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(株式会社商工組合中央金庫に対する指定金融機関のみなし指定等)

**附則第四十五条** 株式会社商工組合中央金庫は、附則第一条第五号に定める日において第十一条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合において、第十六条第一項、第四項及び第五項並びに第十八条の規定は適用せず、第十六条第二項中「指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い」とあるのは「指定金融機関は、第二十一条第一項に規定する協定の締結前に」と、「これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければ」とあるのは「主務大臣の認可を受けなければ」と、第十七条第一項中「指定をしたときは、指定金融機関の」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫が附則第四十五条第一項の規定により第十一条第二項の規定による指定を受けたものとみなされたときは、その」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 株式会社商工組合中央金庫法の施行の際現に存する商工組合中央金庫（以下「転換前の法人」という。）は、株式会社商工組合中央金庫が附則第一条第五号に定める日において危機対応業務を円滑に開始するために必要な前項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の認可の申請及び第二十一条第一項に規定する協定の締結その他の準備行為をすることができる。

3 前項の規定により転換前の法人がした認可の申請を受けた主務大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、転換前の法人が同項の規定の例により、その認可を受けたときは、附則第一条第五号に定める日において株式会社商工組合中央金庫が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 第二項の規定により転換前の法人が第二十一条の規定の例により締結した協定は、附則第一条第五号に定める日において株式会社商工組合中央金庫が第二十一条の規定により締結した協定とみなす。

(株式会社日本政策投資銀行に対する指定金融機関のみなし指定等)

**附則第四十六条** 株式会社日本政策投資銀行は、附則第一条第五号に定める日において第十一条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合において、第十六条第一項、第四項及び第五項並びに第十八条の規定は適用せず、第十六条第二項中「指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い」とあ

るのは「指定金融機関は、第二十一条第一項に規定する協定の締結前に」と、「これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければ」とあるのは「主務大臣の認可を受けなければ」と、第十七条第一項中「指定をしたときは、指定金融機関の」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が附則第四十六条第一項の規定により第十一条第二項の規定による指定を受けたものとみなされたときは、その」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 株式会社日本政策投資銀行法附則第五条に規定する設立委員（以下「銀行設立委員」という。）は、株式会社日本政策投資銀行が附則第一条第五号に定める日において危機対応業務を円滑に開始するために必要な前項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の認可の申請及び第二十一条第一項に規定する協定の締結その他の準備行為をすることができる。

3 前項の規定により銀行設立委員がした認可の申請を受けた主務大臣は、第一項の規定により読み替えて適用する第十六条第二項の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、銀行設立委員が同項の規定の例により、その認可を受けたときは、附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が同項の規定により認可を受けたものとみなす。

4 第二項の規定により銀行設立委員が第二十一条の規定の例により締結した協定は、附則第一条第五号に定める日において株式会社日本政策投資銀行が第二十一条の規定により締結した協定とみなす。

（株式会社国際協力銀行法の制定に伴う経過措置）

**附則第四十六条の二** 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）附則第十二条第一項の規定により株式会社国際協力銀行が公庫の義務を承継したときは、当該承継の時において発行されている全ての同法附則第四十六条の規定による改正前の第四十九条及び第五十条の規定により発行された社債に係る債務については、公庫及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずる。

2 前項の社債の債権者は、公庫又は株式会社国際協力銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

【沿革② 株式会社国際協力銀行設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	株式会社国際協力銀行		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 株式会社国際協力銀行法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H23年2月25日 <b>・法案成立年月日</b> ：H23年4月28日 <b>・法律公布年月日</b> ：H23年5月2日 <b>・法律施行年月日</b> ：H23年5月2日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成23年4月19日・衆議院財政金融委員会）</p> <p>我が国のさらなる経済成長を実現するためには、官民が一体となって我が国産業の国際競争力を強化し、海外の膨大なインフラ需要等を取り込むことが重要であります。本法律案は、経済界等からの要望も踏まえ、国際協力銀行について、必要な機能強化を行うとともに、その実を上げるため、日本政策金融公庫から分離し、株式会社国際協力銀行として設立するものであります。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>第一に、株式会社国際協力銀行の目的につきましては、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、重要資源の開発及び取得の促進、我が国産業の国際競争力の維持及び向上、地球環境保全事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱への対処を行うこととしております。</p> <p>第二に、業務につきましては、民業補完原則を堅持しつつ、我が国企業の海外展開をより積極的に支援するため、先進国向け輸出金融、短期つなぎ資金の供与、外国企業を買収するための資金等の供与などを内容とする機能強化を行うこととしております。</p> <p>第三に、こうした機能強化の効果を最大限に発揮させるためには、業務の機動性、専門性等を強化するとともに、財務の独立性、明確性の確保により資金調達の安定性を向上させる必要があり、このため、国際協力銀行を日本政策金融公庫から分離することとし、必要な経過措置等を規定しております。</p> <p>第四に、業務の適切な実施を図るため、株式会社国際協力銀行の発行済み株式の総数を政府が常時保有することとするほか、財務及び会計、監督等につきまして、所要の規定を整備しております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。</p>		
業務、財産、	(会社の設立に際して発行する株式)		

<p><b>職員身分等の 継承規定抜粋</b></p>	<p>附則第四条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。この場合において、第三号に掲げる事項は、附則第四十七条の規定による改正後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「新駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。</p> <p>一 株式の数（会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）</p> <p>二 株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）</p> <p>三 資本金及び資本準備金の額に関する事項（株式の引受け）</p> <p>附則第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを公庫に割り当てるものとする。</p> <p>2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。</p> <p>（出資）</p> <p>附則第六条 公庫は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産のうち、附則第四十六条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「旧公庫法」という。）附則第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務及び附則第四十七条の規定による改正前の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「旧駐留軍再編特別措置法」という。）第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務（以下「旧国際協力銀行業務等」と総称する。）に係るもの（附則第十二条第六項の規定により国が承継する資産を除く。）を出資するものとする。</p> <p>附則第七条～十一条略</p> <p>（権利及び義務の承継等）</p> <p>附則第十二条 会社の成立の時に現に公庫が有する権利及び義務のうち、旧国際協力銀行業務等に係るものは、第六項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において会社が承継する。</p> <p>2 前項の承継計画書は、公庫が、政令で定める基準に従って作成し、財務大臣の認可を受けたものでなければならない。</p> <p>3 公庫は、第一項の規定により会社が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金</p>
---------------------------------	--

の額と旧駐留軍再編特別措置法第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金の額の合計額により資本金を、旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する準備金の額と旧駐留軍再編特別措置法第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定に属する準備金の額の合計額により準備金を、それぞれ減少するものとする。

- 4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定は、適用しない。
- 5 第三項の規定による資本金の額の減少による変更の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七十条の規定は、適用しない。
- 6 会社の成立の際現に公庫が有する権利（旧国際協力銀行業務等に係るものに限る。）のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時において国が承継する。
- 7 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 公庫の平成二十三年四月一日に始まる事業年度に係る旧公庫法第四十七条の規定による剰余金の処分及び国庫への納付（旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定及び旧駐留軍再編特別措置法第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定に係るものに限る。）については、会社が従前の例により行うものとする。

（承継される財産の価額）

附則第十三条 会社が公庫から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

- 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき、承継財産の時価によらないことができる。
- 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（承継される財産の帰属する勘定）

附則第十四条 会社が公庫から資産及び負債を承継した場合には、その承継の際、次の各号に掲げる資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負債として整理するものとする。

- 一 旧公庫法附則第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る資産及び負債 新駐留軍再編特別措置法第十八条の二第一号に掲げる業務に係る勘定
- 二 旧駐留軍再編特別措置法第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務に係る資

産及び負債 新駐留軍再編特別措置法第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定

附則第十五条 前条の規定により整理した場合において、新駐留軍再編特別措置法第十八条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。

2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。

3 前二項の場合において、会社の設立時の剰余金の額は会社の全ての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、会社の設立時の利益準備金の額は会社の全ての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

附則第十六条 附則第十二条第一項の規定により会社が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約のうち外資受入法第二条の規定によるものに係る次の各号に掲げる債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

一 旧公庫法第五十条第二項の社債 旧公庫法第五十五条又は外資受入法第二条の規定による保証契約

二 旧公庫法附則第四十二条の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号。以下「旧国際協力銀行法」という。）第四十五条第一項の国際協力銀行債券 旧国際協力銀行法第四十七条又は株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第五十八号）第十三条による改正前の外資受入法第二条の規定による保証契約

三 旧国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号。以下「旧輸銀法」という。）第三十九条の二第一項の外貨債券等 旧輸銀法第三十九条の三又は旧国際協力銀行法附則第二十三条の規定による改正前の外資受入法第二条の規定による保証契約

2 前項各号に掲げる債券については、会社の社債とみなして、第三十四条の規定を適用する。

附則第十七条 附則第十二条第一項の規定により会社が旧国際協力銀行業務等に係る義務を承継したときは、当該承継の時において発行されている全ての次の各号に掲げる債券に係る債務については、当該各号に定める者が連帯して弁済の責めに任ずる。

一 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）

附則第十一条の規定による改正前の国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券及び旧輸銀法第三十九条の二第一項の外貨債券等 会社及び独立行政法人国際協力機構

- 二 旧公庫法第四十九条及び第五十条の規定により発行された社債 会社及び公庫
- 2 前項各号に掲げる債券の債権者は、当該各号に定める者の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

附則第十八条～十九条略

(会社の業務の特例)

附則第二十条 会社は、第十一条に規定する業務のほか、附則第四十六条の規定の施行前に公庫が行った旧国際協力銀行業務等に係る債権の管理及び回収の業務に係る債権につき、その回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行う業務（第十一条の業務に該当するものを除き、当該管理及び回収を行う業務に附帯する業務を含む。）を行うことができる。

- 2 前項の規定により会社が同項に規定する管理及び回収を行う業務を行う場合についての第四十三条第一項及び第三項並びに第四十六条第三号並びに新駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定の適用については、第四十三条第一項及び第三項中「第十一条」とあるのは「第十一条又は附則第二十条第一項」と、第四十六条第三号中「第十一条に規定する業務以外」とあるのは「第十一条及び附則第二十条第一項に規定する業務以外」と、新駐留軍再編特別措置法第十八条の二第一号中「業務」とあるのは「業務及び同法附則第二十条第一項に規定する管理及び回収を行う業務」とする。

(政令への委任)

附則第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

附則第五十条 附則第四十六条の規定の施行前に旧公庫法の規定によりした処分、手続その他の行為（旧公庫法第六十四条第一項第六号に掲げる事項に係るものに限る。）は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

附則第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(会社の業務の在り方の検討)

	<p>附則第五十二条 政府は、会社の成立後、この法律の施行の状況を勘案しつつ、会社が一般の金融機関が行う金融を補完するものであることを旨とする観点から、会社の業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて業務の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。</p>
--	---



14. 日本私立学校振興・共済事業団

法人概要

【特殊法人】

法人名	日本私立学校振興・共済事業団		
所在地	東京都千代田区富士見 1-10-12		
設立根拠法	日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年 5 月 9 日法律第 48 号）		
所管府省	文部科学省高等教育局私学部私学助成課		
設立年月日	平成 10 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	
沿革	<p>A①大正 13 年 7 月 （財）私学恩給財団設立</p> <p>②昭和 26 年 12 月 （財）私学振興会設立</p> <p>③昭和 27 年 4 月 （財）私学教職員共済会に名称変更</p> <p>④昭和 29 年 1 月 （財）私学恩給財団及び（財）私学教職員共済会を解散し私立学校教職員共済組合設立</p> <p>B①昭和 27 年 3 月 私立学校振興会設立。（（財）私学振興会の貸付事業を引継）</p> <p>②昭和 45 年 7 月 私立学校振興会解散。日本私学振興財団設立。</p> <p>A/B①平成 10 年 1 月 日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散し、日本私立学校振興・共済事業団設立。</p>		
事業目的	<p>私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立 学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立 学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私 立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の 振興に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>1. 私立大学等への助成業務</p> <p>ア. 補助事業</p> <p>イ. 貸付事業</p> <p>ウ. 助成事業</p> <p>エ. 寄付金事業</p> <p>（受配者指定寄付金・学術研究振興基金）</p> <p>オ. 経営支援・情報提供事業</p> <p>2. 私立学校教職員共済業務</p> <p>ア. 短期給付事業</p> <p>イ. 長期給付事業</p> <p>ウ. 福祉事業</p> <p>保健事業・医療事業・宿泊事業</p> <p>積立貯金事業・積立共済年金事業</p> <p>共済定期保険事業</p>		

	生涯生活設計の支援事業 貸付事業・その他										
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>108,677</td> </tr> <tr> <td>収入（経常収益）</td> <td>1,646,855</td> </tr> <tr> <td>支出（経常費用）</td> <td>1,545,229</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>4,087,883</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：338 名	区分	平成 28 年度	資本金	108,677	収入（経常収益）	1,646,855	支出（経常費用）	1,545,229	正味財産	4,087,883
区分	平成 28 年度										
資本金	108,677										
収入（経常収益）	1,646,855										
支出（経常費用）	1,545,229										
正味財産	4,087,883										
補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金：日本私立学校振興・共済事業団法第 23 条 <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：日本私立学校振興・共済事業団法第 23 条の 2 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：日本私立学校振興・共済事業団法第 42 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：日本私立学校振興・共済事業団法第 43 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：日本私立学校振興・共済事業団法第 43 条										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：日本私立学校振興・共済事業団法第 12 条（理事長） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：日本私立学校振興・共済事業団法第 30 条 <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：日本私立学校振興・共済事業団法第 32 条（文部科学大臣の承認） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input checked="" type="checkbox"/> その他：日本私立学校振興・共済事業団法第 4 条（事務所設置）、同法第 28 条（貸付業務の銀行委託）、同法第 37 条（短期・長期借入金）、同法第 39 条（余裕金の運用）には文部科学大臣の認可										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条、別表 1										

	<p>(✓) 固定資産税 : 地方税法第 348 条の 2、日本私立学校振興・共済事業団法第 73 条</p> <p>(✓) 登録免許税 : 日本私立学校振興・共済事業団法第 7 条</p> <p>( ) 印紙税 :</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>( ) みなし公務員 :</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条 別表 1</p>

【沿革B① 私立学校振興会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	私立学校振興会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 私立学校振興会法		
	・国会提出年月日：S27年3月6日 ・法案成立年月日：S27年3月25日 ・法律公布年月日：S27年3月27日 ・法律施行年月日：S27年3月27日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律 の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和27年3月6日・衆議院文部委員会）</p> <p>私立学校が、その数において、わが国の学校教育にきわめて重要な地位を占めているのみならず、それぞれ特有の伝統と学風をもつて、わが国の学校教育の進展に貢献して来たことは、あらためて申し上げるまでもないところであります。従つて、私立学校教育の振興をはかることは、ひいてはわが国の学校教育全般の振興を促すものでありまして、ただいまこの法案を上程いたしましたのも、一にこの趣旨にほかならないのであります。私立学校の経営の基礎を安定させ、その教育の振興をはかる必要から、私立学校の経営に対する援助を行う恒久的制度を設けることは、かねてから私立学校関係者の熱望するところであり、またその構想は種々の形で推進されて来た次第であります。</p> <p>一方、私立学校に対する助成に関しては、さきに制定されました私立学校法によつて明文化されたのでありまして、その第五十九条によつて、国または地方公共団体は学校法人に対して助成を行うことができるのであります。か、これに基く助成には、その時々財政上の理由によつて消長があり、また助成に伴つて一定の監督が行われる結果、私立学校の自主性を尊重する建前から、必ずしも満足すべき状態ではないと申さなければなりません。ここに政府といたしましては、私立学校の自主性をいよいよ尊重し、また私立学校経営の助成に関する恒久的制度として、ようやく成案を得、ただいま私立学校振興会法案として上程いたしました次第であります。</p> <p>次にこの法案の大要を申し述べます。第一に、この法律によつて設立される私立学校振興会は、私立学校の経営に関し必要な資金の貸付、私立学校教育の助成、私立学校の職員の研修、福利厚生等の事業に対して、必要な資金の貸付または助成を行うことを目的とする特別法人であります。この新しい私立学校振興会の特色は、</p>		

学校法人に対する資金の、貸付のみならず、助成をも行い、その他広く私立学校教育の振興のため必要な業務を行うという点にあります。

第二に、振興会の資本金は約二十一億四千万円でありまして、そのうち三億九千万円は現金出資であり、他の約十七億五千万円は、昭和二十一年度以降において、政府から、私立学校の設置者または都道府県に対して貸し付けられた私立学校戦災復旧費貸付金、経営費貸付金等の貸付金の債権であります。

なお、右の現金出資は、本年度において一億三千万円、明年度において二億六千万円の予定であります。現金出資の額は、私立学校の資金需要額をまかなうには、はなはだ不十分ではありますが、今後の機会に沸いて資本金の増額に努めて、その運営に支障のないようにしたい考えであります。

第三に、振興会の役員については、文部大臣が任命することになっておりますが、これには振興会の業務の運営上必要な広い知識と経験とを有する適材を求めたいと考えています。このために必要な場合には、兼務の役員を置くことも考慮いたしております。また、振興会には諮問機関として評議員会を置き、振興会の重要業務に関して広く学識経験者の意見を求めて運営上の参考に資するよういたしました。なお評議員会については、相当数の私立学校関係者を加え、私立学校側の意向が十分に振興会の業務の運営に反映することを期しております。

第四に、振興会の業務につきましては、前に述べましたように、私立学校の経営のため必要な資金の貸付のみならず、私立学校職員の研修、福利厚生等に対する貸付または助成その他私立学校教育の振興のために必要な事柄を含むものでありまして、これによつて従来閑却されて来たこの方面の事業が、大いに促進されることと信じます。

最後に、振興会は文部大臣から監督を受けるのでありますが、これは振興会の行う業務の性質によるほか、振興会の資本金が全額政府出資であるという理由にも基くものであります。

なお振興会はなるべくすみやかに業務を開始する必要がありますので、必要な準備等を急速に行いたいと考えております。

以上、本法案提出の理由及びその大要を述べました。

業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—
--------------------	---

【沿革B② 日本私学振興財団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本私学振興財団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本私学振興財団法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S45年3月9日 <b>・法案成立年月日</b> ：S45年5月12日 <b>・法律公布年月日</b> ：S45年5月27日 <b>・法律施行年月日</b> ：S45年5月27日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和45年3月25日・衆議院文教委員会）</p> <p>私立学校は、従来それぞれ特色のある教育を行なっており、わが国学校教育の普及と発展に重要な役割りを果たしてきましたが、近年私立学校の占める割合はきわめて大きくなり、今後のわが国の社会、文化、経済の進展のために、その教育の一そのの充実と向上が要請されているところであります。</p> <p>私立学校の教育に必要な経費は、従来その大部分を設置者みずからが負担してきたのでありますが、私立学校教育の社会的な貢献を考えますとき、その振興をはかるため公費による適切な援助を行なうことは、現下の重要な課題となっております。</p> <p>政府は、従来から私学振興のため種々の施策を講じてまいりましたが、このたび私立学校に対する助成措置を一段と充実強化することとし、来年度予算案において、新たに私立大学等の教員給与費を含む経常的経費に対する補助を行なうための経費として百三十二億円余を計上いたしております。この補助金は、従来の設備費を主たる対象とするものとは異なり、教員給与費、教育研究に必要な諸経費等の経常費を対象とするものであり、その使用についてはできる限り私立学校の自主的判断を尊重する反面、補助金の配分が真に教育研究条件の向上に役立つよう適切に行なわれることが要請されます。</p> <p>学校法人に対するこの補助金の交付の業務は、学校法人等に対する資金の貸し付け、私学の福祉関係団体等に対する助成金の交付、寄付金の募集、配付等私立学校教育の援助に関する他の業務とあわせて、公正な第三者的機関において総合的、効率的に実施することが最も適切妥当であると考え、私立学校振興会を発展的に解消して新たに日本私学振興財団を設立することとし、この法律案を提出いたしました次第であります。</p>		

次に、この法律案の内容を申し上げますと、特殊法人日本私学振興財団に関し、設立の目的、資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関する規定を設けるとともに、私立学校法その他関係法律の一部改正を行ない、所要の規定を整備するものであります。

すなわち、まず第一に、日本私学振興財団は、私立学校教育の充実及び向上に資し、あわせてその経営の安定に寄与するため、補助金の交付、資金の貸し付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行ない、もって私立学校教育の振興をはかることを目的とするものであります。

第二に、日本私学振興財団は法人といたしますとともに、その設立当初の資本金は、政府が出資する十億円と私立学校振興会の解散のときまでに政府から私立学校振興会に対して出資された金額の合計額といたしております。なお、政府は必要があると認めるときは、この法人に追加して出資することができることといたしております。

第三に、この法人の業務についてであります。その第一は、私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金の交付を受け、これを財源として学校法人に対し補助金を交付することです。業務の第二は、学校法人または準学校法人に対し、その設置する私立学校または私立の各種学校の施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育に関連してその振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けることです。業務の第三は、私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付することです。業務の第四は、私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その配付を行なうものであります。業務の第五は、私立学校の経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行ない、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行なうことです。

なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的を達成するため必要な業務を行なうことができることといたしております。

第四に、この法人の役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事四人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は理事長が文部大臣の認可を受けて、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年といたしております。

なお、この法人には、その運営の適正を期するため理事長の諮問機関として、運営審議会を置くこととし、業務の運営に関する基本的事項を審議することといたしております。

	<p>第五に、この法人は、文部大臣の一般的監督を受けるほか、特にその業務の公共性にかんがみ、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等については、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものとしたしております。</p> <p>第六に、この法人の設立のための所定の準備手続について規定いたしております。</p> <p>なお、私立学校振興会は、この法人の成立のときにおいて解散し、その権利及び義務は、この法人が承継することにいたしております。</p> <p>第七に、私立学校法その他関係法律の一部を改正し、所要の規定を整備することとしたしております。</p> <p>私立学校法の一部改正について申し上げますと、その趣旨及び内容は、国及び地方公共団体の学校法人に対する助成措置の拡充に対応して、学校法人の公共性をさらに高めるとともに、助成効果の一そうの確保をはかり、私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校における教育研究の充実向上を期するため、学校法人の経理の適正を確保するための規定を整備するとともに、必要最小限度において所轄庁の権限に関する規定を整備いたすものであります。なお、所轄庁がその権限を行使するにあたっては、私立大学審議会等の意見を聞かなければならない旨規定いたしておりますほか、その運用につきましては、特に慎重を期する考えであります。</p> <p>以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(私立学校振興会の解散等)</p> <p>附則第六条 私立学校振興会は、財団の成立の 時において解散し、その一切の権利及び義務は、その時において財団が承継する。</p> <p>2 私立学校振興会の昭和四十五年四月一 日に始まる事業年度は、私立学校振興会の解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>3 私立学校振興会の解散の時までに政府 から私立学校振興会に対して出資された金額は、財団の設立に際して政府から財団に対し出資されたものとする。</p> <p>4 附則第四条の規定により財団の設立の 登記がされたときは、登記官は、職権で私立学校振興会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。</p> <p>5 第一項の規定により財団が権利を承継 する場合において、当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。</p> <p>(学校法人の特例)</p> <p>附則第七条 この法律（第二十条第一項第一号 を除く。）において、学校法人には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により私立の盲学校、 聾学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四条の法人を含むものとする。</p> <p>(その他の経過措置)</p> <p>附則第八条 この法律の施行の際現に日本私学 振興財団という名称を使用している</p>



者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第九条 財団の最初の事業年度は、第二十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十六年三月三十一日に終わるものとする。

附則第十条 財団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「財団の成立後遅滞なく」とする。

(私立学校振興会法の廃止)

附則第十一条 私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)は、廃止する。

(私立学校振興会法の廃止に伴う経過措置)

附則第十二条 前条の規定の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私立学校法の一部改正)

附則第十三条 私立学校法の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「及び地方財政法(昭和三十二年法律第九号)第八条第一項」を「並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条及び第二百三十七条から第二百三十八条の五まで」に改め、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の四項を加える。

8 私立学校の経常的経費に対する国又は地方公共団体の補助金で政令で定めるものの交付を受ける学校法人は、文部大臣の定める基準に従い、会計処理を行ない、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

9 前項に規定する学校法人は、所轄庁の定めるところにより、同項の書類のほか収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。この場合において、同項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添附しなければならない。

10 所轄庁は、第四項の規定によるもののほか、第八項に規定する学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。

一 助成に関し必要がある場合において、当該職員に学校法人の関係者に対し質問させ、又はその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

二 当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校の学科(短期大学及び高等専門学校の学科を除く。)若しくは大学院の研究科の増設又は収容定員の増加に係る計画が、法令の規定又はその実施に関し所轄庁が定めた規程(一般に公表され、又は当該学校法人に通知されたものに限る。次号において「法令又は所轄庁の規程」という。)に違反することとなると認める場合において、当該計画の変更又は中止を勧告すること。

三 第五条第二項の規定にかかわらず、当該学校法人の設置する当該補助金に係る私立学校が設備、授業その他の事項につき法令又は所轄庁の規程に違反した場合において、その変更を命ずること。

11 第七項の規定は、前項第二号又は第三号の規定による所轄庁の措置について準用する。この場合において、第七項中「私立大学審議会」とあるのは、「大学設置審議会及び私立大学審議会」と読み替えるものとする。

第五十九条第五項中「第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「国」の下に「(日本私学振興財団を含む。次項及び第八項において同じ。)」を、「第一項」の下に「若しくは第三項」を、「前項」の下に「又は第十項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは前項」を加え、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 国は、別に法律で定めるところにより、第一項の助成で補助金の支出又は貸付金に係るものを日本私学振興財団を通じて行なうことができる。

第六十三条第一項中「第五十九条第六項」を「第五十九条第七項」に改め、同条第二項中「前二条」を「第五十九条第十項第三号又は前二条」に改める。

(私立学校法の一部改正に伴う経過措置)

附則第十四条 改正後の私立学校法第五十九条第八項の規定は、昭和四十六年度以後において政令で定める会計年度から適用する。ただし、政令で定める学校法人に対する同項の規定の適用は、別に政令で定める会計年度までは、所轄庁の定めるところによる。

2 前項の規定により改正後の私立学校法第五十九条第八項の規定の適用がない会計年度については、同条第九項中「同項の書類」とあるのは、「貸借対照表及び収支計算書」として、同項の規定を適用する。

3 政令で定める学校法人に対する改正後の私立学校法第五十九条第九項後段の規定の適用は、同項後段及び前項の規定にかかわらず、当分の間、所轄庁の定めるところによる。

4 改正後の私立学校法第五十九条第十項及び第十一項の規定は、政令で定める日までの間は、適用しない。

(地方税法の一部改正)

附則第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一号、第七十二条の四第一項第三号、第二百九十六条第一項第一号及び第三百四十八条第二項第十三号中「私立学校振興会」を「日本私学振興財団」に改める。

(産業教育振興法等の一部改正)

附則第十六条 次に掲げる法律の規定中「第六項」を「第七項」に改める。

一 産業教育振興法（昭和二十六年法律 第二百二十八号）第十九条第二項

二 理科教育振興法（昭和二十八年法律 第百八十六号）第九条第三項

三 高等学校の定時制教育及び通信教育 振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第九条第二項

四 スポーツ振興法（昭和三十六年法律 第百四十一号）第二十条第三項

（昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正）

附則第十七条 昭和二十七年九月三十日以前に 給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律（昭和三十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「私立学校振興会」を「日本 私学振興財団」に、「私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）第二十二条第一項第三号」を「日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）第二十条第一項第三号」に改める。

（私立大学の研究設備に対する国の補助 に関する法律の一部改正）

附則第十八条 私立大学の研究設備に対する国 の補助に関する法律（昭和三十二年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二項から第四項まで及び 第六項」を「第二項、第四項、第五項及び第七項」に改める。

（激甚災審に対処するための特別の財政 援助等に関する法律の一部改正）

附則第十九条 激甚災害に対処するための特別 の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「第三項から第六項 まで」を「第四項から第七項まで」に、「第三項第三号及び第六項」を「第四項第三号及び第七項」に改める。

第十八条を次のように改める。

（日本私学振興財団の業務の特例）

第十八条 日本私学振興財団は、日本私 学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）第二十条第一項及び第二項に規定する業務のほか、学校法人（同法附則第七条の規定による民法（明治二十九年法律第八十九号）第 三十四条の法人を含むものとされる学校法人をいう。）以外の私立の学校の設置者に対する被災私立学校施設の災害の復旧に必要な資金の貸付業務を行なうことができる。この場 合においては、当該貸付業務を日本私学振興財団法第二十条第一項第二号の業務とみなして同法の規定を適用する。

【沿革 A/B 統合① 日本私立学校振興・共済事業団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本私立学校振興・共済事業団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input checked="" type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本私立学校振興・共済事業団法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H9年2月14日 <b>・法案成立年月日</b> ：H9年4月25日 <b>・法律公布年月日</b> ：H9年5月9日 <b>・法律施行年月日</b> ：H10年1月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成9年4月9日・衆議院文教委員会）</p> <p>この法律案におきましては、日本私立学校振興・共済事業団に関し、その目的、組織、業務、財務及び会計、監督等について所要の規定を設けるとともに、私立学校教職員共済組合法の私立学校教職員共済法への改組等について規定することといたしております。</p> <p>その内容の概要は、次のとおりであります。</p> <p>まず第一に、日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸し付け、その他私立学校教育に対する援助に必要な業務を行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とするものであります。</p> <p>第二に、日本私立学校振興・共済事業団は、法人といたしますとともに、役員として、理事長一人、理事十二人以内及び監事二人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長がそれぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年としております。また、法人運営の適正を期するため、理事長の諮問機関として、業務の運営に関する基本的事項について審議する運営審議会を置くとともに、共済業務について、その適正な運営を図るため共済運営委員会を、また、共済制度の加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため共済審査会を置くことといたしております。</p> <p>第三に、日本私立学校振興・共済事業団の業務については、私立学校教育に対する援助業務として、学校法人に対する補助金の交付、私立学校等の経営等に必要な資金の貸し付け、私立学校教育の振興事業を行う者に対する助成金の交付、私立学校教育の振興のための寄附金の募集、管理及び学校法人等に対する配付、私立学校の教育条件及び経営に関する情報収集、調査研究及び指導等の業務を行い、共済制</p>		

	<p>度の運營業務として、加入者またはその被扶養者の病気、負傷または出産等に関する短期給付、加入者の退職、障害または死亡に関する長期給付、加入者等の福祉を増進するための福祉事業等の業務を行うことといたしております。</p> <p>第四に、日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計、監督等について、一般の特殊法人の例に倣い所要の規定を設けることといたしております。</p> <p>第五に、附則において、私立学校教職員共済組合法の一部を改正し、私立学校教職員共済法として私立学校教職員共済制度に関する法律に改組することといたしております。これは、私立学校教職員共済制度の内容や社会保険制度としての位置づけは維持しつつ、共済制度の管掌者を従来の共済組合から日本私立学校振興・共済事業団に変更し、また、従来の「組合員」を共済制度の「加入者」とするなど、所要の改正を行うものであります。</p> <p>このほか、社会保険関係各法の一部改正など、両法人の統合に伴う所要の措置を講ずることといたしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>(私立学校教職員共済組合の解散等)</p> <p><b>附則第五条</b> 私立学校教職員共済組合は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。</p> <p>2 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度は、私立学校教職員共済組合の解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>3 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。</p> <p>4 第一項の規定により私立学校教職員共済組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p>(日本私学振興財団の解散等)</p> <p><b>附則第六条</b> 日本私学振興財団は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。</p> <p>2 日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度は、日本私学振興財団の解散の日の前日に終わるものとする。</p> <p>3 日本私学振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。</p> <p>4 第一項の規定により事業団が日本私学振興財団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本私学振興財団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。</p> <p>5 第一項の規定により日本私学振興財団が解散した場合における解散の登記につ</p>

いては、政令で定める。

(非課税)

**附則第七条** 附則第五条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

**2** 附則第五条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

**3** 附則第五条第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において私立学校教職員共済組合が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(職員の身分の取扱い)

**附則第八条** 事業団は、附則第五条第一項の規定により解散する私立学校教職員共済組合及び附則第六条第一項の規定により解散する日本私学振興財団の職員が引き続き事業団の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

**附則第九条** この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

**附則第十条** 事業団の最初の事業年度は、第二十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十年三月三十一日に終わるものとする。

**附則第十一条** 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(区分経理の特例)

**附則第十二条** 事業団は、第三十三条第一項第一号の経理に係る勘定において第三十五条第一項に規定する残余を生じたときは、第三十三条第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第四百十号）附則第七項に規定する費用等で政令で定めるものに充てるため、その残余の額の一部を第三十三条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、第三十五条第一項中「第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額」とあるのは、「第二十三条第一項第三号の助成金の財源に充てられる額及び第三十三条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れられる額」とする。

(私立学校等の特例)

**附則第十三条** この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者（学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。）によって設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。）を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

（国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例）

**附則第十三条の二** 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、第二十三条第二項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金、介護保険法」と、第三十三条第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは「、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法」とする。

**2** 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（日本私学振興財団法の廃止）

**附則第十五条** 日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）は、廃止する。

（日本私学振興財団法の廃止に伴う経過措置）

**附則第十六条** 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本私学振興財団法（第十一条、第十二条、第十七条及び第十八条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

**附則第十八条** この附則に別段の規定があるものを除くほか、前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第九条及び第十二条を除く。以下「旧共済法」という。）又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律又は前条の規定による改正後の私立学校教職員共済法（以下「新共済法」という。）若しくはこれに基づく命令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

**附則第十九条** 旧共済法による組合員であった者は新共済法による加入者（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者」という。）であった者と、旧共済法による組合員であった期間（次に掲げる期間を除く。）は新共済法による加入者期間（以下附則第二十五条までにおいて単に「加入者期間」という。）とみなす。

一 旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

二 旧共済法第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。次号において「昭和六十年国共済改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金（他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。）の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

三 旧共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の計算の基礎となった期間

**附則第二十条** 附則第十七条の規定の施行の際旧共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員であった者については、当該任意継続組合員となった日から引き続き新共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第二項に規定する任意継続加入者であったものとみなして、新共済法の規定を適用する。

**附則第二十一条** 附則第十七条の規定の施行の日（以下「新共済法の施行日」という。）の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であった日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となった者（事業団の職員となった者に限る。）に対する新共済法の施行日以後の給付に係る新共済法の短期給付に関する規定及び新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、新共済法の施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であった間加入者であったものとみなし、その者が新共済法の施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、新共済法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。



**附則第二十二條** 新共済法の施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であった日本私学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入者となった者（事業団の職員となった者に限る。以下附則第二十五条までにおいて「財団の職員であった加入者」という。）のうち、一年以上の引き続く加入者期間（事業団の職員である期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて同じ。）を有しない者であり、かつ、新共済法の施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（日本私学振興財団の職員であった期間に係るものに限る。以下附則第二十五条までにおいて「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続く加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く加入者期間を有する者とみなす。

2 財団の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く加入者期間を有する者及び前項に規定する者に限る。）に対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

3 財団の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

**附則第二十三條** 財団の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

**附則第二十四條** 財団の職員であった加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

**附則第二十五条** 財団の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、加入者期間が四十四年以上である者とみなす。

**附則第二十六条** 新共済法の施行日前に旧共済法第三十六条第一項の規定に基づき旧共済法第三十七条第一項の規定により私立学校教職員共済組合に置かれた審査会（以下この条において「旧組合の審査会」という。）に対してされた審査請求で新共済法の施行日の前日までに裁決が行われていないものは新共済法第三十六条第一項の規定に基づき新共済法第三十七条第一項の規定により事業団に置かれる共済審査会（以下この条において「共済審査会」という。）に対してされた審査請求と、新共済法の施行日前に旧組合の審査会において行われた裁決は共済審査会において行われた裁決とみなす。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

**第四十六条** 新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であった者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十九条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による給付を含む。）」とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

**第五十二条** 新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であった者に対する前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十一条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による給付を含む。）」とする。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

**附則第七十三条** 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第十一号の四及び第十三号並びに同条第四項の規定は、平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**附則第七十四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

	<p><b>附則第七十五条</b> この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。</p>
--	---

## 15. 放送大学学園

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	放送大学学園												
所在地	千葉県千葉市美浜区若葉2丁目11番地												
設立根拠法	放送大学学園法（平成14年12月13日法律第156号）												
所管府省	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課、高等教育局高等教育企画課、総務省情報流通行政局放送政策課												
設立年月日	昭和56年7月1日	民間法人化年月日											
沿革	①昭和56年7月 放送大学学園設立 ②平成15年10月 放送大学学園法（平成14年法律第156号）の施行に伴い、特殊法人から特別な学校法人に移行												
事業目的	大学を設置し、当該大学において、放送等による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うことを目的とする。												
主な事務・事業の内容	1. 放送大学を設置し、これを運営すること。 2. 放送大学における教育に必要な放送を行うこと。 3. 1～2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金（政府拠出金）</td> <td>19,845</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>13,943</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>13,94</td> </tr> <tr> <td>正味財産（拠出合計）</td> <td>17,889</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：341名			区分	平成28年度	資本金（政府拠出金）	19,845	収入	13,943	支出	13,94	正味財産（拠出合計）	17,889
区分	平成28年度												
資本金（政府拠出金）	19,845												
収入	13,943												
支出	13,94												
正味財産（拠出合計）	17,889												
補助金、交付金、委託費等	(✓) 補助金：放送大学学園法第6条 ( ) 交付金： ( ) 委託費： ( ) 政府貸付： ( ) 政府保証：												
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令：放送大学学園法第15条 (✓) 報告徴収：放送大学学園法第12条 (✓) 立入検査：放送大学学園法第12条												

役員の選任・ 解任に当たっ ての国の関与	( ) 大臣任命 : ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 :
予算・決算に 当たったの国 の関与	<b>(予算・事業計画)</b> ( ) 国会承認 : (✓) 国の認可 : 放送大学学園法第 7 条 (事業計画) ( ) 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : (✓) 国への届出 : 放送大学学園法第 10 条 (会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成、届出) <b>(その他国の関与)</b> (✓) その他 : 放送大学学園法第 8 条 (弁済期限が一年を超える借入金)、同法第 9 条 (重要な財産の譲渡等) には主務大臣の認可
税の取扱 (優 遇措置)	(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条第 1 項、別表 2 (✓) 固定資産税 : 地方税法第 348 条 2 項 9 ( ) 登録免許税 : (✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 別表 2
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	( ) 外資規制 : ( ) みなし公務員 : (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条 別表 1

【沿革① 放送大学学園設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	放送大学学園		
区 分	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新設、 ( ) 廃止、 ( ) 統廃合、 ( ) 法人形態の変更、 ( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 放送大学学園法		
	・国会提出年月日：S 55 年 10 月 6 日 ・法案成立年月日：S 55 年 6 月 4 日 ・法律公布年月日：S 55 年 6 月 11 日 ・法律施行年月日：S 55 年 8 月 11 日	法改正の ターン分類	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律 の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 55 年 10 月 15 日・衆議院文教委員会）</p> <p>わが国の高等教育は、近年急速な発展を遂げ、国際的に見ても高い普及率を示すに至っておりますが、科学技術の進歩や経済の発展に伴い複雑、高度化してきている今日の社会において、国民の高等教育の機会に対する要請は一段と高まり、かつ多様化しつつあるところであります。</p> <p>このような状況において、放送を効果的に活用する新しい教育形態の大学を設置し、大学教育のための放送を行うことにより、広く一般に大学教育の機会を提供することは、生涯にわたり、多様かつ広範な学習の機会を求める国民の要請にこたえるゆえんのものと考えます。</p> <p>さらに、この大学が既存の大学等との緊密な連携を図ることにより、大学間の協力、交流の推進、放送教材活用の普及等の面で、わが国大学教育の充実、改善にも資することとなることが期待されるものであります。</p> <p>この大学の設置形態につきましては、種々検討を重ねてきたところでありますが、新たに特殊法人を設立し、これが大学の設置主体となるとともに、放送局の開設主体ともなることが適切であると考え、特殊法人放送大学学園を設立するため、この法律案を提出いたしました次第であります。</p> <p>この法律案におきましては、特殊法人放送大学学園に関し、その目的、資本金、組織、業務、大学の組織、財務、会計、監督等に関する規定を設けるとともに、学校教育法、放送法その他関係法律について所要の規定を整備することといたしておりますが、その内容の概要は、次のとおりであります。</p> <p>まず第一に、放送大学学園は、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会に対する広範な国</p>		

民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ることを目的とするものであります。

第二に、放送大学学園は、法人といたしますとともに、その設立当初の資本金は一億円とし、政府がその全額を出資することといたしております。

第三に、放送大学学園の役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事三人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は文部大臣の認可を受けて理事長が、それぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年といたしております。

なお、この学園の設置する大学の学長は職務上理事となることといたしております。

また、この学園には、その運営の適正を期するため理事長の諮問機関として運営審議会を置くこととし、業務の運営に関する重要事項について審議することといたしております。

第四に、放送大学学園の業務については、放送等により教育を行う大学を設置すること及びこの大学における教育に必要な放送を行うことを規定するとともに、この学園の施設、設備及び教材を他大学における教育または研究のための利用に供することもできることといたしました。

なお、この法人は、これらの業務を行うほか、主務大臣の認可を受けて、その目的を達成するため必要なその他の業務を行うこともできることといたしております。

第五に、放送大学学園の設置する大学の組織等についてであります。この大学が、特殊法人によって設置される大学であること、放送を利用して教育を行う大学であること等をも考慮し、大学の運営が適切に行われるよう所要の規定を設けることといたしております。

まず、この大学に、学校教育法に規定する学長、副学長、教授その他の職員を置くこととし、学長は理事長の申し出に基づいて文部大臣が、副学長及び教員は学長の申し出に基づいて理事長が、それぞれ任命することといたしております。

なお、学長及び教員の任命の申し出は、評議会の議に基づいて行われなければならないことといたしております。

次に、学長、副学長及び教員の任免の基準、任期、停年その他人事の基準に関する事項は、評議会の議に基づいて学長が定めることといたしております。

また、この大学に、学長の諮問機関として評議会を置き、大学の運営に関する重要事項について審議するとともに、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を行うこととし、学長、副学長及び評議会が定めるところにより選出される教授で組織することといたしております。

さらに、この大学においては、その教育及び研究の充実を図るため、他大学その他の教育研究機関と緊密に連携し、これらの機関の教員等の参加を積極的に求めるよう規定いたしております。

第六に、放送大学学園の財務、会計及びこれに対する主務大臣の監督等については、この学園の業務の公共性にかんがみ、一般の特殊法人の例にならって所要の規定を設けておりますが、この法律における主務大臣は、文部大臣及び郵政大臣といたしております。

第七に、放送大学学園の設立と関連する関係法律の一部改正についてであります。まず学校教育法につきましては、この学園が大学の設置者となり得ることを規定するとともに、通信により教育を行う学部に関する規定を設ける等所要の整備をいたすものであります。

また、放送法につきましては、この学園の放送等について、放送番組の政治的公平の確保、広告放送の禁止等所要の規定の整備をいたすものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

次に、このたび政府から提出いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校教職員共済組合が支給する既裁定の年金については、昭和四十四年度以後毎年改善措置を講じてきているところであり、昭和五十五年度におきましても、第九十一回国会において成立いたしました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律により、昭和五十五年四月分以後、その増額改定措置を図ったところであります。

本法律案は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案による厚生年金の年金額の引き上げに伴い、さらに改善を図る必要があるため、提出することとしたのであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

この法律案においては、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の通算退職年金及び通算遺族年金の額を、厚生年金の年金額の引き上げに伴い行われる国公立学校教職員の通算退職年金等の額の改定に準じ、昭和五十五年六月分から増額することといたしております。

なお、この法律の施行日につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

(経過措置)

附則第六条 この法律の施行の際現に放送大学学園という名称を使用している者に



<p><b>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</b></p>	<p>については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。</p> <p>附則第七条 学園の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十七年三月三十一日に終わるものとする。</p> <p>附則第八条 学園の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「学園の成立後遅滞なく」とする。</p> <p>附則第九条 放送大学の設置後最初の学長の任命及び放送大学の設置後六月内における教授の任命については、第二十一条第六項の規定は、適用しない。</p> <p>2 放送大学の設置後六月間は、第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、評議会は、学長、副学長及び教授全員で組織する。放送大学の設置後六月を経過した場合において、教授の数が六人に満たないときも、同様とする。</p>
--	---

【沿革② 特別な学校法人に移行】

法人類型	特殊法人（特別な学校法人）		
法人名	放送大学学園		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 放送大学学園法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H14年10月21日</li> <li>・法案成立年月日：H14年12月6日</li> <li>・法律公布年月日：H14年12月13日</li> <li>・法律施行年月日：H15年10月1日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>（ ）新規立法</li> <li>（ ）既存法律の一部改正</li> <li>（<input checked="" type="checkbox"/>）その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成14年11月7日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。</p> <p>この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、三十九件の独立行政法人個別法案等についてであります。</p> <p>これらは、すなわち、独立行政法人国民生活センター法案、独立行政法人北方領土問題対策協会法案、平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、独立行政法人国際協力機構法案、独立行政法人国際交流基金法案、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、独立行政法人日本芸術文化振興会法案、独立行政法人科学技術振興機構法案、独立行政法人日本学術振興会法案、独立行政法人理化学研究所法案、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、独</p>		

立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、独立行政法人農畜産業振興機構法案、独立行政法人農業者年金基金法案、独立行政法人農林漁業信用基金法案、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、独立行政法人緑資源機構法案、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、独立行政法人国際観光振興機構法案、独立行政法人水資源機構法案、独立行政法人自動車事故対策機構法案、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案であり、三十八の独立行政法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、またはその事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、三十八の独立行政法人の設立等を行うこととし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散等については、関係する独立行政法人個別法案とは別に提案しております中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定めております。

第二に、独立行政法人の役員につきましては、理事長、理事、監事等を置くこととし、監事を除く法定の役員数を現在の特殊法人等と比較して約四割削減することとしております。

第三に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。

第四に、特殊法人等から独立行政法人への事業の承継に伴う権利義務の承継について定めております。

その他、積立金の処分方法、所要の経過措置等に関する事項を定めております。

次に、七件の特殊法人等の民営化等を行うための関係法律の整備についてであります。

これらは、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、放送大学学園法案、日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、日

	<p>本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案及び東京地下鉄株式会社法案であり、七の特殊法人等に関し、地方公共団体が主体となって運営する法人または民間法人等とするため、政府からの出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小について所要の改正等を行うものであります。</p> <p>なお、これらの法律案においては、その施行期日を定めておりますが、大半の特殊法人等の解散及び独立行政法人の設立等並びに特殊法人等の民営化等の期日を平成十五年十月一日と定めております。</p> <p>以上が、特殊法人等改革法案の提案理由及びその内容の概要でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(旧学園の解散等)</p> <p><b>附則第三条</b> この法律の施行の際現に存する放送大学学園（以下「旧学園」という。）は、この法律の規定による放送大学学園（以下「新学園」という。）の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時にあって、次項の規定により国が承継する資産を除き、新学園が承継する。</p> <p>2 新学園の成立の際現に旧学園が有する権利のうち、新学園がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、新学園の成立の時に国が承継する。</p> <p>3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 旧学園の解散の日の前日を含む事業年度は、同日に終わるものとする。</p> <p>5 旧学園の解散の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。</p> <p>6 第一項の規定により新学園が旧学園の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、新学園が承継する資産の価額（旧学園の解散の日の前日までに政府以外の者から出えんされた金額を除く。）から負債の金額を控除した額に相当する金額は、政府から新学園に対し拠出されたものとする。</p> <p>7 前項の資産の価額は、新学園の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>9 第一項の規定により旧学園が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p><b>附則第四条</b> 削除</p> <p>(旧学園が設置する大学に関する経過措置)</p> <p><b>附則第五条</b> この法律の施行の際現に旧学園が設置している放送大学は、新学園の成立の時にあって、第四条第一項第一号の規定により新学園が設置する放送大学となるものとする。この場合において、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</p>

第四条第一項に規定する設置者の変更の認可があったものとみなす。

(旧学園の放送業務に関する経過措置)

**附則第六条** 旧学園が電波法第四条の規定により受けた免許及び放送法第五十二条の十三の規定により受けた認定は、新学園の成立の時に於いて、新学園がそれぞれの規定により受けた免許及び認定とみなす。

(健康保険の被保険者に関する経過措置)

**附則第七条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付を受けることができる者であった旧学園の職員で、施行日に私立学校教職員共済制度の加入者となった者（新学園の職員となった者に限る。次項において「旧学園の職員であった加入者」という。）に対する施行日以後の給付に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項並びに第二百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前の健康保険法による保険給付を受けることができる者であった間私立学校教職員共済制度の加入者であったものとみなす。

**2** 旧学園の職員であった加入者に対する施行日以後の給付に係る共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十六条第二項及び第六十七条第一項の規定の適用については、その者が施行日前に健康保険法による傷病手当金及び出産手当金を受けていた場合におけるこれらの給付は、共済法に基づく傷病手当金及び出産手当金とみなす。

(厚生年金保険の被保険者に関する経過措置)

**附則第八条** 施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であった旧学園の職員で、施行日に私立学校教職員共済制度の加入者となった者（新学園の職員となった者に限る。以下「旧学園の職員であった加入者」という。）のうち、一年以上の引き続き加入者期間（新学園の職員である期間に係るものに限る。以下同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（旧学園の職員であった期間に係るものに限る。以下「厚生年金保険期間」という。）と当該期間に引き続き加入者期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き加入者期間を有するものとみなす。

**2** 旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

**3** 旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの対

する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、加入者期間が二十年以上である者とみなす。

**附則第九条** 旧学園の職員であった加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

**附則第十条** 旧学園の職員であった加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

（事業計画に関する経過措置）

**附則第十一条** 新学園の最初の会計年度の事業計画については、第七条中「毎会計年度の開始前に」とあるのは、「放送大学学園の成立後遅滞なく」とする。

（罰則に関する経過措置）

**附則第十二条** この法律の施行前にした行為及び附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**附則第十八条** この法律に規定するもののほか、新学園の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

16. 日本年金機構

法人概要

【特殊法人】

法人名	日本年金機構												
所在地	東京都杉並区高井戸西 3-5-24												
設立根拠法	日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）												
所管府省	厚生労働省年金局事業企画課												
設立年月日	平成 22 年 1 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	① 平成 22 年 1 月 社会保険庁を廃止し、日本年金機構設置												
事業目的	日本年金機構法に定める業務運営の基本理念に従い、厚生労働大臣の監督の下に、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業に関し、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 厚生年金保険法第 100 条の 4 第 1 項に規定する権限に係る事務、同法第 100 条の 10 第 1 項に規定する事務、同法第 79 条第 1 項各号に掲げる事業及び同条第 2 項に規定する運用並びに同法第 100 条の 11 第 1 項に規定する収納を行うこと。</li> <li>2. 国民年金法第 109 条の 4 第 1 項に規定する権限に係る事務、同法第 109 条の 10 第 1 項に規定する事務、同法第 74 条第 1 項各号に掲げる事業及び同条第 2 項に規定する運用並びに同法第 109 条の 11 第 1 項に規定する収納を行うこと。</li> <li>3. 1～2 に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ol>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>101,502</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>271,280</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>257,559</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>112,079</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：正規職員・準職員約 11,000 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金	101,502	収入	271,280	支出	257,559	正味財産	112,079
区分	平成 28 年度												
資本金	101,502												
収入	271,280												
支出	257,559												
正味財産	112,079												
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金 : 日本年金機構法第 44 条</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>												

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令 : 日本年金機構法第 1 条  (✓) 報告徴収 : 日本年金機構法第 48 条  (✓) 立入検査 : 日本年金機構法第 48 条</p>
<p>役員の選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命 : 日本年金機構法第 13 条 (理事長、監事)  (✓) 国の認可 : 日本年金機構法第 13 条の 2 (副理事長、理事)  ( ) 国への届出 :</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 日本年金機構法第 34 条  ( ) 国への届出 :  <b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認 :  (✓) 国の認可 : 日本年金機構法第 41 条 (大臣の承認)  ( ) 国への届出 :  <b>(その他国の関与)</b>  (✓) その他 : 日本年金機構法第 26 条 (制裁規程作成)、第 43 条 (短期借入金)、第 45 条 (重要な財産処分等) のは厚生労働大臣の認可</p>
<p>税の取扱 (優遇措置)</p>	<p>(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条第 2 項、別表 1  ( ) 固定資産税 :  (✓) 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、別表 2  (✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条、別表 2</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  ( ) みなし公務員 :  (✓) 情報公開 : 独立行政法人等情報公開法第 2 条</p>



【沿革① 社会保険庁を廃止し日本年金機構設置】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本年金機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本年金機構法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H19年3月13日 <b>・法案成立年月日</b> ：H19年6月30日 <b>・法律公布年月日</b> ：H19年7月6日 <b>・法律施行年月日</b> ：H20年12月31日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成19年5月8日・衆議院本会議）</p> <p>公的年金制度は、国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであります。しかしながら、その運営を担う社会保険庁については、事業運営に関するさまざまな問題が生じたところであり、公的年金制度の運営体制を再構築し、国民の信頼を確保することが不可欠であります。このため、社会保険庁を廃止し、厚生労働大臣が公的年金制度に関する財政責任及び運営責任を担うこととする一方、新たに年金事業の運営業務を行う日本年金機構を設立するため、この法律案を提出した次第であります。</p> <p>以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>第一に、日本年金機構は、厚生労働大臣の監督のもとに、厚生労働大臣と密接な連携を図りながら、年金事業の運営業務を行うことにより、年金事業の適正な運営及び公的年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としております。</p> <p>第二に、機構に、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置き、その職務及び権限等を定めるとともに、理事会を置くこととしております。</p> <p>第三に、機構の役職員の身分は非公務員とし、その報酬・給与及び服務について、所要の規定を設けることとしております。</p> <p>第四に、機構の業務運営に関し、被保険者等の意見を反映するための措置や、年金事務所の設置、年金委員の創設、年金個人情報の利用及び提供の制限などを定めるとともに、厚生労働大臣の業務改善命令等の監督規定を設けることとしております。</p> <p>第五に、機構の当面の業務運営に関する基本計画の策定その他の機構の設立準備に関する事項を定めることとしております。</p>		

以上のほか、社会保険庁の廃止に伴い、厚生年金保険法等において、社会保険庁長官の権限を厚生労働大臣の権限とし、厚生労働大臣はその権限の一部に係る事務を機構に行わせるとともに、保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは滞納処分等の権限を財務大臣に委任できることとするなど、所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成二十二年四月一日までの間において政令で定める日としております。

次に、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

公的年金制度に対する国民の信頼を確保し、その安定的な運営を図るためには、社会保険庁の組織の改革とあわせて、国民年金事業等の運営の改善を図る必要があります。このため、本法律案を提出し、国民年金事業等について、サービスの向上、保険料の納付の促進、公正で透明かつ効率的な事業運営の確保などの措置を講ずることとしております。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、住民基本台帳ネットワークシステムから被保険者等に係る情報を取得することにより、その氏名及び住所の変更等の届け出を原則として廃止するとともに、社会保険と労働保険の手続の期限を一致させることにより、事業主による手続の簡素化を図ることとしております。

第二に、クレジットカードによる保険料納付制度の導入など、国民年金保険料を納めやすい環境を整えるとともに、その滞納者に対して通常より短期の有効期間を定めた国民健康保険の被保険者証を交付することができる仕組みの導入、長期間にわたって保険料の自主的な納付がない場合に保険医療機関等に係る指定等を認めないこととすること、事業主に対して国民年金制度の周知等について協力を求めることができることなど、関係者や関係制度との連携のもとでの保険料の納付促進策を講ずることとしております。

第三に、年金事務費に保険料財源を充当できるようにするとともに、いわゆる福祉施設規定を廃止し、新たに年金教育・広報、年金相談、情報提供等の国民年金事業等の円滑な実施を図るための措置に係る規定を整備するほか、基礎年金番号を法定化することとしております。

以上のほか、国家公務員共済組合法等関係法律について所要の改正を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、平成二十年四月など、改正事項ごとに所要の施行期日を定めることとしております。

以上が、日本年金機構法案及び国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

(職員の採用)

**附則第八条** 設立委員は、社会保険庁長官を通じ、その職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準を提示して、機構の職員の募集を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項の規定によりその職員に対し、機構の職員の労働条件及び機構の職員の採用の基準が提示されたときは、機構の職員となることに関する社会保険庁の職員の意思を確認し、機構の職員となる意思を表示した者の中から、当該機構の職員の採用の基準に従い、機構の職員となるべき者を選定し、その名簿を作成して設立委員に提出するものとする。

3 前項の名簿に記載された社会保険庁の職員のうち、設立委員から採用する旨の通知を受けた者であってこの法律の施行の際現に社会保険庁の職員であるものは、機構の成立の時に於いて、機構の職員として採用される。

4 第一項の規定により提示する労働条件の内容となるべき事項、同項の規定による提示の方法、第二項の規定による職員の意思の確認の方法その他前三項の規定の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 設立委員は、機構の職員の採否を決定するに当たっては、人事管理に関し高い識見を有し、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者のうちから厚生労働大臣の承認を受けて選任する者からなる会議の意見を聴くものとする。

6 機構の職員の採用について、設立委員がした行為及び設立委員に対してなされた行為は、それぞれ、機構がした行為及び機構に対してなされた行為とする。

7 第二項又は第三項の規定により機構の職員の採用に関して行う事務については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第一項の規定は、適用しない。

(秘密保持義務)

**附則第九条** 設立委員又はその職にあった者は、機構の設立の事務に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前条第五項の規定により選任された者は、同項の規定による機構の職員の採否の決定に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 前二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(機構の職員の退職手当に関する経過措置)

**附則第十条** 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用される者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員

(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

**3** 機構は、機構の成立の日の前日に社会保険庁の職員として在職し、附則第八条第三項の規定により引き続いて機構の職員として採用された者のうち機構の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで社会保険庁の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(児童手当に関する経過措置)

**附則第十一条** 附則第八条第三項の規定により機構の職員として採用された者であって、機構の成立の日の前日において厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第五項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

**附則第十二条** 機構の成立の際、第二十七条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に機構が承継する。

**2** 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、機構に承継される権利に係る資産で政令で定めるものの価額の合計額から、承継される義務に係る負債で政令で定めるものの価額の合計額を差し引いた額に相当する金額は、政令で定めるところにより、政府から機構に対し出資されたものとする。

**3** 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

**4** 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(不動産に関する登記)

**附則第十三条** 機構が前条第一項の規定により不動産に関する権利を承継した場合

において、その権利につきなすべき登記の手続については、政令で特例を設けることができる。

(国有財産の無償使用)

**附則第十四条** 国は、機構の成立の際現に社会保険庁に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(名称の使用制限に関する経過措置)

**附則第十五条** この法律の施行の際現に日本年金機構という名称を使用している者については、第七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業年度に関する経過措置)

**附則第十六条** 機構の最初の事業年度は、第三十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わるものとする。

(年度計画に関する経過措置)

**附則第十七条** 機構の最初の事業年度の第三十五条に規定する業務運営に関する計画については、同条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(業務の特例)

**附則第十八条** 機構は、当分の間、第二十七条に規定する業務のほか、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十二条の二第一項に規定する権限に係る事務、同法第三十二条の七第一項に規定する事務及び同法第三十二条の八第一項に規定する収納を行う。

**2** 機構は、第二十七条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法

（以下この号において「整備法改正前児童手当法」という。）第二十二条第三項に規定する権限に係る事務並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法第二十二条第八項に規定する事務を行うこと。

二 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有す

るものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「平成二十四年改正前児童手当法」という。）第二十二條第三項に規定する権限に係る事務及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

三 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二條第三項に規定する権限に係る事務並びに平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法第二十二條第八項に規定する事務を行うこと。

**3** 機構が前二項の業務を行う場合における第二十三條第三項、第二十六條第二項、第三十一條第一項、第四十八條第一項及び第五十九條第四号並びに附則第十二條第一項の規定の適用については、第二十三條第三項中「第二十七條」とあるのは「第二十七條並びに附則第十八條第一項及び第二項」と、「若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」とあるのは「、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七條及び第三十八條の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六條の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「整備法改正前児童手当法」という。）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号。以下「平成二十二年度子ども手当支給法」という。）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「平成二十四年改正前児童手当法」という。）若しくは平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号。以下「平成二十三年度子ども手当支給特別措置法」という。）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第二十六條第二項中「若しくは船員保険法」とあるのは「、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子

育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法若しくは平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第三十一条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、第四十八条第一項中「又は船員保険法」とあるのは「、船員保険法、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた整備法改正前児童手当法、平成二十二年度子ども手当支給法第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法又は平成二十三年度子ども手当支給特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前児童手当法」と、第五十九条第四号中「第二十七条」とあるのは「第二十七条並びに附則第十八条第一項及び第二項」と、附則第十二条第一項中「第二十七条」とあるのは「第二十七条及び附則第十八条第一項」とする。

4 第一項及び第二項の業務のほか、機構は、厚生年金保険法附則第三十二条、国民年金法附則第十条、健康保険法附則第十一条及び船員保険法附則第十一条の規定により行うこととされた事務を行う。

(処分、申請等に関する経過措置)

**附則第七十三条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされてい

る申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

**3** この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。

**4** なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

**附則第七十四条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**附則第七十五条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める



17. 日本中央競馬会

法人概要

【特殊法人】

法人名	日本中央競馬会												
所在地	東京都港区六本木 6-11-1 六本木ヒルズゲートタワー												
設立根拠法	日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）												
所管府省	農林水産省生産局畜産部競馬監督課												
設立年月日	昭和 29 年 9 月 16 日	民間法人化年月日											
沿革	① 昭和 29 年 9 月 日本中央競馬会設立												
事業目的	競馬の健全な発展を図って馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央競馬の開催。</li> <li>2. 馬主、馬（競争馬）及び服色の登録。</li> <li>3. 調教師及び騎手の免許。</li> <li>4. 競走馬の育成。</li> <li>5. 騎手の養成・訓練。</li> <li>6. 競馬法第 21 条に基づき委託を受ける競馬の実施に関する事務。</li> <li>7. その他競馬の健全な発展を図るため必要な業務。</li> <li>8. 畜産振興事業等について助成することを業務とする法人に対し、当該助成に必要な資金の全部又は一部を交付する業務。</li> <li>9. 競馬法附則に規定する当該勝馬投票の的中者に対し、給付金を交付する業務。</li> <li>10. 地方競馬全国協会が行う競走馬生産振興業務に対し、交付金を交付する業務。</li> <li>11. 地方競馬全国協会が行う認定競馬活性化計画補助業務に対し、交付金を交付する業務。</li> </ol>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">4,924</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">2,709,911</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">2,651,259</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">1,122,211</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：1,753 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金	4,924	収入	2,709,911	支出	2,651,259	正味財産	1,122,211
区分	平成 28 年度												
資本金	4,924												
収入	2,709,911												
支出	2,651,259												
正味財産	1,122,211												
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>(✓) 交付金 : 日本中央競馬会法 14 条の 4</p> <p>( ) 委託費 :</p>												

	<input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：日本中央競馬会法第 31 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：日本中央競馬会法第 34 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：日本中央競馬会法第 34 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：日本中央競馬会法第 11 条 <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：日本中央競馬会法第 23 条（予算）、第 21 条（事業計画） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：日本中央競馬会法（農林水産大臣の承認） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input checked="" type="checkbox"/> その他：日本中央競馬会法第 7 条の 2（定款変更）、第 8 条の 2（規約制定）、第 17 条（運営審議会委員任命）、第 19 条の 3（周辺施設整備）には、農林水産大臣の認可
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条、別表 1 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条、別表 2 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税：印紙税法第 5 条、別表 2
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開：独立行政法人等情報公開法第 2 条 別表 1

【沿革① 日本中央競馬会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本中央競馬会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 日本中央競馬会法		
	・国会提出年月日：S29年3月30日 ・法案成立年月日：S29年6月15日 ・法律公布年月日：S29年7月1日 ・法律施行年月日：S29年9月16日	法改正のパターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和29年3月31日・参議院文教委員会） わが国におきまして競馬が行われるようになりましたのは、相当古くからのことでありますが、いわゆる馬券の発売を公認した競馬は大正十二年に競馬法が制定されて以来のことでありまして、当初は、民法上の公益法人である競馬倶楽部が全国に十一を限り認められまして、おのおの十一競馬場において競馬を施行しておつたのであります。その後昭和十一年に法律の改正によりまして、全国一本の特別法人たる日本競馬会に統合いたしまして、競馬は一層の発展を見たのであります。戦争中は一時競馬を中止するのやむなきに至りましたが、戦後再開されるに及び、当時における政治情勢によりまして、日本競馬会は解散せざるを得ないこととなり、現在の競馬法が制定されまして、日本競馬会が行ってきた競馬事業を国に移すとともに、その一切の資産及び負債を国に引継ぎ、ここに国営競馬制度の誕生を見て今日に至つたのであります。 この国営競馬の形態は、世界でもほとんど類例のない形態でありまして、競馬法の附則にも、この制度が暫定的経過的なものであることを示す規定があるのであります。政府といたしましては、この制度の改善方策につきまして、一昨年六月臨時に設置いたしました競馬制度審議委員会における委員各位の御意見をもとといたしまして、鋭意立案研究をして参つたのでありますが、政府におきます行政簡素化の線ともならみ合せまして、今回その成案を得ましたので、ここに国会に提案して、その審議をお願いすることとなつた次第であります。 以下この法案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、この法案は、現在の国営競馬を引継いで施行する団体として設立する日本中央競馬会の組織、運営等について定めることを趣旨としておりまして、必要な限度におきまして、その附則において競馬法を一部改正することといたしております。		

第二に、この日本中央競馬会には公社に準ずる性格を付与することといたしまして、その役員を選任や欠格条項にいたしましても、収支予算事業計画等に対する国の関与の点、またこれに対して国が全額出資をするという点等につきましても、相当の規定を設けたのであります。

第三に、この日本中央競馬会の行う事業であります。これは現在政府が国営競馬特別会計をもつて経営しております国営競馬事業の一切を、一応そのままの形で引き継がせ行わしめることとしているのであります。

第四に、この団体の会計経理の点であります。その収支予算及び事業計画につきましては、農林大臣がこれを認可することといたし、さらに借入金の借入、余裕金の運用につきましても一定の制限を付する等その経理は、最も厳正公正を期し、世人の疑惑を招くことのないようにいたしたい所存であります。また競馬による収益につきましては、従来の実績等を勘案の上、勝馬投票券の売得金に対しまして、百分の十の率による納付金を国庫に納付させることといたし、なお事業年度末において決算上剰余が生じたる場合におきましては、その一部は国庫に納付させるほか、剰余もすべてこれを積み立て、その任意なる処分を制限いたしまして、これにより一層公的な色彩を強化したのであります。

第五に、現在の国営競馬特別会計に所属しております競馬場等の財産の処理についてであります。これは、その大部分が昭和二十三年に国営競馬に切りかえられましたときに、日本競馬会から政府が契約によりまして無償で承継を受けた資産である等の経緯もございますので、政府といたしましては、競馬を施行させることのために、一部の例外的なものを除きまして、これを全部現物出資して日本中央競馬会に引き渡すこととし、競馬の健全な発展のための基盤といたしたい所存であります。

第六には、監督の点であります。すでに申し上げましたように、役員、業務及び経理の全部面にわたりまして農林大臣が厳正なる監督を加えることとし、適正なる運営を確保することといたしましたるほか、政府の出資のございます関係で、会計検査院がその会計経理を検査することとなるのであります。

第七に、この法律の施行により、農林省の競馬部及び競馬事務所は廃止せられることになり、現在定員五百二十人の職員のうち、監督の事務に存置される者五五人を除き、他は農林省の定員から除かれるわけですが、これらの職員は、みないずれも競馬の業務に関する専門家でありまして、事実上は、そのまま新団体に移行するものと思われるのであります。

最後に、今回の法案におきましては、地方競馬につきまして手を触れておらぬのであります。これは、先ほど申し述べました競馬制度審議委員会において、この点について種々議論がわかれておりますこと、全国各地方にまたがる地方競馬は地域的に種々事情も異なり、問題がきわめて複雑であること等によるのであります。

	<p>て、今後は、適当なる方法によりまして、この点に関する関係各方面の御意見も伺い、制度の改善方策について研究して参りたいと考えておる次第であります。</p>
<p><b>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</b></p>	<p>(競馬会の設立)</p> <p>7 競馬会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。</p> <p>(財産の承継及び出資)</p> <p>8 第四条第一項に規定する動産及び不動産は、競馬会が、その成立の時に政府の国営競馬特別会計から承継するものとし、その承継があつたときは、同項の規定による政府の出資があつたものとする。</p>

18. 日本アルコール産業株式会社

法人概要

【特殊法人】

法人名	日本アルコール産業株式会社												
所在地	東京都中央区日本橋小舟町 6-6 小倉ビル 6 階												
設立根拠法	日本アルコール産業株式会社法（平成 17 年 4 月 20 日法律第 32 号）												
所管府省	経済産業省製造産業局素材産業課												
設立年月日	平成 18 年 4 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	<p>① 昭和 12 年 4 月 アルコール専売法施行、大蔵省専売局所管下に専売開始</p> <p>② 昭和 17 年 4 月 アルコール専売事業、商工省（現：経済産業省）に移管</p> <p>③ 昭和 57 年 10 月 通商産業省に所属していたアルコール製造部門が特殊法人新エネルギー総合開発機構（現：独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO））に移管され、アルコール事業本部が発足</p> <p>④ 平成 13 年 4 月 アルコール専売法廃止、アルコール事業法施行。NEDO による一手購入販売開始</p> <p>⑤ 平成 18 年 4 月 日本アルコール産業株式会社誕生</p> <p>⑥ 平成 20 年 3 月 一般競争入札により約 3 分の 2 (39, 979 株) の株式を日本アルコール販売(株)が取得</p> <p>⑦ 平成 26 年 6 月 日本合成アルコール(株)の株式の約 3 分の 2 (640, 000 株) 取得</p>												
事業目的	アルコール事業法に基づくアルコールの製造に関する事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	アルコール事業法に規定するアルコールの製造に関する事業及びこれに附帯する事業を営むほか、これらの事業の遂行に支障のない範囲内において、これらの事業以外の事業を営むことができる。												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>3, 000</td> </tr> <tr> <td>収入（売上高）</td> <td>28, 690</td> </tr> <tr> <td>支出（売上原価）</td> <td>25, 260</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>30, 658</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：136 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金	3, 000	収入（売上高）	28, 690	支出（売上原価）	25, 260	正味財産	30, 658
区分	平成 28 年度												
資本金	3, 000												
収入（売上高）	28, 690												
支出（売上原価）	25, 260												
正味財産	30, 658												
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>( ) 委託費 :</p>												

	<input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：日本アルコール産業株式会社法第 10 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：日本アルコール産業株式会社法第 11 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：日本アルコール産業株式会社法第 11 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：日本アルコール産業株式会社法第 5 条（会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職には、経済産業大臣の認可） <input type="checkbox"/> 国への届出：
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：日本アルコール産業株式会社法第 6 条（事業計画） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：日本アルコール産業株式会社法第 9 条（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書提出（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）） <b>(その他国の関与)</b> <input checked="" type="checkbox"/> その他：日本アルコール産業株式会社法第 1 条（事業遂行に支障のない範囲内での事業外事業）、同法第 4 条（株式、社債及び借入金等）、同法 7 条（重要な財産の譲渡等）、同法第 8 条（定款変更等）、同法附則 4 条（定款作成）には、経済産業大臣の認可
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：日本アルコール産業株式会社法附則第 17 条 <input type="checkbox"/> 印紙税：
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：

【沿革④ アルコール専売法廃止、アルコール事業法施行。NEDOによる一手購入販売開始】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法</p>		
	<p>・国会提出年月日：H14年10月21日 ・法案成立年月日：H14年12月4日 ・法律公布年月日：H14年12月11日 ・法律施行年月日：H14年12月11日</p>	法改正の パターン分類	<p>(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成14年11月7日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会）</p> <p>わが国におきまして競馬が行われるようになりましたのは、相当古くからのことでありますが、いわゆる馬券の発売を公認した競馬は大正十二年に競馬法が制定されて以来のことでありまして、当初は、民法上の公益法人である競馬倶楽部が全国に十一を限り認められまして、おのおの十一競馬場において競馬を施行しておったのであります。その後昭和十一年に法律の改正によりまして、全国一本の特別法人たる日本競馬会に統合いたしまして、競馬は一層の発展を見たのであります。戦争中は一時競馬を中止するのやむなきに至りましたが、戦後再開されるに及び、当時における政治情勢によりまして、日本競馬会は解散せざるを得ないこととなり、現在の競馬法が制定されまして、日本競馬会が行ってきた競馬事業を国に移すとともに、その一切の資産及び負債を国に引継ぎ、ここに国営競馬制度の誕生を見て今日に至ったのであります。</p> <p>この国営競馬の形態は、世界でもほとんど類例のない形態でありまして、競馬法の附則にも、この制度が暫定的経過的なものであることを示す規定があるのであります。政府といたしましては、この制度の改善方策につきまして、一昨年六月臨時に設置いたしました競馬制度審議委員会における委員各位の御意見をもとといたしまして、鋭意立案研究をして参ったのであります。政府におきます行政簡素化の線ともならみ合せまして、今回その成案を得ましたので、ここに国会に提案して、その審議をお願いすることとなった次第であります。</p> <p>以下この法案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、この法案は、現在の国営競馬を引継いで施行する団体として設立する日本中央競馬会の組織、運営等について定めることを趣旨としておりまして、必要な限度におきまして、その附則において競馬法を一部改正することといたしております。</p>		



第二に、この日本中央競馬会には公社に準ずる性格を付与することといたしまして、その役員を選任や欠格条項にいたしましても、収支予算事業計画等に対する国の関与の点、またこれに対して国が全額出資をするという点等につきましても、相当の規定を設けたのであります。

第三に、この日本中央競馬会の行う事業であります。これは現在政府が国営競馬特別会計をもつて経営しております国営競馬事業の一切を、一応そのままの形で引き継がせ行わしめることとしているのであります。

第四に、この団体の会計経理の点であります。その収支予算及び事業計画につきましては、農林大臣がこれを認可することといたし、さらに借入金の借入、余裕金の運用につきましても一定の制限を付する等その経理は、最も厳正公正を期し、世人の疑惑を招くことのないようにいたしたい所存であります。また競馬による収益につきましては、従来の実績等を勘案の上、勝馬投票券の売得金に対しまして、百分の十の率による納付金を国庫に納付させることといたし、なお事業年度末において決算上剰余が生じたる場合におきましては、その一部は国庫に納付させるほか、残余もすべてこれを積み立て、その任意なる処分を制限いたしまして、これにより一層公的な色彩を強化したのであります。

第五に、現在の国営競馬特別会計に所属しております競馬場等の財産の処理についてであります。これは、その大部分が昭和二十三年に国営競馬に切りかえられましたときに、日本競馬会から政府が契約によりまして無償で承継を受けた資産である等の経緯もございますので、政府といたしましては、競馬を施行させることのために、一部の例外的なものを除きまして、これを全部現物出資して日本中央競馬会に引き渡すこととし、競馬の健全な発展のための基盤といたしたい所存であります。

第六には、監督の点であります。すでに申し上げましたように、役員、業務及び経理の全部面にわたりまして農林大臣が厳正なる監督を加えることとし、適正なる運営を確保することといたしましたるほか、政府の出資のございます関係で、会計検査院がその会計経理を検査することとなるのであります。

第七に、この法律の施行により、農林省の競馬部及び競馬事務所は廃止せられることになり、現在定員五百二十人の職員のうち、監督の事務に存置される者五五人を除き、他は農林省の定員から除かれるわけですが、これらの職員は、みないずれも競馬の業務に関する専門家でありまして、事実上は、そのまま新団体に移行するものと思われるのであります。

最後に、今回の法案におきましては、地方競馬につきまして手を触れておらぬのであります。これは、先ほど申し述べました競馬制度審議委員会において、この点について種々議論がわかれておりますこと、全国各地方にまたがる地方競馬は地域的に種々事情も異なり、問題がきわめて複雑であること等によるのであります。

て、今後は、適当なる方法によりまして、この点に関する関係各方面の御意見も伺い、制度の改善方策について研究して参りたいと考えておる次第であります。

(新エネルギー・産業技術総合開発機構の解散等)

**附則第二条** 新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「旧機構」という。）は、機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時に於いて機構が承継する。

2 機構の成立の際現に旧機構が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧機構の解散の日の前日に終わるものとする。

5 旧機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。ただし、附則第二十条の規定による改正前の石油代替エネルギー法（以下「旧石油代替エネルギー法」という。）第二十一条第一項の規定は、適用しない。

6 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次に掲げる金額の合計額に相当する金額は、機構の設立に際し政府から機構に対して出資されたものとする。

一 機構が承継する資産（次のイからハまでに掲げる勘定に属するものを除く。）の価額（政府以外の者から旧機構に対して出資された金額に相当する金額を除く。）から負債（次のイからハまでに掲げる勘定に属するものを除く。）の金額を差し引いた額

イ 附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号。以下「旧研究開発体制整備法」という。）第六条第一項に規定する研究基盤出資業務に係る同項の特別の勘定

ロ 附則第二十二条の規定による改正前の基盤法（以下「旧基盤法」という。）第十三条第一項に規定する基盤技術研究促進勘定

ハ 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号。以下「基盤法改正法」という。）附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第九条に規定する鉱工業承継勘定（以下「旧鉱工業承継勘定」という。）

二 第一項の規定による旧機構の解散の時（以下この条において「解散時」という。）までに、政府から旧機構に対して旧研究開発体制整備法第四条第三号及び旧基盤法第十一条各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額

三 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府から旧機構に対して出資されたものとされた額（基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

改正法附則第十条の規定により資本金を増加し又は減少した場合にあっては、同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）

7 前項第一号資産の価額は、機構成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により機構が旧機構の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額は、それぞれ、機構の設立に際し当該各号の政府以外の者から機構に対して当該各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

一 解散時まで政府以外の者から旧機構に対して出資された金額の二分の一に相当する金額 第十七条第一号に掲げる業務

二 解散時まで政府以外の者から旧機構に対して出資された金額から前号に掲げる金額を差し引いた金額 第十七条第二号に掲げる業務

三 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から旧機構に対して出資されたものとされた額（基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により資本金を増加した場合にあっては同条の規定により出資されたものとされた額を含み、同条の規定又は次条第二項の規定により資本金を減少した場合にあっては基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により出資がなかったものとされた額又は次条第二項の規定により払戻しをした持分に係る出資額を除く。） 附則第九条第一項から第三項までに規定する業務

10 旧機構が発行した出資証券の上に存在する質権は、第七条第一項の規定により出資者が受けるべき機構の出資証券の上に存在する。

11 旧機構の解散については、旧石油代替エネルギー法第五十五条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

12 第一項の規定により旧機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（持分の払戻し）

**附則第三条** 基盤法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から旧機構に対して出資されたものとされた額（基盤法改正法附則第十三条において読み替えて準用する基盤法改正法附則第十条の規定により資本金を増加し又は減少した場合にあっては、同条の規定により出資があったものとされた額を含み、同条の規定により出資がなかったものとされた額を除く。）については、当該政府以外の者は、旧機構に対し、政令で定める期間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

- 2** 旧機構は、前項の規定による請求があったときは、旧石油代替エネルギー法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対し、政令で定める日における旧鉱工業承継勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額に対する当該請求をした者の持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、旧機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。
- 3** 前条第七項及び第八項の規定は、前項の資産の価額について準用する。この場合において、同条第七項中「機構成立の日」とあるのは、「附則第三条第二項に規定する政令で定める日」と読み替えるものとする。
- 4** 前条第九項（第三号を除く。）の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から一月以内に限り、当該持分の払戻しを請求することができる。
- 5** 機構は、前項の規定による請求があったときは、第八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

【沿革⑤ 日本アルコール産業株式会社誕生】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本アルコール産業株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本アルコール産業株式会社法		
	<b>・国会提出年月日：</b> H17年3月11日 <b>・法案成立年月日：</b> H17年4月8日 <b>・法律公布年月日：</b> H17年4月20日 <b>・法律施行年月日：</b> H17年4月20日	法改正の ターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成17年3月29日・参議院経済産業委員会）</p> <p>日本アルコール産業株式会社法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。</p> <p>平成十一年四月に閣議決定されました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画を着実に実施し、行政改革を一層推進していくことは重要であります。このため、本閣議決定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のアルコール製造部門を暫定的な特殊会社とすること等により、アルコール専売民営化の総仕上げを行うべく、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からアルコール製造部門のすべてを引き継ぐ暫定的な特殊会社として日本アルコール産業株式会社を設立することとし、その設立に必要な手続を定めます。</p> <p>第二に、設立後の会社の経営の健全性及び安定性を確保するため、事業計画や重要な財産の譲渡等について経済産業大臣の認可を必要とすることとします。</p> <p>第三に、アルコール専売の廃止に伴う激変を緩和するため五年間を目途に設けていた暫定措置を終了するなど、所要の措置を講じます。</p> <p>なお、新たに設立する特殊会社につきましては、政府は二年以内に保有する株式の売却を開始し、できる限り早期に完全売却を図ることとしております。</p> <p>以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（株式の引受け） <b>附則第六条</b> 会社の設立に際して発行する株式の総数は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを機構に割り当てるものとする。		

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

**附則第七条** 機構は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産のうち、附則第十九条の規定による改正前のアルコール事業法（以下「旧アルコール事業法」という。）第三十一条及び附則第二条に規定する業務に係るものを出資するものとする。この場合においては、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十八条の規定は、適用しない。

(創立総会)

**附則第八条** 会社の設立に係る商法第百八十条第一項の規定の適用については、同項中「第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本アルコール産業株式会社法附則第六条第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

(会社の成立)

**附則第九条** 附則第七条の規定により機構が行う出資に係る給付は、附則第十九条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

**附則第十条** 会社は、商法第百八十八条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

**附則第十一条** 機構が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)

**附則第十二条** 商法第百六十七条、第百六十八条第二項、第百六十九条、第百八十一条及び第百八十四条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(権利及び義務の承継等)

**附則第十三条** 機構は、会社の成立の時に旧アルコール事業法第三十一条及び附則第二条に規定する業務を終了するものとし、それらの業務に係る一切の権利及び義務は、その時に会社で承継する。

2 機構は、前項の規定により会社が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額によりその資本金を減少するものとする。

一 その承継の際附則第二十一条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（以下「旧機構法」という。）第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金の額

二 その承継の際旧機構法附則第十一条第二項に規定するアルコール製造勘定及び一般アルコール販売勘定に属する資本金の額

(商号についての経過措置)

**附則第十四条** 第二条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本アルコール産業株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

**附則第十五条** 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画については、第六条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(アルコールの製造の事業の許可に関する経過措置)

**附則第十六条** 会社は、その成立の日においてアルコール事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

(非課税)

**附則第十七条** 附則第十条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第七条の規定により機構が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(政令への委任)

**附則第十八条** 附則第三条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等の適用に関する経過措置)

**附則第二十二条** 附則第十九条の規定の施行前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為（附則第十三条の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

**2** 附則第十九条の規定の施行前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為（附則第十三条の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

## 19. 株式会社商工組合中央金庫

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	株式会社商工組合中央金庫												
所在地	東京都中央区八重洲 2-10-17												
設立根拠法	株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年 6 月 1 日法律第 74 号）												
所管府省	経済産業省中小企業庁金融課												
設立年月日	昭和 20 年 10 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	<p>① 昭和 11 年 5 月 商工組合中央金庫法公布（6 月施行） 昭和 11 年 12 月 商工組合中央金庫設立</p> <p>② 昭和 60 年 5 月 商工組合中央金庫法改正法公布（6 月施行）</p> <p>③ 平成 19 年 6 月 株式会社商工組合中央金庫法公布（平成 20 年 10 月 1 日施行） 平成 20 年 10 月 株式会社商工組合中央金庫設立</p>												
事業目的	中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<p>1. 預金又は定期積金の受入れ</p> <p>2. 中小企業等協同組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会（直）、酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会、内航海運組合又は内航海運組合連合会、輸出組合又は輸入組合、市街地再開発組合、以上の他にも主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する資金の貸付け又は手形の割引</p> <p>3. 為替取引</p>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">218,653</td> </tr> <tr> <td>収入（経常収益）</td> <td style="text-align: right;">160,233</td> </tr> <tr> <td>支出（経常費用）</td> <td style="text-align: right;">111,034</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">937,782</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：3,994</p>			区分	平成 28 年度	資本金	218,653	収入（経常収益）	160,233	支出（経常費用）	111,034	正味財産	937,782
区分	平成 28 年度												
資本金	218,653												
収入（経常収益）	160,233												
支出（経常費用）	111,034												
正味財産	937,782												



補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input type="checkbox"/> 交付金 : <input checked="" type="checkbox"/> 委託費 : 株式会社商工組合中央金庫法第 2 条の 6 (政府出資を充てて危機対応準備金) <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 株式会社商工組合中央金庫法第 56 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 株式会社商工組合中央金庫法第 51 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 株式会社商工組合中央金庫法第 11 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 株式会社商工組合中央金庫法第 18 条 (代表取締役等の選定等の決議は主務大臣の認可で効力) <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 株式会社商工組合中央金庫法附則第 2 条の 4 (当分の間、危機対応業務に関する事業計画) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input checked="" type="checkbox"/> その他 : 株式会社商工組合中央金庫法第 2 条の 2 (主務令で定める以外の外国の支店その他の営業所の設置、種類の変更又は廃止)、同法 3 条 (資本金の減額)、同法 4 条 (株式発行等)、同法 8 条 (主要株主に係る認可等)、同法 16 条 (定款変更)、同法 61 条 (商工組合中央金庫の合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議) には、主務大臣の認可
税の取扱 (優遇措置)	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 株式会社商工組合中央金庫法附則第 32 条 <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

起因する規制 や国の関与	
-----------------	--

【沿革① 商工組合中央金庫設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	商工組合中央金庫		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 商工組合中央金庫法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S11年5月4日 <b>・法案成立年月日</b> ：S11年5月19日 <b>・法律公布年月日</b> ：S11年5月27日 <b>・法律施行年月日</b> ：S11年6月20日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和11年5月11日・参議院本会議）</p> <p>我國ノ商工業ノ大部分ハ所謂中小商工業ニ属シテ居リマシテ、中小商工業者ハ我國産業上ニ於テ基礎的地位ヲ占メテ居リマスノミナラズ、之ヲ社會的ニ見マシテモ、中小商工業者ハ國家ノ中堅階級ヲ成シ、是ガ生活ノ安定ヲ図ルコトハ國力ノ伸張上重要ナル關係ヲ有スルモノト言ハネバナリマセヌ、然ルニ中小商工業者ハ元来個人トシテハ薄資微力デアリマシテ、相互ニ連絡提携ナク、其企業經營上ニ幾多ノ缺陷ヲ有シ、延イテ金融上ニ於キマシテモ極メテ不利ナ狀況ニ在ルノガ常デアリマス、之ヲ此儘ニ放置シマスルコトハ、我國産業ノ發展並ニ國力ノ伸張上、洵ニ憂フベキ結果ヲ招クノ虞ガアリマスカラ、政府ニ於キマシテモ夙ニ商業組合、工業組合及ビ輸出組合ノ制度ヲ設ケ、中小商工業者ヲ自力更生ノ精神ニ基キ組合ヲ組織セシメマシテ、各種ノ共同施設ヲ営ミ、協同ノ力ニ依リ、各自ノ企業經營ノ改善合理化ヲ図ルト共ニ、其信用ヲ向上シ、以テ之ガ金融ノ圓滑ヲ期シテ居ルノデアリマス、幸ヒ制度創始以来各組合ハ相富ナル普及發達ヲ為シ、其事業成績ノ良好ナルモノ亦少クアリマセヌ、併ナガラ商業組合、工業組合、及ビ輸出組合ハ、従来一般ニ其信用ガ十分ニ理解セラレズ、為ニ動モスレバ其資金ノ融通ニ圓滑ヲ缺キマシテ、事業ノ圓滿ナル遂行ヲ妨ゲラレルノミナラズ、之ニ依ッテ組合ノ健全ナル發達ヲ阻害セラレルコトモ亦少クナイノデアリマス、斯クノ如キハ中小商工業者ノ更生ノ為ニ、甚ダ遺憾ナ次第デアリマスカラ、此際同業相助ノ精神ニ依リマシテ、各組合ニ出資ヲ為サシメ、政府モ亦之ニ出資ヲ致シマシテ、新ニ商工組合中央金庫ヲ設置シ、最倚リ相助ケテ組合金融ノ圓滑ヲ図リ、組合ノ内容ノ充實ト其健全アル發達トヲ促進シ、以テ中小商工業者ノ企業經營ノ改善合理化ニ資シ、中小商工業者ノ振興ヲ期シタイト考ヘル次第デアリマス、何卒十分御審議ノ上、御協賛アランコトヲ希望致シマス</p>		
業務、財産、職員身分等の			

繼承規定抜粋	
--------	--

【沿革② 商工組合中央金庫法改正法公布】

法人類型	特殊法人		
法人名	商工組合中央金庫		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 商工組合中央金庫法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S 60 年 3 月 19 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S 60 年 4 月 24 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S 60 年 5 月 17 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S 60 年 6 月 17 日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 60 年 4 月 3 日・参議院商工委員会）</p> <p>商工組合中央金庫は、昭和十一年に政府と中小企業者の組合との共同出資に基づいて設立され、自來約五十年にわたり、いわゆる組合のための系統金融機関として、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化に大きく貢献してきているところであります。</p> <p>しかしながら、近年、中小企業金融をめぐる環境は、著しく変化しつつあります。特に、金融自由化の進展を背景として、一方において国債等を組み合わせた高金利、複合サービス機能を有する新しい金融商品が相次いで登場するとともに、他方において中小企業が金融機関に求める金融サービスに対するニーズもこれまでになく多様化しているのが実情であります。仮にこのような環境変化に商工組合中央金庫が早急に対応できない場合には、その所期の役割、機能を十分に発揮し得ないことが懸念される状況となってきました。</p> <p>したがいまして、商工組合中央金庫が、その課されている使命を十分に達成し得るよう、六十一年十月の存立期間の満了を待たず、所要の法改正を行う必要があります。</p> <p>かかる趣旨にかんがみ、今般、商工組合中央金庫法の改正を提案することとした次第であります。</p> <p>次に、本法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。</p> <p>第一に、昭和十一年の設立認可の日より五十年となっている存立期間に関する規定を削除いたします。</p> <p>第二に、金融環境等の変化に対応して業務の整備充実を図ります。</p> <p>その一として、商工組合中央金庫の資金調達の大衆を占めている商工債券の販売力を今後とも維持していくため、債券総合口座、国債割引債口座等の金融商品を他</p>		

	<p>の債券発行銀行並みに提供し得るようにします。すなわち、新たに、国債等の窓口販売等を行い得るようにするとともに、所定の範囲内において、商工債券または国債等の所有者からの預金の受け入れ、当該商工債券または国債等を担保とする貸し付け等の業務を行い得るようにします。</p> <p>その二として、所属団体またはその構成員に関する業務の充実を図るため、長期貸し付けに係る期間及び方法の制限の撤廃、国債等の窓口販売その他の業務、有価証券の貸し付け等の業務を行い得るようにします。</p> <p>その三として、所属団体等の事業活動の円滑化に資する等のため、所属団体等が設立した海外現地法人、中小規模の事業者による共同出資会社等に対し貸し付けを行い得るようにします。</p> <p>第三に、余裕金の運用に関する規定の整備、副理事長の設置等役員に係る規定の整備を行うほか、付随業務規定の整備その他所要の規定の整備を図ることとしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。</p>
<p>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</p>	<p>商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第二項を削る。</p> <p>第四条を次のように改める。</p> <p>第四条 削除</p> <p>第五条中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。</p> <p>第十五条第二項第一号中「第四号、第七号及第十六号」を「第六号及第十五号」に改める。</p> <p>第二十三条中「第一項第四号」を「第一項第一号及第四号」に、「及理事」を「、副理事長及理事」に改める。</p> <p>第二十四条中「一人」の下に「、副理事長一人」を加える。</p> <p>第二十五条第二項中「理事長」の下に「及副理事長」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>副理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ理事長ヲ補助シ商工組合中央金庫ノ業務ヲ掌理シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長欠員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ</p> <p>第二十六条第一項中「、理事」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長」に、「監事」を「理事及監事」に、「三年」を「二年」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。</p> <p>副理事長及理事ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ理事長之ヲ命ズ</p> <p>第二十七条第一項中「主務大臣」の下に「ノ認可ヲ受ケ理事長」を、「市街地再開発組合」の下に「(以下此等ヲ「出資資格団体」ト総称ス)」を加える。</p>

第二十八条第一項中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、同項第一号中「五年以内ノ定期償還貸付」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 所属団体又ハ其ノ構成員ノ貿易取引ニ係ル外国為替取引ヲ行フ銀行其ノ他ノ金融機関ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ為ニ債務ノ保証又ハ手形ノ引受ヲ為スコト

第二十八条第一項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 左ニ掲グル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト

イ 出資資格団体及其ノ構成員

ロ 所属団体又ハ其ノ構成員タル法人ノ役員

ハ 次条ニ規定スル法人

ニ 第二十八条ノ四第一項第二号イニ掲グル法人ニシテ同号ノ業務ノ相手方タルモノ

ホ 国、公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人

ヘ 銀行其ノ他ノ金融機関

ト 本邦内ニ住所又ハ居所（法人ニ在リテハ主タル事務所）ヲ有スル者以外ノ者（以下「非居住者」ト謂フ）

第二十八条第一項第六号及び第七号を次のように改める。

六 前号ニ掲グル者又ハ商工債券ノ所有者ノ為ニ有価証券、貴金属其ノ他ノ物品ノ保護預リヲ為スコト

七 所属団体又ハ其ノ構成員ノ為ニ有価証券（商工債券ヲ除ク）ノ委託売買ヲ為スコト

第二十八条第一項中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 所属団体又ハ其ノ構成員ニ対シ国債、地方債又ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券（以下「国債等」ト謂フ）ニ係ル募集又ハ売出ノ取扱、売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト

九 所属団体又ハ其ノ構成員ニ対シ有価証券ノ貸付ヲ為スコト

十 所属団体ノ構成員ノ株式ノ取得ヲ為スコト（命令ノ定ムル所ニ依リ投資ノ目的ヲ以テ為ス場合ニ限ル）

十一 所属団体又ハ其ノ構成員ヲ相手方トシテ金銭債権（譲渡性預金証書其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル証書ヲ以テ表示セラルルモノヲ含ム以下同ジ）ノ取得又ハ譲渡ヲ為スコト

第二十八条第一項に次の一号を加える。

十三 両替ヲ為スコト

第二十八条第二項中「乃至第四号」を削り、同条第四項中「第一項第八号」を

「第一項第十二号」に改め、同条第三項を削る。

第二十八条ノ二中「輸出」を「貿易」に、「乃至第四号」を「及第二号」に改める。

第二十八条ノ三を削り、第二十八条ノ四第一項中「法人」の下に「、電気事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」を、「代理スルコト」の下に「(第二十八条第一項第八号並ニ第二十八条ノ六第一項第一号及第二号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク)」を加え、同条を第二十八条ノ三とし、同条の次に次の三条を加える。

第二十八条ノ四 商工組合中央金庫ハ第二十八条第一項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ当該業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

一 左ニ掲グル者ニ対シ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト

イ 出資資格団体

ロ 所属団体又ハ其ノ構成員ヨリ出資ヲ受ケタル法人（非居住者タルモノニ限ル）ニシテ当該所属団体又ハ其ノ構成員トノ間ニ緊密ナル経済関係ヲ有スルモノ

ハ 所属団体又ハ其ノ構成員ノ貿易取引ノ相手方タル非居住者

ニ 銀行其ノ他ノ金融機関

ホ 証券業者

二 左ニ掲グル者（前号ニ掲グルモノヲ除ク）ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト

イ 出資資格団体又ハ其ノ構成員ノ事業ノ発達ヲ図ル為必要ナル施設ヲ行フ法人

ロ 中小規模ノ事業者ヲ其ノ主タル構成員トシ且其ノ構成員タル中小規模ノ事業者ノ貿易ノ振興又ハ事業ノ合理化ヲ図リ其ノ共通ノ利益ヲ増進スル為必要ナル施設ヲ行フ法人

三 商工債券又ハ国債等ノ所有者ニ対シ当該商工債券又ハ国債等ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト

四 左ニ掲グル者ヨリ預金ノ受入ヲ為シタル場合ニ於テ当該者ニ対シ当該預金ヲ担保トスル貸付ヲ為スコト

イ 出資資格団体ノ構成員

ロ 所属団体又ハ其ノ構成員タル法人ノ役員

ハ 公共団体其ノ他営利ヲ目的トセザル法人

ニ 非居住者

前項各号ノ業務ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八条ノ五 商工組合中央金庫ハ第二十八条第一項第五号ノ業務ノ外左ニ掲



グル業務ヲ営ムコトヲ得

- 一 第二十八条第一項第一号及第二号ノ業務ニ係ル債権ヲ保全スル為必要ナル場合ニ於テ当該債券ニ係ル債務者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヨリ預金ノ受入ヲ為スコト
- 二 商工債券ノ募集又ハ売出ノ為必要ナル場合ニ於テ商工債券ノ応募者（応募セントスル者ヲ含ム）又ハ買入ヲセントスル者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコト
- 三 商工債券又ハ国債等ノ所有者ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト
- 四 左ニ掲グル者ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預金ノ受入ヲ為スコト
  - イ 電気事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ商工組合中央金庫ガ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依リ其ノ業務ノ代理ヲ為シタルモノ
  - ロ 第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依ル業務ノ代理ニ係ル貸付ヲ受ケタル者
- ハ 前条第一項第一号ロ、ハ及ホ並ニ第二号ロニ掲グル者ニシテ同項第一号又ハ第二号ノ業務ノ相手方タルモノ
- ニ 前三号及イ乃至ハニ掲グル者以外ノ者ニシテ其ノ者ヨリ預金ノ受入ヲ為スコトガ商工組合中央金庫ノ経常の経費ノ円滑ナル支払ニ資スト認メラルル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

第二十八条ノ六 商工組合中央金庫ハ第二十八条第一項第六号乃至第九号及第十一号ノ業務ノ外同項第一号ノ業務及同条第二項ノ規定ニ依ル業務ノ遂行ヲ妨ゲザル限度ニ於テ左ニ掲グル業務ヲ営ムコトヲ得

- 一 国債等ノ引受（売出ノ目的ヲ以テ為スモノヲ除ク）及当該引受ニ係ル国債等ノ募集ノ取扱ヲ併セ為スコト
  - 二 国債等ニ係ル引受（売出ノ目的ヲ以テ為スモノニ限ル）、募集若ハ売出ノ取扱（前号ノ業務ニ該当スルモノヲ除ク）又ハ不特定且多数ノ者ニ対スル売買其ノ他ノ業務ヲ為スコト
  - 三 金銭債権（命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル）ノ取得又ハ譲渡ヲ為スコト
- 商工組合中央金庫ハ前項第二号又ハ第三号ノ業務ヲ営マントスルトキハ其ノ内容及方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ此等ヲ変更セントスルトキ亦同ジ

前項ノ認可ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九条第一項中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、同項第一号中「国債証券、地方債証券」を「国債等」に、「買入」を「取得」に改め、同項第二号中「主務大臣ノ認可ヲ受ケタル」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。

- 三 信託業務ヲ営ム銀行又ハ信託会社ヘノ金銭信託ヲ為スコト
- 四 前二号ニ掲グル方法ノ外主務大臣ノ認可ヲ受ケタル金銭債権（証書ヲ以テ表示セラルルモノニ限ル）ノ取得ヲ為スコト

第二十九条第一項第五号及び第六号並びに第二十九条ノ二を削る。

第三十条中「規定セザル業務」を「規定スル業務及之ニ附随スル業務ヲ営ムノ外他ノ業務」に改める。

第四十五条に次の一項を加える。

前項ノ貸付利率及手形ノ割引歩合ノ最高限度ガ直前事業年度ニ於ケルモノト同一ナルトキハ同項ノ認可ハ之ヲ受クルコトヲ要セズ

第七章を第八章とし、第六章の次に次の一章を加える。

#### 第七章 雑則

第四十九条ノ二 本法ニ基キ政令又ハ命令ヲ制定シ又ハ改廃スル場合ニ於テハ夫々政令又ハ命令ヲ以テ其ノ制定又ハ改廃ニ伴ヒ合理的ニ必要アリト判断セラルル範囲内ニ於テ所要ノ経過措置（罰則ニ関スル経過措置ヲ含ム）ヲ定ムルコトヲ得

第五十条第一項中「理事長」の下に「、副理事長」を加え、「二十万円」を「百万円」に改める。

第五十一条中「理事長」の下に「、副理事長」を加え、「千円以上三万円」を「三十万円」に改める。

第五十二条中「理事長」の下に「、副理事長」を加え、「千円以上一万円」を「十万円」に改める。

第五十三条中「千円以上一万円」を「十万円」に改める。

第六十二条を削る。

【沿革③ 株式会社商工組合中央金庫設立】

法人類型	株式会社		
法人名	株式会社商工組合中央金庫		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( <input checked="" type="checkbox"/> ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 株式会社商工組合中央金庫法		
	・国会提出年月日：H19年2月13日 ・法案成立年月日：H19年5月25日 ・法律公布年月日：H19年6月1日 ・法律施行年月日：H20年10月1日	法改正の ターン分類	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新規立法 ( ) 既存法律 の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和41年2月15日・参議院文教委員会） 日本の産業競争力の源泉は、大企業に部品や素材を供給する中小企業にあり、また、地域の経済を支えているのも、各地域で特色ある事業活動を行う中小企業であります。商工組合中央金庫は、こうした中小企業のよい点を見つけ、はぐくむノウハウを持っており、融資と経営指導を一体として実施し、中小企業を支えてきました。 こうした背景のもと、政策金融改革を着実に進めるとともに、商工組合中央金庫が有している中小企業に対する金融機能の根幹を維持するための措置を講ずることが、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律において定められております。本法案は、その内容を具体化したものであります。 次に、本法案の要旨を御説明申し上げます。 第一に、平成二十年十月における商工組合中央金庫の株式会社化を円滑に行うため、株式会社への組織転換のための措置を講ずることとしております。 第二に、中小企業に対する金融機能の根幹を維持するため、中小企業団体とその構成員等に融資対象、株主資格を限定するとともに、中小企業に対する円滑な金融機能の提供に不可欠な強固な財務基盤を確立すべく、特別準備金の設置について規定をしております。 第三に、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちに本法案を廃止するための措置を講ずるとともに、中小企業に対する金融機能の根幹が維持されることとなるように、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講ずることとしております。 以上が、株式会社商工組合中央金庫法案の趣旨でございます。		
業務、財産、 職員身分等の	（転換計画の認可） 附則第三条 この法律の施行の際現に存する商工組合中央金庫（以下「転換前の法		

<p><b>継承規定抜粋</b></p>	<p>人」という。)は、転換(転換前の法人が附則第十八条第一項の規定により株式会社商工組合中央金庫(次条から附則第三十三条までにおいて「転換後の法人」という。)となることをいう。以下同じ。)に係る計画(以下「転換計画」という。)を作成して、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認可があったときは、転換は、施行日にその効力を生ずる。 (転換計画の記載事項等)</p> <p>附則第四条 転換前の法人は、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 転換後の法人の業務</p> <p>二 転換後の法人の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、転換後の法人の定款で定める事項</p> <p>四 転換後の法人の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称</p> <p>五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ又はロに定める事項</p> <p>イ 転換後の法人が会計参与設置会社である場合 転換後の法人の会計参与の氏名又は名称</p> <p>ロ 転換後の法人が監査役設置会社である場合 転換後の法人の監査役の氏名</p> <p>六 転換前の法人の出資者が転換に際して取得する転換後の法人の株式の数(種類株式を発行する場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに転換後の法人の資本金及び準備金の額に関する事項</p> <p>七 転換前の法人の出資者に対する前号の株式の割当てに関する事項</p> <p>八 転換前の法人の出資者に対して金銭を納付又は交付するときは、その額又はその算定方法</p> <p>九 転換前の法人の出資者に対する前号の金銭の割当てに関する事項</p> <p>十 転換がその効力を生ずる日</p> <p>2 前項第七号に掲げる事項についての定めは、転換前の法人の出資者の有する出資の口数(出資者が政府である場合にあっては、主務大臣が定める口数)に応じて転換後の法人の株式を交付することを内容とするものでなければならない。</p> <p>3 第一項第九号に掲げる事項についての定めは、転換前の法人が次条第一項の規定により国庫に納付する場合を除き、転換前の法人の出資者の有する出資の口数に応じて金銭を交付すること(出資者が政府である場合にあっては、国庫に納付すること)を内容とするものでなければならない。</p> <p>4 前項の規定による納付金の納付の手續に関し必要な事項は、政令で定める。 (特別準備金等)</p> <p>附則第五条 転換前の法人は、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第九条の規定にかかわらず、政府から転換前の法人に対してされた出資に係る資産の</p>
----------------------	---

うち転換後の法人が業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する金額として主務大臣が定める金額を、国庫に納付しなければならない。この場合において、転換前の法人は、その納付した金額により資本金を減少するものとする。

2 転換後の法人は、特別準備金を設け、転換前の法人の純資産であって政府の出資に係るものに相当する金額のうち主務大臣が定めるところにより算出された金額をこれに充てるものとする。

3 主務大臣は、前二項の規定により金額を定めようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を聴かなければならない。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(所属団体に対する通知等)

附則第六条 転換前の法人は、附則第三条第一項の規定により転換計画を作成したときは、遅滞なく、その所属団体及び知れている出資を目的とする質権者に対し、転換をする旨並びに転換後の法人の商号及び住所その他転換計画の概要を通知するとともに、転換前の法人が定款で定める方法により公告しなければならない。

(転換計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

附則第七条 転換前の法人は、前条の規定による公告の日（以下「公告日」という。）から施行日までの間、転換計画の内容その他主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 転換前の法人の所属団体（転換前の法人の出資者のうち政府以外のものをいう。以下同じ。）及び債権者は、転換前の法人に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換前の法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって転換前の法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 転換前の法人は、転換後の法人の交付する株式又は金銭を受ける政府及び所属団体の権利の保全等に資するため、一定の日を定めてその日以後転換前の法人への新たな出資又は出資の譲渡を承諾しないことができる。

4 転換前の法人は、前項の日を定めたときは、その日を公告しなければならない。

(転換に反対する所属団体の出資払戻請求権)

附則第八条 商工組合中央金庫法第十条の規定にかかわらず、公告日から二十日以内に書面をもってその持分の払戻しを請求する旨を転換前の法人に通知した所属団体は、附則第三条第一項の規定により認可を受けた転換計画（以下「認可転換計画」という。）に基づき、その有する出資の払戻しを受けることにより、施行日の前日までに転換前の法人を脱退するものとする。

2 転換前の法人は、商工組合中央金庫法第九条の規定にかかわらず、前項の規定により持分に係る出資額に相当する金額を払い戻すことができる。この場合において、転換前の法人は、その金額により資本金を減少するものとする。

(債権者の異議)

附則第九条 転換前の法人の債権者は、転換前の法人に対し、転換について異議を述べることができる。

2 転換前の法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、預金者、商工債（商工組合中央金庫法第三十一条に規定する商工債をいう。）の権利者その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。

一 転換をする旨

二 転換後の法人の商号及び住所

三 転換後の法人の計算書類に関する事項として主務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べる旨

3 前項の規定にかかわらず、転換前の法人が同項の規定による公告を、官報のほか、転換前の法人が定款で定める方法によりするときは、同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、転換について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(転換における株式の発行)

附則第十条 転換前の法人は、附則第四条第一項第七号の規定による株式の割当てを行うほか、転換に際して、転換後の法人の株式を発行することができる。この場合においては、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 この条の規定により発行する転換後の法人の株式（以下「転換時発行株式」という。）の数（種類株式を発行する場合にあっては、転換時発行株式の種類及び数。以下同じ。）
- 二 転換時発行株式の払込金額（転換時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額
- 四 転換時発行株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日
- 五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(転換時発行株式の申込み等)

附則第十一条 転換前の法人は、転換時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 転換後の法人の商号
- 二 前条各号に掲げる事項
- 三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

2 転換時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を転換前の法人に交付しなければならない。

- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き受けようとする転換時発行株式の数

3 転換前の法人は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を前項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。

4 転換前の法人が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を転換前の法人に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

5 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(転換時発行株式の割当て)

附則第十二条 転換前の法人は、申込者の中から転換時発行株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる転換時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、転換前の法人は、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 転換前の法人は、附則第十条第四号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の数を通知しなければならない。

3 転換前の法人は、転換後の法人の株式（株主総会において決議をすることがで

きる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。)を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当ててはならない。

- 一 中小企業等協同組合
- 二 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- 三 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- 四 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合又は生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については、百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 五 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 六 酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 七 内航海運組合又は内航海運組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 八 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人（小売業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 九 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については一億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については百人、商業又はサービス業以外の事業



を主たる事業とする者については三百人)以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。)

十 前各号に掲げる者であって転換後の法人の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員

十一 前各号に掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの直接又は間接の構成員であって、政令で定めるもの

(転換時発行株式の引受け)

附則第十三条 申込者は、転換前の法人の割り当てた転換時発行株式の数について転換時発行株式の引受人となる。

(出資の履行)

附則第十四条 転換時発行株式の引受人(附則第十条第三号の財産(以下「現物出資財産」という。)を給付する者を除く。)は、同条第四号の期日に、附則第十一条第一項第三号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの転換時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 転換時発行株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。)は、附則第十条第四号の期日に、それぞれの転換時発行株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3 転換時発行株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付(以下「出資の履行」という。)をする債務と転換前の法人に対する債権とを相殺することができない。

4 出資の履行をすることにより転換時発行株式の株主となる権利の譲渡は、転換後の法人に対抗することができない。

5 転換時発行株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより転換時発行株式の株主となる権利を失う。

(株主となる時期)

附則第十五条 転換時発行株式の引受人は、施行日に、出資の履行を行った転換時発行株式の株主となる。

(引受けの無効又は取消しの制限)

附則第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、転換時発行株式の引受けの申込み及び割当てに係る意思表示については、適用しない。

2 転換時発行株式の引受人は、施行日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として転換時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として転換時発行株式の引受けの取消しをするこ

とができない。

(金銭以外の財産の出資)

附則第十七条 会社法第二百七条、第二百十二条（第一項第一号を除く。）、第二百十三条（第一項第三号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は附則第十条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十九条第三項、第八百五十条第四項及び第八百五十一条を除く。）の規定はこの条において準用する同法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号、第二百十三条第一項第一号並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同条第一項中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。）を経過していないときは、六箇月前から施行日まで引き続いて所属団体であった者であって、施行日から引き続いて株式を有する株主）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(転換の効力の発生等)

附則第十八条 転換前の法人は、施行日に、転換後の法人となる。

2 転換前の法人は、施行日に、附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 転換前の法人の出資者は、施行日に、附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

(質権の効力)

附則第十九条 転換前の法人の出資を目的とする質権は、転換前の法人の所属団体が転換により受けるべき金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）の上に存在する。

(差押えの効力)

附則第二十条 転換前の法人の出資の差押え（仮差押えを含む。）は、転換前の法人の所属団体が転換により受けるべき金銭等にその効力を有する。

(一口に満たない端数)

附則第二十一条 会社法第二百三十四条第一項（各号を除く。）から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、転換に際して

所属団体に転換後の法人の株式を交付する場合において、交付しなければならない転換後の法人の株式の数に一株に満たない端数がある場合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第一項中「当該各号に定める者に当該株式会社」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において所属団体であった者であって施行日から引き続いて株式を有する者に株式会社商工組合中央金庫」と、同条第二項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

（転換計画実行の届出）

附則第二十二条 転換前の法人が附則第三条第一項の認可を受けた転換計画を実行したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（転換に関する書面の備置き及び閲覧等）

附則第二十三条 転換後の法人は、施行日後遅滞なく、附則第九条に規定する手続の経過その他の転換に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 転換後の法人は、施行日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならない。

3 転換後の法人の株主（転換後の法人の株主のうち政府以外のものをいう。）及び債権者は、転換後の法人に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換後の法人の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 第一項の書面の閲覧の請求
- 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって転換後の法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（転換の登記）

附則第二十四条 転換前の法人が転換をしたときは、転換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、転換前の法人については解散の登記を、転換後の法人については株式会社の設立の登記をしなければならない。

2 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第七十六条及び第七十八条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。

（主務大臣等）

附則第二十五条 転換に関する事項については、第五十六条第二項及び第五項の規定にかかわらず、主務大臣及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び財務大臣並びに経済産業省令・財務省令とする。

(罰則)

附則第二十六条 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による株式を引き受ける者の募集をするに当たり、転換後の法人の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であって重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であって重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附則第二十七条 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合いを行ったときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

2 前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附則第二十八条 転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条第三号に掲げる事項について、主務大臣に対して虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(過料に処すべき行為)

附則第二十九条 転換前の法人の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は転換後の法人の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは執行役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

- 一 附則第七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。
- 二 附則第九条第二項又は第五項の規定に違反して転換を行ったとき。
- 三 附則第二十四条の規定による転換の登記を怠ったとき。
- 四 この法律の規定による転換に関する公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。
- 五 官庁に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

(転換に関する政令への委任)

附則第三十条 附則第三条から前条まで及び第三十六条に規定するもののほか、転換の認可の申請の方法その他転換に関し必要な事項は、政令で定める。

(預貯金通帳等に係る印紙税の納付等の特例の適用)

附則第三十一条 転換後の法人は、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間内に作成する印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十二条第一項に規定する預貯金通帳等につき同条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項中「当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで」とする。

(登録免許税の課税の特例)

附則第三十二条 附則第二十四条第一項の規定により転換後の法人が受ける設立の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受ける場合には、登録免許税（認可転換計画に定められた附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い転換前の法人の出資者に対して割り当てられた株式に対応する資本金の額に係る部分に限る。）を課さない。

2 転換に伴い転換後の法人が受ける登記又は登録で、転換前の法人が有する不動産の所有権又は商標権に係る権利者の名称の変更の登記又は登録及び転換前の法人を債権者とする担保権についてする当該債権者の表示の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(従前の新株引受権付社債の払込みに関する経過措置)

附則第三十三条 転換後の法人は、第二十一条第四項第十二号の業務に関しては、商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十一条ノ十六第一項の払込みの取扱いについて、この法律の施行後においても、銀行とみなす。

(商工組合中央金庫法の廃止)

附則第三十四条 商工組合中央金庫法は、廃止する。

(事業年度に関する経過措置)

附則第三十五条 転換前の法人の事業年度は、施行日の前日に終了したものとみなす。

2 株式会社商工組合中央金庫の最初の事業年度は、第四十一条の規定にかかわらず、平成二十年十月一日に始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

附則第三十六条 前条第一項の規定により終了したものとみなされる事業年度に係る附則第三十四条の規定による廃止前の商工組合中央金庫法（以下「旧法」とい

う。)第三十九条ノ二に規定する書類並びに旧法第四十条ノ三に規定する業務及び財産の状況に関する説明書類の作成、監査及び承認の方法については、なお従前の例による。

(商工債に関する経過措置)

附則第三十七条 旧法第三十一条の規定により発行された商工債は、第三十三条の規定により発行された商工債とみなす。ただし、会社法第四編第三章並びに社債、株式等の振替に関する法律第八十五条及び第八十六条の規定は、適用しない。

附則第三十八条 施行日前に転換前の法人が発行した短期商工債(旧法第三十三条ノ二に規定する短期商工債をいう。以下同じ。)については、旧法及びこれに基づく命令の規定は、なお効力を有する。

(処分等に関する経過措置)

附則第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

附則第百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

附則第百二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

20. 株式会社日本貿易保険

法人概要

【特殊法人】

法人名	株式会社日本貿易保険												
所在地	東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館 3 階												
設立根拠法	貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）												
所管府省	経済産業省貿易経済協力局貿易保険課												
設立年月日	平成 13 年 4 月 1 日	民間法人化年月日											
沿革	① 昭和 25 年 6 月 輸出信用保険業務開始（現経済産業省） ② 平成 13 年 4 月 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）設立 ③ 平成 27 年 7 月 貿易保険法改正（平成 29 年 4 月から全額政府出資の特殊会社へ移行） ④平成 29 年 4 月 株式会社日本貿易保険（NEXI）設立												
事業目的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うこと。												
主な事務・事業の内容	1. 貿易保険法第 3 章の規定による貿易保険の事業。 2. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 3. 貿易保険以外の保険（通常の保険を除く。）であって対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして貿易保険法施行令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによって当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けること。 4. 前各号に附帯又は関連する一切の業務												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>169,352</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>75,574</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>75,574</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>794,906</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：167 名			区分	平成 28 年度	資本金	169,352	収入	75,574	支出	75,574	正味財産	794,906
区分	平成 28 年度												
資本金	169,352												
収入	75,574												
支出	75,574												
正味財産	794,906												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : (✓) 交付金 : 貿易保険法 36 条（国際約束の履行上必要なものと認められる会社の債権の免除等に係る交付金）												

	<input type="checkbox"/> 委託費 : <input checked="" type="checkbox"/> 政府貸付 : 貿易保険法第 5 条 (政府出資) <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証 : 貿易保険法第 26 条
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 貿易保険法 31 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 貿易保険法 32 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 貿易保険法 32 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 貿易保険法 7 条 <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 貿易保険法 18 条 (事業計画の認可) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 貿易保険法 20 条 (財務大臣書提出) <b>(その他国の関与)</b> <input checked="" type="checkbox"/> その他 : 貿易保険法 14 条 (金融機関への一部業務委託)、同法 19 条 (剰余金の配当等の決議)、同法 21 条 (責任準備金の算出方法書)、同法 24 条 (社債及び借入金)、同法 27 条 (社債及び借入金の償還計画)、同法 33 条 (定款変更) には、経済産業大臣の認可
税の取扱 (優遇措置)	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 貿易保険法 38 条 <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :



【沿革① 通商産業省・輸出信用保険業務開始】

法人類型	中央省庁		
法人名	通商産業省・輸出信用保険業務		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 輸出信用保険法		
	・国会提出年月日：S25年3月8日 ・法案成立年月日：S25年3月31日 ・法律公布年月日：S25年3月31日 ・法律施行年月日：S25年3月31日	法改正のパートナー分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和25年3月9日・参議院通商産業委員会）</p> <p>申すまでもなく、元来海外との取引は、国際情勢の変動等庭伴う経済上及び政治上の諸制約を受けるものでありまして、国内取引とは比較にならぬ大きな危険を伴いますため、輸出業者は、取引上の不安にさらされつつ輸出契約の締結、或いは輸出品の生産集荷等に当りまして、金融機関の輸出業者に対する資金の融通等も極めて消極的となるの余儀なきに至るのでありまして、これが輸出伸長の著しい障碍となつていことは、すでに御高承の通りでございます。元来輸出取引に伴う危険に対する不安の排除にうきましては、通常買手側よりの信用状の開設によりまして、これらの危険を担保する商慣習となつておりますが、国際間の情勢の変動にまきましては、信用状のみによつては担保することの困難な各種のいわゆる非常危険が生ずることがあるのであります。これらの場合における非常危険を担保するためには特別の保険措置を講ずる必要があり、この措置がない場合には輸出取引に関する輸出業者の積極的な活動は期待し難いのが実情であります。</p> <p>政府に起きまして、先国に輸出信用保険法案を提出致しましたのは、これら輸出貿易に伴う海外の特殊な危険を保険する制度を実施することにより、金融上等に生ずる不安を除き、輸出業者又は関係生産業者等の輸出取引に関する活動を活濃化いたし、以て刻下緊急の要務である輸出の振興を図りたいと考えたことによるのでありまして今回提出いたしました輸出信用保険法案も亦この趣旨に従うものに外ならないのであります。ただ先国会に提案いたしました輸出信用保険法案におきましては、荷為替手形を保険することにより貨物船積後の危険を担保するに止つたのであります。これでは輸出振興上の実効を期することが困難と考へられますため、先国会における審議の状況、業界の反響、関係方面の意向等それぞれ参酌いたしまして、輸出契約成立後は直ちにこの保険に加入して危険の救済を受け得ることとし、且つ保険技術上の見地から、本法により保険会社をして行わしめます輸出信</p>		

	用保険及び政府の行いまする再保険についての法文の規定を整備いたしまして、ここに改めて輸出信用保険法案を提案いたす次第であります。
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	

【沿革② 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）設立】

法人類型	独立行政法人		
法人名	独立行政法人日本貿易保険		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 貿易保険法の一部を改正する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H11年11月8日 ・法案成立年月日：H11年12月14日 ・法律公布年月日：H11年12月22日 ・法律施行年月日：H13年1月6日</p>	法改正の パターン分類	<p>（ ）新規立法 （<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成11年11月17日・衆議院 行政改革に関する特別委員会）</p> <p>さきの国会において、中央省庁等改革基本法にのっとり、内閣機能の強化、新たな府省の編成、独立行政法人制度の創設等を行うための内閣法の一部を改正する法律等十七件の法律が成立したところでありますが、このうち、内閣法の一部を改正する法律及び新たな府省の設置法等の中央省庁等改革関係法を施行するため、その施行期日を定めるとともに、その施行に伴い、関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>また、独立行政法人通則法等を受けて、具体的に独立行政法人を設立し、国の事務事業を行わせるため、同法において定められている事項を実際に適用する個々の独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、これらの独立行政法人の業務の実施の円滑化等を図るための関係法律の整備等を行う必要があります。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案を提案した理由であります。</p> <p>次に、法律案の内容の概要について、順次御説明申し上げます。</p> <p>初めに、中央省庁等改革関係法施行法案についてであります。</p> <p>第一に、内閣法の一部を改正する法律の施行期日を、平成十三年一月六日とすることとしております。これにより、新たな府省は、平成十三年一月六日に発足することになります。</p> <p>ただし、金融庁を設置するための規定の施行期日は、平成十二年七月一日とすることとしております。</p> <p>第二に、中央省庁等改革関係法の施行に伴う関係法律の整備等として、新たな府省の事務の分担に従い、関係法律中の大臣名、府省名、府省令名等を改め、審議会等の整理合理化に伴う審議会名の変更等を行い、並びに地方支分部局への大臣等の権限の委任に係る規定の整備等を行うこととしております。なお、あわせて、関係</p>		

事務の終了等により実効性を喪失し、不要となった法令を廃止することとしております。

次に、五十九件の独立行政法人個別法案についてであります。

これらは、すなわち、国立公文書館法の一部を改正する法律案、独立行政法人通信総合研究所法案、独立行政法人消防研究所法案、独立行政法人酒類総合研究所法案、独立行政法人国立特殊教育総合研究所法案、独立行政法人大学入試センター法案、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法案、独立行政法人国立女性教育会館法案、独立行政法人国立青年の家法案、独立行政法人国立少年自然の家法案、独立行政法人国立国語研究所法案、独立行政法人国立科学博物館法案、独立行政法人物質・材料研究機構法案、独立行政法人防災科学技術研究所法案、独立行政法人航空宇宙技術研究所法案、独立行政法人放射線医学総合研究所法案、独立行政法人国立美術館法案、独立行政法人国立博物館法案、独立行政法人文化財研究所法案、独立行政法人国立健康・栄養研究所法案、独立行政法人産業安全研究所法案、独立行政法人産業医学総合研究所法案、独立行政法人農林水産消費技術センター法案、独立行政法人種苗管理センター法案、独立行政法人家畜改良センター法案、独立行政法人肥飼料検査所法案、独立行政法人農薬検査所法案、独立行政法人農業者大学校法案、独立行政法人林木育種センター法案、独立行政法人さけ・ます資源管理センター法案、独立行政法人水産大学校法案、独立行政法人農業技術研究機構法案、独立行政法人農業生物資源研究所法案、独立行政法人農業環境技術研究所法案、独立行政法人農業工学研究所法案、独立行政法人食品総合研究所法案、独立行政法人国際農林水産業研究センター法案、独立行政法人森林総合研究所法案、独立行政法人水産総合研究センター法案、独立行政法人経済産業研究所法案、独立行政法人工業所有権総合情報館法案、貿易保険法の一部を改正する法律案、独立行政法人産業技術総合研究所法案、独立行政法人製品評価技術基盤機構法案、独立行政法人土木研究所法案、独立行政法人建築研究所法案、独立行政法人交通安全環境研究所法案、独立行政法人海上技術安全研究所法案、独立行政法人港湾空港技術研究所法案、独立行政法人電子航法研究所法案、独立行政法人北海道開発土木研究所法案、独立行政法人海技大学校法案、独立行政法人航海訓練所法案、独立行政法人海員学校法案、独立行政法人航空大学校法案、独立行政法人国立環境研究所法案、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法案、自動車検査独立行政法人法案、独立行政法人統計センター法案であり、五十九法人に関し、次のような事項を定めるものであります。

第一に、現在、国の事務事業として行われている八十六の事務事業を担わせるため、独立行政法人通則法及び個別法案の定めるところにより、五十九の独立行政法人を設立することとし、それぞれの個別法案において、その名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めております。

	<p>第二に、国からの事務の移行に伴い、国が所有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させ、このうち土地建物等に関する権利義務を承継させる場合には、土地建物等の価格に相当する額を独立行政法人の当初の資本金とすることとしております。</p> <p>第三に、独立行政法人の役員につきましては、法人の長、監事等を置くことができることとし、その定数を定めております。</p> <p>第四に、個々の独立行政法人を所管する大臣等を定めております。</p> <p>その他、積立金の処分方法、国からの事務の移行に伴う職員の引き継ぎ、所要の経過措置等に関する事項を定めております。</p> <p>最後に、独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律案についてであります。</p> <p>この法律案は、独立行政法人制度に関し、独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定めるほか、独立行政法人の業務実施の円滑化等を図るため、研究交流促進法、特許法、災害対策基本法等の関係法律の整備を行うこととしております。</p> <p>以上が、省庁改革施行関連法案の提案理由及びその内容の概要であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>(職員の引継ぎ等)</p> <p><b>附則第二条</b> 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、経済産業大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、日本貿易保険の成立の日において、日本貿易保険の職員となるものとする。</p> <p><b>附則第三条</b> 前条の規定により日本貿易保険の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、日本貿易保険の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。</p> <p><b>附則第四条</b> 附則第二条の規定により経済産業省の職員が日本貿易保険の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当は、支給しない。</p> <p><b>2</b> 日本貿易保険は、前項の規定の適用を受けた日本貿易保険の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を日本貿易保険の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。</p> <p><b>3</b> 日本貿易保険の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて日本貿易保険の職員となり、かつ、引き続き日本</p>

貿易保険の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の日本貿易保険の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本貿易保険を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 4 日本貿易保険は、日本貿易保険の成立の日の前日に経済産業省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて日本貿易保険の職員となった者のうち日本貿易保険の成立の日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業給付の受給資格を取得するまでの間に日本貿易保険を退職したものであって、その退職した日まで経済産業省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

**附則第五条** 附則第二条の規定により日本貿易保険の職員となった者であつて、日本貿易保険の成立の日の前日において経済産業大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第七条第一項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、日本貿易保険の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、日本貿易保険の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項（同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、日本貿易保険の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。  
(日本貿易保険の職員となる者の職員団体についての経過措置)

**附則第六条** 日本貿易保険の成立の際現に存する国家公務員法第百八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により日本貿易保険に引き継がれる者であるものは、日本貿易保険の成立の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

- 2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、日本貿易保険の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項

の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

- 3 第一項の規定により労働組合となったものについては、日本貿易保険の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

**附則第七条** 日本貿易保険の成立の際、改正前の貿易保険法（以下「旧法」という。）による保険事業に関し、現に国が有する権利及び義務は、次に掲げるものを除き、日本貿易保険の成立の時に於いて日本貿易保険が承継する。

- 一 貿易保険特別会計に所属する現金及び預金に係る権利
- 二 旧法による貿易保険の保険金の支払に関して取得した外国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者、外国法人又は外国人に対する債権
- 三 貿易保険特別会計の資金運用部からの負債
- 四 その他政令で定める権利及び義務

- 2 前項の規定により日本貿易保険が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から日本貿易保険に対し出資されたものとする。

- 3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、日本貿易保険の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

- 4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

**附則第八条** 国は、日本貿易保険の成立の際現に経済産業省の部局又は機関で政令で定めるものに使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、日本貿易保険の用に供するため、日本貿易保険に無償で使用させることができる。

（政府が引き受けた貿易保険等に関する経過措置）

**附則第九条** この法律の施行前に政府が引き受けた輸出手形保険以外の貿易保険については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる旧法の規定中「政府」とあるのは、「日本貿易保険」とする。

- 2 この法律の施行前に成立した輸出手形保険の保険関係については、なお従前の例による。この場合において、なお従前の例によることとされる旧法の規定中「政府」とあるのは、「日本貿易保険」とする。

（再保険に関する経過措置）

**附則第十条** 附則第七条第一項の規定により日本貿易保険がこの法律の施行前に政府が負った保険責任又は再保険責任を承継したときは、当該保険責任又は再保険

責任について、政府と日本貿易保険との間に再保険関係が成立するものとする。

- 2 前項の再保険において政府がてん補すべき額は、日本貿易保険が支払うべき保険金又は再保険金の額から回収した金額を控除した残額とする。
- 3 日本貿易保険は、前項の規定により再保険金の支払を受けたときは、当該再保険金の支払の請求をした後回収した金額を政府に納付しなければならない。
- 4 日本貿易保険は、前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第二十二条の規定による納付を受けたときは、当該納付を受けた金額を政府に納付しなければならない。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の再保険関係に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。
- 6 第一項の規定により政府の再保険事業が行われる場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百八十二条中「再保険」とあるのは「再保険及び貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）附則第十条第一項の再保険」と、同法第百八十四条第一号イ及び第二号イ中「再保険の」とあるのは「再保険及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第一項の再保険の」と、同条第一号ロ中「第六十一条第一項」とあるのは「第六十一条第一項及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第三項」と、同号チ中「第六十一条第二項」とあるのは「第六十一条第二項並びに貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第四項」と、同法第百八十六条第一項第三号中「及び貿易保険法による政府の再保険」とあるのは「並びに貿易保険法による政府の再保険及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第一項の再保険」と、同法第百九十一条第二項中「及び貿易保険法第六十一条第二項」とあるのは「並びに貿易保険法第六十一条第二項及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第四項」とする。

（政令への委任）

**附則第十五条** 附則第二条から第十条まで及び第十三条に定めるもののほか、日本貿易保険の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



【沿革③ 株式会社日本貿易保険（NEXI）設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	株式会社日本貿易保険		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H27年3月20日 ・法案成立年月日：H27年7月10日 ・法律公布年月日：H27年7月17日 ・法律施行年月日：H29年4月1日</p>	法改正の パターン分類	<p>（ ）新規立法 （<input checked="" type="checkbox"/>）既存法律の一部改正 （ ）その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成27年6月12日・衆議院経済産業委員会）</p> <p>日本経済の持続的な成長を実現していくためには、日本企業の国際展開を支援することで、新興国のインフラ整備など、海外の旺盛な需要を獲得していかなければなりません。</p> <p>貿易保険制度は、対外取引を行う者が戦争やテロなどの発生によってこうむる損失を填補するもので、日本企業の国際展開に必要不可欠な制度であります。今般、平成二十五年十二月に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、貿易保険制度をより効率的かつ効果的に運営する体制を整備するため、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、貿易保険制度を運営する独立行政法人日本貿易保険について、そのガバナンスを向上させつつ機動的な経営を可能とするために株式会社に変更し、政府は常時その株式の総数を保有していなければならないものとします。</p> <p>第二に、日本貿易保険と政府との再保険契約を管理する貿易再保険特別会計を廃止し、貿易保険制度の経理を日本貿易保険に一元化します。同時に、保険金が確実に支払われるよう、日本貿易保険による資金調達が困難となる場合には、政府が予算の定める範囲内において必要な財政上の措置を講ずるものとします。</p> <p>第三に、貿易保険の引き受けに国の政策を反映させるため、国が貿易保険の引き受け基準を定めることとするとともに、国が日本貿易保険による保険の引き受けについて意見を述べるができるものとします。</p> <p>その他、一定の海外事業を行う国内事業者への融資について、これを貿易保険の対象に追加するなど、所要の措置を講じます。</p> <p>以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。</p>		
業務、財産、	（設立委員）		

<p><b>職員身分等の 継承規定抜粋</b></p>	<p>附則第二条 経済産業大臣は、設立委員を命じ、株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）の設立に関して発起人の職務を行わせる。</p> <p>（定款）</p> <p>附則第三条 設立委員は、定款を作成して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>（会社の設立に際して発行する株式）</p> <p>附則第四条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。</p> <p>一 株式の数</p> <p>二 株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）</p> <p>三 資本金及び資本準備金の額に関する事項</p> <p>2 会社の設立に際して発行する株式については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第六条の規定により政府及び独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）」とする。</p> <p>（株式の引受け）</p> <p>附則第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政府及び日本貿易保険が引き受けるものとし、設立委員は、これを政府及び日本貿易保険に割り当てるものとする。</p> <p>2 前項の規定により日本貿易保険に割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。</p> <p>（出資）</p> <p>附則第六条 政府は、会社の設立に際し、会社に対し、第二条の規定による改正前の特別会計に関する法律（以下「旧特別会計法」という。）第二条第一項第十四号の規定により設置された貿易再保険特別会計（以下「旧貿易再保険特別会計」という。）に所属する財産（政令で定めるものを除く。）を出資するものとする。</p> <p>2 日本貿易保険は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。</p> <p>（創立総会）</p> <p>附則第七条 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、</p>
---------------------------------	--

同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）附則第五条第一項の規定による株式の割当後」とする。

（会社の成立）

附則第八条 附則第六条の規定により政府及び日本貿易保険が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

（設立の登記）

附則第九条 会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

（政府への無償譲渡）

附則第十条 日本貿易保険が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

（会社法の適用除外）

附則第十一条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。

（国の権利義務の承継）

附則第十二条 会社の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、第一条の規定による改正前の貿易保険法（以下「旧貿易保険法」という。）による政府の再保険事業に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、会社が承継する。

（日本貿易保険の解散等）

附則第十三条 日本貿易保険は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて会社が承継する。

2 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に終わる中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）における最後の事業年度の直前の事業年度の終了後日本貿易保険が通則法第三十二条第一項の規定により評価を受けなければならない事項についての同項第二号の規定の適用については、同号中「実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績」とあるのは、「実績」とする。

3 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に終わる中期目標の期間における最後の事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績については、会社が従前の例により評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第二項の規定による報告書の提出及び公表は会社が行うものとし、同条第

四項前段の規定による通知及び同条第六項の規定による命令は会社に対してなされるものとする。

4 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八条及び第三十九条第一項の規定により通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、事業報告書及び決算報告書に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、会社が従前の例により行うものとする。

5 日本貿易保険の平成二十九年三月三十一日に終わる事業年度における利益及び損失の処理については、会社が従前の例により行うものとする。

6 第一項の規定により日本貿易保険が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(承継される財産の価額)

附則第十四条 附則第十二条及び前条第一項の規定により会社が国及び日本貿易保険から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(日本貿易保険の役員等から引き続き会社の取締役等となった者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)

附則第十五条 この法律の施行の日（以下この条及び附則第三十一条において「施行日」という。）の前日に日本貿易保険の役員又は職員として在職する者（同日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により経済産業省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）のうち国家公務員共済組合法別表第二に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもって組織された国家公務員共済組合（以下この項及び第三項において「経済産業省共済組合」という。）の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて会社の取締役、執行役、会計参与、監査役又は職員（同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役員職員」という。）となる場合であって、かつ、引き続き施行日以後において会社の役員職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役員職員は、施行日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると経済産業省共済組合が認めた場合

には、その認めた日)までに経済産業省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該役職員である期間経済産業省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する会社の役職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行うことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることができる。

3 施行日の前日において日本貿易保険の役員又は職員として在職する者(同日において経済産業省共済組合の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続いて会社の役職員となる場合であって、かつ、当該役職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかった場合には、当該役職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による費用の負担)

附則第十六条 附則第十二条の規定により会社が承継する権利及び義務のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)第三条の二第二項に規定する費用及び同法第五十四条第一項に規定する追加費用の負担に関し必要な事項は、政令で定める。

(秘密保持義務に関する経過措置)

附則第十七条 日本貿易保険の役員又は職員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(商号に関する経過措置)

附則第十八条 第一条の規定による改正後の貿易保険法(以下「新貿易保険法」という。)第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に株式会社日本貿易保険という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画等に関する経過措置)

附則第十九条 会社の成立の日の属する事業年度の事業計画及び償還計画についての新貿易保険法第十八条及び第二十七条の規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(法人税に係る課税の特例)

附則第二十条 会社が附則第十二条及び第十三条第一項の規定により承継する資産及び負債について法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定を適用する場合には、附則第十四条第一項の規定により評価委員が評価した価額をその承継の時における価額とみなす。

2 附則第六条の規定による出資に係る法人税法第六十二条の八の規定の適用については、同条第七項中「をいう。）」とあるのは「をいう。以下この項において同じ。）」と、「あつては、」とあるのは「あつては」と、「金額）」とあるのは「金額とし、各差額負債調整勘定の金額が、株式会社日本貿易保険が貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）附則第十二条（国の権利義務の承継）及び第十三条第一項（日本貿易保険の解散等）の規定により承継した資産及び負債（以下この項において「特定承継による資産及び負債」という。）に係るものである場合にあつては当該各差額負債調整勘定の金額に係る当初計上額とする。）」と、「事業年度）」とあるのは「事業年度とし、各差額負債調整勘定の金額が特定承継による資産及び負債に係るものである場合にあつては株式会社日本貿易保険の成立の日の属する事業年度とする。）」とする。

（登録免許税に係る課税の特例）

附則第二十一条 附則第九条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第六条第二項の規定により日本貿易保険が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登録については、登録免許税を課さない。

（業務の委託の認可等に関する経過措置）

附則第二十二条 この法律の施行前に旧貿易保険法第十五条第一項又は第十七条第一項の規定によりされた認可は、それぞれ新貿易保険法第十四条第一項又は第二十四条第一項の規定によりされた認可とみなす。

2 この法律の施行前に旧貿易保険法第二十三条第一項の規定によりされた届出は、新貿易保険法第四十条第一項の規定によりされた届出とみなす。

（旧保険に関する経過措置）

附則第二十三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に日本貿易保険が引き受けた普通貿易保険、出資外国法人等貿易保険、貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険並びに同日前に成立したこれらの貿易保険の再保険の保険関係については、なお従前の例による。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

附則第二十四条 旧貿易再保険特別会計の平成二十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧貿易再保険特別会計に所属する権利及び義務は、附則第十二条の規定により会社に承継されるものを除き、政令で定めるところにより、一般会計に帰属するものとする。

3 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に対し、この法律の施行前に貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）による改正前の貿易保険法による政府の保険及び旧貿易保険法による政府の再保険に関して取得した債権又は回収金を受ける権利であつて、対外債務を

履行することが著しく困難であると認められる国の政府、地方公共団体若しくはこれらに準ずる者又は当該国の法人若しくは人に関するものについて、国際約束で定めるところにより、免除又は放棄したために必要な経費に相当する額の交付金を交付することができる。

4 この法律の施行前に旧特別会計法第百八十六条第一項第一号及び第二号に掲げる経費の財源に充てるために旧特別会計法第六条及び第百八十六条第一項の規定により繰り入れられた金額は、国から会社に対し無利子で貸し付けられたものとみなす。

5 前項の規定による貸付金の償還期間、償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

附則第二十五条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

附則第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 21. 新関西国際空港株式会社

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	新関西国際空港株式会社		
所在地	大阪府泉佐野市泉州空港北1番地 新関西国際空港会社ビル		
設立根拠法	関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成23年5月25日法律第54号）		
所管府省	国土交通省航空局空港施設課		
設立年月日	平成24年4月1日	民間法人化年月日	－
沿革	①平成24年4月1日 新関西国際空港株式会社設立		
事業目的	<p>関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図ることにより、航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、特定事業の活用その他の両空港の設置及び管理の効率化に資する措置を講じつつ、両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>1. 両空港の設置及び管理。 2. 両空港航空保安施設の設置及び管理。 3. 両空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で、両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理。 4. 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業。 5. 前記4に掲げるもののほか、大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業。 6. 関西国際空港と最寄りの陸岸との間の連絡橋その他これに類する施設の建設及び管理。 7. 前記1～6の事業に附帯する事業。</p>		



財務情報	(単位：百万円←10万円単位四捨五入)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	300,000
	収入	62,085
	支出	20,869
	正味財産	843,916
	職員数：175名	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input checked="" type="checkbox"/> 政府貸付：関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 14 条 <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 19 条	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 27 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 26 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 28 条	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 21 条 <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：国土交通大臣への提出（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 13 条第 5 項） <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：国土交通大臣への提出（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第 26 条） <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	

税の取扱（優 遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税           ： <input type="checkbox"/> 固定資産税       ： <input type="checkbox"/> 登録免許税       ： <input type="checkbox"/> 印紙税            ：
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制           ： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開        ：独立行政法人等情報公開法第2条 別表1

【沿革① 特殊法人新関西国際空港株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	新関西国際空港株式会社		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<p>・関係法案名 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律</p>		
	<p>・国会提出年月日：H23年4月1日 ・法案成立年月日：H23年5月17日 ・法律公布年月日：H23年5月25日 ・法律施行年月日：H24年4月1日</p>	法改正の パターン分類	<p>(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（参議院国土交通委員会・平成23年4月12日）</p> <p>まず、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案につきまして申し上げます。</p> <p>関西国際空港につきましては、完全二十四時間空港という本来の優位性を生かし、首都圏空港と並ぶ我が国の国際拠点空港としての機能を発揮することが期待されています。</p> <p>しかしながら、海上建設により多額の事業費を要した等の理由により、関西国際空港の設置及び管理を行う関西国際空港株式会社は約一兆三千億円もの巨額の債務を抱え、国際拠点空港としての本来の優位性を生かした戦略的な経営や前向きな投資の実行が困難な状況となっております。</p> <p>こうした状況を踏まえて、現在、関西国際空港株式会社及び国がそれぞれ行っている関西国際空港及び大阪国際空港の設置及び管理を一体的に行うとともに、両空港に係る公共施設等運営権の設定を適時に、かつ適切な条件で行うことにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西国際空港及び大阪国際空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西経済の活性化に寄与することを目的として、この度この法律案を提案することとした次第です。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第2条（会社の設立等）</p> <p>・国土交通大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。</p> <p>2 設立委員は、定款を作成して、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>4 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。</p>		

- 一 株式の数（会社を種類株式発行会社（会社法第二条第十三号に規定する種類株式発行会社をいう。）として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）
- 二 株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）
- 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
- 5 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政府が引き受けるものとし、設立委員は、これを政府に割り当てるものとする。
- 6 政府は、会社の設立に際し、会社に対し、政府の保有する関西国際空港株式会社（以下「関西空港会社」という。）の株式の一部を出資するものとする。
- 7 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）附則第二条第五項の規定による株式の割当後」とする。
- 8 第六項の規定により政府が行う出資に係る給付は、前条第二号に掲げる規定の施行の日に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。
- 9 会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。
- 10 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。
- 11 会社は、その成立後施行日の前日までの間は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 第九条の事業の準備に関する業務
  - 二 附則第五条第一項の計画の作成
  - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 12 関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）第五条の規定は、会社の商号については、適用しない。
- 附則第3条（承継方針）
- ・国土交通大臣は、関西空港会社が営んでいる事業並びに関西空港会社の権利及び義務（以下「関西空港会社の事業等」という。）並びに独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が行っている業務並びに機構の権利及び義務（以下「機構の業務等」という。）の会社への適正かつ円滑な承継を図るため、関西空港会社の事業等及び機構の業務等の承継に関する方針（以下この条及び次条において「承継方針」という。）を定めなければならない。（以下略）
- 附則第6条（権利義務の承継等）

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>• この法律の施行の際現に国が有する権利及び義務のうち、国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第百九号に掲げる事務（大阪国際空港に係るものに限る。）に関するものは、政令で定めるところにより、政令で定めるものを除き、会社が承継する。（以下略）</li></ul> |
|--|--|

## 22. 北海道旅客鉄道株式会社

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	北海道旅客鉄道株式会社		
所在地	北海道札幌市中央区北 11 条西 15 丁目 1 番 1 号		
設立根拠法	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和 61 年法律第 88 号）		
所管府省	国土交通省鉄道局鉄道事業課		
設立年月日	昭和 62 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	①昭和 24 年 6 月 日本国有鉄道 ②昭和 62 年 4 月 北海道旅客鉄道株式会社		
事業目的	旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を經營すること。		
主な事務・事業の内容	旅客鉄道事業を営むほか、これに附帯する事業及び国土交通大臣の認可を受けて、自動車運送事業その他の事業を営むことができる。（鉄道営業キロ 2457.7km）		
財務情報	(単位：百万円)		
	区分	平成 28 年度	
	資本金	9,000	
	収入	89,400	
	支出	139,200	
	正味財産	925,438	
	職員数：7,003 名		
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input checked="" type="checkbox"/> 政府貸付：經營安定基金の貸付（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第 12 条） <input type="checkbox"/> 政府保証：		
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：国土交通大臣の監督（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第 13 条） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第 11 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第 14 条		

役員の選任・ 解任に当たっ ての国の関与	( ) 大臣任命 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 国土交通大臣の認可 (旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会 社に関する法律第 6 条) ( ) 国への届出 :
予算・決算に 当たったの国 の関与	<b>(予算・事業計画)</b> ( ) 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 国土交通大臣の事業計画認可 (旅客鉄道株式会社及び日本貨物 鉄道株式会社に関する法律第 7 条) ( ) 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 国土交通大臣への提出 (旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式 会社に関する法律第 11 条) <b>(その他国の関与)</b> ( ) その他 :
税の取扱 (優 遇措置)	( ) 法人税 : <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 : 市街化区域内等のトンネル、踏切等 非課税 (地方税法第 348 条第 2 項第 2 号の 5~8) 事業用固定資産 二分の一 (地方税法附則第 15 条の 2 第 2 項) ( ) 登録免許税 : ( ) 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	( ) 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第 18 条 ( ) 情報公開 :

【沿革② 北海道旅客鉄道株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	北海道旅客鉄道株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律		
	<b>・国会提出年月日：</b> S 61 年 9 月 11 日 <b>・法案成立年月日：</b> S 61 年 11 月 28 日 <b>・法律公布年月日：</b> S 61 年 12 月 4 日 <b>・法律施行年月日：</b> S 62 年 4 月 1 日	<b>法改正の ターンの分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院日本国有鉄道改革に関する特別委員会・昭和 61 年 10 月 6 日） 本法律案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、六の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社を設立し、鉄道事業に関し、輸送需要の動向に的確に対応し得る適切かつ健全な運営の体制を実現しようとするものであります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第 7 条（北海道旅客会社等の設立に際しての特別措置） ・日本国有鉄道は、改革法附則第二項の規定の施行の時ににおいて、北海道旅客会社等に対し、基金に充てるために必要なものとして運輸大臣が定める金額に相当する額の債務を負担する。 2 日本国有鉄道は、前項に定めるもののほか、改革法附則第二項の規定の施行の時ににおいて、本州と北海道を連絡する航路に係る連絡船事業を日本国有鉄道から引き継ぐものとして改革法第九条の規定により運輸大臣が指定する旅客会社に対し、昭和六十二年における当該連絡船事業の運営に充てるために必要なものとして運輸大臣が定める金額に相当する額の債務を負担する。 3 前二項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他のこれらの規定による債務の負担に関し必要な事項は、政令で定める。 4 運輸大臣は、第一項又は第二項の規定により金額を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。		



23. 四国旅客鉄道株式会社

法人概要

【特殊法人】

法人名	四国旅客鉄道株式会社		
所在地	香川県高松市浜ノ町 8-33		
設立根拠法	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和 61 年法律第 88 号）		
所管府省	国土交通省鉄道局鉄道事業課		
設立年月日	昭和 62 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	①昭和 24 年 6 月 日本国有鉄道 ②昭和 62 年 4 月 四国旅客鉄道株式会社		
事業目的	旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業を經營すること。		
主な事務・事業の内容	旅客鉄道事業を営むほか、これに附帯する事業及び国土交通大臣の認可を受けて、自動車運送事業その他の事業を営むことができる。（鉄道営業キロ 855.2km）		
財務情報等	（単位：百万円）		
	区分	平成 28 年度	
	資本金	3,500	
	収入	NA	
	支出	NA	
	正味財産	293,200	
	職員数：2,450 人		
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input checked="" type="checkbox"/> 政府貸付：經營安定基金の貸付（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第 12 条） <input type="checkbox"/> 政府保証：		
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：国土交通大臣の監督（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 13 条） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 11 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 14 条		
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：国土交通大臣の認可（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 6 条） <input type="checkbox"/> 国への届出：		

<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p>(予算・事業計画)</p> <p>( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 国土交通大臣の事業計画認可 (旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 7 条)</p> <p>( ) 国への届出 :  (決算・財務諸表)</p> <p>( ) 国会承認 :  ( ) 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 国土交通大臣への提出 (旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 11 条)</p> <p>(その他国の関与)</p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優 遇措置)</p>	<p>( ) 法人税 :  <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 : 市街化区域内等のトンネル、踏切等 非課税  (地方税法第 348 条第 2 項第 2 号の 5~8)  事業用固定資産 二分の一 (地方税法附則第 15 条の 2 第 2 項)</p> <p>( ) 登録免許税 :  ( ) 印紙税 :</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第 18 条</p> <p>( ) 情報公開 :</p>

【沿革② 四国旅客鉄道株式会社】

法人類型	特殊法人		
法人名	四国旅客鉄道株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律		
	<b>・国会提出年月日：</b> S 61 年 9 月 11 日 <b>・法案成立年月日：</b> S 61 年 11 月 28 日 <b>・法律公布年月日：</b> S 61 年 12 月 4 日 <b>・法律施行年月日：</b> S 62 年 4 月 1 日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院日本国有鉄道改革に関する特別委員会・昭和 61 年 10 月 6 日） 本法律案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、六の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社を設立し、鉄道事業に関し、輸送需要の動向に的確に対応し得る適切かつ健全な運営の体制を実現しようとするものであります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第 7 条（北海道旅客会社等の設立に際しての特別措置） ・日本国有鉄道は、改革法附則第二項の規定の施行の時ににおいて、北海道旅客会社等に対し、基金に充てるために必要なものとして運輸大臣が定める金額に相当する額の債務を負担する。 2 日本国有鉄道は、前項に定めるもののほか、改革法附則第二項の規定の施行の時ににおいて、本州と北海道を連絡する航路に係る連絡船事業を日本国有鉄道から引き継ぐものとして改革法第九条の規定により運輸大臣が指定する旅客会社に対し、昭和六十二年における当該連絡船事業の運営に充てるために必要なものとして運輸大臣が定める金額に相当する額の債務を負担する。 3 前二項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他のこれらの規定による債務の負担に関し必要な事項は、政令で定める。 4 運輸大臣は、第一項又は第二項の規定により金額を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。		

24. 日本貨物鉄道株式会社

法人概要

【特殊法人】

法人名	日本貨物鉄道株式会社		
所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-33-8 サウスゲート新宿		
設立根拠法	旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和 61 年法律第 88 号）		
所管府省	国土交通省鉄道局鉄道事業課		
設立年月日	昭和 62 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	①昭和 24 年 6 月 日本国有鉄道 ②昭和 62 年 4 月 日本貨物鉄道株式会社		
事業目的	貨物鉄道事業及びこれに附帯する事業を經營すること。		
主な事務・事業の内容	貨物鉄道事業を営むほか、これに附帯する事業及び国土交通大臣の認可を受けて、自動車運送事業その他の事業を営むことができる。		
財務情報等	(単位：百万円)		
	区分	平成 28 年度	
	資本金	19,000	
	収入		
	支出		
	正味財産	64,100	
	職員数：5,529 名		
補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金：設備投資に係る助成金、並行在来線における鉄道貨物輸送に係る調整金（（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構） <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input checked="" type="checkbox"/> 政府貸付：設備投資に係る借入金（（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構） <input type="checkbox"/> 政府保証：		
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：国土交通大臣の監督（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 13 条） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 11 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 14 条		
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：国土交通大臣の認可（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律 6 条） <input type="checkbox"/> 国への届出：		

<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 国土交通大臣の事業計画認可 (旅客鉄道株式会社及び日本貨物  鉄道株式会社に関する法律 7 条)  <input type="checkbox"/> 国への届出 :  <b>(決算・財務諸表)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 国土交通大臣への提出 (旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式  会社に関する法律 11 条)  <b>(その他国の関与)</b>  <input type="checkbox"/> その他 :</p>
<p>税の取扱 (優 遇措置)</p>	<p><input type="checkbox"/> 法人税 :  <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 : 地方税法附則第 15 条の 3 (国鉄から継承した固定資産及び貨  物用高性能機関車・コンテナ貨車 五分の三)  <input type="checkbox"/> 登録免許税 :  <input type="checkbox"/> 印紙税 :</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制 :  <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第  18 条  <input type="checkbox"/> 情報公開 :</p>

【沿革② 日本貨物鉄道株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本貨物鉄道株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律		
	<b>・国会提出年月日：</b> S 61 年 9 月 11 日 <b>・法案成立年月日：</b> S 61 年 11 月 28 日 <b>・法律公布年月日：</b> S 61 年 12 月 4 日 <b>・法律施行年月日：</b> S 62 年 4 月 1 日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院日本国有鉄道改革に関する特別委員会・昭和 61 年 10 月 6 日） 本法律案は、日本国有鉄道改革法に定める方針に従い、六の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社を設立し、鉄道事業に関し、輸送需要の動向に的確に対応し得る適切かつ健全な運営の体制を実現しようとするものであります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第 7 条（北海道旅客会社等の設立に際しての特別措置） ・日本国有鉄道は、改革法附則第二項の規定の施行の時ににおいて、北海道旅客会社等に対し、基金に充てるために必要なものとして運輸大臣が定める金額に相当する額の債務を負担する。 2 日本国有鉄道は、前項に定めるもののほか、改革法附則第二項の規定の施行の時ににおいて、本州と北海道を連絡する航路に係る連絡船事業を日本国有鉄道から引き継ぐものとして改革法第九条の規定により運輸大臣が指定する旅客会社に対し、昭和六十二年における当該連絡船事業の運営に充てるために必要なものとして運輸大臣が定める金額に相当する額の債務を負担する。 3 前二項の規定により負担する債務の償還、当該債務に係る利子の支払その他のこれらの規定による債務の負担に関し必要な事項は、政令で定める。 4 運輸大臣は、第一項又は第二項の規定により金額を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。		

25. 東京地下鉄株式会社

法人概要

【特殊法人】

法人名	東京地下鉄株式会社												
所在地	東京都台東区東上野 3-19-6												
設立根拠法	東京地下鉄株式会社法（平成 14 年法律第 188 号）												
所管府省	国土交通省鉄道局都市鉄道事業課												
設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和 16 年 7 月 帝都高速度交通営団 ②平成 16 年 4 月 東京地下鉄株式会社												
事業目的	東京都の特別区の存する区域及びその付近の主として地下において、鉄道事業及びこれに附帯する事業を經營すること。												
主な事務・事業の内容	1. 旅客鉄道事業の運営。 2. 関連事業の運営（流通事業（駅構内店舗、商業施設の運営等）・不動産事業（オフィスビルの賃貸等）・IT 事業（光ファイバーケーブルの賃貸等））。												
財務情報等	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>508, 481</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>415, 423</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>314, 336</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>508, 729</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：9,475 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金	508, 481	収入	415, 423	支出	314, 336	正味財産	508, 729
区分	平成 28 年度												
資本金	508, 481												
収入	415, 423												
支出	314, 336												
正味財産	508, 729												
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：												
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：（東京地下鉄株式会社法 9 条） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：（東京地下鉄株式会社法 10 条） <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：（東京地下鉄株式会社法 10 条）												
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可：国土交通大臣の認可（東京地下鉄株式会社法 5 条） <input type="checkbox"/> 国への届出：												

<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 国土交通大臣への提出 (東京地下鉄株式会社法 6 条)  (決算・財務諸表)  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 国土交通大臣への提出 (東京地下鉄株式会社法 8 条)  (その他国の関与)  <input type="checkbox"/> その他 :</p>
<p>税の取扱 (優 遇措置)</p>	<p><input type="checkbox"/> 法人税 :  <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 : 市街化区域内等のトンネル、踏切等 非課税  (地方税法第 348 条第 2 項第 2 号の 5~8)  <input type="checkbox"/> 登録免許税 :  <input type="checkbox"/> 印紙税 :</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制 :  <input type="checkbox"/> みなし公務員 :  <input type="checkbox"/> 情報公開 :</p>



【沿革② 東京地下鉄株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	東京地下鉄株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 東京地下鉄株式会社法		
	<b>・国会提出年月日：</b> H14 年 10 月 21 日 <b>・法案成立年月日：</b> H14 年 12 月 11 日 <b>・法律公布年月日：</b> H14 年 12 月 18 日 <b>・法律施行年月日：</b> H16 年 4 月 1 日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（参議院国土交通委員会・平成 14 年 12 月 3 日）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、昨年六月に第百五十一回通常国会において成立しました特殊法人等改革基本法に基づき、昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、閣議決定したところです。</p> <p>この特殊法人の整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般の計画の実施の一環として、国土交通省関係では、七つの特殊法人を解散し、その事業を徹底して見直した上で、残る事業を六の独立行政法人に承継するとともに、三の特殊法人の民営化等を行うこととしております。このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。</p> <p>このような趣旨から、このたびこれらの法律案を提案することとした次第です。</p>		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則第 13 条（営団の解散）</p> <p>・営団は、会社の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。</p> <p>2 営団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び国土交通省令をもって定める事項を記載した事業報告書については、帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）第十四条ノ三及び第三十二条ノ二第二項（監事の意見書に係る部分に限る。）に係る部分を除き、なお従前の例による。この場合において、同条第一項中「管理委員会ノ議決ヲ経タルトキハ当該議決後十五日以内ニ」とあるのは、「解散ノ日から起算シテ三月ヲ経過スル日迄ニ」とする。</p> <p>3 第一項の規定により営団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。</p> <p>附則第 14 条（権利義務の承継に伴う経過措置）</p> <p>・前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る交通債券は、第三条の規定の適用については、社債とみなす。</p>		

2 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る借入金が財政融資資金による貸付けに係るものである場合における当該借入金についての財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定の適用については、会社を同項第八号に規定する法人とみなす。

3 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る交通債券が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け、応募又は買入れに係るものである場合における当該交通債券についての同法第四十一条及び第四十五条第一項の規定の適用については、会社を同法第四十一条第四号ニに規定する法人とみなす。

附則第 18 条（帝都高速度交通営団法の廃止）

- ・帝都高速度交通営団法は、廃止する。

26. 成田国際空港株式会社

法人概要

【特殊法人】

法人名	成田国際空港株式会社		
所在地	千葉県成田市成田国際空港内（成田市古込守古込 1-1）		
設立根拠法	成田国際空港株式会社法（平成 15 年法律第 124 号）		
所管府省	国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課		
設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	①昭和 41 年 7 月 新東京国際空港公団 ②平成 16 年 4 月 成田国際空港株式会社		
事業目的	成田国際空港の設置及び管理を効率的に行うこと等により、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発展に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与すること。		
主な事務・事業の内容	1. 成田国際空港の設置及び管理。 2. 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設の設置及び管理。 3. 航空旅客及び航空貨物の取扱施設航空機給油施設その他の成田国際空港の機能を確保するために必要な航空保安施設の建設及び管理。 4. 事務所、店舗その他の成田国際空港を利用する者の利便に資するために成田国際空港の敷地内に建設することが適当であると認められる施設の建設 及び管理。 5. 成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し、又はその損失を補償するために行う次に掲げる事業。 （1）緩衝地帯の整備のための土地等の取得、造成、管理及び譲渡。（2）騒音防止工事等を行う者に対する助成。（3）住居を移転する者等に対する損失の補填及びその所有する土地の買入れ。（4）（1）～（3）までに掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害を防止し又はその損失を補償するために行う事業。 6. 5 に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業。（1）成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる生活環境への影響を緩和するために必要であると認められる事業であって成田国際空港の機能の発揮に資するものを行う者に対し、出えんする事業。（2）成田国際空港の周辺における航空機の騒音等により生ずる障害の防止、成田国際空港の周辺の地域の整備その他の成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資する事業を行う地方公共団体に対し、交付金を交付する事業。（3）（1）及び（2）に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業。 7. 1～6 の事業に附帯する事業。 8. 1～7 に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業。		

財務情報	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">100,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">262,083</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	100,000	収入		支出		正味財産	262,083
	区分	平成 28 年度									
	資本金	100,000									
	収入										
支出											
正味財産	262,083										
職員数：676名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input checked="" type="checkbox"/> 交付金：成田国際空港株式会社法第 5 条 <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：成田国際空港株式会社法第 15 条										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：成田国際空港株式会社法第 15 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：成田国際空港株式会社法第 16 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：成田国際空港株式会社法第 16 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：国土交通大臣の認可（成田国際空港株式会社法第 10 条） <input type="checkbox"/> 国への届出：										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：成田国際空港株式会社法第 5 条 <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：成田国際空港株式会社法第 13 条 <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：										
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：成田国際空港株式会社法第 20 条 <input type="checkbox"/> 情報公開：										



【沿革② 特殊法人成田国際空港株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	成田国際空港株式会社		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 成田国際空港株式会社法		
	・国会提出年月日：H15年3月11日 ・法案成立年月日：H15年7月11日 ・法律公布年月日：H15年7月18日 ・法律施行年月日：H16年4月1日	法改正の ターン分類	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（衆議院国土交通委員会・平成15年5月14日） ただいま議題となりました成田国際空港株式会社法案の提案理由につきまして御説明を申し上げます。 新東京国際空港公団につきましては、特殊法人等改革基本法に基づき平成十三年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画において、民営化に向けて平成十四年中に政府において結論を得ることとされております。これを踏まえまして検討を進めてきた結果、昨年十二月に閣議決定されました、道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について、平成十六年度に全額国出資の特殊会社にすることとされました。このため、新たに設立する特殊会社の設置根拠法を制定する必要があります。このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第でございます。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第12条（公団の解散） ・公団は、会社の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて会社が承継する。 2 公団の解散の時に於ける政府の公団に対する出資金のうち政令で定める金額は、公団の解散の時に於いて、政府の会社に対する無利子貸付金となったものとする。 3 前項の無利子貸付金に係る権利は、政令で定めるところにより、一般会計又は空港整備特別会計に帰属するものとする。 4 公団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、新東京国際空港公団法第二十七条第二項及び第三項（監事の意見書に係る部分に限る。）に係る部分を除き、なお従前の例による。 5 第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記及び第二項の無利子貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。 附則第13条（権利義務の承継に伴う経過措置） ・前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る新東京国際空港債券についての第		

七条の規定の適用については、これを会社の社債とみなす。

- 2 前条第一項の規定により会社が承継する公団の新東京国際空港債券に係る債務について附則第二十条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法第三十条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該新東京国際空港債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
- 3 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る新東京国際空港債券又は借入金が財政融資資金による引受け、応募若しくは買入れ又は貸付けに係るものである場合における当該新東京国際空港債券又は借入金についての財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定の適用については、会社を同項第七号又は第八号に規定する法人とみなす。
- 4 前条第一項の規定により会社が承継する債務に係る新東京国際空港債券が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金による引受け、応募又は買入れに係るものである場合における当該新東京国際空港債券についての同法第四十一条及び第四十五条第一項の規定の適用については、会社を同法第四十一条第四号ニに規定する法人とみなす。

27. 東日本高速道路株式会社

法人概要

【特殊法人】

法人名	東日本高速道路株式会社												
所在地	東京都千代田区霞が関 3-3-2 (新霞ヶ関ビルディング)												
設立根拠法	高速道路株式会社法 (平成 16 年法律第 99 号)												
所管府省	国土交通省道路局総務課												
設立年月日	平成 17 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—										
沿革	①昭和 31 年 4 月 16 日 日本道路公団 ②平成 17 年 10 月 1 日 東日本高速道路株式会社												
事業目的	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること。												
主な事務・事業の内容	1. 道路整備特別措置法 (昭和 31 年法律第 7 号) に基づき行う高速道路の新設又は改築。 2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構から借り受けた道路資産に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理 (新設及び改築を除く。) 3. 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理。 4. 1～3 の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究。 5. 1～4 の事業に附帯する事業。												
財務情報	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>52,500</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>10,345</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>10,155</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>201,533</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：2,229 名			区分	平成 28 年度	資本金	52,500	収入	10,345	支出	10,155	正味財産	201,533
区分	平成 28 年度												
資本金	52,500												
収入	10,345												
支出	10,155												
正味財産	201,533												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : ( ) 交付金 : (✓) 委託費 : 高速道路株式会社法 5 条												



	<input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：高速道路株式会社法附則 3 条
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：高速道路株式会社法 15 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：高速道路株式会社法 16 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：高速道路株式会社法 16 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法 9 条 <input type="checkbox"/> 国への届出：
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法 10 条 <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：高速道路株式会社法 14 条 <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：

【沿革② 東日本高速道路株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	東日本高速道路株式会社		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ ）統廃合、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高速道路株式会社法		
	・国会提出年月日：H16年3月9日 ・法案成立年月日：H16年6月2日 ・法律公布年月日：H16年6月3日 ・法律施行年月日：H17年10月1日	<b>法改正のパートナー分類</b>	（ <input checked="" type="checkbox"/> ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ ）その他
提案理由説明抜粋	提案理由（衆議院国土交通委員会・平成16年3月31日） ただいま議題となりました高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の道路関係四公団につきましては、民間にできることは民間にゆだねるとの原則に基づき、約四十兆円に上る有利子債務を確実に返済し、真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担のもとで建設すること等を目的として、平成十七年度中に民営化を実施します。 あわせて、高速国道の整備計画区間のうち未供用区間に係る有料道路事業費を当初の約二十兆円から最大で十兆五千億円程度にほぼ半減するとともに、高速国道に係る有利子債務は、民営化時の総額を上回らないとしました。 これらの四法案は、道路関係四公団の民営化を実現するため、提出することとしました。 まず、高速道路株式会社法案の提案理由について御説明申し上げます。 この法律案は、道路関係四公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を設立するものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	日本道路公団等民営化関係法施行法13条（基本方針） ・国土交通大臣は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務の会社及び機構への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めな		

なければならない。(以下、略)

法第 14 条 (実施計画)

- ・国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、次の各号に掲げる公団に対し、当該各号に定める会社及び機構ごとに、その業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。(以下、略)

附則第 15 条 (公団の解散等)

- ・公団は、会社及び機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、前条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、その時に於いて同条第一項各号に掲げる公団ごとに当該各号に定める会社及び機構が承継する。

## 28. 中日本高速道路株式会社

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	中日本高速道路株式会社		
所在地	愛知県名古屋市中区錦 2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル		
設立根拠法	高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）		
所管府省	国土交通省道路局総務課		
設立年月日	平成 17 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 31 年 4 月 16 日 日本道路公団</p> <p>②平成 17 年 10 月 1 日 東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに設立</p>		
事業目的	<p>東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき行う高速道路の新設又は改築</p> <p>二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）</p> <p>三 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理</p> <p>四 前三号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究</p> <p>五 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事業</p> <p>イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理</p> <p>ロ 第一号から第三号まで及びイの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究</p> <p>六 前各号の事業に附帯する事業</p>		

- 2 会社が前項第一号から第三号までの事業を営む高速道路は、次の各号に掲げる会社の区分に応じて当該各号に定めるものとする。
- 一 東日本高速道路株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県の区域内の高速道路（次号に定める高速道路を除き、東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路にあつては国土交通大臣が指定するものに限る。）
  - 二 首都高速道路株式会社 東京都の区の存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの
  - 三 中日本高速道路株式会社 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域内の高速道路（前二号に定める高速道路を除き、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあつては国土交通大臣が指定するものに限る。）
  - 四 西日本高速道路株式会社 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内の高速道路（前号、次号及び第六号に定める高速道路を除く。）
  - 五 阪神高速道路株式会社 大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの
  - 六 本州四国連絡高速道路株式会社 本州と四国を連絡する自動車専用道路等
- 3 前項第二号の指定は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第二項に規定する首都圏整備計画に即して行わなければならない。
- 4 会社は、第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受けて、同項の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路においても、第一項第一号から第三号までの事業を営むことができる。
- 5 会社は、第一項の事業を営むほか、同項第一号から第三号までの事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号から第三号まで及び第五号イの事業）に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	65,000
	収入	907,500
	支出	901,200
	正味財産	186,303
	職員数：2,043 名	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：高速道路株式会社法附則第 3 条	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：高速道路株式会社法第 15 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：高速道路株式会社法第 16 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：高速道路株式会社法第 16 条	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法第 9 条（長、監事） <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法第 10 条（年度計画） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：高速道路株式会社法第 14 条第 3 項（財務諸表） <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税：地方税法第 14 条 <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：	
その他公共性、公益性に起因する	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：	

規制や国の 関与	
-------------	--

【沿革① 昭和 31 年 4 月 16 日 日本道路公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本道路公団		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 日本道路公団法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：S31 年 2 月 9 日</li> <li>・ 法案成立年月日：S31 年 3 月 7 日</li> <li>・ 法律公布年月日：S31 年 3 月 14 日</li> <li>・ 法律施行年月日：S31 年 3 月 14 日</li> </ul>	法改正のパ ターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説 明抜粋	<p>提案理由（昭和 31 年 2 月 14 日・衆議院建設委員会）</p> <p>政府は、道路整備事業促進の一環として昭和二十七年度以来、道路整備特別措置法及び特定道路整備事業特別会計法の規定に基きまして、建設大臣の行う有料道路整備事業及び地方公共団体の行う有料道路整備のための資金の貸付を行なって参ったのでありますが、現在及び将来の交通情勢に即応してさらに道路の整備を促進するため、民間資金の導入をはかることによって、有料道路の建設を飛躍的に拡充するとともに、これを総合的かつ効率的に運営する必要がありますので、これがため新たに日本道路公団を設立することとしたのであります。本法律案はこの日本道路公団の組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設けようとするものであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等 の継承規定 抜粋	—		

【沿革② 平成 17 年 10 月 1 日 中日本高速道路株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	中日本高速道路株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政 府方針	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成 14 年 12 月 17 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本道路公団等民営化関係法施行法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H16 年 3 月 9 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H16 年 6 月 3 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H16 年 6 月 3 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H17 年 10 月 1 日	<b>法改正のパ ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説 明抜粋	<p>提案理由（平成 16 年 3 月 31 日・衆議院国土交通委員会）</p> <p>ただいま議題となりました高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。</p> <p>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の道路関係四公団につきましては、民間にできることは民間にゆだねるとの原則に基づき、約四十兆円に上る有利子債務を確実に返済し、真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担のもとで建設すること等を目的として、平成十七年度中に民営化を実施します。</p> <p>あわせて、高速国道の整備計画区間のうち未供用区間に係る有料道路事業費を当初の約二十兆円から最大で十兆五千億円程度にほぼ半減するとともに、高速国道に係る有利子債務は、民営化時の総額を上回らないとしました。</p> <p>これらの四法案は、道路関係四公団の民営化を実現するため、提出することとしました。まず、高速道路株式会社法案の提案理由について御説明申し上げます。</p> <p>この法律案は、道路関係四公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を設立するものであります。</p>		



<p><b>業務、財産、 職員身 分等の継承 規定抜 粋</b></p>	<p>(基本方針)</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法第 13 条</p> <p>国土交通大臣は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公の権利及び義務の会社及び機構への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。（以下、略）</p> <p>(実施計画)</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法第 14 条</p> <p>国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、次の各号に掲げる公団に対し、当該各号に定める会社及び機構ごとに、その業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。（以下、略）</p> <p>(公団の解散等)</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法附則第 15 条</p> <p>公団は、会社及び機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、前条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、その時ににおいて同条第一項各号に掲げる公団ごとに当該各号に定める会社及び機構が承継する。</p>
--	---

## 29. 西日本高速道路株式会社

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	西日本高速道路株式会社		
所在地	大阪府大阪市北区堂島 1-6-20 堂島アパンザ 18 階		
設立根拠法	高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）		
所管府省	国土交通省道路局総務課		
設立年月日	平成 17 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 31 年 4 月 16 日 日本道路公団</p> <p>②平成 17 年 10 月 1 日 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とともに設立</p>		
事業目的	<p>東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき行う高速道路の新設又は改築</p> <p>二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）</p> <p>三 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理</p> <p>四 前三号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究</p> <p>五 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事業</p> <p>イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理</p> <p>ロ 第一号から第三号まで及びイの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究</p> <p>六 前各号の事業に附帯する事業</p>		

- 2 会社が前項第一号から第三号までの事業を営む高速道路は、次の各号に掲げる会社の区分に応じて当該各号に定めるものとする。
- 一 東日本高速道路株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県の区域内の高速道路（次号に定める高速道路を除き、東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路にあつては国土交通大臣が指定するものに限る。）
- 二 首都高速道路株式会社 東京都の区に存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの
- 三 中日本高速道路株式会社 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域内の高速道路（前二号に定める高速道路を除き、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあつては国土交通大臣が指定するものに限る。）
- 四 西日本高速道路株式会社 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内の高速道路（前号、次号及び第六号に定める高速道路を除く。）
- 五 阪神高速道路株式会社 大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの
- 六 本州四国連絡高速道路株式会社 本州と四国を連絡する自動車専用道路等
- 3 前項第二号の指定は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第二項に規定する首都圏整備計画に即して行わなければならない。
- 4 会社は、第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受けて、同項の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路においても、第一項第一号から第三号までの事業を営むことができる。
- 5 会社は、第一項の事業を営むほか、同項第一号から第三号までの事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号から第三号まで及び第五号イの事業）に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	47,500
	収入	935,200
	支出	925,700
	正味財産	179,826
	職員数：2,387 名	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：高速道路株式会社法附則第 3 条	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：高速道路株式会社法第 15 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：高速道路株式会社法第 16 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：高速道路株式会社法第 16 条	
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法第 9 条（長、監事） <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法第 10 条（年度計画） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：高速道路株式会社法第 14 条第 3 項（財務諸表） <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱 (優遇措置)	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：	
その他公共性、公益性に起因する	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：	

規制や国の 関与	
-------------	--

【沿革① 昭和31年4月16日 日本道路公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本道路公団		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法案名 日本道路公団法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：S31年2月9日</li> <li>・法案成立年月日：S31年3月7日</li> <li>・法律公布年月日：S31年3月14日</li> <li>・法律施行年月日：S31年3月14日</li> </ul>	法改正のパ ターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説 明抜粋	<p>提案理由（昭和31年2月14日・衆議院建設委員会）</p> <p>政府は、道路整備事業促進の一環として昭和二十七年度以来、道路整備特別措置法及び特定道路整備事業特別会計法の規定に基きまして、建設大臣の行う有料道路整備事業及び地方公共団体の行う有料道路整備のための資金の貸付を行なって参ったのでありますが、現在及び将来の交通情勢に即応してさらに道路の整備を促進するため、民間資金の導入をはかることによって、有料道路の建設を飛躍的に拡充するとともに、これを総合的かつ効率的に運営する必要がありますので、これがため新たに日本道路公団を設立することとしたのであります。本法律案はこの日本道路公団の組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設けようとするものであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等 の継承規定 抜粋	—		

【沿革② 平成 17 年 10 月 1 日 西日本高速道路株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	西日本高速道路株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成 14 年 12 月 17 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高速道路株式会社法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H16 年 3 月 9 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H16 年 6 月 2 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H16 年 6 月 3 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H17 年 10 月 1 日	<b>法改正のパ ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改 正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説 明抜粋	<p>提案理由（平成 16 年 3 月 31 日・衆議院国土交通委員会）</p> <p>ただいま議題となりました高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。</p> <p>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の道路関係四公団につきましては、民間にできることは民間にゆだねるとの原則に基づき、約四十兆円に上る有利子債務を確実に返済し、真に必要な道路を会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担のもとで建設すること等を目的として、平成一七年度中に民営化を実施します。</p> <p>あわせて、高速国道の整備計画区間のうち未供用区間に係る有料道路事業費を当初の約二十兆円から最大で十兆五千億円程度にほぼ半減するとともに、高速国道に係る有利子債務は、民営化時の総額を上回らないとしました。これらの四法案は、道路関係四公団の民営化を実現するため、提出することとしました。</p> <p>まず、高速道路株式会社法案の提案理由について御説明申し上げます。</p> <p>この法律案は、道路関係四公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を設立するものであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等 の継承規定 抜粋	<p>（基本方針）</p> <p>日本道路公団等民営化関係法施行法第 13 条 国土交通大臣は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務の会社及び機構への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。（以下、略）</p> <p>（実施計画）</p>		

日本道路公団等民営化関係法施行法第 14 条 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、次の各号に掲げる公団に対し、当該号に定める会社及び機構ごとに、その業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。（以下、略）

（公団の解散等）

日本道路公団等民営化関係法施行法附則第 15 条 公団は、会社及び機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、前条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、その時ににおいて同条第一項各号に掲げる公団ごとに当該各号に定める会社及び機構が承継する。

### 30. 首都高速道路株式会社

#### 法人概要

##### 【特殊法人】

法人名	首都高速道路株式会社		
所在地	東京都千代田区霞が関 1-4-1		
設立根拠法	高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）		
所管府省	国土交通省道路局総務課		
設立年月日	平成 17 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	①昭和 34 年 6 月 17 日 首都高速道路公団 ②平成 17 年 10 月 1 日 首都高速道路株式会社		
事業目的	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。		
主な事務・事業の内容	一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき行う高速道路の新設又は改築 二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。） 三 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理 四 前三号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究 五 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事業 イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理 ロ 第一号から第三号まで及びイの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究 六 前各号の事業に附帯する事業		



- 2 会社が前項第一号から第三号までの事業を営む高速道路は、次の各号に掲げる会社の区分に応じて当該各号に定めるものとする。
- 一 東日本高速道路株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県の区域内の高速道路（次号に定める高速道路を除き、東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路にあつては国土交通大臣が指定するものに限る。）
  - 二 首都高速道路株式会社 東京都の区に存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの
  - 三 中日本高速道路株式会社 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域内の高速道路（前二号に定める高速道路を除き、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあつては国土交通大臣が指定するものに限る。）
  - 四 西日本高速道路株式会社 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内の高速道路（前号、次号及び第六号に定める高速道路を除く。）
  - 五 阪神高速道路株式会社 大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの
  - 六 本州四国連絡高速道路株式会社 本州と四国を連絡する自動車専用道路等
- 3 前項第二号の指定は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第二項に規定する首都圏整備計画に即して行わなければならない。
- 4 会社は、第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受けて、同項の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路においても、第一項第一号から第三号までの事業を営むことができる。
- 5 会社は、第一項の事業を営むほか、同項第一号から第三号までの事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号から第三号まで及び第五号イの事業）に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: right;">13,500</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: right;">661,000</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: right;">655,500</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">47,993</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	13,500	収入	661,000	支出	655,500	正味財産	47,993
	区分	平成 28 年度									
	資本金	13,500									
	収入	661,000									
支出	655,500										
正味財産	47,993										
職員数：1,047 名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：高速道路株式会社法附則第 3 条										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：高速道路株式会社法第 15 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：高速道路株式会社法第 16 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：高速道路株式会社法第 16 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法第 9 条（長、監事） <input type="checkbox"/> 国への届出：										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法第 10 条（年度計画） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：高速道路株式会社法第 14 条第 3 項（財務諸表） <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：										
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：										

【沿革① 昭和 34 年 6 月 17 日 首都高速道路公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	首都高速道路公団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 首都高速道路公団法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S34 年 2 月 2 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S34 年 4 月 8 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S34 年 4 月 14 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S34 年 4 月 14 日	<b>法改正のパ ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 34 年 2 月 3 日・衆議建設委員会）</p> <p>最近の首都における自動車交通量の激増はまことに目ざましく、これに伴って生じている交通の混雑に起因する人的、物的な損失ははかり知れないものがあり、ために首都の機能を著しく低下させていることは御承知の通りであります。これをこのまま放置するならば、近い将来において、首都の交通は全くの麻痺状態に陥ることが憂慮されております。</p> <p>このような現状を打開するためには、首都における街路及び駐車場の整備を促進する必要のあることはもちろんであります。さらに自動車専用道路を建設することが最も有効な措置であることは、すでに外国の諸都市の実例に徴しても明らかであるところであります。</p> <p>このため、政府といたしましては、全国的に有料道路事業を行なっている日本道路公団のほかに、首都における自動車専用道路の建設及び管理に専念する事業体を設け、これに政府の資金のほか、関係地方公共団体からの資金を導入し、首都高速道路の飛躍的な整備をはかることとし、これがため、新たに首都高速道路公団を設立することといたしましたのであります。この法律案は、この首都高速道路公団設立の目的及びその組織、業務、財務、会計等について、所要の規定を設けようとするものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 平成 17 年 10 月 1 日 首都高速道路株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	首都高速道路株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成 14 年 12 月 17 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高速道路株式会社法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H16 年 3 月 9 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H16 年 6 月 2 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H16 年 6 月 3 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H17 年 10 月 1 日	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 16 年 3 月 31 日・衆議院国土交通委員会）</p> <p>ただいま議題となりました高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。</p> <p>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の道路関係四公団につきましては、民間にできることは民間にゆだねるとの原則に基づき、約四十兆円に上る有利子債務を確実に返済し、真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担のもとで建設すること等を目的として、平成十七年度中に民営化を実施します。</p> <p>あわせて、高速国道の整備計画区間のうち未供用区間に係る有料道路事業費を当初の約二十兆円から最大で十兆五千億円程度にほぼ半減するとともに、高速国道に係る有利子債務は、民営化時の総額を上回らないとしました。</p> <p>これらの四法案は、道路関係四公団の民営化を実現するため、提出することとしました。</p> <p>まず、高速道路株式会社法案の提案理由について御説明申し上げます。</p> <p>この法律案は、道路関係四公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を設立するものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（基本方針） 日本道路公団等民営化関係法施行法第 13 条 国土交通大臣は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務の会社及び機構への適正かつ円滑な引継ぎを図るため公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関		

する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。（以下、略）  
（実施計画）

日本道路公団等民営化関係法施行法第 14 条

国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、次の各号に掲げる公団に対し、当該各号に定める会社及び機構ごとに、その業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。（以下、略）

（公団の解散等）

日本道路公団等民営化関係法施行法附則第 15 条（公団の解散等）

公団は、会社及び機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、前条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、その時に於いて同条第一項各号に掲げる公団ごとに当該各号に定める会社及び機構が承継する。

### 31. 阪神高速道路株式会社

#### 法人概要

##### 【特殊法人】

法人名	阪神高速道路株式会社		
所在地	大阪府大阪市中央区久太郎町 4-1-3		
設立根拠法	高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）		
所管府省	国土交通省道路局総務課		
設立年月日	平成 17 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和 37 年 5 月 1 日 阪神高速道路公団</p> <p>②平成 17 年 10 月 1 日 阪神高速道路株式会社</p>		
事業目的	<p>東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき行う高速道路の新設又は改築</p> <p>二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）</p> <p>三 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理</p> <p>四 前三号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究</p> <p>五 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事業</p> <p>イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理</p> <p>ロ 第一号から第三号まで及びイの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究</p> <p>六 前各号の事業に附帯する事業</p>		

2 会社が前項第一号から第三号までの事業を営む高速道路は、次の各号に掲げる会社の区分に応じて当該各号に定めるものとする。

一 東日本高速道路株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県の区域内の高速道路（次号に定める高速道路を除き、東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路にあっては国土交通大臣が指定するものに限る。）

二 首都高速道路株式会社 東京都の区に存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

三 中日本高速道路株式会社 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域内の高速道路（前二号に定める高速道路を除き、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあっては国土交通大臣が指定するものに限る。）

四 西日本高速道路株式会社 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内の高速道路（前号、次号及び第六号に定める高速道路を除く。）

五 阪神高速道路株式会社 大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

六 本州四国連絡高速道路株式会社 本州と四国を連絡する自動車専用道路等

3 前項第二号の指定は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第二項に規定する首都圏整備計画に即して行わなければならない。

4 会社は、第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受けて、同項の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路においても、第一項第一号から第三号までの事業を営むことができる。

5 会社は、第一項の事業を営むほか、同項第一号から第三号までの事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあっては、同項第一号から第三号まで及び第五号イの事業）に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	10,000
	収入	249,600
	支出	248,100
	正味財産	38,412
	職員数：700名	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：高速道路株式会社法附則第3条	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：高速道路株式会社法第15条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：高速道路株式会社法第16条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：高速道路株式会社法第16条	
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法第9条（長、監事） <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法第10条（年度計画） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：高速道路株式会社法第14条第3項（財務諸表） <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱 (優遇措置)	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：	
その他公共性、公益性に起因する	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：	



規制や国の 関与	
-------------	--

【沿革① 昭和 37 年 5 月 1 日 阪神高速道路公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	阪神高速道公団		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等 政府方針	—		
関係法案等	・ 関係法案名 阪神高速道路公団法		
	・ 国会提出年月日：S37 年 2 月 1 日 ・ 法案成立年月日：S37 年 3 月 23 日 ・ 法律公布年月日：S37 年 3 月 29 日 ・ 法律施行年月日：S37 年 3 月 29 日	法改正のパ ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説 明抜粋	提案理由（昭和 37 年 2 月 7 日・衆議院建設委員会） 最近の大都市における自動車交通量の増加はまことに著しく、これに伴う交通の混雑に起因する人的、物的な損失ははかり知れないものがあり、ために東京を初め、大都市における都市の機能を著しく低下させていることは御承知の通りであります。この傾向は、大阪市及び神戸市を中心とする阪神地区においても特に著しく、これをこのまま放置するならば、近い将来においてその交通は全くの麻痺状態に陥ることが憂慮されております。 このような現状を打開するためには、阪神地区における道路及び駐車場の整備を促進する必要のあることはもちろんであります。特に自動車専用道路を建設することが最も有効な措置であることは、すでに外国の諸都市の実例に徴しても明らかとなっております。 このため、政府といたしましては、首都高速道路公団設立の例にならい、阪神地区における自動車専用道路の建設及び管理に専念する事業体を設け、これに政府の資金のほか、関係地方公共団体からの資金を導入し、自動車専用道路の飛躍的な整備をはかることとし、これがため、新たに阪神高速道路公団を設立することにいたしましたのであります。この法律案は、この阪神高速道路公団設立の目的及びその組織、業務、財務、会計等について、所要の規定を設けようとするものであります。		
業務、財産、 職員身分等 の継承規定 抜粋	—		

【沿革② 平成 17 年 10 月 1 日 阪神高速道路株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	阪神高速道路株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成 14 年 12 月 17 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高速道路株式会社法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H16 年 3 月 9 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H16 年 6 月 2 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H16 年 6 月 3 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H17 年 10 月 1 日	<b>法改正のパ ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 16 年 3 月 31 日・衆議院国土交通委員会）</p> <p>ただいま議題となりました高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。</p> <p>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の道路関係四公団につきましては、民間にできることは民間にゆだねるとの原則に基づき、約四十兆円に上る有利子債務を確実に返済し、真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担のもとで建設すること等を目的として、平成十七年度中に民営化を実施します。</p> <p>あわせて、高速国道の整備計画区間のうち未供用区間に係る有料道路事業費を当初の約二十兆円から最大で十兆五千億円程度にほぼ半減するとともに、高速国道に係る有利子債務は、民営化時の総額を上回らないとしました。</p> <p>これらの四法案は、道路関係四公団の民営化を実現するため、提出することとしました。</p> <p>まず、高速道路株式会社法案の提案理由について御説明申し上げます。</p> <p>この法律案は、道路関係四公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を設立するものであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等 の継承規定 抜粋	（基本方針） 日本道路公団等民営化関係法施行法 13 条 国土交通大臣は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務の会社及び機構への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、公団の業務の引継ぎ		

並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。（以下、略）

（実施計画）

日本道路公団等民営化関係法施行法第 14 条

国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、次の各号に掲げる公団に対し、当該各号に定める会社及び機構ごとに、その業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。（以下、略）

（公団の解散等）

日本道路公団等民営化関係法施行法附則第 15 条

公団は、会社及び機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、前条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、その時に於いて同条第一項各号に掲げる公団ごとに当該各号に定める会社及び機構が承継する。

## 32. 本州四国連絡高速道路株式会社

### 法人概要

#### 【特殊法人】

法人名	本州四国連絡高速道路株式会社		
所在地	兵庫県神戸市中央区小野柄通 4-1-22 アーバンエース三宮ビル		
設立根拠法	高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）		
所管府省	国土交通省道路局総務課、国土交通省鉄道局鉄道事業課		
設立年月日	平成 17 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	①昭和 45 年 7 月 1 日 本州四国連絡橋公団 ②平成 17 年 10 月 1 日 本州四国連絡高速道路株式会社		
事業目的	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。		
主な事務・事業の内容	<p>一 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき行う高速道路の新設又は改築</p> <p>二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路について道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）</p> <p>三 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理</p> <p>四 前三号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究</p> <p>五 本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事業</p> <p>イ 機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理</p> <p>ロ 第一号から第三号まで及びイの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究</p> <p>六 前各号の事業に附帯する事業</p>		

2 会社が前項第一号から第三号までの事業を営む高速道路は、次の各号に掲げる会社の区分に応じて当該各号に定めるものとする。

一 東日本高速道路株式会社 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県の区域内の高速道路（次号に定める高速道路を除き、東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路にあつては国土交通大臣が指定するものに限る。）

二 首都高速道路株式会社 東京都の区に存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

三 中日本高速道路株式会社 東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域内の高速道路（前二号に定める高速道路を除き、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあつては国土交通大臣が指定するものに限る。）

四 西日本高速道路株式会社 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内の高速道路（前号、次号及び第六号に定める高速道路を除く。）

五 阪神高速道路株式会社 大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

六 本州四国連絡高速道路株式会社 本州と四国を連絡する自動車専用道路等

3 前項第二号の指定は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第二項に規定する首都圏整備計画に即して行わなければならない。

4 会社は、第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受けて、同項の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路においても、第一項第一号から第三号までの事業を営むことができる。

5 会社は、第一項の事業を営むほか、同項第一号から第三号までの事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号から第三号まで及び第五号イの事業）に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

（協定）

第六条 会社は、前条第一項第一号又は第二号の事業を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、機構と、機構法第十三条第一項に規定する協定（次項において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

	<p>2 会社は、おおむね五年ごとに、前項に規定する事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、機構に対し、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">79,275</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">78,320</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">18,463</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：365 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	4,000	収入	79,275	支出	78,320	正味財産	18,463
区分	平成 28 年度										
資本金	4,000										
収入	79,275										
支出	78,320										
正味財産	18,463										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :  ( ) 交付金 :  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：高速道路株式会社法附則第 3 条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：高速道路株式会社法第 15 条  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：高速道路株式会社法第 16 条  <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：高速道路株式会社法第 16 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法第 10 条（長、監事）  ( ) 国への届出 :</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：高速道路株式会社法第 10 条（年度計画）  ( ) 国への届出 :  <b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認 :  ( ) 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：高速道路株式会社法第 14 条第 3 項（財務諸表）  <b>(その他国の関与)</b>  ( ) その他 :</p>										
税の取扱（優遇措置）	<p>( ) 法人税 :  <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税：地方税法第 14 条  ( ) 登録免許税 :</p>										

	<input type="checkbox"/> 印紙税           :
その他公共 性、公益性 に起因する 規制や国の 関与	<input type="checkbox"/> 外資規制           : <input type="checkbox"/> みなし公務員: <input type="checkbox"/> 情報公開           :



【沿革① 昭和 45 年 7 月 1 日 本州四国連絡橋公団設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	本州四国連絡橋公団		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等 政府方針 針	—		
関係法案等	・関係法案名 本州四国連絡橋公団法		
	・国会提出年月日：S45 年 3 月 13 日 ・法案成立年月日：S45 年 5 月 12 日 ・法律公布年月日：S45 年 5 月 13 日 ・法律施行年月日：S45 年 5 月 13 日	法改正のパ ターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 45 年 3 月 25 日・衆議院建設委員会）</p> <p>近時わが国の経済の発展と国民生活の向上にはまことに目ざましいものがありますが、なお一そうの発展と向上をはかるために、国土の効率的な利用と均衡ある発展を目標といたしまして、国土開発の基礎条件であります交通幹線の整備をはかり、開発の可能性を全国土に拡大することが最大の急務と考えます。</p> <p>特に、本州と四国の間は、瀬戸内海に隔てられて円滑な交通が著しく阻害されて今日に至っております。これを道路及び鉄道の連絡橋で結び、本州と四国を一体とする総合的な開発をはかることを熱望する声は、年を追ってますます強くなってきております。</p> <p>政府及びその関係機関におきまして、この期待に応じて、長年にわたり道路及び鉄道に関する技術の問題、経済効果等につきまして鋭意、調査、研究を進めてまいりましたが、その結果、大規模なつり橋を含む連絡架橋の建設は技術的に可能ではありますが、なお多くの解決すべき問題を持っております。本事業を遂行するためには、新たにわが国の技術の総力を結集いたしまして、これに当たる必要があることが明らかになったのでございます。また、本事業は、大規模かつ長期にわたるものでありますため、その財源としては国及び地方公共団体からの出資、なお低利融資等が必要とされるのであります。</p> <p>このため、政府といたしましては、本州と四国の間を連絡する道路及び鉄道の建設、さらに管理に専念し、総合的かつ効率的にこれを行なう事業体として、新たに本州四国連絡橋公団を設立することとしたのでございます。</p>		
業務、財産、 職員身分等	（日本道路公団及び日本鉄道建設公団からの引継ぎ等） 本州四国連絡橋公団法第 6 条		

<p><b>の継承規定 抜粋</b></p>	<p>日本道路公団が日本道路公団法第 19 条第 1 項第 1 号の規定により行なっている本州と四国を連絡する道路に係る調査に関する事業及び日本鉄道建設公団が日本鉄道建設公団法（昭和 39 年法律第 3 号）第 21 条第 1 項の認可を受けた工事实施計画に基づいて行なっている本州と四国を連絡する鉄道施設に係る調査に関する事業は、公団の成立の日から、公団が第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の業務又は同項第 1 号の業務として行なうものとする。この場合においては、日本道路公団及び日本鉄道建設公団は、遅滞なく、当該事業に関する事務を公団に引き継ぐものとする。</p> <p>本州四国連絡橋公団法第 7 条</p> <p>前条の規定により同条に規定する調査に関する事業を公団がそのとして行なうこととなつた時において当該調査に関する事業に関し日本道路公団又は日本鉄道建設公団が有する権利及び義務は、その時において、公団が承継する。</p>
----------------------------	--

【沿革② 平成 17 年 10 月 1 日 本州四国連絡高速道路株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	本州四国連絡高速道路株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成 14 年 12 月 17 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高速道路株式会社法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H16 年 3 月 9 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H16 年 6 月 2 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H16 年 6 月 3 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H17 年 10 月 1 日	<b>法改正の パターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 16 年 3 月 31 日・衆議院国土交通委員会）</p> <p>ただいま議題となりました高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。</p> <p>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の道路関係四公団につきましては、民間にできることは民間にゆだねるとの原則に基づき、約四十兆円に上る有利子債務を確実に返済し、真に必要な道路を、会社の自主性を尊重しつつ、早期に、できるだけ少ない国民負担のもとで建設すること等を目的として、平成十七年度中に民営化を実施します。</p> <p>あわせて、高速国道の整備計画区間のうち未供用区間に係る有料道路事業費を当初の約二十兆円から最大で十兆五千億円程度にほぼ半減するとともに、高速国道に係る有利子債務は、民営化時の総額を上回らないとしました。これらの四法案は、道路関係四公団の民営化を実現するため、提出することとしました。</p> <p>まず、高速道路株式会社法案の提案理由について御説明申し上げます。</p> <p>この法律案は、道路関係四公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を設立するものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	（基本方針） 日本道路公団等民営化関係法施行法 13 条 国土交通大臣は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務の会社及び機構への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、公団の業務の引継		

ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。（以下、略）

（実施計画）

日本道路公団等民営化関係法施行法第 14 条

国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、次の各号に掲げる公団に対し、当該各号に定める会社及び機構ごとに、その業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。（以下、略）

（公団の解散等）

日本道路公団等民営化関係法施行法附則第 15 条

公団は、会社及び機構の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、前条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、その時に於いて同条第一項各号に掲げる公団ごとに当該各号に定める会社及び機構が承継する。

### 33. 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

#### 法人概要

##### 【特殊法人】

法人名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社		
所在地	東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3 号館 4F		
設立根拠法	中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）		
所管府省	環境省総合環境政策局総務課		
設立年月日	平成 16 年 4 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	①平成 13 年 4 月 1 日 環境事業団の業務に PCB 廃棄物処理事業を追加 ②平成 16 年 4 月 1 日 日本環境安全事業株式会社設立 ③平成 26 年 12 月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社設立		
事業目的	中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理その他環境の保全に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする株式会社とする。		
主な事務・事業の内容	第七条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を営むものとする。 一 国、福島県、福島県内の市町村その他環境省令で定める者（次号において「国等」という。）の委託を受けて、中間貯蔵を行うこと。 二 国等の委託を受けて、福島県内除去土壌等の収集及び運搬を行うこと。 三 国の委託を受けて、前二号に掲げる事業に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。 四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこと。 五 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと（第三号に掲げるものを除く。）。 六 前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。 2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、環境大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる		
財務情報等	(単位：百万円)		
	区分	平成 28 年度	
	資本金	12,600	
	収入		
	支出		

	<table border="1"> <tr> <td>正味財産</td> <td>8,353</td> </tr> </table>	正味財産	8,353
正味財産	8,353		
	職員数：457名		
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第17条		
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第18条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第19条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第19条		
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：		
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第19条 <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第19条 <b>(その他国の関与)</b> <input checked="" type="checkbox"/> その他：発行済株式の総数を国が保有（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第4条）		
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第21条 <input type="checkbox"/> 印紙税：		
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第25条 <input type="checkbox"/> 情報公開：		

【沿革① 平成 13 年 4 月 1 日 環境事業団の業務に PCB 廃棄物処理事業を追加】

法人類型	特殊法人		
法人名	環境事業団		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 環境事業団法の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 66 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H13 年 2 月 20 日 <b>・法案成立年月日：</b> H13 年 6 月 15 日 <b>・法律公布年月日：</b> H13 年 6 月 22 日 <b>・法律施行年月日：</b> H13 年 6 月 22 日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 13 年 3 月 27 日・衆議院環境委員会）</p> <p>我が国においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に必要な体制を速やかに整備し、その確実かつ適正な処理を推進することが喫緊の課題となっております。こうした課題を踏まえ、環境事業団を活用することとし、その業務にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等を行う業務を追加する等所要の改正を行うものであります。</p> <p>以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。</p> <p>第一に、業務の追加及び見直しであります。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理等を行う業務及び環境大臣が指定する者に対しその処理に要する費用につき助成を行う業務を追加いたします。また、これらの業務を追加するに当たり、既存業務の一部を廃止することとしております。</p> <p>第二に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減を図るために、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、政府及び都道府県から交付を受けた補助金と政府及び都道府県以外の者からの出捐金をもってこれに充てることとしております。</p> <p>第三に、環境事業団が発行する債券に係る債務の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託することができることとする等資金調達手段の多様化を図るために必要な規定を設けることとしております。</p> <p>このほか、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。</p> <p>なお、今回追加する業務については、平成二十八年三月三十一日までの間に廃止を含めて見直しを行うこととしております。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【② 平成 16 年 4 月 1 日 日本環境安全事業株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本環境安全事業株式会社		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> H15 年 2 月 14 日 <b>・法案成立年月日：</b> H15 年 4 月 22 日 <b>・法律公布年月日：</b> H15 年 5 月 16 日 <b>・法律施行年月日：</b> H15 年 5 月 16 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 15 年 3 月 25 日・衆議院環境委員会）</p> <p>環境省所管の特殊法人である公害健康被害補償予防協会及び環境事業団につきましては、先ほど申しあげましたように、特殊法人等改革基本法及び特殊法人等整理合理化計画に基づき、所要の業務、組織の見直しを行うこととしております。この法律案は、その一環として、環境事業団が行っているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業について、その事業の効率的な実施を期するため、特殊会社である日本環境安全事業株式会社を設立し、これに事業を行わせることとするものであります。</p> <p>次に、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。</p> <p>第一に、本会社の名称、目的及び事業の内容であります。本会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業及び環境の保全に関する情報等を提供する事業等を経営することとし、本会社の名称は、日本環境安全事業株式会社とすることとしております。</p> <p>第二に、本会社の経営の健全性及び安定性の確保のために、本会社がポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業を経営する間は政府が本会社の総株主の議決権の過半数を保有すること、本会社は、新株等の発行、資金の長期借り入れ、代表取締役の選定等の決議、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る事業基本計画の策定等については、環境大臣の認可を受けなければならないこと等を定めることとしております。</p> <p>このほか、本会社の設立の手續等に関し、所要の規定を置くこととしております。</p> <p>なお、本会社は平成十六年四月一日に設立することとしており、また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理状況等を勘案しつつ、平成二十八年三月三十一日までの間に、本会社のあり方について、この法律の廃止及び民営化を含めて見直しを行うこととしております。</p>		
業務、財産、	第十四条 機構法附則第四条第一項の規定により会社に承継される事業団の長期借入		



<b>職員身分等の 継承規定抜粋</b>	金に係る債務について旧事業団法第二十八条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
--------------------------	--

【③ 平成 26 年 12 月 中間貯蔵・環境安全事業株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26 年 10 月 3 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26 年 11 月 19 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26 年 11 月 27 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H26 年 11 月 16 日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 26 年 10 月 24 日・衆議院環境委員会）</p> <p>福島県においては、放射性物質に汚染された大量の土壌や廃棄物が発生し、直ちに最終処分することは困難であることから、これを安全に集中的に貯蔵管理する中間貯蔵施設が不可欠です。国の責任において、この中間貯蔵施設を整備し、しっかりと運営管理を行うことで、除染を一層推進し、福島の復興につなげていく必要があります。</p> <p>このため、政府一丸となり、中間貯蔵施設の整備に向けて、地元の皆様に丁寧にその必要性や具体的内容、国としての対応の全体像を説明するなど、取り組みを進めてきました。そして、本年九月一日に佐藤福島県知事より、中間貯蔵施設の建設受け入れを容認するという決断をいただいたところです。</p> <p>今後、中間貯蔵施設への搬入を開始するに当たっては、地元の皆様の申し入れ事項等に応えつつ、中間貯蔵を確実かつ適正に実施するため、法律において中間貯蔵施設に関する国の責務を規定し、その中核として「中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を明記するとともに、専門性を有し、国と一体となって事業を支援する組織が中間貯蔵に係る事業を行えるようにする必要がありますため、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>以下、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。</p> <p>本法律案は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染が人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、国の責務として、国は、中間貯蔵施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、中間貯蔵施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる旨等を規定することに加え、日本環境安全事業株式会社を中間貯蔵・環境安全事</p>		

	<p>業株式会社に改組し、その事業に中間貯蔵に係る事業を追加する等の措置を講ずるものであります。</p> <p>以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要です。</p>
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—

### 第3部 特別民間法人

#### 1. 日本消防検定協会

#### 法人概要

##### 【特別民間法人】

法人名	日本消防検定協会		
所在地	東京都調布市深大寺東町 4-35-16		
設立根拠法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 21 条の三、第 4 章の三		
所管府省	総務省消防庁予防課		
設立年月日	昭和 38 年 10 月 1 日	民間法人化年月日	昭和 62 年 1 月 1 日
沿革	①昭和 38 年 10 月 特殊法人日本消防検定協会設立 ②昭和 62 年 1 月 民間法人化		
事業目的	日本消防検定協会は、検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定（消防法第 21 条の二第 3 項に規定する型式適合検定をいう。以下同じ。）、特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験等を行い、もって火災その他の災害による被害の軽減に資することを目的とする。 (消防法第 21 条の十七)		
主な事務・事業の内容	協会は、次の業務を行う。 一 第二十一条の三の規定により検定対象機械器具等についての試験を行うこと。 二 第二十一条の八第一項の規定により型式適合検定を行うこと。 三 第十七条の二第一項の規定により特殊消防用設備等の性能に関する評価を行うこと。 四 検定対象機械器具等に関する技術的な事項について総務大臣に意見を申し出ること。 五 消防の用に供する機械器具等に関する研究、調査及び試験を行うこと。 六 依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価を行うこと。 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 八 前各号に掲げるもののほか、第二十一条の十七の目的を達成するために必要な業務を行うこと。(消防法第 21 条の三十六)		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金（基本金）</td> <td style="text-align: right;">1,802</td> </tr> <tr> <td>収入（営業収益）</td> <td style="text-align: right;">2,071</td> </tr> <tr> <td>支出（営業費用）</td> <td style="text-align: right;">2,071</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">5,554</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金（基本金）	1,802	収入（営業収益）	2,071	支出（営業費用）	2,071	正味財産	5,554
	区分	平成 28 年度									
	資本金（基本金）	1,802									
	収入（営業収益）	2,071									
支出（営業費用）	2,071										
正味財産	5,554										
職員数：104名											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：消防法第 21 条の 29（役員解任）、第 21 条の 42 第 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：消防法第 21 条の 43 第 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：消防法第 21 条の 43 第 1 項										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：消防法第 21 条の 26（役員の選任・解任）、同第 21 条の 32 の 2 第 3 項（評議員任命）の認可 <input type="checkbox"/> 国への届出：										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：消防法第 21 条の 39 <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：消防法第 21 条の 39 <b>(その他国の関与)</b> <input checked="" type="checkbox"/> その他：消防法第 21 条の 20 第 2 項（定款の作成・変更）、定款 27 条、第 28 条（業務、業務方法書）の認可										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：										
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員：										

起因する規制 や国の関与	( ) 情報公開 :
-----------------	------------

【沿革① 昭和 38 年 10 月 日本消防検定協会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本消防検定協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 消防法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S38年2月12日 <b>・法案成立年月日</b> ：S38年3月20日 <b>・法律公布年月日</b> ：S38年4月15日 <b>・法律施行年月日</b> ：S38年4月15日	<b>法改正の            パターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 38 年 2 月 14 日・衆議院地方行政委員会）</p> <p>近年火災の発生件数は、いよいよ激増の一途をたどり、人命の損傷及び財産の被害もこれに伴って累増の傾向にありますことは、まことに寒心にたえないものがあります。このような事態に対しましては、何よりも火災の発生を防止することに努めなければならないのでありますが、これとともに、火災が発生した場合における消防機関への早期通報、火災の初期の段階における消火及び人命の保護のための安全避難等の措置について、十分徹底をはかっておくことが必要と考えられるのであります。このためには、消防の用に供する機械器具等が、火災発生時において確実にかつ安全にその機能を発揮することが保障されなければなりません。さらに、近時の火災予防思想の普及と消防用設備等の設置義務制度の発足により、これら消防の用に供する機械器具等の需要が激増しつつありますが、これに対処するためにも、現行の検定制度に根本的な改善を加え、人命、財産の保護に遺憾なきを期する必要が生じてきたのであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 昭和 62 年 1 月 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日本消防検定協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化について（新行政改革大綱）」（昭和 58 年 5 月 24 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 消防法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日：</b> S61 年 3 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> S61 年 3 月 28 日 <b>・法律公布年月日：</b> S61 年 4 月 15 日 <b>・法律施行年月日：</b> S61 年 4 月 15 日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 61 年 3 月 20 日・衆議院地方行政委員会）</p> <p>昭和五十八年三月の臨時行政調査会の答申で、一定の特殊法人等について、その業務が制度的に独占されていないこと、国等からの出資が制度上及び実態上ないこと、役員を選任が自主的に行われていること等の自立化の原則に従い、民間法人化するとの方策が提言されたところであります。この法律案は、このような臨調答申の趣旨を踏まえ、日本消防検定協会及び危険物保安技術協会について、検査制度の適正な運営を維持しつつその経営の効率化を図るため、役員を選任、財務等についての政府の関与を縮小するとともに、日本消防検定協会に対する政府出資の制度を廃止するほか、検定対象機械器具等について指定検定機関制度を導入する等の所用の改正を行うものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		



## 2. 消防団員等公務災害補償等共済基金

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	消防団員等公務災害補償等共済基金												
所在地	東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 8F												
設立根拠法	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和 31 年法律第 107 号）												
所管府省	総務省消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室												
設立年月日	昭和 31 年 11 月 20 日	民間法人化年月日	平成 9 年 4 月 1 日										
沿革	①昭和 31 年 11 月 消防団員等公務災害補償等共済基金設立 ②平成 9 年 4 月 民間法人化												
事業目的	消防団員等公務災害補償及び消防団員退職報償金の支給の的確な実施に資するため消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行い、あわせて消防団員等福祉事業（第十三条第一項及び第三項に規定する事業をいう。以下同じ。）等を行うことにより、消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与することを目的とする。 （消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第 14 条）												
主な事務・事業の内容	基金は、次の業務を行う。 一 この法律の規定による消防団員等公務災害補償責任共済事業を行うこと。 二 この法律の規定による消防団員退職報償金支給責任共済事業を行うこと。 三 この法律の規定による消防団員等福祉事業を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 五 前各号に掲げるもののほか、第十四条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>利益</td> <td style="text-align: center;">33,332</td> </tr> <tr> <td>損失</td> <td style="text-align: center;">33,332</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：21 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金	—	利益	33,332	損失	33,332	正味財産	0
区分	平成 28 年度												
資本金	—												
利益	33,332												
損失	33,332												
正味財産	0												
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付：												

	( ) 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令 : 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律 36 条 (✓) 報告徴収 : 同第 35 条 1 項 (✓) 立入検査 : 同第 35 条 1 項
役員の選任・解任に当たっての国の関与	( ) 大臣任命 : (✓) 国の認可 : 同第 23 条 1 項 (役員の選任、解任) ( ) 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> ( ) 国会承認 : (✓) 国の認可 : 同第 31 条 ( ) 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : (✓) 国への届出 : 同第 32 条 1 項 <b>(その他国の関与)</b> ( ) その他 :
税の取扱 (優遇措置)	(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項 別表第二 ( ) 固定資産税 : ( ) 登録免許税 : (✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表第二
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	( ) 外資規制 : ( ) みなし公務員 : ( ) 情報公開 :

【沿革① 昭和 31 年 11 月 消防団員等公務災害補償等共済基金設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	消防団員等公務災害補償等共済基金		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律		
	・国会提出年月日：S31年3月23日 ・法案成立年月日：S31年4月23日 ・法律公布年月日：S31年5月21日 ・法律施行年月日：S31年11月20日	法改正のパターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和 31 年 3 月 24 日・衆議院地方行政委員会） 非常勤消防団員及び一般の応援協力者に対する損害補償につきましては、従来から、市町村の責任において行われてきたところではありますが、その実施状況は、市町村財政の窮迫その他の事情により、必ずしも十分ではなく、また実際の支給額も、政府の所期する基準を相当下回っている実情にありますので、政府といたしましては、これが改善策を講じ、徹底した補償制度の確立とその完全な実施をはかるべく、鋭意検討いたしました結果、今回成案を得まして、ここに提案をいたした次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 平成9年4月 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	消防団員等公務災害補償等共済基金		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H8年3月11日 <b>・法案成立年月日</b> ：H8年6月13日 <b>・法律公布年月日</b> ：H8年6月19日 <b>・法律施行年月日</b> ：H9年4月1日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成8年4月9日・参議院地方行政委員会） この法律案は、消防団員等公務災害補償等共済基金を、消防団員等公務災害補償等共済制度の公正かつ確実な実施を確保しつつ、民間法人化し、その経営の活性化及び効率化に資するため、役員の選任、財務等についての政府の関与を縮小する等の所要の改正を行うものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

### 3. 危険物保安技術協会

#### 法人概要

##### 【特別民間法人】

法人名	危険物保安技術協会		
所在地	東京都港区虎ノ門 4-3-13 号ヒューリック神谷町ビル 1 階		
設立根拠法	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条の三、第 14 条の三第 3 項、第 3 章の二		
所管府省	総務省消防庁予防課危険物保安室		
設立年月日	昭和 51 年 11 月 10 日	民間法人化年月日	昭和 62 年 4 月 1 日
沿革	①昭和 51 年 11 月 危険物保安技術協会設立 ②昭和 62 年 4 月 民間法人化		
事業目的	協会は、第十一条の三又は第十四条の三第三項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行い、あわせて危険物又は指定可燃物（以下この章において「危険物等」という。）の貯蔵、取扱い又は運搬（航空機、船舶、鉄道又は軌道によるものを除く。以下この章において同じ。）の安全に関する試験、調査及び技術援助等を行い、もつて危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬に関する保安の確保を図ることを目的とする。（消防法第 16 条の十）		
主な事務・事業の内容	協会は、次の業務を行う。 一 第十一条の三又は第十四条の三第三項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行うこと。 二 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験、調査、技術援助並びに情報の収集及び提供を行うこと。 三 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する教育を行うこと。 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 五 前各号に掲げるもののほか、第十六条の十の目的を達成するために必要な業務を行うこと。（消防法第 16 条の三十四）		
財務情報等	（単位：百万円）		
	区分	平成 28 年度	
	資本金	—	
	収入	1,520	
	支出	1,281	
	正味財産	3,074	
	職員数：46 名		

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input type="checkbox"/> 交付金 : <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 消防法第 16 条の 47 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 消防法第 16 条の 48 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 消防法第 16 条の 48
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 消防法第 16 条の 25 (役員の選任・解任)、同第 16 条の 30 の 2 第 3 項 (評議員任命) <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 消防法第 16 条の 41 <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 消防法第 16 条の 42 <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 消防法第 16 条の 33 <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 昭和 51 年 11 月 危険物保安技術協会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	危険物保安技術協会		
区分	( <input checked="" type="checkbox"/> ) 新設、 ( ) 廃止、 ( ) 統廃合、 ( ) 法人形態の変更、 ( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 消防法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：S 51 年 5 月 11 日 ・法案成立年月日：S 51 年 5 月 21 日 ・法律公布年月日：S 51 年 5 月 29 日 ・法律施行年月日： 年 月 日	法改正のパートナー分類	( ) 新規立法 ( <input checked="" type="checkbox"/> ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和 51 年 5 月 11 日・衆議院地方行政委員会） 最近における産業経済の発展及び科学技術の進歩に伴い、屋外タンク貯蔵所はますます大規模化してまいっておりますが、一昨年の岡山県倉敷市における重油流出事故に見られるように、一たん、災害が発生した場合には、その地域社会に重大な影響を及ぼすことは御承知のとおりであります。こうした事態にかんがみ、今回、消防法を改正し、市町村長等の委託に基づいて屋外タンク貯蔵所が技術上の基準に適合するかどうかについて審査すること等を目的とする危険物保安技術協会を設置するほか、危険物施設の保安に関する検査その他の検査の充実を図る等屋外タンク貯蔵所に関する規制の強化の措置を講じようとするものであります。これが、この法律案を提出いたしました理由であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 昭和62年4月 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	危険物保安技術協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化について（新行政改革大綱）」（昭和58年5月24日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 消防法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日：</b> S61年3月15日 <b>・法案成立年月日：</b> S61年3月28日 <b>・法律公布年月日：</b> S61年4月15日 <b>・法律施行年月日：</b> S61年4月15日	<b>法改正のパ ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和61年3月20日・衆議院地方行政委員会）</p> <p>昭和五十八年三月の臨時行政調査会の答申で、一定の特殊法人等について、その業務が制度的に独占されていないこと、国等からの出資が制度上及び実態上ないこと、役員を選任が自主的に行われていること等の自立化の原則に従い、民間法人化するとの基本的方策が提言されたところであります。</p> <p>この法律案は、このような臨調答申の趣旨を踏まえ、日本消防検定協会及び危険物保安技術協会について、検査制度の適正な運営を維持しつつその経営の効率化を図るため、役員を選任、財務等についての政府の関与を縮小するとともに、日本消防検定協会に対する政府出資の制度を廃止するほか、検定対象機械器具等について指定検定機関制度を導入する等の所用の改正を行うものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		



#### 4. 日本行政書士会連合会

##### 法人概要

###### 【特別民間法人】

法人名	日本行政書士会連合会		
所在地	東京都港区虎ノ門 4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス 10 階		
設立根拠法	行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）		
所管府省	総務省自治行政局行政課		
設立年月日	昭和 28 年 2 月 22 日	民間法人化年月日	平成 15 年 3 月 4 日
沿革	①昭和 28 年 2 月 行政書士会連合会創設 ②平成 15 年 3 月 民間法人化		
事業目的	日本行政書士会連合会は、行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。（行政書士法第 18 条第 2 項）		
主な事務・事業の内容	<p>本会は、次の各号に掲げる事業を行う。（会則第 3 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 単位会の指導及び連絡に関すること。</li> <li>2 単位会の会員の品位を保持するための指導及び連絡に関すること。</li> <li>3 行政書士の登録及び行政書士法人の届出に関すること。</li> <li>4 行政書士の業務に関する法規の調査及び研究に関すること。</li> <li>5 行政書士の業務に関する調査、研究及び統計に関すること。</li> <li>6 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号。以下「法」という。）第 1 条の 3 第 2 項に規定する研修（以下「特定行政書士法定研修」という。）その他の行政書士の研修に関すること。</li> <li>7 講演会及び研修会の開催に関すること。</li> <li>8 行政書士の業務に関する図書の斡旋及びはん布に関すること。</li> <li>9 行政書士の福利厚生及び共済事業に関すること。</li> <li>10 会報の編集及び発行に関すること。</li> <li>11 法第 4 条第 1 項の規定に基づき指定試験機関が行う試験事務への協力に関すること。</li> <li>12 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要なこと。</li> </ol>		

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	—
	収入	1,054
	支出	1,240
	正味財産	542
	職員数：32名	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input type="checkbox"/> 監督・命令： <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：行政書士法第 18 条の 6 <input type="checkbox"/> 立入検査：	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：	
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：	

【沿革① 昭和 28 年 2 月 日本行政書士会連合会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	日本行政書士会連合会		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 行政書士法</p>		
	<p>・国会提出年月日：S25 年 12 月 11 日 ・法案成立年月日：S26 年 2 月 7 日 ・法律公布年月日：S26 年 2 月 22 日 ・法律施行年月日：S26 年 3 月 1 日</p>	法改正のパートナー分類	<p>(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 25 年 12 月 11 日（=第 10 回国会）・衆議院本会議では趣旨説明が省略されたため、昭和 25 年 7 月 24 日（=第 8 回国会・審議未了、次の第 9 回国会も審議未了）・衆議院地方行政委員会での趣旨説明を抜粋した。）</p> <p>行政書士につきましては、法律的に規制するものはありませんが、すでに司法書士関係が法律になっておりますし、あるいは弁護士、税務代理士当、大体これらと密接な関係のあるものは法律化されておりますが、これはまだそういうことになっておりませんので、法律化したらどうかというようなことで、立案したわけでありませぬ。</p> <p>（中略）十五条におきましては、行政書士につきましては行政書士会というものが、現在各府県ごとに適当にあるようございませぬが、全国的なまとまった組織までは行っていないようであります。行政書士自体の発意にまつことにして、行政書士会をつくらせることにいたしまして、強制加入当の方法にはいたしてございませぬが、とにかく行政書士会をこの法律の規定に基いてつくり得るということにして、任意加入の形にしてございませぬ。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 平成 15 年 3 月 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日本行政書士会連合会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特殊法人等改革基本法		
	<b>・国会提出年月日：</b> H12 年 11 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H13 年 6 月 20 日 <b>・法律公布年月日：</b> H13 年 6 月 21 日 <b>・法律施行年月日：</b> H13 年 6 月 22 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 5. 自動車安全運転センター

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	自動車安全運転センター		
所在地	東京都千代田区2番町3番地 麴町スクエア6階		
設立根拠法	自動車安全運転センター法（昭和50年法7月10日律第57号）		
所管府省	国家公安委員会・警察庁交通局交通企画課		
設立年月日	昭和50年10月16日	民間法人化年月日	平成15年10月1日
沿革	①昭和50年10月16日 自動車安全運転センター設立認可 ②平成15年10月1日 民間法人化		
事業目的	自動車安全運転センターは、自動車の運転に関する研修及び運転免許を受けていない者に対する交通の安全に関する研修の実施、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る資料及び交通事故に関する資料の提供並びに交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的とする。（自動車安全運転センター法第1条）		
主な事務・事業の内容	<p>センターは、次の業務を行う。（同第29条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許を受けた者で自動車の運転に関し高度の技能及び知識を必要とする業務に従事するもの又は運転免許を受けた青少年に対し、その業務の態様に応じて必要とされ、又はその資質の向上を図るために必要とされる自動車の運転に関する研修を実施すること。</li> <li>2 運転免許を受けていない者のうち十六歳に満たないものに対し、道路における交通の安全に関する研修を実施すること。</li> <li>3 運転免許を受けた者が自動車の運転に関し道路交通法若しくは同法に基づく命令の規定又は同法の規定に基づく処分に違反したことにより内閣府令で定める場合に該当したときに、当該違反をした者に対し、その旨を書面で通知すること。</li> <li>4 運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る内閣府令で定める事項を記載した書面を、当該運転免許を受けた者の求めに応じて交付すること。</li> <li>5 交通事故に関し、その発生した日時、場所その他内閣府令で定める事項を記載した書面を、当該事故における加害者、被害者その他当該書面の交付を受けることについて正当な利益を有すると認められる者の求めに応じて交付すること。</li> <li>6 自動車の安全な運転に必要な技能に関する調査研究その他道路の交通に起因する障害の防止に資するための調査研究を行うこと。</li> <li>7 第一号、第二号及び前号に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。</li> <li>8 前各号に掲げる業務に附帯する業務</li> </ol>		

	9 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本積立金（土地）</td> <td style="text-align: center;">6,195</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">6,399</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">6,399</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">23,654</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：436 名</p>	区分	平成 28 年度	資本積立金（土地）	6,195	収入	6,399	支出	6,399	正味財産	23,654
区分	平成 28 年度										
資本積立金（土地）	6,195										
収入	6,399										
支出	6,399										
正味財産	23,654										
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：自動車安全運転センター法第 37 条 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：同第 38 条 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：同第 38 条 1 項										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：同第 20 条（役員の選任・解任、評議員任命） <input type="checkbox"/> 国への届出：										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：同第 33 条 <input type="checkbox"/> 国への届出： <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：同第 34 条 <p><b>(その他国の関与)</b></p> <input checked="" type="checkbox"/> その他：同第 35 条（財産譲渡・交換・担保の認可）										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税：登録免許税法第 4 条 別表第三 <input type="checkbox"/> 印紙税：										
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：同第 28 条 <input type="checkbox"/> 情報公開：										

起因する規制 や国の関与	
-----------------	--

【沿革① 昭和 50 年 10 月 16 日 自動車安全運転センター設立】

法人類型	認可法人		
法人名	自動車安全運転センター		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 自動車安全運転センター法		
	・国会提出年月日：S 50 年 2 月 17 日 ・法案成立年月日：S 50 年 5 月 26 日 ・法律公布年月日：S 50 年 6 月 27 日 ・法律施行年月日：S 50 年 9 月 1 日	法改正のパターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和 50 年 2 月 20 日・参議院交通安全対策特別委員会） わが国の交通事故は、昨年で四年連続して減少したのですが、いまなお、年間の交通事故による死傷者は六十五万人を超えており、憂慮にたえないところであります。そこで、今後とも交通事故の減少傾向を定着させるための諸対策を強力に実施してまいる必要がありますが、特に自動車の運転者に対しては、その資質の向上を図るとともに、安全運転の徹底を期するための対策を強化することが強く要請されております。このような実情にかんがみまして、今回、交通事故等の防止及び運転者等の利便の増進に資するための業務を行う自動車安全運転センターを設立することといたしまして、自動車安全運転センター法を制定しようとするものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		



【沿革② 平成 15 年 10 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	自動車安全運転センター		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 自動車安全運転センター法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日：</b> H15 年 2 月 28 日 <b>・法案成立年月日：</b> H15 年 5 月 23 日 <b>・法律公布年月日：</b> H15 年 5 月 30 日 <b>・法律施行年月日：</b> S 15 年 10 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 15 年 5 月 15 日・参議院内閣委員会） この法律案は、特殊法人等改革基本法に基づき平成十三年十二月に策定された特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、自動車安全運転センターを民間法人化するため、政府の出資、役員を選任等に係る政府の関与の縮小等について所要の改正を行うものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 6. 日本公認会計士協会

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	日本公認会計士協会		
所在地	東京都千代田区九段南 4-4-1 公認会計士会館		
設立根拠法	公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）		
所管府省	金融庁総務企画局企業開示課公認会計士係		
設立年月日	昭和 41 年 12 月 1 日	民間法人化年月日	平成 16 年 4 月 1 日
沿革	<p>①昭和 24 年 10 月 22 日 日本会計士協会創立（任意団体）</p> <p>②昭和 28 年 4 月 1 日 社団法人に改組</p> <p>③昭和 41 年 12 月 1 日 公認会計士法に基づき設立する法人に改組</p> <p>④平成 16 年 4 月 1 日 民間法人化</p>		
事業目的	協会は、公認会計士の品位を保持し、業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うことを目的とする。（公認会計士法第 43 条 2 項）		
主な事務・事業の内容	<p>本会は、次に掲げる事業を行う。（会則第 3 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公認会計士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持昂揚を図ること。</li> <li>2 公認会計士業務に関する講習会又は研究会を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を実施すること。</li> <li>3 監査に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに監査基準の運用普及及び監査制度の確立を図ること。</li> <li>4 会計に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに会計原則の運用普及及び企業会計その他の会計制度の確立を図ること。</li> <li>5 前 2 号のほか、公認会計士制度及び公認会計士の業務（租税に関するものを含む。）について調査研究を行い、必要に応じ、官公署に建議し、又はその諮問に応ずること。</li> <li>6 会員の監査業務の適正な運用に資する諸施策を講ずること。</li> <li>7 公認会計士の業務に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な援助を行うこと。</li> <li>8 会員の業務に関する紛議につき、調停を行うこと。</li> <li>9 公認会計士試験に合格した者の指導教育に関し必要な施策を講ずること。</li> <li>10 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うこと。</li> </ol>		

	1 1 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入 (経常収益)</td> <td style="text-align: center;">6, 243</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出 (経常費用)</td> <td style="text-align: center;">6, 516</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">12, 361</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：314 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	—	収入 (経常収益)	6, 243	支出 (経常費用)	6, 516	正味財産	12, 361
区分	平成 28 年度										
資本金	—										
収入 (経常収益)	6, 243										
支出 (経常費用)	6, 516										
正味財産	12, 361										
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：公認会計士法第 46 条の 12 第 2 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <p><b>(その他国の関与)</b></p> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：										
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：										

起因する規制 や国の関与	
-----------------	--

【沿革① 昭和 24 年 10 月 22 日 日本公認会計士協会設立】

法人類型	任意団体		
法人名	日本公認会計士協会		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	民法 34 条に基づき設置		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 公認会計士法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：S 23 年 6 月 16 日</li> <li>・ 法案成立年月日：S 23 年 7 月 3 日</li> <li>・ 法律公布年月日：S 23 年 7 月 6 日</li> <li>・ 法律施行年月日：S 23 年 12 月 1 日</li> </ul>	法改正のパ ター ン 分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 23 年 6 月 18 日・衆議院財政及び金融委員会）</p> <p>企業の経理が複雑となり、財務書類が企業と投資者との間を結ぶほとんど唯一のつながりとなっております今日、企業の経理を公正にし、財務書類の眞実性を確保することは、民主的かつ合理的な経済の基礎を確立するために欠くことのできない要請であり、殊に今後わが國が民間外資の導入をはかります場合に、このことが必須の前提条件となつてまいるのであります。しかし、この要請を満すためには、米國及び英國に見られるごとき、自由職業者としての高い社会的信用を有する多数の会計士を必要とするのであります。わが國の現状におきましては、従来から計理士の制度はありましたが、この要請に應ずるためには、公平に見て、なおはなはだ不満足な状態にあることは、遺憾ながら一般の認めるところであります。ここにおいて政府は、公認会計士の制度を設け、できるだけ速やかに世界的水準に達する公認会計士を養成し、諸外國の信頼に値する企業の財務書類の監査証明が行われ、これによつて外資が、安心してわが民間企業に投資され得る態勢を一日も速やかに確立することが必要であると認め、ここに公認会計士法案を提出いたした次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革③ 昭和 41 年 12 月 1 日 公認会計士法に基づき設立する法人に改組】

法人類型	認可法人		
法人名	日本公認会計士協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 公認会計士法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S 41 年 2 月 28 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S 41 年 5 月 27 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S 41 年 6 月 23 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S 41 年 7 月 2 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 41 年 3 月 18 日・衆議院本会議）</p> <p>公認会計士は、企業の公表する財務書類の真实性を確保するため、職業専門家として独立の立場から監査証明を行なうものであり、投資者保護の面で公認会計士の果たす役割りはきわめて重要であります。このような公認会計士の業務の重要性と、最近における企業経理の複雑化等の事情にかんがみ、ここに、公認会計士法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。（中略）まず第一に、公認会計士の自主責任体制を通じてその資質の向上及び業務の改善進歩をはかるため、すべての公認会計士を会員とする特殊法人日本公認会計士協会を設立することとしております。現在、公認会計士の団体としては、社団法人日本公認会計士協会があり、相当の成果をおさめているのではありますが、未加入の公認会計士に対して同協会の監督及び事業の効果が及ばない点において制度的に不十分であり、これを特殊法人化し、すべての公認会計士をその会員とすることにより、公認会計士の自主責任体制を確立しようとするものであります。協会は、会員の指導、連絡及び監督に関する事務並びに公認会計士等の登録に関する事務を行なうことを目的としております。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革④ 平成 16 年 4 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日本公認会計士協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特殊法人等改革基本法		
	<b>・国会提出年月日：</b> H12 年 11 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H13 年 6 月 20 日 <b>・法律公布年月日：</b> H13 年 6 月 21 日 <b>・法律施行年月日：</b> H13 年 6 月 22 日	<b>法改正のパ ター ン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 7. 日本司法書士会連合会

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	日本司法書士会連合会		
所在地	東京都新宿区四谷本塩町4番37号		
設立根拠法	司法書士法（昭和25年法律第197号）		
所管府省	法務省民事局民事第二課		
設立年月日	昭和42年12月5日	民間法人化年月日	平成14年12月19日
沿革	①昭和25年7月 司法書士法全面改正 ②昭和42年12月 司法書士法一部改正により、法人格取得 ③平成14年12月 民間法人化		
事業目的	日本司法書士会連合会は、司法書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに司法書士の登録に関する事務を行うことを目的とする。（司法書士法第62条2項）		
主な事務・事業の内容	連合会は、次に掲げる事業を行う。（会則第3条） 1 司法書士会の指導及び連絡に関する事項 2 司法書士会の会員の品位を保持するための指導及び連絡に関する事項 3 司法書士の登録に関する事項 4 司法書士法人（以下「法人」という。）の届出の事務に関する事項 5 司法書士の電子証明に関する事項 6 研修に関する事項 7 業務関係法規の調査及び研究に関する事項 8 業務関係図書及び用品の購入のあっせん及び頒布に関する事項 9 業務の改善に関する事項 10 制度の改善に関する事項 11 司法書士業務賠償責任保険（以下「業務賠償責任保険」という。）及び司法書士会業務賠償責任保険（以下「会業務賠償責任保険」という。）に関する事項 12 統計に関する事項 13 講演会の開催に関する事項 14 会報の編集及び発行に関する事項 15 広報活動に関する事項 16 情報の公開に関する事項 17 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項 18 その他連合会の目的を達成するために必要な事項		



財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	—
	収入（営業収益）	1,467
	支出（営業費用）	1,465
	正味財産	777
	職員数：36名	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input type="checkbox"/> 監督・命令： <input type="checkbox"/> 報告徴収： <input type="checkbox"/> 立入検査：	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第4条2項 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：	
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：	

【沿革① 昭和 25 年 7 月 司法書士法全面改正】

法人類型	認可法人		
法人名	日本司法書士会連合会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 司法書士法		
	・国会提出年月日：S 25 年 4 月 28 日 ・法案成立年月日：S 25 年 5 月 2 日 ・法律公布年月日：S 25 年 5 月 22 日 ・法律施行年月日：S 25 年 7 月 1 日	<b>法改正の                  ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の全部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和 25 年 4 月 29 日・衆議院本会議） 現行司法書士法は、今を隔たる三十余年の昔、すなわち大正八年に制定せられた古い法律であつて、その後若干の事務的修正を加えられましたけれども、実質上の改正は一回もなく今日に及んでおります。されば、三十年の歳月を経過した今日、しかも新憲法原則に照しますると、現行の司法書士法は改正すべき点が多々あるのであります。よつて衆議院法務委員会は、二月十四日、司法書士に関する小委員会を設け、立案起草に当りました。この間、小委員会を開くこと数回、法務庁、最高裁判所、弁護士会の意向はもとより、計理士会、会計士会、測量士会等広く民間の意向を徴しました。かくて、四月四日一応の成案を得まして、本日ここに法務委員会の成案として上程する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 昭和 42 年 12 月 司法書士法一部改正により、法人格取得】

法人類型	認可法人		
法人名	日本司法書士会連合会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：S 42 年 5 月 9 日 ・法案成立年月日：S 42 年 7 月 13 日 ・法律公布年月日：S 42 年 7 月 18 日 ・法律施行年月日：S 年 月 日	<b>法改正の                  ターン分類</b>	( ) 新規立法 (✓) 既存法律の 全部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和 42 年 5 月 23 日・衆議院法務委員会） この法律案は、司法書士会及び司法書士会連合会並びに土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会連合会がいずれも法人格を有しないために、会員または連合会の構成員たる各会の指導、連絡、共済制度の採用あるいは会の活動または財産の取得、維持、管理等に種々の支障を生じている実情にかんがみ、これらの会に法人格を取得させるとともに、これに関する規定を整備する等の必要がありますので、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正しようとするものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革③ 平成 14 年 12 月 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日本司法書士会連合会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特殊法人等改革基本法		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H12 年 11 月 15 日</li> <li>・法案成立年月日：H13 年 6 月 20 日</li> <li>・法律公布年月日：H13 年 6 月 21 日</li> <li>・法律施行年月日：H13 年 6 月 22 日</li> </ul>	<b>法改正の ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由(平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会)</p> <p>これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案(仮称)」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 8. 日本土地家屋調査士会連合会

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	日本土地家屋調査士会連合会		
所在地	東京都千代田区神田三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館		
設立根拠法	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）		
所管府省	法務省民事局民事第二課		
設立年月日	昭和42年12月15日	民間法人化年月日	平成15年8月1日
沿革	①昭和25年 全国土地家屋調査士会連合会設立 ②昭和42年 組織名が日本土地家屋調査士会連合会となる（法人格取得） ③平成15年 民間法人化		
事業目的	調査士会連合会は、調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに調査士の登録に関する事務を行うことを目的とする。（土地家屋調査士法第57条2項）		
主な事務・事業の内容	連合会は、次に掲げる事業を行う。（会則第3条） <ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事項</li> <li>2 表示に関する登記及び土地家屋調査士制度の改善に関する事項</li> <li>3 業務の改善進歩に関する調査、研究及び統計に関する事項</li> <li>4 調査士及び調査士法人の登録に関する事項</li> <li>5 調査士資格の電子証明に関する事項</li> <li>6 届出様式等の策定並びに業務関係図書及び用品の購入のあっせん、頒布に関する事項</li> <li>7 研修に関する事項</li> <li>8 報酬に関する調査及び研究に関する事項</li> <li>9 広報に関する事項</li> <li>10 会報の編集及び発行に関する事項</li> <li>11 福利厚生及び共済に関する事項</li> <li>12 地図に関する調査及び研究に関する事項</li> <li>13 境界についての確認、管理及び鑑定に関する調査及び研究に関する事項</li> <li>14 筆界特定制度及び土地家屋調査士法（以下「法」という。）第3条第1項第7号に規定する筆界が現地において明らかでないことを原因とする民間紛争解決手続（以下「筆界に関する民間紛争解決手続」という。）の調査及び研究に関する事項</li> <li>15 公共嘱託登記に関する事項</li> </ol>		

	1 6 情報の公開に関する事項 1 7 調査士の国民に対する法的サービスの提供の拡充に関する事項 1 8 その他連合会の目的を達成するために必要な事項										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入 (営業収益)</td> <td style="text-align: center;">496</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出 (営業費用)</td> <td style="text-align: center;">491</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">175</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：21 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	—	収入 (営業収益)	496	支出 (営業費用)	491	正味財産	175
区分	平成 28 年度										
資本金	—										
収入 (営業収益)	496										
支出 (営業費用)	491										
正味財産	175										
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input type="checkbox"/> 交付金 : <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input type="checkbox"/> 監督・命令 : <input type="checkbox"/> 報告徴収 : <input type="checkbox"/> 立入検査 :										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 :										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <p><b>(その他国の関与)</b></p> <input type="checkbox"/> その他 :										
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :										

その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :
------------------------	---

【沿革① 昭和 25 年 土地家屋調査士会連合会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	土地家屋調査士会連合会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 土地家屋調査士法		
	・国会提出年月日：S 25 年 7 月 21 日 ・法案成立年月日：S 25 年 7 月 31 日 ・法律公布年月日：S 25 年 7 月 31 日 ・法律施行年月日：S 25 年 9 月 1 日	法改正の ターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律 の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 25 年 7 月 22 日・衆議院本会議） 御承知のように、今回税制改革の一環として地方税法の改正が行われるようになっておりますが、それに伴いまして土地台帳法等の一部を改正する法律案が政府より提出され、目下当法務委員会において審議いたしておる次第であります。それによりますと、従来税務署で取扱っておりました土地、家屋の台帳事務を登記所に移管し、台帳事務と登記事務との間に手続上の簡素化をはかろうとしておるのであります。従つて、土地台帳及び家屋台帳の記載は、不動産登記の目的たる諸権利の基礎となる事実関係を示すものとして、その正確性が特に要請されることとなりました。よつて土地台帳及び家屋台帳の登録につき必要な土地または家屋に対する調査、測量並びに申告手続が的確に行われるかいは、国民の權益並びに国家経済にもきわめて重大な関係を有するのであります。従いまして、これらの調査、測量及び申告手続を業務とする土地家屋調査士に関しまして、新たにその業務範囲、資格、試験、業務執行の方法、懲戒、罰則等を定める必要があるのであります。以上が本法案の要旨並びに提案理由の概要であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	—		



【沿革② 昭和 42 年 組織名が日本土地家屋調査士会連合会となる】

法人類型	認可法人		
法人名	日本司法書士会連合会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：S 42 年 5 月 9 日 ・法案成立年月日：S 42 年 7 月 13 日 ・法律公布年月日：S 42 年 7 月 18 日 ・法律施行年月日：S 年 月 日	<b>法改正の                  ターン分類</b>	( ) 新規立法 (✓) 既存法律の 全部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 42 年 5 月 23 日・衆議院法務委員会） この法律案は、司法書士会及び司法書士会連合会並びに土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会連合会がいずれも法人格を有しないために、会員または連合会の構成員たる各会の指導、連絡、共済制度の採用あるいは会の活動または財産の取得、維持、管理等に種々の支障を生じている実情にかんがみ、これらの会に法人格を取得させるとともに、これに関する規定を整備する等の必要がありますので、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正しようとするものであります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革③ 平成 15 年 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日土地家屋調査士連合会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特殊法人等改革基本法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H12 年 11 月 15 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H13 年 6 月 20 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H13 年 6 月 21 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H13 年 6 月 22 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由(平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会)</p> <p>これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案(仮称)」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

9. 日本税理士会連合会

法人概要

【特別民間法人】

法人名	日本税理士会連合会												
所在地	東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 8 階												
設立根拠法	税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 49 条の 13												
所管府省	国税庁長官官房総務課税理士監理室												
設立年月日	昭和 32 年 2 月 16 日	民間法人化年月日	平成 14 年 10 月 29 日										
沿革	①昭和 32 年 2 月 16 日 日本税理士会連合会設立 ②平成 14 年 10 月 29 日 民間法人化												
事業目的	日本税理士会連合会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。（税理士法第 49 条の 13 第 2 項）												
主な事務・事業の内容	<p>日本税理士会連合会は、次の事業を行っています。（会則第 3 条）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督に関し必要な事項について、税理士会及びその会員に対し勧告をし、又は指示を行うこと。</li> <li>2 税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行うこと。</li> <li>3 税理士会の会員の業務の改善進歩に関して調査研究を行うこと。</li> <li>4 税理士に関する制度及び税理士の業務に関する広報活動を行うこと。</li> <li>5 会報を発行すること。</li> <li>6 税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うこと。</li> <li>7 税理士の研修に関し必要な施策を行うこと。</li> <li>8 小規模納税者に対する税理士の業務に関し必要な施策を行うこと。</li> <li>9 税理士会の会員の業務に関する帳簿の作成に関し必要な施策を行うこと。</li> <li>10 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関し必要な施策を行うこと。</li> <li>11 その他本会の目的を達成するため必要な施策を行うこと。</li> </ol>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金（基本財産）</td> <td style="text-align: right;">4,293</td> </tr> <tr> <td>収入（営業収益）</td> <td style="text-align: right;">2,297</td> </tr> <tr> <td>支出（営業費用）</td> <td style="text-align: right;">2,089</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: right;">6,586</td> </tr> </tbody> </table>			区分	平成 28 年度	資本金（基本財産）	4,293	収入（営業収益）	2,297	支出（営業費用）	2,089	正味財産	6,586
区分	平成 28 年度												
資本金（基本財産）	4,293												
収入（営業収益）	2,297												
支出（営業費用）	2,089												
正味財産	6,586												

	職員数：48名
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：税理士法第49条の17 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：同第49条の19第1項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：同第49条の19第1項
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：同第49条の9（役員の就任・退任）
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：可
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第4条第2項 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：

【沿革① 昭和 32 年 2 月 16 日 日本税理士会連合会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	日本税理士会連合会		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政 府方針	—		
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 税理士法の一部を改正する法律案</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：S31 年 3 月 22 日</li> <li>・ 法案成立年月日：S31 年 6 月 3 日</li> <li>・ 法律公布年月日：S31 年 6 月 30 日</li> <li>・ 法律施行年月日：S31 年 6 月 30 日</li> </ul>	法改正のパ ター ン 分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 新規立法</li> <li>(✓) 既存法律の一 部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 31 年 3 月 23 日・衆議院大蔵委員会）</p> <p>この法律案は、税理士の業務運営の適正化をはかるため、税理士が所得税法人税等の申告書を作成した場合に、税理士が申告書作成に関して計算し、または整理した事項等を記載した書面を添附することができる制度を創設するとともに、今後五年間に限り、一定年数以上実務経験を有する計理士、税務職員等について、一般の税理士試験にかえて特別な税理士試験によって税理士となる資格を与えることとする等のため所要の改正を行おうとするものであります。</p>		
業務、財産、職 員身分等の継 承規定抜粋	—		

【沿革② 平成 14 年 10 月 29 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日本税理士会連合会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特殊法人等改革基本法		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：H12 年 11 月 15 日</li> <li>・法案成立年月日：H13 年 6 月 20 日</li> <li>・法律公布年月日：H13 年 6 月 21 日</li> <li>・法律施行年月日：H13 年 6 月 22 日</li> </ul>	<b>法改正のパ ターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 10. 社会保険診療報酬支払基金

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	社会保険診療報酬支払基金		
所在地	東京都港区新橋 2-1-3		
設立根拠法	社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 129 号）		
所管府省	厚生労働省保健局保険課		
設立年月日	昭和 23 年 9 月 1 日	民間法人化年月日	平成 15 年 10 月 1 日
沿革	<p>①昭和 23 年 9 月 健康保険法による診療報酬の審査・支払い事務を開始</p> <p>②平成 15 年 10 月 民間法人化</p>		
事業目的	<p>社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、全国健康保険協会若しくは健康保険組合、市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下「保険者」という。）が、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。）の規定に基づいて行う療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下「診療担当者」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の迅速適正な支払を行い、併せて診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行うほか、保険者の委託を受けて、保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を行うことを目的とする。（社会保険診療報酬支払基金法第 1 条）</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 基金は、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各保険者から、毎月、その保険者が過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の政令で定める月数分に相当する金額の委託を受けること。</li> <li>2 診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定したる金額を支払うこと。</li> <li>3 診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査(その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。以下同じ。)を行うこと。</li> <li>4 前 2 号に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査を行うこと。</li> <li>5 保険者から委託された医療保険各法等による保険給付の支給に関する事務（前各号に掲げるものを除く。）を行うこと。</li> <li>6 保険者から委託された健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 205 条の 4 第 1 項第 2 号、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 153 条の 10 第 1 項第 2 号、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 47 条の 3 第 1 項第 2 号、国家公務</li> </ol>		

員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 114 条の 2 第 1 項第 2 号、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 113 条の 3 第 1 項第 1 号、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 144 条の 33 第 1 項第 2 号又は高齢者の医療の確保に関する法律第 165 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる情報の収集又は整理に関する事務を行うこと。

7 保険者から委託された健康保険法第 205 条の 4 第 1 項第 3 号、船員保険法第 153 条の 10 第 1 項第 3 号、私立学校教職員共済法第 47 条の 3 第 1 項第 3 号、国家公務員共済組合法第 114 条の 2 第 1 項第 3 号、国民健康保険法第 113 条の 3 第 1 項第 2 号、地方公務員等共済組合法第 144 条の 33 第 1 項第 3 号又は高齢者の医療の確保に関する法律第 165 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる情報の利用又は提供に関する事務を行うこと。

8 前各号の業務に附帯する業務

9 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するために必要な業務

二 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 53 条第 3 項、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 20 第 3 項（同法第 21 条の 2、第 21 条の 5 の 29 及び第 24 条の 21 並びに母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 20 条第 7 項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 15 条第 3 項（第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項若しくは第 20 条第 1 項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 40 条第 5 項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号）第 84 条第 3 項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 14 条第 1 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 73 条第 3 項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 25 条第 3 項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第 53 条第 4 項、戦傷病者特別援護法第 15 条第 4 項（第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 15 条第 4 項若しくは第 20 条第 2 項、児童福祉法第 19 条の 20 第 4 項（同法第 21 条の 2、第 21 条の 5 の 29 及び第 24 条の 21 並びに母子保健法第 20 条第 7 項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 40 条第 6 項、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 84 条第 4 項、石綿による健康被害の救済に関する法律第 14 条第 2 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 73 条第 4 項又は難



	<p>病の患者に対する医療等に関する法律第 25 条第 4 項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和 27 年法律第 266 号)第 22 条第 3 項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 29 条の 7 又は麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)第 58 条の 15 の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。</p> <p>三 基金は、前 2 項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、国、都道府県、市町村又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の委託を受けて、国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であつて厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる。(社会保険診療報酬支払基金法第 15 条)</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入(事業費)</td> <td style="text-align: center;">12,177</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出(事業費)</td> <td style="text-align: center;">12,087</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：4,433 名</p>	区分	平成 28 年度	資本金	—	収入(事業費)	12,177	支出(事業費)	12,087	正味財産	—
区分	平成 28 年度										
資本金	—										
収入(事業費)	12,177										
支出(事業費)	12,087										
正味財産	—										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :  ( ) 交付金 :  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  ( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令 : 社会保険診療報酬支払基金法第 29 条  (✓) 報告徴収 : 同第 28 条  (✓) 立入検査 : 同第 28 条</p>										
役員の選任・解任に当たつての国の関与	<p>( ) 大臣任命 :  (✓) 国の認可 : 同第 11 条 1 項 (役員の選任・解任)  ( ) 国への届出 :</p>										

<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 同第 24 条 1 項  <input type="checkbox"/> 国への届出 :  (決算・財務諸表)  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 同第 25 条 1 項  (その他国の関与)  <input type="checkbox"/> その他 :</p>
<p>税の取扱(優 遇措置)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 2 条 5 項 別表第一  <input type="checkbox"/> 固定資産税 :  <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条 別表第三  <input type="checkbox"/> 印紙税 :</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制 :  <input type="checkbox"/> みなし公務員 :  <input type="checkbox"/> 情報公開 :</p>

【沿革① 昭和 23 年 9 月 社会保険診療報酬支払基金設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	社会保険診療報酬支払基金		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 社会保険診療報酬支払基金法		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S 23 年 6 月 26 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S 23 年 7 月 3 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S 23 年 7 月 10 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S 28 年 8 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 23 年 6 月 28 日・衆議院厚生委員会）</p> <p>健康保険、船員保険、国民健康保険及び法律を以て組織されている共済組合が、その被保険者等の保険医等について診療が受けた報酬として支拂う費用は、従来各保険者又は共済組合から直接支拂っていたところではありますが、従来の実績に徴しまして、各保険者等から区々に支拂うことは、ややともすれば、その支拂遅延と診療担当者の請求の煩雑性によつて、とかく円満な保険診療を阻害していたことは、否めない事実と認められていたのであります。これらの通弊に鑑みまして、今般社会保険診療報酬支払基金を創設いたしまして、従来支拂方法を改め、その支拂機関を一元化いたしまして、円満な保険診療の推進に寄與いたしたいと存する次第であります。即ち社会保険診療報酬支払基金は、公法人として、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を各都道府縣に置いて業務を運営するのであります。基金の理事機関として、保険者代表、被保険者代表、保険医代表及び公益の各代表者を以て理事に充て、又従たる事務所にも同様な代表者を以て幹事にいたしまして、最も民主的な運営に資することといたしておるのであります。基金の基本金は百万円といたしまして、その中四十万円は政府がこれを醸出することとし、残額はその他の保険者で醸出することとしておるのであります。基金の業務は、各保険者と契約いたしまして、保険者が診療担当者に対して支拂う診療報酬の支拂を代行し、又これら診療拡酬請求書の審査をすることとあります。このために基金は、一定の支拂資金として各保険者から資金の前渡しを受けて、請求のあつた都度速かに診療担当者に一括して支拂をすることとなるのであります。診療報酬請求書の審査に当りましては、診療担当者及び学識経験者の中から専門委員を委嘱いたしまして、適正な審査を行うことといたしておるのでございます。これらの業務の執行に要する経費は、各保険者の診療件数に應じまして事務費を徴収いたしまして、これに当することといたしておるのでございます。以上を以て提案理</p>		

	由について御説明申上げましたが、何とぞ御審議の上速かに御決定あらんことを希望いたします。
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—

【沿革② 平成 15 年 10 月 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	社会保険診療報酬支払基金		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H14 年 10 月 21 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H14 年 12 月 6 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H14 年 12 月 13 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H15 年 10 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（H14 年 11 月 17 日・衆議院特殊法人等改革特別委員会）</p> <p>特殊法人等改革につきましては、第百五十一回通常国会において昨年六月に成立した特殊法人等改革基本法に基づき設置された特殊法人等改革推進本部において推進しているところでありますが、同基本法にのっとり、同本部では昨年十二月に特殊法人等整理合理化計画を策定し、内閣総理大臣より国会に御報告申し上げたところであります。この特殊法人等整理合理化計画においては、特殊法人等の廃止、民営化等を定めておりますが、今般、この計画の実施の一環として、四十二の特殊法人等に関し、法人を解散し、またはその事業を徹底して見直した上で残る事業を独立行政法人に承継するとともに、七の特殊法人等の民営化等を行うこととし、このため、新たに設立する独立行政法人に係る独立行政法人個別法及び関係法律の整備を行う必要があります。以上が、特殊法人等改革法案を提案した理由であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 11. 建設業労働災害防止協会

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	建設業労働災害防止協会												
所在地	東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 7 階												
設立根拠法	労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）												
所管府省	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課 機構・団体管理室												
設立年月日	昭和 39 年 8 月 1 日	民間法人化年月日	平成元年 7 月 18 日										
沿革	①昭和 39 年 8 月 建設業労働災害防止協会設立認可 ②平成元年 7 月 民間法人化												
事業目的	労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的とする。（労働災害防止団体法第 1 条）												
主な事務・事業の内容	<p>協会は、次の業務を行なうものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働災害防止規程を設定すること。</li> <li>2 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。</li> </ol> <p>二 協会は、前項の業務のほか、当該指定業種に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行なうことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。</li> <li>2 労働者の技能に関する講習を行なうこと。</li> <li>3 情報及び資料を収集し、及び提供すること。</li> <li>4 調査及び広報を行なうこと。</li> <li>5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。（労働災害防止団体法第 36 条）</li> </ol>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金（基本金）</td> <td style="text-align: center;">1,462</td> </tr> <tr> <td>収入（事業収益）</td> <td style="text-align: center;">4,751</td> </tr> <tr> <td>支出（事業費用）</td> <td style="text-align: center;">5,181</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">1,462</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：62 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金（基本金）	1,462	収入（事業収益）	4,751	支出（事業費用）	5,181	正味財産	1,462
区分	平成 28 年度												
資本金（基本金）	1,462												
収入（事業収益）	4,751												
支出（事業費用）	5,181												
正味財産	1,462												
補助金、交付金、委託費等	<p>（<input checked="" type="checkbox"/>）補助金：労働災害防止団体法第 54 条</p> <p>（<input type="checkbox"/>）交付金：</p> <p>（<input type="checkbox"/>）委託費：</p>												

	<input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：同第 53 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：同第 52 条 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：同第 52 条 1 項
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：同第 51 条 1 項 <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 2 条 6 項 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：

【沿革① 建設業労働災害防止協会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	建設業労働災害防止協会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 労働災害防止団体系		
	・国会提出年月日：S 39 年 1 月 20 日 ・法案成立年月日：S 39 年 6 月 25 日 ・法律公布年月日：S 39 年 6 月 29 日 ・法律施行年月日：S 39 年 6 月 29 日	法改正のパートナー分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和 39 年 2 月 11 日・衆議院社会労働委員会） 労働災害の防止につきましては、従来から労働基準法その他労働者の安全衛生に関する法令の実施を通じ、鋭意努力を重ねてきたところであります。殊に昭和三十三年八月以降におきましては、産業災害防止対策審議会の答申の趣旨に沿って、産業災害防止総合五ヵ年計画のもとに国民運動を展開いたし、これによって災害発生率はかなり低下いたしましたのでありますが、他面、その間における雇用労働者の著しい増加等の事情もありまして、いまだ絶対数として相当多くの労働者が災害の犠牲となっており、かつ、重大災害の発生も見られる実情にあるのであります。かかる実情にかんがみまして、わが国産業の進展に伴う労働災害の発生状況に対処するために、この際政府といたしましては、労働基準法等の施行と相まって、総合的かつ計画的な労働災害防止対策を講じますことはもちろん、特に民間の緊密な協力によってこの対策を一そう推進いたしたいと存じまして、労働災害の防止に関する法律案を第四十三回通常国会に提案いたしましたのであります。同国会では、衆議院においては、政府原案どおり可決されたのでありますが、参議院において審議未了となりました。同国会における審議経過等にかんがみ、若干の修正を施した上、これを第四十四回臨時国会に提案いたしましたのでありますが、最近における労働災害の発生状況にかんがみ、これを防止する対策を一層推進する必要性が痛感せられ、そのため、この法律案に基づく措置を早急にとることが必要と考えられますので、これと同内容のものを、ここに重ねて提案いたしました次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		



## 12. 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	陸上貨物運送事業労働災害防止協会												
所在地	東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 10 階												
設立根拠法	労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）												
所管府省	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課 機構・団体管理室												
設立年月日	昭和 39 年 8 月 15 日	民間法人化年月日	平成元年 7 月 18 日										
沿革	①昭和 39 年 8 月 陸上貨物運送事業労働災害防止協会設立 ②平成元年 7 月 民間法人化												
事業目的	労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的とする。（労働災害防止団体法第 1 条）												
主な事務・事業の内容	<p>協会は、次の業務を行なうものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働災害防止規程を設定すること。</li> <li>2 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。</li> </ol> <p>二 協会は、前項の業務のほか、当該指定業種に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行なうことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。</li> <li>2 労働者の技能に関する講習を行なうこと。</li> <li>3 情報及び資料を収集し、及び提供すること。</li> <li>4 調査及び広報を行なうこと。</li> <li>5 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。（労働災害防止団体法第 36 条）</li> </ol>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金（基本金）</td> <td style="text-align: center;">145</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">1,867</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">1,867</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">145</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：12 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金（基本金）	145	収入	1,867	支出	1,867	正味財産	145
区分	平成 28 年度												
資本金（基本金）	145												
収入	1,867												
支出	1,867												
正味財産	145												
補助金、交付金、委託費等	<p>（<input checked="" type="checkbox"/>）補助金：労働災害防止団体法第 54 条</p> <p>（<input type="checkbox"/>）交付金：</p> <p>（<input type="checkbox"/>）委託費：</p>												

	<input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：同第 53 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：同第 52 条 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：同第 52 条 1 項
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：同第 51 条 1 項 <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 2 条 6 項 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：

【沿革① 陸上貨物運送事業労働災害防止協会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	陸上貨物運送事業労働災害防止協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 労働災害防止団体系		
	<b>・国会提出年月日：</b> S 39 年 1 月 20 日 <b>・法案成立年月日：</b> S 39 年 6 月 25 日 <b>・法律公布年月日：</b> S 39 年 6 月 29 日 <b>・法律施行年月日：</b> S 39 年 6 月 29 日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理提案理由（昭和 39 年 2 月 11 日・衆議院社会労働委員会） 労働災害の防止につきましては、従来から労働基準法その他労働者の安全衛生に関する法令の実施を通じ、鋭意努力を重ねてきたところであります。殊に昭和三十三年八月以降におきましては、産業災害防止対策審議会の答申の趣旨に沿って、産業災害防止総合五ヵ年計画のもとに国民運動を展開いたし、これによって災害発生率はかなり低下いたしましたのでありますが、他面、その間における雇用労働者の著しい増加等の事情もありまして、いまだ絶対数として相当多くの労働者が災害の犠牲となっており、かつ、重大災害の発生も見られる実情にあるのであります。かかる実情にかんがみまして、わが国産業の進展に伴う労働災害の発生状況に対処するために、この際政府といたしましては、労働基準法等の施行と相まって、総合的かつ計画的な労働災害防止対策を講じますことはもちろん、特に民間の緊密な協力によってこの対策を一そう推進いたしたいと存じまして、労働災害の防止に関する法律案を第四十三回通常国会に提案いたしましたのであります。同国会では、衆議院においては、政府原案どおり可決されたのでありますが、参議院において審議未了となりました。同国会における審議経過等にかんがみ、若干の修正を施した上、これを第四十四回臨時国会に提案いたしましたのでありますが、最近における労働災害の発生状況にかんがみ、これを防止する対策を一層推進する必要が痛感せられ、そのため、この法律案に基づく措置を早急にとることが必要と考えられますので、これと同内容のものを、ここに重ねて提案いたしました次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

13. 林業・木材製造業労働災害防止協会

法人概要

【特別民間法人】

法人名	林業・木材製造業労働災害防止協会												
所在地	東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 13 階												
設立根拠法	労働災害防止団体法												
所管府省	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室												
設立年月日	昭和 39 年 9 月 1 日	民間法人化年月日	平成元年 7 月 18 日										
沿革	①昭和 39 年 9 月 林業・木材製造業労働災害防止協会設立 ②平成元年 7 月 特別民間法人化												
事業目的	林業、木材製造業の安全で健康・快適な職場づくりを支援するため、各種の事業を積極的に展開する。												
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会会員が自主的活動を推進するための労働災害防止規程の設定</li> <li>・ 安全管理士等による安全衛生診断などの活動</li> <li>・ 研修・技能講習などの安全衛生教育</li> <li>・ 新規導入機械の作業方法などの調査研究活動</li> <li>・ 各種テキスト、月刊誌、資料の頒布など、情報提供による安全衛生意識の向上と広報普及活動</li> </ul>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金（固定資産）</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>1,079</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>1,113</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>267</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">会員数：9,788 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金（固定資産）	13	収入	1,079	支出	1,113	正味財産	267
区分	平成 28 年度												
資本金（固定資産）	13												
収入	1,079												
支出	1,113												
正味財産	267												
補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 : 労働災害防止団体法 54 条 <input type="checkbox"/> 交付金 : <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :												
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input type="checkbox"/> 監督・命令 : <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 労働災害防止団体法 52 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 労働災害防止団体法 52 条												

役員の選任・ 解任に当たっ ての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に 当たっての国 の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 労働災害防止団体法 51 条 (決算関係書類の提出) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優 遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条、法人税別表 2 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 林業・木材製造業労働災害防止協会設立】

法人類型	特別民間法人		
法人名	林業・木材製造業労働災害防止協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 労働災害防止団体系		
	・国会提出年月日：S39年1月20日 ・法案成立年月日：S39年6月25日 ・法律公布年月日：S39年6月29日 ・法律施行年月日：S39年6月29日	法改正のパターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理提案理由（昭和39年2月11日・衆議院社会労働委員会） 労働災害の防止につきましては、従来から労働基準法その他労働者の安全衛生に関する法令の実施を通じ、鋭意努力を重ねてきたところであります。殊に昭和三十三年八月以降におきましては、産業災害防止対策審議会の答申の趣旨に沿って、産業災害防止総合五ヵ年計画のもとに国民運動を展開いたし、これによって災害発生率はかなり低下いたしましたのでありますが、他面、その間における雇用労働者の著しい増加等の事情もありまして、いまだ絶対数として相当多くの労働者が災害の犠牲となっており、かつ、重大災害の発生も見られる実情にあるのであります。かかる実情にかんがみまして、わが国産業の進展に伴う労働災害の発生状況に対処するために、この際政府といたしましては、労働基準法等の施行と相まって、総合的かつ計画的な労働災害防止対策を講じますことはもちろん、特に民間の緊密な協力によってこの対策を一そう推進いたしたいと存じまして、労働災害の防止に関する法律案を第四十三回通常国会に提案いたしましたのであります。同国会では、衆議院においては、政府原案どおり可決されたのでありますが、参議院において審議未了となりました。同国会における審議経過等にかんがみ、若干の修正を施した上、これを第四十四回臨時国会に提案いたしましたのでありますが、最近における労働災害の発生状況にかんがみ、これを防止する対策を一層推進する必要性が痛感せられ、そのため、この法律案に基づく措置を早急にとることが必要と考えられますので、これと同内容のものを、ここに重ねて提案いたしました次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

14. 港湾貨物運送事業労働災害防止協会

法人概要

【特別民間法人】

法人名	港湾貨物運送事業労働災害防止協会												
所在地	東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 13 階												
設立根拠法	労働災害防止団体系												
所管府省	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室												
設立年月日	昭和 39 年 9 月 1 日	民間法人化年月日	平成元年 7 月 18 日										
沿革	①昭和 39 年 9 月 港湾貨物運送事業労働災害防止協会設立 ②平成元年 7 月 特別民間法人化												
事業目的	本会は、港湾貨物運送事業を営む事業主及びその事業主の団体によって組織し、港湾貨物運送事業について、労働災害防止規定を設定し、並びに労働者の安全及び衛生について事業主の行う措置に関し援助及び指導を行うこと、その他労働災害防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって労働災害の防止を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 労働災害防止規定を設定すること</li> <li>2. 技術的な事項について指導及び援助を行うこと</li> <li>3. 機械及び器具について試験及び検査を行うこと</li> <li>4. 労働者の技能に関する講習を行うこと</li> <li>5. 情報及び資料を収集し及び提供すること</li> <li>6. 調査及び広報を行うこと</li> <li>7. 安全衛生物品の普及を図ること</li> <li>8. 前各号の業務に附帯する業務を行うこと</li> </ol>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金（基本金）</td> <td style="text-align: center;">374</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">588</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">591</td> </tr> <tr> <td>正味財産（資産）</td> <td style="text-align: center;">538</td> </tr> </tbody> </table> <p>会員数：1,724 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金（基本金）	374	収入	588	支出	591	正味財産（資産）	538
区分	平成 28 年度												
資本金（基本金）	374												
収入	588												
支出	591												
正味財産（資産）	538												
補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金：労働災害防止団体系 54 条 <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付：												

	( ) 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	( ) 監督・命令 : (✓) 報告徴収 : 労働災害防止団体法 52 条 (✓) 立入検査 : 労働災害防止団体法 52 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	( ) 大臣任命 : ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : (✓) 国への届出 : 労働災害防止団体法 51 条(決算関係書類の提出) <b>(その他国の関与)</b> ( ) その他 :
税の取扱(優遇措置)	(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条、法人税法別表 2 ( ) 固定資産税 : ( ) 登録免許税 : ( ) 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	( ) 外資規制 : ( ) みなし公務員 : ( ) 情報公開 :



【沿革① 港湾貨物運送事業労働災害防止協会設立】

法人類型	特別民間法人		
法人名	港湾貨物運送事業労働災害防止協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 労働災害防止団体系		
	・国会提出年月日：S39年1月20日 ・法案成立年月日：S39年6月25日 ・法律公布年月日：S39年6月29日 ・法律施行年月日：S39年6月29日	法改正のパターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理提案理由（昭和39年2月11日・衆議院社会労働委員会） 労働災害の防止につきましては、従来から労働基準法その他労働者の安全衛生に関する法令の実施を通じ、鋭意努力を重ねてきたところであります。殊に昭和三十三年八月以降におきましては、産業災害防止対策審議会の答申の趣旨に沿って、産業災害防止総合五ヵ年計画のもとに国民運動を展開いたし、これによって災害発生率はかなり低下いたしましたのでありますが、他面、その間における雇用労働者の著しい増加等の事情もありまして、いまだ絶対数として相当多くの労働者が災害の犠牲となっており、かつ、重大災害の発生も見られる実情にあるのであります。かかる実情にかんがみまして、わが国産業の進展に伴う労働災害の発生状況に対処するために、この際政府といたしましては、労働基準法等の施行と相まって、総合的かつ計画的な労働災害防止対策を講じますことはもちろん、特に民間の緊密な協力によってこの対策を一そう推進いたしたいと存じまして、労働災害の防止に関する法律案を第四十三回通常国会に提案いたしましたのであります。同国会では、衆議院においては、政府原案どおり可決されたのでありますが、参議院において審議未了となりました。同国会における審議経過等にかんがみ、若干の修正を施した上、これを第四十四回臨時国会に提案いたしましたのでありますが、最近における労働災害の発生状況にかんがみ、これを防止する対策を一層推進する必要が痛感せられ、そのため、この法律案に基づく措置を早急にとることが必要と考えられますので、これと同内容のものを、ここに重ねて提案いたしました次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

15. 中央職業能力開発協会

法人概要

【特別民間法人】

法人名	中央職業能力開発協会												
所在地	東京都新宿区西新宿七丁目5番25号												
設立根拠法	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）												
所管府省	厚生労働省人材開発統括官												
設立年月日	昭和39年9月1日	民間法人化年月日	平成10年3月4日										
沿革	<p>①昭和54年 （社）全国共同職業訓練中央会及び中央技能検定協会を統一して、中央職業能力開発協会を設立（港区赤坂）</p> <p>②平成10年 民間法人化</p>												
事業目的	職業能力の開発及び向上の促進の基本理念の具現に資するため、都道府県職業能力開発協会の健全な発展を図るとともに、国及び都道府県と密接な連携の下に職業能力の開発の促進を図ること。												
主な事務・事業の内容	<p>(1) 技能検定試験に係る試験問題及び試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に関する技術的指導その他技能検定試験に関する業務</p> <p>(2) 会員の行う職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する業務についての指導及び連絡</p> <p>(3) 事業主等の行う職業訓練に従事する者及び都道府県技能検定委員の研修</p> <p>(4) 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに広報</p> <p>(5) 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する調査及び研究</p> <p>(6) 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する国際協力</p> <p>(7) そのほか、職業能力の開発の促進に関し必要な業務</p>												
財務情報	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金（固定資産）</td> <td style="text-align: center;">1,398</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">3,133</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">2,988</td> </tr> <tr> <td>正味財産（基本金）</td> <td style="text-align: center;">1,117</td> </tr> </tbody> </table> <p>会員数：354 団体</p>			区分	平成28年度	資本金（固定資産）	1,398	収入	3,133	支出	2,988	正味財産（基本金）	1,117
区分	平成28年度												
資本金（固定資産）	1,398												
収入	3,133												
支出	2,988												
正味財産（基本金）	1,117												
補助金、交付金、委託費等	<p>(✓) 補助金 : 職業能力開発促進法 87 条</p> <p>(✓) 交付金 : 職業能力開発促進法 95 条</p> <p>( ) 委託費 :</p>												

	<input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：職業能力開発促進法 39 の 2（都道府県知事による監督） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：職業能力開発促進法 30 条の 17（厚生労働大臣への報告） <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：職業能力開発促進法 30 条の 17（厚生労働大臣の権限）
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：職業能力開発促進法 64 条 <input type="checkbox"/> 国への届出：
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条の公益法人、法人税法別表 2 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：

【沿革① 中央職業能力開発協会】

法人類型	特別民間法人		
法人名	中央職業能力開発協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S 44年 3月 31日 <b>・法案成立年月日</b> ：S 44年 7月 18日 <b>・法律公布年月日</b> ：S 44年 7月 18日 <b>・法律施行年月日</b> ：S 44年 10月 1日	<b>法改正の パターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和44年4月8日・衆議院社会労働委員会）</p> <p>第一に、この法律の目的は、雇用対策法と相まって、技能労働者の職業に必要な能力を開発向上させるために職業訓練及び技能検定を行なうことにより、職業人として有為な労働者を養成し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上をはかるとともに、経済及び社会の発展に寄与することにあるものであることを明らかにいたしました。</p> <p>第二に、職業訓練は、労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行なわれるものでなければならないこと、その他職業訓練及び技能検定の原則に関する規定を設け、基本的な理念を明らかにするとともに、職業訓練の振興に関する関係者の責務についても規定いたしました。</p> <p>第三に、職業訓練及び技能検定の重点的かつ計画的な推進をはかるため、国は職業訓練基本計画を、都道府県はこれに基づいて都道府県職業訓練計画を策定することとし、あわせて計画の内容等に関する規定を整備いたしました。</p> <p>第四に、職業訓練の体系を段階的に整備するため、職業訓練の種類を、養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練及び再訓練並びに指導員訓練とし、これにより、国、都道府県等の行なう職業訓練と事業主等の行なう職業訓練の両者を通ずる一貫した体系建てと職業訓練に関する基準の統一をはかることといたしました。</p> <p>また、養成訓練は専修訓練課程と高等訓練課程に区分して行なうこととし、高等訓練課程の修了者が修了時の技能照査に合格した場合には、技能士補を称することができることといたしました。</p> <p>第五に、公共職業訓練施設の名称を職業訓練校と改めるとともに、市町村も公共職業訓練施設を設置することができることとする等、職業訓練の施設に関する規定を整備いたしました。あわせて、公共職業訓練施設の業務内容を拡充して、関係地</p>		

域における職業訓練の振興に資するように運営されなければならないことといたしました。

第六に、事業主等の行なう職業訓練に関し、従来養成訓練のみに限られておりました都道府県知事の認定の制度をすべての職業訓練に拡大するとともに、認定を受けた職業訓練に対しましては、都道府県等は積極的に援助を行なってその振興につとめることといたしております。

第七に、事業主特に中小企業の事業主が共同して職業訓練を行なう場合等に、責任体制を明確にし、永続性を確保するため、職業訓練法人を設立して法人格を取得できることとし、あわせて職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会の制度を設け、事業主等の行なう職業訓練の自主的かつ積極的な発展をはかる体制を確立することといたしました。

第八に、技能検定の等級区分を、技能労働者の職務の主要な段階に応じて定めることができるようにする等、技能検定に関する規定を整備するとともに、技能検定の試験に関する業務を行なわせるため、中央技能検定協会及び都道府県技能検定協会を設立することとし、技能検定に関する民間の積極的な協力を確保し、技能検定の拡大実施のための体制の整備を行なうことといたしました。

業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—
--------------------	---

16. 中央労働災害防止協会

法人概要

【特別民間法人】

法人名	中央労働災害防止協会												
所在地	東京都港区芝5-35-2安全衛生総合会館9階												
設立根拠法	労働災害防止団体法												
所管府省	厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課機構・団体管理室												
設立年月日	昭和39年8月1日	民間法人化年月日	平成12年										
沿革	① 昭和25年 全日本産業安全連合会（全安連）設立 ② 昭和34年 全日本労働衛生協会（全衛協）設立 ③ 昭和39年 「労働災害防止団体等に関する法律」現「労働災害防止団体法」公布 ④ 平成12年 民間法人化												
事業目的	事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動の促進並びに労働者の安全衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、労働災害の防止を図ること。												
主な事務・事業の内容	事業主、事業主の団体等が行う労働災害防止のための活動の促進、教育及び技術的援助のための施設の設置及び運営、技術的な事項についての指導及び援助、情報及び資料の収集、提供、調査及び広報等												
財務情報	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金（資産）</td> <td>4,610</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>5,950</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>5,653</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>1,462</td> </tr> </tbody> </table> 会員数：135団体			区分	平成28年度	資本金（資産）	4,610	収入	5,950	支出	5,653	正味財産	1,462
区分	平成28年度												
資本金（資産）	4,610												
収入	5,950												
支出	5,653												
正味財産	1,462												
補助金、交付金、委託費等	(✓) 補助金：労働災害防止団体法54条 ( ) 交付金： ( ) 委託費： ( ) 政府貸付： ( ) 政府保証：												
国の監督・命令、報告徴収の有無	( ) 監督・命令： (✓) 報告徴収：労働災害防止団体法52条 (✓) 立入検査：労働災害防止団体法52条												

役員の選任・ 解任に当たっ ての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に 当たっての国 の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 労働災害防止団体法 51 条 (決算関係書類) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優 遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条の公益法人、法人税法別表 2 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 中央労働災害防止協会設立】

法人類型	特別民間法人		
法人名	中央労働災害防止協会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 労働災害防止団体系		
	・国会提出年月日：S39年1月20日 ・法案成立年月日：S39年6月25日 ・法律公布年月日：S39年6月29日 ・法律施行年月日：S39年6月29日	法改正のパターン分類	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理提案理由（昭和39年2月11日・衆議院社会労働委員会） 労働災害の防止につきましては、従来から労働基準法その他労働者の安全衛生に関する法令の実施を通じ、鋭意努力を重ねてきたところであります。殊に昭和三十三年八月以降におきましては、産業災害防止対策審議会の答申の趣旨に沿って、産業災害防止総合五ヵ年計画のもとに国民運動を展開いたし、これによって災害発生率はかなり低下いたしましたのでありますが、他面、その間における雇用労働者の著しい増加等の事情もありまして、いまだ絶対数として相当多くの労働者が災害の犠牲となっており、かつ、重大災害の発生も見られる実情にあるのであります。かかる実情にかんがみまして、わが国産業の進展に伴う労働災害の発生状況に対処するために、この際政府といたしましては、労働基準法等の施行と相まって、総合的かつ計画的な労働災害防止対策を講じますことはもちろん、特に民間の緊密な協力によってこの対策を一そう推進いたしたいと存じまして、労働災害の防止に関する法律案を第四十三回通常国会に提案いたしましたのであります。同国会では、衆議院においては、政府原案どおり可決されたのでありますが、参議院において審議未了となりました。同国会における審議経過等にかんがみ、若干の修正を施した上、これを第四十四回臨時国会に提案いたしましたのでありますが、最近における労働災害の発生状況にかんがみ、これを防止する対策を一層推進する必要性が痛感せられ、そのため、この法律案に基づく措置を早急にとることが必要と考えられますので、これと同内容のものを、ここに重ねて提案いたしました次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		



## 17. 企業年金連合会

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	企業年金連合会												
所在地	港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館												
設立根拠法	厚生年金保険法												
所管府省	厚生労働省 年金局企業年金・個人年金課												
設立年月日	昭和 42 年 2 月 10 日	民間法人化年月日	平成 17 年 10 月 1 日										
沿革	① 昭和 42 年 2 月 10 日 (旧) 厚生年金基金連合会設立 ② 平成 16 年 4 月 1 日 民間法人化 ③ 平成 16 年 10 月 1 日 厚生年金保険法改正 平成 17 年 10 月 1 日 企業年金連合会へ改組												
事業目的	中途脱退者及び解散基金加入員に対する老齢年金給付の支給を共同して行うことを目的とする。(厚生年金保険法第 149 条)												
主な事務・事業の内容	中途脱退者及び解散基金加入員に対する老齢年金給付、その他一時金たる給付の支給、基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業、基金の加入員及び加入員であった者の福祉を増進するために必要な施設の設置等(厚生年金保険法第 159 条)												
財務情報	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金(基本金)</td> <td>9,546</td> </tr> <tr> <td>収入(収益)</td> <td>7,298</td> </tr> <tr> <td>支出(費用)</td> <td>7,298</td> </tr> <tr> <td>正味財産(資産)</td> <td>11,694</td> </tr> </tbody> </table> ※業務経理 職員数：125 名			区分	平成 28 年度	資本金(基本金)	9,546	収入(収益)	7,298	支出(費用)	7,298	正味財産(資産)	11,694
区分	平成 28 年度												
資本金(基本金)	9,546												
収入(収益)	7,298												
支出(費用)	7,298												
正味財産(資産)	11,694												
補助金、交付金、委託費等	(✓) 補助金 : 国庫負担金(厚生年金保険 80 条) (✓) 交付金 : 厚生年金保険法 84 条の 3 ( ) 委託費 : ( ) 政府貸付 : ( ) 政府保証 :												
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令 : 厚生労働大臣は、厚生年金保険法 84 条の 3 から 8 までの規定の適用に関し必要があると認めるときは、実施機関を所管する大臣に対し、当該実施機関に係る同条第 1 項の報告に関し監督上必要な命令(厚生年金保険法 84 条の 9)												

	<input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 厚生年金保険法 100 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 厚生年金保険法 100 条
役員の選任・ 解任に当たっ ての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に 当たっての国 の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 厚生年金保険法 79 条の 8 <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱（優 遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条、法人税法別表 2 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 厚生年金保険法附則(平成 25 年 6 月 26 日法律第 63 号)70 条 6 <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 厚生年金基金連合会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	厚生年金基金連合会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 厚生年金保険法の一部を改正する法律案		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S 39年 12月 21日 <b>・法案成立年月日</b> ：S 40年 6月 1日 <b>・法律公布年月日</b> ：S 40年 6月 1日 <b>・法律施行年月日</b> ：S 40年 6月 1日	<b>法改正の ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和40年5月11日・参議院社会労働委員会）</p> <p>厚生年金保険は、昭和十七年に発足して以来今日まで二十有余年を経過し、千七百万人にのぼる民間被用者を包含する年金制度であります。現行の給付体系、すなわち、定額部分と報酬比例部分の二本立てによる年令給付の体系が整えられたのは昭和二十九年の改正によるものであります。その後、昭和三十五年には、給付及び保険料について若干の手直しを加えたのであります。この改正がきわめて幅の小さいものであったため、厚生年金保険の給付水準は、昭和二十九年以後の著しい経済成長、これに伴う生活水準の大幅な上昇に取り残され、労働者の老後の生活を保障するものとしてははなはだ不十分な状態に置かれているのであります。また、年金財政をまかなうため労使が負担する保険料率も、他に例を見ない低い水準のまま推移しているのであります。</p> <p>以上のような事情にかんがみ、本年度は保険料率再計算の時期でもあるところから、政府としては、この機会に、今日までの経済成長、生活水準向上の実態に即して厚生年金保険の大幅な改正をはかることが適当と考え、一昨年以來準備を進めてまいったのであります。今回の改正の趣旨とするところは、まず何よりも、人口高齢化の趨勢がいよいよ明確化し、年金受給者も増加して厚生年金保険が成熟期を迎えようとする時期において、労働者の老後の生活を保障するに足る老齢年金として平均月額一万円年金を実現することを中心として、制度の内容を大幅に改善し、これに伴う所要の調整を加えるとともに、給付の引き上げ、賃金水準の上昇に応じて、保険料負担についても適正な水準にまで引き上げようとするものであります。同時に、最近普及しつつある企業年金と、改正後の厚生年金との機能や負担の競合を調整し、老後の生活保障を、企業の協力により、一そう充実強化し得るよう、両者の調整を労使の合意によって行なう道を開くこととしたのであります。</p>		

以下、改正法案のおもな内容につきまして、逐次御説明申し上げます。

第一に、基本年金額の引き上げについてであります。まず、定額部分につきましては、現行の月額二千円を五千円に引き上げ、さらに被保険者期間二十年以降三十年までは一年につき二百五十円を加算することとし、これによって三十年では月額七千五百円となるようにいたしております。また、報酬比例部分については、現行の平均標準報酬月額に被保険者期間一カ月当たり乗ずる率千分の六を千分の十に引き上げることといたしております。

第二に、老齢年金の支給につきまして、現行では退職しない以上は年金が支給されない仕組みとなっておりますのを、高齢労働者の生活安定の趣旨に沿って若干緩和することとし、六十五歳に達したときは在職中でも老齢年金の八割相当額を支給することとしております。

第三に、障害年金及び障害手当金の額の引き上げについてであります。一級障害年金につきましては、現行の基本年金額に月額千円を加算する方式に改め、基本年金額の百分の百二十五相当額に引き上げ、三級障害年金につきましては、現行の基本年金額の百分の七十を、百分の七十五に引き上げるほか、さらに月額五千円の最低保障を設けることとし、また、障害手当金につきましては、現行の基本年金額の百分の百四十を、百分の百五十に引き上げることといたしております。

第四に、遺族年金につきましては、妻についての年齢制限及び若年停止を撤廃し、さらに年金額については月額五千円の最低保障を設けたこととあります。

第五に、任意継続被保険者について、新たに被保険者期間中の事故に基づく障害年金、障害手当金及び遺族年金を支給することとしたこととあります。

第六に、年金額の調整についてであります。年金の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、すみやかに変動後の諸事情に応ずるための調整が加えられるべきものとしたこととあります。

第七に、標準報酬につきましては、最近の賃金水準の上昇等の実情に即し、現行の三千円から三万六千円までの二十等級を、七千円から六万円までの二十三等級に改めたこととあります。

第八に、保険料率の引き上げについてであります。今回の給付の大幅改善に伴い、保険料の負担につきましても、相応に増加すべきことはやむを得ないところでありますが、厚生年金保険におきましては、従来いわゆる修正積み立て方式のたてまえをとっており、五年ごとに再計算することとして暫定的な料率を採用しておりますが、今回もこの方式を踏襲いたし、急激な負担の増大を避けるため、とりあえず第一種被保険者、一般男子については、現行の千分の三十五を千分の五十八に、第二種被保険者、女子については、現行の千分の三十を千分の四十四に、第三種被保険者、坑内夫については、現行の千分の四十二を千分の七十二に、第四種被保険者、任意継続被保険者については、現行の千分の三十五を千分の五十八にそれぞれ

引き上げ、さらに、これらの料率については、将来にわたって段階的に引き上げていくこととしたのであります。

第九に、既裁定年金の引き上げについてであります。現に支給中の年金が、所得保障の趣旨から見て著しく低水準にあるところから、既裁定年金につきましても今回の改正方式を適用いたし、改正後の計算例によってこれらの年金額を大幅に引き上げることといたしております。

第十に、旧陸海軍工廠の工員などの旧令共済組合員であった期間を厚生年金の被保険者期間に算入し、通算老齢年金に準じた特例老齢年金を支給することとしたこととあります。

第十一に、厚生年金の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分につきましては、民間職域において設立されたいわゆる企業年金で一定の要件を備えるものについては、申請により厚生年金基金を設けてその代行給付を行なう道を開いたこととあります。

厚生年金基金は、事業主及び被保険者で組織される特別法人とし、一定数の被保険者を使用する事業主がその被保険者の二分の一以上の同意を得て規約をつくり、厚生大臣の認可を受けて設立することとなりますが、その行なう事業は、厚生年金の給付のうち、老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分の代行として少なくともそれを上回る額の年金給付を行なうほか、任意給付として、死亡または脱退に関して一時金の支給を行なうことができるものとしております。

また、厚生年金基金は、信託会社または生命保険会社と給付の支給を目的として、信託または保険の契約を締結しなければならないほか、その事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収することとしたのであります。

なお、国庫は、年金給付に要する費用のうち、老齢年金及び通算老齢年金の報酬比例部分相当額に要する費用の一五％、坑内夫たる加入員期間に対応する部分については、二〇％を負担することといたしております。

第十二に、厚生年金基金は、厚生年金基金の中途脱退者にかかる年金給付を共同して行なうため、厚生年金基金連合会を設立することができることといたしております。

最後に、実施の時期につきましては、諸般の準備等もあり、主たる部分については、昭和四十年五月一日からといたしております。以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

附則（昭和四〇年六月一日法律第一〇四号）

第4条（標準報酬に関する経過措置）

- 昭和四十年五月一日前に被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（第四種被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年四

月の標準報酬月額が三千円、四千元、五千元若しくは六千元である者又は三万六千元である者（報酬月額が三万七千五百円未満である者を除く。）の同年五月から同年九月までの標準報酬については、その者が同年五月一日に被保険者の資格を取得したものとみなして、この法律による改正後の厚生年金保険法第二十条の規定を適用する。この場合において、その者が健康保険の被保険者であるときは、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、その者の同年五月における健康保険法（大正十一年法律第七十号）による標準報酬の基礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の厚生年金保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

#### 第9条（従前の保険給付の額の特例）

- ・ 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法第三章の規定によりその額が計算された年金たる保険給付を受ける権利を有する者に支給する当該保険給付については、その額をこの法律による改正後の同法同章の規定により計算した額とする。
- 2 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十条第二項若しくは第四項の規定によりその年金の額が計算された障害年金を受ける権利を有する者又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四条第五項若しくは第六項の規定によりその年金の額（加給年金額を除く。）が計算された障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金の額についても、前項と同様とする。
- 3 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第二十一条又は厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第十七号）附則第四条第七項の規定によりその基本年金額が計算された遺族年金を受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金の基本年金額についても、第一項と同様とする。

#### 第10条（旧法による保険給付の額の特例）

- ・ 昭和四十年五月一日において現に厚生年金保険法附則第十六条第一項の規定によつて支給する従前の障害年金の例による保険給付を受ける権利を有する者のうち、同法別表第一に定める一級の廃疾の状態にある者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を八万四千元とし、その他の者の当該障害年金については、その額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。）を六万七千二百円とする。
- 2 社会保険庁長官は、前項に規定する障害年金を受ける権利を有する者について、その廃疾の程度を診査し、年金の額（従前の加給金に相当する給付の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）が八万四千元である者の廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当しないと認めるとき、又は年金の額が六万七千二百円である者の廃疾の程度が同法別表第一に定める一級に該

当すると認めるときは、その者の当該年金の額を六万七千二百円又は八万四千円に改定することができる。

- 3 年金の額が六万七千二百円である者は、社会保険庁長官に対し、廃疾の程度が厚生年金保険法別表第一に定める一級に該当するに至ったことによる当該障害年金の額の改定を請求することができる。

(以下略)

【沿革② 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日本公認会計士協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特殊法人等改革基本法		
	<b>・国会提出年月日：</b> H12 年 11 月 15 日 <b>・法案成立年月日：</b> H13 年 6 月 20 日 <b>・法律公布年月日：</b> H13 年 6 月 21 日 <b>・法律施行年月日：</b> H13 年 6 月 22 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会）</p> <p>これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められています。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		



【沿革③ 企業年金連合会】

法人類型	特別民間法人		
法人名	企業年金連合会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 国民年金法等の一部を改正する法律七一三四・三六・三七条による改正		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H16年 2月 10日 <b>・法案成立年月日</b> ：H16年 6月 11日 <b>・法律公布年月日</b> ：H16年 6月 11日 <b>・法律施行年月日</b> ：H16年 10月 1日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成16年4月1日・衆議院本会議）            国民年金法等の一部を改正する法律案提案趣旨</p> <p>まず、国民年金法等の一部を改正する法律案について申し上げます。</p> <p>我が国は、急速な少子高齢化が進行しておりますが、国民の老後の生活設計の柱である公的年金制度を将来にわたり揺るぎのない信頼されるものとするべく、社会経済と調和した持続可能な制度を構築し、国民の制度に対する信頼を確保するとともに、多様な生き方及び働き方に対応した制度とするため、制度全般にわたりその根幹にかかわる改革を行うこととした次第であります。</p> <p>以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>第一に、基礎年金の国庫負担割合につきましては、これを二分の一に引き上げることとし、平成十六年度からその引き上げに着手し、平成二十一年度までに完全に引き上げるものとしております。</p> <p>第二に、国民年金及び厚生年金保険財政につきましては、将来の保険料水準を固定した上で、給付水準を自動的に調整する仕組みを導入することとしております。</p> <p>第三に、国民年金の保険料額につきましては、平成十七年度から毎年度二百八十円ずつ引き上げ、平成二十九年度以降の保険料額を一万六千九百円とすることとしております。また、厚生年金保険の保険料率については、平成十六年十月から毎年〇・三五四%ずつ引き上げ、平成二十九年度以降の保険料率を一八・三〇%とすることとしております。</p> <p>第四に、今後の年金額の改定につきましては、毎年度、賃金または物価の変動率により行うことを基本とすることとしますが、五年ごとに作成する財政の現況及び見通しにおいて調整の必要があると見込まれる場合には、年金額の改定率に公的年金の被保険者数の減少率等を反映することとしております。</p>		

	<p>第五に、在職老齢年金制度につきましては、六十歳代前半の在職者に対する一律二割の支給停止を廃止することとしております。また、一定以上の収入を得ている七十歳以上の在職者につきましては新たに支給調整を行うこととしております。</p> <p>第六に、育児をする被保険者につきましては、厚生年金保険料の免除措置を子が三歳に達するまでに拡充すること等としております。</p> <p>第七に、厚生年金につきまして、離婚時等において、当事者の保険料納付記録を分割し、厚生年金の給付に反映させる制度を創設すること等としております。</p> <p>第八に、国民年金保険料の収納対策につきましては、所得に応じた多段階免除制度等の納付しやすい仕組みを導入するとともに、滞納処分等に関し被保険者に対する調査の規定の整備を行うこととしております。</p> <p>以上のほか、障害基礎年金の受給権者が、六十五歳以降、老齢厚生年金等を併給することを可能とする等の所要の改正を行うこととしております。</p> <p>また、厚生年金基金等の企業年金や旧農林共済の特例年金等につきましても、所要の改正を行うこととしております。</p>
<p><b>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</b></p>	<p>厚生年金保険法附則（平成一六年六月一日法律第一〇四号） 第三十九条（企業年金連合会への移行） 厚生年金基金連合会は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時に於いて、企業年金連合会となるものとする。</p>

## 18. 石炭鉱業年金基金

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	石炭鉱業年金基金		
所在地	東京都千代田区有楽町1丁目6番6号 小谷ビル5階		
設立根拠法	石炭鉱業年金基金法（昭和42年法律第135号）		
所管府省	厚生労働省年金局企業年金・個人年金課		
設立年月日	昭和42年10月2日	民間法人化年月日	平成14年12月13日
沿革	①昭和42年10月2日 坑内外員に対する年金給付を目的として発足 ②平成14年12月13日 特別民間法人化		
事業目的	石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業の坑内労働者の老齢について必要な給付を行なうことにより、その老後の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>（坑内員に関する給付）</p> <p>第十六条 基金は、第一条の目的を達成するため、石炭鉱業を行う事業場において会員に使用される厚生年金保険の被保険者（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する事業の事業場に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者であつて、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第二号厚生年金被保険者」という。）及び同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第三号厚生年金被保険者」という。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者のいずれでもないものに限る。）たる労働者（以下「坑内員」という。）の老齢について、年金たる給付の支給を行うものとする。</p> <p>2 基金は、定款をもつて、年金額、受給資格期間、支給開始年齢その他年金たる給付の支給に関して必要な事項を定めなければならない。</p> <p>第十七条 基金は、政令の定めるところにより、坑内員若しくは坑内員であつた者の死亡又は坑内員の脱退に関し、一時金たる給付の支給を行うことができる。</p> <p>（坑外員に関する給付）</p> <p>第十八条 基金は、前二条の事業のほか、会員（第七条第二項に規定する事業主を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上の者が希望したときは、石炭鉱業を行う事業場において会員に使用される厚生年金保険の被保険者（坑内員並びに第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者並びに昭和六十年法律第三十四号附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員</p>		

	<p>任意継続被保険者を除く。)たる労働者(石炭の採掘の業務と緊密な関連を有しない業務として政令で定める業務に従事する者を除くものとし、以下「坑外員」という。)の老齢について、年金たる給付の支給を行うことができる。</p> <p>2 第十六条第二項の規定は、前項の年金たる給付について準用する。</p> <p>3 基金は、第一項の事業を行う場合には、政令の定めるところにより、坑外員若しくは坑外員であつた者の死亡又は坑外員の脱退に関し、一時金たる給付の支給を行うことができる。</p> <p>(福祉施設)</p> <p>第十八条の二 基金は、前三条の事業のほか、坑内員及び坑内員であつた者並びに坑外員及び坑外員であつた者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">380</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">307</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：4 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	—	収入	380	支出	307	正味財産	—
区分	平成 28 年度										
資本金	—										
収入	380										
支出	307										
正味財産	—										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :  ( ) 交付金 :  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  ( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令 : 石炭鉱業年金基金法第 32 条  (<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収 : 石炭鉱業年金基金法第 31 条  (<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査 : 石炭鉱業年金基金法第 31 条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命 :  ( ) 国の認可 :  ( ) 国への届出 :</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  (<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 石炭鉱業年金基金法第 24 条 (予算)  ( ) 国への届出 :</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認 :  (<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 石炭鉱業年金基金法第 25 条 (財務諸表)</p>										

	<input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優 遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 石炭鉱業年金基金法第 11 条 <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 昭和 42 年 10 月 2 日 石炭鉱業年金基金】

法人類型	認可法人		
法人名	石炭鉱業年金基金		
区 分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 石炭鉱業年金基金法（昭和 42 年 8 月 16 日法律第 135 号）		
	・国会提出年月日：S 42 年 6 月 5 日 ・法案成立年月日：S 42 年 7 月 20 日 ・法律公布年月日：S 42 年 8 月 16 日 ・法律施行年月日：S 42 年 8 月 16 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 42 年 6 月 28 日・衆議院石炭対策特別委員会） 石炭鉱業の現状にかんがみ、政府としましてはその抜本的安定をはかるための諸施策を講ずることとしておりますが、石炭鉱業が今後長期にわたり安定していくためには、労働力を安定的に確保する必要があり、このため抜本的安定対策の一環として、石炭鉱業の坑内員の老後の生活に特別の配慮を加えるために石炭鉱業の事業主が共同して行なう老齢年金制度の実施をはかることとしたのであります。 その実施の方法といたしましては、石炭産業の坑内員も厚生年金保険法の適用を受けているのでありますから、まず厚生年金基金の活用が考えられるのであります。厚生年金において坑内員は特別の取り扱いがなされているため、坑内員について厚生年金基金をつくることは、その仕組みから見て財政的にきわめて困難なのであります。こうした理由から石炭鉱業の全事業主が共同して老齢年金給付を行なう組織として、石炭鉱業年金基金をつくる道を講じようとする次第であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第二条（基金の設立に関する経過措置） ・基金を設立するに当たっては、三十人以上の設立委員を、第六条に規定する事業主の半数以上の者において互選しなければならない。 2 設立委員は、この法律の施行の日から五月以内に、基金の定款を作成し、設立総会の議決を経て、当該定款について厚生大臣の認可を受けなければならない。 3 厚生大臣は、前項の認可をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。 4 設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、開会の日の前日から起算して前十四日目に当たる日が終わるまでに、会員となるべき者に書面で通知するとともに、厚生大臣に報告しなければならない。 5 設立総会においては、会員となるべき者は、各一個の議決権及び選挙権を有す		

る。

- 6 設立総会の議決は、会員となるべき者の二分の一以上が出席し、その出席者の三分の二以上の多数によらなければならない。
- 7 設立総会においては、設立委員の作成した定款を修正することができる。
- 8 設立総会は、第九条に規定する役員となるべき者を、会員となるべき者（法人にあつては、その代表者とする。以下この項において同じ。）のうちから選任しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、会員となるべき者以外の者から選任することを妨げない。
- 9 前項の規定により選任された理事となるべき者は、第九条第三項に規定する理事長となるべき者を互選しなければならない。
- 10 設立委員は、第二項の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を前項の規定により互選された理事長となるべき者に引き継がなければならない。
- 11 第九項の規定により互選された理事長となるべき者は、前項の規定により事務を引き継いだときは、遅滞なく、政令の定めるところにより、基金の主たる事務所において設立の登記をしなければならない。
- 12 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。
- 13 前各項に規定するもののほか、基金の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四条（名称の使用制限に関する経過措置）

- ・この法律の施行の際現に石炭鉱業年金基金という名称を用いている者については、第四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第五条（最初の事業年度の特例）

- ・基金の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

附則第六条

- ・基金の最初の事業年度の予算については、第二十四条の規定にかかわらず、設立委員が作成し、厚生大臣の認可を受けなければならない。

【沿革② 平成 14 年 12 月 13 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	石炭鉱業年金基金		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・平成 14 年度から民間法人化する。		
関係法案等	・関係法案名 特殊法人等改革基本法（平成 13 年 6 月 21 日法律第 58 号）		
	・国会提出年月日：H12 年 11 月 15 日 ・法案成立年月日：H13 年 6 月 20 日 ・法律公布年月日：H13 年 6 月 21 日 ・法律施行年月日：H13 年 6 月 22 日	法改正の パターン 分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会） これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		



## 19. 全国社会保険労務士会連合会

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	全国社会保険労務士会連合会		
所在地	東京都中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館		
設立根拠法	社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）		
所管府省	厚生労働省労働基準局監督課		
設立年月日	昭和53年12月27日	民間法人化年月日	平成15年3月31日
沿革	①昭和53年12月27日 全国社会保険労務士会連合会設立 ②平成15年3月31日 民間法人化		
事業目的	連合会は、社会保険労務士の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務及び代理業務試験事務を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会保険労務士の品位を保持するため、社会保険労務士会及びその会員に対し、勧告又は指導を行うこと。</li> <li>2. 社会保険労務士の資質の向上を図るため、社会保険労務士の業務に関する研修を行うこと。</li> <li>3. 社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務を行うこと。</li> <li>4. 社会保険労務士の業務の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと。</li> <li>5. 社会保険労務士制度の普及宣伝を行うこと。</li> <li>6. 社会保険労務士法（以下「法」という。）別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令に関する調査研究を行うこと。</li> <li>7. 関係行政機関等に対する協力及び連絡を行うこと。</li> <li>8. 会報の発行を行うこと。</li> <li>9. 福利厚生に関すること。</li> <li>10. 法の規定に基づく社会保険労務士試験の実施に関する事務を行うこと。</li> <li>11. 法の規定に基づく紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を行うこと。</li> <li>12. 法の規定に基づく試験免除等の講習を行うこと。</li> <li>13. 資格審査会の設置及び運営を行うこと。</li> <li>14. 社会保険労務士の電子申請に関する業務を行うこと。</li> <li>15. 認証個別労働関係紛争解決手続の業務を行うこと。</li> <li>16. その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。</li> </ol> <p>（全国社会保険労務士会連合会ホームページより）</p>		

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	—
	収入	1,041
	支出	1,028
	正味財産	755
	職員数：41 人	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：社会保険労務士法第 25 条の 49 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：社会保険労務士法第 25 条の 49 1、3 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：社会保険労務士法第 25 条の 49 1、3 項	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：社会保険労務士法第 25 条の 44 1 項 (事業計画、収支予算) <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：社会保険労務士法第 25 条の 44 2 項 (財務諸表) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：	
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：	

【沿革① 昭和 53 年 12 月 27 日 全国社会保険労務士会連合会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	全国社会保険労務士会連合会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 社会保険労務士法（昭和 43 年 6 月 3 日法律第 89 号）		
	・国会提出年月日：S 43 年 4 月 26 日 ・法案成立年月日：S 43 年 5 月 10 日 ・法律公布年月日：S 43 年 6 月 3 日 ・法律施行年月日：S 43 年 12 月 2 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 43 年 4 月 26 日・衆議院社会労働委員会） 今日、社会経済の進展に伴い、労働社会保険関係の法規はその重要度を増すとともに、その内容も次第に複雑かつ専門的なものとなりつつあります。一方、今後の経済成長と労働力不足傾向を考えますと、労務問題の重要性は将来ますます高まり、特に中少企業における労務管理の近代化が切実な問題となってくると思われます。 このため、これら労働社会保険関係の法規に通暁し、適切な労務指導を行ない得るような専門家が多く生まれることはきわめて望ましいことでもありますし、また中小企業では労務及び社会保険関係の専門部課を企業内に持つ余力もないため、これらの専門家を部外に求めているのが現状であります。 労働社会保険関係の事務は、経営者のための確に処理する必要があるだけでなく、労働者の権利の確保にも関係するものであります。 このような観点から、国家が一定の資格者について試験を行ない、その合格者に対し免許を与え、その業務の適正をはかるため、社会保険労務士制度を定めるものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 平成 15 年 3 月 31 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	全国社会保険労務士会連合会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・平成 14 年度から民間法人化する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特殊法人等改革基本法（平成 13 年 6 月 21 日法律第 58 号）		
	・国会提出年月日：H12 年 11 月 15 日 ・法案成立年月日：H13 年 6 月 20 日 ・法律公布年月日：H13 年 6 月 21 日 ・法律施行年月日：H13 年 6 月 22 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会） これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところでもあります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	—		

## 20. 農林中央金庫

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	農林中央金庫		
所在地	東京都千代田区有楽町 1-13-2		
設立根拠法	農林中央金庫法（平成 13 年法律第 93 号）		
所管府省	農林水産省経営局金融調整課		
設立年月日	大正 12 年 12 月 20 日	民間法人化年月日	昭和 61 年 9 月 8 日
沿革	<p>①大正 12 年 12 月 20 日 農林中央金庫設立</p> <p>②昭和 61 年 9 月 8 日 民間法人化</p>		
事業目的	<p>農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>農林中央金庫は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。</p> <p>一 会員の預金の受入れ</p> <p>二 会員に対する資金の貸付け又は手形の割引</p> <p>三 為替取引</p> <p>2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ</p> <p>二 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引</p> <p>3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 第八条に規定する者</p> <p>二 農林水産業を営む者であって主務省令で定めるもの</p> <p>三 国</p> <p>四 銀行その他の金融機関</p> <p>五 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を営む者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）</p> <p>4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。</p> <p>一 債務の保証又は手形の引受け</p>		

- 二 有価証券（第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第七号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
- 三 有価証券の貸付け
- 四 国債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
- 六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。）その他これに準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
  - 六の二 短期社債等の取得又は譲渡
- 七 有価証券の私募の取扱い
- 八 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- 九 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により営む担保付社債に関する信託業務
- 十 株式会社日本政策金融公庫その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行法第四条第五項に規定する銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
  - 十の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（農林中央金庫の子会社である外国銀行の業務の代理又は媒介及び外国において行う外国銀行（農林中央金庫の子会社を除く。）の業務の代理又は媒介であって、主務省令で定めるものに限る。）
- 十一 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 十二 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - 十二の二 振替業
- 十三 両替
- 十四 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であって主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
- 十五 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

十六 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。第七項第五号において同じ。）の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であって主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十五号に掲げる業務に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。）

十八 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。次号において同じ。）であって、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

二十 機械類その他の物件を使用させる契約であって次に掲げる要件の全てを満たすものに基づき、当該物件を使用させる業務

イ 契約の対象とする物件（以下この号において「リース物件」という。）を使用させる期間（以下この号において「使用期間」という。）の中途において契約の解除をすることができないものであること又はこれに準ずるものとして主務省令で定めるものであること。

ロ 使用期間において、リース物件の取得価額から当該リース物件の使用期間の満了の時において譲渡するとした場合に見込まれるその譲渡対価の額に相当する金額を控除した額及び固定資産税に相当する額、保険料その他当該リース物件を使用させるために必要となる付随費用として主務省令で定める費用の合計額を対価として受領することを内容とするものであること。

ハ 使用期間が満了した後、リース物件の所有権又はリース物件の使用及び収益を目的とする権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。

二十一 前号に掲げる業務の代理又は媒介

5 前項第五号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第六号の二に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。

- 6 前二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 短期社債等 次に掲げるものをいう。
  - イ 社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債
  - ロ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第三百二十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
  - ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債
  - ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）第六十一条の十第一項に規定する短期社債
  - ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
  - ヘ 第六十二条の二第一項に規定する短期農林債
  - ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
    - （1） 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
    - （2） 元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
    - （3） 利息の支払期限を、（2）の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
  - 一の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。
  - 二 政府保証債 政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
  - 三 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。
  - 四 有価証券の私募の取扱い 有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。
  - 四の二 振替業 社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。
  - 五 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。



	<p>六 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。</p> <p>7 農林中央金庫は、第一項から第四項までの規定により営む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務</p> <p>二 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）</p> <p>三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務</p> <p>四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する業務</p> <p>五 算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）であつて、主務省令で定めるもの</p> <p>8 農林中央金庫は、第四項第八号及び第九号並びに前項第四号に掲げる業務に関しては、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）、担保付社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、会社又は銀行とみなす。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">3,480,400</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">6,939,055</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">職員数：3,674 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	3,480,400	収入	—	支出	—	正味財産	6,939,055
区分	平成 28 年度										
資本金	3,480,400										
収入	—										
支出	—										
正味財産	6,939,055										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令：農林中央金庫法第 82 条</p> <p>(✓) 報告徴収：農林中央金庫法第 83 条</p> <p>(✓) 立入検査：農林中央金庫法第 84 条</p>										

役員の選任・ 解任に当たっ ての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に 当たっての国 の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱（優 遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 大正 12 年 12 月 20 日 農林中央金庫設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	産業組合中央金庫		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 産業組合中央金庫法（大正 12 年 4 月 6 日法律第 42 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> T12 年 2 月 10 日 <b>・法案成立年月日：</b> T12 年 3 月 24 日 <b>・法律公布年月日：</b> T12 年 4 月 6 日 <b>・法律施行年月日：</b> —	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（大正 12 年 2 月 20 日・衆議院本会議） 諸君、本案ハ中産以下ニ封スル金融機関ヲ設立スル為ニ、民放第三十条ノ規定ニ依ッテ、公益的管理法人ノ樹立ヲ目的トスルモノデアリマス		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革② 昭和 61 年 9 月 8 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	農林中央金庫		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）（昭和 58 年 5 月 24 日閣議決定）</p> <p>・答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として 3 年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名 農林中央金庫法の一部を改正する法律（昭和 61 年 6 月 10 日法律第 81 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：S 61 年 3 月 20 日</p> <p>・法案成立年月日：S 61 年 5 月 14 日</p> <p>・法律公布年月日：S 61 年 6 月 10 日</p> <p>・法律施行年月日：S 61 年 9 月 8 日</p>	法改正の パターン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 61 年 4 月 22 日・衆議院農林水産委員会）</p> <p>農林中央金庫は、大正十二年に特殊法人たる産業組合中央金庫として設立されて以来、六十余年にわたり、農林漁業者の組織する協同組合等に対する金融の円滑化を通じ、我が国農林水産業の発展に貢献してきたところであります。</p> <p>この間、協同組合系統組織の事業活動の充実に伴い、逐次制度の改正を行い、現在では、民間資金のみを資本金としており、また、役員を選任に対して政府の関与が行われていない等、所属団体による自主的な業務運営体制を整えるに至っているものであります。</p> <p>このような経緯にかんがみ、政府といたしましては、特殊法人の経営の自立化及び活性化の一環として、農林中央金庫の民間法人化を図ることとした次第であります。</p> <p>他方、最近における金融の自由化の進展等を背景とした農林中央金庫をめぐる金融環境の変化には著しいものがあり、農林中央金庫の業務に対する所属団体その他の取引先のニーズも多様化してきております。</p> <p>政府といたしましては、このような状況を踏まえ、農林中央金庫について、農林漁業者の組織する協同組合等に対し金融上の便益を供与することを第一義的使命とする基本的性格を維持しつつ、民間法人化のために必要な措置を講ずるとともに、金融環境の変化に即応した業務機能の整備を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則</p> <p>2（経過措置）</p> <p>この法律の施行に伴う農林中央金庫の定款の変更及び次項ただし書の決議について必要な手続は、この法律の施行の日よりも前に行うことができる。</p>		

- 3 この法律の施行の際現に農林中央金庫の副理事長又は理事である者は、それぞれその際この法律による改正後の農林中央金庫法（以下「新法」という。）第十一条第一項の規定により副理事長又は理事として選任されたものとみなす。ただし、その選任されたものとみなされる副理事長又は理事の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において出資者総会の決議により定める日までとする。
- 4 新法第七条の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の農林中央金庫法（以下「旧法」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 5 この法律の施行前にした旧法の規定による登記に係る処分、手続その他の行為は、新法第七条の規定の適用については、同条第一項の規定に基づく政令の相当規定によりしたものとみなす。
- 6 旧法第七条において準用する産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）第九十七条の規定による登記簿は、新法第七条第一項の規定に基づく政令の規定による登記簿とみなす。
- 7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 21. 全国漁業共済組合連合会

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	全国漁業共済組合連合会												
所在地	東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル												
設立根拠法	漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）												
所管府省	農林水産省水産庁漁政部漁業保険管理官												
設立年月日	昭和39年10月19日	民間法人化年月日	平成14年4月1日										
沿革	①昭和39年10月19日 全国漁業共済組合連合会設立 ②平成14年4月1日 民間法人化												
事業目的	漁業共済組合及び漁業共済組合連合会（以下「漁業共済団体」と総称する。）は、中小漁業者の協同組織を基盤とする系統団体として、その協同組織を構成する中小漁業者のために、漁業共済事業又は漁業再共済事業を行なうことを目的とする。												
主な事務・事業の内容	組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数で決する。												
財務情報等	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">38,050</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">37,954</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">27,854</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：34人</p>			区分	平成28年度	資本金	—	収入	38,050	支出	37,954	正味財産	27,854
区分	平成28年度												
資本金	—												
収入	38,050												
支出	37,954												
正味財産	27,854												
補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金：漁業災害補償法第195条 <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：												
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：漁業災害補償法第73条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：漁業災害補償法第68条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：漁業災害補償法第71条												
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：												

<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input type="checkbox"/> 国への届出 :  (決算・財務諸表)  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input type="checkbox"/> 国への届出 :  (その他国の関与)  <input type="checkbox"/> その他 :</p>
<p>税の取扱(優 遇措置)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第4条2項、別表1、告示第606号  <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 : 地方税法第348条2項24項  <input type="checkbox"/> 登録免許税 :  <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第5条2,3 別表2,3 及び告示第56号</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制 :  <input type="checkbox"/> みなし公務員 :  <input type="checkbox"/> 情報公開 :</p>

【沿革① 昭和 39 年 10 月 19 日 全国漁業共済組合連合会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	漁業共済組合連合会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<p>・関係法案名 漁業災害補償法（昭和 39 年 7 月 8 日法律第 158 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：S 39 年 2 月 29 日 ・法案成立年月日：S 39 年 6 月 26 日 ・法律公布年月日：S 39 年 7 月 8 日 ・法律施行年月日：S 39 年 9 月 3 日</p>	法改正の パターン 分類	<p>(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 39 年 3 月 24 日・衆議院本会議）</p> <p>漁業は、申すまでもなく、自然の影響を受けることの多い産業であります。特にわが国の漁業は、その大部分が沿岸漁家等の経営基礎の脆弱な中小漁業者によって営まれており、これら大多数の漁業者の経営は、気象または海況の変化、漁業資源の変動等によって常に不安定な状況に置かれているのであります。このため、従来から災害対策、金融対策等の諸施策が講ぜられてきているのであります。これらの諸施策に加えて、漁業共済の事業による漁業災害補償の制度の確立が必要とされていたのであります。</p> <p>政府といたしましては、昭和三十二年度から、漁業共済事業について試験実施調査を行なってきました。そして本制度の基礎研究調査、漁村に対する啓蒙普及、共済金の支払い財源の確保等について助成措置を講じてきましたが、この漁業共済事業に対する試験実施調査は、このたびこれを打ち切りまして、昨年施行されました沿岸漁業等振興法に規定している災害による損失の合理的な補てん等の具体的な施策の重要な一環として、ここに新しく漁業災害補償の制度を樹立することといたしましたのであります。</p> <p>この法案において定めている漁業災害補償の制度は、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体が行なう漁業共済事業及び漁業再共済事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象または不慮の事故によって受けた損失を補てんするための必要な給付を行ない、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものであります。もとより、この制度は漁業者の十分な理解と自主的な努力が前提となっているのであります。その健全かつ円滑な運営を確保するためには、漁業共済団体の支払い資金の確保、小規模な漁業者の共済掛け金の負担の軽減等の措置を講ずることが必要でありますので、この法案においては国がそれらの措置を講ずることを明らかに</p>		



	<p>しているのであります。</p> <p>以上述べましたような漁業災害補償の制度の適切な実施により、中小漁業者の経営の近代化及び高度化等、漁業経営の発展をもたらす基礎的な条件の整備が期待し得るのでありますが、政府といたしましては、この制度とともに、これまで実施してまいりました構造改善事業、漁港整備事業、金融対策その他の漁業施策をさらに積極的に進めながら、沿岸漁業等の振興を総合的にはかってまいりたい所存であります。</p>
<p><b>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</b></p>	<p>附則第十二条（経過規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金の最初の事業年度は、第百八十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十年三月三十一日に終わるものとする。</li> </ul> <p>附則第十三条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第百八十二条第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。</li> </ul> <p>附則第十四条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この法律の施行の際現に、その名称中に漁業共済組合若しくは漁業共済組合連合会という文字を使用している者又は漁業共済基金という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。</li> </ul> <p>2 第六条第二項又は第百六十一条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。</p>

【沿革② 平成 14 年 4 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	全国漁業共済組合連合会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・平成 14 年度から民間法人化する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特殊法人等改革基本法（平成 13 年 6 月 21 日法律第 58 号）		
	・国会提出年月日：H12 年 11 月 15 日 ・法案成立年月日：H13 年 6 月 20 日 ・法律公布年月日：H13 年 6 月 21 日 ・法律施行年月日：H13 年 6 月 22 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会） これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 22. 東京中小企業投資育成株式会社

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	東京中小企業投資育成株式会社		
所在地	東京都渋谷区渋谷 3-29-22		
設立根拠法	中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）		
所管府省	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課		
設立年月日	昭和38年11月15日	民間法人化年月日	昭和61年7月1日
沿革	<p>①昭和38年11月15日 東京中小企業投資育成株式会社設立</p> <p>②昭和61年7月1日 民間法人化</p>		
事業目的	<p>中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とする株式会社とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>一 資本金の額が三億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有</p> <p>二 資本金の額が三億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有</p> <p>三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（前号に規定する株式会社を除く。）の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（以下「株式等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有</p> <p>四 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行う事業</p> <p>五 前各号の事業に附帯する事業</p> <p>2 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項第二号又は第三号の規定による株式等の引受けをしてはならない。</p>		

	<p>一 会社が株式を引き受ける場合において、当該引受けに係る株式の発行後のその株式会社の資本金の額が政令で定める額（会社はその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて株式を引き受けることが特に必要であると認める場合において、経済産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた額）を超えることとなるとき。</p> <p>二 会社が新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債を引き受ける場合において、当該引受けの時ににおいて、当該引受けに係る新株予約権のすべてが行使されたものとすればその株式会社の資本金の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">6,673</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">5,078</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">4,668</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">79,866</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：75人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	6,673	収入	5,078	支出	4,668	正味財産	79,866
区分	平成 28 年度										
資本金	6,673										
収入	5,078										
支出	4,668										
正味財産	79,866										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金：</p> <p>( ) 交付金：</p> <p>( ) 委託費：</p> <p>( ) 政府貸付：</p> <p>( ) 政府保証：</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令：中小企業投資育成株式会社法第 10 条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収：中小企業投資育成株式会社法第 11 条 1 項</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査：中小企業投資育成株式会社法第 11 条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可：中小企業投資育成株式会社法第 4 条（代表取締役、代表執行役、監査等委員である取締役若しくは監査役）</p> <p>( ) 国への届出：</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認：</p> <p>( ) 国の認可：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出：中小企業投資育成株式会社法第 7 条（事業計画、資金計画及び収支予算）</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認：</p> <p>( ) 国の認可：</p>										

	<input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱（優 遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 昭和 38 年 11 月 15 日 東京中小企業投資育成株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	東京中小企業投資育成株式会社		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年 6 月 10 日法律第 101 号）		
	・国会提出年月日：S 38 年 2 月 23 日 ・法案成立年月日：S 38 年 6 月 5 日 ・法律公布年月日：S 38 年 6 月 10 日 ・法律施行年月日：S 38 年 6 月 10 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 38 年 2 月 26 日・衆議院商工委員会） わが国の産業構造の高度化をはかり、産業の国際競争力の強化を促進する上において、中小企業の果たす役割が重大であることは申すまでもないところでありまして、中小企業の経営の安定と近代化を促進することが、急務と考えられる次第であります。このためには、中小企業の自己資本を充実して適正な資本構成の維持に努めることが、何よりもまず要請されるところであります。しかしながら、現在の中小企業にありましては、自己資本の充実に必要な増資の機会がきわめて乏しい状況にあることにかんがみ、この法律案は、このような中小企業に対し投資等の事業を行なう中小企業投資育成株式会社を設立し、これに対中小企業金融公庫が出資を行なう等、所要の助成措置を構ずるとともに、必要な監督を行なおうとするものであります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則 9（商号についての経過規定） ・第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。 附則 10（事業計画等についての経過規定） ・会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。		

【沿革② 昭和 61 年 7 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	東京中小企業投資育成株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）（昭和 58 年 5 月 24 日閣議決定）</p> <p>・答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として 3 年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年 6 月 10 日法律第 101 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：S 38 年 2 月 23 日</p> <p>・法案成立年月日：S 38 年 6 月 5 日</p> <p>・法律公布年月日：S 38 年 6 月 10 日</p> <p>・法律施行年月日：S 38 年 6 月 10 日</p>	法改正の パターン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 38 年 2 月 26 日・衆議院商工委員会）</p> <p>わが国の産業構造の高度化をはかり、産業の国際競争力の強化を促進する上において、中小企業の果たす役割が重大であることは申すまでもないところでありまして、中小企業の経営の安定と近代化を促進することが、急務と考えられる次第であります。このためには、中小企業の自己資本を充実して適正な資本構成の維持に努めることが、何よりもまず要請されるところであります。しかしながら、現在の中小企業にありましては、自己資本の充実に必要な増資の機会がきわめて乏しい状況にあることにかんがみ、この法律案は、このような中小企業に対し投資等の事業を行なう中小企業投資育成株式会社を設立し、これに対中小企業金融公庫が出資を行なう等、所要の助成措置を構ずるとともに、必要な監督を行なおうとするものであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則 9（商号についての経過規定）</p> <p>・第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。</p> <p>附則 10（事業計画等についての経過規定）</p> <p>・会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。</p>		

## 23. 名古屋中小企業投資育成株式会社

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	名古屋中小企業投資育成株式会社		
所在地	名古屋市中村区名駅南一丁目 16 番 30 号 東海ビル 7 階		
設立根拠法	中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）		
所管府省	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課		
設立年月日	昭和 38 年 11 月 18 日	民間法人化年月日	昭和 61 年 7 月 1 日
沿革	<p>①昭和 38 年 11 月 18 日 名古屋中小企業投資育成株式会社設立</p> <p>②昭和 61 年 7 月 1 日 民間法人化</p>		
事業目的	<p>中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とする株式会社とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>一 資本金の額が三億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有</p> <p>二 資本金の額が三億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有</p> <p>三 前二号の規定により会社とその株式を保有している株式会社（前号に規定する株式会社を除く。）の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（以下「株式等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有</p> <p>四 前三号の規定により会社とその株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行う事業</p> <p>五 前各号の事業に附帯する事業</p> <p>2 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項第二号又は第三号の規定による株式等の引受けをしてはならない。</p>		



	<p>一 会社が株式を引き受ける場合において、当該引受けに係る株式の発行後のその株式会社の資本金の額が政令で定める額（会社はその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて株式を引き受けることが特に必要であると認める場合において、経済産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた額）を超えることとなるとき。</p> <p>二 会社が新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債を引き受ける場合において、当該引受けの時ににおいて、当該引受けに係る新株予約権のすべてが行使されたものとすればその株式会社の資本金の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">4,301</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">37,558</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：27人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	4,301	収入	—	支出	—	正味財産	37,558
区分	平成 28 年度										
資本金	4,301										
収入	—										
支出	—										
正味財産	37,558										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :  ( ) 交付金 :  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  ( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令：中小企業投資育成株式会社法第 10 条  (<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収：中小企業投資育成株式会社法第 11 条 1 項  (<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査：中小企業投資育成株式会社法第 11 条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命 :  (<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可：中小企業投資育成株式会社法第 4 条（代表取締役、代表執行役、監査等委員である取締役若しくは監査役）  ( ) 国への届出 :</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  ( ) 国の認可 :  (<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出：中小企業投資育成株式会社法第 7 条（事業計画、資金計画及び収支予算）</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認 :  ( ) 国の認可 :</p>										

	<input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優 遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：

【沿革① 昭和 38 年 11 月 18 日 名古屋中小企業投資育成株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	名古屋中小企業投資育成株式会社		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年 6 月 10 日法律第 101 号）		
	・国会提出年月日：S 38 年 2 月 23 日 ・法案成立年月日：S 38 年 6 月 5 日 ・法律公布年月日：S 38 年 6 月 10 日 ・法律施行年月日：S 38 年 6 月 10 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 38 年 2 月 26 日・衆議院商工委員会） わが国の産業構造の高度化をはかり、産業の国際競争力の強化を促進する上において、中小企業の果たす役割が重大であることは申すまでもないところでありまして、中小企業の経営の安定と近代化を促進することが、急務と考えられる次第であります。このためには、中小企業の自己資本を充実して適正な資本構成の維持に努めることが、何よりもまず要請されるところであります。しかしながら、現在の中小企業にありましては、自己資本の充実に必要な増資の機会がきわめて乏しい状況にあることにかんがみ、この法律案は、このような中小企業に対し投資等の事業を行なう中小企業投資育成株式会社を設立し、これに対中小企業金融公庫が出資を行なう等、所要の助成措置を構ずるとともに、必要な監督を行なおうとするものであります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則 9（商号についての経過規定） ・第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。 附則 10（事業計画等についての経過規定） ・会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。		

【沿革② 昭和 61 年 7 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	名古屋中小企業投資育成株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）（昭和 58 年 5 月 24 日閣議決定）</p> <p>・答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として 3 年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年 6 月 10 日法律第 101 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：S 38 年 2 月 23 日</p> <p>・法案成立年月日：S 38 年 6 月 5 日</p> <p>・法律公布年月日：S 38 年 6 月 10 日</p> <p>・法律施行年月日：S 38 年 6 月 10 日</p>	法改正の パターン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 38 年 2 月 26 日・衆議院商工委員会）</p> <p>わが国の産業構造の高度化をはかり、産業の国際競争力の強化を促進する上において、中小企業の果たす役割が重大であることは申すまでもないところでありまして、中小企業の経営の安定と近代化を促進することが、急務と考えられる次第であります。このためには、中小企業の自己資本を充実して適正な資本構成の維持に努めることが、何よりもまず要請されるところであります。しかしながら、現在の中小企業にありましては、自己資本の充実に必要な増資の機会がきわめて乏しい状況にあることにかんがみ、この法律案は、このような中小企業に対し投資等の事業を行なう中小企業投資育成株式会社を設立し、これに対中小企業金融公庫が出資を行なう等、所要の助成措置を構ずるとともに、必要な監督を行なおうとするものであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則 9（商号についての経過規定）</p> <p>・第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。</p> <p>附則 10（事業計画等についての経過規定）</p> <p>・会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。</p>		

## 24. 大阪中小企業投資育成株式会社

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	大阪中小企業投資育成株式会社		
所在地	大阪市北区中之島 3-3-23 中之島ダイビル 28 階		
設立根拠法	中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年法律第 101 号）		
所管府省	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課		
設立年月日	昭和 38 年 11 月 20 日	民間法人化年月日	昭和 61 年 7 月 1 日
沿革	<p>①昭和 38 年 11 月 20 日 大阪中小企業投資育成株式会社設立</p> <p>②昭和 61 年 7 月 1 日 民間法人化</p>		
事業目的	<p>中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資等の事業を行なうことを目的とする株式会社とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>一 資本金の額が三億円以下の株式会社の設立に際して発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有</p> <p>二 資本金の額が三億円以下の株式会社の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有</p> <p>三 前二号の規定により会社がその株式を保有している株式会社（前号に規定する株式会社を除く。）の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（以下「株式等」という。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有</p> <p>四 前三号の規定により会社がその株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等を保有している株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行う事業</p> <p>五 前各号の事業に附帯する事業</p> <p>2 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項第二号又は第三号の規定による株式等の引受けをしてはならない。</p>		

	<p>一 会社が株式を引き受ける場合において、当該引受けに係る株式の発行後のその株式会社の資本金の額が政令で定める額（会社はその株式会社の自己資本の充実を促進するためその額を超えて株式を引き受けることが特に必要であると認める場合において、経済産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた額）を超えることとなるとき。</p> <p>二 会社が新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債を引き受ける場合において、当該引受けの時に、当該引受けに係る新株予約権のすべてが行使されたものとすればその株式会社の資本金の額が前号の政令で定める額を超えることとなるとき。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">6,822</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">5,630</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">4,192</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">52,721</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：60 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	6,822	収入	5,630	支出	4,192	正味財産	52,721
区分	平成 28 年度										
資本金	6,822										
収入	5,630										
支出	4,192										
正味財産	52,721										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :  ( ) 交付金 :  ( ) 委託費 :  ( ) 政府貸付 :  ( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令：中小企業投資育成株式会社法第 10 条  (<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収：中小企業投資育成株式会社法第 11 条 1 項  (<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査：中小企業投資育成株式会社法第 11 条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命 :  (<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可：中小企業投資育成株式会社法第 4 条（代表取締役、代表執行役、監査等委員である取締役若しくは監査役）  ( ) 国への届出 :</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認 :  ( ) 国の認可 :  (<input checked="" type="checkbox"/>) 国への届出：中小企業投資育成株式会社法第 7 条：（事業計画、資金計画及び収支予算）  <b>(決算・財務諸表)</b>  ( ) 国会承認 :  ( ) 国の認可 :</p>										

	<input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：
税の取扱（優 遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：

【沿革① 昭和 38 年 11 月 20 日 大阪中小企業投資育成株式会社設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	大阪中小企業投資育成株式会社		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年 6 月 10 日法律第 101 号）		
	・国会提出年月日：S 38 年 2 月 23 日 ・法案成立年月日：S 38 年 6 月 5 日 ・法律公布年月日：S 38 年 6 月 10 日 ・法律施行年月日：S 38 年 6 月 10 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 38 年 2 月 26 日・衆議院商工委員会） わが国の産業構造の高度化をはかり、産業の国際競争力の強化を促進する上において、中小企業の果たす役割が重大であることは申すまでもないところでありまして、中小企業の経営の安定と近代化を促進することが、急務と考えられる次第であります。このためには、中小企業の自己資本を充実して適正な資本構成の維持に努めることが、何よりもまず要請されるところであります。しかしながら、現在の中小企業にありましては、自己資本の充実に必要な増資の機会がきわめて乏しい状況にあることにかんがみ、この法律案は、このような中小企業に対し投資等の事業を行なう中小企業投資育成株式会社を設立し、これに対中小企業金融公庫が出資を行なう等、所要の助成措置を構ずるとともに、必要な監督を行なおうとするものであります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則 9（商号についての経過規定） ・第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。 附則 10（事業計画等についての経過規定） ・会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。		



【沿革② 昭和 61 年 7 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	大阪中小企業投資育成株式会社		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）（昭和 58 年 5 月 24 日閣議決定）</p> <p>・答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として 3 年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名 中小企業投資育成株式会社法（昭和 38 年 6 月 10 日法律第 101 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：S 38 年 2 月 23 日</p> <p>・法案成立年月日：S 38 年 6 月 5 日</p> <p>・法律公布年月日：S 38 年 6 月 10 日</p> <p>・法律施行年月日：S 38 年 6 月 10 日</p>	法改正の パターン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 38 年 2 月 26 日・衆議院商工委員会）</p> <p>わが国の産業構造の高度化をはかり、産業の国際競争力の強化を促進する上において、中小企業の果たす役割が重大であることは申すまでもないところでありまして、中小企業の経営の安定と近代化を促進することが、急務と考えられる次第であります。このためには、中小企業の自己資本を充実して適正な資本構成の維持に努めることが、何よりもまず要請されるところであります。しかしながら、現在の中小企業にありましては、自己資本の充実に必要な増資の機会がきわめて乏しい状況にあることにかんがみ、この法律案は、このような中小企業に対し投資等の事業を行なう中小企業投資育成株式会社を設立し、これに対中小企業金融公庫が出資を行なう等、所要の助成措置を構ずるとともに、必要な監督を行なおうとするものであります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則 9（商号についての経過規定）</p> <p>・第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。</p> <p>附則 10（事業計画等についての経過規定）</p> <p>・会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。</p>		

## 25. 高圧ガス保安協会

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	高圧ガス保安協会		
所在地	東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル		
設立根拠法	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）		
所管府省	経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室		
設立年月日	昭和38年12月20日	民間法人化年月日	昭和61年10月1日
沿革	①昭和38年12月20日 高圧ガス保安協会設立 ②昭和61年10月1日 民間法人化		
事業目的	協会は、高圧ガスによる災害の防止に資するため、高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導、高圧ガスの保安に関する検査等の業務を行うことを目的とする。		
主な事務・事業の内容	協会は、第五十九条の二の目的を達成するため、次の業務を行う。 一 高圧ガスの保安に関する調査、研究及び指導並びに情報の収集及び提供を行うこと。 二 高圧ガスの保安に関する技術的な事項について経済産業大臣に意見を申し出ること。 三 第二十七条の二第七項及び第三十一条第三項並びに液化石油ガス法第十九条第三項、第三十七条の五第四項及び第三十八条の九の講習を行うこと。 四 第二十条第一項ただし書若しくは同条第三項第一号の完成検査、第二十二条第一項第一号の輸入検査、第三十五条第一項第一号の保安検査、第四十四条第一項の容器検査、第四十九条第一項の容器再検査、第四十九条の二第一項の附属品検査、第四十九条の四第一項の附属品再検査、第四十九条の二十三第一項の試験若しくは第五十六条の三第一項から第三項までの特定設備検査又は液化石油ガス法第三十七条の三第一項ただし書（液化石油ガス法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）の完成検査若しくは液化石油ガス法第三十七条の六第一項ただし書の保安検査（以下「保安検査等」という。）その他高圧ガスの保安に関し必要な検査を行うこと。 四の二 第三十九条の七第一項（第三十九条の八第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条の七第三項（第三十九条の八第三項において準用する場合を含む。）、第四十九条の八第一項（第四十九条の九第二項又は第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の六の五第一項（第五十六条の六の六第二項又は第五十六条の六の二十二第二項において準用する場合を含む。）の調査を行うこと。 四の二の二 第五十六条の六の十四第二項の特定設備基準適合証の交付を行うこと。		

	<p>四の二の三 指定設備の認定を行うこと。</p> <p>四の三 液化石油ガス法第二条第六項の液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習を行うこと。</p> <p>四の三の二 液化石油ガス法第二十七条第二項の保安機関となるのに必要な技術に関する指導を行うこと（国の委託により行うものを含む。）。</p> <p>四の四 第二十九条の二第一項若しくは第三十一条の二第一項又は液化石油ガス法第三十八条の四の二第一項若しくは液化石油ガス法第三十八条の六第一項の規定により、免状交付事務若しくは試験事務又は液化石油ガス法第三十八条の四の二第一項の免状交付事務若しくは液化石油ガス法第三十八条の六第一項に規定する液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務（以下「試験事務等」という。）を行うこと。</p> <p>五 削除</p> <p>六 高圧ガスの保安に関する教育を行うこと。</p> <p>七 前各号の業務に附帯する業務</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、第五十九条の二の目的を達成するために必要な業務</p> <p>2 協会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>3 協会は、第一項の業務を行うほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、経済産業大臣の認可を受けて、高圧ガスの保安に関する業務を行うために有する機械設備又は技術を活用して行う検査、試験等の業務その他協会が行うことが適切であると認められる業務を行うことができる。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">4,814</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">4,730</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">4,580</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：172人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	—	収入	4,814	支出	4,730	正味財産	4,580
区分	平成 28 年度										
資本金	—										
収入	4,814										
支出	4,730										
正味財産	4,580										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令：高圧ガス保安法第 59 条の 34</p> <p>(✓) 報告徴収：高圧ガス保安法第 59 条の 35 1 項</p> <p>(✓) 立入検査：高圧ガス保安法第 59 条の 35</p>										

役員の選任・ 解任に当たっ ての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 高圧ガス保安法第 59 条の 17 1 項 (役員) <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に 当たっての国 の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 高圧ガス保安法第 59 条の 32 (事業計画及び収支予算) を <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : (財務諸表) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優 遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 高圧ガス保安法第 59 条の 27 <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 昭和 38 年 12 月 20 日 高圧ガス保安協会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	高圧ガス保安協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和 38 年 7 月 19 日法律第 153 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> S 38 年 3 月 13 日 <b>・法案成立年月日：</b> S 38 年 7 月 4 日 <b>・法律公布年月日：</b> S 38 年 7 月 19 日 <b>・法律施行年月日：</b> S 38 年 7 月 19 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 38 年 3 月 14 日・衆議院商工委員会） 現行の高圧ガス取締法は、昭和二十六年に制定され、その後若干の改正は行なわれましたが、おおむね制定当時のまま今日に至っております。しかるに、最近の高圧ガス製造事業等における激しい技術革新の展開及び液化石油ガスの家庭消費の普及等による高圧ガスの保安に関する事情の変化は著しいものがあり、これらの状況に照らしますと、現行法の保安体制では高圧ガスによる災害の万全な防止をはかるためには不十分であることが認識されて参ったのであります。よって政府といたしましてもその改正について鋭意検討を加えて参りましたが、ここに成案を得て、本改正案を提出いたす次第であります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則 9（商号についての経過規定） ・第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。 附則 10（事業計画等についての経過規定） ・会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。		

【沿革② 昭和 61 年 10 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	高圧ガス保安協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）（昭和 58 年 5 月 24 日閣議決定）</p> <p>・答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として 3 年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名 高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和 38 年 7 月 19 日法律第 153 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：S 38 年 3 月 13 日</p> <p>・法案成立年月日：S 38 年 7 月 4 日</p> <p>・法律公布年月日：S 38 年 7 月 19 日</p> <p>・法律施行年月日：S 38 年 7 月 19 日</p>	法改正の パターン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 38 年 3 月 14 日・衆議院商工委員会）</p> <p>現行の高圧ガス取締法は、昭和二十六年に制定され、その後若干の改正は行なわれましたが、おおむね制定当時のまま今日に至っております。しかるに、最近の高圧ガス製造事業等における激しい技術革新の展開及び液化石油ガスの家庭消費の普及等による高圧ガスの保安に関する事情の変化は著しいものがあり、これらの状況に照らしますと、現行法の保安体制では高圧ガスによる災害の万全な防止をはかるためには不十分であることが認識されて参ったのであります。よって政府といたしましてもその改正について鋭意検討を加えて参りましたが、ここに成案を得て、本改正案を提出いたす次第であります。</p>		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	<p>附則 9（商号についての経過規定）</p> <p>・第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中小企業投資育成株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。</p> <p>附則 10（事業計画等についての経過規定）</p> <p>・会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。</p>		

26. 日本電気計器検定所

法人概要

【特別民間法人】

法人名	日本電気計器検定所												
所在地	東京都港区芝浦四丁目 15 番 7 号												
設立根拠法	日本電気計器検定所法（昭和 39 年法律第 150 号）												
所管府省	経済産業省資源エネルギー庁電力市場整備課室												
設立年月日	昭和 39 年 12 月 28 日	民間法人化年月日	昭和 61 年 10 月 1 日										
沿革	①昭和 39 年 12 月 28 日 日本電気計器検定所設立 ②昭和 61 年 10 月 1 日 民間法人化												
事業目的	日本電気計器検定所は、電気の取引に使用する電気計器の検定等の業務を行ない、もって電気の取引の適正な実施の確保に資することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<p>検定所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 電気計器（これとともに使用される変成器を含む。）について、計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号イの検定、同条第二項の変成器付電気計器検査、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項又は第八十九条第一項の承認、同法第九十一条第二項の検査、同法第一百零二条第一項の基準器検査及び同法第一百三十五条第一項の特定標準器による校正等（以下「検定等」という。）を行うこと。</p> <p>二 依頼に応じ、電気の標準器又はその他の電気計器の試験を行うこと。</p> <p>三 電気計器に関する技術的な事項に関し、調査及び研究を行うこと。</p> <p>四 前三号の業務に附帯する業務</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務</p> <p>2 検定所は、前項の業務を行うほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、電気の計量に係る技術を活用して行う検査、試験等の業務その他の電気の計量に関連する業務を行うことができる。</p> <p>3 検定所は、第一項第五号又は前項の業務を行おうとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。</p>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">6,074</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">6,878</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">17,004</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：414 人</p>			区分	平成 28 年度	資本金	なし	収入	6,074	支出	6,878	正味財産	17,004
区分	平成 28 年度												
資本金	なし												
収入	6,074												
支出	6,878												
正味財産	17,004												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input type="checkbox"/> 交付金 : <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 日本電気計器検定所法第 35 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 日本電気計器検定所法第 36 条 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 日本電気計器検定所法第 36 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 日本電気計器検定所法第 15 条 2 項 (役員) <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 日本電気計器検定所法第 27 条 : (予算、事業計画) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : (財務諸表) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2, 3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 日本電気計器検定所法第 22 条 <input type="checkbox"/> 情報公開 :



【沿革① 昭和 39 年 12 月 28 日 日本電気計器検定所設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本電気計器検定所		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本電気計器検定所法（昭和 39 年 7 月 4 日法律第 150 号）		
	・国会提出年月日：S 39 年 3 月 30 日 ・法案成立年月日：S 39 年 6 月 26 日 ・法律公布年月日：S 39 年 7 月 4 日 ・法律施行年月日：S 39 年 7 月 4 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 39 年 3 月 31 日・衆議院商工委員会） 電気の公正な取引を確保するため、家庭用の電気メーターをはじめとする取引用電気計器につきましては、電気測定法に基づきまして一品ごとの検定を受けなければならないこととなっております。現在、通商産業省工業技術院電気試験所がこの検定を行なっているわけでありますが、検定のための一品ごとの試験の実施は、特定のものに委託できることとなっており、現在、東京都及び社団法人日本電気協会がこの委託を受けまして、電気試験所とともに、検定のための試験を実施しているわけであり ます。 このように試験が三機関において実施されておりますために、設備の重複その他の弊害も生じてまいっておりますし、年々増大の一途をたどり、かつ、その内容につきましても精密化、多様化の傾向を見せております電気計器の検定の一そうの充実をはかりますためには、これらの機関を統合して、電気計器検定のための一元的機関を設置することが必要であるとの判断に至ったものであります。また、科学技術会議の答申その他におきましても、このような定型的、大量、かつ機動性を要する業務は、国の試験所から分離して、特殊法人等に移すことが望ましいとの方向が示唆されて おります。 以上のような観点に立ちまして、電気試験所及び社団法人日本電気協会の検定部門を合体し、その資産、職員等を承継いたしまして、公正中立かつ能率的な運営が行なわれる特殊法人として日本電気計器検定所を設立し、電気計器検定の一元化をはかり、もって電気計器検定の効率的かつ近代的な体制を確立いたしたいと存じ、本法案を提出する次第であります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第九条（債務の承継） ・協会は、附則第五条第一項の出資の申込みをする場合において、電気計器の公差、検定及び検定手数料に関する件（明治四十四年勅令第二百九十六条）第八条		

第一項（試験機関の指定等）の規定による試験に関する業務に係る財産を出資の目的としようとするときは、設立委員に対し、通商産業省令で定める書類を添附して、当該業務の遂行に伴い協会に属するに至った債務を検定所において承継すべき旨を申し出ることがある。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつた場合において、附則第五条第二項の規定による申請をしようとするときは、前項に規定する書類を添附してしなければならない。

3 前項に規定する場合には、通商産業大臣は、第一項の規定による申出に係る債務のうち検定所の承継すべき債務を指定して、附則第五条第二項の認可をしなければならない。

4 前項の規定による債務の指定があつた場合における協会の出資額は、出資金の額及び出資の目的たる財産の価額の合計額から当該債務の価額を控除した残額とし、当該債務は、検定所の成立の時ににおいて、検定所に承継されるものとする。

5 附則第二条第四項及び第五項の規定は、前項の債務の価額の評価に準用する。

6 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

#### 附則第十条（非課税）

・附則第二条第一項又は第三項の規定により出資される場合における当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る取得については、不動産取得税を課することができない。

#### 附則第十一条（経過規定）

・この法律の施行の際現に日本電気計器検定所という名称を用いている者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

#### 附則第十二条

・検定所の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

#### 附則第十三条

・検定所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「検定所の成立後遅滞なく」とする。

【沿革② 昭和 61 年 10 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日本電気計器検定所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）（昭和 58 年 5 月 24 日閣議決定）</p> <p>・答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として 3 年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名 日本電気計器検定所法（昭和 39 年 7 月 4 日法律第 150 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：S 39 年 3 月 30 日</p> <p>・法案成立年月日：S 39 年 6 月 26 日</p> <p>・法律公布年月日：S 39 年 7 月 4 日</p> <p>・法律施行年月日：S 39 年 7 月 4 日</p>	<p>法改正の パターン 分類</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規立法</p> <p><input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正</p> <p>正</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 39 年 3 月 31 日・衆議院商工委員会）</p> <p>電気の公正な取引を確保するため、家庭用の電気メーターをはじめとする取引用電気計器につきましては、電気測定法に基づきまして一品ごとの検定を受けなければならないこととなっております。現在、通商産業省工業技術院電気試験所がこの検定を行なっているわけでありますが、検定のための一品ごとの試験の実施は、特定のものに委託できることとなっており、現在、東京都及び社団法人日本電気協会がこの委託を受けまして、電気試験所とともに、検定のための試験を実施しているわけであり</p> <p>ます。</p> <p>このように試験が三機関において実施されておりますために、設備の重複その他の弊害も生じてまいっておりますし、年々増大の一途をたどり、かつ、その内容につきましても精密化、多様化の傾向を見せております電気計器の検定の一そうの充実をはかりますためには、これらの機関を統合して、電気計器検定のための一元的機関を設置することが必要であるとの判断に至ったものであります。また、科学技術会議の答申その他におきましても、このような定型的、大量、かつ機動性を要する業務は、国の試験所から分離して、特殊法人等に移すことが望ましいとの方向が示唆されて</p> <p>おります。</p> <p>以上のような観点に立ちまして、電気試験所及び社団法人日本電気協会の検定部門を合体し、その資産、職員等を承継いたしまして、公正中立かつ能率的な運営が行なわれる特殊法人として日本電気計器検定所を設立し、電気計器検定の一元化をはかり、もって電気計器検定の効率的かつ近代的な体制を確立いたしたいと存じ、本法案を提出する次第であります。</p>		
業務、財産、	附則第九条（債務の承継）		

職員身分等の  
継承規定抜粋

・協会は、附則第五条第一項の出資の申込みをする場合において、電気計器の公差、検定及び検定手数料に関する件（明治四十四年勅令第二百九十六条）第八条第一項（試験機関の指定等）の規定による試験に関する業務に係る財産を出資の目的としようとするときは、設立委員に対し、通商産業省令で定める書類を添附して、当該業務の遂行に伴い協会に属するに至つた債務を検定所において承継すべき旨を申し出ることがある。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつた場合において、附則第五条第二項の規定による申請をしようとするときは、前項に規定する書類を添附してしなければならない。

3 前項に規定する場合には、通商産業大臣は、第一項の規定による申出に係る債務のうち検定所の承継すべき債務を指定して、附則第五条第二項の認可をしなければならない。

4 前項の規定による債務の指定があつた場合における協会の出資額は、出資金の額及び出資の目的たる財産の価額の合計額から当該債務の価額を控除した残額とし、当該債務は、検定所の成立の時ににおいて、検定所に承継されるものとする。

5 附則第二条第四項及び第五項の規定は、前項の債務の価額の評価に準用する。

6 通商産業大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

附則第十条（非課税）

・附則第二条第一項又は第三項の規定により出資される場合における当該出資の目的とする不動産の当該出資に係る取得については、不動産取得税を課することができない。

附則第十一条（経過規定）

・この法律の施行の際現に日本電気計器検定所という名称を用いている者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

附則第十二条

・検定所の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

附則第十三条

・検定所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「検定所の成立後遅滞なく」とする。

## 27. 日本商工会議所

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	日本商工会議所		
所在地	東京都千代田区丸の内 2-5-1 丸の内二丁目ビル 4 階		
設立根拠法	商工会議所法（昭和 2 8 年法律第 1 4 3 号）		
所管府省	経済産業省経済産業政策局総務課		
設立年月日	大正 11 年 6 月 29 日	民間法人化年月日	平成 14 年 4 月 1 日
沿革	①大正 11 年 6 月 29 日 商業会議所連合会を改編し日本商工会議所設立 ②平成 14 年 4 月 1 日 特別民間法人に改編		
事業目的	商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 商工会議所としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。</li> <li>二 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。</li> <li>三 商工業に関する調査研究を行うこと。</li> <li>四 商工業に関する情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。</li> <li>五 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容その他商工業に係る事項に関する証明、鑑定又は検査を行うこと。</li> <li>六 輸出品の原産地証明を行うこと。</li> <li>七 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。</li> <li>八 商工業に関する講演会又は講習会を開催すること。</li> <li>九 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行うこと。</li> <li>十 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあゝ、つゝ、旋を行うこと。</li> <li>十一 商事取引に関する仲介又はあゝ、つゝ、旋を行うこと。</li> <li>十二 商事取引の紛争に関するあゝ、つゝ、旋、調停又は仲裁を行うこと。</li> <li>十三 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行うこと。</li> <li>十四 商工業に関して、商工業者の信用調査を行うこと。</li> <li>十五 商工業に関して、観光事業の改善発達を図ること。</li> <li>十六 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。</li> <li>十七 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。</li> <li>十八 前各号に掲げるものの外、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行うこと。</li> </ul>		

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	—
	収入	18,463
	支出	18,401
	正味財産	1,329
	職員数：105 人	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input checked="" type="checkbox"/> 委託費：商工会議所法第 9 条 17 項 <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input type="checkbox"/> 監督・命令： <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：商工会議所法第 58 条 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：商工会議所法第 58 条	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：商工会議所法第 57 条：(収支決算、事業の状況その他経済産業省令で定める事項) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱(優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税：地方税法第 348 条 2 項 14 号 <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：	
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：	

起因する規制 や国の関与	
-----------------	--

【沿革① 大正 11 年 6 月 29 日 日本商工会議所設立】

法人類型	認可法人		
法人名	日本商工会議所		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 商工会議所法（昭和 2 年 4 月 5 日法律第 49 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> S2 年 2 月 23 日 <b>・法案成立年月日：</b> S2 年 3 月 23 日 <b>・法律公布年月日：</b> S2 年 4 月 5 日 <b>・法律施行年月日：</b> —	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 2 年 2 月 28 日・貴族院本会議） 商工会議所法案提出ノ理由ヲ申上ゲマス、現行商業會議所法ハ、明治三十五年ノ制定ニ係ルモノデアリマシテ爾来大正五年ト大正十四年ニ部分的ノ改正ヲ致シタニ止マツテ居リマス、時勢ノ進歩ニ副ハヌモノガアリマスカラ、現時ノ經濟界ノ実情ニ鑑ミマシテ、會議所本来ノ機能ヲ發揮セシメルガ為ニ、今回全部ノ改正ヲ行フコトト致シタノデアリマス、茲ニ現行法ヲ廃止イタシマシテ、新ニ商工会議所法ヲ制定イタシマス		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則 ・商業會議所法ニ依リ設立セラレ本法施行ノ際現ニ存スル商業會議所ハ之ヲ本法ニ依リ設立シタル商工会議所ト見做ス ・前項ノ規定ニ依ル商工会議所ニ付テハ議員ノ選挙又ハ選定ニ関スル規定ハ次ノ総選挙ヨリ之ヲ施行シ其ノ施行前ニ於ケル議員ノ選挙ニ関スル事項ハ即旧法ノ規定ニ依ル		



【沿革② 平成 14 年 4 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日本商工会議所		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・平成 14 年度から民間法人化する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特殊法人等改革基本法（平成 13 年 6 月 21 日法律第 58 号）		
	・国会提出年月日：H12 年 11 月 15 日 ・法案成立年月日：H13 年 6 月 20 日 ・法律公布年月日：H13 年 6 月 21 日 ・法律施行年月日：H13 年 6 月 22 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会） これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところでもあります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	—		

28. 全国商工会連合会

法人概要

【特別民間法人】

法人名	全国商工会連合会												
所在地	東京都千代田区有楽町一丁目7番1号 有楽町電気ビル北館19階												
設立根拠法	商工会法（昭和35年法律第89号）												
所管府省	経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課												
設立年月日	昭和37年2月21日	民間法人化年月日	平成14年4月1日										
沿革	①昭和37年2月21日 認可法人として全国商工会連合会設立 ②平成14年4月1日 民間法人化												
事業目的	商工会連合会（以下「連合会」という。）は、商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	一 都道府県連合会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうこと。 二 都道府県連合会の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。 三 前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号に掲げる事業 四 前各号に掲げるもののほか、全国連合会の目的を達成するために必要な事業を行なうこと。												
財務情報等	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">－</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">73</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：43人</p>			区分	平成28年度	資本金	－	収入	－	支出	－	正味財産	73
区分	平成28年度												
資本金	－												
収入	－												
支出	－												
正味財産	73												
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：												
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input type="checkbox"/> 監督・命令： <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：商工会法第50条1項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：商工会法第50条												

役員の選任・ 解任に当たっ ての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に 当たっての国 の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 商工会法第 49 条 (財務諸表) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優 遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 : 地方税法第 348 条 2 項 14 号 <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 昭和 37 年 2 月 21 日 全国商工会連合会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	全国商工会連合会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 商工会の組織等に関する法律（昭和 35 年 5 月 20 日法律第 89 号）		
	・国会提出年月日：S 35 年 2 月 25 日 ・法案成立年月日：S 35 年 5 月 13 日 ・法律公布年月日：S 35 年 5 月 20 日 ・法律施行年月日：S 35 年 6 月 10 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 35 年 3 月 4 日・衆議院本会議） 中小企業問題につきましては、その重要性にかんがみ、政府といたしましても、かねてから諸般の施策を講じてその解決に努力いたして参ったのでありますが、中小企業の中でも、中規模事業者と小規模事業者との経営格差は非常にはなはだしいものがあります。しかるに、従来の中小企業対策においては、この小規模事業者に対する施策は必ずしも十分とは言えず、特に、地方の町村における小規模事業者の対策の強化は緊要とされているところであります。この対策強化のためには、もちろん、金融措置、税制措置等についても考慮する必要があり、政府としてもこれに意を注いでおりますが、小規模事業者の特質を考えますときは、これらの事業者のためには、その実情に即した資料の収集、提供、経営及び技術に関する相談、指導、事業資金の借入のあっせん、各種事務の代行等の業務を不断に行なう組織を確立することが最も肝要と考えられます。 このような業務を行なう組織としては、市部においては、すでに商工業の総合的改善発達をはかるための組織として商工会議所の制度があり、小規模事業者に対する事業をある程度行なっておりますのに対し、町村等の郡部においては、このような制度がありませんので、主として町村における商工業の総合的改善発達をはかるための組織を確立する必要があるのであります。 このような必要性に基づきまして、すでに現在までに、主として町村において二千六百以上に及ぶ商工会が自然発生的に誕生しておりますので、これを法制化することが適当と考えられますとともに、いかに組織を定めましても、小規模事業者の資力の状況からしては、国及び地方公共団体が積極的な助成を行なうのでなければ十分な事業活動を期待することができないので、その助成措置についても決定する必要があると考えられるのであります。		
業務、財産、			

職員身分等の 継承規定抜粋	
------------------	--

【沿革② 平成 14 年 4 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	全国商工会連合会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・平成 14 年度から民間法人化する。		
関係法案等	・関係法案名 特殊法人等改革基本法（平成 13 年 6 月 21 日法律第 58 号）		
	・国会提出年月日：H12 年 11 月 15 日 ・法案成立年月日：H13 年 6 月 20 日 ・法律公布年月日：H13 年 6 月 21 日 ・法律施行年月日：H13 年 6 月 22 日	法改正の パターン 分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会） これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋			

29. 日本弁理士会

法人概要

【特別民間法人】

法人名	日本弁理士会												
所在地	東京都千代田区霞が関 3-2-6 東京倶楽部ビルディング 14 階												
設立根拠法	弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）												
所管府省	経済産業省特許庁秘書課弁理士室												
設立年月日	大正 11 年 5 月 5 日	民間法人化年月日	平成 14 年 8 月 29 日										
沿革	①大正 11 年 5 月 5 日 弁理士会設立 ②平成 14 年 8 月 29 日 民間法人化												
事業目的	弁理士会は、弁理士及び特許業務法人の使命及び職責に鑑み、その品位を保持し、弁理士及び特許業務法人の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに弁理士の登録に関する事務を行うことを目的とする。												
主な事務・事業の内容	(1) 会員の指導、連絡及び監督に関すること。 (2) 弁理士の登録に関すること。 (3) 特許業務法人の届出に関すること。 (4) 弁理士の研修に関すること。 (5) 弁理士制度及び弁理士の業務についての調査及び研究に関すること。 (6) 知的財産権制度の普及及び改善に関すること。 (7) 本会及び会員に関する情報の提供に関すること。 (8) 会員の業務に関する紛議の調停に関すること。 (9) 弁理士に係る業務又は制度について、経済産業大臣又は特許庁長官に建議し、又はその諮問に答申すること。 (10) 実務修習に関すること。（本号追加、平 20・9・26 臨時） (11) その他本会の目的を達成するために必要なこと。（旧第 10 号繰下、平 20・9・26 臨時） (弁理士会会則)												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>6,344</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：62 人			区分	平成 28 年度	資本金	—	収入	—	支出	—	正味財産	6,344
区分	平成 28 年度												
資本金	—												
収入	—												
支出	—												
正味財産	6,344												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input type="checkbox"/> 交付金 : <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input type="checkbox"/> 監督・命令 : <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 弁理士法第 71 条 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 弁理士法第 71 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 弁理士法第 66 条 (役員)
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :



【沿革① 大正 11 年 5 月 5 日 弁理士会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	日本弁理士会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	弁理士法 (大正 10 年 4 月 30 日法律第 100 号)		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：T10 年 2 月 19 日</li> <li>・法案成立年月日：T10 年 3 月 25 日</li> <li>・法律公布年月日：T10 年 4 月 30 日</li> <li>・法律施行年月日：—</li> </ul>	法改正の パターン 分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由 (大正 10 年 2 月 22 日・衆議院本会議)</p> <p>唯今議題トナリマシタル工業所有権ニ関シマスル現行法規ハ、明治四十二年ニ改正ニ相成リマシテ、今日マデ其儘ニナツテ居ルノデアリマス、然ルニ此間ニ於テ此農商工三業ニ関シマスル發達ハ、御承知ノ通り著シキモノニナツテオリマス為メニ、ソレニ関係ノアル此法案ノ改正ノ必要ガ起キテ参ッタノデアリマス、故ニ一昨年デアリマシタカ、斯道ニ最モ学識経験ヲ有セラレテ居リマスル人々ヲ集メマシテ、サウシテ特許局ノ主管ニ関シマスル諸法案改正調査委員ヲ設ケラレマシタ、爾来今日ニ至リマス約一箇年ニ互リマシテ、十分ニ調査研究ヲ遂ゲラレマシテ、始メテ今日ニ至リマシテ此成案ガ出来マシタノデゴザイマス、サウ云フモノデアリマシテ、其主ナルモノハ發明ノ保護、又所有権ノ保護、審査又ハ私権公権ナドノ調和ノ点ナドニ就テ主ニカヲ用イマシタ、サウシテ此改正ヲ遂ゲタ次第デアリマス、又特許ノ方ハサウデアリマスガ、ソレト同時ニ実用新案、又意匠法、商標法ナドニ就キマシテモ矢張改正ノ必要ガ起リマシテ、此所ニ出シタイル訳デゴザイマス、又新ニ弁理士法ヲ設定致シマシテ、サウシテ諸法律ト相俟ツテ、工業所有権ノ完全ヲ図ラント云フ趣意ニ依ツテ、今日提出致シマシタル次第デゴザイマス、此事ハ申上ケルマデモナク、産業ニ密接ノ関係ヲ有シテ居ルモノデアリマシテ、今日戦後ノ経営ニ於キマシテ、其中ノ重要ナル一策トシテ提出シタ次第デゴザイマス</p>		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋			

【沿革② 平成 14 年 8 月 29 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日本弁理士会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・平成 14 年度から民間法人化する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特殊法人等改革基本法（平成 13 年 6 月 21 日法律第 58 号）		
	・国会提出年月日：H12 年 11 月 15 日 ・法案成立年月日：H13 年 6 月 20 日 ・法律公布年月日：H13 年 6 月 21 日 ・法律施行年月日：H13 年 6 月 22 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会） これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋			

### 30. 全国中小企業団体中央会

#### 法人概要

##### 【特別民間法人】

法人名	全国中小企業団体中央会		
所在地	東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル		
設立根拠法	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）		
所管府省	経済産業省中小企業庁経営支援部経営支援課		
設立年月日	昭和31年4月10日	民間法人化年月日	平成17年4月1日
沿革	①昭和31年4月10日 全国中小企業協同組合中央会設立 ②平成17年4月1日 民間法人化		
事業目的	<p>本会は、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会及びその他の中小企業連携組織（以下「組合等」という。）並びに都道府県中小企業団体中央会（以下「都道府県中央会」という。）の健全な発達を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業の振興に必要な事業を行うことを目的とする。</p> <p>（定款）</p>		
主な事務・事業の内容	<p>全国中央会は、次の事業を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 都道府県中央会の組織及び事業の指導並びに連絡</li> <li>一 の二 組合等の連絡</li> <li>二 組合等に関する教育及び情報の提供</li> <li>三 組合等に関する調査及び研究</li> <li>四 組合等の組織、事業及び経営に関する知識についての検定</li> <li>五 組合等の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催のあつせん</li> <li>六 前各号の事業のほか、組合等、都道府県中央会及び中小企業の健全な発達を図るために必要な事業</li> </ol> <p>2 全国中央会は、その事業を行うために必要があるときは、定款の定めるところにより、都道府県中央会に対し、その業務若しくは会計に関する報告を求め、又は事業計画の設定若しくは変更その他業務若しくは会計に関する重要な事項について指示することができる。</p> <p>3 全国中央会については、前条第二項の規定を準用する。</p>		

財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">1,147</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">1,147</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">673</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	—	収入	1,147	支出	1,147	正味財産	673
	区分	平成 28 年度									
	資本金	—									
	収入	1,147									
支出	1,147										
正味財産	673										
職員数：58 人											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：中小企業団体の組織に関する法律第 67、69、71 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：中小企業等協同組合法第 105 条の 3 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：中小企業等協同組合法第 105 条の 4										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：中小企業等協同組合法第 35 条の 2（役員）										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：中小企業等協同組合法第 105 条の 2（財務諸表） <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：										
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員： <input type="checkbox"/> 情報公開：										

【沿革① 昭和 31 年 4 月 10 日 全国中小企業協同組合中央会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	全国中小企業団体中央会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（昭和 30 年 8 月 2 日法律第 121 号）		
	<b>・国会提出年月日：</b> S 30 年 6 月 3 日 <b>・法案成立年月日：</b> S 30 年 7 月 4 日 <b>・法律公布年月日：</b> S 30 年 8 月 2 日 <b>・法律施行年月日：</b> S 30 年 9 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 30 年 6 月 7 日・参議院商工委員会） このたびの改正の目的は、本法施行後の経験にかんがみまして、組合の組織及び運営の合理化並びにその健全な発達をはかろうとするものでありまして、その内容はおおむね次の通りであります。		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	附則第八条（中央会の名称） ・この法律の施行の際現にその名称中に都道府県中央会又は全国中央会であることを示す文字を用いている者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。 2 新法第七十二条第二項の規定は、前項の期間内は、同項の者には、適用しない。		

【沿革② 平成 17 年 4 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	全国中小企業団体中央会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・民間法人化する。		
関係法案等	・関係法案名 特殊法人等改革基本法（平成 13 年 6 月 21 日法律第 58 号）		
	・国会提出年月日：H12 年 11 月 15 日 ・法案成立年月日：H13 年 6 月 20 日 ・法律公布年月日：H13 年 6 月 21 日 ・法律施行年月日：H13 年 6 月 22 日	法改正の パターン 分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会） これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋			

31. 日本勤労者住宅協会

法人概要

【特別民間法人】

法人名	日本勤労者住宅協会												
所在地	東京都千代田区神田小川町												
設立根拠法	日本勤労者住宅協会法（昭和41年法律第133号）												
所管府省	国土交通省住宅局住宅総合整備課												
設立年月日	昭和42年3月29日	民間法人化年月日	平成15年10月1日										
沿革	①昭和42年3月29日 日本勤労者住宅協会設立 ②平成15年10月1日 民間法人化												
事業目的	日本勤労者住宅協会は、勤労者の蓄積した資金をその他の資金とあわせて活用して、勤労者に居住環境の良好な住宅及び住宅の用に供する宅地を供給し、もって勤労者の住生活の安定向上に寄与することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	一 勤労者のための住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 二 勤労者のための住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 三 勤労者のための住宅の用に供する宅地の造成と併せて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 四 協会が賃貸し、又は譲渡する住宅及び協会が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。 六 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。												
財務情報	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> ※破産しホームページ閉鎖			区分	平成28年度	資本金	—	収入	—	支出	—	正味財産	—
区分	平成28年度												
資本金	—												
収入	—												
支出	—												
正味財産	—												

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input type="checkbox"/> 交付金 : <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 日本勤労者住宅協会法第 34 条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 日本勤労者住宅協会法第 35 条 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 日本勤労者住宅協会法第 35 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 日本勤労者住宅協会法第 14 条 3 項 (役員) <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 日本勤労者住宅協会法第 29 条 (事業計画) <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 日本勤労者住宅協会法第 30 条 (財務諸表) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2、3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :



【沿革① 昭和 42 年 3 月 29 日 日本勤労者住宅協会設立】

法人類型	特殊法人		
法人名	日本勤労者住宅協会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 日本勤労者住宅協会法（昭和 41 年 7 月 25 日法律第 133 号）		
	・国会提出年月日：S 41 年 6 月 9 日 ・法案成立年月日：S 41 年 6 月 27 日 ・法律公布年月日：S 41 年 7 月 25 日 ・法律施行年月日：S 41 年 7 月 25 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	(✓) 新規立法 ( ) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 41 年 6 月 10 日・衆議院建設委員会） 近年著しく改善された衣や食に比べ、国民生活の最も基盤となる住宅事情がはなはだしく立ちおけていることは、御承知のとおりであります。 このため、政府においても、社会開発の一環として住宅対策を重視し、国民の居住水準の向上をはかり、少なくとも昭和四十五年度までに一世帯一住宅の実現を期することとし、今国会に住宅建設計画法案を提案し、これに基づき昭和四十一年度以降毎五年ごとに住宅建設五カ年計画を策定することとしておりますが、今後の計画においては、公営住宅、公団住宅などの住宅建設の拡充をはかるとともに、民間資金を活用して、一般の民間住宅の建設についてもその促進をはかる必要があります。 住宅の供給機関としては、昨年六月の地方住宅供給公社法の制定等により公的な供給機関はほぼその整備を終えたのでありますが、住宅建設の大宗を占める民間住宅の建設についての機関はまだ十分であるとはいえず、今後その整備が必要であるというのが現状であります。 この法律案は、以上の観点から、今後一般民間住宅の建設の促進をはかるため、勤労者の自主的組織によって良好な住宅が勤労者に供給されるよう日本勤労者住宅協会を設立することとしたのであります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	附則第八条（財団法人日本労働者住宅協会からの引継ぎ） ・昭和三十三年六月九日に設立された財団法人日本労働者住宅協会（以下「財団法人日本労働者住宅協会」という。）は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。 2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、建設大臣の認可を申請しなければならない。 3 前項の認可があつたときは、財団法人日本労働者住宅協会の一切の権利及び義務		

務は、協会の成立の時に於いて協会に承継されるものとし、財団法人日本労働者住宅協会は、その時に於いて解散するものとする。この場合に於いては、他の法令中法人の解散及び清算について定める規定は、適用しない。

- 4 前項の規定により財団法人日本労働者住宅協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

#### 附則第九条

- ・財団法人日本労働者住宅協会の一切の権利及び義務が前条第三項の規定により協会に承継された場合に於いて、当該承継に伴い、協会が受ける権利の取得の登記又は登録及び協会が債務を承継したことによる担保権の変更の登記又は登録については、登録税を課さない。

#### 附則第十条

- ・都道府県は、協会が附則第八条第三項の規定により財団法人日本労働者住宅協会から不動産を取得した場合に於いては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

#### 附則第十一条（経過規定）

- ・この法律の施行の際現に日本勤労者住宅協会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

- 2 第十条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

#### 附則第十二条

- ・附則第三条第二項の規定により理事長又は監事に選任されたものとみなされた理事長又は監事の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、理事長にあつては一年六月とし、監事にあつては一年とする。

#### 附則第十三条

- ・協会の最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

#### 附則第十四条

- ・協会の最初の事業年度の事業計画及び資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

【沿革② 平成 15 年 10 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日本勤労者住宅協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定） ・民間法人化する。		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 特殊法人等改革基本法（平成 13 年 6 月 21 日法律第 58 号）		
	・国会提出年月日：H12 年 11 月 15 日 ・法案成立年月日：H13 年 6 月 20 日 ・法律公布年月日：H13 年 6 月 21 日 ・法律施行年月日：H13 年 6 月 22 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 13 年 5 月 25 日・衆議院内閣委員会） これまで政府におきましては、累次の臨調答申等に基づき、行政改革の一環として、幾度か特殊法人等の整理及び合理化に取り組んでこられたところであると承知しておりますが、必ずしも十分な成果を上げてきたとは言えず、今なお特殊法人等は多くのさまざまな課題を抱えております。また、中央省庁等改革基本法においても、その趣旨を踏まえ、特殊法人の整理及び合理化を進めるべき旨が定められているところであります。以上のような状況を踏まえ、与党行財政改革推進協議会において、今般の行政改革の諸課題の一つとして、昨年七月以降、特殊法人等の改革の推進について集中的に検討を重ね、同年十月には「五年以内に集中的かつ抜本的な改革を行うための「特殊法人等改革基本法案（仮称）」を、議員立法により提出する」旨の合意に達し、このたび、その合意内容を具体化した本法律案を取りまとめ、提出するに至ったものであります。		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	—		

## 32. 軽自動車検査協会

### 法人概要

#### 【特別民間法人】

法人名	軽自動車検査協会												
所在地	東京都新宿区西新宿 3-2-11 新宿三井ビル 2 号館 15 階												
設立根拠法	道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）												
所管府省	国土交通省自動車局整備課												
設立年月日	昭和 47 年 8 月 24 日	民間法人化年月日	昭和 62 年 10 月 1 日										
沿革	①昭和 47 年 8 月 24 日 軽自動車検査協会設立 ②昭和 62 年 10 月 1 日 民間法人化												
事業目的	軽自動車検査協会は、軽自動車の安全性を確保し、及び軽自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため軽自動車の検査事務を行い、併せてこれに関連する事務を行うことを目的とする。												
主な事務・事業の内容	協会は、第七十六条の二の目的を達成するため、次の業務を行なう。 一 軽自動車の検査事務 二 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務 三 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付の確認の事務 四 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損害賠償責任共済の契約の締結の確認の事務 五 前各号の業務に附帯する業務 六 前各号に掲げるもののほか、第七十六条の二の目的を達成するために必要な業務 2 協会は、前項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>18,377</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>17,306</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：729 人			区分	平成 28 年度	資本金	—	収入	18,377	支出	17,306	正味財産	—
区分	平成 28 年度												
資本金	—												
収入	18,377												
支出	17,306												
正味財産	—												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : ( ) 交付金 : ( ) 委託費 : ( ) 政府貸付 :												

	( ) 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令 : 道路運送車両法第 76 条の 39 (✓) 報告徴収 : 道路運送車両法第 76 条の 40 1 項 (✓) 立入検査 : 道路運送車両法第 76 条の 40
役員の選任・解任に当たっての国の関与	( ) 大臣任命 : (✓) 国の認可 : 道路運送車両法第 76 条の 20 (役員) ( ) 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> ( ) 国会承認 : (✓) 国の認可 : 道路運送車両法第 76 条の 34 : (予算、事業計画) ( ) 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : (✓) 国への届出 : 道路運送車両法第 76 条の 35 (財務諸表) <b>(その他国の関与)</b> ( ) その他 :
税の取扱 (優遇措置)	(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 ( ) 固定資産税 : (✓) 登録免許税 : 登録免許税法第 4 条、別表 2、3 及び告示第 57 号 (✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条 2, 3 別表 2、3 及び告示第 56 号
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	( ) 外資規制 : (✓) みなし公務員 : 道路運送車両法第 76 条の 26 ( ) 情報公開 :

【沿革① 昭和 47 年 8 月 24 日 軽自動車検査協会設立】

法人類型	認可法人		
法人名	軽自動車検査協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	・関係法案名 道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和 47 年 6 月 12 日法律第 62 号）		
	・国会提出年月日：S 47 年 2 月 19 日 ・法案成立年月日：S 47 年 5 月 31 日 ・法律公布年月日：S 47 年 6 月 12 日 ・法律施行年月日：S 48 年 10 月 1 日	法改正の パターン 分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 47 年 4 月 4 日・参議院運輸委員会） 近年、わが国における自動車の保有台数は著しく増加し、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止は、ますます重要な問題となってきておりますが、政府におきましては、車両検査制度を中心として、保安基準の強化、定期点検整備の励行等によりこれに対処してきているところであります。 軽自動車につきましては、従来、整備不良による事故率が一般車に比して小さかったこと、軽自動車の保有台数が少なかったこと等の理由から検査を実施せず、主として、定期点検整備の義務づけ等使用者側の保安対策にゆだねてまいったのでありますが、最近におきましては、軽自動車の保有台数の増加が著しく、約六百万台に達しており、スピードの向上、道路網の整備等と相まって高速走行する機会が多くなってまいりましたため、その安全性の確保が要請されるとともに、新たに公害の防止の観点からも規制の強化が強く要請されるようになっております。 このような実情にかんがみ、軽自動車に対しても車両検査を実施することとし、安全性の確保及び公害の防止のための施策の一その充実、強化をはかることが、今回の改正の趣旨でございます。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第二条（経過措置） ・この法律の施行の際現にこの法律による改正前の道路運送車両法（以下「旧法」という。）第九十七条の三第一項の規定による使用の届出をしている検査対象軽自動車については、当該検査対象軽自動車について最初に使用の届出があつた日からこの法律の施行の日までの期間に応じ、この法律の施行の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日まで、この法律による改正後の道路運送車両法（以下「新法」という。）第五章の規定による検査を受け、新法第六十六条第一項の規定による自動車検査証を備え付け、及び検査標章を表示し、並びに新法第七十三条第一項の規定による車両番号標及び車両番号を表示すること		

を要しない。ただし、新法第六十条第一項の規定により自動車検査証の交付を受けた後においては、この限りでない。

- 2 前項の規定により新法第七十三条第一項の規定による車両番号標を表示しない検査対象軽自動車については、当該自動車を検査対象外軽自動車とみなして新法第九十七条の三（同条の規定に違反する行為に対する罰則を含む。）の規定を適用する。
- 3 第一項に規定する検査対象軽自動車の使用者が同項の政令で定める日以前に新法第五十九条の規定による新規検査を受けようとする場合において、当該検査対象軽自動車に係る保安基準適合証を提出したときは、同条の規定の適用については、当該検査対象軽自動車は、運輸大臣（新法第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会）に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
- 4 運輸大臣（新法第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会）は、検査対象軽自動車については、当分の間、政令で定めるところにより、軽自動車検査記録簿を備え、これに新法第七十二条第一項に規定する事項を記録することができる。
- 5 運輸大臣は、この法律の施行前においても、旧法第七十五条第一項及び第二項の規定の例により検査対象軽自動車をその型式について指定することができるものとする。この場合には、同条第三項及び第四項、旧法第百条、第百二条及び第百三条並びに新法第百十二条第二項の規定の適用があるものとする。

#### 附則第三条

- ・新法第七十六条の六第二項の規定の施行の際現にその名称中に軽自動車検査協会という文字を用いている者については、同項の規定は、同項の規定の施行後六月間は、適用しない。
- 2 協会の最初の事業年度は、新法第七十六条の三十三の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。
  - 3 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第七十六条の三十四中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

#### 附則第四条

- ・前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

#### 附則第十五条（罰則に関する経過措置）

- ・この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【沿革② 昭和 62 年 10 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	軽自動車検査協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）（昭和 58 年 5 月 24 日閣議決定）</p> <p>・答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として 3 年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名 船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和 62 年 5 月 29 日法律第 40 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：S 62 年 3 月 26 日</p> <p>・法案成立年月日：S 62 年 5 月 22 日</p> <p>・法律公布年月日：S 62 年 5 月 29 日</p> <p>・法律施行年月日：S 62 年 10 月 1 日</p>	<p>法改正の パターン 分類</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規立法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 62 年 5 月 21 日・参議院運輸委員会）</p> <p>小型船舶につきましては、昭和四十年代からその隻数が増加し、小型船舶に係る事故が増加したことから、その堪航性を確保し人命の安全の保持を図るため、昭和四十八年の船舶安全法の一部改正により小型船舶についても検査を実施することとともに、昭和四十九年に当該検査事務を行う機関として小型船舶検査機構が設立されました。</p> <p>また、軽自動車につきましては、昭和四十年代からその台数が増加し、軽自動車に係る事故等が増加したことから、軽自動車の安全を確保し軽自動車による公害を防止するため、昭和四十七年の道路運送車両法の一部改正により軽自動車についても検査を実施することとともに、同年当該検査事務を行う機関として軽自動車検査協会が設立されました。</p> <p>以降、十数年にわたり、小型船舶及び軽自動車の検査は国民の間に定着するとともに、両法人の運営の基盤も安定してまいりました。</p> <p>このような状況のもとに、臨時行政調査会答申におきまして、両法人について「経営基盤の安定化を図り、自立化の原則に従い民間法人化する」こととされております趣旨等に従い、政府出資金の返還、国の規制の整理合理化等所要の措置を講じ、もって、小型船舶及び軽自動車の検査の充実、両法人の経営の自立化、活性化等を図ることとして、この法律案を提出した次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第六条（罰則に関する経過措置）</p> <p>・この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>		



### 33. 日本小型船舶検査機構

#### 法人概要

##### 【特別民間法人】

法人名	日本小型船舶検査機構		
所在地	東京都千代田区九段北 4-1-3 飛栄九段北ビル 5 階		
設立根拠法	船舶安全法（昭和 8 年法律第 1 1 号）		
所管府省	国土交通省海事局検査測度課		
設立年月日	昭和 49 年 1 月 28 日	民間法人化年月日	昭和 62 年 10 月 1 日
沿革	<p>①昭和 49 年 1 月 28 日 日本小型船舶検査機構設立</p> <p>②昭和 62 年 10 月 1 日 民間法人化</p>		
事業目的	<p>小型船舶検査機構は、小型船舶検査事務等を行うことにより、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することを目的とする。</p> <p>2 小型船舶検査機構は、前項に規定するもののほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）に基づき、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うことを目的とする。</p> <p>3 小型船舶検査機構は、前二項に規定するもののほか、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号。以下「小型船舶登録法」という。）に基づき、登録測度事務を行うことを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>機構は、第二十五条の二第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 小型船舶検査事務</p> <p>二 小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する第六条ノ四第一項の規定による検定に関する事務</p> <p>三 小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究</p> <p>四 前三号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 機構は、第二十五条の二第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 海洋汚染等防止法第十九条の十第一項に規定する小型船舶用原動機放出量確認等事務</p> <p>二 前号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>3 機構は、第二十五条の二第三項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 小型船舶登録法第二十一条第一項に規定する登録測度事務</p> <p>二 前号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>4 機構は、前三項に規定する業務のほか、国土交通大臣の認可を受けて、第二十五条の二の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。</p>		

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	—
	収入	2,717
	支出	2,384
	正味財産	9,981
	職員数：186 人	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：船舶安全法第 25 条の 39 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：船舶安全法第 25 条の 40 1 号 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：船舶安全法第 25 条の 40	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：船舶安全法第 25 条の 20 (役員) <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：船舶安全法第 25 条の 34 (予算、事業計画) <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：船舶安全法第 25 条の 35 (財務諸表) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：	
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：船舶安全法第 25 条の 26 <input type="checkbox"/> 情報公開：	

【沿革① 昭和 49 年 1 月 28 日 日本小型船舶検査機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	小型船舶検査機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 船舶安全法の一部を改正する法律（昭和 48 年 9 月 14 日法律第 80 号）		
	・国会提出年月日：S 48 年 2 月 20 日 ・法案成立年月日：S 48 年 9 月 10 日 ・法律公布年月日：S 48 年 9 月 14 日 ・法律施行年月日：S 48 年 12 月 14 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	( ) 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（昭和 48 年 4 月 4 日・衆議院本会議） 近年、海難事故を防止するため、船舶の安全性の確保はますます重要な問題となつてきておりますが、政府におきましては、安全基準の強化等により、船舶検査制度を充実してこれに対処してきているところであります。 小型の船舶につきましては、従来、船舶安全法による検査の対象とせず、一部の都道府県知事が運輸大臣の認可を受けた規則に基づき行なっていた検査を除き、主として使用者側の安全対策にゆだねてまいったのでありますが、最近におきましては、小型の船舶の増加が著しく、特に、海洋レクリエーションの活発化に伴い、いわゆるモーターボート等が急激に増加し、かつ、広範囲に航行する機会が多くなってきたこと、また、漁場の関係から小型漁船が遠方海域へ出漁する機会が多くなってきたこと等のため、それらの船舶の安全性を確保することが強く要請されております。 このように実情にかんがみ、小型の船舶に対しても、安全基準を定めて検査を統一的に実施することとし、その安全性の確保のための施策の一その充実強化をはかることが、今回の改正の趣旨でございます。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第三条（経過措置） ・この法律の施行の際現にその名称中に小型船舶検査機構という文字を用いている者については、新法第二十五条の六第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。 2 機構の最初の事業年度は、新法第二十五条の三十三の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。 3 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第二十五条の三十四中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。 附則第四条		

・前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則第十三条（罰則に関する経過措置）

・この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【沿革② 昭和 62 年 10 月 1 日 民間法人化】

法人類型	特別民間法人		
法人名	小型船舶検査機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	<p>臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について（新行政改革大綱）（昭和 58 年 5 月 24 日閣議決定）</p> <p>・答申の趣旨を踏まえ、当面、民間法人化するための条件整備を図りつつ、原則として 3 年以内に法律改正を含む所要の改革措置を講ずるものとする。</p>		
関係法案等	<p>・関係法案名</p> <p>船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和 62 年 5 月 29 日法律第 40 号）</p>		
	<p>・国会提出年月日：S 62 年 3 月 26 日</p> <p>・法案成立年月日：S 62 年 5 月 22 日</p> <p>・法律公布年月日：S 62 年 5 月 29 日</p> <p>・法律施行年月日：S 62 年 10 月 1 日</p>	<p>法改正の パターン 分類</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規立法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（昭和 62 年 5 月 21 日・参議院運輸委員会）</p> <p>小型船舶につきましては、昭和四十年代からその隻数が増加し、小型船舶に係る事故が増加したことから、その堪航性を確保し人命の安全の保持を図るため、昭和四十八年の船舶安全法の一部改正により小型船舶についても検査を実施することとともに、昭和四十九年に当該検査事務を行う機関として小型船舶検査機構が設立されました。</p> <p>また、軽自動車につきましては、昭和四十年代からその台数が増加し、軽自動車に係る事故等が増加したことから、軽自動車の安全を確保し軽自動車による公害を防止するため、昭和四十七年の道路運送車両法の一部改正により軽自動車についても検査を実施することとともに、同年当該検査事務を行う機関として軽自動車検査協会が設立されました。</p> <p>以降、十数年にわたり、小型船舶及び軽自動車の検査は国民の間に定着するとともに、両法人の運営の基盤も安定してまいりました。</p> <p>このような状況のもとに、臨時行政調査会答申におきまして、両法人について「経営基盤の安定化を図り、自立化の原則に従い民間法人化する」こととされております趣旨等に従い、政府出資金の返還、国の規制の整理合理化等所要の措置を講じ、もって、小型船舶及び軽自動車の検査の充実、両法人の経営の自立化、活性化等を図ることとして、この法律案を提出した次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	<p>附則第六条（罰則に関する経過措置）</p> <p>・この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>		

34. 日本水先人会連合会

法人概要

【特別民間法人】

法人名	日本水先人会連合会												
所在地	東京都千代田区麴町4丁目5番地 海事センタービル6階												
設立根拠法	水先法（昭和24年法律第121号）												
所管府省	国土交通省海事局海技・振興課												
設立年月日	平成19年4月3日	民間法人化年月日	平成19年4月3日										
沿革	①平成19年4月3日 日本水先人連合会設立												
事業目的	日本水先人会連合会は、水先会の会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、水先会及びその会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<p>(1) 水先人の品位を保持するため、水先会及び水先人に対し勧告又は指導を行うこと。</p> <p>(2) 水先業務の適正かつ円滑な遂行に関して調査研究等を行うこと。</p> <p>(3) 水先制度及び水先人の業務に関する広報活動を行うこと。</p> <p>(4) 会報を発行すること。</p> <p>(5) 水先人の研修に関し必要な施策を行うこと。</p> <p>(6) 水先人の確保に関し必要な施策を行うこと。</p> <p>(7) 関係行政機関に対する協力及び連絡を行うこと。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、水先会及び水先人に対する指導、連絡および監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するために必要な施策を実施すること。</p> <p>(日本水先人連合会会則)</p>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">1,691</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：8人</p>			区分	平成28年度	資本金	—	収入	—	支出	—	正味財産	1,691
区分	平成28年度												
資本金	—												
収入	—												
支出	—												
正味財産	1,691												
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p>												

	( ) 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	( ) 監督・命令 : (✓) 報告徴収 : 水先法第 69 条 1 項 (✓) 立入検査 : 水先法第 69 条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	( ) 大臣任命 : ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> ( ) その他 :
税の取扱(優遇措置)	(✓) 法人税 : 法人税法第 4 条 2 項、別表 1、告示第 606 号 ( ) 固定資産税 : ( ) 登録免許税 : ( ) 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	( ) 外資規制 : ( ) みなし公務員 : ( ) 情報公開 :

【沿革① 平成 19 年 4 月 3 日 日本水先人連合会設立】

法人類型	特別民間法人		
法人名	日本水先人会連合会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針	—		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成 18 年 5 月 17 日法律第 38 号）		
	・国会提出年月日：H18 年 2 月 10 日 ・法案成立年月日：H18 年 5 月 11 日 ・法律公布年月日：H18 年 5 月 17 日 ・法律施行年月日：H18 年 10 月 1 日	<b>法改正の パターン 分類</b>	( ) 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 ( ) その他
提案理由説明抜粋	提案理由（平成 18 年 4 月 4 日・参議院国土交通委員会） 近年、我が国物流をめぐっては、中国を始めとしたアジア地域の経済発展や我が国企業の進出に伴い、アジア域内物流が準国内物流化するなどの大きな変化が見られます。また、我が国の国際競争力強化の観点から、物流の効率化、円滑化に対する要請が高まっております。このような中、政府におきましては、昨年十一月に新たな総合物流施策大綱を閣議決定し、スピーディーでシームレスかつ低廉な国際、国内一体となった物流の実現等を目標に、物流施策の総合的、一体的推進を図ることとしております。 このうち、海上物流は、国際物流において九九・七%を占めるなど、我が国の産業活動や国民生活を支える極めて重要な役割を果たしております。このため、港湾の国際競争力強化、海運の効率化及び安全性向上のための所要の措置を総合的に講ずることにより、海上物流の基盤強化を図ることとし、このたびこの法律案を提案することとした次第です。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	附則第三条（外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正に伴う経過措置） ・この法律の施行の際現に存する第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（以下「旧外貿法」という。）第二条第一項の規定により指定された法人（以下「指定法人」という。）については、第一条の規定による改正前の港湾法第五十五条第五項及び第六項並びに旧外貿法第二条第四項、第三条第四項及び第五項並びに第四条から第十八条までの規定は、次条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。 2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第六条の規定による政府の貸付けについては、附則第十八条の規定による改正前の港湾整備特別		



会計法（昭和三十六年法律第二十五号）第四条第一項第五号及び第二項第五号、第七条第一項並びに附則第十八項の規定は、次条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

- 3 この法律の施行の際現に存する旧外貿法第二条第一項の規定により神戸港につき指定された法人（以下この項において「神戸港指定法人」という。）については、附則第二十一条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第七十一条第一項、第七十二条第一項及び第七十三条の規定は、次条第四項の規定により神戸港指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

#### 附則第四条

- ・ 指定法人は、第二条の規定による改正後の特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（以下「新外貿法」という。）第三条第一項の規定による指定に際し、当該指定に係る指定会社に対し、その財産の全部を出資するものとする。この場合においては、前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第九条第一項の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定により指定法人が行う出資に係る給付は、新外貿法第三条第一項の規定による指定の時に行われるものとする。
- 3 指定法人が出資によって取得する指定会社の株式は、新外貿法第三条第一項の規定による指定の時に、当該指定に係る港湾の港湾管理者に無償譲渡されるものとする。
- 4 指定法人は、新外貿法第三条第一項の規定による指定の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において当該指定に係る指定会社が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 5 指定法人の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。
- 6 指定法人の解散の日の前日を含む事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。
- 7 第四項の規定により指定法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

#### 附則第五条

- ・ 前条第四項の規定により指定会社が承継した旧外貿法第二条第三項及び第六条（附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定による貸付金の償還に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附則第六条（水先法の一部改正に伴う経過措置）

- ・ 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の水先法（以下「旧水先法」という。）第三条の規定による水先人の免許（以下「旧免許」という。）を受

けている者は、一部施行日に、第三条の規定による改正後の水先法（以下「新水先法」という。）第四条第二項第一号に掲げる一級水先人の資格についての水先人の免許（以下「一級水先人免許」という。）を受けたものとみなす。この場合において、当該一級水先人免許を受けたものとみなされる者に係る一級水先人免許の有効期間は、新水先法第十条第一項の規定にかかわらず、その者に係る旧免許について、旧水先法第八条第一項の規定によりその更新を受けなければその効力を失うこととされる日の前日までとする。

#### 附則第七条

- ・新水先法第五条第一項第二号又は第十条第三項の登録を受けようとする者は、一部施行日前においても、その申請を行うことができる。新水先法第十九条第一項（新水先法第三十二条において準用する場合を含む。）の規定による登録水先人養成事務規程その他の規程の届出についても、同様とする。

#### 附則第八条

- ・新水先法第六条第二号の規定は、一部施行日以後に禁錮以上の刑に処せられた者について適用し、一部施行日前に禁錮以上の刑に処せられた者の当該刑に係る欠格条項については、なお従前の例による。
- 2 新水先法第六条第四号の規定は、一部施行日以後に船長又は航海士の職務につき業務の停止の処分を命ぜられた者について適用する。
  - 3 新水先法第六条第五号の規定のうち航海士の職務につき三回以上業務の停止を命ぜられた者に係る部分は、一部施行日以後に航海士の職務につき三回以上業務の停止の処分を命ぜられた者について適用する。

#### 附則第九条

- ・附則第六条の規定により一級水先人免許を受けたものとみなされた者は、一部施行日から一年間は、新水先法第四十六条第二項の認可を受けず、又は同条第四項の規定による届出をしないで、旧水先法第二十二条第二項の規定による水先料の額と同一の額の水先料を請求することができる。この場合においては、当該一級水先人免許を受けたものとみなされた者は、新水先法第四十六条第二項の認可を受け、及び同条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

#### 附則第十条

- ・一部施行日に、旧水先法による水先人会（以下「旧水先人会」という。）は、新水先法による法人たる水先人会（以下「新水先人会」という。）となり、旧水先人会の役員は、退任するものとする。
- 2 旧水先人会は、一部施行日前に、あらかじめ、その会則を新水先法の規定に適合するように変更するため必要な措置をとり、かつ、新水先人会の役員となるべき者を選任しておかなければならない。

#### 附則第十一条

- ・全国の新水先人会は、一部施行日後三月以内に、新水先法第五十五条の規定による日本水先人会連合会を設立しなければならない。

#### 附則第十二条

- ・附則第六条から前条までに規定するもののほか、一部施行日前に旧水先法（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新水先法（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

#### 附則第十三条（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

- ・第四条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第一項の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る経理から適用する。

#### 附則第十四条（罰則に関する経過措置）

- ・この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合における附則第四条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 2 新港湾法第五十八条第三項の規定により港湾管理者が告示した埋立地の区域に係る当該告示前にした公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### 附則第十五条（政令への委任）

- ・附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

## 第4部 特別法人

### 1. 生命保険契約者保護機構

#### 法人概要

##### 【特別法人】

法人名	生命保険契約者保護機構		
所在地	東京都千代田区丸の内3丁目4番1号		
設立根拠法	保険業法（平成7年法律第105号）		
所管府省	金融庁、財務省		
設立年月日	平成10年12月1日	民間法人化年月日	—
沿革	① 平成10年12月1日、生命保険契約者保護機構設立		
事業目的	<p>この機構は、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に関する資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 第二百四十三条第三項の規定による保険管理人又は保険管理人代理の業務</p> <p>二 次目の規定による負担金の収納及び管理</p> <p>三 次款の規定による保険契約の移転等、保険契約の承継、保険契約の再承継及び保険契約の再移転における資金援助</p> <p>四 次款の規定による承継保険会社の経営管理その他保険契約の承継に係る業務</p> <p>五 次款の規定による破綻たん 保険会社に係る保険契約の引受け並びに当該保険契約の引受けに係る保険契約の管理及び処分</p> <p>六 次款の規定による補償対象保険金の支払に係る資金援助</p> <p>七 第三款の規定による保険金請求権等の買取り</p> <p>八 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四章第六節（保険契約者保護機構の権限等）及び第六章第四節（保険契約者保護機構の権限）の規定による保険契約者表の提出その他これらの規定による業務</p> <p>九 破産法の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務</p>		

	<p>十 預金保険法第二百二十六条の四第三項（特別監視代行者）に規定する特別監視代行者の業務</p> <p>十一 預金保険法第二百二十六条の六第一項（機構代理）に規定する機構代理の業務</p> <p>十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務一 法第 243 条第 3 項（保険管理人の選任等）の規定による保険管理人又は保険管理人代理の業務</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">33,004</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">33,005</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">13</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：n/a</p>	区分	平成 28 年度	資本金	-	収入	33,004	支出	33,005	正味財産	13
区分	平成 28 年度										
資本金	-										
収入	33,004										
支出	33,005										
正味財産	13										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 政府保証： 保険業法第 265 条の 42 の 2</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令： 内閣総理大臣及び財務大臣による（保険業法第 265 条の 45）</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収： 保険業法第 265 条の 46</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査： 保険業法第 265 条の 46</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可： 内閣総理大臣及び財務大臣による役員の任免の認可（保険業法第 265 条の 45）</p> <p>( ) 国への届出 :</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可： 予算・資金計画の認可（保険業法第 265 条の 37）</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可： 財務諸表の承認（保険業法第 265 条の 39）</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>( ) その他 :</p>										

税の取扱（優 遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税            : <input type="checkbox"/> 固定資産税       : <input type="checkbox"/> 登録免許税       : <input type="checkbox"/> 印紙税            :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制           : <input type="checkbox"/> みなし公務員：保険業法第 265 条の 21 の 2 <input type="checkbox"/> 情報公開           :

【沿革① 生命保険契約者保護機構設立】

法人類型	特別法人		
法人名	生命保険契約者保護機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	・金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律 ・国会提出年月日：H10年3月13日 ・法案成立年月日：H10年6月5日 ・法律公布年月日：H10年6月15日 ・法律施行年月日：H10年12月1日		
	法改正のパターン分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他	
提案理由説明抜粋	<p>趣旨説明（平成10年4月10日・衆議院大蔵委員会）</p> <p>まず、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして御説明申し上げます。</p> <p>政府は、我が国内外の社会経済情勢の変化に即応し、諸外国との調和を図りつつ、自由かつ公正で内外の利用者に資する金融システムを構築するため、証券取引法、証券投資信託法、銀行法、保険業法等関係法律の整備等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>（…略…）</p> <p>第四に、利用者が安心して取引を行えるように、企業内容の開示を連結主体に移行することや金融機関及び証券会社に説明書類の公衆縦覧を義務づけること等のディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備、銀行及び保険会社の子会社の範囲の明確化並びに破綻の際の備えとしての投資者保護基金及び保険契約者保護機構の創設等の措置を講ずることとしております</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 2. 日本証券業協会

### 法人概要

#### 【特別法人】

法人名	日本証券業協会		
所在地	東京都中央区日本橋茅場町1の5の8		
設立根拠法	金融商品取引法（昭和23年第法律25号）		
所管府省	金融庁		
設立年月日	昭和48年7月1日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>① 昭和48年7月1日 社団法人日本証券業協会を設立</p> <p>② 平成4年7月20日 日本証券業協会に名称変更、証券取引法上の認可法人に改組</p>		
事業目的	<p>本協会は、協会員が行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協会員が金商法及び関係法令を遵守し、協会員間の秩序を保持することを強化促進すること。</li> <li>2 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関する公正な慣習を促進して取引の信義則を助長すること。</li> <li>3 協会員の有価証券の売買その他の取引等及びこれに関連する行為に関する慣習を統一して、取引上の処理を能率化し、紛争を排除すること。</li> <li>4 協会員及び金融商品仲介業者による詐欺行為、相場を操縦する行為又は不当な手数料若しくは費用の徴収その他協会員及び金融商品仲介業者の不当な利得行為を防止し、取引の信義則を助長すること。</li> <li>5 協会員に、法令及び定款その他の規則を遵守するための当該協会員及び金融商品仲介業者の社内規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款その他の規則に違反する行為を防止し、投資者の信頼を確保すること。</li> <li>6 協会員及び金融商品仲介業者の業務に対し顧客からの苦情の解決及び有価証券の売買その他の取引等に関する協会員及び金融商品仲介業者と顧客の紛争の解決のあっせんを行うこと並びに協会員相互間の紛争を調停すること。</li> <li>7 金商法第67条の19に規定する上場株券等の取引所金融商品市場外における取引に係る売買価格の公表等を行うこと。</li> <li>8 協会員及び金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに協会員の営業及び財産の状況を調査すること。</li> <li>9 金商法第64条の7第1項の規定に基づき、金融庁長官から委任された外務員の登録に関する事務を行うこと。</li> </ol>		



	<p>1 0 金商業等府令第 119 条第 1 項第 9 号ロに規定する調査及び確認を行うこと。</p> <p>1 1 協会員の役員及び従業員並びに金融商品仲介業者並びにその役員及び従業員の試験、研修等を行い、その資質の向上を図ること。</p> <p>1 2 金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する問題を調査研究し、必要に応じて政府等に建議要望すること。</p> <p>1 3 金融商品及び金融指標並びに金融商品市場に関する知識の普及及び啓発並びに広報を図ること。</p> <p>1 4 協会員間の意思の疎通及び意見の調整を図ること。</p> <p>1 5 金融商品取引業に係りのある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。</p> <p>1 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条の 3 第 2 項第 8 号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>1 7 会員の反社会的勢力排除の取組みに関して支援を行うこと。</p> <p>1 8 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的達成に必要な業務を行うこと。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">1,859,407</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">9,016</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">9,769</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">26.647</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：n/a</p>	区分	平成 28 年度	資本金	1,859,407	収入	9,016	支出	9,769	正味財産	26.647
区分	平成 28 年度										
資本金	1,859,407										
収入	9,016										
支出	9,769										
正味財産	26.647										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令：金融商品取引法第 74 条</p> <p>(✓) 報告徴収：金融商品取引法第 71 条</p> <p>(✓) 立入検査：金融商品取引法第 75 条</p>										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<p>(✓) 大臣任命：内閣総理大臣による役員解任命令（金融商品取引法第 70 条） 内閣総理大臣による仮理事及び仮監事の任命（金融商品取引法第 71 条）</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>( ) 国への届出 :</p>										

<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：事業計画書、収支予算書の提出（金融商品取引法第 76 条）</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：事業概況報告書、財産目録、収支決算書</p> <p><b>(その他国の関与)</b>  <input type="checkbox"/> その他 :</p>
<p>税の取扱（優 遇措置）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 4 条 1 項 別表 2（認可金融商品取引業協会）  <input type="checkbox"/> 固定資産税 :  <input type="checkbox"/> 登録免許税 :  <input type="checkbox"/> 印紙税 :</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制 :  <input type="checkbox"/> みなし公務員 :  <input type="checkbox"/> 情報公開 :</p>

【沿革① 社団法人日本証券業協会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	日本証券業協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	民法第 34 条に基づき社団法人として設置		
関係法案等	・ 関係法案名		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：</li> <li>・ 法案成立年月日：</li> <li>・ 法律公布年月日：</li> <li>・ 法律施行年月日：</li> </ul>	法改正のパターン分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	—		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 日本証券業協会に名称変更、証券取引法上の認可法人に改組】

法人類型	特別法人		
法人名	日本証券業協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 証券取引所等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H4年2月26日 <b>・法案成立年月日</b> ：H4年5月29日 <b>・法律公布年月日</b> ：H4年6月5日 <b>・法律施行年月日</b> ：H4年12月12日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明（平成4年5月4日・衆議院大蔵委員会）</p> <p>ただいま議題となりました証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案及び金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>昨年の証券及び金融をめぐる一連の問題につきましては、政府といたしましても極めて深刻に受けとめ、その際、国会及び臨時行政改革推進審議会よりいただいた御指摘を最大限尊重し、これらの問題の再発防止及び我が国の金融・資本市場に対する内外の信頼回復を図るため、法制上、行政上の総合的な対策に取り組んでいくこととしたところでございます。</p> <p>また、金融・資本市場の自由化、国際化を進めるため、これまでも逐次各種の措置を講じてきておりますが、さらに、金融制度及び証券取引制度の面におきましても改革を推進する必要があると考えております。</p> <p>このため、政府といたしましては、より公正で透明な証券市場等の実現に向け、新しい検査監視体制の創設を含む所要の措置を講ずるとともに、金融・資本市場における有効かつ適正な競争を促進すること等を目的とした金融制度及び証券取引制度の改革を行うこととし、これらの法律案を提出することとした次第であります。</p> <p>まず、証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。</p> <p>本法律案は、我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化及び充実を図るなど、所要の措置を講ずることとしたものであります。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。</p>		

	<p>(…略…)</p> <p>第二に、証券業協会等自主規制機関の機能、権限の拡充強化を図り、また、適正な規則の策定及び執行が確保されるようにする観点から、証券業協会を証券取引法上の法人とする等所要の措置を講ずることといたしております。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

### 3. 日本貸金業協会

#### 法人概要

##### 【特別法人】

法人名	日本貸金業協会		
所在地	東京都港区高輪3-19-15 双葉高輪ビル2F・3F		
設立根拠法	貸金業法（昭和58年法律第32号）		
所管府省	金融庁		
設立年月日	平成19年12月19日	民間法人化年月日	—
沿革	② 昭和48年 社団法人全国貸金業協会連合会設立 ③ 平成19年12月19日、日本貸金業協会設立		
事業目的	貸金業協会（以下この章において「協会」という。）は、資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	(1) 協会員が貸金業法及び関係法令を遵守し、協会員間の秩序を保持することを強化促進すること。 (2) 協会員に、法令及び定款、業務規程その他の規則を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは従業員が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款、業務規程その他の規則に違反する行為を防止し、資金需要者等の信頼を確保すること。 (3) 協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款、業務規程その他の規則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況を調査すること。 (4) 協会員及び協会との間で紛争等解決業務に関する手続実施基本契約を締結した貸金業者（本条及び次条において「協会員等」という。）が営む貸金業の業務に対する資金需要者等からの苦情の解決を図ること。 (5) 協会員等が営む貸金業の業務に関する紛争解決手続を実施すること。 (6) 資金需要者等に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援を行うこと。 (7) 協会員の役員及び従業員の研修等を行い、その資質の向上を図ること (8) 法令に基づく登録の申請、届出その他必要な事項に関し、内閣総理大臣又は都道府県知事に協力すること。 (9) 金融に係る知識の普及及び啓発を図ること。 (10) 貸金業に関する課題を調査研究し、必要に応じて政府等に建議要望すること。 (11) 協会員間及び貸金業に係る関係のある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。 (12) 貸金業務取扱主任者に係る試験、登録及び講習の実施に関する業務を行うこと。		

	(13) 個人情報保護団体に関する業務を行うこと。 (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的達成に必要な業務を行うこと。										
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>NA</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>NA</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>NA</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>3,265</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：n/a	区分	平成 28 年度	資本金	NA	収入	NA	支出	NA	正味財産	3,265
区分	平成 28 年度										
資本金	NA										
収入	NA										
支出	NA										
正味財産	3,265										
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : ( ) 交付金 : ( ) 委託費 : ( ) 政府貸付 : ( ) 政府保証 :										
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令 : 内閣総理大臣による定款等の変更命令 (貸金業法第 41 条の 3) (✓) 報告徴収 : 内閣総理大臣 (貸金業法第 41 条の 5 第 1 項) (✓) 立入検査 : 内閣総理大臣 (貸金業法第 41 条の 5 第 2 項)										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	(✓) 大臣任命 : 内閣総理大臣による役員解任命令 (貸金業法第 40 条及び第 41 条の 4)、仮理事及び仮監事の任命 (貸金業法第 41 条) ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 :										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : (✓) 国への届出 : 事業計画書、収支予算書の提出 (貸金業法第 41 条の 6) <b>(決算・財務諸表)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : (✓) 国への届出 : 事業概況報告、財産目録、収支決算書の提出 (貸金業法第 41 条の 6) <b>(その他国の関与)</b> ( ) その他 :										
税の取扱 (優遇措置)	(✓) 法人税 : 法人税法第 2 条 別表第二 ( ) 固定資産税 : ( ) 登録免許税 :										

	<input type="checkbox"/> 印紙税           :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制           : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：貸金業法第 41 条の 41 第 2 号 <input type="checkbox"/> 情報公開           :



【沿革① 昭和 48 年 社団法人全国貸金業協会連合会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	日本貸金業協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<p>・関係法案名 民法第 34 条の規定に基づく公益法人として設立</p>		
	<p>・国会提出年月日：</p> <p>・法案成立年月日：</p> <p>・法律公布年月日：</p> <p>・法律施行年月日：</p>	<p>法改正のパ ターン分類</p>	<p><input type="checkbox"/> 新規立法</p> <p><input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p>
提案理由説明 抜粋	—		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 日本貸金業協会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	日本貸金業協会		
区分	( ) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、(✓) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	・ 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：H18年10月31日</li> <li>・ 法案成立年月日：H18年12月13日</li> <li>・ 法律公布年月日：H18年12月20日</li> <li>・ 法律施行年月日：H19年12月19日</li> </ul>	法改正のパートナー分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 新規立法</li> <li>(✓) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明抜粋	<p>提案理由（平成18年11月14日・衆議院財務金融委員会）</p> <p>ただいま議題となりました貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。現在、多重債務問題が大きな社会問題となっている状況を踏まえ、貸金業の適正化、過剰貸し付けに係る規制及び出資法の上限金利の引き下げ等の措置を講ずるため、本法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。第一に、貸金業の適正化を図るため、財産的基礎要件として最低純資産額を五千万円に引き上げること等、参入要件を厳格化するとともに、貸金業協会を内閣総理大臣が認可する制度を設け、その自主規制機能を強化し、広告の適正化や過剰貸し付けの防止等について自主規制規則を制定させ、当局が認可する枠組みを導入すること等としております。また、借り手保護の観点から、貸金業者に対する取り立て規制の強化等の措置を講ずるとともに、新たに業務改善命令を導入すること等、所要の措置を講ずることとしております。第二に、借り手の返済能力を超えた貸し付けが行われないよう、内閣総理大臣が信用情報機関を指定する制度を創設するとともに、貸金業者が個人向けに貸し付けを行う場合に指定信用情報機関の信用情報を利用して返済能力の調査をすることを義務づけ、年取の三分の一を超える貸し付けを原則禁止すること等、所要の措置を講ずることとしております。第三に、借借り手の金利負担の軽減を図るため、貸金業者に適用されてきたいわゆるみなし弁済制度を廃止し、業として行う貸し付けにつき出資法の上限金利を年二九・二%から年二〇%に引き下げること等、所要の措置を講ずることとしております。第四に、やみ金融に対する罰則を強化するため、年一〇九・五%を上回る超高金利の貸し付けに対する罰則を新設するとともに、無登録営業に対する罰則を懲役五年以下から十年以下へ引き上げること等、所要の措置を講ずることとしております。第五に、政府は、関係省庁相互間の連携を強化することにより、カウンセリング体制の整備、やみ金融の取り締まりの強化、この法律による改正後の規定の施行状況の検証等、多重債務問題の解決に資する施策を</p>		

	<p>総合的かつ効果的に推進するよう努めなければ ならないこととしております。なお、貸金業制度のあり方や出資法及び利息制限法に基づく金利の規制のあり方について、この法律の施行後二年六月以内に、過剰貸し付けに係る規定等や出資法及び利息制限法の規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行うこととしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

#### 4. 損害保険料率算出機構

##### 法人概要

###### 【特別法人】

法人名	損害保険料率算出機構		
所在地	東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー28・29階		
設立根拠法	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）		
所管府省	金融庁		
設立年月日	平成14年7月1日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>①昭和23年11月 損害保険料率算定会設立</p> <p>②平成14年7月1日 損害保険料率算出機構設置（損害保険料率算定会と自動車保険料率算定会の統合。内閣総理大臣認可）</p>		
事業目的	<p>本機構は、損害保険業の健全な発達を図り、保険契約者等の利益を保護するため、会員による公正な保険料率の算出の基礎とし得る参考純率等の算出等を行うことにより、法及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号。）の趣旨に沿うことを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>(1) 参考純率の算出及び提供に関する業務</p> <p>イ 参考純率の算出、金融庁長官への届出及び会員への提供</p> <p>ロ 参考純率算出の前提条件となる標準的な引受条件の作成及び会員への提供</p> <p>ハ 参考純率算出の基礎資料の作成、金融庁長官への届出及び会員への提供</p> <p>ニ 参考純率の算出に必要な保険統計の作成（当該保険統計の作成に必要な資料の収集及び当該保険統計の会員への提供を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 基準料率の算出及び提供に関する業務</p> <p>イ 基準料率の算出、金融庁長官への届出及び会員への提供</p> <p>ロ 地震保険の基準料率算出の前提条件となる標準的な引受条件の作成及び会員への提供</p> <p>ハ 基準料率算出の基礎資料の作成、金融庁長官への届出及び会員等への提供（自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責共済」という。）の共済責任を負う組合に対する自賠法第29条の2第2項の規定による資料の提供を含む。）</p> <p>ニ 基準料率の算出に必要な保険統計の作成（自賠法第29条の2第1項の規定による資料の収集を含む。）</p> <p>(3) 前2号に掲げる業務以外の業務で、保険料率の算出に関する情報（概括的な会員の実績経費、引受条件、保険の目的の評価並びに損害及びその防止又は軽減に関する情報を含む。）の収集、調査及び研究並びにその成果の会員への提供に関するもの</p>		

	<p>(4) 保険料率に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進</p> <p>(5) 自賠責保険に係る損害調査（自賠責共済に係る損害調査を含む。）</p> <p>(6) 政府保障事業請求事案に関する損害調査の再委託の受託</p> <p>(7) 前各号に掲げる業務に付随する業務</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な業務</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">27,020</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">22,687</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">2,760</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：2,250人</p>	区分	平成28年度	資本金	-	収入	27,020	支出	22,687	正味財産	2,760
区分	平成28年度										
資本金	-										
収入	27,020										
支出	22,687										
正味財産	2,760										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令：損害保険料率団体に関する法律14条</p> <p>(✓) 報告徴収：内閣総理大臣に対して（損害保険料算出団体に関する法律13条）、財務大臣に対して（損害保険料算出団体に関する法律25条の2）</p> <p>(✓) 立入検査：損害保険料率団体に関する法律13条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命 :</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>( ) 国への届出 :</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>( ) その他 :</p>										
税の取扱（優遇措置）	<p>(✓) 法人税 : 法人税法第2条 別表第二</p> <p>( ) 固定資産税 :</p>										

	<input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 昭和 23 年 11 月、損害保険料率算定会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	損害保険料率算出機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法案名 損害保険料率算出団体に関する法律</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国会提出年月日：S23 年 6 月 26 日</li> <li>法案成立年月日：S23 年 7 月 4 日</li> <li>法律公布年月日：S23 年 7 月 29 日</li> <li>法律施行年月日：S23 年 7 月 29 日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 23 年 6 月 30 日・衆議院財政及び金融委員会）</p> <p>損害保険事業の保険料率は、過去の損害率、将来の損害発生の予想及び経費率によって定められますが、損害発生の予想の中には周期的に大火等の異常災害が起ることをも考慮に入れる必要があります。しかして、損害保険の対象は、建物、家財、機械設備、原材料、商品、船舶、運送品、積荷、人体に対する傷害その他多岐にわたり、損害高の程度は建物の構造、その用途、水利、消防施設、地勢、気象、商品の性質、船舶の構造、航路の状況、施設管理の良否、人心の動向等きわめて複雑な要素によって左右されるものであります。このゆえに、損害保険については、廣汎な資料と、専門的知識と、多年の経験とを集積して、初めて合理的であり、妥当であり、かつ公平な保険料率を求めることができるのであります。</p> <p>前に申述べましたような複雑多岐な要素により保険料率が算出されるということ、その原価計算がむつかしく主観的な測定が行われる余地があることを意味するものであります。従つて保険料率の算出を各個の保険会社の自由に委せるときは、保険料率は保険会社間の過度の競争により、知らない間に不当に切下げられる傾向を有するものであります。かくて一度異常災害が起りますときに、損害額が保険会社の担保力を超過し保険契約者及び被保険者に迷惑を及ぼし、ひいては損害保険事業の信用を傷つけるに至るのでありこのことは過去の経験に徴しても明らかであります。</p> <p>現在の保険業法では、保険料率を大藏大臣の認可に係らせるほか、その第十一條において保険料率の統制協定を認め、また大藏大臣は保険会社に対し統制協定を命ずることもできることになっているのであります。独占禁止法の制定後においても「独占禁止法の適用除外に関する法律」により昨年十月三十一日までは、この保険料率の統制協定に関する保険業法第十一條は独占禁止法の適用から除外されておりました。然しながら、この規定は同業者間の自治協定を公認し促進するものであり、明らかに独占禁止法の精神に反するので、昨年十一月後の事態については適切な対策を講ずる必</p>		

	<p>要があつたわけであり、保険業法の全面的改正の際これを解決する予定となっていたのでありますが、保険業法の改正が急速に進まない関係上、本件を切離して至急処理することが必要となつてまいりました。</p> <p>これが対策といたしましては、公正な科学的保険料率を算出する損害保険料率算出団体の設立を認め、損害保険会社が任意その会員となることにより、合理的保険料率を利用し得る途を開くとともに、他面において、料率団体の構成、業務の運営についても、適切な規則を加え業者間の自由競争を不当に抑制せぬようにすることが適当であると考えられるのであります。かくして損害保険事業の健全な発達及び保険契約者等の保護を図り、あわせてこの法律に基く正当な行為については、独占禁止法の適用を排除しようとするのがこの法律案を提出する理由であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>



【沿革② 平成14年7月1日、損害保険料率算出機構設置（損害保険料率算定会と自動車  
 保険料率算定会の統合、内閣総理大臣認可）】

法人類型	特別法人		
法人名	損害保険料率算出機構		
区分	（ ）新設、（ ）廃止、（ <input checked="" type="checkbox"/> ）統廃合、（ ）法人形態の変更、（ ）業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	・関係法案名 損害保険料率算出団体に関する法律		
	・国会提出年月日： ・法案成立年月日： ・法律公布年月日： ・法律施行年月日：	法改正のパターン分類	（ ）新規立法 （ ）既存法律の一部改正 （ <input checked="" type="checkbox"/> ）その他
提案理由説明 抜粋	—		
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

5. 健康保険組合連合会

法人概要

【特別法人】

法人名	健康保険組合連合会												
所在地	東京都港区南青山1-24-4												
設立根拠法	健康保険法（大正11年法律第70号）												
所管府省	厚生労働省												
設立年月日	昭和18年4月29日	民間法人化年月日	—										
沿革	① 昭和18年 健康保険組合連合会設立												
事業目的	本会は、健康保険組合の健全な発達を期することを、目的とする。												
主な事務・事業の内容	一 健康保険に関する調査研究 二 保健福祉に関する施設と、その経営 三 健康保険組合相互の連絡及び指導 四 健康保険組合に対する事務費補助金の交付 五 その他、本会の目的を達するに必要とする事業												
財務情報等	(単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>6,994</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>6,406</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>NA</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：n/a			区分	平成28年度	資本金	—	収入	6,994	支出	6,406	正味財産	NA
区分	平成28年度												
資本金	—												
収入	6,994												
支出	6,406												
正味財産	NA												
補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金：健康保険法153条及び154条 <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：												
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：厚生労働大臣による（健康保険法7条の39） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：厚生労働大臣による（健康保険法7条の38） <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：厚生労働大臣による（健康保険法7条の38）												
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：												

<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p>(予算・事業計画)  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input type="checkbox"/> 国への届出 :  (決算・財務諸表)  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input type="checkbox"/> 国への届出 :  (その他国の関与)  <input type="checkbox"/> その他 :</p>
<p>税の取扱(優 遇措置)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第2条 別表第二  <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 : 地方税法第348条第2項十一の四  <input type="checkbox"/> 登録免許税 :  <input type="checkbox"/> 印紙税 :</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制 :  <input type="checkbox"/> みなし公務員 :  <input type="checkbox"/> 情報公開 :</p>

【沿革① 昭和 18 年健康保険組合連合会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	健康保険組合連合会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 健康保険法中改正法律（昭和 17 年法律第 38 号）		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S17 年 1 月 19 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S17 年 2 月 12 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S17 年 2 月 21 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S17 年 2 月 21 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	提案理由（昭和 17 年 1 月 26 日・衆議院・国民体力法中改正法律案外四件委員会） 次に国民健康保険法中改正法律案につきまして、その改正の要旨をご説明申し上げます、第一は、（略）・・・・・・・・ 第四は健康保険組合連合会であります。新たに本制度を法律上認め、個々の健康保険組合より達成し難き各種の保健施設等を連合会の力により達成せんとするものであります。次に、国民健康保険法改正法律案についてその改正要点を説明いたします。 第一は、従来普通国民健康保険組合の設立は任意でありましたものを、必要と認むる場合には其の設立を強制し得ることと致したことであります。 第二は、組合の充実強化を図るために、組合に対する加入強制の規定を強化致したことであります。 第三は保険医、保健薬剤師に関する規定を新たに設け、制度の整備強化、その他に関し健康保険法と同様の改正を致したことであります。 第四は、組合の事業を代行すべき法人は、従来営利を目的とせざる社団法人にして、其の社員の爲に医療に関する施設をなすものに限って居ったのであります。之を改正致し、営利を目的とせざる社団法人ならば、必ずしも医療に関する施設をなすものに限定せざることに致したのであります、		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 6. 国民年金基金連合会

### 法人概要

#### 【特別法人】

法人名	国民年金基金連合会		
所在地	東京都港区六本木6-1-21		
設立根拠法	国民年金法（昭和34年法律第141号）		
所管府省	厚生労働省		
設立年月日	平成3年5月30日	民間法人化年月日	—
沿革	① 平成3年5月30日、国民年金基金連合会設立		
事業目的	<p>この連合会は、国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）に基づき、会員である国民年金基金（以下「基金」という。）の中途脱退者及び解散基金加入員に対する年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給及び基金の行う事業の健全な発展を図るために必要な事業並びに基金の加入員及び加入員であった者の福祉を増進するために必要な施設を行うとともに、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく個人型年金（以下「確定拠出年金」という。）を実施することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 連合会は、第三百三十七条の十七第四項の規定により年金又は一時金を支給するものとされている中途脱退者及びその会員である基金に係る解散基金加入員に対し、年金又は死亡を支給事由とする一時金の支給を行うものとする。</li> <li>2 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、第一号に掲げる事業を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>一 基金が支給する年金及び一時金につき一定額が確保されるよう、基金の拠出金等を原資として、基金の積立金の額を付加する事業</li> <li>二 第二百二十八条第五項の規定による委託を受けて基金の業務の一部を行う事業</li> <li>三 基金への助言又は指導を行う事業その他の基金の行う事業の健全な発展を図るものとして政令で定める事業</li> <li>四 国民年金基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業</li> </ol> </li> <li>3 連合会は、基金の加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。</li> <li>4 連合会は、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会若しくは共済水産業協同組合連合会又は金融商品取引業者と、当該連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約を締結するときは、政令の定めるところによらなければならない。</li> </ol>		

	<p>5 第二百二十八条第四項の規定は、前項の信託の契約（運用方法を特定する信託の契約であって、政令で定めるものを除く。）、保険若しくは共済の契約又は投資一任契約について準用する。</p> <p>6 連合会は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：37 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金		収入		支出		正味財産	
区分	平成 28 年度										
資本金											
収入											
支出											
正味財産											
補助金、交付金、委託費等	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 補助金：①国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 34 条第 4 項 ②厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成 19 年法律第 131 号）第 5 条第 9 項、第 8 条第 9 項</p> <p>( ) 交付金： ( ) 委託費： ( ) 政府貸付： ( ) 政府保証：</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令：厚生労働大臣（国民年金法第 142 条） (<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収：厚生労働大臣（国民年金法第 141 条） (<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査：厚生労働大臣（国民年金法第 141 条）</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命： ( ) 国の認可： ( ) 国への届出：</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b> ( ) 国会承認： ( ) 国の認可： ( ) 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> ( ) 国会承認： ( ) 国の認可： ( ) 国への届出：</p>										

	(その他国の関与) ( ) その他 :
税の取扱(優遇措置)	(✓) 法人税 : 法人税法第2条 別表第二 (✓) 固定資産税 : 地方税法第348条第4項 ( ) 登録免許税 : (✓) 印紙税 : 印紙税法第5条第3項 別表第三
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	( ) 外資規制 : (✓) みなし公務員 : 国民年金法第137条の13第6項において準用する同法第126条 ( ) 情報公開 :

【沿革① 平成3年5月30日 国民年金基金連合会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	国民年金基金連合会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	・ 関係法案等 国民年金法第137条の7の規定に基づく厚生労働大臣の認可により設立		
	・ 国会提出年月日： ・ 法案成立年月日： ・ 法律公布年月日： ・ 法律施行年月日：	法改正のパターン分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋			
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		



## 7. 船員災害防止協会

### 法人概要

#### 【特別法人】

法人名	船員災害防止協会												
所在地	東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル4F												
設立根拠法	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）												
所管府省	厚生労働省・国土交通省												
設立年月日	昭和42年10月31日	民間法人化年月日	—										
沿革	④ 昭和42年10月、船員災害防止協会設立												
事業目的	船員災害防止協会（以下「協会」という。）は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止することを目的とする												
主な事務・事業の内容	<p>一 船舶所有者、船舶所有者の団体等が行う船員災害の防止のための活動を促進すること。</p> <p>二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。</p> <p>三 船員災害防止規程を設定すること。</p> <p>四 会員に対して、技術的な事項について指導及び援助を行うこと。</p> <p>五 船内作業に必要な機械及び器具について試験及び検査を行うこと。</p> <p>六 船員の技能に関する講習を行うこと。</p> <p>七 情報及び資料を収集し、及び提供すること。</p> <p>八 調査及び広報を行うこと。</p> <p>九 その他必要な業務を行うこと。</p> <p>2 協会は、前項の業務のほか、厚生労働大臣及び国土交通大臣の要請があつたときは、船舶所有者及び船舶所有者の団体で会員でないものに対して同項第四号の業務を行なうことができる</p>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">158</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">160</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：n/a</p>			区分	平成28年度	資本金	-	収入	158	支出	160	正味財産	36
区分	平成28年度												
資本金	-												
収入	158												
支出	160												
正味財産	36												

補助金、交付金、委託費等	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 : 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号 労働災害防止団体法第 54 条 船員災害防止活動の促進に関する法律第 58 条 <input type="checkbox"/> 交付金 : <input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input type="checkbox"/> 監督・命令 : <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 厚生労働大臣又は国土交通大臣 (船員災害防止活動の促進に関する法律 56 条) <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 厚生労働大臣又は国土交通大臣 (船員災害防止活動の促進に関する法律 56 条)
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 厚生労働大臣及び国土交通大臣への決算関係書類の提出 (船員災害防止活動の促進に関する法律 55 条) <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 2 条 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 昭和 42 年 10 月、船員災害防止協会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	船員災害防止協会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 船員災害防止協会等に関する法律（昭和 42 年法律第 61 号）</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：S42 年 4 月 28 日</li> <li>・ 法案成立年月日：S42 年 7 月 5 日</li> <li>・ 法律公布年月日：S42 年 7 月 15 日</li> <li>・ 法律施行年月日：S42 年 7 月 15 日</li> </ul>	法改正のパターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明（昭和 42 年 6 月 20 日・参議院運輸委員会）</p> <p>ただいま議題となりました船員災害防止協会等に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。</p> <p>船員の職務上の災害発生率は、陸上労働者の平均労働災害発生率の二倍以上であり、建設業に従事する労働者の場合とほぼ同様であります。特に死亡事故においては、全産業中最も高い率を示している鉱業、港湾運送事業等における発生率に匹敵しております。また、船員は、通常船内において生活しなければならないため、職務外の負傷、疾病等についても船内生活の影響が顕著にあらわれており、職務上の災害とあわせて、その療養のため船をおりる船員の数は、年間千人につき、百六十五人に及んでおります。</p> <p>これらの船員の労働災害防止のためには、現在、船員法並びに船員法に基づく船員労働安全衛生規則による法規制が行なわれております。しかしながら船員の災害疾病の防止をさらに積極的に行なうためには、これらの法規制とあわせて、船員災害の減少目標等を定めた船員災害防止計画を樹立するとともに、船員災害の防止を目的とする船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずる必要があります。</p> <p>この法律案は、このような観点から船員災害防止対策を推進しようとするものでございます。</p> <p>次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、この法律案で防止の目的といたします船員災害は、船舶内で居住するという船員労働の特殊性にかんがみ、陸上における労働災害の範囲と異なり、事業場の設備等の物的原因及び作業行動による負傷、疾病及び死亡のみならず、船内生活による負傷、疾病及び死亡をも包含するものとしております。</p>		

	<p>第二に、運輸大臣は、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関する基本的事項を定めた長期計画及び年次計画を樹立し、及び公表するものとし、これらの的確かつ円滑な実施のため必要があるときは、船舶所有者その他の関係者に対し、船員災害の防止に関する事項について、必要な勧告または要請をすることができることといたしております。</p> <p>第三に、船舶所有者及びその団体は、運輸大臣が樹立した船員災害防止計画に即応して、船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進するため、この法律に基づき船員災害防止協会を設立することができるものといたしております。また、政府は、協会の活動を促進するため、これに船員保険特別会計から補助金を支出することができるものといたしております。</p> <p>第四に、協会は、運輸大臣の認可を受けて、船員災害の防止のために講ずべき具体的措置を定めた船員災害防止規程を作成し、会員はこれを順守しなければならないものとするとともに、船員災害防止規程は、労働協約と抵触しない限度において就業規則に優先するものといたしております。</p> <p>第五に、協会の設立の認可その他協会の監督は、運輸大臣及び厚生大臣が行なうことといたしております。</p> <p>以上がこの法律案を提案する理由であります。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

## 8. 全国土地改良事業団体連合会

### 法人概要

#### 【特別法人】

法人名	全国土地改良事業団体連合会												
所在地	東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館4F												
設立根拠法	土地改良法（昭和24年法律第195号）												
所管府省	農林水産省												
設立年月日	昭和33年8月19日	民間法人化年月日	—										
沿革	<p>⑤ 昭和27年、社団法人土地改良協会設立</p> <p>⑥ 昭和33年8月19日、土地改良事業団体連合会設立</p>												
事業目的	<p>土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）は、土地改良事業を行う者（国、都道府県及び第95条第1項の規定により土地改良事業を行う第3条に規定する資格を有する者を除く。以下この章において同じ。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。</p>												
主な事務・事業の内容	<p>一 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。次号から第四号までにおいて同じ。）に関する技術的な指導その他の援助</p> <p>二 土地改良事業に関する教育及び情報の提供</p> <p>三 土地改良事業に関する調査及び研究</p> <p>四 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力</p> <p>五 全国連合会にあつては会員たる地方連合会の事業の指導</p> <p>六 前各号に掲げる事業のほか、第百十一条の二の目的を達成するため必要な事業</p>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>17,118</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>19,786</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>25,104</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：n/a</p>			区分	平成28年度	資本金		収入	17,118	支出	19,786	正味財産	25,104
区分	平成28年度												
資本金													
収入	17,118												
支出	19,786												
正味財産	25,104												
補助金、交付金、委託費等	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 補助金：農家負担軽減支援対策事業補助金等（予算補助）</p> <p>( ) 交付金：</p> <p>( ) 委託費：</p> <p>( ) 政府貸付：</p>												

	( ) 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	(✓) 監督・命令 : 土地改良法第 134 条 (✓) 報告徴収 : 土地改良法第 132 条 ( ) 立入検査 :
役員の選任・解任に当たっての国の関与	( ) 大臣任命 : ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> ( ) その他 :
税の取扱 (優遇措置)	(✓) 法人税 : 法人税法第 2 条別表第二 ( ) 固定資産税 : ( ) 登録免許税 : (✓) 印紙税 : 印紙税法第 5 条第 2 項 別表第二
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	( ) 外資規制 : ( ) みなし公務員 : ( ) 情報公開 :

【沿革① 昭和 27 年、社団法人土地改良協会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	全国土地改良事業団体連合会		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	民法第 34 条に基づく公益法人として設立		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：</li> <li>・ 法案成立年月日：</li> <li>・ 法律公布年月日：</li> <li>・ 法律施行年月日：</li> </ul>	法改正のパターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>(✓) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋			
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—		

【沿革② 全国土地改良事業団体連合会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	全国土地改良事業団体連合会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 土地改良法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：S32年3月6日 ・法案成立年月日：S32年4月17日 ・法律公布年月日：S32年4月20日 ・法律施行年月日：S32年7月18日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	趣旨説明（昭和32年3月7日・参議院農林水産委員会） 土地改良法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。 土地改良法は、土地改良事業実施の基本法として昭和二十四年に制定されまして以来七年有余を経過いたしました。その間、農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるとともに、食糧増産に寄与するため、本法に基きまして、農地の改良、開発、保全及び集団化の事業が推進されて参ったのであります。 しこうして、昭和二十八年には土地改良事業の実施手続の簡素化を主眼にした一部改正がなされたものであります。その後の土地改良法の運営実施の状況にかんがみまして、なお、土地改良事業の実施手続の面でやや煩瑣に過ぎ、または不備であると考えられる諸点がございまして、実情に即して適切な是正をはかる必要が痛感されるに至ったのであります。 また、政府はこのたび、国が行う特定の灌漑排水事業、干拓事業等につきまして、その事業資金の拡充と効率的実施をはかるため、特定土地改良工事特別会計を設置したいと考え、今国会に別途特定土地改良工事特別会計法案を提案しておりますが、これに照応しまして、土地改良法の関係部分につき一部を補正することといたしたいのであります。 さらに、土地改良事業の施行上重要な役割を果しております土地改良区等が行う土地改良事業、いわゆる団体営事業につきまして、より一そう適切かつ効率的な実施をはかるため、かねてより、技術面、運営面にわたっての連合組織による指導体制の確立が望まれていたのであります。そこで、これら土地改良事業施行者の共同組織として土地改良事業団体連合会を設置し得る規定を新たに設けたいと考えたのであります。 以上が土地改良法の一部を改正する法律案を提出いたしました主要な理由であります。		



	<p>す。以下、法案の内容について簡単に御説明申し上げます。第一は、土地改良事業の開始手続を簡素化したことであります。(略)</p> <p>第四は、土地改良事業団体連合会に関する規定を設けたことであります。土地改良事業団体連合会は、土地改良区、農業協同組合等の土地改良事業団体の共同組織により、土地改良事業の効率的運営を確保することを目的とする法人でありまして、都道府県または全国を地区とするものであります。連合会の事業は、組合員に対する土地改良事業に関する技術的援助、情報の提供、調査研究等であります。その他、定款、役員、総会等につきまして必要な規定を設けてあります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

9. 全国食肉業務用卸協同組合連合会

法人概要

【特別法人】

法人名	全国食肉業務用卸協同組合連合会												
所在地	東京堂港区赤坂6-13-16 アジミックビル2階												
設立根拠法	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）												
所管府省	農林水産省												
設立年月日	昭和56年4月21日	民間法人化年月日	—										
沿革	⑦ 昭和56年4月21日 全国食肉業務用卸協同組合連合会設立												
事業目的	会員の相互扶助の精神に基づき、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）のために必要な共同事業を行い、もって、所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所属員の取り扱う業務用食肉の共同購買</li> <li>2. 所属員の取り扱う業務用食肉の共同保管</li> <li>3. 所属員の取り扱う業務用食肉の販売促進のための共同展示即売</li> <li>4. 所属員のためにする業務用食肉の販売促進のための共同宣伝</li> <li>5. 会員に対する事業資金の貸付け及び会員のためにするその借入並びに機械・装置の貸付け</li> <li>6. 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結</li> <li>7. 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</li> <li>8. 所属員の福利厚生に関する事業</li> <li>9. 前各号の事業に付帯する事業</li> </ol>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">（単位：百万円←10万円単位四捨五入）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">101</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">101</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">122</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：n/a</p>			区分	平成28年度	資本金	—	収入	101	支出	101	正味財産	122
区分	平成28年度												
資本金	—												
収入	101												
支出	101												
正味財産	122												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : ( ) 交付金 :												

	<input type="checkbox"/> 委託費 : <input type="checkbox"/> 政府貸付 : <input type="checkbox"/> 政府保証 :
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令 : 中小企業等協同組合法第 106 条第 1 項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収 : 中小企業等協同組合法第 105 条の 3 第 2 項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査 : 中小企業等協同組合法第 105 条の 4 第 2 項
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 :
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱(優遇措置)	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税 : 地方税法 348 条 4 項 <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 昭和 56 年 4 月 21 日 全国食肉業務用卸協同組合連合会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	全国食肉業務用卸協同組合連合会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	・ 関係法案名 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律		
	・ 国会提出年月日： S30 年 6 月 3 日 ・ 法案成立年月日： S30 年 6 月 5 日 ・ 法律公布年月日： S30 年 8 月 2 日 ・ 法律施行年月日： S30 年 8 月 2 日	法改正のパターン分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明（昭和 30 年 6 月 7 日・参議院商工委員会）</p> <p>次に中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。</p> <p>このたびの改正の目的は、本法施行後の経験にかんがみまして、組合の組織及び運営の合理化並びにその健全な発達をはかろうとするものでありまして、その内容はおおむね次の通りであります。</p> <p>第一は、組合の設立について、従来の定款の認証制度を設立の認可制度に改めることとあります。これによって著しく不健全な組合の設立を防止し、組合の質的向上をはかり、組合事業の活発化並びに組合の信用の向上を期待しようとするものであります。</p> <p>これに伴い、信用協同組合については、従来、設立についての定款の認証のほか、事業について行政庁の認可を必要としていたのでありますが、組合の設立の認可をもって事業認可にかえることといたしまして、「協同組合による金融事業に関する法律」に所要の改正を加えたのであります。</p> <p>第二は、役員選挙の方法について、従来の無記名投票による方法のほかに、定款の定めるところに従って、指名推選の方法もとることができるようにいたし、その方法を簡素化し、組合の運営を円滑化ならしめようとしたのであります。</p> <p>第三は、組合の指導連絡団体として、法的根拠に基く中小企業等協同組合中央会を設けさせることとし、共同経営体としての組合の運営の合理化及び健全化の指導に当らせることといたしたのであります。</p> <p>中央会の構想の概要は、都道府県中央会と全国中央会の二種類とし、都道府県中央会は、各都道府県ごとに一個とし、都道府県の地区内に事務所を有する組合をもって構成するものとし、これらの都道府県中央会をもって全国中央会を構成することと</p>		

	<p>しているのであります。中央会の事業といたしましては、都道府県中央会については、共同経営体としての組合に対し、従来比較的行き届かなかったきらいのある設立に当たっての指導、経理面の指導等の個別的、具体的な指導に当らせるとともに、組合に関する調査研究及び情報の提供を行わせることとし、全国中央会については、都道府県中央会の事業の指導及び連絡に重点を置き、都道府県中央会の事業の健全な発展をはからしめるような事業を行わしめることといたしております。</p> <p>第四は、従来、行政庁は、組合から定期的に業務についての報告を受けることができず、組合の指導上遺憾な点が多かったので、今後は、定期的に決意関係書類を行政庁に提出させることといたし、行政庁と組合との関係を緊密化いたしますとともに、組合の実態を把握いたしまして、組合指導の円滑化をはかろうとするものであります。</p> <p>第五は、設立の認可制度の採用に伴い、行政庁の組合に対する監督権を若干強化いたしまして、組合法本来の趣旨を逸脱した組合や休眠組合に対する適正な指導監督を行い得ることとしたのであります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	

## 10. 日本商品先物取引協会

### 法人概要

#### 【特別法人】

法人名	日本商品先物取引協会		
所在地	東京都中央区日本橋堀留町1-10-7 東京商品取引所ビル6階		
設立根拠法	商品先物取引法（昭和25年法律第239号）		
所管府省	農林水産省・経済産業省		
設立年月日	平成11年4月1日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>① 平成3年5月 社団法人日本商品取引員協会設立</p> <p>② 平成11年4月 名称を日本商品先物取引協会に変更、商品取引所法上の認可法人に改組</p>		
事業目的	<p>本会は、会員及び商品先物取引仲介業者の行う商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等の保護を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>(1) 会員又は商品先物取引仲介業者が商品先物取引業務を行うに当たり、法その他の関係法令を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の事業</p> <p>(2) 会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関し、顧客の保護を図るために必要な会員に対する指導、勧告その他の事業</p> <p>(3) 会員に対する監査</p> <p>(4) 法その他の関係法令又は本会の定款等に違反した会員に対する制裁</p> <p>(5) 会員又は商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引業務に関する顧客からの苦情の解決</p> <p>(6) 商品デリバティブ取引等に関して会員間又は会員若しくは商品先物取引仲介業者と顧客との間に生じた紛争を解決するためのあっせん及び調停</p> <p>(7) 法第206条第1項（法第240条の11の規定により準用される場合を含む。）の規定に基づき、主務大臣から委任された外務員の登録に関する事務</p> <p>(8) 外務員資格試験の実施</p> <p>(9) 会員の役員及び使用人並びに商品先物取引仲介業者の役員及び使用人（個人である商品先物取引仲介業者を含む。）に対する研修等その資質の向上を図る事業</p> <p>(10) 会員が積み立てる商品取引責任準備金に関する事業</p> <p>(11) 会員又は商品先物取引仲介業者の行う法第2条第15項に定める商品デリバティブ取引等に係る損失補てん等に関する事業</p> <p>(12) その他本会の目的を達成するために必要な事業及び前各号に掲げる事業に附帯する事業</p>		

財務情報等	(単位：百万円←10万円単位四捨五入)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	
	収入	296
	支出	396
	正味財産	504
	職員数：n/a	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：主務大臣による業務改善命令（商品先物取引法 264 条）、主務大臣による監督上の処分（商品先物取引法 265 条） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：主務大臣による（商品先物取引法 263 条） <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：主務大臣による（商品先物取引法 263 条）	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：理事又は監事の職を行う者がいない場合の主務大臣による仮理事又は仮監事の選任（商品先物取引法 258 条） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 2 条 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：	
その他公共性、公益性に	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input type="checkbox"/> みなし公務員：	

起因する規制 や国の関与	( ) 情報公開 :
-----------------	------------



【沿革① 平成3年5月 社団法人日本商品取引員協会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	日本商品先物取引協会		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	民法第34条の規定に基づき公益法人として設立		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会提出年月日：</li> <li>・法案成立年月日：</li> <li>・法律公布年月日：</li> <li>・法律施行年月日：</li> </ul>	法改正のパターン分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input checked="" type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋			
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋			

【沿革② 平成 11 年 4 月 名称を日本商品先物取引協会に変更、商品取引所法上の認可法人に改組】

法人類型	特別法人		
法人名	日本商品先物取引協会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 商品取引所法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H10 年 2 月 26 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H10 年 4 月 14 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H10 年 4 月 22 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H11 年 4 月 1 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>趣旨説明（平成 10 年 4 月 10 日・衆議院商工委員会）</p> <p>商品取引所法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。</p> <p>食料、鉱物等の多くを輸入に依存する我が国におきまして、商品先物市場は、価格変動リスクの回避、公正かつ透明な価格指標の提供等の機能を有する重要な産業基盤であります。しかしながら、我が国の商品先物市場は、海外の商品先物市場に比べおくれをとっており、外為制度が改正される中、現状のままでは我が国の商品先物市場からの資金流出の進行が懸念されます。</p> <p>本法律案は、我が国経済の活性化及び経済構造の改革に資する観点から、我が国の商品先物市場が内外の環境の変化に対応し、アジアを代表する市場として発展していくため、委託者保護の強化を図りつつ、その利便性及び信頼性を向上させる措置を講ずるものであります。</p> <p>次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。</p> <p>(…略…)</p> <p>第二は、市場の信頼性の向上を図ることであります。すなわち、委託者保護の強化のため、顧客の知識、経験、財産の状況に照らして不適当な勧誘の禁止、誠実・公正義務の導入等を行うこととしております。また、監視、監督及び紛争処理体制の強化のため、公正かつ中立的な自主規制機関として商品取引員により設立される商品先物取引協会において、あっせん・調停委員会の設置、会員に対する制裁等を行うほか、商品取引所における市場取引監視委員会の設置等を行うことといたしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。</p>		

業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	
----------------------------	--

## 11. 全国石油商業組合連合会

### 法人概要

#### 【特別法人】

法人名	全国石油商業組合連合会												
所在地	東京都千代田区永田町2-17-14												
設立根拠法	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）												
所管府省	経済産業省												
設立年月日	昭和38年11月20日	民間法人化年月日	—										
沿革	① 昭和38年11月20日 全国石油商業組合連合会設立												
事業目的	本会は、石油製品販売業の中小企業者の改善発達を図るための必要な事業を行うことを目的とする。												
主な事務・事業の内容	(1) 会員たる石油商業組合の事業についての指導及び連絡 (2) 会員及びその所属員である石油製品販売業に関する指導及び教育 (3) 石油製品販売業に関する情報又は資料の収集及び提供 (4) 石油製品販売業に関する調査研究 (5) 構造改善事業の推進・指導等に関する事業 (6) 所属員の新たな事業分野への進出の円滑化を図るための新規商品若しくは新技術の開発又は需要の開拓に関する調査 (7) 所属員の環境対策に関する事業 (8) その他、各号に附帯する事業												
財務情報等	(単位：百万円←10万円単位四捨五入) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">3,824</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">3,824</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">759</td> </tr> </tbody> </table> 職員数：33人			区分	平成28年度	資本金	-	収入	3,824	支出	3,824	正味財産	759
区分	平成28年度												
資本金	-												
収入	3,824												
支出	3,824												
正味財産	759												
補助金、交付金、委託費等	( ) 補助金 : ( ) 交付金 : ( ) 委託費 : ( ) 政府貸付 : ( ) 政府保証 :												

<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：中小企業等協同組合法第 106 条第 1 項  <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：中小企業等協同組合法第 105 条の 3 第 2 項  <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：中小企業等協同組合法第 105 条の 4 第 2 項</p>
<p>役員の選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 大臣任命：  <input type="checkbox"/> 国の認可：  <input type="checkbox"/> 国への届出：</p>
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認：  <input type="checkbox"/> 国の認可：  <input type="checkbox"/> 国への届出：  <b>(決算・財務諸表)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認：  <input type="checkbox"/> 国の認可：  <input type="checkbox"/> 国への届出：  <b>(その他国の関与)</b>  <input type="checkbox"/> その他：</p>
<p>税の取扱（優遇措置）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 2 条別表第三  <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産税：地方税法 348 条 4 項  <input type="checkbox"/> 登録免許税：  <input type="checkbox"/> 印紙税：</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制：  <input type="checkbox"/> みなし公務員：  <input type="checkbox"/> 情報公開：</p>

【沿革① 昭和 38 年 全国石油商業組合連合会設立】

法人類型	特別法人		
法人名	全国石油商業組合連合会		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S30 年 6 月 3 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S30 年 6 月 5 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S30 年 8 月 2 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S30 年 8 月 2 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明：昭和 30 年 6 月 7 日・参議院商工委員会</p> <p>次に中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。</p> <p>このたびの改正の目的は、本法施行後の経験にかんがみまして、組合の組織及び運営の合理化並びにその健全な発達をはかろうとするものでありまして、その内容はおおむね次の通りであります。</p> <p>第一は、組合の設立について、従来の定款の認証制度を設立の認可制度に改めることとあります。これによって著しく不健全な組合の設立を防止し、組合の質的向上をはかり、組合事業の活発化並びに組合の信用の向上を期待しようとするものであります。</p> <p>これに伴い、信用協同組合については、従来、設立についての定款の認証のほかには事業について行政庁の認可を必要としていたのでありますが、組合の設立の認可をもって事業認可にかえることといたしまして、「協同組合による金融事業に関する法律」に所要の改正を加えたのであります。</p> <p>第二は、役員を選挙方法について、従来の無記名投票による方法のほかに、定款の定めるところに従って、指名推選の方法もとることができるようにいたし、その方法を簡素化し、組合の運営を円滑化ならしめようとしたのであります。</p> <p>第三は、組合の指導連絡団体として、法的根拠に基く中小企業等協同組合中央会を設けさせることとし、共同経営体としての組合の運営の合理化及び健全化の指導に当らせることといたしたのであります。</p> <p>中央会の構想の概要は、都道府県中央会と全国中央会の二種類とし、都道府県中央会は、各都道府県ごとに一個とし、都道府県の地区内に事務所を有する組合をもって構成するものとし、これらの都道府県中央会をもって全国中央会を構成することとし</p>		

	<p>ているのであります。中央会の事業といたしましては、都道府県中央会については、共同経営体としての組合に対し、従来比較的行き届かなかったきらいのある設立に当たっての指導、経理面の指導等の個別的、具体的な指導に当らせるとともに、組合に関する調査研究及び情報の提供を行わせることとし、全国中央会については、都道府県中央会の事業の指導及び連絡に重点を置き、都道府県中央会の事業の健全な発展をはからしめるような事業を行わしめることといたしております。</p> <p>第四は、従来、行政庁は、組合から定期的に業務についての報告を受けることができず、組合の指導上遺憾な点が多かったので、今後は、定期的に決意関係書類を行政庁に提出させることといたし、行政庁と組合との関係を緊密化いたしますとともに、組合の実態を把握いたしまして、組合指導の円滑化をはかろうとするものであります。</p> <p>第五は、設立の認可制度の採用に伴い、行政庁の組合に対する監督権を若干強化いたしまして、組合法本来の趣旨を逸脱した組合や休眠組合に対する適正な指導監督を行い得ることとしたのであります。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

## 12. 原子力発電環境整備機構

### 法人概要

#### 【特別法人】

法人名	原子力発電環境整備機構（NUMO）		
所在地	東京都港区芝4-1-23 三田NNビル2F		
設立根拠法	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）		
所管府省	経済産業省		
設立年月日	平成12年10月18日	民間法人化年月日	—
沿革	① 平成12年10月 原子力発電環境整備機構設立		
事業目的	<p>本機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分の実施等の業務を行うことにより、原子力発電に係る環境の整備を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 第一種特定放射性廃棄物に係る次の業務</p> <p>イ 概要調査地区等の選定を行うこと。</p> <p>ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。</p> <p>ハ 第一種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。</p> <p>ニ 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。</p> <p>ホ 法第11条第1項の拠出金を徴収すること。</p> <p>ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>二 第二種特定放射性廃棄物に係る次の業務</p> <p>イ 概要調査地区等の選定を行うこと。</p> <p>ロ 最終処分施設の建設及び改良、維持その他の管理を行うこと。</p> <p>ハ 第二種特定放射性廃棄物の最終処分を行うこと。</p> <p>ニ 最終処分を終了した後の当該最終処分施設の閉鎖及び閉鎖後の当該最終処分施設が所在した区域の管理を行うこと。</p> <p>ホ 法第11条の2第1項の拠出金を徴収すること。</p> <p>ヘ イからホまでに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 本機構は、前項に掲げる業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、他の者からの委託を受けて、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 最終処分施設において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を固型化し、又は容器に封入したもの（特定放射性廃棄物を除く。）について最終処分と同一の処分を行うこと。</p>		



	二 前項第一号イからニまで及び第二号イからニまで並びに前号に掲げる業務のために必要な調査を行うこと。										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">3,925</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">3,925</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：n/a</p>	区分	平成 28 年度	資本金		収入	3,925	支出	3,925	正味財産	-
区分	平成 28 年度										
資本金											
収入	3,925										
支出	3,925										
正味財産	-										
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：経済産業大臣（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下本票において「法」という。）第 69 条） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：経済産業大臣（法第 70 条） <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：経済産業大臣（法第 70 条）										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可：経済産業大臣（法第 49 条） <input type="checkbox"/> 国への届出：										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：経済産業大臣による、業務方法書（法第 61 条）、予算案の認可（法第 64 条） <input type="checkbox"/> 国への届出： <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：財務諸表の承認（法第 65 条） <input type="checkbox"/> 国への届出： <p><b>(その他国の関与)</b></p> <input checked="" type="checkbox"/> その他：経済産業大臣による、定款変更の認可（法第 44 条第 2 項）等										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 2 条 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税：										

	( ) 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	( ) 外資規制 : (✓) みなし公務員 : 法第 55 条 ( ) 情報公開 :

【沿革① 原子力発電環境整備機構設立】

法人類型	特別法人		
法人名	原子力発電環境整備機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：H12年3月14日</li> <li>・ 法案成立年月日：H12年5月31日</li> <li>・ 法律公布年月日：H12年6月7日</li> <li>・ 法律施行年月日：H12年11月1日</li> </ul>	法改正のパターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明（平成12年4月28日・衆議院商工委員会）</p> <p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。</p> <p>エネルギー供給構造が脆弱な我が国においては、地球温暖化問題への対応といった環境保全及び効率化の要請に対応しながら、エネルギーの安定供給を確保するため、原子力政策を着実に推進していくことが必要であります。原子力発電は、発電開始以来三十数年が経過し、今や我が国の主要なエネルギー源として確固たる地位を占めるに至っております。</p> <p>一方、原子力発電に伴い生じた使用済み燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分は、原子力発電を進めていく上で残された最重要課題の一つであります。この課題を解決するため、最終処分費用の負担に関する世代間の公平性の観点に留意しつつ、最終処分の実施に必要な枠組みを早急に制度化することが極めて重要であります。</p> <p>以上のような認識のもと、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるために必要な措置等を講じ、発電に関する原子力に係る環境の整備を図るため、今般、本法律案を提案した次第であります。次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、通商産業大臣は、特定放射性廃棄物の最終処分を計画的かつ確実に実施させるため、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針及び最終処分計画を閣議の決定等を経た上で定めることとしております。</p> <p>第二に、原子力発電環境整備機構は、概要調査地区等を選定しようとするときは、所要の調査を行い、その結果に基づき概要調査地区等を選定しなければならないこととするとともに、通商産業大臣の承認を受けなければならないこととしております。</p>		

	<p>第三に、発電用原子炉設置者は、特定放射性廃棄物の最終処分に必要な費用に充てるため、毎年、原子力発電環境整備機構に拠出金を納付しなければならないこととしております。</p> <p>第四に、原子力発電環境整備機構は、最終処分計画等に従い、拠出金に見合う特定放射性廃棄物の最終処分を行わなければならないこととしております。なお、原子力発電環境整備機構が特定放射性廃棄物の最終処分を行う場合についての安全の確保のための規制については、別に法律で定めるところによることとしております。</p> <p>第五に、特定放射性廃棄物の最終処分を行う原子力発電環境整備機構に関する事項、発電用原子炉設置者が納付した拠出金を最終処分積立金として管理する指定法人に関する事項その他所要の措置について定めることとしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及び要旨であります。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>



## 第5部 認可法人

### 1. 株式会社地域経済活性化支援機構

#### 法人概要

##### 【認可法人】

法人名	株式会社地域経済活性化支援機構		
所在地	東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9F		
設立根拠法	株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）		
所管府省	内閣府		
設立年月日	平成21年10月14日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>① 平成21年10月14日、株式会社企業再生支援機構設立</p> <p>② 平成25年3月18日、株式会社地域経済活性化支援機構に改組</p> <p>③ 平成26年10月、再チャレンジ業支援業務、ファンド出資業務の追加等</p>		
事業目的	<p>株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中小企業者その他の事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社の経営管理その他の業務を通じた地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行うことを目的とする株式会社とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 再生支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り又は再生支援対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権等（貸付債権その他これに準ずる債権として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の信託の引受け（以下「債権買取り等」という。）</p> <p>二 再生支援対象事業者に対する次に掲げる業務</p> <p>イ 資金の貸付け（社債の引受けを含む。）</p> <p>ロ 金融機関等からの資金の借入れに係る債務の保証</p> <p>ハ 出資（再生支援対象事業者の株式の取得を含む。第十号及び第三十一条第一項において同じ。）</p> <p>ニ 事業の再生に関する専門家の派遣</p> <p>ホ 事業活動に関する必要な助言</p> <p>三 特定支援対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り（以下「特定債権買取り」という。）</p>		

- 四 特定信託引受対象事業者（第三十二条の九第五項に規定する特定信託引受決定の対象となった事業者をいう。以下同じ。）に対して一又は二以上の金融機関等（当該特定信託引受対象事業者に対して有する債権の額が最も多いものを除く。）が有する全ての貸付債権等の信託の引受け（以下「特定信託引受け」という。）
- 五 特定事業再生支援会社（第三十二条の十第四項に規定する特定出資決定の対象となった中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社をいう。以下同じ。）に対する次に掲げる業務（以下「特定出資」という。）
- イ 出資（その発行の時ににおいて議決権を行使することができる事項のない株式であって、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものの引受けに係るものに限る。）
- ロ 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって主務省令で定めるものをいう。）による資金の貸付け（劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって主務省令で定めるものをいう。）の引受けを含む。）
- 六 特定専門家派遣対象機関（第三十三条第二項第二号に規定する特定専門家派遣決定により専門家の派遣の対象となった者をいう。第三項において同じ。）に対する事業の再生に関する専門家又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動で主務省令で定めるもの（第三十二条の十一第一項において「地域経済活性化事業活動」という。）に関する専門家の派遣（以下「特定専門家派遣」という。）
- 七 対象特定組合（第三十二条の十二第四項に規定する特定組合出資決定の対象となった特定組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であって、地域経済の活性化に資する資金供給を行うもので主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資（当該出資により当該対象特定組合の有限責任組合員となるものに限る。以下「特定組合出資」という。）
- 八 単独で又は民間事業者と共同して、特定組合の無限責任組合員となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに当該株式会社の経営管理を行うこと（以下「特定経営管理」という。）。
- 九 債権買取り等、特定債権買取り又は特定信託引受けに係る債権の管理及び譲渡その他の処分（債権者としての権利の行使に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を含む。）
- 十 出資に係る株式又は持分の譲渡その他の処分
- 十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査として行う法律事務
- 十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 十三 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	26,084
	収入	629
	支出	5,951
	正味財産	116,061
	職員数：348人（役員、派遣職員を含む。）	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：株式会社地域経済活性化支援機構法第44条	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：株式会社地域経済活性化支援機構法第45条 <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：株式会社地域経済活性化支援機構法第46条第1項 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：株式会社地域経済活性化支援機構法第46条第1項	
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：取締役及び監査役の選任解任の主務大臣による認可（株式会社地域経済活性化支援機構法第13条） <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：主務大臣による予算認可（株式会社地域経済活性化支援機構法第39条） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：主務大臣による財務諸表の承認（株式会社地域経済活性化支援機構法42条） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：	



その他公共 性、公益性に 起因する国の 関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :
---------------------------------	---

【沿革① 平成 21 年 10 月 14 日、株式会社企業再生支援機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	株式会社地域経済活性化支援機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法案名 株式会社企業再生支援機構法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国会提出年月日：H20 年 2 月 1 日</li> <li>法案成立年月日：H21 年 6 月 19 日</li> <li>法律公布年月日：H21 年 6 月 26 日</li> <li>法律施行年月日：H21 年 9 月 28 日</li> </ul>	法改正のパターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明抜粋	<p>雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしているながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社地域力再生機構を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 株式会社地域経済活性化支援機構に改組】

法人類型	認可法人		
法人名	株式会社地域経済活性化支援機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H25年1月31日 <b>・法案成立年月日</b> ：H25年2月14日 <b>・法律公布年月日</b> ：H25年3月6日 <b>・法律施行年月日</b> ：H25年3月18日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明（平成25年2月14日・衆議院内閣委員会）</p> <p>昨今の厳しい経済情勢のもと、疲弊している地域経済の現状に鑑みると、地域の再生現場の強化や地域経済の活性化に資する支援を推進していくことが喫緊の政策課題となっております。</p> <p>このため、株式会社企業再生支援機構を改組し、事業再生の支援のための機能に加え、地域経済の活性化に資するための機能を備えた組織とする必要があることから、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。</p> <p>第一に、株式会社企業再生支援機構を地域経済の活性化を図ることを目的とする組織として改組することから、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更することとしております。</p> <p>第二に、機構による再生支援決定の期限を平成三十年三月三十一日まで五年間延長するとともに、支援対象事業者の名称を原則非公表とすることとしております。</p> <p>第三に、機構の業務として、金融機関等に対し、地域経済の活性化に資する事業活動等に関する専門家を派遣すること、地域経済活性化に資する資金供給を行うファンドを民間事業者と共同して組成すること等を追加することとしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。昨今の厳しい経済情勢のもと、疲弊している地域経済の現状に鑑みると、地域の再生現場の強化や地域経済の活性化に資する支援を推進していくことが喫緊の政策課題となっております。</p> <p>このため、株式会社企業再生支援機構を改組し、事業再生の支援のための機能に加え、地域経済の活性化に資するための機能を備えた組織とする必要があることから、本法律案を提出した次第であります。</p>		
業務、財産、	—		

職員身分等の 継承規定抜粋	
------------------	--

【沿革③ 平成 26 年 10 月、再チャレンジ業支援業務、ファンド出資業務の追加等】

法人類型	認可法人		
法人名	株式会社地域経済活性化支援機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>関係法案名</b> ・株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：H26年 3月 13日 ・法案成立年月日：H26年 3月 28日 ・法律公布年月日：H26年 5月 26日 ・法律施行年月日：H26年 10月	<b>法改正の            ターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 26 年 3 月 25 日・参議院内閣委員会）</p> <p>ただいま議題となりました株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>日本経済はデフレ脱却に向けて着実に前進をしており、今後は、景気回復の裾野を更に広げていくことが重要な政策課題となっております。</p> <p>地域経済も含めた成長力の底上げと好循環の実現を図るためには、それぞれの地域における中小企業・小規模事業者に対する支援の担い手である株式会社地域経済活性化支援機構の機能の拡充を図る必要があることから、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>第一に、民間事業者のノウハウを活用した事業再生や地域経済活性化の支援が一層効果的に進められるよう、機構の業務として、地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加することとしております。</p> <p>第二に、経営者の保証債務の整理を通じた再チャレンジ支援を強化するため、機構の業務として、経営者の保証付債権の買取りを追加することとしております。</p> <p>第三に、機構の既存の業務による支援の実効性を高める観点から、金融機関等が機構に信託することができる債権の範囲の拡大、機構の専門家の派遣先の拡大等を図ることとしております。</p> <p>以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 2. 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

### 法人概要

#### 【認可法人】

法人名	原子力損害賠償・廃炉等支援機構		
所在地	東京都港区虎ノ門2の2の5		
設立根拠法	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）		
所管府省	内閣府		
設立年月日	平成23年9月12日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>⑧ 平成23年9月12日、原子力損害賠償支援機構設立</p> <p>⑨ 平成26年8月18日、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組</p>		
事業目的	<p>原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号。以下「賠償法」という。）第三条の規定により原子力事業者（第三十八条第一項に規定する原子力事業者をいう。以下この条及び第三十七条において同じ。）が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額（第四十一条第一項において単に「賠償措置額」という。）を超える原子力損害（賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。以下同じ。）が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等（第三十八条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に係る事業の円滑な運営の確保を図るとともに、原子力事業者が設置した発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）又は実用再処理施設（第三十八条第一項第二号に規定する実用再処理施設をいう。以下この条において同じ。）が原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定された場合において、当該原子力事業者が廃炉等（当該指定に係る発電用原子炉施設に係る実用発電用原子炉（第三十八条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。）の廃止（放射性物質によって汚染された水に係る措置を含む。）又は当該指定に係る実用再処理施設に係る再処理（原子炉等規制法第二条第十項に規定する再処理をいう。第三十八条第一項第二号において同じ。）の事業の廃止をいう。以下同じ。）を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、廃炉等積立金の管理、助言、指導及び勧告その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>		

<p>主な事務・事業の内容</p>	<p>一 法第五章第二節の規定による負担金の収納  二 法第五章第三節の規定による資金援助その他同節の規定による業務  三 法第五章第四節の規定による相談その他同節の規定による業務  四 廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発  五 法第五章第五節の規定による廃炉等積立金の管理その他同節の規定による業務  六 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告  七 廃炉等に関する情報の提供  八 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>										
<p>財務情報等</p>	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">14,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">2,046,067</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">1,958,079</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">14,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：101人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	14,000	収入	2,046,067	支出	1,958,079	正味財産	14,000
区分	平成 28 年度										
資本金	14,000										
収入	2,046,067										
支出	1,958,079										
正味財産	14,000										
<p>補助金、交付金、委託費等</p>	<p>( ) 補助金：  (✓) 交付金：原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 68 条  ( ) 委託費：  ( ) 政府貸付：  (✓) 政府保証：原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 61 条</p>										
<p>国の監督・命令、報告徴収の有無</p>	<p>(✓) 監督・命令：主務大臣による監督（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 64 条）  (✓) 報告徴収：報告及び調査（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 65 条）  ( ) 立入検査：</p>										
<p>役員の選任・解任に当たっての国の関与</p>	<p>(✓) 大臣任命：主務大臣による理事長及び監事の任命（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 25 条）  (✓) 国の認可：副理事長、理事は理事長が主務大臣の認可を受けて任命（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 25 条）  ( ) 国への届出：</p>										
<p>予算・決算に当たっての国の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  ( ) 国会承認：  (✓) 国の認可：事業計画の認可（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 36 条の 3）、予算等の認可（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 57 条）  ( ) 国への届出：  <b>(決算・財務諸表)</b>  (✓) 国会承認：財務諸表等の承認（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 58 条）</p>										

	<input type="checkbox"/> 国の認可 : <input type="checkbox"/> 国への届出 : <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他 :
税の取扱 (優遇措置)	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税の特例 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 69 条)、法人税法第 2 条別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input checked="" type="checkbox"/> 登録免許税 : 登録免許税の特例 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 70 条) <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用対象団体 (同法第 2 条 別表第一)



【沿革① 原子力損害賠償支援機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	原子力損害賠償・廃炉等支援機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 原子力損害賠償支援機構法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：H23年6月14日</li> <li>・ 法案成立年月日：H23年8月3日</li> <li>・ 法律公布年月日：H23年8月10日</li> <li>・ 法律施行年月日：H23年9月18日</li> </ul>	法改正のパターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明抜粋	<p>趣旨説明（平成23年7月8日・衆議院東日本大震災復興特別委員会）</p> <p>この法案は、原子力事業者による損害賠償の実施を支援する組織として原子力損害賠償支援機構を設立し、大規模な原子力損害が生じた場合において、当該原子力損害の賠償に責任を負う原子力事業者に対し機構が必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、被害者への賠償の迅速かつ適切な実施を確保するとともに、電力の安定供給等を図ることを目的として提出するものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組】

法人類型	認可法人		
法人名	原子力損害賠償・廃炉等支援機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H26年2月28日 <b>・法案成立年月日</b> ：H26年5月14日 <b>・法律公布年月日</b> ：H26年5月21日 <b>・法律施行年月日</b> ：H26年8月18日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成26年4月4日・衆議院経済産業委員会）</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故炉について、熔融燃料の取り出しや汚染水の処理など、その廃炉に向けた取り組みは、完了までに長い期間を要する極めて困難な事業であることから、国内外の英知を結集し、予防的かつ重層的に取り組みを進めることが必要であります。</p> <p>具体的には、東電任せにするのではなく、国が前面に出て、汚染水の処理を含めた廃炉に関する研究開発、技術的指導や、必要な監視機能を強化する新たな体制の構築に取り組む必要があります。その際、廃炉と賠償の関連性も考慮し、東電に対して賠償円滑化のための資金援助を行い、その経営全体を監督している原子力損害賠償支援機構が、福島第一原発の廃炉に関する技術支援等を総合的に行うことが適切です。このため、原子力損害賠償支援機構を改組して事故炉の廃炉関係業務を追加すること等により、福島第一原発の廃炉を着実に進める体制を構築することを目的として、本法律案を提出した次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

### 3. 株式会社民間資金等活用事業推進機構

#### 法人概要

##### 【認可法人】

法人名	株式会社民間資金等活用事業推進機構（PFI）		
所在地	東京都千代田区大手町1丁目6番1号大手町ビル8F		
設立根拠法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 （平成11年法律第117号）		
所管府省	内閣府		
設立年月日	平成25年10月7日	民間法人化年月日	—
沿革	① 平成25年10月、株式会社民間資金等活用事業推進機構設立		
事業目的	<p>株式会社民間資金等活用事業推進機構は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 対象事業者（第五十四条第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するものを含む。次条第一項及び第五十四条第一項において同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資</p> <p>二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三十一条に規定する基金をいう。）の拠出</p> <p>三 対象事業者に対する資金の貸付け</p>		

	<p>四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第八号において同じ。）の取得</p> <p>五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得</p> <p>六 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣</p> <p>七 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する助言</p> <p>八 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第五十六条において「株式等」という。）の譲渡その他の処分</p> <p>九 債権の管理及び譲渡その他の処分</p> <p>十 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査</p> <p>十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>十二 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">10,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">554</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">486</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">19,011</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：16 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	10,000	収入	554	支出	486	正味財産	19,011
区分	平成 28 年度										
資本金	10,000										
収入	554										
支出	486										
正味財産	19,011										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>(✓) 政府保証：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 61 条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令：監督（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 62 条）</p> <p>(✓) 報告徴収：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 63 条</p> <p>(✓) 立入検査：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 63 条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命 :</p> <p>(✓) 国の認可：取締役及び監査役の選任及び解任の認可（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 40 条及び第 43 条）</p>										

	( ) 国への届出 :
予算・決算に 当たっての国 の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 内閣総理大臣による (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 58 条)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>( ) 国の認可 :</p> <p>(✓) 国への届出 : 貸借対照表、損益計算書、事業報告書 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 60 条)</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>(✓) その他 : 剰余金の処分、合併等の決議の内閣総理大臣に認可 (民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 59 条、第 67 条)</p>
税の取扱 (優 遇措置)	<p>( ) 法人税 :</p> <p>( ) 固定資産税 :</p> <p>( ) 登録免許税 :</p> <p>( ) 印紙税 :</p>
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>( ) みなし公務員 :</p> <p>( ) 情報公開 :</p>

【沿革① 平成 25 年 10 月、株式会社民間資金等活用事業推進機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	株式会社民間資金等活用事業推進機構（PFI）		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律		
	・国会提出年月日：H25 年 3 月 1 日 ・法案成立年月日：H25 年 6 月 5 日 ・法律公布年月日：H25 年 6 月 12 日 ・法律施行年月日：H25 年 9 月 5 日	法改正のパターン分類	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	提案理由（平成 25 年 5 月 10 日・衆議院内閣委員会） 民間投資の喚起による成長力強化を実現するため、民間資金を積極的に活用したインフラ整備等を推進することが求められております。 この法律案は、インフラ整備等への民間投資を促進し、インフラ投資市場の拡大を図ることにより、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備を一層促進するため、利用料金収入により費用を回収する PFI 事業等を実施する民間事業者に対し、民間による投融資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めるものであります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

#### 4. 預金保険機構

##### 法人概要

###### 【認可法人】

法人名	預金保険機構		
所在地	東京都千代田区有楽町 1-12-1 新有楽町ビルディング 9 階		
設立根拠法	預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）		
所管府省	財務省、金融庁		
設立年月日	昭和 46 年 7 月 1 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>① 昭和 46 年 7 月 1 日 預金保険機構設立</p> <p>② 昭和 61 年 7 月 仮払金支払制度、資金援助制度を導入</p> <p>③ 平成 8 年 6 月 預金等債権の買取制度、預金設定による支払、預金者代理制度等を導入したほか、特例業務を付加</p>		
事業目的	<p>1 この機構は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うとともに、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務及び承継銀行の経営管理その他の金融機関の破綻の処理に関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置、金融機関の株式等の引受け等その他の金融危機に対応するための措置並びに金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置として金融機関等の特別監視その他の業務を行うほか、緊急の特例措置として、住宅金融専門会社から財産を譲り受けてその処理等を行う会社の設立をし、及び当該設立された会社に対して資金援助等をする業務を行い、金融機関等の資産の買取りを行うとともに、金融機関等が発行する株式等の引受け等を協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務その他の業務を行うほか、当分の間の特別な措置として、株式会社産業再生機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務、株式会社地域経済活性化支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の設立の発起人となり、及び同会社に出資を行う業務を行うとともに、金融機関等又は組織再編成金融機関等が発行する株式等の引受け等又は協同組織中央金融機関からの信託受益権等の買取りを協定銀行に委託し、これに伴い必要となる財務上の支援を行う業務その他の業務を行い、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。</p> <p>2 この機構は、前項に規定するもののほか、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続の開始に係る公告等その他の業務を行い、も</p>		

	<p>って当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とする。</p> <p>3 この機構は、前二項に規定するもののほか、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を活用することにより民間公益活動を促進するため、休眠預金等移管金の収納その他の業務を行い、もって国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とする。</p>
<p>主な事務・事業の内容</p>	<p>一 法第三章第二節の規定による保険料の収納</p> <p>二 法第三章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払</p> <p>三 法第三章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務</p> <p>四 法第六十九条の三の規定による資金の貸付け</p> <p>五 法第四章の規定による預金等債権の買取り</p> <p>六 第七十八条第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務</p> <p>七 法第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務</p> <p>八 法第六章の二の規定による金融機関の特定回収困難債権の買取りその他同章の規定による業務</p> <p>九 法第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務</p> <p>十 法第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務</p> <p>十一 法第二百二十七条若しくは第二百二十八条において準用する第六十九条の三又は第二百二十七条の二若しくは第二百二十八条の二の規定による資金の貸付け及び第二百二十九条の規定による資産の買取り</p> <p>十二 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章第四節、第五章第二節及び第六章第二節の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務</p> <p>十三 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務</p> <p>十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>



財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">35,135</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">580,089</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">131,891</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">455</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	35,135	収入	580,089	支出	131,891	正味財産	455
	区分	平成 28 年度									
	資本金	35,135									
	収入	580,089									
支出	131,891										
正味財産	455										
職員数：416人											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：預金保険法 42 条の 2										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：内閣総理大臣及び財務大臣（預金保険法第 45 条） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：内閣総理大臣及び財務大臣（預金保険法第 46 条） <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：内閣総理大臣及び財務大臣（預金保険法第 46 条）										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：役員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命（預金保険法第 26 条）、内閣総理大臣による役員解任（預金保険法第 29 条） <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：財務大臣及び内閣総理大臣による予算案、資金計画の認可（預金保険法第 39 条） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：財務大臣及び内閣総理大臣による財務諸表の承認（預金保険法第 40 条） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input checked="" type="checkbox"/> その他：財務大臣及び内閣総理大臣による定款変更の認可（預金保険法第 47 条）										
税の取扱（優遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税：法人税法第 2 条 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：										

その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>( ) みなし公務員 :</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用対象 団体 (同法第2条 別表第一)</p>
------------------------------------	--

【沿革① 昭和4年7月1日 預金保険機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	預金保険機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法案名 預金保険法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国会提出年月日：S46年2月3日</li> <li>法案成立年月日：S46年3月10日</li> <li>法律公布年月日：S46年4月1日</li> <li>法律施行年月日：S46年4月1日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明（昭和46年2月25日・参議院大蔵委員会）</p> <p>ただいま議題となりました預金保険法案外一法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>まず、預金保険法案につきまして御説明申し上げます。</p> <p>金融制度調査会は、新しい経済環境下における一般民間金融機関の問題を中心とし、広く金融の各分野にわたる基本的な問題を取り上げ、二年九カ月に及ぶ検討の後、昨年七月、一般民間金融機関のあり方等に関する答申を行なったのであります。この答申におきまして、特に預金保険制度について、預金者保護の観点からその創設の必要性を認め、その具体的方式についての基本的方向を示しております。もちろん、政府といたしましては、預金者保護のために金融機関の経営の健全化を一段と推進するよう、今後とも監督、検査権の適正な行使をはかってまいる所存であります。しかしながら、最近における銀行預金等の大衆化の進展、支払い手段としての地位の増大等にかんがみ、金融制度調査会の答申に基づいて、この際、預金保険制度を創設することにより、万一の場合に備えて預金者保護に遺憾なきを期することが必要であると考え、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして、その大要を御説明申し上げます。</p> <p>第一に、預金保険制度を運営する主体として、預金保険機構という名称の法人を設立する道を開くことといたします。この機構の資本金は、政府、日本銀行及び民間金融機関の三者がそれぞれ同額の出資をすることを予定しておりますが、このうち政府出資につきましては、四十六年度予算におきまして一億五千万円を計上しております。</p> <p>機構の組織につきましては、できるだけ簡素なものにするとともに、自主性を尊重するため、常勤の役職員はごく少数とするよう配慮いたしております。（…略…）</p>		
業務、財産、	—		

職員身分等の 継承規定抜粋	
------------------	--

【沿革② 昭和 61 年 7 月 仮払金支払制度、資金援助制度を導入】

法人類型	認可法人		
法人名	預金保険機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：S61 年 3 月 31 日 <b>・法案成立年月日</b> ：S61 年 5 月 21 日 <b>・法律公布年月日</b> ：S61 年 5 月 27 日 <b>・法律施行年月日</b> ：S61 年 7 月 1 日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明（昭和 61 年 5 月 15 日・参議院大蔵委員会）</p> <p>次に、預金保険法及び準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。</p> <p>金融自由化は、我が国経済の効率化と発展に資するものであると同時に、我が国が世界経済の発展に貢献していく上で有意義なものであります。</p> <p>他方、このような金融自由化を進めるに際しては、信用秩序に混乱を来さないようにするための方策を整備する等、金融自由化の環境整備を図っていく必要があります。このような観点から、金融機関の経営危機に対応するための預金保険制度の拡充を図るとともに、金融政策を効果的に運営するために準備預金制度を整備することとし、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>まず、預金保険法の改正について申し上げます。</p> <p>第一に、経営が破綻した金融機関を対象とした合併等で大蔵大臣の適格性の認定またはあっせんを受けたものについて、預金保険機構が、貸し付け、不良資産の買い取り等の資金援助を行うことができることとしております。</p> <p>第二に、預金の払い戻しの停止等の保険事故が発生した場合に、本格的な保険手続が開始されるまでの間に一定金額までを仮払いする制度を導入することとしております。</p> <p>第三に、労働金庫を預金保険制度の対象とすることとしております。</p> <p>以上のほか、所要の措置を講ずることとしております。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革③ 平成8年6月21日 預金等債権の買取制度、預金設定による支払、預金者代理制度等を導入】

法人類型	認可法人		
法人名	預金保険機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 預金保険法の一部を改正する法律案等		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H8年4月2日 <b>・法案成立年月日</b> ：H8年6月18日 <b>・法律公布年月日</b> ：H8年6月21日 <b>・法律施行年月日</b> ：H8年6月21日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明（昭和46年2月25日・参議院大蔵委員会）</p> <p>まず、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案につきまして御説明申し上げます。</p> <p>本法律案は、関係当事者による処理が極めて困難となっている住宅金融専門会社の債権債務の処理を促進し、信用秩序の維持と預金者の保護等を図るため、緊急の特例措置として、預金保険機構の業務の特例及び国の財政上の措置等を定めるものであります。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>第一に、預金保険機構は、住専から貸付債権等を譲り受け、その回収等を行うことを目的とする債権処理会社を設立するため出資することとしております。</p> <p>第二に、預金保険機構は、債権処理会社が住専から貸付債権等を譲り受ける対価をもってしてもなお不足する住専の債務処理の財源として、政府の補助金により同機構に緊急金融安定化基金を置き、同基金から同会社に対し助成金を交付することができることとしております。また、同会社が譲り受けた貸付債権等については、極力損失が生じないよう努める所存であります。仮に損失が生じた場合には、当該損失の二分の一に相当する金額について、政府は同機構に補助金を交付することができることとし、同機構は同会社に対し助成金を交付することができることとしております。なお、これらの場合において、同会社は、回収が進み利益が生じたときは、同機構を通じて国庫へ還元することといたしております。</p> <p>第三に、預金保険機構は、債権処理会社の円滑な業務の遂行のために必要があると認めるときは、金融機関等の拠出金による金融安定化拠出基金から、同会社に対し助成金を交付することができることとしております。</p> <p>第四に、債権処理会社及び預金保険機構は一体となって、強力な債権回収及び損害</p>		

賠償請求権の行使を含む関係者の責任追及を行うこととしております。このため、同機構に対し罰則で担保された財産調査権を付与するとともに、回収が困難な事案については、同機構がみずからその取り立てを行うことができることとする等の措置を講ずることとしております。

その他、政府の預金保険機構への出資に関する規定の整備等、所要の措置を講ずることとしております。(略)

次に、預金保険法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法律案は、最近における我が国の金融環境の変化に対応し、破綻金融機関の適時適切な処理を図るため、預金保険機構の業務の拡充を図るとともに、今後五年間に信用協同組合等の経営が破綻した場合における同機構が行う資金援助の特例を設ける等、所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、預金保険制度の整備拡充に関する事項として、保険金の支払いがなされる場合に、預金保険機構が保険対象外の預金等に係る債権を買い取る制度を設ける等、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、預金保険機構は、今後五年間の特例業務として、保険金の支払いに要すると見込まれる費用を超える資金援助等ができることとするとともに、金融機関から特別保険料を徴収することとしております。

第三に、預金保険機構は、当分の間、信用協同組合の破綻処理を円滑に行うための特例業務として、破綻信用組合から譲り受けた事業の整理等を行うことを主たる目的とした一の銀行と協定を締結し、これに対する出資や債務保証を行うとともに、当該銀行が引き継いだ貸付債権等の円滑な回収を図るため、債務者の財産調査や取り立てを行うことができること等としております。

第四に、政府は、信用協同組合の破綻処理に関する特例業務のために預金保険機構が行う資金の借りに係る債務について保証できることとする等、所要の措置を講ずることとしております。

業務、財産、  
職員身分等の  
継承規定抜粋

—

## 5. 銀行等保有株式取得機構

### 法人概要

#### 【認可法人】

法人名	銀行等保有株式取得機構		
所在地	東京都中央区新川 2-28-1 新川スクエア 4 階		
設立根拠法	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成 13 年法律第 131 号）		
所管府省	金融庁		
設立年月日	平成 14 年 1 月 30 日	民間法人化年月日	—
沿革	<p>① 平成 14 年 1 月 30 日、銀行等保有株式取得機構設立</p> <p>② 平成 24 年 3 月 31 日、機構による株式等の買取期限の延長</p>		
事業目的	<p>銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 会員の保有する株式の買取り並びに当該買い取った株式の管理及び処分</p> <p>二 会員の保有する株式の売付けの媒介</p> <p>三 銀行等以外の会社であって会員と相互に株式を保有する関係にあるものとして内閣府令・財務省令で定める関係にあるもの（以下「発行会社」という。）の保有する当該会員が発行する株式（当該会員の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合においては、当該一の株式会社が発行する株式を含む。）の買取り並びに当該買い取った株式の管理及び処分</p> <p>四 会員の保有する受益権の買取り並びに当該買い取った受益権の管理及び処分</p> <p>五 会員の保有する投資口の買取り並びに当該買い取った投資口の管理及び処分</p> <p>六 第四十一条第一項及び第三項に規定する拠出金並びに第四十二条に規定する手数料の収納及び管理</p> <p>七 前各号の業務に附帯する業務</p>		



財務情報等	(単位：百万円)										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>-655</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成 28 年度	資本金	-	収入	75	支出	75	正味財産	-655
	区分	平成 28 年度									
	資本金	-									
	収入	75									
支出	75										
正味財産	-655										
職員数：7人											
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 51 条										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：内閣総理大臣及び財務大臣による監督（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 54 条） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：内閣総理大臣及び財務大臣による（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 55 条） <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：内閣総理大臣及び財務大臣による（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 55 条）										
役員を選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：内閣総理大臣及び財務大臣による役員（理事長、理事、監事）の選任及び解任の認可（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 22 条第 2 項） <input type="checkbox"/> 国への届出：										
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：内閣総理大臣及び財務大臣による予算案等の認可（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 45 条） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：内閣総理大臣及び財務大臣による財務諸表等の承認（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 46 条及び第 47 条） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：										

<p>税の取扱（優 遇措置）</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 法人税           ： 法人税法第 2 条別表第二、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 58 条</p> <p><input type="checkbox"/> 固定資産税       ：</p> <p><input type="checkbox"/> 登録免許税       ：</p> <p><input type="checkbox"/> 印紙税            ：</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制           ：</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員： 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 28 条</p> <p><input type="checkbox"/> 情報公開           ：</p>

【沿革① 平成 14 年 1 月 30 日、銀行等保有株式取得機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	銀行等保有株式取得機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法案名 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国会提出年月日：H13 年 9 月 28 日</li> <li>法案成立年月日：H13 年 11 月 1 日</li> <li>法律公布年月日：H13 年 11 月 28 日</li> <li>法律施行年月日：H14 年 1 月 4 日</li> </ul>	法改正のパートナー分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明（平成 13 年 10 月 26 日・衆議院財務金融委員会）</p> <p>ただいま議題となりました銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>我が国の銀行等は相当程度の株式を保有しているため、株価の変動が銀行等の財務面の健全性や、ひいては銀行等に対する信認及び金融システムの安定性に影響を与えかねない状態にあります。</p> <p>このような状況にかんがみ、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、その制限の実施に伴う銀行等による保有株式の処分の円滑を図るため、この法律案を提出することとした次第であります。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>第一に、銀行等及びその子会社等は、その自己資本に相当する額を超えて株式等を保有してはならないこととしております。なお、この措置は平成十六年九月三十日から適用することとしておりますが、一定以上の株式等を保有している銀行等及びその子会社等が、主務大臣の承認を受けたときは、その適用を一定期間猶予することとしております。</p> <p>第二に、この制限の実施に伴う銀行等による保有株式の短期間かつ大量の処分により、株式の価格の著しい下落を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生じることがないようにするため、銀行等保有株式取得機構を設立し、同機構が株式の買い取り等の業務を行うことにより、銀行保有株式の処分の円滑を図るなど、所要の措置を講ずることとしております。</p> <p>以上が、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。</p>		
業務、財産、	—		

職員身分等の 継承規定抜粋	
------------------	--

【沿革② 平成 24 年 3 月 31 日、機構による株式等の買取期限の延長】

法人類型	認可法人		
法人名	銀行等保有株式取得機構		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input checked="" type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H24 年 1 月 7 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H24 年 3 月 30 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H24 年 3 月 31 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H24 年 3 月 31 日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明抜粋	<p>趣旨説明（平成 24 年 3 月 16 日・衆議院財務金融委員会）</p> <p>銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。</p> <p>我が国の金融システムは相対的に安定しているところではありますが、東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いております。こうした状況に鑑み、経済、株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、銀行等保有株式取得機構が、株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であります。したがって、銀行等保有株式取得機構による株式等の買い取り期限を延長する等の措置を講ずる必要があるため、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>この法律案は、銀行等保有株式取得機構が行う株式等の買い取り期限が、現行、平成二十四年三月三十一日までとされているところ、この期限を平成二十九年三月三十一日まで五年間延長するなどの措置を講ずるものであります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 6. 日本銀行

### 法人概要

#### 【認可法人】

法人名	日本銀行		
所在地	東京都中央区日本橋本石町2-1-1		
設立根拠法	日本銀行法（平成9年法律第89号）		
所管府省	財務省		
設立年月日	明治15年10月10日設立（日本銀行条例）	民間法人化年月日	—
沿革	<p>① 昭和17年5月1日 新日本銀行発足（日本銀行法） （注）旧日本銀行は、明治15年10月10日「日本銀行条例」（明治15年太政官布告第32号）に基づき設置</p> <p>② 平成10年4月1日 日本銀行法（昭和17年法律第60号）の全面改正</p>		
事業目的	<p>1 日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。</p> <p>2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 商業手形その他の手形の割引</p> <p>二 手形、国債その他の有価証券又は電子記録債権を担保とする貸付け</p> <p>三 商業手形その他の手形（日本銀行の振出しに係るものを含む。）、国債その他の債券又は電子記録債権の売買</p> <p>四 金銭を担保とする国債その他の債券の貸借</p> <p>五 預り金</p> <p>六 内国為替取引</p> <p>七 有価証券その他の財産権に係る証券又は証書の保護預り</p> <p>八 地金銀の売買その他前各号の業務に付随する業務</p> <p>日本銀行は、我が国の中央銀行として、前条第一項に規定する業務のほか、国との間で次に掲げる業務を行うことができる。</p> <p>一 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第五条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において担保を徴求することなく行う貸付け</p> <p>二 財政法その他の国の会計に関する法律の規定により国がすることが認められる一時借入金について担保を徴求することなく行う貸付け</p> <p>三 財政法第五条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内において行う国債の応募又は引受け</p>		

	<p>四 財務省証券その他の融通証券の応募又は引受け</p> <p>五 貴金属その他の物品の保護預り</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">1, 154, 096</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">193, 035</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">3, 734, 753</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：4,646 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	100	収入	1, 154, 096	支出	193, 035	正味財産	3, 734, 753
区分	平成 28 年度										
資本金	100										
収入	1, 154, 096										
支出	193, 035										
正味財産	3, 734, 753										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>( ) 政府保証 :</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>( ) 監督・命令 :</p> <p>(✓) 報告徴収 : 国会への報告 (日本銀行法 54 条)、財務大臣及び内閣総理大臣への報告 (日本銀行法 58 条)</p> <p>( ) 立入検査 :</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>(✓) 大臣任命 : 総裁、副総裁、審議委員は両議院の同意を得て内閣が任命 (日本銀行法第 23 条第 1 項、第 2 項)、 理事、参与は委員会の推薦に基づき財務大臣が任命 (日本銀行法第 3 条第 4 項)。</p> <p>(✓) 国の認可 : 監事は内閣が任命 (日本銀行法第 23 条第 3 項)</p> <p>( ) 国への届出 :</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 財務大臣による予算の認可 (日本銀行法第 51 条)、</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 財務大臣による財務諸表の承認 (日本銀行法第 52 条)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>(✓) その他 : 財務大臣による剰余金処分の認可 (日本銀行法第 53 条第 2 項)</p>										
税の取扱 (優遇措置)	<p>(✓) 法人税 : 国庫納付金の損金算入 (日本銀行法第 53 条第 7 項)</p> <p>( ) 固定資産税 :</p>										

	<input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input checked="" type="checkbox"/> 印紙税 : 印紙税法第 5 条第 3 項 別表第三
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員 : 日本銀行法第 30 条 <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用対象 団体 (同法第 2 条 別表第一)



【沿革① 昭和 17 年 5 月 1 日 新日本銀行発足】

法人類型	認可法人		
法人名	日本銀行		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 日本銀行法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日 : S17 年 1 月 19 日</li> <li>・ 法案成立年月日 : S17 年 2 月 10 日</li> <li>・ 法律公布年月日 : S17 年 2 月 24 日</li> <li>・ 法律施行年月日 : S17 年 5 月 1 日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和 17 年 1 月 24 日・衆議院日本銀行法案外 2 件委員会）</p> <p>先ず日本銀行法案に付きましてご説明申し上げます。</p> <p>大東亜戦争を完遂し高度国防国家体制を完成し、進んで大東亜共栄圏を確立すると共に、将来久しきに亙って是が維持発展を期します爲には、我が国金融並に経済を愈々総合的に且つ計量的に運営するの体制を確立することが極めて緊要であります、是が爲に先ず以て中央発券銀行たる日本銀行が我が国通貨金融制度の中核としまして、政府と一体的関係に立ち、国策の嚮う所に即して通貨の調節、金融の調整及び信用制度の保持育成の責に任じ、進んでは大東亜共栄圏全体の金融の中心機関たるべき任務を果しえるよう其の体制を整備することが刻下の緊要事であると信ずるのであります。而して日本銀行は近年に於ける内外諸般の情勢の急激なる変化に対応しまして、我が国中央発券銀行として能く其の任務の遂行に万全を尽して来たのであります。が、何様同行現在の制度は明治 15 年及び同 17 年の制定に係る日本銀行條例及び兌換銀行條例を基本法と致して居るのであります、其の後日本銀行納付金法、金準備評価法、兌換銀行券條例の臨時特例に関する昭和 16 年法律第 14 号の制定等に依りまして、若干の修正を加えて参りましたが、何れも臨時的且つ部分的の修正に止まりまして、其の基本的建前に付ては変更を加えられることなく、其の儘今日まで持続せられて居るのであります、其の結果今や日本銀行の現行制度は同校運営の實際に副はざるのみならず、今後同行が其の使命を全うする爲には少なからず障碍となるに至って居るのであります、仍って政府は茲に日本銀行制度の全般に亙る根本的改正を行い、以て日本銀行をして新たなる事態に対応し、其の使命の完遂を図らしむることと致した次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

【沿革② 平成 10 年 4 月 1 日 日本銀行法（昭和 17 年法律第 60 号）の全面改正】

法人類型	認可法人		
法人名	日本銀行		
区分	<input type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input checked="" type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 日本銀行法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：H 9 年 3 月 11 日</li> <li>・ 法案成立年月日：H 9 年 6 月 11 日</li> <li>・ 法律公布年月日：H 9 年 6 月 18 日</li> <li>・ 法律施行年月日：H 10 年 4 月 1 日</li> </ul>	法改正のパターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明（平成 9 年 4 月 25 日・衆議院大蔵委員会）</p> <p>日本銀行法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>政府は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、日本銀行の通貨及び金融の調節における独立性とその意思決定の透明性を高めるとともに、日本銀行の適正かつ効率的な業務運営を確保する必要性にかんがみ、日本銀行の抜本的な改革を実施するため、日本銀行法の全部を改正することとし、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして御説明を申し上げます。</p> <p>第一に、日本銀行は、我が国の中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うほか金融機関の間で行われる資金決済の円滑な確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とすることとし、また、通貨及び金融の調節の理念等について明確化することといたしております。</p> <p>第二に、政策委員会の議決事項の拡充及びその組織の見直しを行うほか、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする会議の議事要旨を速やかに公表する等の措置を講ずることとしております。また、通貨及び金融の調節等についての報告書を国会に提出するとともに、業務及び財産の状況について説明を求められたときは、総裁等は国会に出席しなければならないこととしております。</p> <p>第三に、政策委員会の政府代表委員制度を廃止し、通貨及び金融の調節に関する事項を議事とする政策委員会の会議に限り政府から出席することができることとし、政府からの出席者は、議案を提出し、または議決の延期を求めることができる等の措置を講ずることとしております。</p> <p>第四に、役員の構成、任命、任期等について、総裁、副総裁等の任命に両議院の同意を要することとする等所要の見直しを行うこととしております。また、役職員について、守秘義務等を定めるとともに、給与等の支給の基準及び服務に関する準則を作</p>		

	<p>成し、公表しなければならないこととしております。</p> <p>第五に、大蔵大臣の広範な業務命令権、立入検査権等を廃止し、日本銀行または役員に違法行為等があったときに限り、大蔵大臣はその是正等を求めることができることとするとともに、監事の監査機能の活用を図っていくこととしております。また、経費の予算についても、大蔵大臣は、認可をしない場合にはその理由を公表しなければならないこと等を定めることとしております。</p>
<p><b>業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋</b></p>	<p>日本銀行法（平成9年法律第89号）附則第2条</p> <p>この法律の施行の際現に存する日本銀行は、改正後の日本銀行法（以下「新法」という。）の規定に基づく日本銀行として同一性をもって存続するものとし、この法律の施行の際現に日本銀行の職員（役員を除く。）である者は、別に辞令を用いないで、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に新法第28条の規定により日本銀行の職員として任命されたものとみなす。</p>

## 7. 日本赤十字社

### 法人概要

#### 【認可法人】

法人名	日本赤十字社												
所在地	東京都港区芝大門 1 - 1 - 3												
設立根拠法	日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）												
所管府省	厚生労働省												
設立年月日	昭和 27 年 8 月 14 日	民間法人化年月日	—										
沿革	① 昭和 27 年 8 月 14 日 日本赤十字社設立												
事業目的	日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<p>日本赤十字社は、第一条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。</p> <p>一 赤十字に関する諸条約に基く業務に従事すること。</p> <p>二 非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。</p> <p>三 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。</p> <p>四 前各号に掲げる業務のほか、第 3 条の目的を達成するために必要な業務。</p>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td style="text-align: center;">22,008</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td style="text-align: center;">20,674</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td style="text-align: center;">88,274</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：67,659 名</p>			区分	平成 28 年度	資本金	-	収入	22,008	支出	20,674	正味財産	88,274
区分	平成 28 年度												
資本金	-												
収入	22,008												
支出	20,674												
正味財産	88,274												
補助金、交付金、委託費等	<p>(✓) 補助金：日本赤十字社法 39 条</p> <p>( ) 交付金：</p> <p>( ) 委託費：</p> <p>(✓) 政府貸付：日本赤十字社法 39 条</p> <p>( ) 政府保証：</p>												
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令：日本赤十字社法 37 条</p> <p>(✓) 報告徴収：日本赤十字社法 36 条</p> <p>(✓) 立入検査：日本赤十字社法 36 条</p>												

役員を選任・ 解任に当たっ ての国の関与	(✓) 大臣任命 : 厚労大臣による仮理事の選任 (日本赤十字社法 17 条の 3)、役 員の解任勧告 (日本赤十字社法 38 条) ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 :
予算・決算に 当たっての国 の関与	(予算・事業計画) ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 : (決算・財務諸表) ( ) 国会承認 : ( ) 国の認可 : ( ) 国への届出 : (その他国の関与) ( ) その他 :
税の取扱 (優 遇措置)	( ) 法人税 : ( ) 固定資産税 : ( ) 登録免許税 : (✓) 印紙税 : 印紙税法別表 2
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	( ) 外資規制 : ( ) みなし公務員 : ( ) 情報公開 :

【沿革① 日本赤十字社設立】

法人類型	認可法人		
法人名	日本赤十字社		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係法案名 日本赤十字社法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会提出年月日：S27年6月7日</li> <li>・ 法案成立年月日：S27年7月28日</li> <li>・ 法律公布年月日：S27年8月14日</li> <li>・ 法律施行年月日：S27年8月14日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和27年6月30日・参議院厚生委員会）</p> <p>只今上程せられました日本赤十字社法案について、その提案理由を御説明いたします。</p> <p>先づ本案は日本赤十字社の行う事業の公共性と国際性とに鑑みまして日本赤十字社の特性を生かし、その自主性を重んじ、事業の円滑適正なる運営を期せしめまして、一つには、日本赤十字社が国内の現状に即してその本来の使命を発揮し、国民生活の安定に一段の力を尽くすようにいたしますと共に、又一つには、日本赤十字社が国際赤十字の一員としての地歩を強め、我が国をめぐる複雑な国際情勢の下にあつて、赤十字国際機関並びに各国赤十字社とよく力を合せ、世界の平和と人正数の福祉に貢献せしめまするために、日本赤十字社を特殊法人に改組し、これを強化しようとするものであります。そもそも赤十字は、世界の平和と人類の幸福とをもたらすために、一八六四年八月二十二日スイス国ジュネーウにおいて、スイス国ほか十一カ国の間に締結された戦時における戦傷病者を救済しようとする「赤十字条約」によつて確立せられ、一九〇六年及び一九二九年の再度の条約改正を経まして現在我が国を初め七十カ国によつて支持せられ、又赤十字社は、赤十字条約加盟各国においてこの条約の崇高な使命を達成するりために奉仕しようとする、平和を愛好する人々によつて組織せられ、その振動は赤十字条約の規定に従つて戦時における戦傷病者の救済に奉仕するほか、真の平和と人類の福祉を確保するための根源に遡つて、常時において人々の健康を増進し、疾病を予防し、又天災地変その他不測の不幸から派生する生活上の苦痛を軽減することあらゆる努力と奉仕がなされ、而もこの努力と奉仕は自国民のみに止まることなく、各国赤十字社相協力して、可能なる限り広く世界各国の人々の上になされるものでありまして、このため赤十字条約加盟国の各赤十字社は、国際赤十字機関を構成して組織ある赤十字活動を展開し、且つ赤十字活動を通じて強固な国際親善の基礎を培い、世界恒久平和の達成に貢献いたしておりますことは、御承知のとこ</p>		

	<p>ろでありまして、各国政府が自国赤十字社を公認し、種々の特権と便宜を与え、その発展振興に当っておりますことは、けだし上述の理由によるものであります。</p> <p>殊に昨年九月平和条約調印の際、日本は、平和条約発効後一年以内に「一九四九年八月十二日の戦争犠牲者の保護に関するジュネーヴ諸条約」に加入することを世界に宣言いたしましたことから、日本赤十字社の制度をこの際速かに確立して該条約受入の態勢を整えますことは、平和を愛好する我が国の真摯なる態度を世界に宣明するものであると深く信ずる次第でございます。従つて日本赤十字社に対し、その所期する活動を期待いたしますためには、現在のような民法上の一般社団法人として運営せしめることなく、日本赤十字社の性格とその実態に即し、特殊法人としての法的根拠を与え、国の指事援助の下に強力にして且つ健全な運営を図らしめることが、最も重要であると思惟されますので、ここに日本赤十字社法案を提案いたしました次第であります。</p>
<b>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</b>	<p>—</p>

## 8. 農水産業協同組合貯金保険機構

### 法人概要

#### 【認可法人】

法人名	農水産業協同組合貯金保険機構		
所在地	東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル9F		
設立根拠法	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）		
所管府省	農林水産省、財務省、内閣府(金融庁)		
設立年月日	昭和48年9月1日	民間法人化年月日	—
沿革	① 昭和48年9月1日、農水産業協同組合貯金保険機構設立		
事業目的	<p>この機構は、農水産業協同組合の貯金者等の保護及び経営困難農水産業協同組合に係る資金決済の確保を図るため、農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払及び貯金等債権の買取りを行うとともに、経営困難農水産業協同組合に関し、合併等に対する適切な資金援助、管理人による管理及び金融危機に対応するための措置等を行うほか、当分の間、東日本大震災に対応するための特別な措置として、指定支援法人からの特定優先出資等の取得を行う業務及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「事業者再生支援機構」という。）の設立の発起人となり、事業者再生支援機構に対し出資を行う業務を行い、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第三章第二節の規定による保険料の収納</li> <li>二 法第三章第三節の規定による保険金及び仮払金の支払</li> <li>三 法第三章第四節の規定による資金援助</li> <li>三の二 法第六十九条の三の規定による資金の貸付け</li> <li>四 法第四章の規定による貯金等債権の買取り</li> <li>五 法第五章の規定による協定債権回収会社に対する出資その他同章の規定による業務</li> <li>六 法第八十六条第二項の規定による管理人又は管理人代理の業務</li> <li>七 法第七章の規定による優先出資の引受け等その他同章の規定による業務</li> <li>八 法百十一条又は法百十二条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三の規定による資金の貸付け</li> <li>九 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号。以下「農水産業協同組合再生手続特例法」という。）第二章第二節及び第三章第二節の規定による貯金者表の提出その他これらの規定による業務</li> <li>十 前各号に掲げる業務に附帯する業務</li> </ul>		



	十一 震災特例業務 十二 事業者再生支援機構法第五十四条第一項各号に掲げる業務										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">1,620</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">16,573</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">547</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">NA</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：18 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	1,620	収入	16,573	支出	547	正味財産	NA
区分	平成 28 年度										
資本金	1,620										
収入	16,573										
支出	547										
正味財産	NA										
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：農水産業協同組合貯金保険法第 42 条の 2										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：主務大臣による監督及び命令（農水産業協同組合貯金保険法第 45 条） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：農水産業協同組合貯金保険法第 46 条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：農水産業協同組合貯金保険法第 46 条										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input checked="" type="checkbox"/> 大臣任命：理事長及び監事の主務大臣による任命（農水産業協同組合貯金保険法第 26 条第 1 項） <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：理事は主務大臣の認可を受けて理事長が任命（農水産業協同組合貯金保険法第 26 条第 2 項） <input type="checkbox"/> 国への届出：										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：予算の主務大臣による認可（農水産業協同組合貯金保険法第 39 条） <input type="checkbox"/> 国への届出： <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：財務諸表の主務大臣による承認（農水産業協同組合貯金保険法第 40 条） <input type="checkbox"/> 国への届出： <p><b>(その他国の関与)</b></p> <input type="checkbox"/> その他：										

税の取扱（優 遇措置）	<input checked="" type="checkbox"/> 法人税 : 法人税法第 2 条 別表第二 <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input checked="" type="checkbox"/> 情報公開 : 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用対象 団体（同法第 2 条 別表第一）

【沿革① 農水産業協同組合貯金保険機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	農水産業協同組合貯金保険機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法案名 農水産業協同組合貯金保険法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国会提出年月日：S48年2月14日</li> <li>法案成立年月日：S48年6月27日</li> <li>法律公布年月日：S48年7月16日</li> <li>法律施行年月日：S48年7月16日</li> </ul>	法改正のパートナー分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（昭和48年6月5日・参議院農林水産委員会）</p> <p>農水産業協同組合貯金保険法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。</p> <p>御承知のとおり、すでに銀行、信用金庫等の金融機関につきましては、預金者保護の観点から預金保険法が制定され、昭和四十六年四月一日からその施行を見たのでありますが、信用事業を行なう農協、漁協等につきましては、信用事業以外の事業も兼営することができる等事業内容において他の金融機関と異なる面があることから、この法律の対象とされなかったのであります。</p> <p>しかしながら、今日、農協、漁協等の貯金量は全国の預貯金量の約一割に及んでおり、しかも、個人の零細貯金はその大部分を占める実情を考慮すれば、農協、漁協等についても、万一の場合に備えて貯金者の保護に遺憾なきを期し得るよう制度の整備をはかることが当然必要であると考えられますので、今般、預金保険法に準じてこの法律案を提出することとした次第であります。</p> <p>次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。</p> <p>第一に、貯金保険制度を運営する主体としての農水産業協同組合貯金保険機構の設立等について定めております。</p> <p>すなわち、機構の設立については、農業または水産業及び金融に関して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となり、主務大臣の認可を受けて、機構を設立することができることといたしました。</p> <p>この機構に対しては、政府及び農林中央金庫その他の政府以外の者が、それぞれ出資を行なうことを予定しておりますが、このうち政府出資につきましては、四十八年度予算に七千五百万円を計上しております。</p>		

	<p>また、機構の組織につきましては、役員を最小限にとどめる等できるだけ簡素にするとともに、機構の運営に関する重要事項の議決機関として運営委員会を設けることとしております。（…略…）</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

## 9. 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

### 法人概要

#### 【認可法人】

法人名	株式会社農林漁業成長産業化支援機構		
所在地	東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエスト20階		
設立根拠法	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号）		
所管府省	農林水産省		
設立年月日	平成25年1月23日	民間法人化年月日	—
沿革	① 平成25年1月23日 株式会社農林漁業成長産業化支援機構設立		
事業目的	<p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、農山漁村の活性化並びに農林漁業者の経営の安定向上を図るためには、国内外の多様な需要に応じた我が国農林漁業の安定的な成長発展を図ることが重要であることに鑑み、地域との調和に配慮しつつ、我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、及び農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって、農林水産物、農林漁業の生産活動又は農山漁村の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要の開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開拓を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 支援対象事業者（農林漁業者が主体となって、農林水産物、農林漁業の生産活動又は農山漁村の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要の開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開拓を行うことにより、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動（以下「対象事業活動」という。）を行う事業者であって、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第一項の認定を受けたもの（以下「対象事業者」という。）のうち第二十三条第一項の規定により支援の対象となったものをいう。以下同じ。）に対する出資</p> <p>二 支援対象事業活動支援団体（対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体（以下「対象事業活動支援団体」という。）のうち第二十三条第一項の規定により支援の対象となったものをいう。以下同じ。）に対する出資</p>		

- 三 支援対象事業活動支援団体に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出
- 四 支援対象事業者に対する資金の貸付け
- 五 支援対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）及び支援対象事業者が保有する有価証券の取得
- 六 支援対象事業者に対する金銭債権及び支援対象事業者が保有する金銭債権の取得
- 七 支援対象事業者の発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）及び資金の借入れに係る債務の保証
- 八 第二号の資金供給その他の支援に関し、契約内容の適正化その他当該資金供給その他の支援の対象となった対象事業者の保護を図り、及び我が国農林漁業の安定的な成長発展の見地に立った対象事業活動支援（次条第一項に規定する対象事業活動支援をいう。）を行うため必要な支援対象事業活動支援団体に対する指導、勧告その他の措置
- 九 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣
- 十 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- 十一 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第二十五条第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡その他の処分
- 十二 債権の管理及び譲渡その他の処分
- 十三 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- 十四 対象事業活動及び対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
- 十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 十六 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務

(単位：百万円)

区分	平成 28 年度
資本金	27,355
収入	237
支出	1,767
正味財産	27,355

職員数：39名

財務情報等

補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金 : <input type="checkbox"/> 交付金 : <input type="checkbox"/> 委託費 : <input checked="" type="checkbox"/> 政府貸付：農林水産大臣の認可（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第31及び第32条） <input checked="" type="checkbox"/> 政府保証：株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第33条
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：農林水産大臣による監督及び命令（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第34条） <input checked="" type="checkbox"/> 報告徴収：株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第39条 <input checked="" type="checkbox"/> 立入検査：株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第39条
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：取締役、監査役の選任・解任の決議（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第12条） <input type="checkbox"/> 国への届出：
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：農林水産大臣による予算認可（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法28条） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認 : <input type="checkbox"/> 国の認可 : <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：農林水産大臣に対する財務諸表の提出（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法30条） <b>(その他国の関与)</b> <input checked="" type="checkbox"/> その他：農林水産大臣による株式等の譲渡その他の処分等の決定の認可（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法第25条第1項）
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税 : <input type="checkbox"/> 固定資産税 : <input type="checkbox"/> 登録免許税 : <input type="checkbox"/> 印紙税 :
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制 : <input type="checkbox"/> みなし公務員 : <input type="checkbox"/> 情報公開 :

【沿革① 株式会社農林漁業成長産業化支援機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	株式会社農林漁業成長産業化支援機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法案名 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>国会提出年月日：H24年 2月 7日</li> <li>法案成立年月日：H24年 8月 29日</li> <li>法律公布年月日：H24年 9月 5日</li> <li>法律施行年月日：H24年 12月 3日</li> </ul>	法改正の パターン分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 新規立法</li> <li>( ) 既存法律の一部改正</li> <li>( ) その他</li> </ul>
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 24 年 8 月 1 日・衆議院農林水産委員会）</p> <p>我が国の農林漁業、農山漁村をめぐる状況を見ますと、農林漁業の就業人口や所得が大きく減少し、農山漁村の活力も低下をしております。このような状況を打開するためには、農林漁業によって生み出された農林水産物や生産活動の価値を二次産業、三次産業につなぎ、大きく高めていく取り組みにより、農林漁業が持つ潜在的な成長力を顕在化させ、農山漁村における所得と雇用を拡大することが喫緊の課題となっております。</p> <p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、このような取り組みを支援するため、政府と民間が共同で出資して設立するものであります。この機構による出資その他の支援を通じて、拡大するアジア市場への輸出を初め、消費者等のさまざまなニーズに対応した意欲的な取り組みを推進し、農林漁業の安定的な成長発展、農山漁村の活性化等を図ることを目的として、この法律案を提出した次第であります。</p>		
業務、財産、職員身分等の 継承規定抜粋	—		



## 10. 株式会社産業革新機構

### 法人概要

#### 【認可法人】

法人名	株式会社産業革新機構		
所在地	東京都千代田区丸の内1-4-1		
設立根拠法	産業競争力強化法（平成25年法律第98号）		
所管府省	経済産業省		
設立年月日	平成21年7月27日	民間法人化年月日	—
沿革	平成21年7月27日株式会社産業革新機構設立		
事業目的	<p>株式会社産業革新機構は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっていることに鑑み、特定事業活動に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進することを目的とする株式会社とする。</p>		
主な事務・事業の内容	<p>一 対象事業者（第九十九条第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体を含む。以下この章において同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資</p> <p>二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出</p> <p>三 対象事業者に対する資金の貸付け</p> <p>四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得</p> <p>五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得</p> <p>六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証</p> <p>七 対象事業者のためにする有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募</p> <p>八 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣</p> <p>九 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言</p> <p>十 特定事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国における</p>		

	<p>これに相当するものをいう。次号において同じ。)の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。)の開示</p> <p>十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。</p> <p>十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券(第百一条第一項及び第二項において「株式等」という。)の譲渡その他の処分</p> <p>十三 債権の管理及び譲渡その他の処分</p> <p>十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査</p> <p>十五 特定事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供</p> <p>十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金</td> <td>150,005</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>30,560</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>29,211</td> </tr> <tr> <td>正味財産</td> <td>1,100,925</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数:109人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	150,005	収入	30,560	支出	29,211	正味財産	1,100,925
区分	平成 28 年度										
資本金	150,005										
収入	30,560										
支出	29,211										
正味財産	1,100,925										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付:</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 政府保証: 産業競争力強化法第 106 条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令: 経済産業大臣による監督及び命令(産業競争力強化法第 107 条)</p> <p>( ) 報告徴収 :</p> <p>( ) 立入検査 :</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 取締役及び監査役の選任及び解任の決議に対する経済産業大臣の認可(産業競争力強化法第 88 条)</p> <p>( ) 国への届出:</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可 : 経済産業大臣による予算認可(産業競争力強化法第 103 条)</p> <p>( ) 国への届出:</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p>										

	<p>( ) 国会承認 :  ( ) 国の認可 :  (✓) 国への届出 : 経済産業大臣に対する財務諸表の提出 (産業競争力強化法第 105 条)  <b>(その他国の関与)</b>  (✓) その他 : 経済産業大臣による剰余金の配当等の決議の認可 (産業競争力強化法第 104 条)</p>
<p>税の取扱 (優  遇措置)</p>	<p>( ) 法人税 :  ( ) 固定資産税 :  ( ) 登録免許税 :  ( ) 印紙税 :</p>
<p>その他公共  性、公益性に  起因する規制  や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :  ( ) みなし公務員 :  ( ) 情報公開 :</p>

【沿革① 株式会社産業革新機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	株式会社産業革新機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H21年2月3日 <b>・法案成立年月日</b> ：H21年4月22日 <b>・法律公布年月日</b> ：H21年4月30日 <b>・法律施行年月日</b> ：H21年4月30日	<b>法改正のパターン分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成21年3月25日・衆議院経済産業委員会）</p> <p>我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。</p> <p>現在、世界的な資源価格の不安定化や金融危機など、国際経済の急激かつ構造的な変化が起こっており、我が国の経済雇用情勢も急速に悪化しつつあります。このため、現下の経済情勢への緊急対応として、中小・小規模企業の資金繰り支援や当面の雇用対策といったセーフティーネットを整備しているところであります。</p> <p>しかし、この危機を乗り越え、我が国経済が持続的に発展していけるようにするためには、あわせて、資源や資金、知的財産や技術などの経営資源の一層効果的、効率的な活用を促進し、我が国における産業活動の革新を図ることが必要であります。これにより、現下の経済情勢のもとでの雇用を下支えするとともに、将来に向けた雇用を創出するため、本法律案を提出した次第であります。</p> <p>これらの措置は、昨年九月に閣議決定した新経済成長戦略改訂版を実行に移すためのものであります。</p> <p>次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。</p> <p>まず、産業活力再生特別措置法の一部改正であります。</p> <p>（…略…）</p> <p>第三に、将来の成長の芽となる事業活動に対する支援を強化します。</p> <p>今日、成長著しい市場のニーズに対応していくためには、自社の経営資源のみならず、技術や知識など他社の経営資源も有効に組み合わせることが重要となっております。また、金融危機によりリスクマネーの供給が大幅に落ち込んでいます。こ</p>		

	のため、株式会社産業革新機構を通じ、このような事業活動に対しての出資等の支援を行う体制を整備します。
業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—

## 11. 株式会社海外需要開拓支援機構

### 法人概要

#### 【認可法人】

法人名	株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン）		
所在地	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー17F		
設立根拠法	株式会社海外需要開拓支援機構法（平成25年法律第51号）		
所管府省	経済産業省		
設立年月日	平成25年11月25日	民間法人化年月日	—
沿革	① 平成25年11月 株式会社海外需要開拓支援機構設立		
事業目的	株式会社海外需要開拓支援機構は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」と総称する。）に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする株式会社とする。		
主な事務・事業の内容	<p>一 対象事業者（第二十四条第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資</p> <p>二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出</p> <p>三 対象事業者に対する資金の貸付け</p> <p>四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得</p> <p>五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得</p> <p>六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証</p> <p>七 対象事業者のためにする有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募</p>		

	<p>八 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣</p> <p>九 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言</p> <p>十 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示</p> <p>十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。</p> <p>十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第二十六条第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡その他の処分</p> <p>十三 債権の管理及び譲渡その他の処分</p> <p>十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査</p> <p>十五 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供</p> <p>十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>十七 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">34,650</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">662</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">2,918</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">64,696</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：61 人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	34,650	収入	662	支出	2,918	正味財産	64,696
区分	平成 28 年度										
資本金	34,650										
収入	662										
支出	2,918										
正味財産	64,696										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金 :</p> <p>( ) 交付金 :</p> <p>( ) 委託費 :</p> <p>( ) 政府貸付 :</p> <p>(✓) 政府保証：株式会社海外需要開拓支援機構法第 32 条</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(✓) 監督・命令：経済産業大臣による監督及び命令（株式会社海外需要開拓支援機構法第 33 条）</p> <p>(✓) 報告徴収：株式会社海外需要開拓支援機構法第 38 条</p> <p>(✓) 立入検査：株式会社海外需要開拓支援機構法第 38 条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>( ) 大臣任命 :</p> <p>(✓) 国の認可：取締役及び監査役の選任及び解任の決議、経済産業大臣による認可（株式会社海外需要開拓支援機構法第 13 条）</p> <p>( ) 国への届出 :</p>										

<p>予算・決算に 当たっての国 の関与</p>	<p><b>(予算・事業計画)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可 : 経済産業大臣による予算認可 (株式会社海外需要開拓支援機構法 第 29 条)  <input type="checkbox"/> 国への届出 :  <b>(決算・財務諸表)</b>  <input type="checkbox"/> 国会承認 :  <input type="checkbox"/> 国の認可 :  <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出 : 経済産業大臣に対する財務諸表の提出 (株式会社海外需要開拓支 援機構法第 31 条)  <b>(その他国の関与)</b>  <input type="checkbox"/> その他 :</p>
<p>税の取扱 (優 遇措置)</p>	<p><input type="checkbox"/> 法人税 :  <input type="checkbox"/> 固定資産税 :  <input type="checkbox"/> 登録免許税 :  <input type="checkbox"/> 印紙税 :</p>
<p>その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与</p>	<p><input type="checkbox"/> 外資規制 :  <input type="checkbox"/> みなし公務員 :  <input type="checkbox"/> 情報公開 :</p>



【沿革① 平成 25 年 11 月 25 日 株式会社海外需要開拓支援機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン）		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	・ 関係法案名 株式会社海外需要開拓支援機構法		
	・ 国会提出年月日：H25 年 3 月 15 日 ・ 法案成立年月日：H25 年 6 月 12 日 ・ 法律公布年月日：H25 年 6 月 19 日 ・ 法律施行年月日：H25 年 9 月 18 日	法改正のパターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	趣旨説明（平成 25 年 6 月 11 日・参議院経済産業委員会） 今後、わが国が経済の持続的な成長を実現していくためには、著しい経済成長を背景として需要を拡大させる新興国を初めとする諸外国の旺盛な外需を獲得していくことが必要となっております。 我が国の生活文化の中で育まれたコンテンツ、ファッション、日本食、地域産品、観光サービス等は海外において高い人気を博しているものの、具体的な海外展開が進まないため、収益に結びついていないのが現状です。一方で、諸外国は官民を挙げて文化産業の海外展開を支援しており、我が国としてもこれを強力に支援することが重要です。株式会社海外需要開拓支援機構は、こうした状況を打開するため、民間資金や外部人材を最大限活用し、官主導ではなく、民間主導で投資案件の目ききを行い、民間の投資を促す呼び水となる資金供給を行うものであります。この機構による出資その他の支援を通じ、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品等の海外における需要の開拓を行う事業活動等の促進を図ることを目的として、本法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

## 12. 電力広域的運営推進機関

### 法人概要

#### 【認可法人】

法人名	電力広域的運営推進機関		
所在地	東京都江東区豊洲6-2-15		
設立根拠法	電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）		
所管府省	経済産業省		
設立年月日	平成27年4月1日	民間法人化年月日	—
沿革	① 平成27年4月1日 電力広域的運営推進機関設立		
事業目的	広域的運営推進機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当立っての広域的運営を推進することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。</li> <li>二 法第28条の4第1項の規定による指示を行うこと。</li> <li>三 送配電等業務指針を策定すること。</li> <li>四 法第29条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。</li> <li>五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（以下「電源入札等」という。）を行うこと。</li> <li>六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。</li> <li>七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。</li> <li>八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。</li> <li>九 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。</li> </ul>		

財務情報等	(単位：百万円)	
	区分	平成 28 年度
	資本金	—
	収入	4,576
	支出	3,553
	正味財産	1,099
	職員数：141 人	
補助金、交付金、委託費等	<input type="checkbox"/> 補助金： <input type="checkbox"/> 交付金： <input type="checkbox"/> 委託費： <input type="checkbox"/> 政府貸付： <input type="checkbox"/> 政府保証：	
国の監督・命令、報告徴収の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 監督・命令：経産大臣による監督及び命令（電気事業法第 28 の 51） <input type="checkbox"/> 報告徴収： <input type="checkbox"/> 立入検査：	
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<input type="checkbox"/> 大臣任命： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input type="checkbox"/> 国への届出：	
予算・決算に当たっての国の関与	<b>(予算・事業計画)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input checked="" type="checkbox"/> 国の認可：経産大臣による予算認可（電気事業法第 28 条の 48） <input type="checkbox"/> 国への届出： <b>(決算・財務諸表)</b> <input type="checkbox"/> 国会承認： <input type="checkbox"/> 国の認可： <input checked="" type="checkbox"/> 国への届出：経産大臣に対する財務諸表の提出（電気事業法第 28 条の 49） <b>(その他国の関与)</b> <input type="checkbox"/> その他：	
税の取扱（優遇措置）	<input type="checkbox"/> 法人税： <input type="checkbox"/> 固定資産税： <input type="checkbox"/> 登録免許税： <input type="checkbox"/> 印紙税：	
その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与	<input type="checkbox"/> 外資規制： <input checked="" type="checkbox"/> みなし公務員：電気事業法第 28 条の 30 <input type="checkbox"/> 情報公開：	

【沿革① 電力広域的運営推進機関設立】

法人類型	認可法人		
法人名	電力広域的運営推進機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針	電力システムに関する改革方針（平成 25 年 4 月 2 日）		
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 電気事業法等の一部を改正する法律		
	<b>・国会提出年月日</b> ：H25 年 10 月 15 日 <b>・法案成立年月日</b> ：H25 年 11 月 13 日 <b>・法律公布年月日</b> ：H25 年 11 月 20 日 <b>・法律施行年月日</b> ：H26 年 2 月 17 日	<b>法改正のパートナー分類</b>	<input type="checkbox"/> 新規立法 <input checked="" type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	<p>提案理由（平成 25 年 11 月 7 日・参議院経済産業委員会）</p> <p>電気事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。</p> <p>低廉で安定的な電力供給は、国民生活を支える基盤であります。しかしながら、東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、一般電気事業者各社による電気料金の値上げが相次いでいることに加え、電力需給の逼迫時における需給調整の機能の強化や電気事業への多様な事業者の新規参入の必要性が増すなど、従来の電力システムが抱えるさまざまな課題が明らかとなりました。こういった現状に鑑み、電気の安定供給の確保、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的とする電力システム改革を着実に実施していくことが喫緊の課題となっております。</p> <p>電力システム改革の柱は、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保であります。本年四月二日に閣議決定いたしました電力システムに関する改革方針においては、改革は大胆に、スケジュールは現実的という基本的な考え方のもと、政府として、二〇二〇年までに実現すべき新たな電力システムの全体像に加え、その具体的な実施時期やこれを実現するための法案提出時期をパッケージでお示したところであります。</p> <p>こうした中、東日本大震災の影響による昨今の電力需給の逼迫状況を踏まえ、電力システム改革の三本柱の一つである広域系統運用の拡大などを実現することによって電気の安定供給の確保に万全を期すとともに、具体的な実施時期を含む電力システム改革の全体像を法律上明らかにするため、電気事業法の一部を改正する法律案をさきの通常国会に提出いたしました。残念ながら廃案となり、成立を見るには至りませんでした。しかしながら、電力システム改革は待ったなしの改革であり、一刻も早くこれを実行に移す必要があることから、本法律案を提出した次第であります。</p>		

業務、財産、 職員身分等の 継承規定抜粋	—
----------------------------	---

13. 使用済燃料再処理機構

法人概要

【認可法人】

法人名	使用済燃料再処理機構												
所在地	青森県青森市堤町2-1-7 堤町ファーストスクエアビル4F												
設立根拠法	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）												
所管府省	経済産業省												
設立年月日	平成28年10月3日	民間法人化年月日	—										
沿革	① 平成28年10月3日 使用済燃料再処理機構設立												
事業目的	使用済燃料再処理機構は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。												
主な事務・事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 使用済燃料の再処理等を行うこと。</li> <li>二 拠出金を収納すること。</li> <li>三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</li> </ul>												
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">145</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">145</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：30人</p>			区分	平成28年度	資本金	—	収入	145	支出	145	正味財産	—
区分	平成28年度												
資本金	—												
収入	145												
支出	145												
正味財産	—												
補助金、交付金、委託費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 補助金 :</li> <li>( ) 交付金 :</li> <li>( ) 委託費 :</li> <li>( ) 政府貸付 :</li> <li>( ) 政府保証 :</li> </ul>												
国の監督・命令、報告徴収の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>(✓) 監督・命令：経産大臣による監督命令（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律54条）</li> <li>(✓) 報告徴収：原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律55条</li> <li>(✓) 立入検査：原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律55条</li> </ul>												

役員の選任・ 解任に当たっ ての国の関与	<p>(✓) 大臣任命 : 経産大臣による理事長及び監事の任命 (原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律 31、34 条)</p> <p>(✓) 国の認可 : 経産大臣による理事の認可 (原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律 31 条)</p> <p>( ) 国への届出 :</p>
予算・決算に 当たっての国 の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 経産大臣による予算等の認可 (原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律 48 条)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 経産大臣による財務諸表の承認 (原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律 49 条)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>( ) その他 :</p>
税の取扱 (優 遇措置)	<p>( ) 法人税 :</p> <p>( ) 固定資産税 :</p> <p>( ) 登録免許税 :</p> <p>( ) 印紙税 :</p>
その他公共 性、公益性に 起因する規制 や国の関与	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>( ) みなし公務員 :</p> <p>( ) 情報公開 :</p>

【① 平成 28 年 10 月 3 日 使用済燃料再処理機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	使用済燃料再処理機構		
区分	(✓) 新設、( ) 廃止、( ) 統廃合、( ) 法人形態の変更、( ) 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<p>・ 関係法案名 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律</p>		
	<p>・ 国会提出年月日：H28 年 2 月 5 日 ・ 法案成立年月日：H25 年 5 月 11 日 ・ 法律公布年月日：H28 年 5 月 18 日 ・ 法律施行年月日：H28 年 10 月 1 日</p>	法改正のパターン分類	<p>( ) 新規立法 (✓) 既存法律の一部改正 ( ) その他</p>
提案理由説明 抜粋	<p>趣旨説明（平成 28 年 4 月 27 日・参議院本会議）</p> <p>原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。</p> <p>我が国は、エネルギー基本計画に基づき、使用済み燃料の再処理やプルサーマル等の核燃料サイクルを推進することを基本的方針としているところです。</p> <p>他方で、本年四月に電気事業の小売全面自由化が開始されるなど、電力システム改革が進行し、また、原発依存度が低減していく中で、再処理等の事業に必要な資金が安定的に確保されないといった事態が生じ、使用済み燃料の再処理等が滞ることも否定できません。</p> <p>こうした新たな事業環境においても、使用済み燃料の再処理等が着実かつ効率的に実施される仕組みを整備するべく、本法律案を提出した次第です。</p> <p>次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、現行の積立金制度を廃止し、発電時に再処理等に必要な資金を拠出金として納付することを原子力事業者に対して義務付ける拠出金制度を創設します。その際、MOX燃料加工等、再処理工程と不可分な関連事業の実施に要する費用も拠出金として納付させることとします。</p> <p>第二に、再処理等事業を着実かつ効率的に行うための主体として、認可法人に関する制度を創設します。認可法人は、使用済燃料の再処理等の実施に関する計画の策定、拠出金単価の決定、拠出金の収納、使用済燃料の再処理等の実施を行います。解散については別に法律で定めることとして、自由な解散に歯止めが掛かることとします。</p> <p>第三に、必要な資金を安定的に確保するのみならず、効率的に事業を実施する観点</p>		



	<p>から、認可法人の運営に関し、有識者を含む運営委員会において意思決定を行うとともに、実施計画の策定を経済産業大臣の認可制とするなど、国が一定の関与を行うこととします。</p> <p>以上が本法律案の趣旨でございます。</p>
<p>業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋</p>	<p>—</p>

## 14. 外国人技能実習機構

### 法人概要

#### 【特別法人】

法人名	外国人技能実習機構		
所在地	東京都港区港南1-6-31 品川東急ビル8F		
設立根拠法	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）		
所管府省	法務省・厚生労働省		
設立年月日	平成29年1月25日	民間法人化年月日	—
沿革	① 平成29年1月25日 外国人技能実習機構設立		
事業目的	この機構は、外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。		
主な事務・事業の内容	<p>(1) 技能実習に関し行う次に掲げる業務</p> <p>イ 法第12条第1項の規定により認定事務を行うこと。</p> <p>ロ 法第14条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。</p> <p>ハ 法第18条第1項（法第19条第3項、法第21条第2項、法第27条第3項、法第32条第7項、法第33条第2項、法第34条第2項及び法第42条第3項において準用する場合を含む。）の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。</p> <p>ニ 法第24条第1項（法第31条第5項及び法第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により事実関係の調査を行うこと。</p> <p>ホ 法第24条第3項（法第31条第5項及び法第32条第2項において準用する場合を含む。）の規定により申請書を受理すること。</p> <p>ヘ 法第29条第4項（法第31条第5項並びに法第32条第2項及び第7項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。</p> <p>(2) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）</p> <p>(3) 技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生から</p>		

	<p>の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務</p> <p>(4) 技能実習に関し、調査及び研究を行う業務</p> <p>(5) その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務</p> <p>(6) 前各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含み、第1号ロ及びハの業務を除く。）に係る手数料を徴収する業務</p> <p>(7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p>										
財務情報等	<p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">資本金</td> <td style="text-align: center;">193</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">収入</td> <td style="text-align: center;">1,036</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支出</td> <td style="text-align: center;">439</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">正味財産</td> <td style="text-align: center;">249</td> </tr> </tbody> </table> <p>職員数：32人</p>	区分	平成 28 年度	資本金	193	収入	1,036	支出	439	正味財産	249
区分	平成 28 年度										
資本金	193										
収入	1,036										
支出	439										
正味財産	249										
補助金、交付金、委託費等	<p>( ) 補助金：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 交付金：(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第96条)</p> <p>( ) 委託費：</p> <p>( ) 政府貸付：</p> <p>( ) 政府保証：</p>										
国の監督・命令、報告徴収の有無	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 監督・命令：主務大臣による監督及び命令（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第99条）</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 報告徴収：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第100条</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 立入検査：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第100条</p>										
役員の選任・解任に当たっての国の関与	<p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 大臣任命：主務大臣による理事長及び監事の任命（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第71条）</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可：主務大臣による理事の認可（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第71条）</p> <p>( ) 国への届出：</p>										
予算・決算に当たっての国の関与	<p><b>(予算・事業計画)</b></p> <p>( ) 国会承認：</p> <p>(<input checked="" type="checkbox"/>) 国の認可：主務大臣による予算等の認可（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第92条）</p> <p>( ) 国への届出：</p>										

	<p><b>(決算・財務諸表)</b></p> <p>( ) 国会承認 :</p> <p>(✓) 国の認可 : 主務大臣による財務諸表の承認 (外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 93 条)</p> <p>( ) 国への届出 :</p> <p><b>(その他国の関与)</b></p> <p>( ) その他 :</p>
<p>税の取扱 (優遇措置)</p>	<p>( ) 法人税 :</p> <p>( ) 固定資産税 :</p> <p>( ) 登録免許税 :</p> <p>( ) 印紙税 :</p>
<p>その他公共性、公益性に起因する規制や国の関与</p>	<p>( ) 外資規制 :</p> <p>(☑) みなし公務員 : 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 81 条</p> <p>(✓) 情報公開 : 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用対象団体 (同法第 2 条 別表第一)</p>

【沿革① 平成 29 年 1 月 25 日 外国人技能実習機構設立】

法人類型	認可法人		
法人名	外国人技能実習機構		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設、 <input type="checkbox"/> 廃止、 <input type="checkbox"/> 統廃合、 <input type="checkbox"/> 法人形態の変更、 <input type="checkbox"/> 業務追加		
閣議決定等政府方針			
関係法案等	<b>・関係法案名</b> 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律		
	・国会提出年月日：H27 年 3 月 6 日 ・法案成立年月日：H28 年 11 月 18 日 ・法律公布年月日：H28 年 11 月 28 日 ・法律施行年月日：H29 年 11 月 1 日	法改正のパ ターン分類	<input checked="" type="checkbox"/> 新規立法 <input type="checkbox"/> 既存法律の一部改正 <input type="checkbox"/> その他
提案理由説明 抜粋	趣旨説明（平成 27 年 9 月 3 日・衆議院本会議） 技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度として、我が国の国際貢献において重要な役割を果たしていますが、一方で、同制度に関しては、制度の趣旨を理解せず、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保策として使われており、その結果、労働関係法令の違反や人権侵害が生じている等の指摘があり、指摘されている問題点の改善を行い、制度の趣旨に沿った運用の確保を図る必要があります。また、こうした制度の適正化を前提に、この制度の活用を促進するため、制度の拡充を図ることも求められています。 そこで、技能実習を実施する実習実施者やその実施を監理する監理団体に対し必要な規制を設け、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護に係る措置等を定め、あわせて優良な実習実施者や監理団体に対してはより高度な技能実習の実施を可能とするため、本法律案を提出した次第であります。		
業務、財産、職員身分等の継承規定抜粋	—		

